

特許庁委託事業

知的財産権侵害関連裁判マニュアル

2023年3月

独立行政法人 日本貿易振興機構

北京事務所

(知的財産権部)

## 報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）が現地法律事務所に委託し、作成したものであり、調査後の法律改正等によって情報が変わる場合があります。掲載した情報・コメントは調査委託先の判断によるものであり、情報の正確性や一般的な解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にて提供する情報等に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求め下さい。

ジェトロ及び調査委託先は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、或いは懲罰的な損害及び利益の喪失について、それが契約、不法行為、無過失責任、或いはその他の原因に基づき生じたかにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロ又は調査委託先が係る損害等の可能性を知らされていても同様とします。

# 目次

初めに	6
第1章 中国知的財産権司法制度の概要	7
第1節 中国知的財産権訴訟形態	7
一、知的財産権事件の増加動向	7
二、知的財産権訴訟損害賠償の動向	9
三、知的財産権事件の地域の特徴	12
四、知的財産権訴訟の司法環境	13
第2節 中国知的財産権司法制度体系	15
一、中国法律体系	15
二、知的財産権関連法の検索	36
第3節 知的財産権判決に関わる法院の組織体系	38
一、中国法院の組織体系	38
二、知的財産権審判体系	40
三、知識産権法院	41
四、知識産権法廷	43
五、インターネット法院	45
六、「三審合一」裁判モデル	46
第4節 知的財産権訴訟概要	48
一、知的財産権訴訟の分類	48
二、知的財産権訴訟の流れ	53
三、知的財産権訴訟の管轄	70
四、知的財産権訴訟の費用	81
第2章 訴訟準備の実務	86
第1節 権利侵害の監視	86
一、権利侵害監視のチームの設立	86
二、権利侵害のルート探し	87
三、訴訟の代わりに選択	88
第2節 弁護士の選定	93
一、弁護士の選択と評価のポイント	93
二、事務所に関する情報の入手	95
三、弁護士の費用について	96
四、委任契約の締結	97
第3節 法律事務所との確認事項	97
一、訴訟リスクの評価	97
二、当事者の適格の審査	99
三、訴訟のタイミングの確認	105
四、訴訟の訴因の確認	106
五、管轄法院の確認	115
六、侵害責任の確認	116
第4節 立件の準備	118

一、訴訟前の調査.....	118
二、証拠準備.....	123
三、立件の申請.....	129
第5節 証拠の保全.....	135
一、概要.....	135
二、中国公証制度.....	139
三、認証制度について.....	146
四、電子証拠保存.....	152
第6節 司法鑑定.....	160
一、自発的鑑定と司法鑑定との区別.....	160
二、司法鑑定の概要.....	162
第3章 訴訟中の実務.....	170
第1節 民事訴訟実務.....	170
一、民事訴訟の概要.....	170
二、民事訴訟の流れ.....	173
三、挙証.....	178
四、証拠調査.....	189
五、訴訟調停.....	199
六、民事訴訟書類.....	206
第2節 刑事訴訟事務.....	213
一、知的財産権侵害罪の概要.....	214
二、刑事訴訟の流れ.....	224
三、刑事附帯民事訴訟.....	233
第3節 行政訴訟の実務.....	239
一、行政訴訟の概要.....	239
二、行政訴訟の流れ.....	248
三、権利付与・権利確定をめぐる行政訴訟.....	253
第4章 訴えられた場合の対処法.....	264
第1節 警告状を受け取った時の対処.....	264
一、警告状に対する評価.....	264
二、警告状の送付先に対する調査.....	265
三、警告状に対する対処手段.....	267
第2節 侵害訴訟への防衛.....	269
一、手続き上の異議申立の可能性について.....	269
二、知的財産権を用いて抗弁理由を探す.....	272
三、相手の侵害訴訟へ反撃する.....	274
四、できる限り権利侵害賠償額を引き下げる.....	278
第3節 起訴された場合の抗弁事由.....	279
一、専利権侵害への抗弁事由.....	279
二、商標権侵害への抗弁事由.....	282
三、著作権侵害への抗弁事由.....	291
四、不正競争侵害への抗弁事由.....	295

第4節	いざという時のための準備	297
一、	製品販売の一時停止	298
二、	クライアントからの支持を得る	298
三、	権利侵害回避デザインを行う	299
四、	未権利化市場の活用	299
五、	予備危機管理広報活動	300
第5章	訴訟後の実務	303
第1節	判決の履行	303
一、	有効な執行のためのアドバイス	303
二、	強制執行のための手掛りの調査	305
三、	強制執行の督促手段	308
四、	強制執行の注意事項	310
第2節	判決結果の公表	312
一、	法院の公表	312
二、	企業のホームページでの侵害者の情報の公開	315
三、	適切な宣伝	315
四、	その他の侵害者への警告の証拠	315
第3節	再発防止のための監視	316
一、	再発の可能性について	316
二、	再発防止の手段	316
三、	再犯重罰に関する規定	321
第6章	訴訟に関するトピックス及び専門研究	324
一、	商標の悪意ある抜け駆け出願への対処法	324
二、	OEM生産の商標侵害問題	331
三、	商標・専利に係る並行輸入の問題	337
四、	企業名称による商標権侵害又は不正競争の法律問題研究	347
五、	インターネットによる知的財産権侵害の対策研究	354
六、	不法アップグレード及び改修等の権利侵害取締に関する事件処理ガイドライン	360
七、	フォントタイプ関連の著作権の問題	369
八、	中国医薬品パテントリンケージ制度について	376
九、	グラフィックユーザーインターフェイスの意匠権侵害の問題研究	384
十、	分業化による他人の専利権侵害行為に関する責任研究	393
十一、	意匠・実用新案権に関わる判例研究	400
十二、	知的財産権行政差止命令等の知的財産権保護制度の設置に関する検討	408
十三、	知的財産権侵害に係る懲罰的賠償制度の研究	412
添付資料		418
資料一、	知的財産権関連の主な法律制度の概要	418
資料二、	中国における知的財産権関連の高額賠償の典型的事例の概要	450

## 初めに

知的財産はますます企業競争における戦略的資源、企業競争における有力なツールになってきている。知的財産の件数の増加と品質の向上に伴い、知的財産をめぐる紛争は、企業が市場競争に参加する際に回避することができない問題になると予見できる。中国において、知的財産権保護は「双軌制（二重構造）」の保護モデルを採用しており、行政保護を請求することもでき、司法救済を求めることもできるが、司法救済は知的財産権保護の中で主導的な地位を占めている。本マニュアルは、中国における知的財産権関連訴訟の手続きや留意事項等について日本の権利者に広く情報提供し、日本企業による知的財産権保護対策を検討する際の参考としていただくことを目的とする。

本マニュアルには、主に以下の内容が含まれている。

- 第1章 中国知的財産権司法制度の概要
- 第2章 訴訟の準備の実務
- 第3章 訴訟中の実務
- 第4章 訴えられた場合の対処法
- 第5章 訴訟後の実務
- 第6章 訴訟に関するトピックス及び専門研究

# 第1章 中国知的財産権司法制度の概要

## 第1節 中国知的財産権訴訟形態

### 一、知的財産権事件の増加動向

2019年、中国法院が新規受理した第一審知的財産権事件は計420,808件で、その内、民事事件は94.82%を占め、399,031件に達し、2018年の民事事件数より40.79%上昇した。第一審知的財産権民事事件の内、著作権に関わるものは293,066件、商標権に関わるものは65,224件、専利権<sup>1</sup>に関わるものは22,223件、その他の類型は18,518件であった。なお、新規受理した知的財産権行政事件は16,134件、知的財産権刑事事件は5,242件であった。

2019年、北京、上海、広州知識産権法院が受理した第一審、第二審事件は計38,542件で、結審したのは計39,835件、2018年よりそれぞれ24.74%、54.78%上昇した。

北京知識産権法院が2019年に受理した専利行政事件は前年同期比10.22%増の1,672件で、結審したのは前年同期比36.64%増の1376件であった。受理した商標行政事件は前年同期比19.72%増の14,335件で、結審したのは前年同期比67.34%増の16,880件であった<sup>2</sup>。

2020年、全国の地方人民法院が新規受理した第一審知的財産権事件は計467,334件で、その内、民事第一審事件は前年同期比11.10%増の443,326件であった。第一審知的財産権民事事件の内、著作権に関わるものは313,497件、商標権に関わるものは78,157件、専利権に関わるものは28,528件、その他の類型は23,144件であった。なお、新規受理した知的財産権行政第一審事件は18,464件、刑事第一審事件は5,544件であった<sup>3</sup>。

2021年、全国の地方人民法院が新規受理した第一審知的財産権事件は計577,102件で、その内、民事第一審事件は前年同期比24.12%増の550,263件であった。第一審知的

---

<sup>1</sup> 専利とは、発明専利（日本における「特許」に略相当）、実用新案（同「実用新案」）及び外観設計（同「意匠」）の総称である。

<sup>2</sup> 「林広海：2019年、全国法院が新規受理した第一審知的財産権事件は計420808件」、中国知的財産雑誌（公式アカウント）、2020年1月11日。

<sup>3</sup> 国家知識産権局「2020年中国知的財産権保護状況白書」

財産権民事事件の内、著作権に関わるものは360,489件、商標権に関わるものは124,716件、専利権に関わるものは31,618件、その他の類型は33,440件であった。なお、新規受理した知的財産権行政第一審事件は20,563件、刑事第一審事件は6,276件であった<sup>4</sup>。

中国における毎年の知的財産権事件の総件数はその他の民事事件の総件数に比べて多くないが、2013-2015年に一時的な横ばいを見せた他、毎年の増加スピードは非常に速かった。統計データによると、中国における知的財産権民事第一審事件は2009年の3.06万件から2021年の57.71万件に大幅に増加した。事実として、知的財産権事件の急激な上昇は経済のモデル転換、法意識の強化等様々な要素によって進んだものであるが、同時期における中国の有効専利保有件数、有効商標登録件数の急速な成長と正比例の関係がある。

表 1-1 中国における知的財産権民事事件及び知的財産権の保有件数

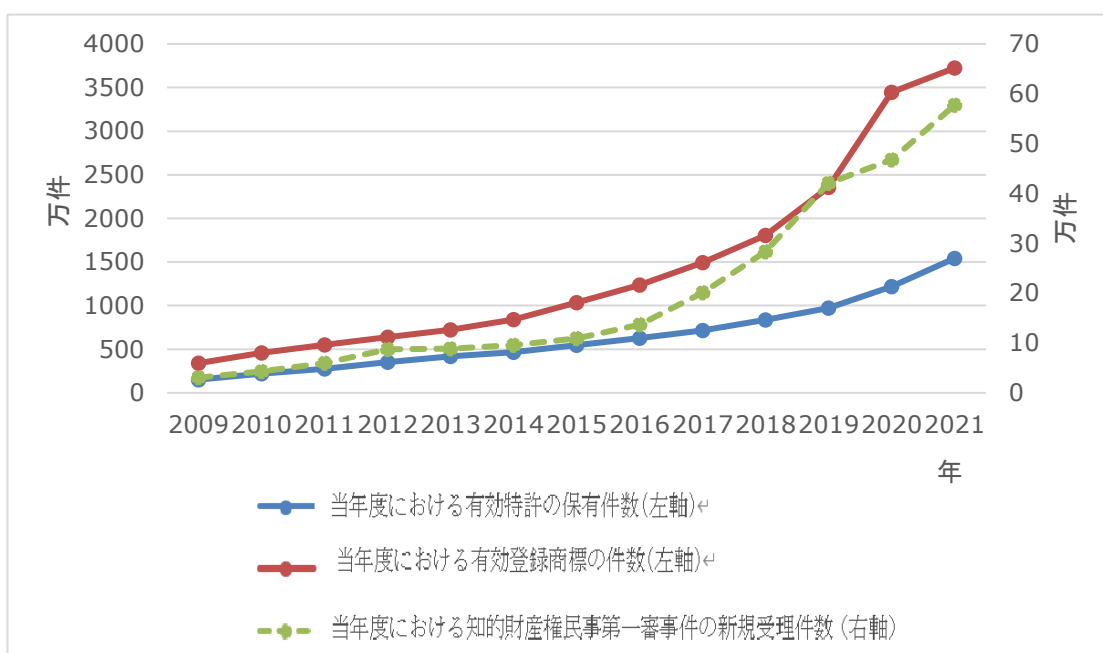
年	知的財産権民事第一審事件の新規受理件数 (万件)	有効専利の保有件数 (万件)	有効登録商標の件数 (万件)
2009	3.06	152.00	340.45
2010	4.29	221.61	460.40
2011	5.96	273.99	551.01
2012	8.74	350.85	640.00
2013	8.86	419.51	723.79
2014	9.55	464.25	839.00
2015	10.94	547.76	1034.39
2016	13.65	628.52	1237.64
2017	20.10	714.76	1491.98
2018	28.34	838.06	1804.89

<sup>4</sup> 国家知識産権局「2021年中国知的財産権保護状況白書」



2019	42.08	972.25	2354.35
2020	46.73	1219.30	3447.50
2021	57.71	1542.10	3724.00

図 1-2 知的財産権民事事件と知的財産権の保有件数の関連性



## 二、知的財産権訴訟損害賠償の動向

近年の中国における知的財産権司法実務において、高額な損害賠償を判決された事例は、ますます多くなり、至るところにある。

●2017年12月、福建省高級人民法院は審理を経て第二審の最終審判決を下した。法廷は、23件被訴権利侵害製品に含まれる技術案が華為の特許の保護範囲に入っており、サムスンが提出した現有技術及び抵触出願の抗弁が成立しないと判断した。法院は、サムスンは華為に対し8,050万元の権利侵害賠償額を支払うとともに、計23機種サムスン携帯電話の生産、販売を停止する旨の判決を言い渡した<sup>5</sup>。

<sup>5</sup> 福建省高級人民法院（2017）閩民終501号民事判決書を参照。

●2018年3月、蘇州市中級人民法院は、天象互動が開発し、愛奇芸が運営するモバイルゲーム「花千骨」は蝸牛数字が開発した「太極パンダ」の著作権を侵害していると判断し、天象互動と愛奇芸が蝸牛数字の経済的損失として3,000万人民元を賠償する旨の判決を言い渡した。2019年12月、江蘇省高級人民法院は第二審の最終審判決を下し、上訴を棄却し、原判決を維持した<sup>6</sup>。

●2018年12月、山東省高級人民法院は、山東広電網絡有限公司が中国聯合網絡通信有限公司山東省支社、山東海看網絡科技有限公司を訴えた不正競争事件について第二審判決を下し、広電網絡会社が主張した5,000万元の損害賠償請求を支持した<sup>7</sup>。

●2019年12月、広東省高級人民法院は、広州網易計算機系統有限公司と広州華多網絡科技有限公司の著作権侵害及び不正競争紛争事件について第二審判決を下し、華多社のゲームライブ配信行為は「その他の著作権侵害行為」に該当し、権利侵害を構成すると認定し、華多社が網易社の経済的損失として2,000万元を賠償する旨の判決を言い渡した<sup>8</sup>。

●2020年6月、天津市第三中級人民法院は、騰訊計算機系統公司等と隆耀電子商務会社の商標権侵害及び不正競争紛争事件について第一審判決を下し、隆耀電子商務会社の行為はインターネット業界の市場競争秩序及び消費者の合法的利益を著しく害しており、不正競争行為に該当し、また、その行為は原告の商標権、著作権の侵害にも関わっていると認定した。天津市第三中級人民法院は、隆耀電子商務会社は直ちに商標権侵害及び不正競争行為を停止し、声明を掲載して影響を排除し、かつ経済的損失として5,000万元を賠償する旨の判決を言い渡した<sup>9</sup>。

●2020年5月、北京高級人民法院は、北京炎黃盈動科技發展有限責任会社が亜馬遜通及び光環新網公司を訴えた商標権侵害紛争事件について第一審判決を下し、2被告は「AWS」標章の使用を停止し、原告の経済的損失として7,600万元余りを賠償する旨の判決を言い渡した<sup>10</sup>。

●2020年12月、杭州市中級人民法院は、ワイス社及びワイス上海（ワイス社の関連会

---

<sup>6</sup> 江蘇省高級人民法院（2018）蘇民終1054号民事判決書を参照。

<sup>7</sup> 山東省高級人民法院（2018）魯民終937号民事判決書を参照。

<sup>8</sup> 広東省高級人民法院（2018）粵民終137号民事判決書を参照。

<sup>9</sup> 天津市第三中級人民法院（2019）津03知民初652号民事判決書を参照。

<sup>10</sup> 北京市高級人民法院（2018）京民初127号民事判決書を参照。

社)が広州恵氏宝贝母婴用品有限公司(以下、「広州ワイス」という)等を訴えた商標権侵害及び不正競争紛争事件について第一審判決を下し、原告の主張する懲罰的賠償を適用による被告が得た利益の3倍で計算した3,000万元の賠償を支持する旨の判決を言い渡した<sup>11</sup>。

●2021年6月30日、江蘇省高級人民法院は、シャトーラフィットロートシルトが南京金色希望酒業有限公司、南京拉菲莊園酒業有限公司等の7被告を訴えた商標権侵害及び不正競争紛争事件について第一審判決を下し、南京金色希望公司等の7被告が商品及び包装、広告宣伝、販売される製品において「LAFEI MANOR」「拉菲莊園」を使用した行為は商標権侵害に該当し、産地偽装及び虚偽広告を実施したことは不正競争に該当し、シャトーラフィットロートシルトに深刻な損害を及ぼし、公平な市場競争秩序を害していると認定し、被告は権利侵害を直ちに停止し、損害及び合理的な支出7,917万元を賠償する旨の判決を言い渡した<sup>12</sup>。

●2022年8月17日、江蘇高級人民法院は、徳禄産業(raumplus Besitz-und Entwicklungs-GmbH & Co. KG)、徳禄国際有限公司(raumplus GmbH)等が徳禄家具(上海)有限公司、徳禄家具(南通)有限公司、朱培軍を訴えた商標権侵害及び不正競争紛争事件について第二審の最終判決を下し、原告の主張する5,000万元の損害賠償請求を全額支持した。当該事件において、法院は、被告の行為は悪意の権利侵害に該当しかつ情状が深刻であると認定し、1倍の懲罰的賠償を適用し、原告の5,000万元の賠償請求を全額支持した<sup>13</sup>。

全体から見れば、専利法、商標法等の法改正も、中国最高人民法院の直近の知的財産権関連司法政策の公布も、損害賠償レベル等知的財産権に対する保護レベルの強化を示している。知的財産権の保護が強いからといって必ずしも高額な賠償が得られるというわけではないが、中国の将来における知的財産権の賠償レベルは一層強化されると予期できる。賠償額について、2020年に改正された中国専利法と著作権法等において賠償額の上限を拡大し、懲罰的賠償に関する規定を追加した。賠償レベルの他に、訴訟前保全、証明妨害制度等、中国における知的財産権の手続き上の保護も整備されてきた。従

<sup>11</sup> 杭州市中級人民法院(2019)浙01民初412号民事判決書を参照。

<sup>12</sup> 江蘇省高級人民法院(2017)蘇民初5号民事判決書を参照。

<sup>13</sup> 江蘇省高級人民法院(2021)蘇民終2636号民事判決書を参照。

って、中国における知的財産権をめぐる訴訟の賠償額は安定的でありながら上昇する傾向を見せ、賠償額の全区間の分布もますます合理的になり、適切に当事者の予期訴求に応えることができるという傾向が見られる。

### 三、知的財産権事件の地域の特徴

国家知識産権局の知的財産権発展研究センターが2020年～2022年に発表した「中国知的財産権発展状況評価報告書」によると、中国の31地域における知的財産権事件数の分布は経済発展の格差と明らかな正の相関性を示している。全体から見れば、中国東部の知的財産権総合指数は中国中部及び中国西部より優れており、知的財産権にある程度の地域的格差があることを表している。2019年、中国における区域の知的財産権指数トップ10の省は、北京、広東、江蘇、上海、浙江、山東、安徽、湖北、天津、陝西であった<sup>14</sup>。その内、2019年知的財産権総合発展指数ランキングのトップ6の地域は、広東、上海、江蘇、北京、浙江と山東であった<sup>15</sup>。2020年、全国の知的財産権総合指数トップ6の地区は、広東、江蘇、北京、上海、浙江、山東であった<sup>16</sup>。2021年、中国の知的財産権保護レベルトップ10の省は、広東、江蘇、上海、福建、浙江、安徽、北京、湖北、山東、河南であった<sup>17</sup>。これらのデータを合わせて見れば、近年、北京、上海、江蘇、浙江と広東の5省・市の知的財産権発展レベルは常に上位を維持しており、中国における知的財産権訴訟の重点的地域でもあることが分かる。2016年、北京、上海、江蘇、浙江、広東の5省・市の法院の事件受理数は常に高レベルの態勢を維持しており、各種知的財産権事件の新規受理件数は計107,011件で、中国法院における知的財産権事件総件数の70.37%を占めた。2017年、北京、上海、江蘇、浙江、広東の5省・市の法院における知的財産権の事件受理件数は、中国法院における知的財産権事件総件数の70.65%を占めた。これにより、北京、長江デルタと珠江デルタは、中国における知的財産権訴訟の重要な地域であることが分かり、知的財産権事件は、強い地域集中分布の特

<sup>14</sup> <http://news.sciencenet.cn/htmlnews/2019/11/432947.shtml>、「中国における知的財産権指数報告書2019」は北京で発表された。

<sup>15</sup> <http://www.nipso.cn/onews.asp?id=50981>。

<sup>16</sup> 国家知識産権局の知的財産権発展研究センター「2020年中国知的財産権発展状況評価報告書」

<sup>17</sup> 国家知識産権局の知的財産権発展研究センター「2021年中国知的財産権発展状況評価報告書」

徴があることを示している。知的財産権事件が北京、長江デルタと珠江デルタ等の地域に集中している理由は、北京、長江デルタと珠江デルタの経済が発達し、現地の企業が知的財産権をより重視していること、北京、長江デルタと珠江デルタの法院は多くの知的財産権裁判経験を有し、知的財産権裁判の高いレベルを持っていること、知的財産専門の弁護士が多くが現在、北京、長江デルタと珠江デルタに集中し、管轄法院を決める時にも上記の地域を優先すること等、色々挙げられる。

#### 四、知的財産権訴訟の司法環境

国家知識産権局の知的財産権発展研究センターが作成した「2019 年中国知的財産権発展状況評価報告書」のデータによると、中国における知的財産権保護指数は 2010 年から現在まで、継続的かつ安定的に向上してきた。中国の知的財産権裁判体系と裁判能力の近代化も着実に強化されてきた。司法サービスと保障レベルも持続的に高まり、知的財産権保護の社会満足度は著しく向上してきた。

2020 年 4 月 15 日、全面的に知的財産権司法保護を強化するために、最高人民法院は、「知的財産権司法保護の全面的強化に関する意見」を公布した。同意見が提案された主な目的は、中国が経済の質の高い発展を推進し、より高いレベルの開放型経済の新体制を構築する内在的要求及び積極的に国際基準に近付ける対外開放枠組みを積極的に図るためである。同意見は、各種知的財産権の保護措置について規定しており、権利者の合法的権益の保護も重視している。同意見は、問題解決を指向し、司法保護の実際効果の強化を求める他、協力交渉に関連する基本的な業務規定も記載している。

2020 年 9 月 15 日、最高人民法院は、知的財産権裁判の実務経験と結びつけて、「法による知的財産権侵害行為への懲罰強化に関する意見」を公布した。その目的は事件を公正的に審理し、法により知的財産権侵害行為への懲罰を強化し、効果的に権利侵害行為を抑止し、良好な法治化事業環境を醸成することである。具体的には、第 1 に保全措置の適用強化、第 2 に法による権利侵害停止の判決言い渡し、第 3 に法による賠償額の引き上げ、第 4 に刑事摘発の拡大という 4 つの面に具現化されている。近年、最高人民法院による知的財産権司法保護関連の取組が非常に多く、ほんの一部からでも物事の内容を押し量ることができるように、中国における知的財産権の司法環境全体が継続的に

高水準の保護へと発展していることが分かる。

2021年1月12日、最高人民法院と国家知識産権局は共同して「知的財産権紛争のオンライン訴訟調停対応メカニズムの構築に関する通知」を発表した。同対応メカニズムは、知的財産権をめぐる紛争の解消における調停の重要な役割を十分に発揮し、効率的、便利なオンライン訴訟調停対応メカニズムを構築し、知的財産権保護を一層強化することを目指している。各級の知的財産権管理部門は国家知識産権局の指導の下で、同級の人民法院と調整メカニズムを構築し、全国知的財産権紛争調停組織と調停員が人民法院調停プラットフォームに登録し、全プロセスのオンライン調停、オンライン司法確認や調停書の申請等の訴訟調停対応を展開するよう指導し、全面的に知的財産権紛争調停の品質と効率を向上させた。

2021年4月22日、最高人民法院は「人民法院知的財産権司法保護計画（2021-2025年）」を発表し、「十四・五」時期の知的財産権司法保護の重点的な業務措置を明確化した。商業標識の保護を強化し、悪意の抜け駆け商標登録、商標ストック等の行為に対する懲罰を強化し、商標登録出願秩序の正常化及び規範化を促進することを提案した。

2021年9月24日、最高人民法院は「知的財産強国建設に強力な司法サービスと保障を提供するための、新時代の知的財産権裁判業務の強化に関する最高人民法院の意見」を公布し、新たな発展段階に立脚し、新たな発展理念を徹底し、新たな発展の枠組みを構築し、質の高い発展を推進するという戦略的な視点から出発し、「知的財産権の保護はイノベーションの保護である」という理念を堅持し、新時代の知的財産権司法保護のニーズ及び社会からの関心に積極的に応答し、業務要求、公正司法、効能向上、改革深化という四つの側面から、新時代の知的財産権裁判業務の全面的強化について20ヶ条の政策措置を提出した。

2022年7月14日、最高人民法院は「全国統一大市場の構築加速のための司法サービス及び保障の提供に関する最高人民法院の意見」を公布した。同意見では、司法の独占禁止及び反不正競争を強化し、法により独占契約、市場支配地位の濫用等の独占行為を制止し、営業秘密の侵害、商標の悪意による抜け駆け登録、便乗模倣等の不正競争行為を厳しく取り締まり、科学技術革新、情報セキュリティ、民生保障等の重点分野における不正競争事件の審理を強化すると指摘した。

裁判の改革革新を持続的に強化し、知的財産権裁判体系を整えてきた中国では、近年、一連のシンボルとなる事件があった。例えば、第1に中国の全国範囲内における専利等技術性の強い民事、行政第二審事件を統一的に審理する最高人民法院知識産権法廷が設立された。第2に北京、上海、広州、海南等の地方に知識産権法院が設立された。第3に地方法院に地域を跨って管轄する知識産権法廷が設立された。28市で知識産権法廷が設立されており、優位性のある裁判資源を集中して、地域を跨って専利等の技術関連事件を管轄している。そして、第4に杭州、北京、広州インターネット法院が相次いで設立された。

最高人民法院による知的財産権保護に関連する一連の取組により、司法保護はまずトップレベルデザインからのものであることを反映している。これはトップダウンの変動であり、このような変更はそれに伴う妨害を最も克服することができる。例えば、「三合一」の全面的な推進は、もともと慣例になっていた事件の3分立プロセスを覆した。最高人民法院の知識産権法廷、地方知識産権法院及び地方法院の知識産権法廷の設立によって、知的財産権訴訟の第一審から第二審までの専門的裁判を網羅している。

これらの専門法院と法廷は、知的財産権に関連する紛争をより専門的に解決するのに有益である。

## 第2節 中国知的財産権司法制度体系

### 一、中国法律体系

中国は、成文法の国家に該当し、法の正式な淵源は、主に中央及び各立法機関が制定する憲法、法律、行政法規、地方性法規等を通じて表現されている。前述の法の正式な淵源には法律位階があり、即ち、上位法は下位法に優先し、具体的な法律位階は憲法>法律>行政法規>規章>地方性法規という順序に基づいて徐々に低減されている。

司法実務において、例えば、最高人民法院による司法解釈等の略式な淵源も同様に広範に運用されている。司法解釈は法の正式な淵源には該当しないものの、人民法院は直接司法解釈を引用することによりその判決を言い渡すことができるので、司法解釈と

それにより解釈される法律の位階は同一であるものと理解することができる。

中国において、判例は、法の正式な淵源とすることができない。しかし、事件の審理尺度を統一し、司法実務の中に存在する「同一事件に対する相異の判決」の問題を解決するために、最高人民法院、最高検は、不定期に典型的な意義がある一部の事例を發布することにより、法律の適用及び事件の審理基準を明確化し、各人民法院が関連事件を審理するときの参考資料を提供している。2010年11月に公布された「事例指導に関する最高人民法院の規定」（法発〔2010〕51号）において、全国法院の裁判、執行に対し指導的な役割がある指導事例は、最高人民法院が確定し、統一的に発表すると規定している。2022年末まで、最高人民法院は36回計201の指導事例を正式に発表した。

また、最高人民法院は2020年7月31日より試行してきた「法適用の統一化と類似事件検索の強化に関する指導意見（試行）」において、先行の判例（類似事件）を司法裁判の指導としなければならないことを明確にしている。その内、「類似事件」については、最高人民法院が発表した指導事例、最高人民法院が発表した典型的な事例及び裁判が発効した事件、事件所在省（自治区、直轄市）の高級人民法院が発表した参考事例及び裁判が発効した事件並びに一級上の人民法院や当該法院の裁判が発効した事件と解釈されている。更には検索結果として表示された類似事件が指導事例である場合、人民法院はそれを参照して裁判しなければならないが、検索結果としてその他の類似事件が表示された場合、人民法院はこれを裁判の参考とすることができる。

引き続き、前述の法の淵源について簡単に紹介する。

### （一）法律及び法律の改正

法律とは、全国人民代表大会と全国人民代表大会常務委員会が制定・頒布した規範性書類として、基本法律と一般法律の両種類に分けられている。基本法律は、国家と社会生活の中で普遍性のある社会関係、例えば、「刑法」、「民法」、「刑事訴訟法」、「民事訴訟法」等を規定している。一般法律は、調整ある種類の具体的な社会関係又はその中のある方面の内容を規定している。その内容は、割と具体的なもの、例えば、「商標法」、「文物保護法」等である。

その内、2023年初まで、知的財産に密接な関係がある現行の有効な特別法に、主に



「専利法」、「商標法」、「著作権法」、「反不正競争法」等が含まれる。知的財産関連業界の変化に適応するように、2017年、2019年の「反不正競争法」改正、2019年の「商標法」改正、2020年の「専利法」、「著作権法」改正等、近年、中国は上記の法律に対し全て改正を行なった。なお、2020年、中国全国人民代表大会常務委員会は、「中華人民共和国刑法改正案（十一）」における「知的財産権侵害犯罪」に関わる改正を可決した。

次に一連の法律の改正状況について詳しく説明する。

## 1、「専利法」に対する改正（2020年）

2020年の専利法改正は中国で「専利法」が公布されて以来、4回目の法改正であり、3回の会議を経て、最終的に2020年10月17日、第十三期中国全国人民代表大会常務委員会は、全国人民代表大会常務委員会の「中華人民共和国専利法」の改正に関する決定を可決した。同決定は2021年6月1日より施行された。

### (1) 改正背景

2008年の3回目の専利法改正以降、中国は、専利保護において着実に効果的な取組を展開し、世界中に認められる成績と進歩を遂げ、相次いで年間発明専利出願件数と国内有効発明専利保有件数の「2つの100万件」という重大な突破を実現し、「特許協力条約」(PCT)に基づく国際特許出願件数は世界1位となり、専利の行政保護と司法保護が全面的に強化され、経営環境が継続的に改善され、社会全体の知的財産権意識が高まりつつあった。しかし、技術発展や市場競争の激化に伴い、専利保護分野において新課題、新たな矛盾が次々に現れてきた。例えば、専利権保護効果と専利権者の期待との間に格差があり、専利権の擁護において挙証が難しく、コストが高く、賠償が低い等の問題点があり、地域を跨る権利侵害現象が増加し、専利権の濫用現象が時々発生している。専利技術の実用化率が高くなく、専利許諾の需給情報が対称ではなく、実用化サービスが足りない。関連国際条約への加入の必要に適応し、更に発明者やデザイナーの便宜を図るために、専利審査・権利付与制度を更に改善する余地がある。2014年、全国人民代表大会常務委員会は専利法の実施効果に対し監査を行い、専利業務の成績と進歩を肯定すると同時に、専利の品質レベルが低い、権利侵害行為が時々発生する、専利の運用能力が足りない、専利の公共サービス能力と市場サービス能力が不十分等いくつかの間

題点を指摘した。

## (2) 改正の主な考え方

専利法の毎回の改正は、全て国家発展の必要と実務のニーズを踏まえ、時代の要求と結びつけて専利の法制度に対し行われる重要な調整と整備である。

専利法の 4 回目の改正の主な考え方は以下のとおりである。第 1 に問題志向を堅持し、国情と革新主体の実際の必要に立脚し、専利権者の合法的權益を一層保護し、専利権侵害違法行為に対する懲罰を拡大する。第 2 に発明創造奨励メカニズムと制度を整備し、専利実用化のサービスを強化し、専利情報の伝達を拡大し、専利の実施と運用を促進すると同時に、専利権濫用を防止する。第 3 に専利権付与制度を整備し、一層出願人の便宜を図り、国内企業の「海外進出」に有利な環境を作ることである。

## (3) 改正の要点

専利法の 4 回目の改正において、7 条を追加し、22 条を修正し、1 条を削除し、専利保護強化、専利運用促進と専利審査制度の充実化等においていくつも重要な改正点があった。

### 1) 専利保護強化

ア、懲罰的賠償制度を追加した。改正後の専利法では、故意による専利権侵害行為に対し、1 倍以上 5 倍以下の懲罰的賠償を規定しており、専利権侵害のコストを大きく引き上げ、賠償レベルを強化した。

イ、法定賠償額を引き上げた。改正後の専利法では、専利権侵害の法定賠償額を「1 万元以上 100 万元以下」から「3 万元以上 500 万元以下」に引き上げ、上限・下限とともに引き上げた。

ウ、証拠規則を充実化させた。改正後の専利法では、賠償額の確定に関連する証拠規則を更に充実化させ、「権利者がすでに挙証のために力を尽くしたにもかかわらず、権利侵害行為に係る帳簿、資料が主に権利侵害者に保有されている状況下で、人民法院は権利侵害行為に係る帳簿、資料の提供を権利侵害者に命じることができる。権利侵害者がそれを提供せず、又は虚偽の帳簿、資料を提供した場合、人民法院は権利者の主張及び提供した証拠を参考にして賠償額を判定することができる。」と規定している。この規定は、権利者の挙証負担を大いに軽減し、専利権擁護における「挙証難」の問題の解

決に有益であり、具体的な賠償額の確定にも有益である。

エ、行政保護の優位性を一層発揮し、行政保護の関連規定を整備した。改正後の専利法では、更に専利詐称行為に対する処罰を強化し、罰金金額を引き上げた。国務院専利行政部門が全国的に重大な影響がある専利権侵害事件を処理するための規定を追加した。「専利事業管理部門は、専利権者又は利害関係者の請求に応じて専利権侵害紛争を処理するにあたって、本行政区域内において同一の専利権を侵害した事件については併合して処理することができる。」と規定している。「地域を跨って同一の専利権を侵害した事件については、上級の地方人民政府の専利事業管理部門に処理を請求することができる。」と明記している。「専利業務管理部門は専利権侵害紛争を処理する時、関連当事者に尋問し、違法被疑行為に関連する状況を調査し、当事者が違法被疑行為を行った場所に対して立入検査を実施することができ、違法被疑行為に関連する製品を検査することもできる。」と規定している。

オ、薬品専利に対する保護を強化した。改正後の専利法では、薬品専利をめぐる2つの重要な改正があった。①新薬の発売審査承認にかかった時間を補償するために、薬品専利期限の補償規定を追加し、中国で発売許可を得た新薬関連発明専利について、国務院専利行政部門は専利権者の請求に応じて専利権期限補償を与える。補償期限は5年を超えず、新薬の発売が許可された後の総有効専利権期限は14年を超えないものとする。この規定は新薬の研究開発を奨励し、外国の新薬がなるべく早く中国で発売されるよう促進することにより、薬品のアクセシビリティを高め、社会公共の健康を保障することに有益である。②薬品発売前に一部の潜在的な専利紛争が解決され、薬品発売のリスクが低下し、専利権者、ジェネリック医薬品企業と社会公衆の利益のバランスがうまく取れるように、薬品専利紛争の早期解決手続きに関連する規定を追加した。

カ、意匠の存続期間を延長した。改正後の専利法では、革新主体の存続期間に対する多元化ニーズを満たし、中国が「工業品意匠国際登録ハーグ協定」（1999年版）に加入する条件を作るために、意匠の存続期間を出願日より10年から15年に延長した。また、改正後の専利法では、専利権付与期間補償制度を追加し、専利出願と専利権行使において信義誠実原則を遵守しなければならない等と規定している。

## 2) 専利運用促進

ア、職務発明の関連規定を更に充実化させた。高等教育機関、科学研究機関等の専利実用化、運用における「困惑」を解決するために、改正後の専利法では、組織は法により職務発明の関連権利を処分することができることを一層明確にし、国は専利権を付与された組織が所有権による激励を実施し、ストック、オプション、配当等の方式をとって、発明者やデザイナーが合理的に革新の利益を享有できるようにすることを奨励すると強調した。

イ、専利公共サービスを強化した。社会のニーズを一層満たし、専利公共サービスを強化するために、改正後の専利法では、国務院専利行政部門に対し、専利の基本データの提供を明確に要求し、国務院専利行政部門、地方人民政府の専利業務管理部門は、同級の関係部門と共同で措置を講じて、専利公共サービスを強化し、専利の実施と運用を促進するよう要求している。

ウ、専利開放許諾制度を追加した。改正後の専利法では、国際におけるやり方を参照し、開放許諾制度を追加した。なお、開放許諾は完全に専利権者の自由意思によるもので、強制許諾と本質的な相違があることを強調した。

### 3) 専利審査の整備

ア、意匠制度を整備した。改正後の専利法では、部分意匠保護制度と意匠出願国内優先権制度を追加した。

イ、実務の必要に応じて新規性猶予期間の関連規定を整備した。感染症防止等の緊急状態や非常状況に一層対応し、関連発明創造の疾患治療等における適時な応用を促進し、革新主体からの新規性喪失の例外規定を緩和するニーズに応えるために、改正後の専利法では、新規性喪失の例外の適用事由に、「国家において緊急事態又は非常事態が発生し、公共利益のために初めて公開した場合」を追加した。これにより、当面の感染症と戦う実務の必要を満たしているとともに、今後、その他の緊急事態や非常事態が発生した時の適用に可能性を与えている。

ウ、専利権評価報告制度を整備した。改正後の専利法では、専利権侵害紛争が実用新案権又は意匠権に関わるものである場合、専利権者、利害関係者又は侵害被疑者は自発的に専利権評価報告書を発行できると規定している。これは、専利権評価報告書の発行を請求する主体が拡大され、専利権評価報告書の役割が一層発揮されること

を意味している。

エ、優先権を求める手続き規定を最適化した。改正後の専利法では、「特許協力条約」等の国際条約の規定と結びつけて、専利出願人の便宜を一層図り、優先権書類の副本の提出期限を緩和した<sup>18</sup>。

## 2、「商標法」に対する改正（2019年）

2019年の商標法改正は、中国で「商標法」が公布されて以来、4回目の法改正である。2019年4月23日付けの第十三期中国全国人民代表大会常務委員会第十回会議において、『中華人民共和国建築法』等8つの法律の改正に関する全国人民代表大会常務委員会の決定」が可決された。その内、「中華人民共和国商標法」の改正条項は2019年11月1日より施行された。

### (1) 今回の商標法改正の背景

経済社会発展の情勢に適応し、知的財産権保護を強化し、事業環境を一層改善し実務における際立った問題点を解決し、悪意による商標登録を一層効果的に抑止し、商標専用権保護を強めるためである。

### (2) 悪意による登録行為の規制に関する改正要点

今回の商標法改正は、悪意登録行為に対する規制の強化に重点を置いた。商標登録手続きの最適化、登録期間の短縮、登録コストの低減に伴い、当事者の商標登録は一層便利になった。同時に、「傍名牌（ブランドただ乗り行為）」を目的とする悪意による出願や譲渡による利益獲得を目的とした商標のストック行為等の問題が現れ、市場経済の秩序と商標管理の秩序を深刻に攪乱し、社会の広い注目を受け、規制の声が高まった。第一種類の悪意による出願行為について、現行法律における規定が比較的明確であり、近年の摘発が有効であったため、このような行為は効果的に抑止されている。しかし、買いだめ式登録行為に対する規制については、法律の中に原則的な規定しかなく、直接かつ明確で、運用性がある条項がないため、実際の運用における摘発は多くない。そのため、今回の改正は、商標登録出願が使用目的の制度の本源に戻るよう、源から悪意による登録出願行為を抑止した。

---

<sup>18</sup> 楊紅菊：「専利法の4回目の改正概要」、「専利代理」2020年第4期。

今回の改正における悪意による登録行為に対する規制は、主に以下の3つの面に関わっている。第1に商標使用義務を強化し、「使用を目的としない悪意による商標登録出願を拒絶しなければならない」という規定を追加し、まず審査段階において適用し、悪意による登録を摘発するゲートウェイの前置を実現し、それを異議申立と無効宣告請求の事由とし、異議申立手続と無効宣告手続に直接適用している。第2に商標代理行為を規範化し、「商標代理機構は委託者の悪意による登録行為を知り得たか又は知っているはずであった場合、これを受託してはならず、当該受託を発見した場合は、法により責任を追及する」と規定している。第3に出願人、商標代理機構の悪意による商標登録出願、悪意による訴訟行為について処罰措置を規定している。これにより、悪意登録行為に対する規制が、商標登録出願と保護の全手続を貫いており、責任主体においては、出願人と権利者を含めているし、仲介サービス機構も含めている。

#### (3) 権利侵害の賠償額の引き上げに関する改正要点

権利侵害コストを一層引き上げ、悪意のある権利侵害者に懲罰を与え、商標専用権を厳格に保護し、権利者により十分な補償を与えるために、今回の改正は、「専利法改正草案」の関連規定と対照し、悪意による商標専用権侵害の賠償額の計算倍数を1倍以上3倍以下から1倍以上5倍以下に引き上げ、かつ商標権侵害の法定賠償額の上限を300万元から500万元に引き上げた。

#### (4) 登録商標詐称行為の摘発に関する改正要点

追加内容として、「商標紛争事件の審理において、人民法院は権利者の請求に応じて、登録商標を詐称した商品及び主に登録商標を詐称した商品の製造に用いる材料、道具を廃棄するよう命じることができ、登録商標を詐称した商品は詐称した登録商標を除去しただけでは商業ルートへの流入を認めてはならない。」と規定している。上記改正は、廃棄と商業ルートへの流入禁止を最も主要な処分手段とし、登録商標詐称行為者の違法コストを大幅に引き上げ、それに対する効果的な抑止力を形成した。また、追加された規定と商標法の現行規定における行政機関の処理手段とのバランスが取れており、商標権保護がより全面的になっている。

また、商標制度を更に整備し、商標分野に存在する際立った問題を解決し、社会主義市場経済の質の高い発展を促進するために、国家知識産権局は2022年より特別ワーキ

ンググループを発足させ、商標法及びその実施条例の改正の促進に力を入れ、「中華人民共和国商標法改正草案（意見募集稿）」を起草するとともに、2023年1月13日に同草案を社会の各関係者に公開し、意見を募集した。中国「商標法」の改正はまだ続行中である。

### 3、「著作権法」に対する改正（2020年）

2020年の著作権法改正は、中国で「著作権法」が公布されて以来、3回目の法改正である。3回の会議を経て、最終的に2020年11月11日付けの第十三期中国全国人民代表大会常務委員会第二十三回会議において、「中華人民共和国著作権法」の改正に関する決定が可決された。同決定は2021年6月1日より施行された。

#### (1) 改正の背景

中国経済社会の発展に伴い、著作権保護分野において、早急に著作権法の改正、整備によって解決しなければならない新状況、新課題がいくつか現れてきた。

第1にネットワーク化、デジタル化等をはじめとする新技術の高速な発展と応用に伴い、一部の現行規定は実務の必要に適応できなくなってきたこと。第2に著作権擁護のコストが高く、権利侵害の賠償額が低く、法執行手段が足りず、著作権侵害行為の効果的な抑止が難しく、権利保護の実際効果は権利者の期待とある程度の格差があること。第3に現行著作権法の一部の規定は、中国が近年、加入した国際条約及び公布した民法総則等の法律とうまく連動する必要があることである。

#### (2) 主な改正内容

「著作権法」の改正内容が多く細部にわたっているが、いくつかの主な改正内容について説明する。

1) 実務発展の必要に応じた関連概念の表現の修正と制度措置の追加において、新技術の高速な発展と応用の著作権立法に対する新しい要求に適応し、現行著作権法の一部の規定が新しい事物を網羅し難く、新形勢に適応できない等の問題を解決するために、新しく改正された「著作権法」では以下のように規定した。①著作物の定義と種類を以下のように修正した。「文学、芸術及び科学分野」を「文学、芸術及び科学等の分野」に修正した。「かつある種の有形的な形式で複製可能」を「一定の形式で表現可能」に

修正した。第9号の「法律、行政法規に定めたその他の著作物」を「著作物の特徴に合ったその他の知力成果」に修正した。②「映画著作物及び映画撮影に類似する方法により創作された著作物」を「視聴覚著作物」に修正し、かつ視聴覚著作物を区分し、各自の著作権帰属に対し相応の規定をした。③公衆が簡単に著作物の権利の帰属状況を把握できるように、著作物登録制度を追加した。④ネットワークにおける著作物の同期中継・使用等の新技術発展の要求に適応すべく、放送権に関する表現を修正した。⑤ラジオ、テレビ放送局が隣接権者である場合、無線方式による「中継」も有線方式による「中継」も禁止されるのを含まれることを明確にただけでなく、元々の放送組織権の保護範囲、範疇をインターネット環境に延長し、その放送するラジオ、テレビ番組に対し情報ネットワーク伝達権を享有することを明確にした。⑥技術措置と権利管理情報のオンライン・オフライン一体化保護の問題を解決すべく、技術措置と権利管理情報に関する規定を追加した。⑦著作権保護と公共利益のバランスを一層うまくとるために、無償実演等著作権の合理的な使用に係る状況を修正し、その他の規定として、「(13) 法律、行政法規に定めたその他の状況」を追加した。⑧現行著作権法第四章のタイトル名「出版、実演、録音録画、再生」を、この4つの権利の著作権の隣接権としての性質を反映するために、「著作隣接権」に修正した。⑨職務実演を行う実演家は「実演イメージが歪曲されないよう保護する」権利を享有するという規定を追加した。

2) 著作権法執行と権利侵害行為に対する処罰の強化において、著作権保護の難しさを低減させ、権利侵害行為に対する主管部門による法執行や処罰が甘い傾向があるという問題を解決するために、新しく改正された「著作権法」では以下のように規定した。①権利侵害行為の情状が深刻である場合は、賠償額1倍以上5倍以下の懲罰的賠償を適用することができる。②法定賠償額の上限を50万元から500万元に引き上げ、かつ法定賠償額の下限を500元に規定した。③権利使用料を賠償額計算の参照に追加し、権利侵害者に権利侵害に関連する帳簿、資料の提供を命じる制度を追加した。④著作権主管部門による当事者尋問、違法行為調査、現場検査、関連資料の閲覧、複製及び関連場所や品物の差押え、押収等の職権を追加し、権利侵害複製品及び製造された道具等を廃棄する措置を明確にした。

3) その他の法律との連動強化、中国が近年、加入した関連国際条約の義務履行の徹



底において、民法総則、契約法、民事訴訟法等その他の法律との一致性を維持するために、新しく改正された「著作権法」では以下のように規定した。①「公民」を「自然人」に修正し、「その他の組織」を「非法人組織」に修正した。②民法典の規定と連動させ、関連条項を「著作権における財産権に質権を設定する場合、質権設定者と質権者は法により質権設定の登記を行う」に修正した。

また、中国が近年、加入した関連国際条約の要求を徹底し、国外からの関心に答えるために、新しく改正された「著作権法」では以下のように規定した。①貸与権の対象は視聴覚著作物、コンピュータソフトウェアの原物又は複製物であることを明確にした。②撮影著作物の保護期間を延長した。③合理的使用に関する条項において、「当該著作物の正常な使用に影響を与えてはならず、著作権者の合法的権益を不合理的に損害してはならない」等の内容を規定し、盲人の合理的な使用を読字障害者まで拡大した。④実演者が他人にその実演が収録された録音録画製品の貸与を許諾し、かつ報酬を得る権利を追加した。⑤録音製作者の放送による報酬取得権と機械実演権を追加した。

#### 4、「反不正競争法」に対する改正（2017年、2019年）

第十二期中国全国人民代表大会常務委員会第三十回会議において、「反不正競争法」は1993年制定以来、初の改正が2017年11月4日に可決された。改正の目的及び主な内容は以下のものを含む。

(1) 不正競争行為を的確に定義し、法律の適応性を強化した。現行法改正にあたっては、既に存在している不正競争行為を明確に定義するとともに、将来現れる可能性がある不正競争行為の摘発に法的根拠を提供しなければならない。そのため、改正された「反不正競争法」では以下のように規定した。①関連経営者は「自由意思、平等、公平、信義誠実の原則に従い、公認の商業道徳を遵守しなければならない」という現行法における要求を維持する上に、不正競争行為に対する定義が一層現在の実際状況に適合するように、「本法における不正競争行為とは、経営者が前項規定に違反し、不正手段で市場取引に従事し、その他の経営者の合法的権益を損害し、競争秩序を攪乱する行為を指す。」（第二条）と規定した。②将来現れる可能性がある不正競争行為に対応する必要を満たすために、その他の認定条項を追加し、「経営者が本法第二条の規定に違反し、か

つ本法第二章第六条ないし第十四条及び関連法律、行政法規に明確な規定をしておらず、競争秩序を深刻に壊し、確かに摘発の必要がある市場取引行為に対し、国務院工商行政管理部門が独自で又は国務院工商行政管理部門が国務院関連部門と共同して研究し、不正競争行為と認定すべきである旨の意見を提出し、国務院に報告して決定を仰ぐ。」と規定した。

(2)実務における際立った問題に対し、禁止しなければならない不正競争行為の規定を補足、充実化した。①商業賄賂対策の必要に応じて、「経営者は取引に影響しうる第三者に贈賄してはならず、取引に影響しうる第三者は収賄してはならない。」という規定を追加し、かつ取引に影響しうる第三者の範囲を明確にした。また、社員の商業賄賂行為の認定について特別な規定をした。②営業秘密保護を強化し、営業秘密権利者の社員、元社員が営業秘密を侵害する状況に関する規定を追加し、国家機関の職員、弁護士、公認会計士等の専門家の職務履行過程において知り得た営業秘密に対する秘密保持義務に関する規定を追加した。③インターネット分野における不正競争防止の客観的な必要に応じて、インターネットにおける不正競争行為条項を追加し、「経営者は、技術手段を利用してインターネット分野でユーザーの選択に影響を与え、その他の経営者の正常な経営を妨害する行為に従事してはならない。」と規定し、かつ禁止すべき行為を具体的に規定した。また、各方面の意見を踏まえ、第二章のその他の条項の関連規定の補足、充実化を行なった。

(3)本法と関連法律制度との関係を整理し、法律規定の調和性、一致性を維持した。①第六条、第七条、第十一条、第十五条における関連公用企業・政府系事業組織による競争排除、行政独占、ダンピング、競争入札結託に関する規定を削除した。上記の条文に規定されていた行為は、それぞれ独占禁止法、競争入札法に規制される。②商標法第五十八条の規定と連動させ、「他人の登録商標、登録していない馳名商標を企業名称における商号として使用し、公衆を誤認させた場合も、不正競争行為に該当する。」という規定を追加した。

(4)民事賠償責任が優先され、行政処罰と並行する法的責任体系を整備した。不正競争違法行為は何よりもその他の経営者の合法的権益を損害したため、民事賠償を優先し、その他の経営者が不正競争行為を制止する積極性を引き出す必要がある。また、不正競

争行為も競争秩序を損害するため、行政処罰を与える必要がある。ただし、行政摘発の措置を革新する必要がある。そのため、改正された「反不正競争法」では、「経営者は本法の規定に違反し、他人に損害をもたらした場合、法により民事賠償責任を負わなければならない。経営者は民事賠償責任を負うとともに、罰金を納付する義務があり、その財産が両者を支払うのに足りない場合は、民事賠償責任の負担を優先する。」と規定している。市場競争における信用の特殊かつ重要や役割に鑑みて、改正された「反不正競争法」では、違法行為者に対する信用懲戒を追加し、「経営者が不正競争に従事し、行政処罰を受けた場合、監督検査部門はそれを信用記録に記入し、かつ関連法律、行政法規の規定に従って公示する。」と規定している。また、反不正競争法行政強制措置に関する規定を補足し、社会告発メカニズムを構築し、行政処罰を強化し、関連違法行為の法的責任に関する規定を追加し、法の懲戒作用と教育作用の確実な発揮を図っている。

その後、2019年4月23日付けの第十三期中国全国人民代表大会常務委員会第十回会議において、「反不正競争法」の改正が行われた。その改正の目的及び主な内容は以下のものを含む。

(1) 営業秘密の定義を更に充実にした。第九条において、営業秘密の定義における「技術情報と経営情報」を「技術情報、経営情報等の商業情報」に修正した。

(2) 営業秘密侵害の状況を更に明確にした。第九条第一項に、電子的侵入手段で権利者の営業秘密を入手したり、他人が秘密保持義務又は権利者の秘密保持関連要求に違反するよう教唆、誘引、幫助したり、権利者の営業秘密の入手、開示、使用又は他人への使用許諾を行ったりした場合を追加した。

(3) 第九条に、第二項として1項を追加し、経営者以外のその他の自然人、法人及び非法人組織を営業秘密侵害の責任主体の範囲に入れた。

(4) 営業秘密侵害行為の法的責任を一層強化した。第十七条に、「悪意で営業秘密侵害行為を実施し、情状が深刻である場合は、権利者が権利侵害により被った実際の損失又は権利侵害者が侵害により得た利益の1倍以上5倍以下で賠償額を確定する。」という規定を追加した。権利者が権利侵害により被った実際の損失、権利侵害者が侵害により得た利益の確定が困難である場合、人民法院の判決する最高賠償上限額を300万元から500万元に引き上げた。営業秘密侵害行為に対する行政処罰を強化し、第二十一条に、

違法所得没収の処罰を追加し、罰金の上限を 50 万元、300 万元からそれぞれ 100 万元、500 万元に引き上げた。

(5) 第三十二条として 1 条を追加し、営業秘密侵害の民事裁判手続における挙証責任の移転について以下のように規定した。営業秘密侵害の民事裁判手続において、営業秘密権利者が初歩的な証拠を提供し、その主張した営業秘密に対し秘密保持措置を講じたことを証明し、かつ営業秘密が侵害されたことを合理的に示した場合、権利侵害被疑者は、権利者の主張する営業秘密は本法に規定する営業秘密に該当しないことを証明しなければならない。営業秘密権利者が初歩的な証拠を提供して営業秘密が侵害されたことを合理的に示し、かつ以下のいずれか一つの証拠を提供した場合、権利侵害被疑者は自分が営業秘密侵害行為をしなかったことを証明しなければならない。①権利侵害被疑者は営業秘密を入手するルートやチャンスがあることを示す証拠があり、かつその使用した情報が当該営業秘密と実質的に同一である場合。②営業秘密は権利侵害被疑者に開示、使用された又は開示、使用されるリスクがあることを示す証拠がある場合。③営業秘密が権利侵害被疑者に侵害されたことを示すその他の証拠がある場合。

公平に競争する市場環境を醸成し、経営者、消費者の合法的権益及び社会の公共利益を維持し、監督管理実践における際立った問題を確実に解決し、反不正競争法制度の整備を加速するために、市場監督管理総局は 2022 年 11 月 22 日に、「中華人民共和国反不正競争法（改正草案意見募集稿）」を公表し、社会に向けて意見を公開募集した。「反不正競争法」の第 3 回改正は主に、デジタル経済の不正競争防止規則の整備、既存の不正競争行為の表現方式の改善、不正競争行為の種類を追加、不正競争防止強化の要件による法的責任の整備に集中している。

## 5、「刑法」における「知的財産権侵害罪」に対する改正（2020 年）

知的財産権分野等の法律の制定、改正と更に連動させるために、刑法についても相応の調整を行い、法律規範の系統性、完全性、調和性を強化する必要がある。従って、第十三期中国全国人民代表大会常務委員会は、2020 年 12 月 26 日付けの第二十四回会議において、「刑法修正案（十一）」（2021 年 3 月 1 日施行）を可決した。「知的財産権侵害罪」に関連する内容は以下のとおりである。

●刑法第二百十三條を次のように改正した。

「登録商標権者の許諾を得ずに、同一種類の商品、役務にその登録商標と同一の商標を使用し、情状が重大な場合には、3年以下の有期懲役に処し、罰金を併科又は単科する。情状が極めて重大な場合には、3年以上10年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。」

●刑法第二百十四條を次のように改正した。

「登録商標を詐称した商品であることを明らかに知りながら販売し、違法所得額が比較的大きい又はその他重大な情状がある場合には、3年以下の有期懲役に処し、罰金を併科又は単科する。違法所得額が巨大である又はその他極めて重大な情状がある場合は、3年以上10年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。」

●刑法第二百十五條を次のように改正した。

「他人の登録商標の標識を偽造し、無断で製造或いは偽造し、又は無断で製造された登録商標の標識を販売した場合であって、情状が重大なときは、3年以下の有期懲役に処し、罰金を併科又は単科する。情状が極めて重大な場合は、3年以上10年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。」

●刑法第二百十七條を次のように改正した。

「営利を目的とし、次の各号に掲げる著作権侵害事由又は著作隣接権侵害事由のいずれかに該当し、違法所得額が比較的大きい又はその他重大な情状がある場合には、3年以下の有期懲役に処し、罰金を併科又は単科する。違法所得額が巨大である又はその他極めて重大な情状がある場合には、3年以上10年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。

(1) 著作権者の許諾を得ずに、その文字による著作物、音楽、美術、視聴覚著作物、コンピュータソフトウェア及び法律、行政法規に規定されるその他の著作物を複製、発行し、情報ネットワークを通じて公衆に送信した場合。

(2) 他人が専用出版権を享有する図書を出版した場合。

(3) 録音・録画製作者の許諾を得ずに、その製作した録音・録画を複製、発行し、情報ネットワークを通じて公衆に送信した場合。

(4) 実演家の許諾を得ずに、その実演が収録された録音・録画製品を複製、発行し

た、又は情報ネットワークを通じてその実演を公衆に送信した場合。

(5) 他人の氏名表示を詐称した美術著作物を製作、販売した場合。

(6) 著作権者又は著作隣接権者の許諾を得ずに、権利者がその著作物、録音・録画製品等のために講じた著作権又は著作隣接権保護の技術的措置を故意に回避又は破壊した場合。」

●刑法第二百十八条を次のように改正した。

「営利を目的とし、本法第二百七条に規定する権利侵害複製品であることを明らかに知りながら販売し、違法所得額が巨大である又はその他重大な情状がある場合には、5年以下の有期懲役に処し、罰金を併科又は単科する。」

●刑法第二百十九条を次のように改正した。

「次の各号に掲げる営業秘密侵害行為のいずれかに該当し、情状が重大な場合には、3年以下の有期懲役に処し、罰金を併科又は単科する。情状が極めて重大な場合には、3年以上10年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。

(1) 窃盗、賄賂、詐欺、脅迫、電子的侵入又はその他の不正手段で権利者の営業秘密を取得した場合。

(2) 前項手段により取得した権利者の営業秘密を開示、使用又は他人に使用を許諾した場合。

(3) 秘密保持義務又は権利者の営業秘密保持に関する要求に違反して、その把握している営業秘密を開示、使用又は他人に使用を許諾した場合。

前項に掲げる行為を明らかに知っているにもかかわらず、当該営業秘密を取得、開示、使用又は他人に使用を許諾した場合には、営業秘密の侵害とみなされる。

本条にいう権利者とは、営業秘密の所有者及び営業秘密所有者の許諾を得た営業秘密の使用者を指す。」

●刑法第二百十九条の後に、刑法第二百十九条の一として次の内容を追加した。

「国外の機構、組織、人員のために営業秘密の盗取、偵察、買収、不法提供を行った場合には、5年以下の有期懲役に処し、罰金を併科又は単科する。情状が重大な場合には、5年以上の有期懲役に処し、罰金を併科する。」

●刑法第二百二十条を次のように改正した。

「単位が本節第二百十三条から第二百十九条の一までに規定する罪を犯した場合には、単位に対して罰金を科するとともに、その直接の責任を負うべき主管者及びその他の直接責任者を本節各条の規定により処罰する。」

## **(二) 行政法規**

行政法規とは、国务院が憲法と法律に基づいて制定した、行政権の行使に係る規定として、行政職責の履行に係る規範性書類の総称であり、通常、条例、方法、実施細則、規定等の形式で表されている。その効力は、法律より弱く、地方性法規より強い。

そのうち、知的財産権に係る行政法規には、主に「専利法実施細則（2010年訂正）」、「商標法実施条例（2014年訂正）」、「著作権法実施条例（2013年訂正）」、「知的財産権税関保護条例（2003年）」等が含まれる。

## **(三) 地方性法規**

地方性法規とは、地方人民代表大会及其の常務委員会が地方性事務及び本地区の実状に基づいて制定した規範性の書類である。地方性法規は管轄区内だけで有効である。

知的財産権に係る地方性法規には、例えば、「北京市専利保護と促進条例」、「上海市専利保護条例」、「深セン経済特区企業技術秘密保護条例」等が含まれる。

## **(四) 規範性文書**

規範性文書とは、政府規則の他に、行政機関及び法律、法規により授権された公共事務管理職能を有する組織が、法定職権範囲内において法定手続きに従って制定し、対外に発布した、不特定の多数者と特定事項を対象とし、公民、法人又はその他の組織の権利義務に関わり又は影響し、本行政区域又はその管理範囲内において普遍的な拘束力があり、一定の期間内において比較的安定し、繰り返し適用することができる行政措置、決定、命令等の行政規範文書の総称を指す。

知的財産権における規範性文書には、例えば、「知的財産情報の利用とサービス能力の向上、知的財産情報サービスプラットフォームの構築の推進に関する若干の意見」、「『専利出願集中審査管理弁法（試行）』の印刷・配布に関する国家知識産権局の通知」等が含まれる。

## （五） 司法解釈

司法解釈とは、通常、最高人民法院と最高人民検察院が裁判と検察業務の中で具体的な法律の応用に基づいて行なった普遍性の司法効力に対する解釈であり、人民法院が判決を言い渡すときに直接引用できるものである。法律は文義性（文字通りの意味で解釈される）があり、如何に完備した法律でも、文字によって表現する必要があるため、その表現に対する誤った理解は免れない。かかる状況に臨み、最高人民法院は、司法解釈業務を強化し、かつ、豊かな内容で広い範囲に及んでいる司法解釈システムを形成させている。大量の司法解釈は、裁判官による事件の審理により具体的でかつ明確な規則依拠を提供している。

知的財産権関連の司法解釈は非常に豊富である。専利分野の司法解釈は主に以下のものを含む。「最高人民法院による専利の権利化・有効性確認に係る行政事件審理の法律適用問題に関する若干規定（一）」（2020）、「最高人民法院による専利権侵害をめぐる紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈（二）」（2016）、「最高人民法院による専利紛争事件審理の法律適用問題に関する若干規定」（2015）、「最高人民法院による専利権侵害をめぐる紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」（2009）等。

商標分野の司法解釈は、主に以下のものを含む。「商標の権利付与・権利確定に係わる行政事件審理の若干問題に関する最高人民法院の規定」（2017）、「最高人民法院による商標法改正決定後の商標事件管轄と法律適用問題の解釈」（2014）、「商標の権利付与・権利確定に係わる行政事件の審理における若干問題に関する最高人民法院の意見」（2010）、「最高人民法院の馳名商標保護に関連する民事紛争事件審査の法律適用の若干問題に関する解釈」（2009）、「最高人民法院による馳名商標保護に関連する民事紛争事



件管轄問題の通知」(2009)、「最高人民法院による登録商標、企業名称と先行権利が衝突する民事争議事件の審理に関する若干問題の規定」(2008)、「最高人民法院による商標民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」(2002)、「最高人民法院による商標事件審理上の管轄と法律適用範囲の問題に関する解釈」(2002)、「最高人民法院によるコンピューターネットワークドメインネームに関連する民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題についての解釈」(2001)、「最高人民法院による人民法院が登録商標権に対して財産の保全を実施することについての解釈」(2001)等。

著作権分野の司法解釈及び司法文書は、主に以下のものを含む。「最高人民法院による著作権及びその隣接権の保護強化に関する意見」(2020)、「最高人民法院による情報ネットワークの伝播権を侵害する民事紛争事件の審理における適用法律の若干問題に関する規定」(2012)、「インターネットカフェに関わる著作権紛争事件の裁判に関する最高人民法院の通知」(2010)、「最高人民法院による著作権民事紛争事件審理上の法律適用の若干問題に関する解釈」(2002)等。

不正競争防止等その他の分野における主な司法解釈は、以下のものを含む。「最高人民法院による『中華人民共和国反不正競争法』の適用に関する若干問題の解釈(2022)」、「最高人民法院による営業秘密侵害の民事事件の審理における法律適用に関する若干問題の規定」(2020)、「最高人民法院による不正競争の民事事件の審理における法律適用の若干問題についての解釈」(2007)、「最高人民法院による独占行為により生ずる民事紛争事件の審理における法律適用に係る若干の問題に関する規定」(2012)、「最高人民法院による植物新品種育成者権侵害に係わる紛争事件の審理における法律の適用問題についての若干の規定」(2007)、「最高人民法院による植物新品種の紛争事件の審理における若干の問題についての解釈」(2001)、「最高人民法院による集積回路配置図設計に関連する事件の審判業務の展開に関する通達」(2001)等。

知的財産権に関わる総合的な司法解釈又は司法文書は、主に以下のものがある。「最高人民法院による第一審の知的財産権に係る民事、行政事件の管轄に関する若干規定(2022)」、「最高人民法院による知的財産権に係る民事訴訟の証拠に関する若干の規定」(2020)、「最高人民法院による知的財産権侵害行為への制裁強化に関する意見」(2020)、「最高裁、最高検察院「知的財産権侵害刑事事件の処理における具体的な法律適用の若

干問題に関する解釈（三）」（2020）、「最高人民法院によるネットワーク関連知的財産権侵害紛争における法律適用の問題についての回答」（2020）、「最高人民法院による電子商取引プラットフォーム関連知的財産権紛争事件の審理に関する指導意見」（2020）、「最高人民法院による知的財産権の司法保護の全面的な強化に関する意見」（2020）、「最高人民法院による知的財産権紛争の行為保全事件の審査における法律適用の若干問題に関する規定」（2018）、「インターネット法院による事件審理に係る若干の問題に関する最高人民法院の規定」（2018）、「最高人民法院、最高人民検察院、公安部、司法部知的財産権侵害刑事事件の処理における法律適用の若干問題に関する意見」（2011）、「最高人民法院 最高人民検察院による知的財産権侵害における刑事事件の処理についての具体的な法律適用に関する若干問題の解釈（二）」（2007）、「最高人民法院 最高人民検察院による知的財産権侵害における刑事事件の処理についての具体的な法律適用に関する若干問題の解釈」（2004）、「最高人民法院による技術契約紛争事件審理の法律適用における若干問題に関する解釈」（2004）等。

なお、2020-2022年、多くの法改正及び知的財産権保護強化政策の影響を受けて、最高人民法院は多くの司法解釈や司法文書を公布・改正した。2020-2022年に新しく公布された知的財産権司法文書（司法解釈を含む）は以下のものがある。

- ① 「最高人民法院による涉外民商事事件の管轄に関する若干問題の規定」（法釈〔2022〕18号）
- ② 「最高人民法院による第一審の知的財産権に係る民事、行政事件の管轄に関する若干規定」（法釈〔2022〕13号）
- ③ 「最高人民法院による『中華人民共和国民事訴訟法』の適用に関する解釈」（法釈〔2022〕11号）
- ④ 「最高人民法院による『中華人民共和国反不正競争法』の適用に関する若干問題の解釈」（法釈〔2022〕9号）
- ⑤ 「最高人民法院による知的財産権侵害に係る民事事件の審理における懲罰的賠償の適用に関する解釈」（法釈〔2021〕4号）
- ⑥ 「最高人民法院による植物新品種紛争事件の審理における具体的な法律適用の問題に関する若干の規定（二）」（法釈〔2021〕14号）

- ⑦ 「最高人民法院による登録出願される医薬品関連の専利権紛争民事事件の審理における法律適用の若干問題に関する規定」(法積〔2021〕13号)
- ⑧ 「人民法院オンライン訴訟規則」(法積〔2021〕12号)
- ⑨ 「知的財産権侵害訴訟において被告が原告の権利濫用を理由として合理的な支出の賠償を請求する問題に関する最高人民法院の回答」(法積〔2021〕11号)
- ⑩ 「人民法院オンライン調停規則」(法積〔2021〕23号)
- ⑪ 「最高人民法院による知的財産権に係る民事訴訟の証拠に関する若干の規定」(法積〔2020〕12号)
- ⑫ 「最高人民法院による知的財産権の司法保護の全面的な強化に関する意見」(法発〔2020〕11号)
- ⑬ 「最高裁、最高検察院による知的財産権侵害刑事事件の処理における具体的な法律適用の若干問題に関する解釈(三)」(法積〔2020〕10号)
- ⑭ 「最高人民法院によるネットワーク関連知的財産権侵害紛争における法律適用の問題についての回答」(法積〔2020〕9号)
- ⑮ 「最高人民法院による専利の権利化・有効性確認に係る行政事件審理の法律適用問題に関する若干規定(一)」(法積〔2020〕8号)
- ⑯ 「最高人民法院による営業秘密侵害の民事事件の審理における法律適用に関する若干問題の規定」(法積〔2020〕7号)
- ⑰ 「最高人民法院による電子商取引プラットフォーム関連知的財産権紛争事件の審理に関する指導意見」(法発〔2020〕32号)
- ⑱ 「最高人民法院による知的財産権侵害行為への制裁強化に関する意見」(法発〔2020〕33号)
- ⑲ 「最高人民法院による著作権及びその隣接権の保護強化に関する意見」(法発〔2020〕42号)
- ⑳ 『『最高人民法院による専利権侵害紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈(二)』等18件の知的財産権類司法解釈の改正に関する最高人民法院の決定』(法積〔2020〕19号)

## **(六) 典型的判例**

中国は、英国、米国等の判例法の国家と異なり、人民法院では直接先行判例を引用して判決を確定することができない。しかし、上述のとおり、法律の適用及び事件の審理基準を明確にするために、最高人民法院と最高検は、不定期に典型的な意義がある事例を發布し、典型的な事例に対する評価は、各クラス人民法院の裁判官が審理類似事件を審理するときの参照基準を提供し、裁判官の自由裁量権に対する規範化を積極的に促進している。最高人民法院は2020年7月31日より試行されてきた「法律適用の統一化と類似事件検索の強化に関する指導意見（試行）」において、先行の判例（類似事件）を司法裁判の指導としなければならないことを明確にした。特に知的財産権実務において、典型的な事例は、担当裁判官の心証の形成に対して相当重要な指導性の意義がある。

現在、知的財産権分野において、指導性のある事例の応用は割りと広範になっているが、最高人民法院は2009年から「十大知的財産権事例」、「十大知的財産権創新性事例」、「50大典型的判例」等を頒布したが、今まで選出された事例は数百件にも達する。その中には社会的に広く注目されている事件が少なくない。例えば、本田技研株式会社と石家莊双環汽車有限公司との間の自動車意匠権侵害・権利確認シリーズ事件、北京銳邦涌和科貿有限公司と強生（上海）医療器材有限公司等との間の垂直的制限独占協議紛争事件等である。最高人民法院による理詰め及び判決の要旨部分もまた各地の知的財産権裁判官及び知的財産権実務者が学習し、参照する対象になっている。

## **二、知的財産権関連法の検索**

広義における法検索は、法律条項検索（つまり狭義における法検索、政策文書の検索も含む）、事例検索と文献検索（法理論検索）を含む。法検索は法研究の基本であり、主に法研究に法律規定、類似事件判決と理論研究からの様々な支持を提供する。

### **(一) 法検索のツール**

法検索を行う場合は、法律又は事例データベース、検索エンジン又はその他の権威あるサイト等の検索ツール又はデータベースに依存しなければならない。そのため、本分

野のデータ資源を熟知し、データベースの検索方法を把握しなければならない。中国においてよく使われるデータベースとして、「北大法宝法律法規データベース（URL：www.pkulaw.cn）、中国裁判文書網（URL：www.court.gov.cn/zgcpwsw/）、中国知網（論文データベース）等比較的権威あるデータベース、威科先行法規データベース及び事例データベース（URL：law.wkinfo.com.cn）、無訟法律及び事例データベース（URL：itslaw.com）、Openlaw 事例データベース（URL：openlaw.cn）等の専門データベースがある。

## （二）法検索の方法

法検索を行うには、基本的な検索方法とテクニックを身につける必要がある。最も基本的な操作方法は、「高級検索」機能を利用し、様々な次元から異なるキーワードを一括入力し、検索の効率を高める。法検索において、よく見られる法令検索法には、「体系検索法」、「キーワード検索法」、「事例逆検索法」等があり、よく見られる事例検索法には、「事件番号検索法」、「訴因検索法」、「特徴検索法」、「法律条項の逆検索法」、「論著逆検索法」、「キーワード検索法」等がある。

## （三）法律条項検索の基本順序

法律条項検索の範囲は、中国全国人民代表大会が公布した法律及び対応する立法解釈、行政法規、司法解釈及び最高人民法院が公布した回答、通知等、部門規則及び部門の規範性文書、地方法規と地方規則、地方関連部門が制定した規範性文書を含む。

このほかに、最高人民法院が公布した司法政策、議事録、担当又は主管指導者の講話や講演、法律又は司法解釈の意見募集稿等、正式な法規範でないが、その参考価値がある文書もある。法院管轄については、各地高級人民法院の規定を検索する必要がある。北京高級人民法院等が公布した指導意見等の文書も無視してはならない。

通常、法律条項検索の基本の順序は以下のとおりとする。

● **上位法から下位法へ。**上位法の法的効力は下位法より高いため、法的根拠を求める場合は、まず上位法から検索しなければならない。

- **一般法から特別法へ。**例えば、馳名商標の認定に関わる権利侵害事件は、まず「商標法」を検索してから、「商標法実施条例」を検索し、その後「馳名商標の認定及び保護規定」及び馳名商標関連の司法解釈を検索する。
- **法律法規から司法解釈へ。**特定問題について、司法解釈の規定の方が詳しくて、運用性が高い場合が多い。司法政策に反映される場合さえある。
- **曖昧検索から精確検索へ。**解決しようとする問題のキーワードを確定することができない場合、まずより上位にあり、より曖昧なキーワードを使用して検索し、検索中に徐々にもっと適切で、正確なキーワードを発見するようにしなければならない。
- **全面検索から指向検索へ。**特に専門弁護士は、検索範囲を直接自分の専門法律分野にロックすると、見つかった検索結果が間違った結論に導く可能性が極めて高いため、全面的に法律規範を検索しなければならず、間違いを避けるように、直接限られたテーマについて検索しない。

### 第3節 知的財産権判決に関わる法院の組織体系

#### 一、中国法院の組織体系

##### (一) 概要

中国の法院は、基層人民法院、中級人民法院、高級人民法院と最高人民法院の4級に分けられる。法院の裁判は二審終審制であり、当事者は第一審法院の判決に不服がある場合、第二審法院に上訴することができる。第二審法院の判決は最終判決である。

中国憲法と人民法院組織法等の規定によると、地方の各級人民法院は行政区画別に設置され、専門人民法院は特定の組織システム又は特定事件の実際の必要に応じて設置される。中国における法院体系は最高人民法院、地方の各級人民法院及び専門人民法院から構成される。地方の各級人民法院は、①、県、自治県(旗)、区を設けていない市、市轄区に設けられる基層人民法院、②、省・自治区の各地区、省・自治区の管轄市、自治州(盟)及び直轄市に設けられる中級人民法院、③、省・自治区・直轄市に設けられる高級人民法院、を含む。専門人民法院は、軍事法院、海事法院、知識産権法院、金融法

院等を含む。軍事法院も、軍級組織の軍事法院、兵団級の軍事法院と在北京直属部隊の軍事法院を含む基層法院と、各軍区、各軍種の軍事法院と、中国人民解放軍軍事法院と3級に設けられる。海事法院は沿海の大型・中型都市及び長江流域の大型都市に設けられる。各級人民法院に裁判経験をまとめ、重大的又は難解な事件及びその他の裁判に関連する課題を検討する裁判委員会が設けられる。知識産権法院、金融法院は比較的若い専門人民法院である。現在、北京、上海、広州及び海南の四地域に知識産権法院が設立され、上海、北京に金融法院が設立されており、その地位は中級人民法院に相当する。

人民法院に刑事審判庭、民事審判庭、行政審判庭を設けることができる。中級以上人民法院には、必要に応じてその他の審判庭を設けることもできる。各級人民法院に人民法院が執行する必要のある民事と経済事件の判決と裁定の執行を担当する執行機構が設けられている。最高人民法院は地方の各級人民法院及び専門人民法院の裁判活動を監督し、上級人民法院は下級人民法院の裁判活動を監督する<sup>19</sup>。

## (二) 法院の任務と職責

基層人民法院の職権には主に次の内容を含む。①管轄区内のすべての一審刑事、民事及び行政事件に対する裁判管轄権（この法律又は他の法律に別段の定めがある場合を除く）、②開廷裁判を必要としない民事紛争及び軽微な刑事事件に対する処理権、③人民調停委員会の業務に対する指導権。

中級人民法院の職権には主に次の内容を含む。①法律に規定する中級人民法院が管轄すべき第一審刑事、民事及び行政事件を裁判する権利、②基層人民法院から移送された第一審事件を裁判する権利、③管轄区内の基層人民法院が判決と裁定を行った上訴事件と控訴事件に対する裁判管轄権、④人民検察院が裁判監督手続に基づいて提出した控訴事件を裁判する権利。

高級人民法院の職権には主に次の内容を含む。①法律に規定する高級人民法院が管轄すべき第一審刑事、民事及び行政事件を裁判する権利、②下級人民法院から移送された第一審事件を裁判する権利、③管轄区内の下級人民法院が判決と裁定を行った上訴事件と控訴事件に対する裁判管轄権、④人民検察院が裁判監督手続に基づいて提出した控訴

---

<sup>19</sup> [http://www.gov.cn/guoqing/2017-11/08/content\\_5238058.htm](http://www.gov.cn/guoqing/2017-11/08/content_5238058.htm)。

事件を裁判する権利。

最高人民法院の職権には主に次の内容を含む。①法律に規定された最高人民法院が管轄すべき事件、又は最高人民法院が自ら審理すべきであると認めた第一審刑事、民事又は行政事件に対する管轄権、②高級人民法院、専門人民法院が判決・裁定を行った上訴事件、及び検察院による控訴事件に対する裁判管轄権、③最高人民検察院が裁判監督手続に基づいて提出した控訴事件を裁判する権利、④裁判の過程において、いかに具体的に法律を応用するかの問題について司法解釈を行う権利。

### **(三) 二審終審制**

民事訴訟法の規定によると、当事者は第一審判決に不服がある場合、上訴期間内に上訴することができる。法院が上訴を受理した後、元の第一審判決は発効しない。以降、発効するかどうかは、第二審法院の判決状況に従うものとする。

- 第二審法院が上訴を棄却し、原判決を維持する旨の判決を下した場合、第一審判決は第二審判決が送達され次第発効する。
- 第二審法院が判決を変更した場合、第二審法院が判決を送達した後、第一審判決における第二審判決により変更されていない部分は発効し、判決が変更された部分は無効になり、第二審法院の変更後の判決内容に準ずる。
- 第二審法院は原判決を破棄する旨の裁定を下し、かつ判決を変更した、又は原審法院に差し戻して再審理させた場合、第一審判決は無効になる。

二審終審制の実行は、誤った裁判の適時な是正に有益であり、上級人民法院が下級人民法院の裁判活動を監督し、国の法制度の統一を守ることに有益である。二審終審制の審級が多くないため、訴訟参加者による訴訟参加に便宜を与え、事件の判決がなかなか終了しないことにより結審効率に影響を与えることを防止し、当事者の合法的權益を守ることができる。

## **二、知的財産権審判体系**

中国における知的財産権保護体系は、「双軌制（二重構造）」の保護モデルを採用して



いる。中国は、知的財産権に対する行政保護を強化するとともに、知的財産権保護及び関連事件の審理における司法体制及び法律の運用、発揮を非常に重視し、中国の各級人民法院で知的財産権裁判機構を設けている。

現在、中国法院では、基層法院から最高法院までの完全な知的財産権裁判体系を構築し、知的財産権特別法院、特別法廷を設立している。最高人民法院が発表した中国知的財産権司法保護綱要（2016-2020）の内容から、2016年末まで、最高人民法院が指定した又は法により専利、植物新品種、集積回路配置図設計、独占及び馳名商標認定に関わる民事紛争事件の専門管轄権を有する中級人民法院は計 224 箇所、最高人民法院の認可を受けた一般的知的財産権民事事件を管轄する基層人民法院は 167 箇所であることが分かる。無論、近年、法院の組織体系の変化に伴い、これらのデータは変化しつつある。

同時に、知的財産権裁判の「三合一」も全面的に推進されている。中国政府が発表した「中国知的財産権保護及び事業環境の新進展に関する報告書（2018）」の内容から、2018年まで、中国では 17 の高級人民法院、113 の中級人民法院及び 129 の基層法院で知的財産権関連の民事、行政と刑事事件裁判の「三合一」改革を実行したことが分かる。

最高人民法院の陶凱元副院長は 2016 年に開催された全国法院知的財産権裁判業務座談会・全国法院知的財産権裁判「三合一」推進会において、知的財産権司法保護の総体要求を「司法主導、厳密保護、分類施策、比例協調」の 4 項目の司法政策に要約し、全国の各級人民法院が上記司法政策の要求を実践するように尽力し、知的財産権裁判が中国の革新的な発展によりうまく適応し、それを推進できるようにしなければならないよう要求した。

### 三、知識産権法院

2014 年 8 月 31 日、第十二期中国人民代表大会常務委員会第十回会議において、「北京、上海、広州における知識産権法院の設立に関する全国人民代表大会常務委員会の決定」が表決を経て可決され、北京、上海、広州に 3 つの知識産権法院が設立された。この 3 つの知識産権法院の設立により事件管轄制度が一層合理的になり、知的財産権裁判体制の改革革新が実現され、知的財産権保護の司法の主導的役割が強化された。

2014年11月6日、中国初の知識産権法院である北京知識産権法院の設立が正式に公表され、12月16日に初めての開廷を行なった。2014年12月16日、中国2つ目の知識産権法院である広州知識産権法院が設立された。2014年12月28日、中国3つ目の知識産権法院である上海知識産権法院の設立が正式に公表された。2014年末に設立されて以来、3つの知識産権法院は10万件余りの事件を受理し、規則的な意義及び社会影響がある一連の重大な知的財産権事件を審理し、裁判の品質・効率の向上、裁判基準の統一化、革新駆動型発展の促進等において積極的な役割を發揮した。

3つの知識産権法院のモデルには多少の区別がある。北京知識産権法院は現在、北京地域の知的財産権事件を審理する。北京地域以外の事件は従来通りに地方法院が管轄し、知的財産の権利付与、権利確定類行政事件は全国範囲において北京で審理する。広州知識産権法院は地域を跨って管轄することができ、広東省内の一部の事件に対し第一審管轄権を有し、広東省内の基層法院の一部の上訴事件に対し第二審管轄権を有する。上海知識産権法院は上海第三中級人民法院等と同一施設と人員を共有している。

2020年12月26日、第十三期中国全国人民代表大会常務委員会第二十四回会議において、「海南自由貿易港知識産権法院の設立に関する全国人民代表大会常務委員会の決定」が可決された。2020年12月31日、海南自由貿易港知識産権法院の設立が正式に公表され、活動を開始した。これは北京、上海、広州の後に中国で設立された4つ目の知識産権法院であり、全国初の知的財産権裁判「三合一」を実行する知識産権法院でもある。海南自由貿易港知識産権法院は専門的に中級人民法院が管轄すべき海南省内の知的財産権民事、行政、刑事事件を管轄し、知的財産権裁判の「三合一」を実行する。知的財産権の管轄範囲は、海南省における専利、技術秘密、コンピュータソフトウェア、植物新品種、集積回路配置図設計、馳名商標認定及び独占に関わる紛争等に関する専門性・技術性の比較的強い第一審知的財産権民事、行政事件、前項規定以外の海南省の中級人民法院が管轄する第一審知的財産権民事、行政及び刑事事件、海南省基層人民法院による第一審知的財産権民事、行政及び刑事判決、裁定の上訴、抗訴（人民検察院が判決、裁定に誤りを発見した場合に行う控訴）事件、最高人民法院が確定したその管轄となるその他の事件を含む<sup>20</sup>。同法院には、2つの行政管理部門しか設けていないが、5つ

<sup>20</sup> 海南自由貿易港知識産権法院が事件の受理を始めた、<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-283131.html>。

の業務部門が設けられ、別に執行局が設けられている。このようなフラット化した部門設計方式は従来の伝統的な法院部門より知的財産権関連事件をうまく処理することができる。

#### 四、知識産権法廷

中国における知識産権法廷の設立は「1+28」モデルである。「1」とは、最高人民法院知識産権法廷（最高人民法院の既存の知的財産権審判庭から独立する）を指す。「28」とは、地方法院に設立される知識産権法廷を指す。その設立の目標は、主に優位性のある裁判資源を集中し、地域を跨って専利等の技術類事件を管轄することである。

##### （一）最高人民法院知識産権法廷

2018年10月26日、第十三期中国全国人民代表大会常務委員会第六回会議において、最高人民法院が審議を提案した「専利等の事件の訴訟手続における若干問題に関する決定」（以下、「決定」という）が表決を可決された。同決定は2019年1月1日より施行されることとなっている。この「決定」を実施するために、中央は最高人民法院に知識産権法廷（既存の「知識産権審判庭」から独立し並列する）を設立することを許可した。2019年初に、最高人民法院知識産権法廷の設立が正式に公表され、最高人民法院の派出する常設裁判機構として、中国全国範囲内における専利等技術性の強い民事及び行政第二審事件を統一的に審理する。

最高人民法院知識産権法廷の設立の正式な公表は、関連知的財産権事件の審理の専門化、管轄の集中化、手続の集約化及び要員の専門化を促進し、裁判基準を統一化・規範化し、知的財産権に対する保護を強化するのに有益であり、知的財産強国と世界科学技術強国の建設に有力な司法サービスと保障を提供する。

最高人民法院知識産権法廷	
設立時間	2019年1月1日
住所	北京市豊台区汽車博物館東路2号院3号楼

<p>設立趣旨</p>	<p>知識産権法廷は最高人民法院の派出する常設裁判機構であり、北京市に設けられ、主に全国範囲内における専利等専門性・技術性の強い知的財産権上訴事件を審理し、知的財産権事件の裁判基準を一層統一化し、法により各種市場主体の合法的權益を平等に保護し、知的財産権に対する司法保護を強化し、科学技術革新の法治環境を最適化し、革新駆動型發展戰略の実施を加速化することを目指す。</p>
<p>管轄範囲</p>	<p>① 高級人民法院、知識産権法院、中級人民法院が下した發明専利、實用新案、植物新品種、集積回路配置図設計、技術秘密、コンピュータソフトウェア、独占に関わる第一審民事事件の判決、裁定に不服があり、上訴を提起した事件</p> <p>② 北京知識産権法院が發明専利、實用新案、意匠、植物新品種、集積回路配置図設計の權利付与・權利確定について下した第一審行政事件の判決、裁定に不服があり、上訴を提起した事件</p> <p>③ 高級人民法院、知識産権法院、中級人民法院が發明専利、實用新案、意匠、植物新品種、集積回路配置図設計、技術秘密、コンピュータソフトウェア、独占行政処罰等について下した第一審行政事件の判決、裁定に不服があり、上訴を提起した事件</p> <p>④ 全国範囲内における重大、複雑な、上記①、②、③における第一審民事及び行政事件</p> <p>⑤ 上記①、②、③における第一審事件において既に法的効力が発生した判決、裁定、調停書に対する法による再審申立、抗訴、再審等において裁判監督手続を適用する事件</p> <p>⑥ 上記①、②、③における第一審事件の管轄権係争、罰金、逮捕決定に対する不服審査申立、審理期間延長の申請等の事件</p> <p>⑦ 最高人民法院が知識産権法廷により審理されるべきであると判断したその他の事件</p>
<p>機構設置</p>	<p>機構簡素化、効能向上の原則に従って、管理クラスを減らし、管</p>

	<p>理効率を高める上に、最高人民法院知識産権法廷に、第一審判室、第二審判室、訴訟サービスセンター、総合事務室等 4 つの機構を設ける。</p>
--	--

なお、従前は、専利等専門性、技術性の強い民事及び行政第一審事件は中級人民法院が管轄していた。中級人民法院の第一審裁判に不服がある上訴事件は、その所在地の高級人民法院が審理していたが、最高人民法院知識産権法廷が設立された後、専利等の上訴事件を集中的に審理するようになり、中級人民法院第一審裁判に不服がある上訴事件は、その所在地の高級人民法院で審理されなくなった。最高人民法院知識産権法廷における訴訟ガイドラインは、以下の URL にアクセスし、調べることができる。<http://ipc.court.gov.cn/zh-cn/news/view-188.html>

## (二) 地方法院における知識産権法廷

2017 年 1 月から 2022 年 4 月にかけて、最高人民法院は相次いで南京、蘇州、武漢、成都、杭州、寧波、合肥、福州、濟南、青島、深セン、天津、鄭州、長沙、西安、南昌、長春、蘭州、ウルムチ、海口、アモイ、景德鎮、重慶、瀋陽、温州、無錫、徐州、泉州等 28 の市で地域を跨って管轄する知識産権法廷を設立することを許可した。

専門知識産権法廷は、優位性のある裁判資源を集中して、地域を跨って専利等の技術事件を管轄するために設立されたものであり、地方中級人民法院の内部機構であり、独立した法院ではない。なお、深セン、天津、蘭州知識産権法廷は、厳格に言えば、地域を跨る管轄が存在せず、本市範囲内における知的財産権事件のみを管轄する。

## 五、インターネット法院

2018 年 9 月 7 日より施行される「インターネット法院の事件審理における若干問題に関する最高人民法院の規定」(以下、「規定」という)によると、インターネット法院はオンライン方式で事件を審理し、事件の受理、送達、調停、証拠交換、開廷前準備、法廷審理、判決言い渡し等の訴訟段階は通常、オンラインで完成しなければならない。

当事者の申立又は事件審理の必要に応じて、インターネット法院はオフラインで一部の訴訟段階の完成を決定することができる。

2017年8月18日、最高人民法院は、杭州で世界初のインターネット法院を設立した。2018年9月、更に北京、広州インターネット法院を相次いで増設した。これは、中国におけるインターネット法院の建設が新たな段階に入ることを示している。この3つのインターネット法院はいずれもインターネット著作権の帰属、権利侵害紛争、インターネットドメイン名の帰属、権利侵害及び契約紛争を受理する。例えば、北京と広州インターネット法院の管轄範囲は、①インターネットで初めて発表された著作物の著作権又は隣接権の帰属紛争、②インターネットにおいてオンラインで発表された又は伝達された著作物の著作権又は隣接権を侵害することによって生じた紛争、③インターネットドメイン名の帰属、権利侵害及び契約紛争等を含む。

2020年8月31日まで、中国における3つのインターネット法院が受理した事件は計222,473件で、結審したのは194,697件であった。オンラインでの立件申立率は99.7%で、オンラインにおける法廷審理率は98.9%で、平均法廷審理時間は29分であり、一般的なオフライン訴訟と比べて約四分の三の時間を節約した<sup>21</sup>。2018年9月9日から2020年3月31日にかけて、北京インターネット法院が審理した事件は54,844件であった。その内、知的財産権事件は42,121件で、新規受理事件全体の76.8%を占めた。知的財産権民事事件の内、著作権紛争事件は42,080件で、99.9%を占めた。ドメイン名紛争事件は40件で、知的財産権関連の行政事件は1件であった。

## 六、「三審合一」裁判モデル

### (一) 概念

「三審合一」の知的財産権事件裁判モデルとは、同一審判庭又は特別法院が知的財産権侵害の民事、行政及び刑事事件を統一的に審理する裁判モデルを指す。その最も目立

---

<sup>21</sup> 「オンラインでの事件審理」のみではなく、インターネット法院はもっと大きな役割がある！  
<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-258511.html>。

った特徴は、従来の知的財産権民事審判庭を基礎として、刑庭、行政庭の一部の裁判官を吸収し、かつ知識産権法廷の名義を以って知的財産権民事、刑事及び行政事件を審理することである。これにより単一法院内部における知的財産権民事、行政及び刑事事件審理の同一性問題を解決した。

## (二) 歴史・沿革

中国における「三審合一」裁判モデルは、前世紀 90 年代に遡ることができる。1996 年 1 月、上海浦東新区法院は、知的財産権の「三審合一」裁判モデルを試みた。これにより、知的財産権の「三審合一」裁判モデルは中国の司法システムにおいてその幕を開いた。その後、各地の法院は相次いで試行を展開し、浦東モデル、武漢モデル、西安モデル及び珠海モデル等比較的典型的な裁判モデルが現れてきた。これを基礎とし、各地の法院はそれなりの理論的な調査研究及び実務上の試みを次々と展開した。間もなく、江蘇、広東等数地の高級人民法院は、「三審合一」裁判モデルを相次いで押し広めた。その内、江蘇高級人民法院は最も徹底的に押し広めた。

2016 年 7 月 2 日、最高人民法院は、「全国法院における知的財産権民事、行政及び刑事事件裁判の『三合一』の推進に関する意見」を發表し、知識産権法院を除く全国法院で、知識産権法廷が知的財産権民事、行政、刑事事件を統一的に審理する「三審合一」制度を全面的に推進した。これは知的財産権裁判の「三合一」が中国で全面的に展開されたことを示している。

## (三) メリット

知的財産権の「三審合一」裁判モデルは、知的財産権の全方位的な救済と司法の公正の実現に有益であり、司法基準の統一化、裁判品質の向上に有益であり、裁判機構の合理的な配置、知的財産権司法保護の効果と効率の向上に有益であり、知的財産権裁判専門チームの構築、知的財産権裁判チームの素質の向上に有益である。

知的財産権の「三審合一」裁判モデルは、「三審分離」裁判モデルの実体及び手続に

おけるデメリットを克服し、知的財産権事件の裁判品質と審理効率を向上させ、裁判資源を節約した。また、従来の裁判モデルにおいて、同一事件について同一法院の刑事法廷、行政法廷と民事法廷の間で相互に矛盾する判決結果が生じるという課題を解決し、当事者の合法的権益及び司法の権威を効果的に守っている。

## **第4節 知的財産権訴訟概要**

### **一、知的財産権訴訟の分類**

知的財産権訴訟とは、人民法院で行われる知的財産権に係る各種の訴訟の総称を指し、中には知的財産権民事訴訟、知的財産権行政訴訟と知的財産権刑事訴訟を含む。これによれば、知的財産権訴訟は単独の訴訟類型に該当するのではなく、その本質は依然として民事訴訟、行政訴訟及び刑事訴訟の総和に該当する。

#### **(一) 知的財産権民事訴訟**

知的財産権民事訴訟には、主に知的財産権侵害訴訟、知的財産権帰属訴訟と知的財産権契約訴訟を含む。そのうち、①知的財産権訴訟とは、知的財産権侵害を受けた権利者が法院に提起する権利侵害行為の停止及び賠償金の支払を要求するための訴訟を指す、②知的財産権帰属訴訟、つまり知的財産権者確認訴訟、③知的財産権契約訴訟とは、知的財産権の取得・譲渡・使用等の取引行為に係る訴訟（知的財産権の取得と知的財産権帰属訴訟の間には一定の重合がある）をいう。

#### **(二) 知的財産権行政訴訟**

知的財産権行政訴訟には、主に国家行政機関が下した行政裁判、国家行政機関が下した詳細な行政行為及び地方知的財産権治理機関が行政的な法の執行から起因される知的財産権行政訴訟事件を含む。そのうち、①国家行政機関が下した行政裁判から起因される知的財産権行政訴訟事件とは、専利権と商標権について行政機関がその権利を確認



し、関連知的財産権法律に基づき、当事者が当該権利確認決定を不服として場合、行政裁判機関（即ち、国家知識財産局）再議を申し込み、当該再議決定（実質は行政裁判である）を不服として提起する行政訴訟をいう。②国家行政機関が下した詳細な行政行為から起因される知的財産権行政訴訟事件とは、知的財産権確認と譲渡、使用過程において、権利確認機関が関連知的財産権法に基づき、当事者が行った具体的な行政行為（行政決定、行政許諾と行政処罰等）について、行政相対人が不服として提起した行政訴訟をいう。③地方知的財産権管理機関が行政的な法執行から起因される知的財産権行政訴訟事件をいう。知的財産権に係る法執行権を有する地方各級知的財産権管理機関は、知的財産権侵害等を含む違法行為に対して、処罰又は調停を行うことができ、相対人が当該処罰又は調停決定を不服とする場合は、当該行政機関の所在地にある人民法院に行政訴訟を提起することができる。

### （三）知的財産権刑事訴訟

刑事訴訟は権利侵害者にとって最も脅威力のある手段である。「中華人民共和国刑法」では、「知的財産権侵害罪」を独立した犯罪類別として「社会主義市場経済秩序破壊罪」の中に規定し、知的財産権侵害の犯罪に対し刑法基本法の形式で規定することで、同種類の犯罪に対する懲罰を強化した。「中華人民共和国刑法」には次に掲げる七種類の知的財産権犯罪を含む。①登録商標詐称罪、②偽造登録商標付商品販売罪、③不法に製造された登録商標標章の不法製造・販売罪、④他人専利偽称罪、⑤著作権侵害罪、⑥侵害複製品の販売罪、⑦営業秘密侵害罪である。権利侵害者の行為が刑法の規定に違反し、かつ刑事犯罪の基準に達した場合、権利者は公安機関に通報し、刑事訴訟の手続きを始動させることができる。

罪名	行為要件	量刑
----	------	----

<p>1. 登録商標詐称罪 (第二百十三條)</p>	<p>登録商標権者の許諾を得ずに、同一種類の商品、役務にその登録商標と同一の商標を使用する。</p>	<p>(1) 情状が重大な場合には、3 年以下の有期懲役に処し、罰金を併科又は単科する。</p> <p>(2) 情状が極めて重大な場合には、3 年以上 10 年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。</p>
<p>2. 偽造登録商標付 商品販売罪(第二百 十四條)</p>	<p>登録商標を詐称した商品であることを明らかに知りながら販売する。</p>	<p>(1) 違法所得額が比較的大きい又はその他重大な情状がある場合には、3 年以下の有期懲役に処し、罰金を併科又は単科する。</p> <p>(2) 違法所得額が巨大である又はその他極めて重大な情状がある場合は、3 年以上 10 年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。</p>
<p>3. 不法に製造され た登録商標標章の 不法製造・販売罪 (第二百十五條)</p>	<p>他人の登録商標の標識を偽造し、無断で製造或いは偽造し、又は無断で製造された登録商標の標識を販売する。</p>	<p>(1) 情状が重大な場合は、3 年以下の有期懲役に処し、罰金を併科又は単科する。</p> <p>(2) 情状が極めて重大な場合は、3 年以上 10 年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。</p>
<p>4. 他人専利偽称罪 (第二百十六條)</p>	<p>他人の専利を詐称する。</p>	<p>情状が重大であるものは 3 年以下の有期懲役、又は拘役に処し、罰金を併科又は単科する。</p>

<p>5. 著作権侵害罪(第 二百七条)</p>	<p>営利を目的とし、次の各号に掲げる著作権侵害事由又は著作隣接権侵害事由のいずれかに該当する。</p> <p>(1) 著作権者の許諾を得ずに、その文字による著作物、音楽、美術、視聴覚著作物、コンピュータソフトウェア及び法律、行政法規に規定されるその他の著作物を複製、発行し、情報ネットワークを通じて公衆に送信した場合。</p> <p>(2) 他人が専用出版権を享有する図書を出版した場合。</p> <p>(3) 録音・録画製作者の許諾を得ずに、その製作した録音・録画を複製、発行し、情報ネットワークを通じて公衆に送信した場合。</p> <p>(4) 実演家の許諾を得ずに、その実演が収録された録音・録画製品を複製、発行した、又は情報ネットワークを通じてその実演を公衆に送信した場合。</p> <p>(5) 他人の氏名表示を詐称した美術著作物を製作、販売した場合。</p> <p>(6) 著作権者又は著作隣接権</p>	<p>(1) 違法所得額が比較的大きい又はその他重大な情状がある場合には、3年以下の有期懲役に処し、罰金を併科又は単科する。</p> <p>(2) 違法所得額が巨大である又はその他極めて重大な情状がある場合には、3年以上10年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。</p>
------------------------------	---	--

	<p>者の許諾を得ずに、権利者がその著作物、録音・録画製品等のために講じた著作権又は著作隣接権保護の技術的措置を故意に回避又は破壊した場合。</p>	
<p>(6) 侵害複製品販売罪（第二百十八条）</p>	<p>営利を目的とし、本法第二百十七条に規定する権利侵害複製品であることを明らかに知りながら販売する。</p>	<p>違法所得額が巨大である又はその他重大な情状がある場合には、5年以下の有期懲役に処し、罰金を併科又は単科する。</p>
<p>(7) 営業秘密侵害罪（第二百十九条）</p>	<p>次の各号に掲げる営業秘密侵害行為のいずれかに該当する。</p> <p>(1) 窃盗、賄賂、詐欺、脅迫、電子的侵入又はその他の不正手段で権利者の営業秘密を取得した場合。</p> <p>(2) 前項手段により取得した権利者の営業秘密を開示、使用又は他人に使用を許諾した場合。</p> <p>(3) 秘密保持義務又は権利者の営業秘密保持に関する要求に違反して、その把握している営業秘密を開示、使用又は他人に使用を許諾した場合。</p> <p>前項に掲げる行為を明らかに知っているにもかかわらず、当該営業秘密を取得、開示、使用</p>	<p>(1) 情状が重大な場合には、3年以下の有期懲役に処し、罰金を併科又は単科する。</p> <p>(2) 情状が極めて重大な場合には、3年以上10年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。</p>

	<p>又は他人に使用を許諾した場合には、営業秘密の侵害とみなされる。</p> <p>本条にいう権利者とは、営業秘密の所有者及び営業秘密所有者の許諾を得た営業秘密の利用者を指す。</p>	
(第二百十九条の一)	<p>国外の機構、組織、人員のために営業秘密の盗取、偵察、買収、不法提供を行う。</p>	<p>(1) 5年以下の有期懲役に処し、罰金を併科又は単科する。</p> <p>(2) 情状が重大な場合には、5年以上の有期懲役に処し、罰金を併科する。</p>
<p>「刑法」第二百二十条の規定に基づき、単位が本節第二百十三条から第二百十九条の一までに規定する罪を犯した場合には、単位に対して罰金を科するとともに、その直接の責任を負うべき主管者及びその他の直接責任者を本節各条の規定により処罰する。</p>		

## 二、知的財産権訴訟の流れ

### (一) 知的財産権民事訴訟の流れ

1、訴訟前準備は以下の内容を含むが、これらに限定されない。

(1) 訴訟主体の確定、(2) 事件の法的性質の確定、(3) 訴訟請求の確定、(4) 管轄法院の確定、(5) 訴訟前財産保全等。

2、立件手続は以下の内容を含むが、これらに限定されない。

(1) 立件資料の準備、(2) 事件の受理、(3) 訴訟費用の納付、(4) 財産保全の申立等。

### 3、管轄権異議申立手続

(1) 管轄権異議申立期間：被告人は、法院から送達された訴状の副本を受け取ってから 15 日の法定期間<sup>22</sup>内に、答弁状を提出しなければならない。被告人は管轄権に異議がある場合、答弁状の提出期間内に申し立てることができる<sup>23</sup>、(2) 法的手続：被告人は管轄権異議を申し立て、事件を管轄権のある法院に移送して審理することを要求する権利がある。人民法院はこれを審査しなければならない。異議が成立した場合は、事件を管轄権のある人民法院に移送する旨の裁定を下す。異議が成立しなかった場合は、棄却の裁定を下す。裁定に不服がある場合は、裁定の送達日から 10 日以内に一級上の人民法院に上訴する権利がある、(3) 例外状況：受訴人民法院に管轄権がないが、当事者が管轄異議を申し立てず、かつ応訴・答弁した場合は、受訴人民法院に管轄権があるとみなす。ただし、審級管轄と専属管轄の規定に違反した場合を除く。

### 4、開廷審理手続

(1) 開廷審理：当事者は忌避を申し立てる権利がある。(2) 法廷調査：当事者の陳述、証人による法廷での証言、書証、物証と視聴覚資料及び電子証拠の提示、鑑定意見の読み上げ、検証調書の読み上げ。(3) 法廷弁論：合議体の主宰の下で、各当事者は本件の事実と証拠及び法的根拠について、自らの観点を明らかにし、自らの意見を述べ、相手の主張に反論する。法廷弁論の順序：原告及びその訴訟代理人の発言、被告及びその訴訟代理人の答弁、第三者及びその訴訟代理人の発言又は答弁、相互弁論。(4) 法廷調停：裁判長は合議体の主宰下で調停を行うことを望むかどうかについてそれぞれ当事者に尋ね、当事者のいずれも調停に同意した場合、各当事者はそれぞれ調停案を提出しなければならない。合議体は、当事者の請求に応じて調停案を提出し、当事者の参考にもできる。また、当事者の請求と時間の都合により、休廷後に更に調停を継続することもできる。当事者双方が調停を経て合意に達した場合、合議体は、調停結果を

---

<sup>22</sup> 「中華人民共和國民事訴訟法」(2021) 第 128 条第 1 項：人民法院は立件の日から五日以内に訴状の副本を被告に送付しなければならない。被告は受領した日から十五日以内に答弁状を提出しなければならない。

<sup>23</sup> 「中華人民共和國民事訴訟法」(2021) 第 130 条第 1 項：人民法院が事件を受理した後において、当事者が、管轄権に対し異議がある場合には、答弁状を提出する期間内に異議を提出しなければならない。人民法院は、当事者が提出した異議について、審査しなければならない。異議が成立する場合には管轄権を有する人民法院に事件を移送する旨を裁定し、異議が成立しない場合には却下する旨を裁定する。

発表し、調停書が両当事者の署名・受領後に法的効力が生じることを当事者に告知しなければならない。当事者が調停を望まない、又は調停を経ても合意に至らなかった場合は、調停無効と休廷を宣言し、合議体が事件を評議した後に判決を言い渡さなければならない。(5) 合議体の評議：法廷弁論が終わった後、合議体は休廷し、全員で事件を評議する。評議は外部に公開せず、多数決の原則により行われる。評議に関しては、調書を作成し、異なる意見も事実通りに調書に記入しなければならない。評議調書は合議体全員及び書記官により署名されるものとする。

## 5、第二審手続

当事者は、第一審人民法院の判決又は裁定に不服がある場合、法定期間内に一級上の人民法院に上訴することができる。当事者が民事判決に不服がある場合の上訴期間は15日間で、民事裁定に不服がある場合の上訴期間は10日間である<sup>24</sup>。

上訴は書面による上訴状の形式で行うものとし、口頭による上訴は無効とする。

## 6、民事再審手続

当事者は、既に法的効力が生じた判決、裁定について誤りがあると認める場合には、直近上級の人民法院に再審を申し立てることができる。一方当事者の人数が多い事件又は当事者双方が公民である事件については、原審の人民法院に再審を申し立てることができる。当事者が再審を申し立てた場合、判決、裁定の執行は停止しない。当事者は、再審を申し立てる場合には、判決、裁定の法的効力が生じた後六月以内に提出しなければならない<sup>25</sup>。

- (1) 当事者による再審申立、(2) 当該人民法院院長及び裁判委員会による再審提起、
- (3) 上級人民法院と最高人民法院による再審と再審命令の手続。

---

<sup>24</sup> 「中華人民共和國民事訴訟法」(2021)第171条：当事者は、地方人民法院の第一審判決に対し不服のある場合には、判決書の送達の日から十五日以内に、直近上級の人民法院に対し上訴を提起する権利を有する。当事者は、地方人民法院の第一審裁定に対し不服のある場合には、裁定書の送達の日から十日以内に、直近上級の人民法院に対し上訴を提起する権利を有する。

<sup>25</sup> 「中華人民共和國民事訴訟法」(2021)第212条：当事者は、再審を申し立てる場合には、判決、裁定の法的効力が生じた後六月以内に提出しなければならない。

## 7、訴訟前調停手続

法律関係が明確で、事実が明白な簡易事件について、当事者は訴訟提起時に、訴訟前調停を受けるか否かを選択することができる。当事者が訴訟前調停を受けることを選択した場合、法院は調停員を手配して調停を司会する。調停が成功した場合、法院は立件せず、訴訟提起資料を返還する。調停が成功しなかった場合、法院は立件して訴訟手続に進む。

## 8、審理期間

第一審人民法院で普通手続が適用される事件の審理において、その法定審理期間が6ヶ月であり、特段の事由がある場合は本法院の院長の許可を得て6ヶ月延長することができるが、さらに延長する必要がある場合、上級人民法院に報告して許可を得なければならない<sup>26</sup>。簡易手続が適用される事件の審理において、その法定審理期間が3ヶ月であり、特段の事由がある場合は本法院の院長の許可を得て1ヶ月延長することができる<sup>27</sup>。第二審人民法院は判決に対する控訴事件を審理する場合、法定審理期間は3ヶ月であり、特段の事由がある場合は本法院の院長の許可を得て延長を申請することができる。裁定に対する控訴事件を審理する場合、その法定審理期間が30日である<sup>28</sup>。人民法院は再審申請書を受領した後、3ヶ月以内に審査を行い、再審又は申請却下

---

<sup>26</sup> 「中華人民共和国民事訴訟法」(2021)第152条：普通手続が適用される事件の審理について、人民法院は立件日から6ヶ月以内に審結しなければならない。特段の事由により延長する必要がある場合、本法院の院長の許可を得て6ヶ月延長することができ、さらに延長する必要がある場合は、上級人民法院に報告して許可を得なければならない。

<sup>27</sup> 「中華人民共和国民事訴訟法」(2021)第164条：簡易手続が適用される事件の審理について、人民法院は立件日から3ヶ月以内に審結しなければならない。特段の事由により延長する必要がある場合、本法院の院長の許可を得て1ヶ月延長することができる。

<sup>28</sup> 「中華人民共和国民事訴訟法」(2021)第183条：人民法院は判決に対する控訴事件を審理する場合、第二審立件日から3ヶ月以内に審結しなければならない。特段の事由により延長する必要がある場合は、本法院の院長の許可を得なければならない。人民法院は裁定に対する控訴事件を審理する場合、第二審立件日から三十日以内に終審裁定を下さなければならない。



を裁定しなければならない<sup>29</sup>。涉外民事事件の審理期間は、一般民商事事件に関わる第一審、第二審の審理期間の制限を受けない<sup>30</sup>。

知的財産権に関する事件は専門性が極めて高いので、一般の民事・商事事件と比べて、平均審理期間がより長い。各地の法院は様々な工夫をして、審理期間の短縮に力を入れている。また、北京全市の法院における専利に関する事件の平均審理期間は275日である<sup>31</sup>。2018年以來、天津全市の法院における知的財産権民事事件第一審の平均審理期間は85日である<sup>32</sup>。北京知識産権法院が受理した外国関連事件の平均審理期間は4ヶ月である<sup>33</sup>。2021年、最高人民法院知識産権法廷における各種類の事件の平均審理期間は134日であり、民事事件第二審の平均審理期間が129.4日であり、行政事件第二審の平均審理期間が143.6日である<sup>34</sup>。

上述の流れの詳細については下図を参照のこと。

---

<sup>29</sup> 「中華人民共和國民事訴訟法」第211条：人民法院は再審申請書を受領した日から3ヶ月以内に審査しなければならないが、本法の規定に適合するものは、再審を裁定し、本法の規定に適合しないものは、申請却下を裁定する。特段の事由により延長する必要がある場合は、本法院の院長の許可を得なければならない。

<sup>30</sup> 「中華人民共和國民事訴訟法」第277条：人民法院が涉外民事事件を審理する期間は、本法第一百五十二条、第八十三条の規定の制限を受けない。

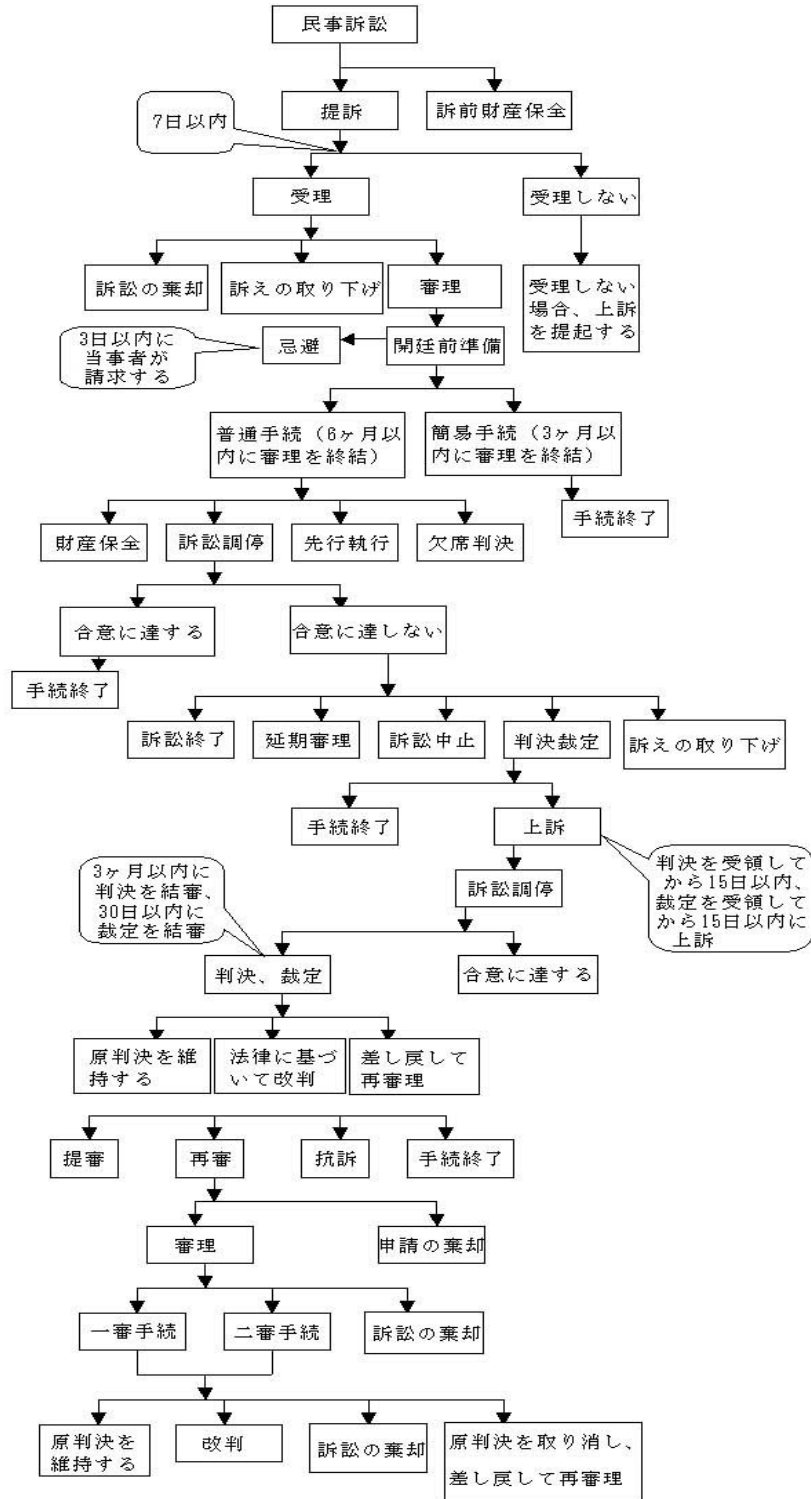
<sup>31</sup> 「人民法院報」：[http://rmfyb.chinacourt.org/paper/html/2021-10/22/content\\_210460.htm?div=-1](http://rmfyb.chinacourt.org/paper/html/2021-10/22/content_210460.htm?div=-1) を参照

<sup>32</sup> 「中国保護知識産権網」：<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/sfjg/rmfy/dfly/202112/1966746.html> を参照

<sup>33</sup> 「中国法院網」：<https://www.chinacourt.org/article/detail/2018/04/id/3277895.shtml> を参照

<sup>34</sup> 「最高人民法院新聞局が公布した情報」：<https://baijiahao.baidu.com/s?id=1726026584804392460&wfr=spider&for=pc> を参照

図 1-3 知的財産権民事訴訟のフローチャート



## (二) 知的財産権行政訴訟の流れ

行政機関が相対者(当事者)に対して行った知的財産権に関する具体的な行政行為(行政決定、行政許可及び行政処罰等を含む)を行政相対者が不服として提起する行政訴訟の流れは通常、以下の通りである。

### 1、訴訟前準備は次の内容を含むが、これらに限定されない。

(1) 訴訟請求の確定。(2) 起訴法定期間の確定：公民、法人又はその他の組織は不服審査決定に不服がある場合、不服審査決定書を受け取った日から 15 日以内に人民法院に訴訟を提起することができる。不服審査機関が期限を過ぎても決定を下さなかった場合、申立人は不服審査期間満了の日から 15 日以内に人民法院に訴訟を提起することができる<sup>35</sup>。法律に別段の規定がある場合を除く。(3) 被告の確定：一般的に、具体的な行政行為をする行政権を有する行政主体は被告である。不服審査を経た事件について、不服審査機関が原行政行為を維持する決定をした場合は、原行政行為をなした行政機関と不服審査機関を共同被告とする。不服審査機関が原行政行為を変更した場合は、不服審査機関を被告とする。(4) 管轄人民法院の確定。(5) 初歩的な証拠収集。

### 2、起訴

(1) 起訴状の提出：起訴の場合は、人民法院に起訴状を提出するとともに、被告の人数に応じて副本を提出しなければならない。人民法院は起訴状を受け取った時、本法に規定する起訴条件に合致したものに対して、登録して立件しなければならない。(2) 答弁状の取得：人民法院は立件の日から 5 日以内に、起訴状の副本を被告に送付しなければならない。被告は起訴状の副本を受け取った日から 15 日以内に、行った行政行為の証拠と根拠となる規範性文書を人民法院に提出するとともに、答弁状を提出しなければならない。人民法院は答弁状を受け取った日から 5 日以内に、答弁状の副本を原告に送付しなければならない<sup>36</sup>。

---

<sup>35</sup> 「中華人民共和国行政訴訟法」(2017) 第 45 条：公民、法人またはその他の組織は、復議決定に不服がある場合、復議決定書を受け取った日から 15 日以内に人民法院に訴訟を提起することができる。復議機関が期限を徒過しても決定をしない場合は、申立人は復議期間の満了した日から 15 日以内に人民法院に訴訟を提起することができる。法律で別に定めのある場合は、この限りでない。

<sup>36</sup> 「中華人民共和国行政訴訟法」(2017) 第 67 条：人民法院は、訴訟事件として記録された日から 5 日

### 3、開廷審理前の準備

(1) 被告が行った具体的な行政行為のすべての根拠の取得。(2) 証拠尋問意見の準備。(3) 出廷の準備。

### 4、正式な開廷審理段階

(1) 法廷調査：当事者の陳述、証人の権利義務の告知、証人による証言、出廷していない証人の証言の読み上げ、書証、物証、視聴覚資料及び電子データの提示、鑑定意見の読み上げ、検証調書の読み上げ。(2) 法廷弁論：原告及びその訴訟代理人の発言、被告及びその訴訟代理人の答弁、第三者及びその訴訟代理人の発言又は答弁、相互弁論。法定弁論の終了後、裁判長が原告、被告、第三者の順によって各側の最終意見を聞く。

(3) 当事者の最終陳述：主に自己の訴訟意見を取りまとめ、事件の具体的な処理について、法廷に最後の請求を提出する。最終陳述の内容は簡潔で重要なポイントをはっきりとしなければならない。(4) 休廷、評議と判決の言い渡し。(5) 審理期間：普通手続きが適用される事件の審理について、人民法院は立件日から6ヶ月以内に第一審判決を下さなければならない。特段の事由により延長する必要がある場合は高級人民法院の許可を得なければならない。高級人民法院は第一審事件を審理する際に延長する必要がある場合は最高人民法院の許可を得なければならない<sup>37</sup>。簡易手続きが適用される事件の審理は、立件日から45日以内に結審しなければならない<sup>38</sup>。

### 5、第二審

(1) 上訴の提起：第一審の手続における原告、被告、第三者及びその法定代理人、授權された委託代理人は、いずれも上訴する権利がある。当事者全員が上訴した場合、上訴する各側はすべて上訴人になる。訴訟当事者の一部が上訴を提起した場合、上訴を

---

以内に、訴状の副本を被告に発送しなければならない。被告は、訴状の副本を受け取った日から15日以内に人民法院に対し行政行為を行った証拠およびその依拠する規範性文書を提出し、かつ答弁書を提出しなければならない。人民法院は、答弁書を受け取った日から5日以内に、答弁書の副本を原告に発送しなければならない。被告が答弁書を提出しなくても、人民法院の審理には影響しない。

<sup>37</sup> 「中華人民共和国行政訴訟法」(2017)第81条：人民法院は立件日から6ヶ月以内に第一審判決を下さなければならない。特段の事由により延長する必要がある場合は高級人民法院の許可を得て、高級人民法院が第一審事件を審理する際に延長する必要がある場合は最高人民法院の許可を得なければならない。

<sup>38</sup> 「中華人民共和国行政訴訟法」(2017)第83条：簡易手続きが適用される行政案件の審理は、裁判員一人が単独で審理し、立件日から45日以内に結審しなければならない。

提起していない相手当事者は被上訴人となり、その他の当事者は原審訴訟の地位によって明らかにする。当事者は上訴を提起した場合、他の当事者又は訴訟代表者の人数に応じて上訴状の副本を提出しなければならない。(2) 上訴期間とルート：当事者は人民法院の第一審判決に不服がある場合、判決書の送達日から 15 日以内に一級上の人民法院に上訴を提起する権利がある。当事者は人民法院の第一審裁定に不服がある場合、裁定書の送達日から 10 日以内に一級上の人民法院に上訴を提起する権利がある。期限が過ぎても上訴しなかった場合、人民法院の第一裁判決又は裁定は法的効力が生じる<sup>39</sup>。原審人民法院は上訴状を受け取った場合、5 日以内に上訴状の副本を他の当事者に送付しなければならない。相手方当事者は上訴状の副本を受け取った日から 15 日以内に答弁状を提出しなければならない。原審人民法院は答弁状を受け取った日から 5 日以内にその副本を上訴人に送付しなければならない。相手方当事者が答弁状を提出しなかった場合は、人民法院の審理に影響を与えない。原審人民法院は上訴状、答弁状を受け取った場合、5 日以内にすべての事件書類と証拠と一緒に第二審の人民法院に報告・送付しなければならない。事前に受け取った訴訟費用も一緒に報告・送付する。(3) 審理方式：人民法院は上訴事件に対して、合議体を構成しなければならない。原則としては開廷審理を行わなければならないが、事件書類の閲覧、調査、当事者への聞き取りを経て、新たな事実、証拠又は理由が提出されず、合議体が開廷審理の必要性がないと判断した場合は、開廷審理を実施しなくてもよい。(4) 審理の対象：人民法院は上訴事件を審理する場合、原審人民法院の判決、裁定及び訴えられた行政行為を全面的に審査しなければならない。(5) 審理期間：人民法院は上訴事件を審理する場合、上訴状を受け取った日から 3 ヶ月以内に最終判決を下さなければならない<sup>40</sup>。特別な事情により延長が必要な場合は、高級人民法院が承認する。高級人民法院が上訴事件を審理する時に延長が必要な場合は、最高人民法院が承認する。

---

<sup>39</sup> 「中華人民共和国行政訴訟法」(2017) 第 85 条：当事者が人民法院の第一審判決に不服である場合、判決書が送達された日から 15 日以内に一級上の人民法院に上訴する権利を有する。当事者が人民法院の第一審裁定に不服である場合は、裁定書が送達された日から 10 日以内に一級上の人民法院に上訴を提起する権利を有する。期間を経過して上訴を提起しない場合は、人民法院の第一審判決または裁定が法的効力を生じる。

<sup>40</sup> 「中華人民共和国行政訴訟法」(2017) 第 88 条：人民法院は、上訴事件を審理するにあたり、上訴状を受け取った日から 3 カ月以内に終審の判決をしなければならない。特殊な状況により延長する必要がある場合は、高級人民法院がそれを承認し、高級人民法院が上訴事件を審理するにあたり延長する必要がある場合は、最高人民法院がそれを承認する。

上述の流れの詳細については下図を参照のこと。

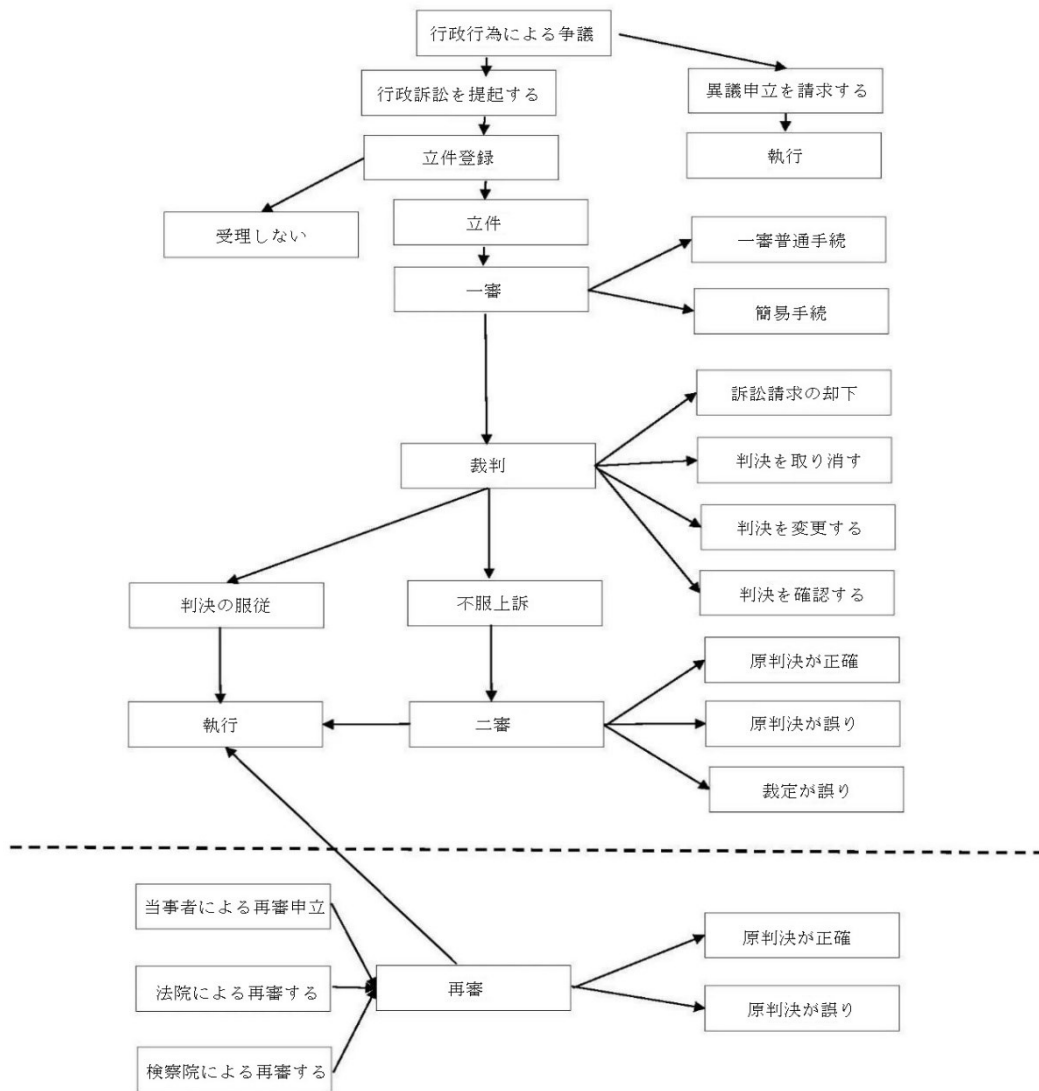


図 1-4 知的財産権刑事訴訟のフローチャート

### (三) 知的財産権刑事訴訟の流れ

## ● 公訴事件

国家の公訴権を行使する検察機関は、公安機関が偵察終了したうえ、移送・起訴する事件又は自ら偵察・終了した事件について、全面的な審査を経て、被疑者の行為がすでに犯罪を構成することを確認し、法により刑事責任を追究すべきである場合は、人民法院にその裁判を求める。具体的な流れは次の手順を含む。

### 1、立件

公安機関又は人民検察院は犯罪事実又は犯罪被疑者を発見した場合、管轄範囲によって立件し偵察する。

### 2、捜査

公安機関は現行犯又は重大な被疑者に対して刑事拘留することができる。拘留された人については、拘留後の 24 時間以内に尋問しなければならない。犯罪被疑者は、捜査機関から初めての尋問を受けた後、又は強制措置が取られた日から、弁護士を雇用し、法律相談サービスの提供、上告、告訴の代理を行ってもらうことができる。依頼を受けた弁護士は捜査機関に犯罪被疑者の容疑のかかっている罪名を聞くことができ、拘留中の被疑者と面会し、被疑者に関連の事件状況を聞く権利を有する。

### 3、起訴審査

人民検察院は事件の審査に当たって、犯罪被疑者に尋問し、被害者と犯罪被疑者、被害者が依頼した者の意見を聴取しなければならない。公訴事件において事件が起訴審査に移送された日から、被疑者は弁護人を依頼する権利がある。人民検察院は、起訴審査に移送された事件の資料を受け取った日から 3 日以内に、被疑者に弁護人を依頼する権利があることを知らせなければならない。弁護人は、人民検察院が事件を起訴審査した日から、本件の訴訟文書、技術的鑑定資料を閲覧、抜粋、複製することができ、拘留中の被疑者と面会し、通信することができる。

人民検察院は公安機関が起訴に移送した事件に対して、一ヶ月以内に決定を下さなければならない。重大で複雑な事件の場合は、半月延長できる<sup>41</sup>。

<sup>41</sup> 「中華人民共和国刑事訴訟法」第 172 条：人民検察院は監察機関、公安機関から移送起訴された事件に

人民検察院は、犯罪被疑者の犯罪事実がすでに明らかにされ、証拠が確実かつ十分であり、法により刑事責任を追及すべきであると判断した場合、起訴の決定を下し、裁判管轄の規定に基づき、人民法院に公訴を提起しなければならない。

#### 4、裁判

人民法院は、公訴された事件を審査した後、起訴状に明確な犯罪事実があり、かつ証拠目録、証人リスト及び主要証拠のコピー又は写真が添付されている場合、開廷裁判を決定しなければならない。国家秘密又は個人のプライバシーにかかわる事件を除き、人民法院の第一審事件の裁判は公開で行わなければならない。

開廷審理の過程において、次の手順が含まれる。

(1) 開廷：開廷時に、裁判長は当事者が出廷したかどうかを確認し、事件の概要を発表する。合議体の構成者、書記官、公訴人、弁護人、鑑定人、翻訳者のリストを発表する。上記要員に忌避を申し立てる権利を有することを当事者に告知する。弁護権を有することを被告人に告知する。

(2) 法廷調査：この段階では、法廷は公訴人、当事者及びその他の訴訟参加者の参加の下で、事件の事実と証拠を調査して照合し、事件の状況を明らかにし、事実の面から正しい判決の基礎を打ち立てなければならない。最初に、起訴状が公訴人によって読み上げられた後、裁判員が被告人に尋問する。裁判長の許可を得て、公訴人は被告人に尋問することができ、被害者、付帯民事訴訟の原告人と弁護人は被告人に質問することができる。裁判員、公訴人が証人を尋ねる際に、真実の証言を提供しなければならないこと、故意に虚偽の証言をし、又は証拠を隠匿する場合に負うべき法的責任を証人に告知しなければならない。当事者と弁護人は、裁判長による証人、鑑定人への質問を申し立て、又は、直接質問の許可を裁判長に求めることができる。裁判長は、質問の内容が事件と関連性がないと判断した場合、これを制止しなければならない。裁判官は被告人に物証を提示して識別させなければならない。出廷していない証人の証言記録、鑑定人の鑑定結論、検証調書、検査記録及びその他証拠となる文書については、法廷で読み上

---

について、1ヶ月以内に決定しなければならないが、重大で複雑な事件については15日間延長することができる。容疑者は罪と処罰を認め、快速裁決手続の適用条件を満たした場合、10日間以内に決定しなければならないが、判決され得る有期懲役が一年を超える事件については15日間まで延長することができる。



げ、かつ当事者と弁護人の意見を聴取しなければならない。

(3) 法廷弁論：法廷調査を経て、事件の状況がすでに明らかになったと判断し、当事者も追加で調査する必要のある事実と証拠を提出しなかった場合、裁判長は、法廷調査を終了し、法廷弁論を開始することを宣言する。弁論に関しては、まず公訴人、被害者が発言し、次に被告人が陳述・弁護し、そして弁護人が弁護し、また互いに弁論することもできる。

(4) 被告人の最終陳述：裁判長が弁論終結を宣言した後、被告人は最終陳述する権利を有する。

(5) 評議、判決と判決の言い渡し：被告人が最終陳述を終えた後、裁判長は休廷を宣言し、合議体で評議を行う。合議体は、既に明らかになった事実、証拠と関連法律の規定に基づき、被告人が有罪か又は無罪か、何の罪を犯したか、どのような刑を適用するか、又は刑を免除するかを判決を下す。合議体で評議を行う時、意見が分かれた場合、多数決で結論を出し、なお、少数派の意見も記録に書き込まなければならない。評議記録は合議体の構成員により署名される。

開廷審理後、明らかになった事実、証拠と関連法律の規定に基づき、それぞれ以下の判決が下される。事件の事実が明らかであり、証拠が確実かつ十分であり、法律により被告人の有罪を認定した場合は、有罪判決を下す。法律により被告人の無罪を認定した場合は、無罪判決を下す。証拠が不十分で、被告人の有罪を認定することができなかった場合は、証拠が不十分で、告発した犯罪が成立しない旨の無罪判決を下す。

(6) 審理期間：人民法院は公訴事件を審理する場合、受理後 2 ヶ月以内に判決を言い渡さなければならず、遅くとも 3 ヶ月を超えてはならない。死刑に処せられる可能性のある事件又は民事訴訟が付随する事件、及び本法第一百五十八条に規定する状況のいずれかに該当する場合、一級上の人民法院の許可を受けて 3 ヶ月延長することができる。特段の事由によりさらに延長する必要がある場合は、最高人民法院に報告して許可を得なければならない<sup>42</sup>。

---

<sup>42</sup> 「中華人民共和国刑事訴訟法」第 208 条第 1 項：人民法院は公訴事件を審理する場合、受理後 2 ヶ月以内に判決を言い渡さなければならず、遅くとも 3 ヶ月を超えてはならない。死刑に処せられる可能性のある事件又は民事訴訟が付随する事件、及び本法第一百五十八条に規定する状況のいずれかに該当する場合、一級上の人民法院の許可を受けて 3 ヶ月延長することができる。特段の事由によりさらに延長する必要がある場合は、最高人民法院に報告して許可を得なければならない。

## 5、上訴又は抗訴

判決が言い渡された後、被告人と検察院が上訴又は抗訴を提起しなかった場合、当該判決は10日後に発効し、かつ執行に移される。被告人は判決に不服がある場合、10日以内に口頭又は書面で上訴することができる。検察院は判決に不服がある場合、抗訴を提起することができる。

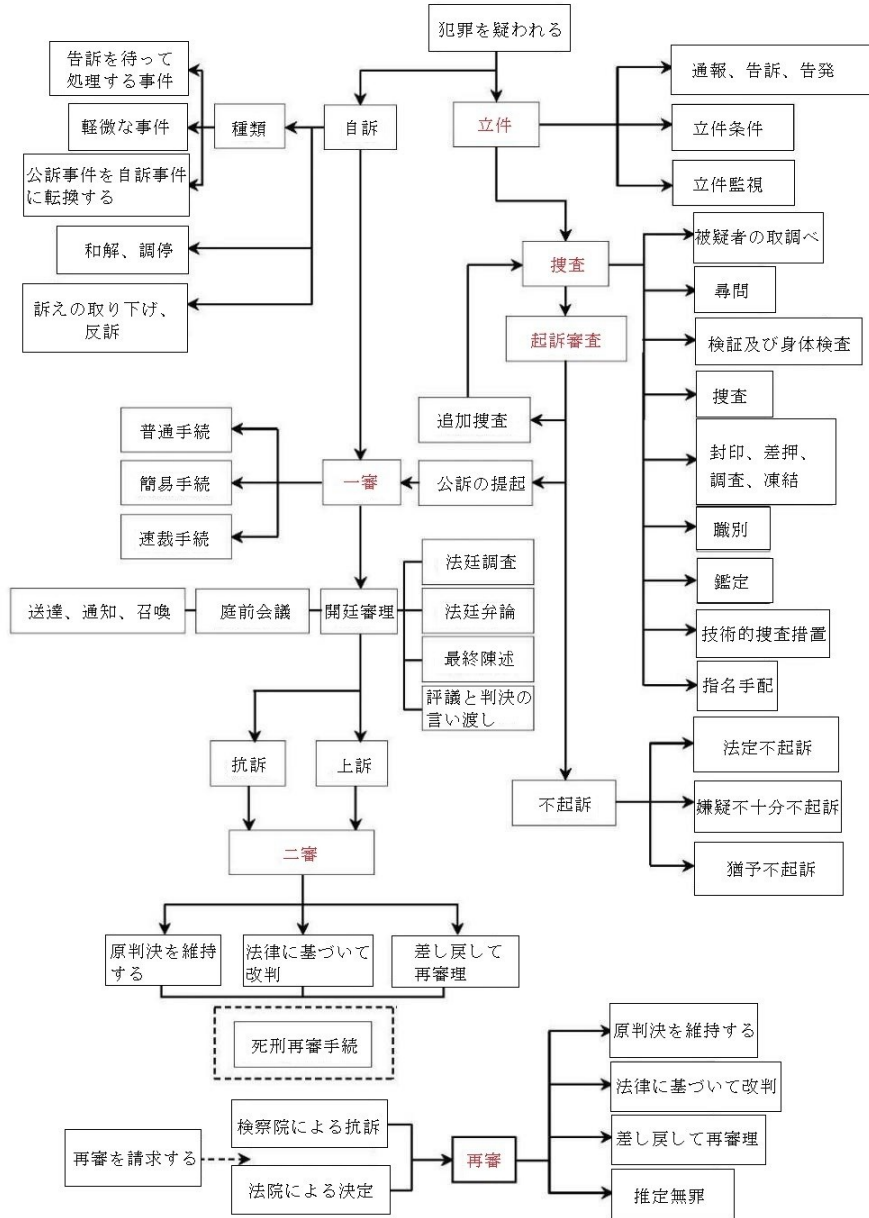
第二審人民法院は上訴又は抗訴を受けた後、開廷して審理する可能性もあるが、書面のみで審理する可能性もある。第一審人民法院の認定した事実、適用した法律が正しいと判断した場合は、原判決を維持する。第一審人民法院の認定した事実が正確であるが、適用した法律が間違っていると判断した場合は、原判決を取り消し、直接判決を変更する。原審法院が裁判過程において手続に違反した場合は、原判決を取り消し、原審法院に差し戻して再審理させる。第二審の審理期間は2ヶ月である<sup>43</sup>。第二審人民法院から下される判決は最終判決で、通常、刑事訴訟の手続きはこれで終結する。判決が下された後、検察院又は被告人は異議がある場合、法により抗訴や上告を行うことができるが、抗訴と上告は必ずしも再審手続を始動させるとは限らない。

上述の流れの詳細については下図を参照のこと。

---

<sup>43</sup> 「中華人民共和国刑事訴訟法」第243条：第二審人民法院は控訴、抗訴事件を受理する場合、2ヶ月以内に結審しなければならない。死刑に処せられる可能性のある事件又は民事訴訟が付随する事件、及び本法第一百五十八条に規定するいずれかの状況に該当する場合、省・自治区・直轄市の高級人民法院の許可又は決定により、2ヶ月延長することができる。特段の事由によりさらに延長する必要がある場合、最高人民法院に報告して許可を得なければならない。最高人民法院が控訴・抗訴事件を受理する審理期間は、最高人民法院が決定する。

図 1-5 知的財産権刑事訴訟のフローチャート（公訴事件）



## ● 自訴事件

自訴の手續とは、被害者等が刑法に規定する刑事事件について、自ら又は直接人民法院に刑事訴訟を提起することをいう。有効に知的財産権に対する侵害犯罪を打撃し、知的財産権者の合法的な權益を保護するために、知的財産権を侵害する犯罪に対して公訴手續を適用するほかに、更に「刑事訴訟法」に自訴の手續を規定している。自訴の手續の適用は以下の二種類の内容を含む。①当事者が証拠をもって証明した軽微な刑事事件。即ち、知的財産権を侵害した犯罪事実、情状が比較的軽微なであり、社会秩序と国家利益に対する侵害が深刻ではない場合、3年以下の有期懲役に科する可能性があり、公安機関が特別に刑事偵察を行う必要がない事件である。②当事者が証拠をもって、被告が知的財産権を侵害した行為を証明できる場合は、その刑事責任を追究し、かつ、公安機関、検察院に通報し、公安機関、検察院は不立件・取消・不起訴の裁定を下す。社会自訴事件の被告人は随時弁護人を依頼する権利がある。

人民法院は自訴事件を受理した日から3日以内に、被告人に弁護人を依頼する権利があることを告知しなければならない。

自訴事件に関する流れは以下の通りである。

(1) 被害者又はその法定代理人、近親族、訴訟代理人は自訴を提起した場合、刑事自訴状を提出しなければならない。

(2) 自訴事件について、人民法院は15日以内に審査を終了しなければならない。

審査を経て、受理条件に該当する場合は、立件を決定し、かつ書面で自訴人又はその代理人に通知しなければならない。すでに立件された場合であって、審査を経て罪証に欠けている自訴事件について、自訴者が補足証拠を提出できなかった場合は、自訴人に起訴を取り下げるよう説得し、又は訴訟却下の裁定を下さなければならない。但し、自訴人が被告の有罪を証明するのに足る証拠を新たに提出して再起訴した場合、人民法院はこれを受理しなければならない。

(3) 法院は刑事自訴事件を受理した後、被告人への自訴状又は口述調書の副本の送達、開廷日の確定、当事者の召喚、証人への出廷の通知、公開裁判の場合は事前に関連事項を公表すべきであること等開廷の準備を行う。

(4) 自訴事件は調停できる。法院は自訴事件の審理に当たって、自由意思、適法の

原則に基づいて調停することができる。調停により合意に達した場合は、刑事調停書を作成し、裁判員と書記官が署名し、人民法院の印鑑を捺印しなければならない。調停書は当事者双方が署名して受領した後に、直ちに法的効力が生じる。調停しても合意に至らなかった場合、又は調停書の署名受領前に当事者が前言を取り下げた場合は、速やかに判決を下さなければならない。

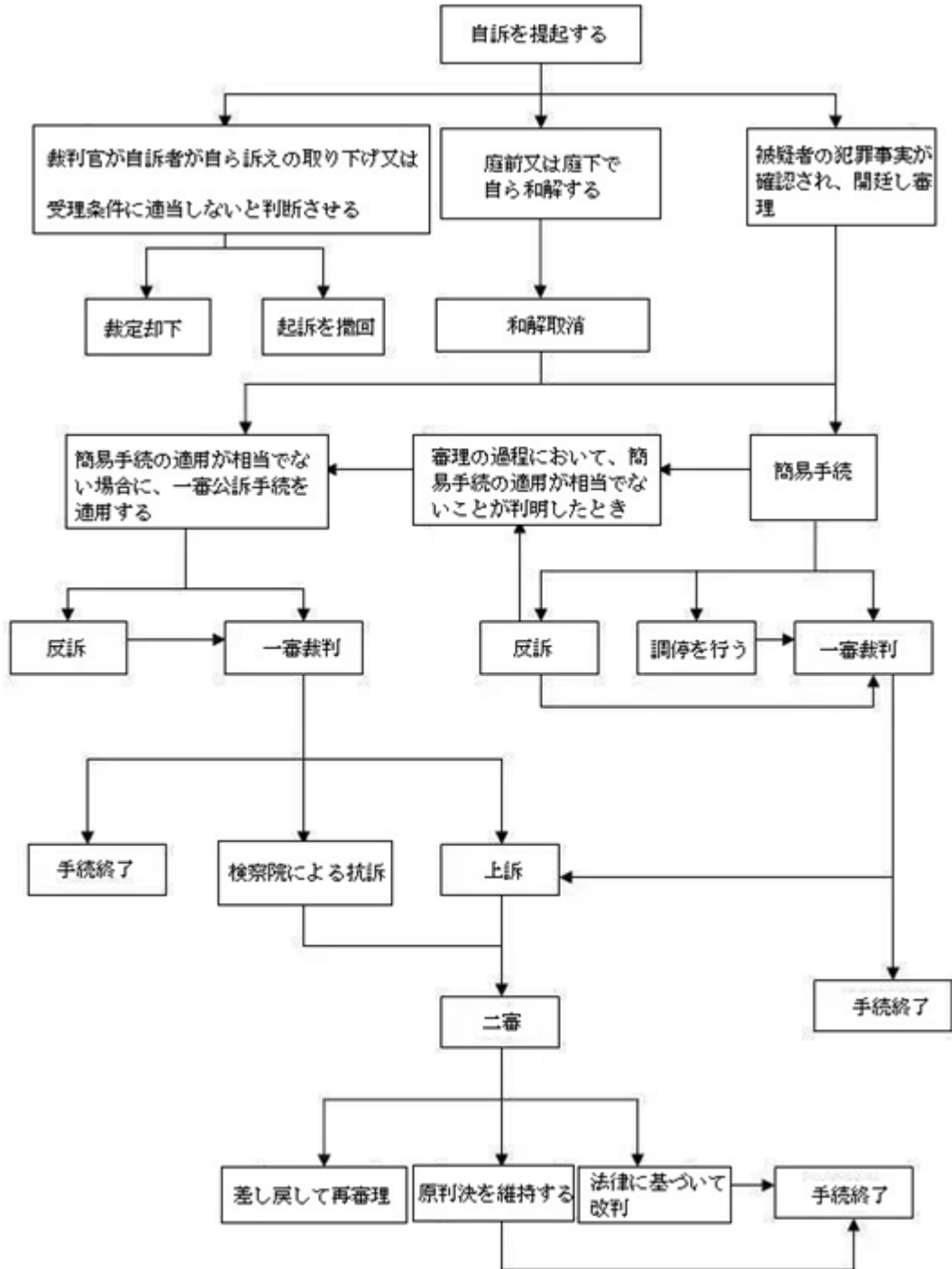
(5) 判決が言い渡される前に、自訴人は被告人と自ら和解し、又は自訴を取り下げることができる。当事者双方が和解した後、自訴人は自訴の取下げを申し立てることができる。自訴の取下げを申し立てた場合、人民法院は通常これを許可し、調書に記入し、当事者双方に訴訟の終了を通知しなければならない。

(6) 開廷審理が終了し、法院は法により判決を言い渡した後、当事者双方は判決に不服がある場合、上訴することができる。

上述の流れの詳細については下図を参照のこと。

図 1-6 知的財産権刑事訴訟のフローチャート（自訴事件）

### 三、知的財産権訴訟の管轄



## (一) 知的財産権事件管轄の根拠

### 1、知的財産権事件に関する総合的な管轄規定

これらの規定は主に一般的な規則を確立したものであり、当然、知的財産権事件だけを対象としていないが、知的財産権のみを対象とした規定もある。例えば、「最高人民法院による『中華人民共和國民事訴訟法』の適用に関する解釈」(法積〔2022〕11号)第二条第一項には、専利紛争事件の専属管轄と審級管轄について、「専利紛争事件は知識産権法院+最高人民法院が確定した中級人民法院と基層人民法院により管轄される」と規定されている。これらの規定は主に以下のものを含む。

- ①「中華人民共和國民事訴訟法」(2021年改正)
- ②「中華人民共和國行政訴訟法」(2017年改正)
- ③「中華人民共和國人民法院組織法」(2018年改正)
- ④「最高人民法院による『中華人民共和國民事訴訟法』の適用に関する解釈」(法積〔2022〕11号)

注目すべきは、涉外主体の訴訟管轄に特別な規定が適用されるということである。「中華人民共和國民事訴訟法」(2021)第二十四章では涉外民事訴訟の管轄を特別規定しており、2022年改正後の民訴法司法解釈第五百二十九条から第五百三十一条まではこの特別規定の具体的な適用について詳細に解釈した。涉外の契約又はその他の財産権益紛争は、契約締結地、契約履行地、訴訟対象物所在地、差し押さえ可能財産所在地、侵害行為地又は代表機関住所地の人民法院が管轄することができる。紛争当事者は協議して紛争と実際に関連している場所の外国の裁判所による管轄を選択することもできるが、中華人民共和國法院専属管轄に属する事件は除外する。涉外知的財産権民事事件の管轄は民事訴訟法及び最高人民法院の「第一審知的財産権民事・行政事件管轄に関する若干の規定」(法積〔2022〕13号)によって確定され、一般涉外民商事事件管轄司法解釈の規定は適用されない。

### 2、各類別の知的財産権事件の管轄に関する規定

これらの規定のほとんどは審級管轄にかかわるものであり、地域管轄に関するものもある。一部の規定は審級管轄のみに及ぶ。これらの規定は主に次のものを含む。

- ① 「最高人民法院による専利紛争事件審理の法律適用問題に関する若干規定」  
(法积〔2020〕19号)
- ② 「最高人民法院による商標事件審理上の管轄と法律適用範囲の問題に関する解釈」  
(法积〔2020〕19号)
- ③ 「最高人民法院による商標民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」(法积〔2020〕19号)
- ④ 「最高人民法院による商標法改正決定後の商標事件管轄と法律適用問題の解釈」  
(法积〔2020〕19号)
- ⑤ 「最高人民法院による馳名商標保護に関連する民事紛争事件管轄問題の通知」  
(法〔2009〕1号)
- ⑥ 「最高人民法院による著作権民事紛争事件審理上の法律適用の若干問題に関する解釈」(法积〔2020〕19号)
- ⑦ 「最高人民法院によるコンピューターネットワークドメインネームに関連する民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題についての解釈」(法积〔2020〕19号)
- ⑧ 「最高人民法院による植物新品種の紛争事件の審理における若干の問題についての解釈」(法积〔2020〕19号)
- ⑨ 「最高人民法院による集積回路配置図設計に関連する事件の審判業務の展開に関する通達」(法発〔2001〕24号)
- ⑩ 「最高人民法院による技術契約紛争事件審理の法律適用における若干問題に関する解釈」(法积〔2020〕19号)
- ⑪ 「最高人民法院による不正競争の民事事件の審理における法律適用の若干問題についての解釈」(法积〔2007〕2号)
- ⑫ 「最高人民法院による独占行為により生ずる民事紛争事件の審理における法律適用に係る若干の問題に関する規定」(法积〔2020〕19号)
- ⑬ 「最高人民法院による国際貿易の行政事件の審理における若干問題に関する規定」  
(法积〔2002〕27号)



### 3、審級管轄に関する特別規定

前述のとおり、審級管轄に関しては、最高人民法院による以下の文書に規定されているだけでなく、各知的財産権の類別に関する管轄規定、並びに、各地の高級人民法院が制定したより具体的な規定にも注目する必要がある。これらの規定は主に以下のものを含む。

- ①「第一審知的財産権民事・行政事件管轄に関する若干の規定」（法釈〔2022〕13号）
- ②「基層人民法院管轄第一審知的財産権民事・行政事件基準に関する通知」（法〔2022〕109号）
- ③「中級人民法院管轄第一審民事事件基準の調整に関する通知」（法発〔2021〕27号）
- ④「高級人民法院及び中級人民法院が管轄する第一審民事事件の基準の調整に関する通知」（法発〔2019〕14号）
- ⑤「地方各級人民法院の第一審知的財産権民事事件管轄基準の調整に関する通知」（法発〔2010〕5号）
- ⑥「基層人民法院の第一審知的財産権民事事件管轄基準の発行に関する通知」（法発〔2010〕6号）

### 4、知的財産権/インターネット特別法院又は法廷の管轄に関する規定

中国では、最高人民法院に知識産権法廷が設立され、北京、上海、広州と海南自由貿易港に知識産権法院が設立され、南京等 28 の市に知識産権法廷が設立されているほか、更に杭州、北京、広州にインターネット法院（インターネット著作権の帰属、権利侵害紛争とインターネットドメイン名の紛争の管轄にかかわる）が設立されている。これらの特別法院又は法廷は集中的管轄又は地域を跨る管轄の使命を担っている。

関連する規定は以下のものを含む（不完全な列挙）。

- ①「北京、上海、広州における知識産権法院の設立に関する全国人民代表大会常務委員会の決定」（2014年8月31日）
- ②「海南自由貿易港知識産権法院の設立に関する全国人民代表大会常務委員会の決定」（2020年12月26日）

③「専利等の知的財産権事件の訴訟手続における若干問題に関する全国人民代表大会常務委員会の決定」（2018年10月26日）

④「最高人民法院による北京、上海、広州知識産権法院における事件管轄に関する規定」（法積〔2014〕12号、2014年10月31日）

⑤「インターネット法院の事件審理における若干問題に関する最高人民法院の規定」（法積〔2018〕16号）

⑥「最高人民法院による知識産権法廷における若干の問題に関する規定」（法積〔2018〕22号）

⑦「南京市、蘇州市、成都市の中級人民法院で専門裁判機構を設置し、地域をまたがって一部知的財産権事件を管轄する問題に関する最高人民法院の回答」（法〔2017〕2号）

⑧「杭州市、寧波市、合肥市、福州市、済南市、青島市の中級人民法院で専門裁判機構を設置し、地域をまたがって一部知的財産権事件を管轄する問題に関する最高人民法院の回答」（法〔2017〕236号）

⑨「天津市の第三中級人民法院及び鄭州市、長沙市、西安市の中級人民法院で専門裁判機構を設置し、地域をまたがって一部知的財産権事件を管轄する問題に関する最高人民法院の回答」（法〔2018〕46号）

⑩「長春市の中級人民法院で専門裁判機構を設置し、地域をまたがって一部知的財産権事件を管轄する問題に関する最高人民法院の回答」（2018年）、等。

## 5、基層人民法院の知的財産権事件の管轄に関する規定

最高人民法院による「地方各級人民法院の第一審知的財産権民事事件管轄基準の調整に関する通知」（（法発〔2010〕5号）以下「2010年通知」と略称する）では、当時の各地の事件タイプと数量分布の差異が大きい等の実際に基づいて、「基層人民法院が第一審民事事件の訴訟の対象金額は高級人民法院が自ら確定し、最高人民法院に報告して承認を受ける」と規定している。基層人民法院の管轄範囲の具体的な確定に関する最高人民法院の規定は大まかであり、司法実務においては各地の基層人民法院に地域を跨る集中的管轄問題が大量に存在している。知的財産権事件の数量増加に伴い、各地の管轄基準が統一されていない問題は日々顕在化している。

上記の問題を解決し、知的財産権事件の管轄配置を最適化するため、最高人民法院は2021年12月27日に「第一審知的財産権民事・行政事件管轄に関する若干の規定」（法釈〔2022〕13号、以下「2022年知的財産権管轄規定」と略称する）を審議・可決した。また、「基層人民法院管轄第一審知的財産権民事・行政事件基準に関する通知」（法〔2022〕109号）、以下は「2022年知的財産権基層法院管轄通知」と略称する）を発表した。2つの規定は2022年5月1日から同時に施行された。「2022年知的財産権基層法院管轄通知」の施行により、最高人民法院は、知的財産権民事、行政事件管轄権を有する基層人民法院及びその管轄区域、第一審知的財産権民事事件訴訟の管轄額の基準を確定した。

## （二）知的財産権訴訟管轄の複雑性

中国では知的財産権事件の管轄は複雑な学問に違いない。異なる種類の知的財産権事件の管轄がそれぞれであり、集中的管轄と地域を跨る管轄が交差して存在するため、知的財産権事件の管轄規則が不安定のほか、極めて複雑化している。

ここ数年、知的財産権裁判は中国司法改革において先行的に探求する重要な分野と言える。知識産権法院、知識産権法廷及びインターネット法院の登場に伴い、知的財産権事件の管轄も変化しつつある。例えば、2014年に広州知識産権法院が設立され、深センを除く広東省の専利等技術類の知的財産権事件が集中的に管轄されることとなり、広東省の他の中級人民法院（深センを除く）の関連事件の管轄権が直ちに解除された。ほぼ地域を跨って管轄する知識産権法廷を設立するたびに、その地域の従来の知的財産権の管轄仕組みが大きく影響されることになる。

### 1、審級管轄の複雑性

審級管轄とは、人民法院組織システムによって、上級・下級人民法院の間で第一審民事事件を受理する分担と権限を分割することを指す。中国民事訴訟法は事件の性質、複雑さと事件の影響の大きさによって審級管轄を確定する。性質が嚴重で、事件が複雑で、影響範囲が大きい事件を審級の高い法院に管轄させる。裁判の実務においては、通常、係争対象の金額の大きさは審級管轄を確定する重要な根拠となる。

(1) 権利の種類によって審級管轄を確定する。

専利事件：最高人民法院による「中華人民共和國民事訴訟法の適用に関する解釈」(2022)第二条では、「専利紛争事件は知的財産権法院、最高人民法院が確定した中級人民及び基層人民法院により管轄される」と規定している。「2022年知的財産権管轄規定」第一条によると、発明専利、実用新案、植物新品種、集積回路配置図設計、技術秘密、コンピュータソフトウェアの権属、侵害紛争及び独占紛争の7種類の事件は知的財産権法院、省都都市の中級人民法院と最高人民法院が確定した中級人民法院により集中的に管轄される。第二条の規定によると、意匠の権属、侵害紛争は知的財産権法院と中級人民法院により管轄される。最高人民法院の許可を得て、基層人民法院が管轄することもできるが、意匠行政事件は除く。この2条に規定されている「権属・侵害紛争」とは、主に「民事事件における訴因の規定」に規定されている「知的財産権属・侵害紛争」を指すことに注意されたい。発明専利等に関連する第一審知的財産権契約紛争事件は依然として一般知的財産権事件としてその管轄を確定し、基層人民法院により管轄される(訴訟の対象金額基準を満たす必要がある)。

商標事件：最高人民法院による「2022年知的財産権基層法院管轄通知」(法(2022)109号)に規定する各地域の民事事件の訴訟の対象金額範囲内の第一審一般商標民事・行政事件は基層人民法院が管轄し、最高人民法院が決定した訴訟の対象金額以上の一般商標民事・行政事件は中級人民法院により管轄される。馳名商標保護に係る民事、行政事件は、省、自治区人民政府所在地の市、計画単列市、直轄市管轄区の中級人民法院及び最高人民法院が指定したその他中級人民法院により管轄される。「2022年知的財産権管轄規定」第二条では更に、「馳名商標の認定に係る第一審民事・行政事件は知的財産権法院と中級人民法院により管轄される。最高人民法院の許可を得た場合は、基層人民法院が管轄することもできる」と明らかにした。国家知識産権局による不服審査決定又は裁定に不服がある行政事件等は、北京知識産権法院により管轄される。

著作権事件：著作権事件の管轄も同様に「2022年知的財産権管轄規定」及び「2022年知的財産権基層法院管轄通知」における該当規定を適用する。

## (2) 法院の審級によって管轄を確定する

「2022年知的財産権管轄規定」は現在の中級人民法院、基層人民法院が知的財産権民事、行政事件を管轄する種類と標準に対して比較的にな大きな調整を行った。これまで

発表された司法解釈及び最高人民法院の関連返答、回答等がこの規定と一致しない場合は、この規定を基準とする。

1) 高級人民法院の管轄：最高人民法院による「高級人民法院及び中級人民法院が管轄する第一審民事事件の基準の調整に関する通知」（法発〔2019〕14号）の規定によると、高級人民法院管轄訴訟の対象金額は50億元以上（本数を含む）又はその他本管轄区で重大な影響を及ぼす第一審民事事件は、知的財産権民事事件の審級管轄基準は本通知に従って執行される。しかし、発明専利、実用新案、植物新品種、集積回路配置図設計、技術秘密、コンピュータソフトウェア、独占第一審民事事件は除外する。発明専利等の7種類の民事事件の訴訟の対象金額の基準は、依然として「高級人民法院は訴訟の対象金額が2億元以上である第一審の知的財産権民事事件、並びに、訴訟の対象金額が1億元以上でありかつ当事者の一方の住所がその管轄区以外又は渉外、香港・マカオ・台湾に関わる第一審の知的財産権民事事件を管轄する。」という「2010年通知」の規定が適用される。民事訴訟法及び「2022年知的財産権管轄規定」が明らかにした「発明専利等の契約紛争事件を基層人民法院が管轄する」という状況を結合し、高級人民法院が第一審知的財産権民事、行政事件を管轄する具体的な基準は、「1)本管轄区域に重大な影響を与える第一審知的財産権民事事件と重大で複雑な第一審知的財産権行政事件。2)訴訟の対象金額が2億元以上及び訴訟の対象金額が1億元以上でありかつ当事者の一方の住所がその管轄区以外又は渉外、香港・マカオ・台湾に関わる第一審発明専利、実用新案、植物新品種、集積回路配置図設計、技術秘密、コンピュータソフトウェアの権利帰属、侵害紛争及び独占紛争事件。3)訴訟の対象金額が50億元以上の他の一般知的財産権民事事件。」である。

2) 中級人民法院の管轄：「2022年知的財産権管轄規定」は、一部の中級人民法院及び各中級人民法院が管轄する第一審知的財産権事件の種類を明確にした。第一条は、発明専利等7種類の事件は知的財産権法院、省都都市の中級人民法院と最高人民法院が確定した中級人民法院により集中的に管轄されることを明らかにしており、一部の中級人民法院の管轄範囲のみに関連している。第二条は、知的財産権法院と各中級人民法院が管轄できる事件の種類を明確にしており、以下の3種類を含む。1)意匠の権利帰属、侵害紛争及び馳名商標認定に係る第一審民事・行政事件。北京、上海、広州、海南の知的財

産権法院の管轄範囲を結合して、この規定の施行後、北京市、上海市、広東省、海南省を除いて、他の地区の中級人民法院はすべて第一審の意匠の民事、行政事件を管轄することができ、北京市、上海市、海南省を除いて、他の地区の中級人民法院はすべて第一審馳名商標認定事件を管轄することができる。2) 最高人民法院が確定した訴訟の対象金額以上の一般知的財産権民事事件。ここでいう一般知的財産権民事・行政事件とは、「2022年知的財産権管轄規定」第一条に規定する7種類の事件と、第二条第一項に規定する2種類の事件以外の他の知的財産権民事・行政事件であり、発明専利等に係る契約紛争事件を含む。3) 国務院部門、県級以上の地方人民政府又は税関の行政行為に関連する一般知的財産権行政事件。

また、民事訴訟法(2021)第十九条に基づき、中級人民法院は重大な涉外事件、本管轄区で重大な影響を与える第一審民事事件を管轄する。「行政訴訟法」(2017)第十五条に基づき、中級人民法院は更に本管轄区内の重大かつ複雑な第一審行政事件を管轄する。最高人民法院による「中華人民共和国行政訴訟法の適用に関する解釈」(2018)は更に、「本管轄区内の重大、複雑な事件の種類には、社会的影響が重大な共同訴訟事件、涉外又は香港特別行政区、マカオ特別行政区、台湾地区に関わる事件、その他の重大、複雑な事件が含まれる」ことを規定している。知的財産権行政事件も同様に行政訴訟法の審級管轄の規定を適用する。

3) 基層人民法院の管轄：「2022年知的財産権管轄規定」第一条、第二条に規定する事件のほか、その他の第一審知的財産権民事・行政事件はすべて基層人民法院が管轄する。この規定の第三条を詳細化するため、最高人民法院は合わせて「2022年知的財産権基層法院管轄通知」を発表した。1つ目は、知的財産権民事・行政事件の管轄権を持つ基層人民法院とその管轄区域を確定したことである。個別地区を除いて、各中級人民法院管轄区域内において少なくとも1つの基層人民法院は知的財産権事件の管轄権を持っている。ここで注意すべきことは、各基層人民法院が管轄する知的財産権民事事件区域範囲は行政事件区域範囲と一致していることである。2つ目は、基層人民法院が第一審知的財産権民事事件を管轄する訴訟の対象金額基準を確定したことである。「通知」は各地区の知的財産権事件の数量の分布が不均一で、訴訟の金額の差異が大きい等の実際の状況を十分に考慮し、標準が相対的に分かりやすく、当事者の訴訟を容易にするため

に、各高級人民法院の指示に基づいて、「広東省では2つの訴訟の対象金額標準に分けて基層人民法院の管轄を確定し、その他の省では1つの訴訟の対象金額標準で基層人民法院の管轄を確定する」ことを明らかにした。

4) 審級飛び越し管轄：「2022年知的財産権管轄規定」第四条は、知的財産権事件の審級飛び越し管轄制度について規定した。この規定に基づいて、新しい種類、難解複雑又は法律適用の指導的意義がある等の状況の知的財産権民事・行政事件については、上級人民法院は訴訟法の関連規定に従って、下級人民法院による報告を受けて又は自ら審級飛び越し審理を決定することができる。

上記審級管轄の基準は、知識産権法院又は知識産権法廷特別法院又は法廷の存在により、異なる地域によって調整される可能性があるため、地元の高級人民法院又は最新の関連規定を調査する必要がある。また、実務における管轄法院の確定はケースバイケースで定められている。前述の管轄に関する規定に基づき、各級法院の管轄の原則は下記の通りに整理する。

案件種類	訴訟の対象金額	新規定
発明専利、実用新案専利、植物新品種、集積回路の回路配置、ノウハウ、コンピュータソフトウェアの権利帰属・権利侵害紛争、独占禁止法関連紛争	1. 訴訟の対象金額は2億元以上 2. 訴訟の対象金額は1億元以上であり、且つ当事者の一方が管轄地域に住んでいない 3. 香港・澳門に関する事件	高級人民法院
	上記1～3以外の事項	1.北京、上海、広州、海南自由貿易港の知識産権法院 2.省、自治区、直轄市の政府機関の所在地にある中級人民法院 3.最高人民法院が確定した中級人民法院（知識産権法廷を

			設けている中級人民法院を主に指す)
意匠専利の権利帰属・権利侵害紛争及び馳名商標認定に関する案件	訴訟の対象金額は 50 億元以下		1.北京、上海、広州、海南自由貿易港の知識産権法院 2.中級人民法院 3.最高人民法院の許可を得て基層法院も管轄可能であるが、意匠専利に関する行政訴訟案件を除く。
	訴訟の対象金額は 50 億元以上 (50 億元を含む)		高級人民法院
前述案件以外の第一審知的財産権関連の民事、行政案件	訴訟の対象金額は 50 億元以上 (50 億元を含む)		高級人民法院
	訴訟の対象金額は 50 億元以下	知識産権法院が設置されている地域	1.最高人民法院によって確定された訴訟請求額の金額を基準とする 2.知識産権法院の管轄について別途規定があれば、その規定に従う。
		知識産権法院が設置されていない地域	訴訟請求額を基準として 1.基準を超えた場合には、中級人民法院が管轄する。 2.基準を超えない場合、基層法院が管轄する。



<p>国務院部門、県以上の 地方政府又は税関行政 行為に係る案件</p>	<p>/</p>	<p>原則、中級人民法院が管轄するが、知識産権法院の管轄について別途規定があれば、その規定に従う。</p>
--	----------	---

## 2、地域管轄の複雑性

地域管轄とは、人民法院の管轄区と事件の所属関係によって、同級の人民法院の間で各自の地域内で第一審民事事件を受理する分担と権限を確定することを指す。

知的財産権事件の地域管轄も同様に「入り乱れて不ぞろい」といえるほど複雑であり、類似の事件であっても異なる地域で発生すると、異なる審級の法院により管轄される可能性がある。

最高人民法院による商標、専利、著作権民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈によれば、知的財産権侵害事件は権利侵害行為発生地又は被告住所地の人民法院により管轄される。その内、専利権侵害事件における権利侵害行為発生地は、製品の製造、使用、販売の許諾、販売、輸入等の行為の実施地、専利方法使用行為の実施地、権利侵害結果の発生地を含む。著作権、商標権侵害事件における権利侵害行為発生地は、権利侵害行為の実施地、権利侵害複製品の保管地又は差押地を含む。

2022年の「最高人民法院による『中華人民共和國民事訴訟法』の適用に関する解釈」の規定によると、情報ネットワーク関連権利侵害行為の実施地は被疑侵害行為を実施するコンピュータ等の情報設備の所在地を含み、権利侵害結果の発生地は被侵害者の住所を含む。従って、知的財産権に係る情報ネットワーク関連権利侵害行為は、前項の最高人民法院による民事訴訟法解釈の規定を適用することもできる。

## 四、知的財産権訴訟の費用

知的財産権訴訟の費用は主に2つの種類に分けられている。一つは人民法院に納付する公的費用の訴訟費用で、もう一つは非公的費用の弁護士費用、公証保全費等である。

もちろん、訴訟による出張費用等は上記に含まれない。

## (一) 訴訟費用

知的財産権刑事訴訟は、公訴又は自訴にかかわらず、いずれも訴訟費用が生じない。

知的財産権民事訴訟と行政訴訟：国務院が公布した「訴訟費用納付弁法」の規定によると、当事者は民事訴訟、行政訴訟を行う場合、基準に基づいて人民法院に訴訟費用を納付しなければならない。訴訟費用は、事件の受理费と、申立費と、証人、鑑定人、通訳者、精算人が人民法院の指定した期日に出廷して発生した交通費、宿泊費、生活費、欠勤手当と3つの部分を含む。

### 1、事件受理费

事件受理费は第一審の事件受理费、第二審の事件受理费、再審事件において規定に基づき納付すべき事件受理费を含む。事件受理费はそれぞれ下記の基準に従って納付する。

1) 知的財産権民事事件について、係争金額又は価格がない場合は、1件につき500元から1,000元を納付する。係争金額又は価格がある場合は、財産事件の基準に従って納付する。

2) 財産事件については、訴訟請求の金額又は価格に基づき、下記の比率により段階別に累計して納付する。

- ❖ 1万元を超えていない場合は、1件につき50元を納付する。
- ❖ 1万元から10万元までの部分については、2.5%の割合で納付する。
- ❖ 10万元から20万元までの部分については、2%の割合で納付する。
- ❖ 20万元から50万元までの部分については、1.5%の割合で納付する。
- ❖ 50万元から100万元までの部分については、1%の割合で納付する。
- ❖ 100万元から200万元までの部分については、0.9%の割合で納付する。
- ❖ 200万元から500万元までの部分については、0.8%の割合で納付する。
- ❖ 500万元から1,000万元までの部分については、0.7%の割合で納付する。
- ❖ 1,000万元から2,000万元までの部分については、0.6%の割合で納付する。
- ❖ 2,000万元を超えた部分は、0.5%の割合で納付する。

3)、行政事件については、下記の基準に従って納付する。商標、専利、海事行政事件は1件につき100元を納付する。その他行政事件は一件につき50元を納付する。

## 2、申立費用

当事者は、法により人民法院に以下の事項を申し立てる場合、申立費を納付しなければならない。人民法院による法的効力が生じた判決、裁定、調停書、仲裁機構が法により下した裁決と調停書、公証機関が法により強制執行効力を付与した債権文書執行を申し立てる場合、保全措置を申し立てる場合、支払命令を申し立てる場合、公示催告を申し立てる、仲裁裁決の取消し又は仲裁協議の効力の認定を申し立てる場合、外国裁判所の判決、裁定及び外国仲裁機関の裁決の承認と執行を申し立てる場合等々、申立費用はそれぞれ下記の基準に従って納付する。

1) 法により人民法院に対して、人民法院による法的効力が生じた判決、裁定、調停書、仲裁機構が法により下した裁決と調停書、公証機関が法により強制執行効力を付与した債権文書の執行を申し立てる、又は外国裁判所の判決、裁定及び外国仲裁機関の裁決の承認と執行を申し立てる場合は、下記の基準に従って納付する。

- ❖ 執行金額又は価格がない場合は、1件につき50元から500元を納付する。
- ❖ 執行金額又は価格が1万元を超えていない場合は、1件につき50元を納付する。
- ❖ 1万元から50万元までの部分については、1.5%の割合で納付する。
- ❖ 50万元から500万元までの部分については、1%の割合で納付する。
- ❖ 500万元から1,000万元までの部分については、0.5%の割合で納付する。
- ❖ 1,000万元を超えた部分は、0.1%の割合で納付する。

「民事訴訟法」第五十四条第四項の規定に適合し、登録に参加していない権利者が人民法院に訴訟を提起した場合は、本項の規定の基準に従って申立費用を納付するが、事件受理费を納付しない。

2) 保全措置を申し立てる場合は、実際に保全した財産の金額に基づいて下記の基準に従って納付する。

- ❖ 財産の金額が1,000元を超えていない又は財産の金額と係らない場合は、1件につき30元を納付する。

❖ 1,000 元（基準数を含まない）から 10 万円までの部分については、1%の割合で納付する。

❖ 10 万円を超えた部分は、0.5%の割合で納付する。但し、当事者が保全措置を申し立てるために納付する費用は 5,000 元を上限とする。

3) 法により支払命令を申し立てる場合は、財産事件の受理费基準の 1/3 を参照して納付する。

4) 法により公示催告を申し立てる場合は、1 件につき 100 元を納付する。

5) 仲裁裁決の取消し、又は仲裁協議の効力の認定を申し立てる場合は、1 件につき 400 元を納付する。

6) 破産事件の場合は、破産財産総額に基づいて計算し、財産事件の受理费基準の半額で納付するが、30 万円を上限とする。

**3、証人、鑑定人、通訳者、精算人が人民法院の指定した期日に出廷して発生した交通費、宿泊費、生活費及び欠勤手当については、人民法院は、国家が規定した基準に基づき、代わりに徴収する。**

通常、訴訟費用については、原告が起訴するときに前払いにし、判決が確定された後、敗訴側が負担する。仮に人民法院がある一方当事者の部分的な請求を認めた場合、その訴訟費は、原告と被告の間で一定の比率に分けて負担する。共同訴訟の当事者が敗訴した場合、法院は、その訴訟対象物に対する利害関係によって、各当事者がそれぞれ負担すべき訴訟費用の額を決定する。

訴訟過程において公証、鑑定、公告、検証、翻訳、評価、競売、転売等により発生した費用は、「主張する者が負担する」原則に基づき、当事者が直接関連機関に支払う。訴訟において当事者が独立した訴訟請求とした場合は、判決時に敗訴側が負担する。

## **（二）非公的費用**

非公的費用は主に弁護士費用と公証保全費用等を含む。

### **1、弁護士費用**

弁護士費用については、通常、二種類の納付方法がある。

一つは固定額であって、事件の難易度により異なり、その見積もりも異なる。通常、専利、独占禁止に係る事件の代行手数料は、商標、著作権、不正競争に係る事件より高く、民事侵害類事件の代行手数料は行政訴訟類事件より高い。一審、二審、再審等の手続においてはそれぞれ代行手数料を請求する。

なお、もう一つの請求方法はタイムチャージによる方法であるが、実際に生じた作業量に基づいて弁護士のタイムチャージで計算し、弁護士のレベルに基づいてその料率が決るので、弁護士の身に付けた経験が多ければ多いほどその代行手数料も高くなる。

## 2、公証費用

公証は、公証機関が自然人、法人又はその他の組織の申立により、法定手続に基づき民事法律行為、法的意義のある事実と文書の真実性、合法性を証明する活動である。

公証の種類が多く、種類によって公証の料金基準が異なっている。各地の個々の公証機関が実施する料金基準もそれぞれである。

一部の公証機関は「インターネット＋公証」をめぐって、電子データ保全プラットフォームを起動させ、当事者のセルフサービス式のリアルタイム証拠保全とオンライン権利擁護の展開に新たな選択肢を提供した。通常、電子的証拠保存のような保全方式の費用は従来の公証保全方式より安い。

## 第2章 訴訟準備の実務

### 第1節 権利侵害の監視

知的財産権侵害行為を早期に発見し、早期かつ効果的に摘発することは、企業の知的財産権が持続的に発展することを保障することになる。では、他人の知的財産権侵害行為を如何に発見するか。勿論、企業によってそれぞれのやり方があるが、参考として次の基本的な考え方を提示する。

#### 一、権利侵害監視のチームの設立

知的財産権を主な資産又は競争力とする会社にとって、自社の知的財産権侵害の摘発に関する取り組み計画を確定することは極めて重要である。一般的に言えば、会社はトップレベルデザインから、レベル別に展開し、具体的な実践レベルに移す必要がある。企業にとって最も重要なことは、トップレベル計画があり、全局について全体的な手配があることである。具体的な形式については、柔軟に選択してよい。

具体的な実務レベルにおいて、市場における権利侵害行為を早期に探知する能力を備えることである。一部の大手企業では、いずれも自社の権利侵害の摘発を専門に担当する体制を構築しているのみならず、自社の専門的な模倣摘発チームさえ持っている。

模倣摘発を担当する要員を専ら配置した企業や、セールスマンを訓練し模倣摘発に参加させる企業もある。商業調査会社や弁護士事務所等、専門的な権利侵害調査サービスを提供する専門的仲介機構を招請する企業もある。この点について、権利侵害行為を最も早期に発見するのは、往往にして広く第一線で活躍している人であるため、市場における権利侵害の動向を監視する要員を配置する必要がある。市場を監視するこれらの要員はセンサーに相当し、完全にその役割を發揮するためには、後続の訴訟等の戦略に合わせて使用する必要がある。市場における権利侵害状況を監視する人数は、各会社の状況によって、自社に適合する配置を行うことができる。

模倣摘発の重任を負う要員については、外部から招請した要員か社内要員かを問わず、それに対し知的財産権に関する基本知識を把握する、権利侵害行為を如何に初歩的に判断するか、権利侵害の証拠を如何に固定にするか等模倣摘発の関連研修を適切に行わな

なければならない。知的財産権侵害の知識も身につけていない人が、正しく任務を遂行できることはとても想像し難い。

逆に継続的に多くの要らない情報を報告したり、藪をつついて蛇を出すようなことをしたりし、会社の戦略的な模倣摘発計画に支障をきたす恐れがある。

## 二、権利侵害のルート探し

知的財産権侵害を発見するルートは様々ある。企業は、展覧会、製品広告、顧客アンケート、消費者による苦情申立、知的財産権引用分析、知的財産権付与公告監視、競合他社の監視、権利侵害告発奨励等様々なルートを経由して、権利侵害の手がかりを監視し、収集することができる。ほとんどの場合、企業は主に自社の営業網に頼って知的財産権侵害行為を発見、識別する。従って、自社の知的財産権侵害監視と警報メカニズムを構築、整備することは非常に重要なことである。

権利侵害を発見するルートは比較的能動的な監視行為もあるし、比較的受動的な発見過程もある。知的財産権保護の視点から、企業は権利侵害の発見に消極的で、市場において模倣品が氾濫してから、驚いて目を覚ますようなことになってはならない。

市場において模倣品によって商品の評判を落とした時には、本物か偽物かを問わず、消費者はこのブランドの商品を購入しなくなる可能性がある。

その時になると、権利侵害を摘発する最も良いタイミングを逃すことになるので、積極的に対応し、権利侵害を最小化することは、最も理想的な選択であるといえる。

企業は事業活動において、この2種類の権利侵害を発見するルート、方式を総合的に運用するのが一般的である。そのため、企業は各種方式の使用について、自社に相応しい計画を策定し、2種類の方式を併用して運用し、企業利益の最大化を図るようにしなければならない。

例えば、積極的な監視を実施するには、企業はより多くのマンパワー、経営資源を費やす必要があるが、そうでなければコストを節約することができるが、権利侵害行為を早期に発見することはできない。これについて、企業は自社の実情によって具体的に勘案する必要がある。

### 三、訴訟の代わりの選択

知的財産権侵害行為を発見した場合、如何にそれを制止するか。法律は権利者に様々な法的な選択肢を提供している。しかし、それらの選択肢にはそれぞれに長所と短所があり、効果的な解決策の策定と実施にはノウハウや戦略が求められ、経験から学ぶことが現実的といっても過言ではない。

#### (一) 権利侵害警告書の送付

選択肢の1つとして、知的財産権侵害を自ら制止することは、自力救済の1つに過ぎない。権利侵害を発見した企業は、相手側が直ちに生産、販売を停止し、市場における権利侵害製品を回収するよう要請し、権利侵害を停止しないと、権利者が相応の法的措置を講じるよう威嚇する旨の警告書を権利侵害者へ送付することを弁護士や法務担当者に依頼することができる。

不要な訴訟に陥ることを避ける、又は経緯を知らない悪意によらない権利侵害（侵害品とは認知していない販売店による販売行為等）を取り除くために、企業が権利侵害者に簡単な警告書を送付する方式を採用すれば、意図的でない権利侵害行為が早期におさまるようにし、権利保護の効率を高め、権利保護のコストを低減させ、権利侵害がもたらす損失と事業上のマイナスな影響を縮小させることができる。

ただし、警告書を発送する前に権利行使の法的根拠に供する調査・証拠収集を確実に行わなければならない。さもなければ、被告は権利侵害警告を受け取った後、即刻証拠収集を困難にするか、又は証拠移転等証拠隠滅さえ行う可能性がある。

権利侵害警告書の作成方法は、状況によって柔軟な処理を取る必要がある。文章の内容は強硬なものでも、ソフトタッチのものでもよい。例えば、專利警告書の場合、通常、以下の内容を記載するのが一般的である。

- ◆ 専利権者の専利番号、専利の主な請求項の内容
- ◆ 相手側の製品又は方法は当該専利権を侵害しているため、相手側がある権利侵害行為を停止又は禁止するよう要請する
- ◆ 相手側にいつまでこれに関する返答を出してほしいか



◆相手側が返答しない場合、専利権者が講じる可能性がある措置

## **(二) ネットワークプラットフォームへの苦情申立**

一部の権利侵害行為については、電子商取引プラットフォームに苦情を申し立てることによって完全に解決することができる。「通知-削除」プロセスによって権利侵害商品を撤去するか、又は権利侵害リンクを解除することは、行政法執行、民事訴訟よりも効率が高い。

## **(三) 行政機関への摘発請求**

専利法、商標法、著作権法及び反不正競争法は、いずれも権利者（又は経営者）に権利侵害又は不正競争行為の行政摘発の経路を提供している。そのメリットは、行政摘発によって証拠を固定化することができることにある。しかし、行政法執行によって、直接、権利侵害の賠償問題を処理することができないし、専利行政法執行は、法律による授権に制限されるため、その法執行力は現在比較的弱い。行政法執行の資源は限りがあるものであり、濫用してはならず、最も価値がある摘発目標を洗い出し、行政法執行を請求する必要があることを強調されたい。

## **(四) 税関保護措置の実施**

多くの知的財産権侵害製品は税関を経由して輸出入される。権利侵害商品が輸出される場合は、権利者の海外市場に影響を与え、権利侵害商品が輸入される場合は、権利者の国内市場に影響を与えることになる。しかし、多くの企業は往々にして税関による知的財産権保護の措置を行わず、税関で権利侵害商品の輸出入を抑止するチャンスを失っている。税関による知的財産権保護のモデルは2種類ある。

### **1、申立による保護**

申立による保護とは、知的財産権の権利者は侵害被疑貨物が輸出入されようとすることを発見した後に税関に申し立て、税関が知的財産権の権利者の申立に応じて侵害被疑

貨物を差し押さえることを指す。申立による保護モデルにおいて、税関は自発的に侵害被疑貨物の輸出入を制止する措置を講じないため、このモデルは「受動的保護」モデルとも呼ばれる。

## 2、職権による保護

職権による保護とは、税関が輸出入貨物に対する監督管理の過程において輸出入貨物が税関総署に届け出た知的財産権を侵害している疑いがあることを発見した場合、自発的に差押え及び調査処理措置を講じることを指す。職権による保護モデルにおいて、税関は自発的に権利侵害貨物の輸出入を制止する措置を講じる権利があるため、このモデルは「能動的保護」モデルとも呼ばれる。なお、職権による保護モデルは、知的財産権の権利者が事前にその知的財産権を税関総署に届け出た場合にのみ適用する。

### (五) 訴訟の司法手続の開始

訴訟は、知的財産権侵害を処理する最も強い権利行使方式であり、権利侵害者に対し最も抑止力がある手段でもある。知的財産権侵害によって引き起こされる訴訟は、主に①権利者に提起される民事訴訟、②公安機関が立件、捜査し、検察機関が起訴する刑事訴訟の2種類がある。

これ以外に、調停等代替的な紛争解決方式がある。例えば、上海浦東知的財産権人民調停委員会は法院の委託を受け、立件の時に一部の知的財産権事件について調停することができる。勿論、権利侵害紛争の解決が目的であり、必ずしも知的財産権分野の救済手段を採用するわけではない。

---

#### ◇コラム：知的財産権をめぐる行政苦情を如何に申立てるか。

中国における専利、商標、著作権法等の関連法律には、「知的財産権侵害等の紛争が発生した場合は、知的財産権管理の関連部門に苦情を申立て、処理を請求することができ、関連部門は権利侵害行為が成立すると認定した場合、権利侵害者に直ちに権利侵害行為を停止するよう命令し、行政処罰を下すことができる。」と規定されている。

##### 1. 行政苦情受理部門、機構

(1) 商標権侵害	権利侵害者所在地又は権利侵害行為発生地 の県級以上の市場監督管理局に控告、 告発、苦情申立を行うことができる。
(2) 専利権侵害	専利事件については専利事業管理部門 に苦情を申し立てる。
(3) 著作権侵害	行政苦情受理機関は各級の著作権行政法執 行部門とする。

2. 知的財産権をめぐる行政苦情申立 に備えなければならない要件 <sup>44</sup>	(1) 請求者は権利者又は利害関係者で ある。
	(2) 明確な被請求者がある。
	(3) 明確な請求事項と具体的な事実、理由が ある。
	(4) 事件受理部門の受理及び管轄範囲に該 当する。
	(5) 当事者は当該知的財産権紛争について 人民法院に起訴していない。
3. 立件しない理由	(1) 権利帰属が明確ではない。
	(2) 明確な苦情対象がない。
	(3) 主要証拠を揃えていない。
	(4) 代理権限が明確ではない。
	(5) 関連事実について人民法院に起訴して いる。
	(6) 1 事件につき 1 苦情を申し立てていな い。
	(7) 権利侵害事実が成立しない、等。

<sup>44</sup> 国家知識産権局公式サイト：「専利行政法執行弁法」を参照。

#### 4. 行政苦情の際に提出する資料

(1) 申立書の提出	請求者の氏名又は名称、住所、法定代表者又は主要責任者の氏名、職務。代理人に委託する場合は、代理人の氏名と代理機構の名称、住所	
	被請求者の氏名又は名称、住所	
	処理を請求した事項及び事実、理由	
(2) 証明資料の提出	主体資格証明	申立者と被苦情申立者の身分証明書等の有効身分証明書類、企業の営業許可証又は法定代表者、主要責任者の身分証明。
	権利有効証明	<p>専利証書、専利登記簿の副本。専利権侵害紛争が実用新案又は意匠に関わっている場合、専利事業管理部門は、請求者に国家知識産権局が作成した専利権評価報告書（実用新案、意匠検索報告書）を提示するよう要求することができる。商標登録証、商標局が発行した商標登録証明等。商標登録権者及びその代理人は商標詐称商品について鑑定証明、著作権登録証明等を提示しなければならない。</p> <p>関連証拠や証明資料は請求書の付属書として提出することができる。</p>
	権利侵害状況の証拠	知的財産権の行政苦情申立を提起するにあたっては、侵害した商業標章、権利侵害製品、専利製品、被苦情申立者の権利侵害実物、広告宣伝、ホームページ等、権利侵害状況の関連証拠を提出しなければならない。

## **第2節 弁護士の選定**

### **一、弁護士の選択と評価のポイント**

#### **(一) 弁護士選定のポイント**

中国で知財侵害訴訟を提起する又は提起される場合、日本企業は弁護士や弁理士を選定・依頼し、訴訟前のさまざまな準備活動や訴訟活動を行う。中国において、弁護士や弁理士等を訴訟代理人として選定する場合、以下の面から検討することができる。

##### **1、コンフリクトの確認**

訴訟代理人を選定する際、コンフリクトの関係にないかのチェックを行う。コンフリクトは、「依頼者名」、「相手方名」、「事件の内容」等に基づきチェックを行い、コンフリクトの関係に無ければ、訴訟依頼を検討したほうがよい。

##### **2、訴訟経験、専門性**

中国知財訴訟の経験が豊富で、係争技術や関連分野の専門に詳しい代理人（弁護士・弁理士）を選定したほうがよい。特に、弁理士は訴訟活動を行っていない人も数多くいるため訴訟経験豊富な弁理士を選任することは重要である。また、訴訟対応において、依頼者のニーズに応じて訴訟や和解交渉の戦略を構築することが重要である以外、中国訴訟実務に詳しくて、その実情と合わせて適切な提案や解決を求めることも重要である。

##### **3、言語**

依頼者のニーズを正確に把握し、日本の依頼者とのコミュニケーションを順調に行うためには、日本語が堪能な代理人（中国弁護士・弁理士）を選定することも重要である。実務において、英語や中国語でコミュニケーションをとる場合もあるが、誤解の原因になったり、代理人が係争技術内容を十分に理解できなったりする 경우가少なくない。

##### **4、代理人所属の法律事務所、知財事務所への確認**

代理人の選定において、その代理人の所属している法律事務所や知財事務所の訴訟

対応整備状況について確認することも重要である。中国での法律実務所や知財事務所では、いろいろな類型がある。訴訟対応においては、弁理士又は弁護士のみで対応する事務所があれば、弁理士＋弁護士共同で対応する事務所もある。通常、弁理士は、技術に詳しいが、訴訟経験がない弁理士も多い。また、弁護士は、法律や訴訟対応に詳しいが、技術に詳しくない弁護士も多い。

また、訴訟対応において、訴訟相手への調査、証拠収集や保全のための調査等もよく行っている対応である。現在、中国の多くの知財事務所には、自社の調査会社を有している。訴訟対応における調査は、今後、訴訟における証拠や法律主張に関わるため、法律背景を持たない調査会社のみには依頼してはならない。調査における留意点、証拠収集や保全の方法や形式等については、弁護士より検討しなければならない部分が多いため、法律事務所と調査会社が共同で調査作業を行い、法律事務所の弁護士が全般の調査プランや証拠収集・保全について、調査会社に指導したほうがよい。

## **5、代行手数料の事前確認**

訴訟代行手数料は代理人によって大きく異なるため、費用の請求基準、請求方法、支払手段等は代理を委任する前に事前にチェックする。

### **(二) 弁護士評価の要点**

#### **1、選定前の全面的評価**

弁護士を選定する際に、弁護士に対し評価を行わなければならない。関連資料と結びつけてなるべく全面的かつ客観的な評価を行う必要がある。例えば、代理した事件数、代理した有名な事件等弁護士の今までの実績、社会地位、社会名誉等弁護士の業界での影響、弁護士の所在する事務所の規模、業務ランキング、分支機構の設立状況、知的財産権代理、訴訟、保護（調査）等の全面的業務を含めるかどうか、全産業を対象としているか等。

#### **2、事後評価備忘録の作成**

弁護士を選定した後も、弁護士が適任であるかを継続的かつ公正に評価し、一層長続

きの協力を維持するかどうかを決定する必要がある。例えば、当該弁護士が事件を代理する際の業務の専門的水準、当該弁護士と業務上のやりとりがあった同業者の口コミ、その業務達成の品質、委任時の物言いと振る舞い等を通じて検討することができる。

弁護士1人に対する事後評価を通じて、以降の弁護士の選定、更には関連弁護士事務所の選定に影響を与えることができる。評価がよかった弁護士と長続きの友好的な協力関係を築くと考えることができるが、評価がよくなかった弁護士なら協力のチャンスを得るのは困難になる。

## 二、事務所に関する情報の入手

(1) 中国において、全ての弁護士事務所は司法行政部門、弁護士協会の監督・管理、指導の下で業務を展開する必要があるため、登記と届出を行わなければならない。

具体的な事務所の詳しい情報を調べるには、中国司法部の「中国法律サービス網」<sup>45</sup>で意向がある又は調べたい事務所を検索することができる。このサイトでは、地域検索欄及び事務所名称検索を提供している。

この他に、このサイトでは弁護士検索のサービスも提供している。

(2) 公式ルートで事務所の情報を検索する他に、商業新聞や雑誌等から関連の情報を入手することもできる。例えば、中国知的財産権雑誌では事務所関連の情報を定期的に提供している。要求に適合するものがあれば、定期的に購読することによって、同業界に対する理解を蓄積することができる。

(3) メディアを経由して事務所情報を入手する他に、同業界、川上や川下業界との付き合いから入手することもできる。知人が紹介した事務所の方が、通常、一層信頼でき、一層期待できることもある。

(4) 中国の訴訟代理人や法律事務所の情報については、日本貿易振興機構（JETRO）等の経済団体、弁護士協会等の業界団体、日本の業界刊行物等に問い合わせ、又は中国業務に強い日本の弁護士等の専門家に紹介してもらうことができる。

---

<sup>45</sup> <http://www.12348.gov.cn/>

### 三、弁護士費用について

弁護士の費用モデルは比較的柔軟であり、事務所によって費用モデルは多少違う。

同一弁護士であっても、異なる顧客、異なる事件につき、費用モデルは違う。

よく見られる費用モデルを知っておく必要がある。勿論、顧客が受け入れられれば、弁護士は下記の費用モデルを修正するか、又は組み合わせ、新しい費用モデルを作り出すことができる。

● **事件に応じた費用**：事件に応じて比較的固定する費用を求める。支払い総額が予想でき、コストがコントロールできるため、国内顧客は「定額」の出来高費用を好む傾向がある。全体から見れば、事件に応じた費用は主流の費用モデルである。

● **時間制費用**：弁護士がサービスを提供する時間で費用を計算する。弁護士の時間は本格的な商品になる。通常、時間制費用は 0.1 時間、つまり 6 分間を 1 つの計算単位とし、移動時間は半額で計算する。通常、外国顧客は時間制費用をより容易に受け入れることができる。時間制で費用を計算する場合、弁護士は通常、合理的な時間支出明細を提供する。

● **段階別費用**：1 つの段階の完成又は 1 つの目標の達成を、費用を 1 回取る時間枠とする。通常、賠償がない事件（商標又は専利権確定行政事件等）又は被告の代理となる事件の中で採用されることが多い。

● **リスク代理費用**：賠償額（和解、調停で達成した賠償又は補償を含む）の一定比率を弁護士サービス費とするか、又は訴訟目標の実現を一定の弁護士費用を給付する要件とするモデルである。リスク代理において賠償額を基数とする計算方法も 2 種類のモデルがある。一つは判決、調停、和解で確定した金額を基数とし、もう一つは執行段階において執行できた金額を基数とする。

● **基本費用+リスク代理費用**：顧客が固定金額の弁護士費用（基本費用又は前期費用）を支払うとともに、別に賠償額の一定比率、被告の減損額の一定比率、目標実現奨励等の方式で弁護士費用（リスク代理費）を給付するモデルは、「半リスク代理」と呼ばれてもよい。前期費用の投入が比較的多く、賠償判決になる可能性も比較的高い事件は、このモデルを採用するのが適宜である。



## 四、委任契約の締結

適切な事務所を見つけた後、次のステップ、つまり契約書締結に進む必要がある。

現在、法的リスクが至る所に存在する社会において、契約書締結に注意すべき事項がいろいろある。次には委任契約書の締結における注意事項について紹介する。

事件処理の方法、弁護士費用等の重要事項は契約書締結の前に決まったが、委任契約書の作成、締結は依然として必要である。契約書に記載される内容は通常、事件内容、委任、受任の範囲、弁護士費用の請求基準及び請求方法、事件処理の途中解約、秘密保持等の事項を含むが、これらに限定されない。

また、侵害訴訟の委任においては、中国法律の規定に合致する「委任状」を発行し、外国企業の場合、その所在国の公証機関の証明を得て、かつ当該国の中国大使館又は領事館の認証を得る必要がある。「委任状」においては、事件の表示と委任、代理人の代理権限、代理期限等を記載する。しかも、「代理権限」について、中国民事訴訟法の規定によれば、「特別授權」と「一般授權」があるが、両者の間に比較的大きな差異があるため、授權の時に授權の種類を明確にしなければならない。一般的に言えば、代理人に訴訟請求の承認、放棄、変更、和解、反訴又は上訴等の事項を委任する場合は、「特別授權」である。仮に、これらの委任事項を含まない場合、「一般授權」である。

なお、委託期間も明確にしなければならない。期間は非常に重要なことであり、委任事項の時間枠に関わる。委任報酬については双方が協議し合意する必要がある。その中には事件の後続の各種発展傾向における状況も含む。説明しておく必要があることは、委任契約書の条項に記載される委託事項は明確なものでなければならないことである。

最後に、違約責任に関する条項は事後のリスクを防止するためのものであり、重視する必要がある。

### 第3節 法律事務所との確認事項

#### 一、訴訟リスクの評価

##### (一) 自己の権利基礎を十分に評価する

訴訟を提起すると決定した場合は、弁護士と権利者自身の権利基礎を十分に評価しなければならない。專利、商標等の知的財産権は無効等のチャレンジを受けることがあるため、自分の権利が安定したものでなければ、盗人に追い銭のように、権利侵害訴訟に勝つどころか、知的財産権を失ってしまう可能性がある。

### 1、権利の有無

例えば、相手側が自分の歌詞、又は広告スローガンを1句使ったが、この歌詞又は広告スローガンは、著作物の独創性要件を満たすか、著作権を保有しているか。また、例えば、社員に漏洩され、利用された顧客名簿は、保護される営業秘密に該当するか等権利が存在するかが肝となる。

### 2、権利が安定しているか

例えば、專利は新規性、進歩性等の権利付与要件を満たしているか、商標の顕著性は低すぎないか。相手側を起訴した後、相手側に無効宣告を提起されることを避けなければならない。権利者の中核的專利、又は中核的業務の專利である場合こそ、專利的安定性を慎重に評価しなければならない。よりの確な結論を得るために、幾つかのサービス機構にそれぞれ検索し、專利的安定性を評価するよう委託することができる。

### 3、権利が使用されているか

商標権侵害訴訟において、この問題は特に重要なことである。商標法第六十四条第一項の規定によると、登録商標専用権者が直近3年間に当該登録商標を実際に使用したことを証明できず、権利侵害行為によってその他の損失を被ったことも証明できない場合、侵害被疑者は賠償責任を負わない。

## (二) 相手側が権利侵害を構成しているかどうかを評価する

事実問題を脇において（つまり、相手側が非難された行為を実施したかどうか）、起訴前に相手側の行為が権利侵害を構成しているかどうかを真剣に討論、評価することは、非常に価値がある。知的財産権侵害判断の専門性に鑑みて、意見相違が存在する事項が多いため、必要な場合、専門家又はベテランの同業者や先輩に討論するよう援助を求め

ることができる。

特に相手側に合法的な権利侵害抗弁事由が存在しているかどうかを勘案しなければならない。専利法、商標法及び著作権法（知的財産権理論を含む）のいずれにも、公開禁止による抗弁、既存技術又は意匠による抗弁、権利消尽による抗弁、先使用権による抗弁、黙示許諾による抗弁、合理的使用又は正当使用による抗弁等、使用者にかなり多くの権利侵害抗弁事由を提供している。これらの可能な抗弁事由が成立するかどうかを詳しく審査しなければならない。

### **（三）権利侵害訴訟の難易度を評価する**

法的視点から、権利侵害訴訟の困難性を評価することも多次元のものであってもよい。ここでは、主に2つの観察視点について紹介する。①証拠収集が困難であるかどうか。方法専利の侵害訴訟、営業秘密の侵害訴訟は、証拠収集があまりにも難しいため、いずれも非常に困難な訴訟である。②係争事件に該当するかどうか。事実がはっきりし、証拠が確実であるが、権利侵害を構成するか、不正競争を構成するかについては、意見相違が極めて大きい事件がある。これらの係争事件の特徴は、勝訴の不確定性が大きく、訴訟コストが比較的高いことである。

## **二、当事者の適格の審査**

知的財産権侵害訴訟において、原告は通常、商標登録者、専利権者等の権利者、又は独占的使用の被許諾者、権利者が起訴しないと明確に示した排他的使用の被許諾者、権利者が独立して訴訟できると明確に授権した普通使用の被許諾者等、訴訟権を持つ被許諾者とする。

知的財産権侵害者の角度から、大体、製造業者、販売業者、販売申出業者、輸入業者又は権利侵害幫助者等幾つかのタイプがある。権利者の立場に立脚し、これらの権利侵害者から早期に可能な被告を特定し、相応の調査を展開しなければならない。

弁護士は、委託者及び相手側当事者の訴訟主体資格及び関連状況に対し、原告と被告の名称、現在の法的状態、独立法人資格を持っているかどうか、営業許可証を取り消され、又は抹消されたかどうか等の状況を含む審査や調査を行わなければならない。

## **(一) 原告になる主体についての勘案**

訴訟資格を持っている権利者が複数ある場合、どの主体が原告になるかをどのように勘案するか。

### **1、立件の便宜性への配慮**

中国国内企業が原告として起訴する場合、主体資格のために要求される資料は遥かに少ない。中国国内企業と外国にある本社がいずれも原告として起訴できる場合、中国国内企業のみが原告として単独で起訴した方が、より便宜であることはいうまでもない。

### **2、共同原告についての勘案**

商標登録者と独占的使用の被許諾者、商標登録者と排他的使用的被許諾者、商標登録者と普通許諾の被許諾者等の組み合わせ等、共同原告として訴訟を提起するか。

### **3、どの主体が起訴すれば賠償に有利であるか**

論理的には、普通許諾の被許諾者が訴訟の授權を得た場合に権利侵害者を起訴することで得られた賠償は、権利者（専利権者又は商標登録者）が起訴するより少ない。

## **(二) 訴訟対象の調査**

起訴しようとする対象（被告）について、初歩的な調査を行い、それを起訴対象とするかどうかを確定するか、又は起訴の優先順序を決めて、チャンスを狙って行動し、重点的に突破するようにしなければならない。その調査は以下の内容を含むが、これらに限定されない。

- (1) 権利侵害行為を実施するのはどの主体であるか。
- (2) どの会社又は誰が被告になれるか、共同被告にする必要があるか。
- (3) 被告会社の工商登記情報、営業状況、公式サイト等の状況を調べる。
- (4) 原告に有益であり、訴訟の便宜を図る等の角度から、複数の権利侵害者の中、どの主体が最も優先的に被告に選択されるのが適切であるか。
- (5) その被告を選択する場合、顧客の商業利益を害することにならないか。

(6) 被告の賠償能力を初歩的に評価する、等。

### (三) 被告の適格性

(1) 法的関係において目標訴訟主体が適格な被告であるかどうかを評価しなければならない。相手側の行為が全く権利侵害を構成しない（又は権利侵害と判決される可能性が極めて低い）、又は相手側が権利侵害幫助を構成しない場合は、訴訟を起こす必要はない。

(2) 訴訟主体を間違えてはならない。例えば、米国マイクロソフト社が亜都科技集団を対象としてソフトウェア権利侵害を訴えた事件において、被告亜都科技集団は、開廷の時に、原告の証拠における海賊版ソフトウェアを使用した主体は被告の亜都科技集団ではなく、亜都科技有限公司であり、この2社は独立法人であるため、マイクロソフト社は訴訟対象を間違えたと主張した。法院は、公証証書に権利侵害行為が亜都ビルで発生したと明記されたが、権利侵害者は亜都科技集団であるという結論を得ることができないと最終的に認定し、マイクロソフト社の訴訟請求を却下した<sup>46</sup>。

(3) 権利侵害者は正常に営業しているかどうかを確認しなければならない。起訴前に既に抹消された権利侵害企業があり、そのような場合に起訴の価値があるか、起訴対象をどの主体にするかを全て評価する必要がある。

### (四) 共同被告についての勘案

統計によると、2015-2016年の中国における知的財産権侵害事件において、23.35%の事件における被告は2被告又は2被告以上であった。被告の選択について、なるべく全ての目標被告を特定し、立件の時に全ての被告を列記し、1つの訴訟手続きの中で問題を解決し、複数の起訴を回避する。直接起訴できれば、後から追加するようなことはしない。

勿論、管轄等の必要に応じて、販売業者も合わせて起訴しようとする時、これによって相手側を怒らせて自社製品が撤去される制裁を招くかどうかを考える必要がある。

---

<sup>46</sup> 張鵬：「マイクロソフト社が亜都を訴えた事件 マイクロソフト社敗訴」、「北京晩報」1999年12月17日。

要するに、訴訟によって、顧客やパートナー（特にスーパーチェーン店や電子商取引プラットフォーム）と対立したり、顧客やパートナーを被告の側においたりするようなことはしない。

## （五）「会社のベールに穴をあける」

会社の独立人格と株主の有限責任は会社法分野の2つの礎石である。しかし、経済生活の複雑化につれて、株主が信義誠実原則に違反し、会社の独立人格と株主の有限責任待遇を濫用して責任を逃れることを防止するために、特殊な状況において法人格を否認し、債務に対し連帯弁済責任を負うよう株主に要求することができる。これは、つまり「会社のベールに穴をあける」制度であり、「会社のベールを突き破る」、「会社法人格の否認」とも呼ばれる<sup>47</sup>。権利侵害企業の支配株主が自然人である場合、「会社のベールに穴をあける」ことによって権利侵害責任を自然人株主（ほとんどの場合は法定代表者）に追究することは、その自然人に極めて大きな圧力を加えることになり、権利侵害摘発と紛争の解決に役立つ。そのため、ますます多くの権利者は、「会社のベールに穴をあける」チャンスがあるかどうかを考え始めている。

会社のベールに穴をあける制度は、会社法における重要な制度であり、主に顕著な資本不足、人格混同、過度なコントロール、法人格形骸化等のタイプがある<sup>48</sup>。

### 1、会社の顕著な資本不足

会社資本不足とは、株主が会社に投入した株式資本が明らかに不足することを指し、主に2つの評価基準がある。①株主の出資額を会社の経営規模及び経営性質と比較し、かつ後者2者を株式出資額が不足しているかどうかを評価する参照とする。②株主の出

---

<sup>47</sup> 「会社のベールに穴をあける」制度は、主に中国「会社法」第二十条で原則的な規定（「会社法」第六十三条に規定されている一人会社の株主が責任を負う特殊状況も含む）をしている。また、「中華人民共和国会社法の適用における若干の問題に関する最高人民法院の規定」（二）（法積〈2020〉18号）第二十二條における株主による払込額不足の連帯責任、「中華人民共和国会社法の適用における若干の問題に関する最高人民法院の規定」（三）（法積〈2020〉18号）第十四條における株主による出資引き出しの補足賠償責任等、中国「会社法」の複数の司法解釈にも散見されて。執行効率を高め、訴訟負担を軽減するために、これらの関連責任の負担は、直接、「民事執行における当事者変更、追加における若干問題に関する最高人民法院の規定」の第十七條、第十八條等執行手続の中で解決を試みることができる。

<sup>48</sup> 朱慈蘊：『「会社法」第二十条第三項の適用に関する原則と基準』、「中国審判新聞月刊」2008年第4号。芮剛：「会社のベールに穴をあけることによく見られるパターン」、元北京裁判官、2016-03-26。

資額を会社が調達した債権資本と比較し、当該債権資本の金額を株式資本が不足しているかどうかを評価する参照係数とする。

## 2、法人格混同

人格混同とは、2つの互いに独立した法人主体がその相互関係の中で分け隔てず、2つの会社は同一会社であるというイメージを人に与えることを指す。人格混同はまた、2つのタイプに分けられる。①株主（自然人株主と法人株主を含む）及びその法人会社の間で生じた人格混同。②同一株主が設立した複数の会社の間で発生した人格混同。

## 3、株主の過度なコントロール

過度なコントロールとは、支配株主がその附属会社の独立法人地位を無視し、その経営と管理に対し厳密かつ広範に関与したことによって、当該附属会社の資産を侵害し、当該会社及びその債権者の利益を損ねたことを指す。

## 4、法人格形骸化

法人格形骸化とは、会社と株主の間の主体差異を区分することができないことによって、人々は、株主は会社を代表することができ、会社は株主本人を意味すると合理的に理解することができ、会社は株主の形骸に成り果てたことを指す。現実において、株主が会社に対し過度なコントロールを行う形に具現化される時も、組織機構、要員混同、資産や財産混同、業務混乱や「シェルカンパニー」に具現化される時もある。

---

### ◇コラム：「会社のベールに穴をあける」事件

事例：ハネウエル国際有限公司と上海睿昕電子有限公司、上海宙点国際貿易有限公司等の商標権侵害紛争事件（山東省高級人民法院（2015）魯民三終字第 226 号民事判決書）

【当事者】

上訴人（第一審被告）：上海睿昕電子有限公司（睿昕社と略称）

被上訴人（第一審原告）：ハネウエル国際公司（ハネウエル社と略称）

被上訴人（第一審被告）：上海宙点国際貿易有限公司（宙点社と略称）

被上訴人（第一審被告）：坤宏実業有限公司（坤宏社と略称）

### 【事件の概要】

2006年3月、宙点社は坤宏社が生産、輸出を委託したブレーキディスクがハネウエル社の登録商標「BENDIX」を詐称したものであると知りながら、その委託を受けて生産し、2006年6月に一般貿易の方式で黄島税関に輸出を申告した。2006年6月21日、黄島税関はこのロットの貨物を検査した時に「BENDIX」商標はハネウエル社が所有するものであることを発見した。2006年7月25日、ハネウエル社は当該ロットの貨物が「BENDIX」商標を詐称したものであることを証明する鑑定書を発行した。

ハネウエル社は、「宙点社と坤宏社はその登録商標専用権を侵害し、ハネウエル社に巨大な損失をもたらしたため、侵害を停止し、50万人民元の損失を賠償する責任を負わなければならない。なお、睿昕社と宙点社はA氏、B氏が設立したもので、実は2つの会社が従業員を共用している。睿昕社は宙点社の債務に対し連帯弁済責任を負わなければならない」と主張した<sup>49</sup>。

第一審法院は、宙点社は権利を侵害したため、ハネウエル社に対し経済損失として30万人民元を賠償し、坤宏社、睿昕社は連帯賠償責任を負う旨の判決を言い渡した。

睿昕社はそれに不服があり、上訴を提起し、ハネウエル社が要求した同社が宙点社の債務に対し連帯賠償責任を負うという裁判結果の変更を求めた。第二審法院は、上訴を棄却し、原判決を維持する旨の判決を言い渡した。

### 【裁判の要点】

第一審法院は次のように判断した。登録商標権侵害について、宙点社が輸出するブレーキディスクはハネウエル社の登録商標と完全に同一の商標を使用し、その登録商標権に対する侵害を構成した。坤宏社が連帯賠償責任を負うかどうかについて、2社の行為は共同侵害であり、連帯賠償責任を負うべきである。睿昕社が賠償責任を負うかどうかについて、睿昕社と宙点社が工商登記で互いに独立した企業法人になっているが、実は要員、事業、経営財務等において高く混同し、各自の財産を区別することができず、独立人格が喪失され、人格混同を構成している。関連法人の人格が混同し、債権者の利益を深刻に損害した場合、関連会社同士は外部債務に対し連帯責任を負うべきである、とした。

---

<sup>49</sup> 本報告書においては、仮に引用であるとしても、個人名について「A氏」等と表記している。



第二審法院は次のように判断した。原審法院が究明した事実によると、2社の出資者、監事、執行董事、法定代表者は全て同一で、事業範囲が基本的に重なり、住所が同一であり、かつ当該住所に睿昕社の看板しか掲げていないため、これにより2社の要員、事業の混同が存在していると認定することができる。財務が混同しているかどうかについては、ハネウエル社がその財務状況を把握するのが困難であり、睿昕社は挙証し、その財務が宙点社から独立していると証明する能力を持っているが、有効な証拠を提出しなかったため、挙証不能の結果を負わなければならない。

以上の通り、第二審法院は次のように認定した。睿昕社と宙点社は人格混同を構成し、上訴人睿昕社の上訴事由に事実及び法的根拠が欠けており、これを支持しない。第一審法院の判決に不当性がなく、これを維持すべきである。

-----

### 三、訴訟のタイミングの確認

#### (一) 準備ができてない訴訟をしない

起訴タイミングの選択は事件によって異なるが、基本的原則は慌ただしく行動しないことである。一部の権利者は、権利侵害行為を発見すると、直ちに権利侵害訴訟を提起するが、訴訟において証拠不足、又は自分の権利に瑕疵が存在している、又は相手側が権利を侵害していないことによって、自分が受け身になり、より大きな損失をもたらすようなことがよくある。例えば、起訴してから、一部の重要な証拠として原本がなく、コピーしかないことが分かった原告がある。そのため、よいタイミングを掴んで慎重に起訴するようにしなければならない。

多くの場合において、権利侵害製品の出現はすぐに権利者の経済効果に影響をあたえない可能性がある。この時、権利者は急いで訴訟を提起する必要がなく、なるべく訴訟前の準備を十分におこななければならない。慎重な権利者として、正式に起訴する前に、弁護士の意見を真剣に聴取したり、弁護士に法律意見書の作成、更には訴訟戦略分析レポートの作成を要求したりする。これは推薦されたい方式である。

## **(二) 訴訟準備の評価**

通常、非常に差し迫っている要求がある場合を除き、訴訟を起こすことは、十分な準備をしたことを前提としなければならない。勿論、起訴の時、3年の訴訟時効が過ぎたことを防止しなければならない。十分な準備ができているかどうかは、以下のことから評価することができる。

### **1、法研究が完成したかどうか**

必要な法検索と研究を通じて、訴訟を起こす法的根拠と訴因を明確にし、訴訟を提起する理由が十分であるかどうか、訴訟請求が法院の支持を得られるかどうかを判断する。

### **2、証拠が十分であるかどうか**

少なくとも立件に必要な証拠基準で、証拠が本件における委託者（権利者）の主張を十分に支えることができるかどうか、証拠が法の要求に適合しているかどうか、立件要件を満たしているかどうかを勘案する。事実上、証拠の準備状況は起訴のタイミングに影響を与える重要な要因である。

### **3、商業戦略に適合しているかどうか**

訴訟を起こすタイミングは、完全に訴訟準備状況によって決めるわけでもない。企業のビジネス活動の一部として、訴訟を起こすには当然ビジネス視点からの配慮もある。

## **四、訴訟の訴因の確認**

把握した事件の経緯を踏まえて、商標権侵害、著作権侵害、専利権侵害、不正競争や権利帰属紛争等の訴因を決める。具体的な訴因は、最高法院の「民事事件における訴因の規定」と結びつけて確定しなければならず、また、法律規定、司法政策、同種類事件の裁判結果、法理論等に基づいて判断することができる。同時に商標権侵害と不正競争を提起する等、同一事件に2つの訴因がある場合もある。

表 2-1 知的財産権に関連する民事訴訟事件の訴因<sup>50</sup>

紛争類型	番号	訴因
質権をめぐる紛争	68 (11)	知的財産権質権をめぐる紛争
著作権契約をめぐる 紛争	146 (1)	委託創作契約をめぐる紛争
	146 (2)	共同創作契約をめぐる紛争
	146 (3)	著作権譲渡契約をめぐる紛争
	146 (4)	著作権使用許諾契約をめぐる紛争
	146 (5)	出版契約をめぐる紛争
	146 (6)	出演契約をめぐる紛争
	146 (7)	製作録音映像製品契約をめぐる紛争
	146 (8)	放送局・テレビ局の放送契約をめぐる紛争
	146 (9)	隣接権譲渡契約をめぐる紛争
	146 (10)	隣接権使用許諾契約をめぐる紛争
	146 (11)	コンピュータソフトウェア開発契約をめぐる 紛争
	146 (12)	コンピュータソフトウェア著作権譲渡契約 をめぐる紛争
	146 (13)	コンピュータソフトウェア著作権使用許諾契約 をめぐる紛争

<sup>50</sup> 改正後の「民事事件における訴因の規定」の印刷・配布に関する最高人民法院の通知(法〔2020〕347号)より抜粋、2020.12.29 公布、2021.01.01 実施。

商標契約をめぐる 紛争	147 (1)	商標権譲渡契約をめぐる紛争
	147 (2)	商標使用許諾契約をめぐる紛争
	147 (3)	商標代理契約をめぐる紛争
専利契約をめぐる 紛争	148 (1)	専利出願権譲渡契約をめぐる紛争
	148 (2)	専利権譲渡契約をめぐる紛争
	148 (3)	発明専利実施許諾契約をめぐる紛争
	148 (4)	実用新案実施許諾契約をめぐる紛争
	148 (5)	意匠実施許諾契約をめぐる紛争
	148 (6)	専利代理契約をめぐる紛争
植物の新品種契約を めぐる紛争	149 (1)	植物の新品種栽培契約をめぐる紛争
	149 (2)	植物の新品種申請権譲渡契約をめぐる紛争
	149 (3)	植物の新品種権譲渡契約をめぐる紛争
	149 (4)	植物の新品種実施許諾契約をめぐる紛争
集積回路図設計契約 をめぐる紛争	150 (1)	集積回路図設計創作契約をめぐる紛争
	150 (2)	集積回路図設計専有権譲渡契約をめぐる紛争
	150 (3)	集積回路図設計使用許諾契約をめぐる紛争
企業秘密契約を めぐる紛争	151 (1)	技術秘密譲与契約をめぐる紛争
	151 (2)	技術秘密使用許諾契約をめぐる紛争

	151 (3)	経営秘密譲与契約をめぐる紛争
	151 (4)	経営秘密使用許諾契約をめぐる紛争
技術契約をめぐる 紛争	152 (1)	技術委託開発契約をめぐる紛争
	152 (2)	技術共同開発契約をめぐる紛争
	152 (3)	技術転化契約をめぐる紛争
	152 (4)	技術譲渡契約をめぐる紛争
	152 (5)	技術契約をめぐる紛争
	152 (6)	技術コンサルティング契約をめぐる紛争
	152 (7)	技術サービス契約をめぐる紛争
	152 (8)	技術研修契約をめぐる紛争
	152 (9)	技術仲介契約をめぐる紛争
	152 (10)	技術輸入契約をめぐる紛争
	152 (11)	技術輸出契約をめぐる紛争
	152 (12)	職務技術成果の達成者への奨励、報酬 をめぐる紛争
	152 (13)	技術成果達成者の署名権、栄誉権、奨励権 をめぐる紛争
	153	専利経営契約をめぐる紛争
企業名称（屋号）契 約をめぐる紛争	154 (1)	企業名称（屋号）譲渡契約をめぐる紛争
	154 (2)	企業名称（屋号）使用契約をめぐる紛争

	155	特殊マーク契約をめぐる紛争
コンピュータネットワークのドメイン契約をめぐる紛争	156 (1)	コンピュータネットワークのドメイン登録契約をめぐる紛争
	156 (2)	コンピュータネットワークのドメイン譲渡契約をめぐる紛争
	156 (3)	コンピュータネットワークのドメイン使用許諾契約をめぐる紛争
	157	知的財産権抵当契約をめぐる紛争
著作権の帰属、権利侵害をめぐる紛争	158 (1)	著作権の帰属をめぐる紛争
	158 (2)	作品発表権侵害をめぐる紛争
	158 (3)	作品氏名表示権侵害をめぐる紛争
	158 (4)	作品改変権侵害をめぐる紛争
	158 (5)	作品同一性保持権侵害をめぐる紛争
	158 (6)	作品複製権侵害をめぐる紛争
	158 (7)	作品発行権侵害をめぐる紛争
	158 (8)	作品貸与権侵害をめぐる紛争
	158 (9)	作品展示権侵害をめぐる紛争
	158 (10)	作品実演権侵害をめぐる紛争
	158 (11)	作品放映権侵害をめぐる紛争
	158 (12)	作品放送権侵害をめぐる紛争

	158 (13)	作品情報ネットワーク伝達権侵害をめぐる紛争
	158 (14)	作品撮影製作権侵害をめぐる紛争
	158 (15)	作品翻案権侵害をめぐる紛争
	158 (16)	作品翻訳権侵害をめぐる紛争
	158 (17)	作品編集権侵害をめぐる紛争
	158 (18)	その他の著作財産権侵害をめぐる紛争
	158 (19)	出版社権の帰属をめぐる紛争
	158 (20)	出演者権の帰属をめぐる紛争
	158 (21)	録音映像製作者権の帰属をめぐる紛争
	158 (22)	放送組織権の帰属をめぐる紛争
	158 (23)	出版社権侵害をめぐる紛争
	158 (24)	出演者権侵害をめぐる紛争
	158 (25)	録音映像製作者権侵害をめぐる紛争
	158 (26)	放送組織権侵害をめぐる紛争
	158 (27)	コンピュータソフトウェア著作権の帰属 をめぐる紛争
	158 (28)	コンピュータソフトウェア著作権侵害 をめぐる紛争
商標権の帰属、 権利侵害をめぐる 紛争	159 (1)	商標専用権の帰属をめぐる紛争
	159 (2)	商標専用権侵害をめぐる紛争

専利権の帰属、 権利侵害をめぐる 紛争	160 (1)	専利出願権の帰属をめぐる紛争
	160 (2)	専利権の帰属をめぐる紛争
	160 (3)	発明専利権侵害をめぐる紛争
	160 (4)	実用新案権侵害をめぐる紛争
	160 (5)	意匠権侵害をめぐる紛争
	160 (6)	他人の専利の詐称をめぐる紛争
	160 (7)	発明専利の臨時保護期間における使用費 をめぐる紛争
	160 (8)	職務発明、創造発明者、設計者への奨励、報酬 をめぐる紛争
	160 (9)	創造発明者、設計者の署名権をめぐる紛争
	160 (10)	標準必須特許のローヤリティをめぐる紛争
植物の新品種権の帰 属、権利侵害をめぐ る紛争	161 (1)	植物の新品種申請権の帰属をめぐる紛争
	161 (2)	植物の新品種権の帰属をめぐる紛争
	161 (3)	植物の新品種権侵害をめぐる紛争
	161 (4)	植物の新品種の臨時保護期間における使用費 をめぐる紛争
集積回路図設計専有 権の帰属、権利侵害 をめぐる紛争	162 (1)	集積回路図設計専有権の帰属をめぐる紛争
	162 (2)	集積回路図設計専有権侵害をめぐる紛争
	163	企業名称（屋号）権侵害をめぐる紛争



	164	特殊マーク専有権侵害をめぐる紛争
コンピュータネットワークドメイン権の帰属、権利侵害をめぐる紛争	165 (1)	コンピュータネットワークドメイン権の帰属をめぐる紛争
	165 (2)	コンピュータネットワークドメイン侵害をめぐる紛争
	166	発見権をめぐる紛争
	167	発明権をめぐる紛争
	168	その他の科学技術成果権をめぐる紛争
権利不侵害の確認をめぐる紛争	169 (1)	専利権不侵害の確認をめぐる紛争
	169 (2)	商標権不侵害の確認をめぐる紛争
	169 (3)	著作権不侵害の確認をめぐる紛争
	169 (4)	植物の新品種権不侵害の確認をめぐる紛争
	169 (5)	集積回路図設計専有権不侵害の確認をめぐる紛争
	169 (6)	コンピュータソフトウェア著作権不侵害の確認をめぐる紛争
臨時措置を申請したことによる損害賠償をめぐる紛争	170 (1)	専利権侵害に関する訴訟提起前の侵害停止に関する仮処分による損害責任をめぐる紛争
	170 (2)	登録商標専用権権利侵害に関する訴訟提起前の侵害停止に関する仮処分による損害責任をめぐる紛争

	170 (3)	著作権侵害に関する訴訟提起前の侵害停止に関する仮処分による損害責任をめぐる紛争
	170 (4)	植物の新品種権侵害に関する訴訟提起前の侵害停止に関する仮処分による損害責任をめぐる紛争
	170 (5)	税関知的財産権保護措置の申請による侵害責任をめぐる紛争
	170 (6)	コンピュータソフトウェア著作権侵害に関する訴訟提起前の侵害停止に関する仮処分による損害責任をめぐる紛争
	170 (7)	集積回路図設計専有権侵害に関する訴訟提起前の侵害停止に関する仮処分による損害責任をめぐる紛争
	171	知的財産権に関する悪意訴訟の提起による損害責任をめぐる紛争
	172	専利権無効審判後費用返却をめぐる紛争
偽造をめぐる紛争	173 (1)	他人の一定の影響がある有名製品特有の名称、包装、装飾の無断使用をめぐる紛争
	173 (2)	他人の一定の影響がある他人の企業名称、姓名の無断使用をめぐる紛争
	173 (3)	他人の一定の影響があるドメインネームの主体部分、公式サイトの名称、ホームページの無断使用をめぐる紛争
	174	商業賄賂及び不正競争をめぐる紛争
	175	虚偽の宣伝をめぐる紛争

営業秘密の侵害を めぐる紛争	176 (1)	技術秘密の侵害をめぐる紛争
	176 (2)	営業秘密の侵害をめぐる紛争
	177	アンチダンピングにおける不正競争をめぐる 紛争
	178	抱き合わせ販売における不正競争をめぐる 紛争
	179	くじ付き販売をめぐる紛争
	180	商業中傷をめぐる紛争
	181	入札談合における不正競争をめぐる紛争
	182	インターネットにおける不正競争をめぐる紛争

## 五、管轄法院の確認

### (一) どこで起訴するか

有利な訴訟地を選択することも、訴訟が成功する重要な要素の1つである。有利な訴訟管轄地を選択するには、証拠等様々な要素と結びつけて総合的に考慮することができる。管轄地を選択する前に、馳名商標認定に関わる事件に関する特別な規定があることが分かった場合、現地の中級人民法院が管轄権を持つかどうかを調べておく必要がある等、知的財産権事件の管轄に関する規定を十分に熟知する必要がある。

実務において、被告の住所地が固定的で変わらないから、それと異なる権利侵害行為地を選択することは、管轄地を変更するための理想的な戦略になる。被告が事件審理法院の管轄区域に位置しない場合、被告の住所地で判決を執行することが困難になる可能性があることに注意されたい。

## (二) 管轄地選択の勘案要素

事件管轄地の選択については、総合的に以下の要素を勘案することができる。

- 立件の便宜性かどうか
- 法院の審判レベルかどうか
- 法院の審理速度かどうか
- 法院の過去判決における裁判観点は事件にとって有利であるか
- 法院が判決した賠償レベルかどうか
- 証拠保全等の申立の便宜性かどうか
- 判決の執行は容易であるか
- 法院までの交通の便利性かどうか
- 出張等のコストはコントロール可能な範囲内にあるか
- 委託者が今まで当該法院で事件を処理された結果はどうであったか
- その他の有利な要素

## (3) 戦略的な地域管轄移転

知的財産権分野において、販売業者を合わせて起訴することによって管轄地（通常、原告所在地又は原告弁護士の業務執行所在地）を選択することは、珍しくない現象である。管轄地を選択する原因は、主に原告の訴訟の便宜を図り、旅費や時間コストを節約することであるが、お気に入りの管轄法院を選択する可能性もある。

## 六、侵害責任の確認

### (一) 権利侵害責任の方式

「中華人民共和国民法典」第一百七十九条の規定によると、民事責任を負う方式は主に (1) 侵害の停止、(2) 妨碍の排除、(3) 危険の解消、(4) 財産の返却、(5) 原状の回復、(6) 修理・作り直し・交換、(7) 履行の継続、(8) 損害賠償、(9) 違約金の支払、(10) 影響排除と名誉挽回、(11) 謝罪の 11 種類がある。しかし、知的財産権侵害訴訟

において、民事責任を負う方式は主に侵害の停止、影響の排除、損害賠償等であり、精神的権利又は人身権（著作権における人格権と身分権）を侵害した場合においてのみ、権利者は権利侵害者に対し謝罪責任を主張することができる。

事実上、最も注目される権利侵害責任はやはり損害賠償である。「著作権法」、「商標法」と「専利法」等の法律における賠償額の計算に関する規定は、完全に一致しているわけではない。総じて言えば、「権利者が権利侵害によって被った実際の損失で確定する」、「権利侵害者が権利侵害によって獲得した利益で確定する」、又は「権利者の実際の損失又は権利侵害者の違法所得が確定できない場合」に法定賠償で確定するという数種類の計算方式がある。なお、商標権侵害賠償及び専利権侵害賠償は、商標又は専利許諾使用料の倍数を参照して合理的に確定することができ、著作権侵害賠償はその権利使用料を参照して賠償を与えることである。

2013年に改正された「商標法」と2019年に改正された「反不正競争法」では原告が懲罰的賠償を主張することを支持しており、2020年に改正された「専利法」、「著作権法」にも懲罰的賠償制度が導入されたことに注意されたい。2021年3月3日、最高人民法院は「最高人民法院による知的財産権侵害民事事件の審理における懲罰的賠償の適用に関する解釈」（以下、「解釈」という）を公布し、知的財産権侵害民事事件における懲罰的賠償の適用範囲、故意、情状の重大さの認定、算定基数、倍数の確定等について具体的な規定を行っている。同「解釈」は、裁判基準を明確化にすることで、各級の法院による懲罰的賠償の正確な適用を指導し、知的財産権の深刻な侵害行為を懲罰することを目的としている。「解釈」の公布は、知的財産権に係る懲罰的賠償制度を実行するための重要な措置であり、知的財産権司法保護の全面的強化に関する人民法院の決心を表し、科学技術革新の法的環境の更なる最適化に重要な意義を有する。

## （二）権利侵害賠償額を引き上げる次元

近年、知的財産権の賠償額は、大きく改善されてきた。特に個別事件において、高額、ひいては巨額な賠償も相次いで現れてきた。権利侵害賠償の金額を如何に引き上げるかについては、以下の幾つかの次元から観察することができる。

- 権利主体。権利者自身の規模、権利基礎の状況等は、全て賠償額に影響を与える。

- 訴訟相手。被告の経営規模、支払い能力、権利侵害規模等も同様に賠償額に影響を与える。
- 受審法院。法院による賠償に対する支持の態度、賠償判決のレベルはいずれも賠償額に影響を与える。
- 代理弁護士。訴訟全過程の操作者として、原告の代理弁護士による訴訟方案の策定は当然、最終的に賠償額に影響を与える。
- 訴訟策略。証拠収集策略等、具体的な訴訟策略も賠償額に影響を与える。
- 賠償主張。法定賠償を適用する方法で巨額な賠償を得られないことは言うまでもないが、権利侵害によって獲得した利益で計算する方法を採用すれば、証拠によって支持される場合において、より高額な賠償額を得る可能性がある。

### **(3) 請求する賠償額は高ければ高いほどよいのか**

高額な賠償判決を得るには、まず高額な賠償主張を提出しなければならない。現在、中国における知的財産権訴訟において、数千万、数億、更には数十億の賠償を請求した事件はますます多くなり、判決した賠償額もそれに伴って高くなってきた。しかし、主張する賠償額は高ければ高いほどよいのか。

勿論、確実な賠償証拠によって支えられず、ひいては権利侵害であるかどうかの定性さえ困難である事件において、高額な賠償を請求すること自体は、理性的な行為ではない。確かにより多くの証拠があつて高額な賠償の算出を支持するとしても、戦略を踏まえて勘案しなければ、高額な賠償請求と賠償判決はかえって原告により大きなチャレンジをもたらすことになる。例えば、原告が請求した賠償額が高ければ高いほど、被告がより優秀な弁護士を雇うように刺激する。高額な賠償を請求する事件においてこそ、被告は「釜の下から薪を抜き取る」ように、専利権無効又は商標登録無効の宣告を請求する動機がある。

## **第4節 立件の準備**

### **一、訴訟前の調査**

## (一) 概念

弁護士による「訴訟前調査」は証拠を保存し、固定化する重要な手段であり、知的財産権侵害行為に対する訴訟を起こすことができるか、勝訴できるかにおいて決定的な役割を果たす。弁護士は知的財産権侵害の訴訟前調査の中で、重大な役割を發揮している。訴訟前調査の内容は、緊密に権利侵害行為を中心に行う。通常、調査内容には、主に権利帰属の確認、権利侵害責任を負わない事由、権利侵害事実が存在する証明、権利侵害賠償額等が含まれる。

## (二) 商標権侵害事例における訴訟前調査

商標権侵害行為は行政機関の監督・管理を受けながら、民事事件に該当し、その調査、証拠収集において、民事証拠関連の多くの法律や司法解釈を遵守し、適用する必要がある。商標権侵害は普通の民事権利侵害と異なり、その調査、証拠収集に多くの特殊性がある。

権利帰属の確認
<p>中国における商標に対する保護は、「登録許可」を原則とする。通常、登録を許可された商標のみは法律に保護される。商標権侵害訴訟を行う前に、まず、自分は適格な原告主体である、つまり、商標所有者又は利害関係者であることを証明するのに十分な証拠があることを確保しなければならない。</p> <p>訴訟前調査において、商標権利者が適格な主体であると証明するためには、通常、以下の証拠を入手する必要がある。①商標登録証。馳名商標の場合は、馳名商標認証証書又は人民法院による馳名商標を認定する判決書も提供しなければならない。②商標更新手続。商標はまだ保護期間内にあることを証明する。③商標譲渡又はライセンス契約書等。</p> <p>商標権者として、商標権を有すると証明する書類と証書を保有するよう注意しなければならない。権利者が証拠をなくした場合は、なるべくそれを補足しなければならない。</p>
権利侵害責任を負わない事由有無の調査

訴訟前調査において、権利侵害者に法律に規定されている権利侵害責任を負わなくてもよい事由があるかどうかを確認し、起訴後、相手側がこれを理由に抗弁することを回避する必要がある。

<p>(1) 商標権の先使用とは、商標登録前に既に善意的かつ連続的に同一又は類似商標が使用されていた商標について、使用者は商標登録後も継続的に元の商標を使用することができる権利を指す。商標の先使用者は商標登録後、元の商標を使用し続けることができ、権利侵害と認定されることはないが、商標使用の範囲を拡大したり、類似商標を登録商標に一層類似する商標に変更したりした場合には、先使用が認められないことがある。</p>	<p>(2) 指示的使用とは、使用者は商品又はサービスの用途を示すために、合理的に他人の登録商標を使用することを指す。</p>	<p>(3) 記述的使用について。商品の一般名、図形、型番、商品の品質、主要原材料、機能、用途、重量、数量及びその他の特徴、地名は、その他顕著性を有する語彙と組み合わせで登録する、又は長期的使用によって商品又はサービスの出処を示す「二次的な意味」を獲得し、商標として登録することができる。ただし、上記の語彙が商標として登録された後に、この語彙自身の本身「一次的な意味」に対する他人の正当な使用を禁止してはならない。</p>
---	---	---

権利侵害事実の存在を証明する証拠の調査及び収集

次の各号に掲げる行為のいずれかに該当するときは、登録商標専用権を侵害する。

(1) 商標登録者の許諾を得ずに、同一の商品にその登録商標と同様の商標を使用すること。(2) 商標登録者の許諾を得ずに、同一の商品にその登録商標と類似の商標を使用し、又は類似の商品にその登録商標と同一若しくは類似の商標を使用し、容易に混



同を生じさせること。(3) 登録商標専用権を侵害する商品を販売すること。販売行為に過ちがあることを要求する。(4) 他人の登録商標の標章を偽造若しくは無断で製造し、又は偽造若しくは無断で製造した登録商標の標章を販売すること。(5) 商標登録者の許諾を得ずに、その登録商標を変更し、変更した商標を使用する商品を市場に投入すること。(6) 他人の登録商標専用権を侵害する行為に対して、故意に便宜を提供し、他人による登録商標専用権侵害行為の実施を幫助すること。(7) 他人の登録商標専用権にその他の損害を与えること。例えば、同一種類の商品において、他人の登録商標と同一又は類似する文字、図形を商品名称又は商品の装飾として使用し、かつ誤認させるのに十分である場合。

<p>(1) 商標が同一性又は類似性を持つかどうかを確認する。</p> <p>商標の同一又は類似は商標権侵害認定の重要な要素の1つであり、商標権侵害訴訟において被告は商標に同一性又は類似性を有しないことによって商標権侵害認定に対抗することができる。</p>	<p>(2) 商標を使用した商品が同一性又は類似性を持つことを確認する。</p> <p>訴訟において被告当事者は商標を使用した商品が同一性又は類似性を有しないことで、商標権侵害認定に対抗することもできる。</p>	<p>(3) 市場調査レポート</p> <p>商標権侵害訴訟において、商標の間に類似を構成し、かつ混同させるかどうか、関連公衆のある商標に対する熟知度等社会公衆の意見、認知、態度等に関わる内在的事項は、商標が権利侵害を構成するかどうかを判断するキーポイントである。社会調査機構が作成する係争商標の関連公衆の中での認知度に関する調査報告書は、関連公衆の熟知度を証明する参考要素とすることができる。</p>
--	--	---

商標権侵害賠償額の調査

法律では商標専用権が侵害された場合の賠償額の計算方式について規定している。

①権利者が権利侵害によって被った実際の損失で確定する。②権利侵害者が権利侵害によって獲得した利益で確定する、又は当該商標の許諾使用料の倍数を参照して確定

することができる。悪意によって権利を侵害し、情状が深刻な場合は、上記方法で確定した金額の1倍以上5倍以下で確定することもできる。賠償額には権利者が権利侵害行為を制止するために支払った合理的な支出も含まなければならない。

権利者の実際の損失、権利侵害者が獲得した利益、登録商標許諾使用料の確定が困難である場合、人民法院は権利侵害行為の情状によって500万元以下を賠償する旨の判決を言い渡す。

#### (1) 権利者が権利侵害によって被った実際の損失

司法解釈の規定によると、権利者が権利侵害によって発生した商品販売減少分又は権利侵害商品の販売数と当該登録商標商品の単位利益の乗積で計算することができる。

この計算方法を利用して損失を計算することは非常に困難である。市場からの影響の方が大きいため、権利侵害された商品の販売数の増加や減少と権利侵害商品との関係は微妙なものである。商品の販売数が権利侵害によって減少したこと及び減少した数量を証明することは、弁護士の謹厳かつ専門的調査がなければどうしても完成することができず、個人にとっては更に不可能なことである。

#### (2) 権利侵害者が権利侵害によって獲得した利益に対する調査、証拠収集

権利侵害者が権利侵害によって獲得した利益を確定するためには、通常、権利侵害者の財務状況に対し審査、確認を行うことによって入手するが、この方法はとても強いチャレンジがあるもので、弁護士や司法機関、ひいては権利侵害者自身でも、財務情報に多くの商品データが含まれることが多いため、完全的、真実的かつ的確な単一権利侵害商品の財務情報を入手することは非常に困難なことである。

司法解釈では、もう1つの計算ルートを規定している。つまり、権利侵害商品の販売数と当該商品の単位利益の乗積で権利侵害者が権利侵害によって獲得した利益を計算することもできる。当該商品の単位利益を究明することができない場合、登録商標商品の単位利益で計算する。そのため、弁護士は権利侵害商品の販売数及びその単位利益に対し調査、証拠収集を行うことに転じることができる。権利侵害商品の単位利益は、権利侵害者のデータを入手する必要がある、又は専門鑑定者でしか取得できない。権利侵害商品の単位利益を確定することができない場合は、登録商標商品の単位

利益に対し、調査、証拠収集を行い、更に法院に認可される賠償額を算出することができる。

権利侵害商品の販売数に対し、調査、証拠収集を行う時、1つの重要なことは、権利侵害の期間を確定することである。権利侵害期間とは、文字通り、権利侵害行為開始から客観的に停止するまでの期間を指す。司法解釈によると、権利侵害の継続期間が2年を超えた場合、権利侵害期間は、権利者が人民法院に起訴した日から2年前まで遡って計算する。

### (3) 法定賠償における調査、証拠収集

「商標法」では、法定賠償の事由を規定している。司法解釈では更に法定賠償の適用について、法院が職権によって自動的に適用しても、当事者が適用を請求してもよいと規定している。

しかし、法定賠償を適用する場合であっても、弁護士の訴訟前調査は、賠償額に重要な役割を果たす。人民法院は賠償額を確定する際に、権利侵害行為の性質、期間、結果、商標の名声、商標使用許諾料の金額、商標使用許諾の種類、時間、範囲及び権利侵害行為を制止するための合理的な支出等の要素を考えて総合的に確定しなければならないためである。これらの要素の確定は、全て訴訟前調査に依存する。

## 二、証拠準備

### (一) 知的財産権訴訟の証拠調査・収集の方式

民事訴訟法（2017年改正）第八十一条第二項の規定によると、「緊急の状況により、証拠が滅失、又はその後において取得するのが困難となるおそれのある場合には、利害関係人は訴えを提起するか又は仲裁を申し立てる前に、証拠所在地、被申請人住所地又は事件の管轄権を有する人民法院に対して証拠保全の申立てをすることができる。」2002年10月15日付けで実施される最高人民法院による「著作権民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」第一条の、「人民法院は下記の著作権民事紛争事件を受理する」との規定に、「訴訟前の財産保全、証拠保全を申し立てる事件」と掲げられている。これで、訴訟前の証拠保全の申立は、知的財産権侵害訴訟を含む民

事訴訟において法的根拠があると判明される。保全措置が執られた後、当事者又は利害関係者は、法定の期間以内に訴訟を提起すべきである。法院に対して訴訟提起されない場合、該当の保全措置が解除されるか、或いは関連の証拠が棄却又は返却されるべきである。更に、申立人がそれに伴う損害の賠償責任を負担することになる。

### 1、人民法院による証拠調査収集の申立

民事訴訟法第六十四条の規定によると、「当事者及びその訴訟代理人が客観的事由により自ら収集することができない証拠又は人民法院が事件の審理に必要であると認める証拠については、人民法院は、調査・収集しなければならない。」この当事者は、専利権侵害、商標権侵害及び著作権侵害訴訟を提起するとともに証拠の調査収集を申し立てることがしばしばであり、調査収集する証拠は通常、3種類に分けられ、即ち1つ目に、侵害被疑製品の保全、2つ目に、賠償額を確定するために行われる侵害被疑事業者の財務帳簿の調査、3つ目に、侵害被疑者の侵害実在に関する証拠の調査収集である。

「民事訴訟法」及び最高人民法院による関連の司法解釈の規定に基づき、法院における証拠調査収集の運用方式が2つある。1つ目は、職権による自発的な証拠調査収集である。国家利益、社会公共の利益又は他者の合法的權益を損なう可能性のある事実や関連の手續事項に関わる場合、法院は当事者からの証拠収集申立を必要とせず、職権により自発的に証拠を調査・収集しなければならない。2つ目に、当事者からの申立に基づく証拠収集である。

法院が職権により自発的に調査して収集する証拠の範囲が絞られる上、当事者による証拠調査の申立はますます重要になる。当事者による適時な証拠調査申立がない場合、法院は通常、自発的に証拠調査を行わない。当事者が証拠調査を申し立てた後でも、法院の証拠調査収集体制を開始するかは、また審査に対する法院側の判断による。当事者からの申立が法院の証拠収集範囲に該当する場合にのみ、法院は証拠を調査・収集する義務がある。そうでなければ、法院はその申立を却下する。

当事者は、法院に証拠調査・収集を申し立てる際の留意点が2つある。①調査を申し立てる証拠の範囲が法定の事項に該当しなければならない。②この申立に関する挙証の期限に留意しなければならない。

法院が通常執る措置として、写し易い侵害被疑製品には写真を撮る、或いは侵害被疑製品の技術的特徴を記録する方法があり、調査収集が便利な書籍、商標現物等には差し押さえ、抽出等の手法を用いる。

## 2、行政機関による証拠調査・収集の申立

専利行政法執行弁法第五章に、証拠の調査・収集を専ら定める章がある。専利事業管理部門は事件の調査処理過程において、必要に応じて職権により関連証拠を調査・収集することができる。事件と関連する契約や帳簿等の関連文書の閲覧、複製、当事者と証人への質問、測量や写真撮影、映像撮影等の方法による実地検証を行うことができる。

製造方法に関する専利権侵害被疑がある場合、専利事業管理部門は被調査者に現場実演を要求することができる。製品の専利に係わる場合、侵害被疑製品から一部を抽出してサンプルとすることができる。

## 3、自らでの証拠収集及び弁護士に委託する証拠調査・収集

知的財産権事件の専門性が高いため、権利者は自ら証拠を収集する場合、証拠収集の方向や範囲を正確に把握するにはある程度困難である。法的業務に専従する弁護士は、一般に法的サービスを提供することが職業であり、豊富な法律知識のみならず、事件対処の豊富な経験と熟練した訴訟スキルを有しており、異なる訴訟段階に応じ適切な選択肢を当事者に提供できる。

一般的に、当事者に比べて、弁護士はかなり容易に証拠を調査・収集することができる。証拠収集の範囲もより幅広く、的確になる。司法実務において裁判官は弁護士に対しより多くの便宜を図るのもしばしばである。

## 4、公証機関による証拠保全の申立

「証拠保全」は公証機関の法定業務の1つである。公証証拠に、真実であると推定される効果を有する。民事訴訟法第六十九条の規定によると、「法の定める手続を経て公証証明された法律事実及び文書については、人民法院は、事実を認定する証拠として認めなければならない。ただし、公証証明を覆すに足る反証のある場合は、この限りでない。」公証機関による証拠保全は、法院が職権により行う保全と同等な効果を有する。

訴訟前に当事者は公証機関を十分に活用して証拠を収集、保全することができ、訴訟前の準備を整える効果的な措置と言える。公証の他、関連の主管部門に通報し、侵害者の侵害行為をその場で差し押さえ、処分してもらうこともできる。訴訟中で法院に対し、関連の主管部門から業務調書を取得するよう請求する。

## (二) 知的財産権訴訟の証拠・資料

### 1、身元の証拠

原告が法人か自然人か、住所がどこにあるか、被告が法人か自然人か、住所がどこにあるか等、当事者の身元を証明するものでなければならない。原告、被告は法の規定に合致する適格な者であることを証明できた場合にのみ、法院は事件を受理することができる。この種の証拠として身分証明書、営業許可証、機構コード証明書等がある。

### 2、権利の証憑

原告は、被告を権利侵害で起訴するにあたり、権利が自分に帰属することを真っ先に証明しなければならない。この権利を持っている原告のみが、他者が原告のこの権利を侵害しているかどうかを検討できる。例えば、中国の法律の規定によると、商標登録人は起訴する場合、商標登録証を提出しなければならない。商標被許諾者等の利害関係者は起訴する場合、登録商標の使用許諾契約書や、商標局に届け出た資料及び商標登録証コピー等の資料を提出しなければならない。商標権の相続人は起訴する場合、相続完了又は相続中であることの証拠資料を提出しなければならない。

著作権に係る紛争	商標権に係る紛争	専利に係る紛争
(1) 著作物(未発表のものを含む)の手稿、原本、原著、創作の素材、史料 (2) コンピュータソフトウェア権利侵害事件である場合は、ソフトウェアのソースプログラム、オブジ	(1) 商標登録証書、商標公告、更新登録証書、商標権者名義変更書類及びその他商標権の帰属を証明する証拠 (2) 登録商標譲渡契約書、商標行政部門登記	(1) 専利証書 (2) 専利保護の範囲(専利代理機構での検索を経た請求項、明細書、図面及び写真を提供する。実用新案の場合は、更に検索報告書を提供し

<p>ェクトプログラム及びドキュメントを提出する。</p> <p>(3) 著作権証明書類(コンピュータソフトウェア登録証明書類及び著作物を掲載した刊行物、雑誌、図書、ウェブページ等を含む)</p> <p>(4) 共同著作物である場合は、創作提携に関する合意書等の証拠を提供する。</p> <p>(4) 著作物の創作完了の時間を証明する証拠</p> <p>(5) 著作権の許諾、譲渡契約書</p> <p>(6) その他の証拠</p>	<p>公告書類</p> <p>(3) 商標使用許諾契約書及び許諾の類型(独占的、排他的、通常)。</p> <p>独占的実施許諾契約の被許諾者のみが単独に起訴することができる。</p> <p>(4) 譲渡費、使用料を支払ったことの支払証拠</p> <p>(5) 登録商標取消決定の書類</p> <p>(6) その他の証拠</p>	<p>なければならない)</p> <p>(3) 国務院専利行政部門から発行される専利公告。実用新案権侵害訴訟を提起する場合は、更に国務院専利行政部門から発行される検索報告を提供する。</p> <p>(4) 専利出願権又は専利権を譲渡する場合は、専利権登録及び公告の書類を提供する。</p> <p>(5) 専利年金の納付証拠</p> <p>(6) 専利使用許諾を実施する場合は、許諾の類型を証明する証拠を提供する。独占的実施許諾契約の被許諾者のみが単独で起訴することができる。</p> <p>(7) その他の証拠</p>
---	---	---

### 3、権利侵害の証拠

被告のどの行為で原告の知的財産権が侵害されているかの関連証拠は、証拠調査・収集のポイントであり、証拠チェーンの中で最も重要な部分でもある。商標紛争事件において被告の権利侵害を証明する証拠としては、侵害被疑商品の現物、侵害被疑商品を購入した際の領収書、公証手続に沿って侵害被疑商品を購入した際の公証証書、権利侵害

事業者のホームページ等の宣伝用資料がある。専利紛争事件において被告が権利侵害行為を実施したことを証明する証拠としては、権利侵害製品、権利侵害者と他者との注文契約又は譲渡契約、権利侵害製品の販売領収書、権利侵害製品の取扱説明書、技術比較文書等がある。

#### 4、賠償の証拠

賠償の証拠は、権利侵害が確定された後に、法院がどのように賠償額を判決するか、性質判明に利用されるものである。

商標権侵害訴訟を例にすると、原告は、その提示した賠償額を証明するための証拠を提出しなければならない。通常は3種類ある。

まず、商標の知名度、即ち商標そのものの価値。馳名商標、著名ブランド又は中華老舗（「中国老字号」）等ある程度の影響力と知名度を有する商品の商標である場合、馳名商標の認定資料や、著名ブランドの証明又は中華老舗の証明資料等の証拠を提供して証明することができる。更に権利者商品の販売状況、広告・宣伝状況等の資料を提供して、権利者が当該商標をずっと使用していることを証明しなければならない。

次に、権利侵害期間中に権利侵害者が権利侵害によって獲得した利益の証拠。侵害者の帳簿、関連の領収書、伝票、契約書等を含む。

更に、被侵害者が権利侵害期間に侵害されたことによって受けた損害の証拠。

被侵害者が権利侵害行為を制止するために支払った合理的な費用の領収書(例えば弁護士費、鑑定費、公証費等)等の証拠を含む。

#### (三) インターネット上の商標権侵害の証拠調査・収集に留意すべき問題

● 権利侵害主体の確定は商標権擁護の訴訟の前提である。インターネット上では、ウェブサイトの事業者を介して判断するか、或いは売り手の情報を通じて確認することができる。そうでなければ、具体的な権利侵害者を確定するための十分な証拠がないと、商標権擁護の訴訟で勝訴することが困難になる。

● 起訴前に、自分に有利な証拠を保全するよう、公証役場に証拠保全を申し立てる。最大の努力を払って公証文書の真実性、適合法を保証し、その証拠力を強化すべく、公証



証書において、時間、場所、インターネットオペレータ、ブラウジングプログラム、ダウンロードや印刷の実施等の具体的なプロセスを含めて、証拠収集の過程を詳細に記載する。

- ウェブページに関する公証文書を取得した後、先に弁護士書簡を相手側に送付し、相手側の権利侵害行為を警告する。取り合わなかった場合は、起訴して権利侵害側の賠償責任を追及する。

### 三、立件の申請

#### (一) 立件用資料の揃え

立件に必要な訴訟書類又は資料として、基本的に2種類ある。1つ目は、営業許可証、授權委任状等手続上の書類である。2つ目は、起訴状、証拠資料等実体的書類である。通常、立件にあたって下記の資料を揃えなければならない。

##### 1、原告適格の証明（コピー、押印）

- 企業には「法定代表者身分証明書」、「企業法人営業許可証（副本）」（コピー）等の準備を要求する。
- 外資企業の商業登記証明について、会社名称の中国語・英語表記と権利証書（例えば商標登録証）に記載される初期登録者又は譲受登録者の名義が一致するかどうか、証明に法定代表者/董事長/CEO/授權代表者の姓名及び権限が記載されているかどうか、証明に会社の住所地、存続期間が記載されているかどうかをチェックしなければならない。
- 法定代表者又は授權代表者の身分証明について、法定代表者又は授權代表者が当該会社の董事長/CEO 若しくはその他会社の定款、董事会決議等の書類において任命又は授權された代表者であるかどうかをチェックしなければならない。

##### 2、弁護士委任状（原本、押印）

- 企業は授權委任状を発行しなければならない。授權委任状の形式及び内容は弁護士事務所の定型書式を使っても良い。

- 受任する弁護士は、訴訟代理人資格を備え、中華人民共和国の弁護士若しくは「中華人民共和國民事訴訟法」に規定するその他の代理人でなければならない。
- 授權委任状にある署名者は法定代表者/授權代表者と一致する、若しくはその再許諾による明確な授權を受けたものでなければならない。
- 授權委任状の署名者の氏名、役職及び時間を明記しなければならない。

### 3、弁護士書簡（原本、弁護士事務所の押印）

### 4、被告適格の証明（工商登記、事業法人資格等、コピー又はインターネットでプリントした関連資料）

### 5、起訴状（原本、原告の署名又は押印）

### 6、証拠目録

### 7、証拠資料（証拠の目録順に整理する）

前記第1～7項の資料について、法院に最低1部を用意し、被告には第5～7項の資料を人数分用意すればよい。

域外当事者である場合は、訴訟法上特別に要求される他の資料が備わっているかをチェックし、立件を遅らせないように、進捗に応じてそれらの資料を予め準備した上、公証、認証手続を整えなければならない。

訴訟前又は訴訟中の証拠保全を請求する場合は、立件前に関連資料を適時に用意されたい。

営業秘密又は方法専利等において原告の訴訟資料を送達する前に証拠保全を行う必要がある場合は、法院とのコミュニケーションを事前に整え、関連書類を用意されたい。

図 2-2 民事訴状

民事訴状（法人又はその他の組織による民事訴訟を提起する場合）

民事訴状

原告：XXX、住所……。

法定代表者・主要責任者：XXX、……（職務を記載）、連絡先：……。

委任訴訟代理人：XXX、……。

被告：XXX、……。

……。

（上記に、当事者及びその他の訴訟参加者の姓名又は名称等の基本情報を明らかに記載してください。）

訴訟請求：

……。

事実及び理由：

……。

証拠及び証拠の由来、証人の姓名及び住所：

……。

敬具

XXXXX人民法院

↓

附属書類：本訴状副本 ㊞ 件

↓

起訴人（社印捺印及び署名）

XXXXX年XX月XX日

## (二) 法院への立件申立

1、立件申立は、一般的に、下記の3つの方式がある。

(1) 現場立件。法院に行ってその場で立件する。立件方式に係らず、法院は立件を受け付けた後、立件受理通知、挙証通知、費用納付通知書等の資料を提供する。

特に費用納付の期限に留意しなければならない。期限が過ぎると、訴訟撤回として処理される。

(2) 郵送立件。郵送での立件は、速達便を利用し、内容物名称の欄に、ある会社がある会社をXXで訴える事件の訴状及び証拠資料を証明として明記するよう提案する。権利確定をめぐる行政訴訟又は第二審上訴の際は、期限を過ぎたと指摘されないよう、消印が押された郵送証憑を保存しなければならない。

(3) オンライン立件。オンライン立件を可能とする法院があるので、そのオフィシャルサイトに開示された立件方式及び操作手順をフォローすればよい。以下、北京市法院におけるオンライン立件を例に説明する。

北京市高級人民法院は2020年3月9日付けで「北京法院によるオンライン立件業務弁法」(以下、「弁法」という)を打ち出した。「弁法」第二条の規定によると、「オンライン立件とは、当事者及び代理人が北京法院審判信息网又は北京移動微法院のオンライン立件システムにログインした上で立件申立を提出し、法院が審査を経て通した後、直接登記して立件する業務体制を指す。」なお、「弁法」によると、直接オンライン立件の適用範囲は北京市三級人民法院の管轄するすべての第一審民商事事件、第一審知的財産権事件及び執行実施事件である。オンライン立件した事件については、紙の起訴資料を法院に再提出する必要がない。

2、オンライン立件はどう行うか？

### ●ウェブサイトでの立件(北京を例にする)

(1) 当事者又は代理人が北京法院審判信息网(<http://www.bjcourt.gov.cn>)トップページにログインし、「オンライン立件」をクリックすると、「オンライン立件」と「京知オンライン」の2つのモジュールがある。「オンライン立件」をクリックし、プロンプトが表示されると、確定をクリックして北京法院電子訴訟プラットフォームに

アクセスする。

北京法院 审判信息网 www.bjcourt.gov.cn

网站导航: 法院要闻 | 公告公示 | 裁判文书 | 审判流程 | 执行信息 | 法官信息 | 名册信息 | 参阅案例 | 诉讼服务 | 数说审判 | 视说诉讼

北京市第十五届人民代表大会第四次会议

北京市高级人民法院工作报告获全票通过

裁判文书 输入关键词搜索

监督平台 电子诉讼 律师平台

法规查询 文书样式 诉讼工具

诉讼讲堂 诉讼指南 法院指引

北京法院在线诉讼平台

网上立案 网上交费 网上送达 网上开庭 网上诉服 网上阅卷 网上信访 帮助

信息发布

最高人民法院、最高人民检察院、公安部、司法部

近日开庭

02/02	02/03	02/04
114件	123件	92件

数说审判

本年结案统计

63%

北京法院 审判信息网 www.bjcourt.gov.cn

网站导航: 法院要闻 | 公告公示 | 裁判文书 | 审判流程 | 执行信息 | 法官信息 | 名册信息 | 参阅案例 | 诉讼服务 | 数说审判 | 视说诉讼

首页 - 诉讼服务 - 网上立案

裁判文书 输入关键词搜索

要素式起诉状

网上立案

说明: 网上立案是指当事人、代理律师通过登录网上立案平台提交立案申请, 立案法官审核通过后, 予以登记立案的工作机制, 专业填报方式与引导式填报方式具有同等效力。

开通法院: 全市法院

面向对象: 当事人(参与人)、律师

适用范围: 一审民事、知识产权案件、执行部分案由的一审案件。

注意: 北京知识产权法院已开通了知识产权案件和民事案件的网上立案。

京知在线

说明: 当事人通过登录“京知在线”平台, 可全程在线办理北京知识产权法院案件, 完成网上直接立案、送达、诉费缴纳、证据交换、在线庭审以及涉外案件预登记。

开通法院: 北京知识产权法院

面向对象: 代理律师

适用范围: 目前, 适用“京知在线”审理的案件, 先期仅开通商标驳回复审一审行政纠纷, 其余案由实际开通时间以通知为准; 涉外案件预登记适用于全部一审行政案件。

注意: 通过该入口进行网上直接立案的案件, 将实行全流程线上办理, 视为默认当事人同意该平台审理规则, 并自愿认可后续送达、证据交换、开庭审理等全部流程通过该平台进行, 如仅需在网上进行立案, 不同意平台审理规则, 请访问本页面的《网上直接立案》。

(2) 「北京律協」、「法人一証通」のページタイトルにおいて、証明書番号、パスワードと認証番号を入力してログインする。初回ログインの場合は、先に登録してアクティベートする必要がある。

(3) 申立人がオンライン立件システムにログインした後、中国現行の法律・法規に基づいて立件する管轄法院、事件の種類及び具体的な訴因を選択する。

(4) 確定後、「作成」をクリックして、オンライン立件システムの記入画面にアクセスする。

(5) 第一審民商事、知的財産権類事件の直接オンライン立件を申し立てる場合は、訴訟物の価額を正確に記入しなければならない。執行類事件のオンライン立件を申し立てる場合は、執行の種類を選択し、申し立てる訴訟物の価額や執行の根拠、執行の根拠となる文書の番号等の内容を正確に記入しなければならない。

(6) 関連の身元情報を正確に記入する。当事者の性質に応じて「自然人追加」、「法人追加」又は「非法人組織追加」を正確に選択した上で、プルダウンリストの内容に基づいて記入する。

(7) 身元情報の記入完了後、要求に従って起訴状（申立書）、身分証明及び委任手続、証拠資料等の起訴（申立）資料をアップロードしなければならない。

(8) アップロードする書類の様式としては写真、word 文書、PDF 様式ファイルに限り、かつ1ファイルにつき10MBを超えないものとする。アップロード完了後、「提出」をクリックする。

(9) 提出後に、「オンライン立件リスト」から、立件申立事件の関連情報を照合することができる。

(10) 受付法院の審査を経た後に、資料の補正があったため申立が返却された場合は、要請通りに訴訟資料を補正した上で、申立を再提出する。

(11) オンライン立件申立が審査を経た後に即ち立件登記とする。

(12) 立件法院が分割した後、申立人に知らせのショートメッセージが届く。

(13) 立件登記後、申立人が直接オンライン立件システムのリストから「送達住所確認書」をダウンロード、印刷し、かつこれを記入することができる。

(14) 申立人は立件登記日より3日以内に、紙の訴訟資料（「送達住所確認書」を含

む) を立件法院の指定部門に手渡し又は郵送しなければならない。

(15) 申立人は立件登記日より7日以内に、直接オンライン立件システムの「費用納付」機能を介して、訴訟費用の納付を完了しなければならない。期限を過ぎても訴訟費用を納付しなかった場合は、起訴撤回として処理される。

#### ● WeChat ミニプログラムでの立件（北京を例に）

WeChat を介してミニプログラム「北京移動微法院」にアクセスし、「立件したい」において操作する。立件の裁判官は、システムで資料を受け取った日より3営業日以内に審査を完了する。ステップ1：WeChat でミニプログラム「北京移動微法院」をサーチしてミニプログラムにアクセスする。ステップ2：画面上の「立件したい」をクリックする。ステップ3：「WeChat での立件」を選択する。ステップ4：立件に関する注意事項を閲覧した上で、「同意する」をチェックして続行する。ステップ5：次に立件の身元を選定し、登記者の名称、登記者の証明書の種類、登記者の証明書番号等の情報を記入し、プロンプトに従って証明写真をアップロードし、「次へ」をクリックし、そしてシステムに沿って操作すればよい。未認証ユーザは、先に画面上の「未認証」をクリックし、プロンプトに従って認証を済ませた上で立件の操作ができる。

## 第5節 証拠の保全

### 一、概要

中国の証拠保全制度とは、証拠が毀損、滅失し、又はその後において取得するのが困難となるおそれのある場合、その証明力を保証するために、人民法院が証拠を保護する措置を執ることができる制度を指す。事件の事実を証明する当事者のニーズ、及び事件の事実を究明する法院のニーズが満たせるように、証拠保全は、関連状況が起きても事件に関連する事実資料が取得できる、若しくはその証明する役割を喪失しないようにする。中国民事訴訟法、行政訴訟法では、「証拠が滅失し、又はその後において取得するのが困難となる恐れのある場合、訴訟参加人は、証拠保全を申し立てることができ、人民法院も自発的に証拠保全措置を執ることができる」と規定している。中国刑事訴訟法

では、司法機関は証拠収集、調査取得のための様々な措置を執る権限を有し、差し押さえた物品、書類を適切に保管又は封印して保存しなければならない。

知的財産権の実務では広義的に言うと、証拠保全、即ち証拠固めに重点を置かなければならない。知的財産権者は、権利侵害対象に自身の権利を侵害する行為があることを発覚した場合、弁護士書簡の送付、或いは民事訴訟の提起等の法的行動を軽率に執ることで、自分の侵害行為が発覚され、相応の法的結果をまもなく負担することになることを権利侵害行為者が知ったとき、権利侵害の証拠が隠蔽、破棄され、権利者は後続の訴訟手続において挙証の不利により侵害行為者に損害賠償を請求できない状況に陥る恐れがある。このような状況にならないように、事前に証拠を保全しておくことは特に重要である。

2017年から2022年までの知的財産権民事訴訟における公証証書利用を例に、知的財産権紛争での証拠保全の重要性を以下に説明する。

表 2-3 2017 年から 2020 年までの知的財産権民事訴訟における公証証書の利用率

検索の訴因	知的財産権 帰属、権利侵害 紛争	著作権 帰属、権利侵害 紛争	商標権 帰属、権利侵害 紛争	専利権 帰属、権利侵害 紛争
検索する事件数	41749	27952	9608	3931
判決書全文に含まれる「公証証書」の数、割合	36471 (87.36%)	25200 (90.15%)	8073 (84.02%)	3075 (78.22%)
説明：①検索のプラットフォームは北大法宝（www.pkulaw.cn）である。②検索の訴因は「知的財産権帰属、権利侵害紛争」及びその下位の訴因である。③検索する法律文書の種類は判決書である。④検索する結審時間は2017年の1年間である。⑤検索実施時間は2021年2月2日である。				



検索の訴因	知的財産権 帰属、権利侵 害紛争	著作権 帰属、権利侵 害紛争	商標権 帰属、権利侵 害紛争	専利権 帰属、権利侵 害紛争
検索する事件 数	57852	38440	13929	5229
判決書全文に 含まれる「公 証証書」の 数、 割合	50134 (86.66%)	33501 (87.15%)	12196 (87.56%)	4329 (82.79%)
説明：①検索のプラットフォームは北大法宝（www.pkulaw.cn）である。②検索の訴因は「知的財産権帰属、権利侵害紛争」及びその下位の訴因である。③検索する法律文書の種類は判決書である。④検索する結審時間は2018年の1年間である。⑤検索実施時間は2021年2月2日である。				

検索の訴因	知的財産権 帰属、権利侵 害紛争	著作権 帰属、権利侵 害紛争	商標権 帰属、権利侵 害紛争	専利権 帰属、権利侵 害紛争
検索する事件 数	72003	49212	17460	5013
判決書全文に 含まれる「公 証証書」の 数、 割合	57684 (80.11%)	38475 (78.18%)	14761 (84.54%)	4285 (85.48%)
説明：①検索のプラットフォームは北大法宝（www.pkulaw.cn）である。②検索の訴				

因は「知的財産権帰属、権利侵害紛争」及びその下位の訴因である。③検索する法律文書の種類は判決書である。④検索する結審時間は2019年の1年間である。⑤検索実施時間は2021年2月2日である。

検索の訴因	知的財産権 帰属、権利侵 害紛争	著作権 帰属、権利侵 害紛争	商標権 帰属、権利侵 害紛争	専利権 帰属、権利侵 害紛争
検索する事件 数	34860	24277	8076	2289
判決書全文に 含まれる「公 証証書」の 数、 割合	26372 (75.65%)	17536 (72.23%)	6698 (82.94%)	2001 (87.42%)

説明：①検索のプラットフォームは北大法宝（www.pkulaw.cn）である。②検索の訴因は「知的財産権帰属、権利侵害紛争」及びその下位の訴因である。③検索する法律文書の種類は判決書である。④検索する結審時間は2020年の1年間である。⑤検索実施時間は2021年2月2日である。

検索の訴因	知的財産権 帰属、権利侵 害紛争	著作権 帰属、権利侵 害紛争	商標権 帰属、権利侵 害紛争	専利権 帰属、権利侵 害紛争
検索する事件 数	55371	35518	16213	2950
判決書全文に 含まれる「公 証証書」の	40200 (72.60%)	23204 (65.33%)	14034 (86.56%)	2607 (88.37%)

数、 割合				
<p>説明：①検索のプラットフォームは北大法宝（www.pkulaw.cn）である。②検索の訴因は「知的財産権帰属、権利侵害紛争」及びその下位の訴因である。③検索する法律文書の種類は判決書である。④検索する結審時間は2021年の1年間である。⑤検索実施時間は2023年1月31日である。</p>				

検索の訴因	知的財産権 帰属、権利侵 害紛争	著作権 帰属、権利侵 害紛争	商標権 帰属、権利侵 害紛争	専利権 帰属、権利侵 害紛争
検索する事件 数	26989	16188	8566	1643
判決書全文に 含まれる「公 証証書」の 数、 割合	19633 (72.74%)	10633 (65.68%)	7232 (84.43%)	1440 (87.64%)
<p>説明：①検索のプラットフォームは北大法宝（www.pkulaw.cn）である。②検索の訴因は「知的財産権帰属、権利侵害紛争」及びその下位の訴因である。③検索する法律文書の種類は判決書である。④検索する結審時間は2022年の1年間である。⑤検索実施時間は2023年1月31日である。</p>				

検索したデータによると、少なくとも民事訴訟では、公証を経た証拠を使用したと思われるのが少なくとも8割ある。このことから、知的財産権紛争における証拠保全の重要な位置づけが示される。次に、中国の公証・認証制度及びここ数年で急成長する電子証拠保全制度について詳しく説明する。

## 二、中国公証制度

## (一) 概要

公証は、法律実施の適正性の保証、社会経済の民事の流動化した秩序の安定化、紛争の予防、訴訟の低減、国民、法人及びその他組織の合法的権益の保護を目的として国が設立した予防的な司法証明制度である。中国「公証法」(2006年3月1日より施行)には公証機構、公証人、公証手続、公証の効力、法的責任等中国の公証制度の各側面について明確に規定されている。2021年11月末時点で、全国に有する公証機構は計2,980社で、公証人は14,147名で、公証人アシスタントは9,874名であった。公証法の施行以来、全国の公証機構で処理した公証総数は18,481.34万件で、2021年の前の11カ月に処理した公証件数は741.91万件であった<sup>51</sup>。

## (二) 公証制度の概念と特徴

公証法の規定によると、公証とは、公証機関が自然人、法人又はその他の組織による申請に応じて、法定手続に基づき、民事法律行為、法的意義を有する事実と文書の真実性、合法性について証明する活動を指す。公証機構は法により設立され、営利を目的とせず、法により独立した公証職能を行使し、民事責任を負担する証明機構である。

中国公証制度の特徴について、次の二つに概括することができる。

まず、公証は特殊な証明活動であり、公証証書と通常の証書との違いは、以下のことに体现される。公証の主体にある特定性で、即ち、公証は法により専ら設立される公証機関が法定手続に沿って行う証明活動である。公証の対象と内容にある特定性で、即ち、公証の対象は具体的かつ客観的な民事法律行為、及び法的意義を有する事実と書類に限る。公証の効果にある特殊性で、即ち、他の証書に比べて、公証証書は主に証拠の効果と強制執行の効果として表される特殊な法的効力を有する。

次に、公証手続には法定性を有する。公証活動は行政性質でも訴訟性質でもない、予防的な司法活動であり、その具体的な手続は、公証法及び司法部により公布された公証手続規則で規定される。

---

<sup>51</sup> 中国人大網の報道：<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202112/a2759e01b7d445239e3fb1b80d72d3f0.shtml>。

### (三) 公証業務の範囲

公証法第十一、十二条には、「公証機関が公証業務を行う範囲として、主に法律行為に関する証明、法的意義を有する事実及び文書に関する証明、債権文書の付与による強制執行の有効性・証拠保全等に関する証拠を含む」と規定されている。

実践では、公証暫定条例の規定によると、公証役場の業務として主に以下の14項目の内容を含む。(1) 契約、委託、遺言の証明。(2) 相続権の証明。(3) 財産贈与、分割の証明。(4) 養子縁組の証明。(5) 親族関係の証明。(6) 身元、学歴、経歴の証明。(7) 出生、婚姻状況、生存、死亡の証明。(8) 書類での署名、印鑑が真実であることの証明。(9) 書類の副本、抜粋、訳本、影印本が原本と一致することの証明。(10) 債権、物品の求償に関する文書に疑いがないと認める場合、強制執行の効力あることを同文書に証明すること。(11) 証拠保全。(12) 遺言書又はその他の書類の保管。(13) 当事者の代わりに公証申立の文書を起草すること。(14) 当事者の申立及び国際慣行に応じてその他の公証事務を行うこと。公証の実践において、各地の公証役場は社会的ニーズに応じて様々な新規業務活動を展開しており、公証事項は100種以上に達しており、かつ拡大しつつある傾向が見られる。

また、実務において、各公証処は、証拠保全、先使用权公証、強制執行公証、夫妻財産公証等を特殊な公証として扱う。

### (四) 公証の効力

公証法その他の法律の関連規定に基づき、公証証書は、証拠効力、強制執行効力と法律行為成立要件効力という3つの効力を有する。

(1) 証拠としての効力とは、公証証書の保全された証拠に対する証拠力を指す。この効力は、公証法第三十六条、民事訴訟法第六十九条、「最高人民法院による『中華人民共和國民事訴訟法』の適用に関する解釈」等の法律及び司法解釈に規定されている。公証を経て保全された証拠は、法定の効力を有し、直接的な証明作用を持つものであり、その他の書証や視聴覚資料、証人証言よりも高い証明力を有する。ただし、公証証明の内容を覆すのに足りる反証がある場合は、公証証書に記載された証明内容を否定するこ

とができる。更に、証拠法上の意味では、公証証書の記載内容は真実性、合法性に適合したものを見なすべきであり、司法機関、仲裁機構、行政機関及びその登記部門は、公証証書の記載事実を根拠としなければならない。

(2) 公証の強制執行の効力とは、公証役場が強制執行の効力を法により債権文書に付与できることを指す。期限が到来しても債務者が履行しなかった場合、債権者は当該債権文書の公証証書を執行の根拠とし、裁判手続を経ず、管轄権を有する人民法院に強制執行を直接申し立てることができる。これと同時に、人民法院又は仲裁機構の作業負担が大いに軽減されるとともに、社会・経済的秩序の安定化につながる。

(3) 法律行為を発効させる効力。即ち、法律の規定又は当事者間の取り決めにより、ある法律行為は公証を経て初めて法的効力が発生する場合であって、公証手続を履行しなかった場合は、当該法律行為の法的効力が発生しない。大体、法律、法規（行政法規及び地方性法規を含む）及び規則の規定により、公証を経ずには法的効力が発生しない一部の法律行為、当事者間の取り決めにより公証しなければならない一部の法律行為、国際慣行、国際条約及び二国間協定により公証を経ずには法的効力が発生しない法律行為の3つの状況を含む<sup>52</sup>。

## (五) 知的財産権事件によく見られる公証証拠<sup>53</sup>

(1) 権利の証拠。主に3種ある。1つ目に、専利権証書、著作権証書等権利帰属の証拠である。2つ目に、会社の登記材料、権限委任状等訴訟主体適格の証拠である。原本が提供できない場合は、公証して提出しても良い。3つ目に、契約書、権限委任状等を含む域外の証拠である。他国の公証機関の公証を経てかつ当該国の中国領事館の認証を得た場合に限り、中国で使用することができる。

(2) 権利侵害の証拠。侵害被疑製品の購入過程の公証、著作権侵害のウェブページ

<sup>52</sup> 河北省青県公証処「公証書にどんな法的効力があるか」を参照。

[https://mp.weixin.qq.com/s?src=11&timestamp=1612247935&ver=2865&signature=NvpDAMnMMkrvHhUfUyJ0h2kFyR8n\\*sjnOjedH2PP3rmq8DVamCowWANxXkftgxDro8XGukmPwJfkC2OO0fHRwyXAhm2jJwm25sAnUocXeNDIUNAKGISgAtlgiORXvEyl&new=1](https://mp.weixin.qq.com/s?src=11&timestamp=1612247935&ver=2865&signature=NvpDAMnMMkrvHhUfUyJ0h2kFyR8n*sjnOjedH2PP3rmq8DVamCowWANxXkftgxDro8XGukmPwJfkC2OO0fHRwyXAhm2jJwm25sAnUocXeNDIUNAKGISgAtlgiORXvEyl&new=1)。

<sup>53</sup> 軍律、趙衛華「知的財産権侵害案件における証拠保全公証の運用（上）」を参照。

[https://mp.weixin.qq.com/s?src=11&timestamp=1612230646&ver=2865&signature=eYdnjqkutavUQm501-f32XHRpxngxYZ7KdlWdgPc73J6HCLrPFULkaD64ybBoeVNPpPa3BWqKmbGtZLrcPkZzqHYOV\\*Xs-8FH7Moqo-swOzfsNAAoJQgYWm4BKg7tXQN&new=1](https://mp.weixin.qq.com/s?src=11&timestamp=1612230646&ver=2865&signature=eYdnjqkutavUQm501-f32XHRpxngxYZ7KdlWdgPc73J6HCLrPFULkaD64ybBoeVNPpPa3BWqKmbGtZLrcPkZzqHYOV*Xs-8FH7Moqo-swOzfsNAAoJQgYWm4BKg7tXQN&new=1)。

上の写真の公証、侵害被疑製品を販売する電子商取引ウェブサイトの公証、侵害製品の比較・鑑定過程の公証等権利侵害行為に関する証拠収集が行われる。

(3) 損害賠償の証拠。1つ目に、原告が受けた損失若しくは被告が侵害によって得た利益を証明できる財務会計帳簿、会計監査報告書等の証拠、2つ目に、被告の販売数、単価を証明できる業界協会のコスト、利益等に関する報告書、売買契約書等、3つ目に、専利許諾契約書の証拠等がある。

(4) 合理的費用の主張に関する証拠。主に調査費、公証費、翻訳費、弁護士サービス料等関連の契約書、領収書、銀行の入金証憑等証拠が挙げられる。

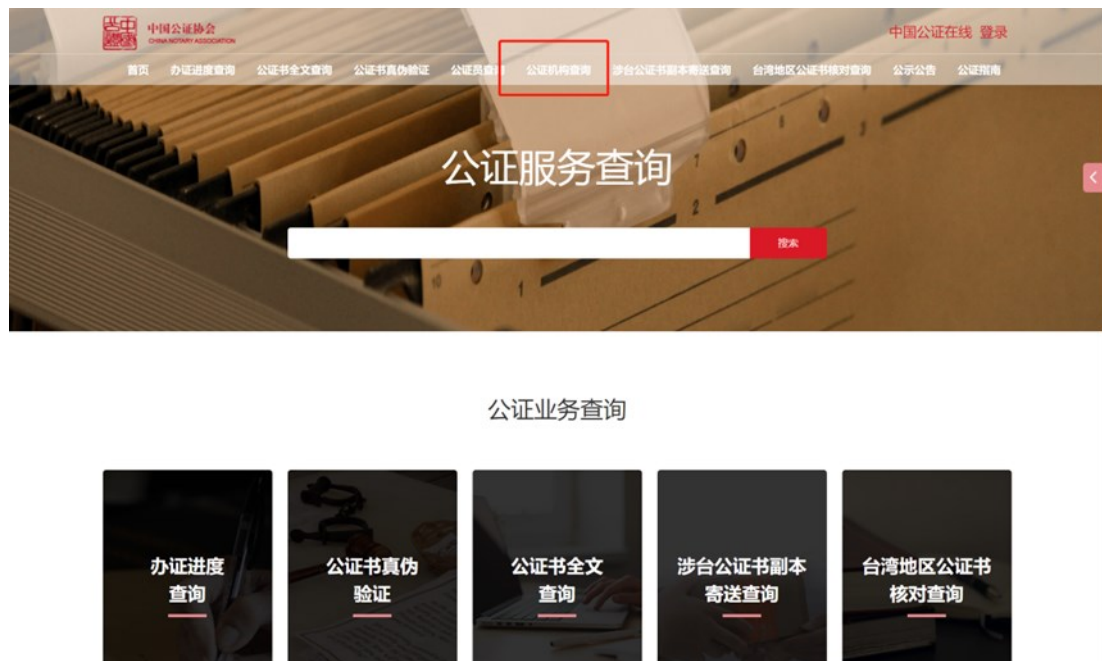
(5) 専利をめぐる紛争に対する従来技術の証拠。従来技術による抗弁の際に採用するインターネット上で公表される証拠、域外刊行物又は出版物、使用による開示の証拠等がある。

(6) 送達の証拠。郵便送達において、公証人は申立人又はその代理人に付いて郵便局に行き、申立人又はその代理人が速達便を通じて相手に書類を送付する過程の保全を行うと良い。現場送達において、公証人は申立人又はその代理人に付いて現場に行き、送達の保全を行うと良い。現場送達が不便な場合、送達の法的効果を果たすために、通知状を会社のゲート又は建物の正面の目立つ位置に張り付けても良い。

## **(六) 公証機関の調べ方**

各地方の公証機関の連絡先等については、中国公証協会より運営する中国公証網 ([fwcx.notaryonline.org.cn](http://fwcx.notaryonline.org.cn)) にアクセスして確認することができる。上海にある公証役場の検索を例に、以下の通り実演する。

1つ目に、図の通り、当該ウェブサイトのヘッダーから「公証機関照会」(赤囲みの部分)を選択すると、公証サービス照会にある公証機関照会機能にアクセスし、ポジショニングに応じるマップが示される。



2つ目に、図の通り、地理的位置に応じて具体的な行政区をクリックし、行政区に設置されている具体的な公証役場の住所、電話番号及び公証役場の具体的な資格等の情報を右側から取得できる。下方にある赤ボタンから、当該公証役場のオフィシャルサイトと WeChat の公式アカウントにアクセスできる。





## (七) 公証の基本的な流れ

1つ目に、公証機関の職務執行区域を特定しなければならない。公証の申立の主体及び保全事項等に応じて公証機関を特定する。公証保全の手続と料金を把握し、特に現地の公証保全の要件を熟知しなければならない。

2つ目に、公証機関に連絡する。公証の前に予め公証人にアポイントメントを取り、行おうとする公証事項を知らせ、公証の費用又はその計算方法を確定し、申立材料に関する特殊要件の有無を尋ね、公証の実行の時間を確定し、公正証書の発行時間を確定し、そしてその他詳細事項について交流する（例えば公正証書の部数等）。

3つ目に、保全に必要な材料と代金を準備する。例えば、国内企業を公証申立人とする場合、営業許可証のコピー、法定代表者の身分証明、法定代表者の身分証明書のコピー、授權委任状、利害関係証明（例えば商標情報のプリントアウト）、受任者の身分証明等を準備しなければならない。

4つ目に、公証保全の各種準備を整える。例えば、ウェブページの公証保全の前に、事件に関連する各ウェブページ及びそのアクセスルートを調べ、明確なスクリーンショットを取る必要のある具体的な内容を把握する。公証の際のウェブページのアクセス及びスクリーンショットを取るプロセスを1回試すほうがよい。また、例えば公証付き購

入は、一回で確実に成功するように、購入の場所、購入する物品の数と価格を予め把握しておき、領収書又は買い上げ明細をもらうようにしなければならない。

5つ目に、公証事項を実施する。公証保全の時、公証人に保全の目的を知らせておき、必要な注意事項や重要課題を提出しなければならない。公証人が事情を容易に把握できるように、必要な場合は保全する基本的事実を文書で記述しておく。

6つ目に、公正証書の発行等に関する事項について話し合う。公正証書の本文や付属書等に誤り、漏れがないよう確保する。

7つ目に、公正証書と領収書を取得する。同時に、公正証書の部数が足りるかどうか、明晰に印刷されているかどうか、公正証書の内容や発行した領収書が事前に話し合った通りであるかどうか、公正証書の発行期限が受理日より15営業日以内にあるかどうか等をチェックする。

### 三、認証制度について

#### (一) 概要

前述の公証制度に続くが、まず公証手続を行った上で、以降の認証を行うことができる。よって、認証は公証があつてのものである。ここに言う認証とは、ある国の外交・領事機関が、公証文書における公証機関又は認証機関の最後の署名と印鑑が本物であることを証明するという領事認証/大使館認証に限る。領事認証は、ある国から発行される公証文書が、書類上の署名又は印鑑の真実性が疑われることなく、別の国の関連当局に認められてその域外での法的効力が影響されないようにするのが目的である。領事認証は通常、公証人、公証機関、認証担当役人及び機関の署名と押印が真実であることを確認するだけであり、公証の内容自体に及ぶものではない。

中国はまだ「外国公文書の認証を不要とするハーグ条約」（「認証不要条約」又は「ハーグ条約」と略称する）に加入していないため、他国の文書を中国で使用する場合にも、中国の文書を他の国で使用する場合にも、公証認証手続（即ち2重認証）を行った場合に限り、当該文書が有効に使用できる。

## (二) 認証が必要な証拠<sup>54</sup>

通常、涉外民商事事件に、域外で発生する法律文書は主に、域外の主体の身元の証明書類（例えば商業登録証明、パスポート）、訴訟代表者の身元証明（中国の法定代表者の身分証明書に類似するもの）及び授權委任状等の関連書類と、事件と関連し、事件の事実が証明できる証拠との2種類がある。

1 種目の法律文書のうちの授權委任状について、民事訴訟法第五十九条には、「他国に居住する中華人民共和国の公民が他国から送付し、若しくは委託して交付する授權委任状は、当該国に駐在する中華人民共和国の大使館・領事館の証明を得なければならない。大使館・領事館がない場合には、当該国に駐在する中華人民共和国と外交関係を有する第三国の大使館・領事館が証明し、更に当該第三国に駐在する中華人民共和国の大使館・領事館に転送して証明を受け、或いは当該地の愛国華僑団体が証明する。」と規定されている。同第二百六十四条には、「中華人民共和国の域内に住所を有しない外国人、無国籍者、外国の企業又は組織が中華人民共和国の弁護士その他の者に訴訟代理を委任し、中華人民共和国の域外から送付又は委託交付する授權委任状は、所在国の公証機関の証明を得て、かつ、当該国に駐在する中華人民共和国の大使館・領事館の認証を得た場合、或いは中華人民共和国と当該所在国とが締結した関係条約に定める証明手続を履行した場合に限り、効力を有する」と規定されている。以上の規定により、華僑や中国に住所を有しない外国の自然人と法人は、提出する授權委任状について公証、認証を経て、その真実性を確認することが求められる。

最高人民法院から2001年に公布された「民事訴訟の証拠に関する若干の規定」

（以下「旧証拠規定」と略称する）第十一条では、次のように規定している。「当事者が人民法院に提出する証拠は中華人民共和国域外で形成されたものである場合、当該証拠は、所在国の公認機関による証明を経て、かつ当該国における中華人民共和国大使館・領事館の認証を得て、又は中華人民共和国と当該所在国との間に締結された関係条約に定めた証明手続きを履行しなければならない。」

最高法院による規定に、域外で形成された証拠について厳格な形式要件が求められ

<sup>54</sup> 蔣斯庄、李安華：「域外証拠公証認証手順大全」を参照。  
<https://mp.weixin.qq.com/s/lhJ2Z4CTTR8D0Nman9VaLg>。

ており、当事者一方が提供した証拠は最高人民法院の規定に合致せず、公証認証手続が適法ではない場合もしばしばある。

この規定はここ数年に緩和されている。2019年に新しく改正された「最高人民法院による民事訴訟の証拠に関する若干の規定」（以下「新証拠規定」と略称する）第十六条において、域外証拠の公証認証について新たに規定している。同条第一項及び第二項では下記のように規定している。「当事者が提出する公文書書証は、中華人民共和国域外で形成されたものである場合、当該証拠は、所在国の公認機関による証明を得るか、又は中華人民共和国と当該所在国との間に締結された関係条約に定めた証明手続を履行しなければならない。

中華人民共和国域外で形成された身分関係に係る証拠は、所在国の公認機関による証明を経て、かつ当該国における中華人民共和国大使館・領事館の認証を得て、又は中華人民共和国と当該所在国との間に締結された関係条約に定めた証明手続を履行しなければならない。」

「新証拠規定」の規定によると、中華人民共和国の域外で形成された公文書書証及び身元関係に係る証拠のみは所在国で公証によって証明を経なければならないが、他の事由の証拠に関して公証、認証の手続上の要件はない。しかし、具体的な公文書書証と身元関係を具体的にどのように解釈すべきかについては、地方によって理解が異なる。確実に運ぶために、条件が揃っている場合、国外の主体はやはり、会社登記証書等他国で形成された関連証拠に対し公証と認証手続の両方を行わなければならない。

### （三） 認証の手順

最高人民法院が2005年に公布した「第2回全国涉外商事海事審判業務会議議事録」第四十条では、「当事者が提供する中国域外で形成され、関連の公証、認証又はその他証明手続を履行すべきである証拠は、所在国の公証機関の証明を得て、かつ、当該国における中国の大使館・領事館の認証を得る、若しくは中国と当該所在国とが締結した関係条約に定める証明手続を履行しなければならない。当該所在国が中国との外交関係を有しない場合には、当該国に駐在する中国との外交関係を有する第三国の大使

館・領事館から認証を受け、更に当該第三国に駐在する中国の大使館・領事館に転送して証明を受けなければならない」と明確に規定している。

従って、域外で形成される公文書証拠について公証認証が履行されそうな証明手続は、他の国（中国と外交関係を有する）での公証認証の手順及び他の国（中国と外交関係を結んでいない）での公証認証の手順。

中国と外交関係を有する国での公文書書証の公証手順として以下のものがある。①当事者は、公証対象となる資料を当該国の公証資格を備える機関又は個人に提出して公証を受ける。②料金を納付して公正証書を受け取る。③当該国に駐在する中国の大使館・領事館に公証資料を提出して認証を受ける。

中国と外交関係を結んでいない国での公文書書証の公証手順として、以下のものがある。①当事者は、公証対象となる資料を当該国の公証資格を備える機関又は個人に提出して公証を受ける。②料金を納付して公正証書を受け取る。③当該国における中国との外交関係を結んである国の大使館・領事館に公証資料を提出して認証を受ける。④更に同認証国に駐在する中国の大使館・領事館に認証文書を提出して認証を受ける。

特に指摘しておきたいのは、渉外公証認証の職能を行使する中国の在外公館として、大使館、総領事館、領事館と事務所等が含まれる。具体的な渉外公証認証職能を行使する部門は領事部であり、その他の部門（例えば教育処、商務処等）には渉外公証認証文書を発行する権限がない。

また、留意する必要があるのは、中国で形成された証拠を他国で使用する場合、中国の公証機関で公証を受けた上で、中国外交部及びその機関で認証を受けて、更に他国の大使館・領事館で認証を受ける。他国で形成された証拠を中国で使用する場合は、逆に当該地の公証機関で証明を受け、所在国の外交部又は領事認証を行う権限のある機関に所在国の領事認証を受け、最後に中国の大使館・領事館から認証を受ける。

域外の諸国では対処の手順の詳細についてある程度の相異はあるが、中国の在外公館の「領事認証」を示すウェブページから関連情報を収集することができる。一部の中国在外公館の「領事認証」を示すウェブページが下記の表にリストアップされている。

る。

表 2-4 中国在外公館の「領事認証」を示すウェブページ

国家	中国在外公館「領事認証」を示すウェブページ
日本	<a href="http://www.china-embassy.or.jp/chn/lsw/gzjr/rz/">http://www.china-embassy.or.jp/chn/lsw/gzjr/rz/</a>
アメリカ	<a href="http://www.china-embassy.org/chn/lsw/gzrz/t1234137.htm">http://www.china-embassy.org/chn/lsw/gzrz/t1234137.htm</a>
カナダ	<a href="http://ca.china-embassy.org/chn/lsw/hzqz/bzrz/gzrz12/rz123/">http://ca.china-embassy.org/chn/lsw/hzqz/bzrz/gzrz12/rz123/</a>
イギリス	<a href="http://www.chinese-embassy.org.uk/chn/lsw/gzrz/blrzxz/">http://www.chinese-embassy.org.uk/chn/lsw/gzrz/blrzxz/</a>
ロシア	<a href="http://ru.china-embassy.org/chn/fwzn/lsw/gzrz/rzxz/">http://ru.china-embassy.org/chn/fwzn/lsw/gzrz/rzxz/</a>
フランス	<a href="http://fr.chineseembassy.org/chn/zgzfg/zgsg/lsw/gzrz/t196055.htm">http://fr.chineseembassy.org/chn/zgzfg/zgsg/lsw/gzrz/t196055.htm</a>
ドイツ	<a href="http://de.chineseembassy.org/chn/lsw/gz/t1350564.htm">http://de.chineseembassy.org/chn/lsw/gz/t1350564.htm</a>
スペイン	<a href="http://es.chineseembassy.org/chn/lsw/lsw4/t626578.htm">http://es.chineseembassy.org/chn/lsw/lsw4/t626578.htm</a>
イタリア	<a href="http://it.chineseembassy.org/chn/lsw/gongzhengrenzheng/t806405.htm">http://it.chineseembassy.org/chn/lsw/gongzhengrenzheng/t806405.htm</a>
オランダ	<a href="http://nl.chineseembassy.org/chn/lsw/gzrz/t1216523.htm">http://nl.chineseembassy.org/chn/lsw/gzrz/t1216523.htm</a>
シンガポール	<a href="http://sg.china-embassy.org/chn/lsw/lsw/t585133.htm">http://sg.china-embassy.org/chn/lsw/lsw/t585133.htm</a>
インド	<a href="http://in.china-embassy.org/chn/lsw/gzrz/t917027.htm">http://in.china-embassy.org/chn/lsw/gzrz/t917027.htm</a>
韓国	<a href="http://kr.china-embassy.org/chn/lsw/lswrz/lsw_gzrz_rz/t1436355.htm">http://kr.china-embassy.org/chn/lsw/lswrz/lsw_gzrz_rz/t1436355.htm</a>
オーストラリア	<a href="http://au.china-embassy.org/chn/lsw/fzrz/blrzxz/t556388.htm">http://au.china-embassy.org/chn/lsw/fzrz/blrzxz/t556388.htm</a>

中国駐日本国大使館で公開される領事認証の関連情報を要約しておく。

領事認証を行える認証文書は、公文書と私文書の2種類に分けられ、具体的に下表を参照のこと。

認証	公文書	日本の国家機関で発行する文書	商業登記謄本、無犯罪履歴証明書、医薬品・農薬登記証明書、居住証明書等
		日本の市/区役所で発行する文書	戸籍謄本、住民票、納税証明書、出生証明書、婚姻証明書、死亡証明書等
		日本の教育機関で発行する文書	国公/私立大学、国立高等専門学校機関 XX 高等専門学校、公/私立高中、公/私立中学校、公/私立小学校等で発行する教育学歴証明書等
		日本の医療機関で発行する文書	国公立医院、国立大学法人 XX 大学付属医院等で発行する健康診断証明書等
	私文書	日本の公証役場で取り扱う公証文書	委任状、声明書等

中国に送付して使用する文書は、下記の手続に従って領事認証を行う。①日本の国家機関、地方政府、教育機関、医療機関で発行する文書は、直接日本の外務省に行って認証を受けた上で、中国ビザ申立サービスセンターに持って中国側の領事認証を行うことができる。本人がこれに立ち会うことなく、他者に代行を委任することができる。②日本の公証役場で行った公証の文書、例えば委任状、声明書等は、先に日本の外務省領事局領事移住部証明班に公証文書を持って認証を受けた上で、中国ビザ申立サービスセンターに持って中国側の領事認証を行うことになる（本人がこれに立ち会うことなく、他者に代行を委任することができる）。東京都23区の公証役場で公証を受ける場合、そのまま外務省による認証を申し立てることができる。

私文書について、領事認証を受けるために中国公民及び他の国の公民は、下記の資料を提出しなければならない。①申立人の有効なパスポート原本及び資料ページのコピー、又は日本在留カード、運転免許証等その他合法的で有効な身分証明書の原本及び

コピー。他者に代行を委任した場合は、委任状、申立人の身分証明書のコピー、及び代行者本人の身分証明書の原本とコピーを提出しなければならない。②記入済みの「中

華人民共和国在外公館領事認証申立書（中国語・日本語版/中国語・英語版）。申立人本人は「申立人/代理人署名」欄に署名しなければならない。他者に代行を委任した場合、申立人も代理人も署名しなければならない。③日本の外務省により認証を受けた文書の原本とコピー。英語資料である場合は、中国語又は日本語の訳文を添付しなければならない。④個別のケースに応じ、大使館が提供を要求しうるその他の関連材料。

ビジネス文書について、領事認証を受けるために中国公民及び他の国の公民は、下記の材料を提出しなければならない。①会社の登録証明書のコピー。②会社の法人代表者のパスポート又は日本在留カードのコピー、及び会社の法人代表者の身元を証明できる会社の書類。他者に代行を委任した場合は、委任状、会社の法人代表者の身分証明書のコピー、及び代行者本人の身分証明書の原本とコピーを提出しなければならない。③記入済みの「中華人民共和国在外公館領事認証申立表（中国語・日本語版/中国語・英語版）」。申立人本人は「申立人/代理人署名」欄に署名しなければならない。他者に代行を委任した場合、申立人も代理人も署名しなければならない。④日本の外務省により認証を受けた文書の原本とコピー。英語資料である場合は、中国語又は日本語の訳文を添付しなければならない。⑤個別のケースに応じ、大使館が提供を要求しうるその他の関連材料。

## 四、電子証拠保存

### （一）概要

電子証拠保存は、証拠法上の電子データ証拠ではない。実際、電子証拠保存技術はあくまで証拠（電子データ証拠を含む）を保存、表示するための手段であり、法廷技術の1つである。実践でも、電子証拠保存技術が本質的に依存する真実性検証の方法として、ハッシュ値をチェックすることで、証拠保存後にデータ文書に改ざんがあったかどうかを検証することは、形式上、電子データと類似している。

従って、電子証拠保存技術と電子データが混同されることもあり得る。

ハッシュ値をチェックする方法でデータ文書に改ざんがあったかどうかを検するた



めの技術的根拠は、中華人民共和国「電子物証文書一致性検査規程」(GB/T 29361-2012) 第 5.3.5 条、「検体のデータ文書とサンプルのデータ文書のハッシュ値を比較する。2つのハッシュ値が同一である場合、2つの文書のデータが同一であると判断できる。2つのハッシュ値が異なる場合、2つの文書のデータが異なると判断できる」ことである。その中で、データ文書に改ざんがあったかどうかの判断にハッシュ値を利用する理由は、ハッシュ値に以下の2つの特徴があることである。

1つ目は不可逆性である。即ち、ハッシュ値から元のデータ又は文書そのものを逆推定できない。2つ目は唯一性である。即ち、同じハッシュアルゴリズムで換算した元データのハッシュ値は唯一に確定されたものである。従って、ハッシュ値が異なる2つの電子文書は、違う文書になる。逆に、ハッシュ値が同一である2つの電子文書は、ほぼ同一なものである。

このような技術を拠り所として、電子証拠保存技術の応用の範囲がますます広がっている。更に、インターネット事件は、状況が類似し、時効性が高く、件数が膨大で、金額が比較的安く、地域的に分散している等の特徴を有するため、従来の裁判方式や証拠収集の方式では、事件のニーズに迅速かつ敏速に適応できなくなっている<sup>55</sup>。これを背景に、中国では2017年8月から、杭州インターネット法院、北京インターネット法院、広州インターネット法院が相次いで設立され、2018年9月に公布された「最高人民法院によるインターネット法院における事件審理の若干問題に関する規定」の第十一条に「当事者が提出した電子データについて、電子署名、信頼できるタイムスタンプ、ハッシュ値チェック、ブロックチェーン等の証拠収集、固定された改ざん防止の技術的手段又は電子証拠調べ・証拠保存プラットフォームによる認証を通じて、その真実性を証明できる場合、インターネット法院はそれを確認しなければならない。」と明確に規定している。

この時点から、中国法院は司法解釈の形により、信頼できるタイムスタンプ、ブロックチェーン等の電子データ証拠保存の方式を認めることになった。

---

<sup>55</sup> IP に勝つ: 「電子証拠保存、もう習得したか?」。  
[https://mp.weixin.qq.com/s?src=11&timestamp=1612259681&ver=2866&signature=Qb\\*OkwchRQjCYnuEp1w-3vPmg6FPhoIC8h5OiOtw1fp7V3rLJyhOkQDB1im8z6oa-NfBgJ6M9eDHXYZdPUHAdhVofTo0aAZ8X5EqI8j31FJcfMn-4QCpVKmzIHFSvtyC&new=1](https://mp.weixin.qq.com/s?src=11&timestamp=1612259681&ver=2866&signature=Qb*OkwchRQjCYnuEp1w-3vPmg6FPhoIC8h5OiOtw1fp7V3rLJyhOkQDB1im8z6oa-NfBgJ6M9eDHXYZdPUHAdhVofTo0aAZ8X5EqI8j31FJcfMn-4QCpVKmzIHFSvtyC&new=1)

## (二) 電子証拠保存の方式

電子証拠保存は電子データ証拠と同等でないことが明確にされているが、知的財産権侵害等の証拠固めが大体、電子商取引プラットフォーム等インターネット上で起きる一方、オフラインでの侵害行為に対する証拠保全は依然として主に従来 of 公証制度に依存している。そのため、電子データの電子証拠保存の方法についての検討は、知的財産権の所属、侵害をめぐる紛争に対し依然として重要な意義を持つ。

「中華人民共和国民事訴訟法」(2021)第六十六条第一項第五号、「中華人民共和国行政訴訟法」第三十三条第四項及び「中華人民共和国刑事訴訟法」第五十条第二項第八号に、証拠の種類に電子データが含まれることが明確にされている。また、「最高人民法院による『中華人民共和国民事訴訟法』の適用に関する解釈」(2022)第百十六条に、電子証拠の定義について、「電子データとは、電子メール、電子データ交換、ネット上のチャット履歴、ブログ、ミニブログ、携帯電話のショートメッセージ、電子署名、ドメイン名等の電子媒体の中で形成又は保存される情報をいう。」と規定されている。一歩進んで、「中華人民共和国電子署名法」(2019年改正)第八条には、「データ電文の証拠としての真実性を審査する際に、下記の要素を考慮しなければならない。(1) データ電文の生成、保存又は伝送の方法の信頼性、(2) 内容の完全性を維持する方法の確実性、(3) 送信元を鑑別する方法の確実性、(4) その他関連の要素。」と規定されている。

また、具体的な証拠収集、合法性、真実性審査、証明力認定等は、最高人民法院が印刷配布した「最高人民法院によるインターネット法院における事件審理の若干問題に関する規定」を参考にしなければならない。例えば、当該規定第十一条第一項と第二項には、「当事者が電子データの真実性について異議を申し立てた場合、インターネット法院は、証拠質疑状況を踏まえて、電子データの生成、収集、保存、伝送のプロセスの真実性を審査・判断し、かつ次の内容を重点的に審査しなければならない。

(1) 電子データの生成、収集、保存、伝送が依存するコンピューターシステム等のハードウェア、ソフトウェアが安全、確実か。(2) 電子データの生成の主体及び時間が明確か、表現内容が明晰、客観的、正確か。(3) 電子データの記憶、保存媒体が明確か、保存方式及び手段が適切か。(4) 電子データの抽出及び固定主体、ツール及び方式が確

実か、抽出プロセスが再現できるか。(5) 電子データの内容には追加、削除、修正及び不完全等の状況があるか。(6) 電子データが特定の方式によって検証できるか。当事者が提出した電子データについて、電子署名、信頼できるタイムスタンプ、ハッシュ値チェック、ブロックチェーン等の証拠収集、固定、改ざん防止のための技術的手段若しくは電子証拠調べ・証拠保存プラットフォームによる認証を通じて、その真実性を証明できる場合、インターネット法院はそれを確認しなければならない。」と規定されている。

以上の規定をまとめると、中国の司法実践では現在、電子データの形式が明確にされている他、電子証拠保存技術に置かれている証拠が司法に採用されるかどうかを判断する総合基準も明確にされている。これらの規定を踏まえて、よくある電子証拠保存の方式をいくつかまとめることができる。

## 1、電子印鑑と電子署名<sup>56</sup>

電子印鑑と電子署名の本質は、一連の数字からなる「プライベートキー」で、USBフラッシュメモリ証書のような記憶装置に保存されている。電子印鑑（電子署名）を使って電子文書に「署名」する場合、システムは「プライベートキー」を電子文書に組み込み、生成された文書のハッシュ値を保存する。電子文書に組み込まれたキーを通じて、文書署名者の身分情報が確認できる。ハッシュ値を比較することによって、「署名」後に電子文書に改変があったかどうかを確定できる。

電子印鑑（電子署名）という名称の一連の数字が、従来の文書署名の形式に合わせるために、プラットフォームはユーザに電子印鑑（電子署名）を発行する前に、顧客の印鑑又は署名を画像として記憶させ、「署名」が行われた電子文書にこれを表示することで、プリントアウトした文書が従来の文書の視覚的効果を有するようになる。なお、このような文書上の印鑑又は署名は、物理的な方法で押したり書いたりしたものでなく、画像として加えたものに過ぎない。そのために、従来の文書鑑識技術で電子印鑑の印文を鑑定する、若しくは筆跡鑑定技術で電子署名の筆跡を鑑定することは無意味である。

---

<sup>56</sup> 宋春雷：「法廷審理における電子証拠保存技術の応用-基礎編」，  
[https://mp.weixin.qq.com/s?src=11&timestamp=1612259681&ver=2866&signature=Fwe9TU4VvJZA8XC5PyRWS0UNYDEv11wufA5pgVpbE5zmhV2SSpAHfqzPEAbYC6ds6OCEqoV9BkBbT9QN09N8ph1NCox2W3Dqcb4N7ihSPSNMJbm3u66K3\\*\\*2LkBDcBgr&new=1](https://mp.weixin.qq.com/s?src=11&timestamp=1612259681&ver=2866&signature=Fwe9TU4VvJZA8XC5PyRWS0UNYDEv11wufA5pgVpbE5zmhV2SSpAHfqzPEAbYC6ds6OCEqoV9BkBbT9QN09N8ph1NCox2W3Dqcb4N7ihSPSNMJbm3u66K3**2LkBDcBgr&new=1)。

## 2、タイムスタンプによる証拠保存

現在よく見られるタイムスタンプは、聯合信任タイムスタンプサービスセンターが提供するタイムスタンプサービスである。聯合信任タイムスタンプサービスセンターが提供するタイムスタンプサービスは、発行された電子証書であり、電子データの内容を取得せずに電子データの存在及び内容の完全性を証明できる。電子データ（電子文書）がある時刻にすでに存在しており、かつ内容が完全に維持されており、変更されていないことを証明するためのものである。電子証拠の認定において、電子・データ文書が改ざん、偽造されていないかどうか、及び形成した時間の確実性に対する疑問は一連のサービスで解決される。

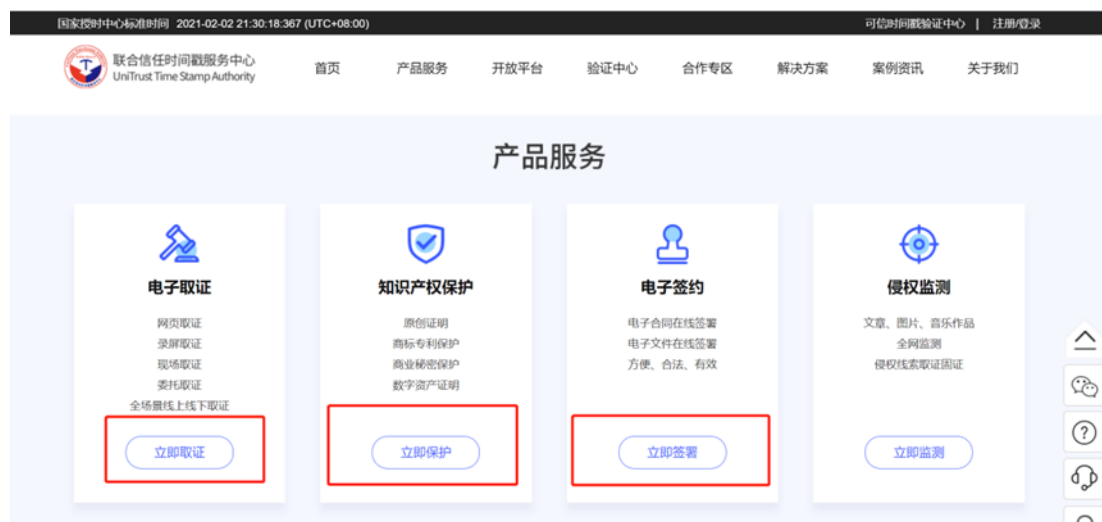
タイムスタンプは、電子証拠の保存の新興方式として長所がある。①手頃な価格であり、権利主張コストが大きく低減する。②便利な操作であり、公証役場に行かずに、操作案内に従って証拠収集をすれば良く、時間が短縮される。

しかし、タイムスタンプには短所もある。①証明の効力では従来の公証に劣る。現状、各地の法院の当該証拠に対する採用度は一致しない。当事者及びその代理人が機構の資格書類を提供できないことや、当事者の操作の不適切等により、裁判官がタイムスタンプを介する証拠の真実性、客観性を確信できず、当該証拠が採用されなくなる。公証された証拠とタイムスタンプの証拠が一致しない場合、裁判官は従来の公証証拠を認める傾向がある。②活用の範囲が限定される。例えば、ウェブページ上の証拠に対する保存にあたり、数多くの制限がかかっている。保存される証拠は国内のパソコン端末のウェブページに限り、内容は画像又は文字形式の静的なウェブページに限り、アカウントへのログインが必要なウェブページのコンテンツを保存してはならず、かつページにポップアップがあってはならない。

そこで総じて見ると、タイムスタンプによる証拠保存は、利用可能な範囲内で係争額がさほど大きくなく、かつ複数の訴訟が絡む事件にはもっと優位性を有する。

タイムスタンプによる証拠収集の具体的な操作方法について、「聯合信任タイムスタンプサービスセンター」プラットフォーム (<https://www.tsa.cn/index.html>) にアカウントを登録して使用すると良い。下図に示したとおり、○がかかっているのはそれぞれ、「電子証拠収集」（インターネット上の証拠を固める）、「知的財産権保護」（例え

ば、作品の発表と同時に創作の時期を証明する)、「電子調印」(合法的な電子署名を使って、有効な電子契約を締結する)の3コーナーである。その時に司法機関に提出する証拠として以下のものが含まれる。①信頼できるタイムスタンプ認証を申し立てたオリジナル書類、②対応の信頼できるタイムスタンプ証書(\*tsa形式)、③信頼できるタイムスタンプ認証証書(\*pdf形式)。



### 3、第三者証拠保存プラットフォームによる証拠保存

現在、一定の状況において「存証云」等一部の第三者電子データ証拠保存は裁決の根拠とされる条件を満たしている。電子証拠保存の技術的原理に基づき、挙証するソースファイルは、フロントエンドで確実な裏書が付く証拠保存ツールによりスクレイピングされかつ暗号化保護されているため、電子データの出所の真実性が保証されており、司法上の効力が認められている。

### 4、ブロックチェーンによる証拠保存

ブロックチェーンは、タイムスタンプ、非対称暗号化アルゴリズムとハッシュアルゴリズム等複数のネットワーク技術の組み合わせによってできる技術方案である。

その最も中核的な特徴は分散化で、即ち条件に適合し、計算能力を有する複数のブロックを1つのチェーンに組ませ、その1つずつのブロックに完全な取引情報が保存されている。例えば北京インターネット法院による「天平チェーン」、広州インターネ

ット法院による「網通法チェーン」等はいずれもブロックチェーンによる証拠保存プラットフォームにあたる。

現在、杭州インターネット公証役場が打ち出した知的財産権保護プラットフォーム (<https://ips.netnotary.cn/home>)「簡証」は、ブロックチェーンに類似する技術を使って証拠を保全するプラットフォームである。司法ブロックチェーンでは、業界チェーンと司法チェーンとの基盤的接点を見守るだけで、確認、証拠収集等業務に直接参加しない。司法ブロックチェーンを通じて、権利主張者が創作から権利主張までの全ての内容に対する全プロセス記録、全チェーンの信頼獲得、全段階の立会をオンラインで完了でき、作者の身分特定の困難、作品形成時間及び内容の固定の困難、侵害証拠の収集困難等の問題を効果的に解決することができる。

下図は「簡証」を使って取得した「電子データ保管票」である。その番号をもって照会すると対応の電子証拠のハッシュ値が分かる。

电子数据保管单

编号：[REDACTED]

凭证类型：[REDACTED]

持有人：[REDACTED]

身份标识：[REDACTED]

联系方式：[REDACTED]

取证名称：[REDACTED]

保全时间：2020-12-17 10:27:18

证书提示：  
本保管单仅系电子数据保管时所自动生成的信息汇集反馈，仅作为提取、校验电子数据及出具公证书的依据，并不直接作为本机构出具的证明文书。如您需要公证机构对电子证据的相关信息作出证明的，敬请提出公证申请。本机构将在审查后依法出具公证书。

タイムスタンプによる証拠保存と比べて、ブロックチェーンによる証拠保存の長所は、

情報が分散して記憶されるため、相対的により安全で、改ざんが難しくなることにある。ブロックチェーンによる証拠保存でも、証拠収集に関しある程度の制限がかかるものの、画面上の動画のキャプチャーによる証拠保存ができる、動的な証拠保存である。勿論、その証明力は依然として従来の公証に劣る。現に、ブロックチェーンによる証拠保存は個別の事件では認定されているにもかかわらず、公証ほど広く認められていない。

### (三) 電子証拠保存の証拠力

現在、電子証拠保存の証拠力への認容度が次第に緩和されているが、認められない場合もある。実際、認められない要素は避けられないわけでもない。証拠保全を進める前に予め知っておきたい。

司法実践で、タイムスタンプにより保存された証拠が採用される状況は、3種類に分けられる。①民事訴訟法の司法解釈、電子署名法の規定に基づき、タイムスタンプの真実性を釈明して、認める場合<sup>57</sup>。②タイムスタンプの真実性、合法性に関する異議を申し立てず、そのまま認定する場合<sup>58</sup>。③挙証側が提供する証拠チェーンを基に、他の証拠と結び付け総合して効力を判断する場合<sup>59</sup>。

タイムスタンプにより保存された証拠が認められない状況は、4種類に分けられる。①証拠収集の方法に瑕疵があり、聯合信任タイムスタンプサービスセンターの規定に従って証拠収集を行っていない場合。例えば、証拠収集の前にクレージングを行っていないこと、電子データをアップロードする前に改ざんした場合<sup>60</sup>。②証拠を保存する第三者の経営の合法性関連の資格を提供していない場合<sup>61</sup>。③タイムスタンプにより保存された証拠では当事者の主張が証明できない場合<sup>62</sup>。④提供した複数の保存証拠が一致せず、事実の究明ができず、かつ公正証書を有する場合は公正証書の効力を優先する<sup>63</sup>。

中国の司法実践に、ブロックチェーンによる証拠の有効性が認められた最初の事件

<sup>57</sup> (2016)京73民終字147号、(2016)閔民終1482号判決書を参照。

<sup>58</sup> (2019)粵03民終735号、(2015)深南法知民初字第746号判決書を参照。

<sup>59</sup> (2016)京73民終147号判決書を参照。

<sup>60</sup> (2016)閔民終1485号判決書を参照。

<sup>61</sup> (2016)閔民終1485号判決書を参照。

<sup>62</sup> (2018)粵民再227号判決書を参照。

<sup>63</sup> (2015)民申字第2117号判決書を参照。

は、杭州インターネット法院で審理した華泰一媒社が道同社を訴えた著作権侵害紛争である。この事件において、権利者は第三者保全ウェブサイトを通じて権利侵害リンクのスクレイピング及びソースコードの認識を実施し、ウェブページのスクリーンショット、ソースコード及び流用情報をパッケージ化して圧縮し、SHA-256 の値を算出した後、FACTOM ブロックチェーンとビットコインのブロックチェーンにアップロードした。杭州インターネット法院は、証拠保存プラットフォームの資格、証拠収集技術の信頼度及び電子データの保存の完全性を総合的に判断した上で、ブロックチェーンによって保存された証拠を認めた。このことから、電子証拠保存を行う前には、無用な改ざんや、証拠収集プロセスにおける第三者プログラムに起因するインシデント、及びクレンジングの不備等のミスによって証拠保全の失敗をもたらさないよう、この技術がある程度知っておき、証拠保全のプロセスを企画しておく必要がある。証拠保存の資格が否定されないためにも、司法実践で認められた証拠保存プラットフォームを予め選択しておくのがなおさら良い。

## **第 6 節 司法鑑定**

### **一、自発的鑑定と司法鑑定との区別**

#### **(一) 鑑定意見**

鑑定意見は、民事訴訟法第六十三条に規定する 8 種類の証拠のうちの 1 つであり、主に事件の事実に関する専門的問題の究明に使われる。知的財産権事件、特に専利等技術系の知的財産権事件では、非常に専門的な事実問題の判断が絡むために、鑑定意見は知的財産権事件によくある種類の証拠である。

#### **(二) 自主鑑定と司法鑑定の区別**

このマニュアルでは鑑定を、鑑定報告書を取得する手続によって自主鑑定と司法鑑定に分けるが、その区別を下表に示す。



	自主鑑定	司法鑑定
概念	自主鑑定とは、当事者が訴訟手続以外で、法院による主宰を受けずに自ら鑑定人に委託する鑑定をいう。	司法鑑定とは、訴訟手続において鑑定人が法院の主宰の下で当事者の委託又は法院の委託を受けて行う鑑定をいう。
開始方法	自ら委託する	当事者が法院に申し立てる若しくは法院の職権に応じる
証明の機能	民事訴訟の証拠規則では当事者自ら鑑定を進めて形成した鑑定報告書が排除されないが、自主鑑定の実施プロセスに相手方当事者及び法院が関与していないため、実務で法院は通常、その鑑定意見の証明としての機能について慎重に考慮する。	当事者が司法鑑定によって取得する鑑定意見に瑕疵があることを証明できない場合、法院は通常、その証明の機能を採用する傾向がある。

### (三) 自主鑑定の機能と限界性

「最高人民法院による民事訴訟の証拠に関する若干の規定」第四十一条には、「一方当事者が専門的な問題について関連機構又は人員に自ら委託して提示させた意見について、他方当事者がこれを反駁するのに足りる証拠又は理由を持っており、かつ、鑑定を申し立てた場合には、人民法院はこれを許可しなければならない。」と規定されている。そのため、民事訴訟の証拠規則では自主鑑定を1種の証拠として使うことを否定しない。ただし、自主鑑定は、委託側の当事者の需要に応じてかつ料金を支払って行われるものであり、かつ鑑定人と委託側の当事者との間に雇用契約関係が形成されているため、鑑定人に対する相手方当事者の不信感を招きやすく、その公正性が大いに疑われる。

勿論、当事者の一方が鑑定機関に委託して行われる鑑定意見は全て事件確定の根拠とすることができないとは限らない。法院は事件の具体的な状況に応じて、採用するかどうかを決定することができる。

## 二、司法鑑定の概要

### (一) 司法鑑定の概念

中国「全国人民代表大会常務委員会による司法鑑定管理の問題に関する決定」第一条には、「司法鑑定とは、訴訟活動において鑑定人が科学技術又は専門知識を活用して訴訟に係る専門的問題を鑑別、判断して鑑定意見を提供する活動をいう。」と規定されている。

### (二) 司法鑑定手続の開始と時効

司法鑑定手続の開始について、当事者を主とし、法院の職権主義を補助とするパターンが採用されている。通常、当事者は事実究明に関する専門的問題について人民法院に鑑定を申し立てることができる。人民法院は事件審理過程において、要証事実について鑑定意見を通じて証明する必要があると判断した場合、当事者に説明した上で、鑑定申立の提出期間を指定しなければならない。当事者は鑑定を申し立てる場合、人民法院から指定された期間内に提出し、かつ鑑定に伴う費用を前納しなければならない。

期限を過ぎても申し立てなかった若しくは鑑定に伴う費用を前納しなかった場合は、申立を放棄したものと見なされる。鑑定が必要とされる要証事実について挙証責任を負う当事者は正当な理由なく、人民法院から指定された期間内に申し立てなかった若しくは鑑定に伴う費用を前納しなかった、或いは関連資料の提供を拒否することで、要証事実の究明ができなくなった場合には、挙証不能の法的結果を負わなければならない。人民法院は鑑定申立を承認した場合、当事者双方が協議して相応の資格を有する鑑定人を確定するよう手配しなければならない。当事者が協議を経て合意に達しなかった場合は、人民法院が指定する。

当事者が鑑定を申し立っていないが、人民法院は専門的問題について鑑定する必要があると判断した場合、資格を有する鑑定人に鑑定を委託する。人民法院は職権により鑑定を委託する場合、当事者に意見を尋ねた上で、資格を有する鑑定人を指定することができる。

司法鑑定申立は、挙証期間以内若しくは法院が定める期限以内に提出しなければならない。さもないと挙証不能の法的結果を負わなければならない。

### (三) 司法鑑定費の納付

申立人が提起する司法鑑定については、申立人が費用を納付する。法院が職権により委託する司法鑑定については、法院が費用納付者を確定する。

### (四) 知的財産権に関する司法鑑定の範囲と内容

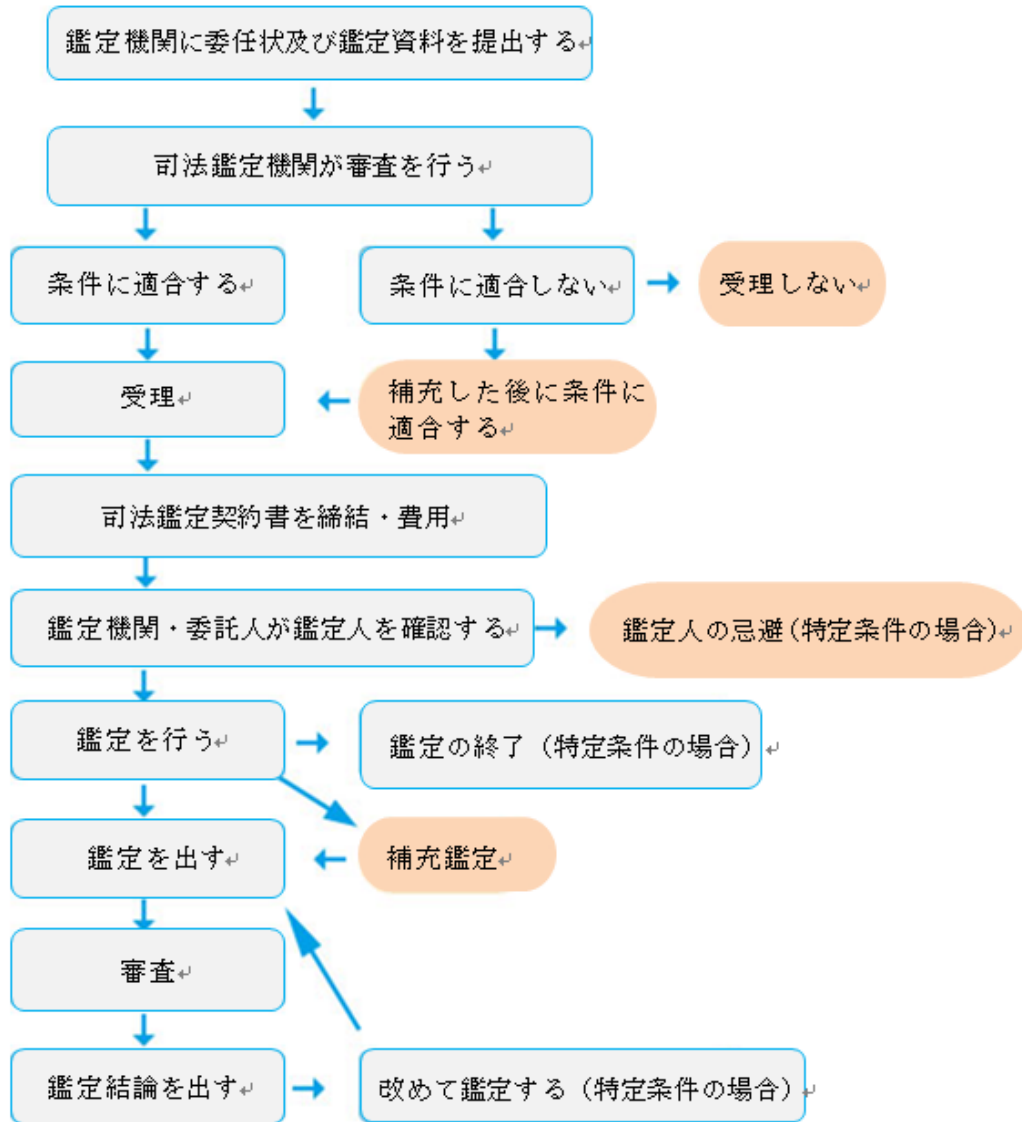
知的財産権に関する司法鑑定	
概念	知的財産権に関する司法鑑定とは、技術専門家による当分野の公知技術及び関連の専門分野の技術の理解を踏まえ、必要な検知、化学検査、分析の手段を活用して、知的財産権訴訟における専門的問題について鑑別・判断し、鑑定意見を発行する訴訟活動をいう。
鑑定の範囲	被侵害技術と関連の特徴が同一又は同等であるかどうかについて認定する。 技術譲渡契約の対象物が成熟しており、実用的で、契約で決められた基準に合致するかどうかについて認定する。 技術開発契約の履行の失敗がリスク管理責任に該当するかどうかについて認定する。 技術コンサルティング、技術サービス及びその他各種技術契約の履行の結果が契約上の取り決め、又は関連の法定基準に合致するかどうかについて認定する。 ノウハウが法定の技術条件を構成するかどうかについて認定する。 その他知的財産権訴訟における技術的紛争について鑑定する。

<p>鑑定の内容</p>	<p>1、営業秘密に係わる司法鑑定</p> <p>(1) 権利者の主張する技術情報又は経営情報が公衆に知られていないかどうか。</p> <p>(2) 侵害被疑者の情報と権利者の非公知情報が同一又は類似するかどうか。</p> <p>2、専利に係わる司法鑑定</p> <p>(1) 侵害被疑製品又は方法の技術的特徴と専利の技術的特徴が同一又は同等であるか。</p> <p>(2) 侵害被疑技術が原告の専利出願日前に既に公開された公知公用技術であるかどうかを判定する。</p> <p>(3) 侵害被疑製品の意匠が原告の意匠と同一又は近似するものかどうか。</p> <p>(4) 専利権付を与された発明又は実用新案が新規性、進歩性を具備するものかどうか。</p> <p>(5) 発明・実用新案の明細書において技術方案が十分に公開されているかどうか。</p> <p>3、著作権/版權に係わる司法鑑定</p> <p>(1) 権利者の著作物が独創性を有するものかどうか。</p> <p>(2) 侵害被疑著作物と権利者の著作物が同一又は類似するものかどうか。</p> <p>(3) ソフトウェア著作権におけるソフトウェアのソースコードに同一性があるかどうかを鑑定する。</p> <p>4、商標に係わる司法鑑定</p> <p>(1) 侵害被疑商標が権利者の登録商標と同一又は類似するものかどうか。</p> <p>5、技術契約類に係わる司法鑑定</p> <p>(1) 技術開発契約、技術譲渡等の契約における技術成果が契約で取り決められた技術基準に達したか若しくは重大な技術的欠陥があるか</p>
--------------	---

	<p>どうか。</p> <p>(2) 譲渡側が技術譲渡契約を履行して引き渡した技術書類資料は、契約で取り決められた基準に適合するものかどうか。</p> <p>(3) 契約を履行して行った技術指導が契約で取り決められた技術サービス内容に適合するものかどうか。</p> <p>6、 集成回路配置図設計に係わる司法鑑定</p> <p>(1) 権利侵害製品から抽出された集成回路配置図が、権利者が登録した集成回路配置図と同一又は同等かどうかを比較することで鑑定する。</p> <p>(2) 権利侵害製品が、権利者が知識産権局に封印・保存されたサンプルから抽出した集成回路配置図と同一又は同等かどうかを比較することで鑑定する。</p> <p>7、 その他不正競争に係わる司法鑑定</p> <p>(1) 侵害被疑製品の名称、包装、装飾が権利者の製品の名称、包装、装飾と同一又は類似するかどうか。</p>
--	---

#### (四) 鑑定の手順

図 2-5 鑑定のプロフローチャート



### (五) 司法鑑定文書の発行

司法鑑定機関及び司法鑑定人は、委託された鑑定事項を完了した後、委託者に司法鑑定文書を発行しなければならない。司法鑑定文書として、司法鑑定意見書と司法鑑定検定報告書が含まれる。司法鑑定文書の作成は、統一的に規定された司法鑑定文書の様式に適合しなければならない。司法鑑定文書に、司法鑑定人が署名又は押印しなければならない。複数の者が司法鑑定に参加しており、鑑定意見に対し異なる意見がある場合は、

その旨を明記しなければならない。司法鑑定文書には司法鑑定機関の司法鑑定専用印を押さなければならない。司法鑑定機関が発行する司法鑑定文書は通常、3通作成され、そのうちの2通を委託者が保有し、1通は自機関のファイルに保管しておく。司法鑑定機関は、関連規定若しくは委託者と取り決めた方法に沿って委託者に司法鑑定文書を送付しなければならない。委託者が司法鑑定機関の鑑定プロセス又はその発行した鑑定意見について尋ねる場合、司法鑑定人は解釈と説明を行わなければならない及び鑑定プロセスにおいて形成された関連資料を整理してファイリング、アーカイビングしなければならない<sup>64</sup>。

## **(六) 鑑定意見**

鑑定意見とは、鑑定人が自分の専門知識を活用して事件にある関連の専門的問題について鑑別・分析した上で行う結論を指す。以前、司法機関が鑑定機関に鑑定を委託して得られる結論は習慣的に、「鑑定結論」と呼ばれていたが、2005年中国全国人民代表大会常務委員会による「司法鑑定の管理の問題に関する決定」以後、「鑑定意見」は「鑑定結論」に取って代わった。

鑑定意見は、証人証言等の証拠と異なる。鑑定人が事件の事情を直接的又は間接的に感知していないため、鑑定意見は事実の状況を陳述するのではなく、判断の意見を示すものであり、証拠を生み出す根拠は関連の状況の思い出ではなく、科学技術に基づく方法である。鑑定結論は、専門の鑑定要員が行ったもので、証拠として利用できると同時に、高い証明力を有する。

## **(七) 鑑定意見に関する証拠質疑**

鑑定意見は専門家がその専門知識を活用し、事件の証拠資料を分析、鑑別した上で、裁判官が関連証拠の真偽を判断する際の参考の根拠として出した専門的問題に対する意見である。性質上、鑑定意見とその他の種類の証拠との重要な区別は、鑑定意見自体が他の証拠材料を土台に確立してできた鑑定人の主観的判断であることにある。

---

<sup>64</sup> 「司法鑑定手続通則」を参照。

証拠質疑を経ていない鑑定意見は事件確定の根拠としてはならない。証拠規定第三十四条には、「人民法院は、当事者が鑑定資料について証拠質疑を行うよう組織しなければならない。証拠質疑を受けていない資料は、鑑定の根拠としてはならない。」と規定されている。同第三十七条には、「人民法院は鑑定書を受領した後に、速やかに副本を当事者に送付しなければならない。」と規定されている。

人民法院は当事者の鑑定申立を承認した後、当事者の申立及び事件の事実究明の必要に応じ、鑑定を委託する事項、範囲、鑑定期間等を確定し、当事者双方が争議のある鑑定資料に関する証拠質疑を行うよう手配しなければならない。

人民法院は、当事者が鑑定意見に関する証拠質疑を行うよう手配しなければならない。鑑定人が、当事者間に争議があり、かつ証拠質疑を経ていない資料を鑑定の根拠とした場合、人民法院は、当事者が当該部分の材料に関する証拠質疑を行うよう手配しなければならない。証拠質疑の上で鑑定の根拠としてはならないと判断された場合は、当該資料に基づいて行われた鑑定意見を、事件の事実認定の根拠としてはならない。当事者による証拠質疑を経た鑑定意見のみは、事件確定の根拠とすることができる<sup>65</sup>。

## （八） 鑑定機関及びその選択

「全国人民代表大会常務委員会による司法鑑定の管理の問題に関する決定」及び「司法部による参入規制の厳格化、監督管理の厳格化、司法鑑定の品質と社会的信頼性の向上に関する意見」等法の規に基づき、司法行政機関の審査・登記管理を受ける司法鑑定機関及び鑑定人の範囲として法医学類、物証類、音声・画像資料及びその他登記管理を受けるべき鑑定事項(環境損害司法鑑定)に限られる。知的財産権鑑定を含むその他の種別の司法鑑定は登記審査の範囲に該当しない。

しかしながら、審査登記は、上記4種の司法鑑定機関及び鑑定人に対する行政管理の手段に過ぎない。登記管理範囲内にはない知的財産権鑑定機関による知的財産権鑑定意見の証拠力は「届け出ていない」との理由で影響を受けるわけではない。実践では、一部の当事者が知的財産権事件において「届け出ていない鑑定機関」で鑑定意見の証拠力を否定しようとしたが、いずれも法院から支持されなかったことが見て取れる。

<sup>65</sup> [https://www.sohu.com/a/437698976\\_164794](https://www.sohu.com/a/437698976_164794)。



現に各地法院は総じて鑑定機関名簿制度を実施している。即ち、事前に鑑定機関候補名簿を作成し、鑑定の委託が必要な時に候補名簿から鑑定機関を選出する。最新の鑑定機関の情報を確認するために、鑑定に係わる訴訟準備の際に各省級の司法行政機関又は法院の公式ウェブサイトにおいて予め確認しておく必要がある。

## 第3章 訴訟中の実務

### 第1節 民事訴訟実務

#### 一、民事訴訟の概要

民事訴訟は、法院が当事者及びその他の訴訟参加人の参加の下、民事事件を審理、解決する活動及びこれらの活動によって生じた訴訟関係の総和である。民事訴訟法は、民事訴訟を調整する基本的法律規範であり、法院、当事者及びその他の訴訟参加人が民事訴訟活動を行う時の行動基準であり、手続的、強制的、権威的及び終局的等の特徴を持ち、その他の隣接部門法と密接な関係があり、中国における重要な基本法である。中国の民事訴訟法は1991年4月9日に公布、実施され、2021年12月24日第十三期全国人民代表大会常務委員会第三十二回会議による『中華人民共和國民事訴訟法』の改正に関する決定」に基づき、4回目の改正が行われた。

#### (一) 民事訴訟の基本原則

##### 1、同等原則

外国人、無国籍者並びに外国の企業及び組織は、人民法院において訴えを提起し、又は訴えに応ずる場合には、中華人民共和國の公民、法人その他の組織と同等の訴訟上の権利・義務を有する。

##### 2、対等原則

ある国の司法機関が他国の公民、企業と組織の訴訟権利を制限する場合、他国の司法機関は制限国の公民、企業と組織の訴訟権利に対し同じ制限措置を講じることができる。

##### 3、訴訟権利平等原則

当事者は民事訴訟において訴訟権利を平等に享有し、行使する。人民法院は、民事事件の審理過程において、当事者が訴訟権利を平等に享有し、行使することを保障しな

ればならない。

#### **4、法院調停原則**

人民法院は、民事事件を審理する場合には、自由意思により、及び適法であるという原則に基づき調停を行わなければならない。調停が成立しなかった場合には、遅滞なく判決しなければならない。

#### **5、弁論原則**

民事訴訟の当事者は、紛争の事実と法的問題について、法院の司会の下で弁論を行い、自分の主張の真実性と合法性を説明、論証し、相手方当事者の意見と主張に反駁する権利がある。

#### **6、信義誠実の原則及び処分原則**

民事訴訟は信義誠実の原則を順守しなければならない。当事者は、法律に定める範囲内において、自己の民事上の権利及び訴訟上の権利を処分する権利を有する。

#### **7、檢察監督原則**

人民檢察院は、民事訴訟に対して法律監督を行う権限を有する。

#### **8、起訴支持原則**

機関、社会团体及び企業・事業所は、国、集団又は個人の民事上の権益を損なう行為について、損害を受けた組織又は個人が、人民法院に対し訴えを提起するのを支持することができる。

### **(二) 民事訴訟の基本制度**

#### **1、合議制度**

3名以上の裁判官によって裁判合議体を構成し、法院を代表して裁判権を行使し、事件を審理し、裁判を出す制度である。法院が第一審民事事件を審理する時、簡易手続を適用する民事事件については1人の裁判官が単独で裁判する場合を除き、その他の事件

はいずれも裁判官又は裁判官と陪審員から構成される合議体によって審理される。第二審法院は上訴事件、差戻審理事件、裁判監督手続きによる再審を決定した事件を審理する場合、いずれも別に合議体を構成して審理しなければならない。

合議制度の実行は、裁判官合議体の知恵を存分に発揮し、衆知を集めて有益な意見を広く吸収することができると同時に、裁判官の独断専行を防止し、事件の公正な裁判を保証することができる。

## 2、忌避制度

法院がある民事事件について裁判する時、裁判任務を執行する裁判官又はその他の関係者が事件とある程度の利害関係がある場合は、法の規定に従って審理活動から退かなければならない制度である。忌避制度の実行は、裁判官が公正に審理し、法により事件を処理することを保証し、権利をもって私情をはかったり、情実にとらわれて法を曲げたりし、不正に裁判することを回避することによって、当事者の合法的權益をより効果的に保護することができる。

## 3、公開裁判制度

法院は民事事件を審理するに当たって、法に定めた特殊状況を除き、審理過程を社会向けに公開しなければならない、公開審理しなくても、公開により判決を言い渡さなければならない制度である。公開裁判制度を実行し、法院の裁判活動を人民群眾の監督下に置くことは、裁判の透明性を増やし、裁判官の責任感を強め、裁判品質を保証するとともに、法の宣伝教育、紛争予防、訴訟削減等の役割を果たすことができる。

## 4、二審終審制

1つの民事事件が、2級の法院の裁判を経て終結する制度である。二審終審制において、当事者が第一審裁判に不服がある場合は上訴を提起することができ、法院が第一審に確かに過ちがあった裁判を速やかに是正することに有益であるし、法院が比較的早期に事件を結審し、当事者の民事権利義務を速やかに確定し、経済生活と社会生活の正常な秩序を守ることに有益であり、長らく裁判沙汰になることや訴訟負担になることを避けることもできる。既に法的効力が発生した最終裁判について、当事者は更に上訴し

てはならない。

## 二、民事訴訟の流れ

民事訴訟は、通常、第一審、第二審、再審の3つの手続きがある。その内、各手続きは立件準備、立件段階、法廷審理段階、執行段階に分けられる。次に、主に第一審手続きの3つの段階について簡単に分析する。

### (一) 立件段階

民事訴訟は、まず当事者の一方が原告として法院に訴訟請求を提出することによって起こる。2015年5月4日に立件登記制が公布された後、立件は複雑なことでなくなった。立件に対し、「方式審査」のみを行い、勝訴できるかどうかを審査せず、起訴できるかどうかのみを審査する。「中華人民共和國民事訴訟法」(2021) 第二百二十二条の規定<sup>66</sup>に適合していれば、起訴することができる。起訴条件に適合し、資料が揃っている場合、法院の立件部門は資料を受け取った日から7日以内に立件し、訴訟費を納付するよう通知する。起訴条件に適合しない場合は、7日以内に「受理しない」旨の裁定書を発行する。

原告側は起訴状、証拠資料を法院に提出する。資料に明確な被告身分情報が欠けている場合、法院は「資料補正通知書」を発行する。原告側はその文書を持って関連機構(公安機関等)に被告の具体的な身分情報を調べることができる。被告の詳しくて明確な身分情報を入手した後、それを法院に提出すると、法院は立件審査を行う。

起訴前に、合法的權益の保障が困難になることを防止するために、原告側は法院に訴訟前財産保全を提起することができる。訴訟前保全を提起する際に、対応する金額の担保を提供しなければならない。原告が担保会社に担保を依頼するのが一般的である。立件審査を通過した後、法院は立件する。立件後、訴訟費を納付し、対応する送達住所情報を記入する必要がある。立件を受理しない場合、立件法院は受理しない旨の裁定を出

---

<sup>66</sup> 訴えの提起は、次の各号に掲げる要件に適合しなければならない。(1) 原告は、当該事件と直接に利害関係を有する公民、法人その他の組織であること。(2) 明確な被告がいること。(3) 具体的な訴訟上の請求並びに事実及び理由があること。(4) 人民法院が民事訴訟を受理する範囲及び受訴人民法院の管轄に属すること。

す。原告側は10日以内にその裁定について上訴することができる。

正式に受理、立件された後、法院が事件を具体的な担当裁判官に配分することを待つ必要がある。法院は受理してから5日以内に起訴状と証拠資料を相手方当事者（被告）に送達する。被告は15日以内に答弁する（答弁状を提出する）。必要な場合、裁判官は開廷前に証拠交換を手配し、当事者双方に答弁期間満了後かつ開廷前に開廷前の証拠交換を、争点の明確化を行うよう通知することができる。また、15日の答弁期間内において、被告側は法院がこの事件に対し管轄権を有するかどうかについて異議を申し立てることができる。異議を申し立てておらず、かつ応訴答弁した場合は、受訴人民法院が管轄権を有するとみなされる。ただし、審級管轄や専属管轄の規定に違反した場合は除く。裁判官は通常、3日前に当事者双方に開廷の時間、場所を通知する。

## （二）開廷前の会議段階

1、開廷前の会議は以下の内容を含むことができる。

（1）原告の訴訟請求及び被告の答弁意見を明確にすること。

（2）当事者による訴訟請求の追加、変更申立及び当事者が提出した反訴、及び第三者が提出した本事件に関連する訴訟請求を審査、処理すること。

（3）当事者の申立に応じて、証拠調査・収集を決定し、鑑定を委託し、当事者に証拠の提供を要求し、検証、証拠保全を実施すること。

（4）証拠交換の手配。

（5）争点の要約。法院は当事者の訴訟請求、答弁意見及び証拠交換の状況に基づいて、争点を要約し、争点について当事者の意見を聴取しなければならない。

（6）調停の実施。開廷前に調停できる場合は、調停方式で解決する。

2、開廷前会議の効力：当事者がこの段階で認可した証拠は、裁判官が法廷審理において説明した後、証拠調べが行われた証拠とみなされる。

## （三）法廷審理段階

まず、法廷審理を準備する時に、書記官は出頭者の身分証明書又は弁護士証書の提示

を要求したり、法廷規律を読み上げたりする。裁判長が開廷を宣言した後、正式な法廷審理に入る。裁判長は当事者双方、訴訟代理人の身分を確かめ、双方が合議体メンバーに対し忌避を申し立てるかどうかを尋ね、合議体の構成者及び書記官のリストを読み上げ、訴訟権利を告知する。

そして、法廷審理の実質的な段階—法廷調査に入る。まずは原告が起訴状を読み上げる、又は訴訟請求及びその拠り所となる事実と理由について陳述する。更に、被告は答弁し、原告の訴訟請求に対し異議を申し立てるか、又は反訴する。第三者がいる場合、第三者が関連の陳述を行い、原告又は被告は第三者の陳述に対し答弁する。

その後、法廷証拠調べ段階に入る。原告は証拠原本を提示し、関連説明を行う。被告と第三者は証拠について証拠調べ意見を発表する。証人が出頭している場合、証人の陳述が終了した後、裁判長の許可を受けて、当事者はそれぞれ証人を尋問する。

証拠調べ段階が終了した後、裁判長は法廷弁論段階に入ると宣し、原告が先に意見を発表してから、被告が意見を発表する。一回りの弁論が終了した後、当事者が弁護の継続を要求した場合、裁判長は二回目目の弁論をすると宣することができるが、前の一回りの意見を重複してはいけないと強調するとともに、時間を限定する。

法廷弁論段階が終了した後、法廷調停段階に入る。裁判長は当事者双方に調停の意向があるかどうかを尋ね、双方とも調停に同意し、調停に合意した場合、合議体は調停結果を言い渡し、調停書を作成する。双方に調停の意向がない又は調停を経て合意に達しなかった場合は、次の手続きに入る。

最後に、裁判長は休庭を宣言し、合議体は事件について評議してから判決を言い渡す。裁判長と合議体メンバーは法廷から脱退し、当事者と訴訟代理人は法廷審理調書を照合する。

---

#### ◇コラム：知的財産権民事事件における新型法廷審理プロセスに関するガイドライン

2019年9月10日、上海市浦東新区人民法院は、知的財産権民事事件の裁判の特徴や法則を鑑みて、「知的財産権民事事件における新型法廷審理プロセスに関するガイドライン（試行）」を制定し、公布した。中国における知的財産権民事事件の法廷審理のプロセスを理解してもらうために、その法廷審理プロセスに関するガイドラインを抜粋す

る。

#### ●開廷前会議のプロセスに関するガイドライン:

「書状先行」（要するに事件当事者が正式な法廷審理前に書面によって訴答資料や挙証、証拠調べ意見を提出することを奨励し、法廷審理において紛争の証拠のみを審査すること一作者コメント）を完了させた後、法院は開廷前会議という形を通じて紛争のない事件事実を固定し、双方の係争事実について更に双方の意見を聴取し、事件の争点を整理することができる。

新たな要証事実、争点、又は当事者が法院に証拠の調査収集を申し立てること、鑑定委託、当事者への証拠提供の要求、検証、証拠保全、並びに証人出頭の申立等の状況が発生した事件については、開廷前会議を開催し、事件の事実を引き続き究明し、開廷前準備を完了させた上で期日を選んで開廷審理することができる。

事件の事実が明らかで、紛争が比較的小さい事件については、開廷前会議において調停することができる。事件の事実が明らかで、争点が明確な事件については、直接開廷審理することができる。

#### ●法廷審理プロセスに関するガイドライン

##### (1) 各当事者が簡単に訴答意見を発表する

各当事者は、訴訟請求、答弁内容及びその拠り所となる事実と理由の要点について、陳述しなければならない。

##### (2) 法廷で争点を明確にし、紛争のない事実を排除する

双方の証拠交換及び開廷前会議で固定された事実に基づいて、法廷は事件における争点を要約し、当事者双方がそれを確認するよう導く。

開廷する時、各当事者に開廷前に交換した証拠及び提出した書状に対し補正意見があるかどうかを尋ねることができる。補正がない場合、法廷審理において各当事者の証拠に対する意見をこれ以上尋ねない。各当事者が提出した証拠書状はいずれも事件審理の根拠であり、各当事者にとって全て法的効力を持つ。

##### (3) 争点をめぐって意見を発表する

事件審理の必要に応じて、各当事者の同意を得た上で、法廷調査と法廷弁論を併合して行うことができる。



法廷調査と法廷弁論を併合して行う法廷審理において、各当事者は法廷の司会の下で争点をめぐって、対応する証拠を鑑みて法的意見を発表する。複数の争点がある場合は、項目別に陳述することができる。法院は各当事者の意見を求めた上で、各争点の陳述時間を合理的に配分し、法廷審理が効率的、秩序的に行われる様指揮することができる。

争点においてまだ心証を形成することができない部分については、当事者はお互いに尋問する、又は法廷が直接尋問する形で更に事実を究明することができる。

当事者がまだ存分な弁論をしていない又は合理的な予期が欠けている重要な判決内容について、裁判官は適切な方式を通じて、釈明したり、心証を公開したりし、当事者が意見を発表し裁判官の心証に影響を与えるチャンスがあることを保証し、不意打ちの裁判を防止する<sup>67</sup>。

---

#### **(四) 法院裁判**

開廷完了後、裁判官は審理状況に基づいて裁判書類を作成し、当事者に送達する。裁判結果に不服がある場合、規定する期間内に上訴することができる。裁定の上訴期間は10日、判決の上訴期間は15日であり、調停書は送達されると発効し、上訴することができない。

ただし、涉外民事事件の上訴期限は判決書、裁定書送達日より30日以内とする。いわゆる涉外民事事件は次の各号に掲げる状況を含む。①当事者の一方又は双方が外国人、無国籍者、外国企業又は組織である場合。②当事者の一方又は双方の常住地が中華人民共和国の領域外にある場合。③目的物が中華人民共和国の領域外にある場合。④民事関係の発生、変更又は消滅の法的事実が中華人民共和国の領域外で発生した場合。⑤涉外民事事件であると認定できるその他の場合。

#### **(五) 執行段階**

第一審判決が出された後、各当事者が上訴を提起しなければ、判決は発効する。

---

<sup>67</sup> 上海市浦東新区人民法院による「知的財産権民事事件における新型法廷審理プロセスに関するガイドライン（試行）」より抜粋。

## 1、協議履行

法院の裁判書類に明確な執行内容があり、書類が発効した後に勝訴側が相手に連絡し、双方が履行の詳細について協議することができる。

## 2、強制執行

判決履行義務を負っている当事者の一方が期限を過ぎても履行しなかった場合、相手方当事者は法院に強制執行事件の立件を申し立て、法院にそれに対する強制執行を求めることができる。強制執行を申し立てるには費用を支払う必要がなく、法院は支払いを執行する時に執行費を控除するため、積極的に執行を申し立ててよい。敗訴側が期限を過ぎても義務を履行しなかった場合、勝訴側は第一審法院に強制執行を申し立てることができる。期限は履行期満了後2年以内とする。

強制執行の措置として、被申立人の預金の照合・凍結・振替え、被申立人の収入の差押え、引当、被執行者の財産の差押え、押収、競売、売却等、いろいろある。以上の措置によって財物を執行することができない場合は、罰金、逮捕、被執行者の信用失墜者名簿への登載、高額消費の制限、出国制限又はメディアを通じた被執行者情報の公布等の措置を講じることができる。

## 三、挙証

### (一) 挙証責任の分配

#### 1、挙証責任分配の一般規則

自分側が挙証する必要がある事実、相手側の挙証責任に帰属する事実について、腹の中にそれなりの判断を付けなければならない。そこに達するために、挙証責任分配の一般規則、特に『中華人民共和国民事訴訟法』の適用に関する最高人民法院の解釈（法積〔2022〕11号、「民訴法解釈」と略称する）第九十一条に規定されている証明責任の分配方法を熟知する必要がある<sup>68</sup>。

<sup>68</sup> 「民訴法解釈」第九十一条には、「法律に別の規定がある場合を除き、人民法院は下記の原則に従って挙証証明責任の負担を確定する。(1) 法律関係が存在することを主張する当事者は、当該法律関係が生じた基本事実に対し挙証証明責任を負わなければならない。(2) 法律関係が変更、消滅した又は権利が妨害

挙証責任分配の基礎は、要件事実に対する分類である。挙証の対象となる要件事実は権利発生要件事実、権利障害（権利制限と権利妨害を含む）要件事実と権利消滅要件事実に分けることができる。権利の存在を主張する当事者は、権利が発生した要件事実に対し挙証責任を負わなければならない。権利の存在を反駁する当事者は、権利制限、権利妨害又は権利消滅の要件事実に対し挙証責任を負わなければならない。

権利発生 of 要件事実の識別は容易である。例えば、一般的な場合、権利侵害損害賠償請求権の要件は、加害行為（作為又は不作為）があること、損害結果があること、加害行為と損害結果の間に因果関係があること、加害者に過ちがあることである。

これらの要件事実は、権利侵害損害賠償請求権を主張する当事者が挙証して証明しなければならないものである。これらの事実を証明することができない場合、その請求権は成立しない。

権利発生要件事実と比べ、権利制限要件事実、権利妨害要件事実、権利消滅要件事実の識別は容易ではない。権利制限、権利妨害、権利消滅による抗弁又は抗弁権を区分するなら、その区別は、権利制限と権利妨害は全て相手側の請求権を認めることであるが、抗弁事由の存在により相手側の請求権の発効を阻止することにおいて、権利制限は一時的に相手側の請求権を阻止するものであるが、権利妨害は永久的に相手側の請求権を阻止するものである。権利制限、権利妨害と異なり、権利消滅は相手側の請求権が発生したことを認めるが、抗弁事由の存在によって消滅したことである<sup>69</sup>。

上記から分かるように、①請求権者は権利発生要件の挙証責任を負い、請求権者の相手方当事者は権利制限要件、権利妨害要件又は権利消滅要件の挙証責任を負う。②抗弁を主張する者は抗弁の事実に対し挙証責任を負う必要があるが、否定を主張する者はその否定する事実に対し挙証責任を負う必要がない。言い換えれば、肯定者は挙証責任を負うが、否定者は挙証責任を負わないことである<sup>70</sup>。

---

を受けたと主張する当事者は、当該法律関係が変更、消滅した又は権利が妨害を受けた基本事実に対し挙証証明責任を負わなければならない。」と規定されている。

<sup>69</sup> 王新平：「民事訴訟証拠の運用及び実務におけるテクニック」、中国民主法制出版社 2017 年版、第 25-27 頁。

<sup>70</sup> 通常があれば、必ず例外がある。法律要件分類説によると、訴訟時効が過ぎた場合は権利妨害に該当し、被告は訴訟時効が過ぎた事実に対し挙証責任を負うべきであるが、最高人民法院の訴訟時効に関する司法解釈の趣旨によると、義務者は訴訟時効による抗弁を提出すればよく、訴訟時効が過ぎた事実を証明する証拠を持つことを要件とせず、権利者は、自分の主張した権利が法の保護期間内にあることを実証する責任がある。これにより分かるように、抗弁者は一律に挙証責任を負うわけではない。王新平：「民事

## 2、挙証責任分配の特殊規則

法律要件分類説は中国における挙証責任分配の一般規則である。一般があれば、必ず特殊がある。法律、司法解釈の挙証責任に関する特殊規定に注意されたい。例えば、中国知的財産権法又は関連法律では、挙証妨碍、挙証責任の転換等原告に有利な挙証責任分配規則を規定している。原告弁護士は訴訟過程において、状況に応じて、対応する請求を提出することができる。知的財産権法におけるこれらの特殊挙証責任に関する規定は主に以下のものがある。

中国「商標法」第六十三条第二項では、挙証妨碍規則について「人民法院は、賠償額を確定するために、既に権利者は挙証に尽力したが、侵害行為に関連する帳簿、資料を主に侵害者が有している状況において、侵害者に、侵害行為に関連する帳簿、資料の提供を命じることができる。侵害者が提供しないとき、又は虚偽の帳簿、資料を提供したときは、人民法院は、権利者の主張及び提供した証拠を参考に賠償額を判定することができる。」と規定している。

中国「専利法」第六十六条第一項では、方法専利権侵害の特殊挙証責任につき「専利権侵害紛争が新製品製造方法の発明専利に係る場合、同様の製品を製造する組織又は個人はその製品の製造方法が専利の方法と違うことの証明を提出しなければならない。」と規定している。

中国「反不正競争法」第三十二条では、以下の内容を規定している。「営業秘密に係る侵害に関する民事裁判手続きにおいて、営業秘密の権利者が初歩的な証拠を提示し、主張する営業秘密に対して秘密保持措置を講じたことを証明し、かつ営業秘密が侵害されたことの適正な証明を行った場合は、侵害被疑者は権利者が主張した営業秘密が本法にいう営業秘密に属さないことを証明しなければならない。」(第一項)、「営業秘密の権利者が初歩的な証拠を提示し、その営業秘密が侵害されたことの適正な証明を行い、かつ次の各号に掲げる証拠のいずれかを提供する場合は、侵害被疑者は営業秘密に係る侵害行為が存在しないことを証明しなければならない。(1) 侵害被疑者が営業秘密を獲得するルート又は機会があり、侵害被疑者が使用する情報が営業秘密と実質上同様であることを証明する証拠。(2) 営業秘密が侵害被疑者によりすでに開示、使用され、又は開

---

訴訟証拠の運用及び実務におけるテクニック」、中国民主法制出版社 2017 年版、第 31-32 頁。

示、使用される恐れがあることを証明する証拠。(3) 営業秘密が侵害被疑者に侵害されたことを証明するその他の証拠。」(第二項)。

## (二) 挙証責任に関する規定

### 1、当事者による挙証

当事者は自分の提出した主張に対し、証拠を提供する責任がある。原告が人民法院に起訴する又は被告が反訴を提出する場合は、起訴要件に適合する証拠を提供しなければならない。民事訴訟法(2021)第二百二十二条には、「訴えの提起は、次の各号に掲げる要件に適合しなければならない。(1)原告は、当該事件と直接に利害関係を有する公民、法人その他の組織であること。(2)明確な被告がいること。(3)具体的な訴訟上の請求並びに事実及び理由があること。(4)人民法院が民事訴訟を受理する範囲及び受訴人民法院の管轄に属すること。」と規定している。

人民法院は審理前の準備段階に、当事者に挙証通知書を送達しなければならない。挙証通知書に挙証責任の分配原則と要求、人民法院に証拠の調査収集を申し立てることができる事由、人民法院が事件の状況に基づいて指定した挙証期限及び期限を過ぎて証拠を提出する場合の法的結果等の内容を明記しなければならない。人民法院は当事者が合理的な期限内に積極的、全面的、正確的、誠実に挙証を完了させるよう促すために、当事者に挙証の要求及び法的結果を説明しなければならない。

法律に別段の規定がある場合を除き、人民法院は、下記の原則に従って、挙証証明責任の負担を確定しなければならない。①法律関係の存在を主張する当事者は、当該法律関係が発生した基本事実に対し挙証証明責任を負わなければならない。②法律関係が変更、消滅した又は権利が妨害を受けたことを主張する当事者は、当該法律関係が変更、消滅した又は権利が妨害を受けた基本事実に対し挙証証明責任を負わなければならない。

当事者は、自分の提出した訴訟請求の拠り所となる事実又は相手側の訴訟請求を反駁する拠り所となる事実に対し、証拠を提供して証明しなければならない。ただし、法律に別段の規定がある場合は除く。判決を下す前に、当事者が証拠を提供できなかった

又は証拠がその事実主張を証明するのに十分でない場合は、挙証証明責任を負う当事者が不利な結果を負うことになる。

## 2、法院による調査・証拠収集

当事者及びその訴訟代理人は客観的な原因によって自ら収集することができない証拠について、人民法院に調査収集を申し立てることができる。当事者及びその訴訟代理人は、人民法院に調査収集を申し立てる場合、挙証期限が満了する前に書面による申立を提出しなければならない。申立書に被調査者の氏名又は組織名称、住所地等の基本状況、調査収集を要する証拠の名称又は内容、人民法院による証拠の調査収集を必要とする原因及びその要証事実並びに明確な手かがりを明記しなければならない。

当事者及びその訴訟代理人が客観的な原因によって自ら収集することができない証拠は、以下のものを含む。①国の関連部門が保管し、当事者及びその訴訟代理人が閲覧、取得する権利がない証拠。②国家秘密、営業秘密又は個人のプライバシーに関わる証拠。③当事者及びその訴訟代理人が客観的な原因によって自ら収集することができないその他の証拠。当事者及びその訴訟代理人が人民法院に上記証拠の調査収集を申し立てた場合、人民法院はこれを許可するかどうかを決定する。当事者から調査収集を申し立てられた証拠が、要証事実と関連がない、要証事実の証明に対し意味がない又はその他調査収集の必要がない場合、人民法院はそれを許可しない。

人民法院が事件の審理に必要であると認める証拠について調査収集しなければならない。これらの証拠は、以下のものを含む。①国家利益、社会公共の利益を損害する恐れがある事実に関わるもの。②身分関係に関わるもの。③環境汚染、多くの消費者の合法的権益の侵害等社会公共利益の損害による公益訴訟の提起に関わるもの。④当事者が悪意に結託し他人の合法的権益を損害する恐れがあるもの。⑤職権による当事者追加、訴訟中止、訴訟終結、忌避等の手続事項に関わる場合。上記を除き、人民法院による証拠の調査収集は、当事者の申立てによらなければならない。

人民法院による証拠の調査収集は、2人以上が共同で行わなければならない。調査資料に、調査者、被調査者、記録者の署名、捺印又は押印がなければならない。

人民法院は、関連組織と個人に対し調査・証拠収集を行う権利があり、関連組織と個

人はそれを拒否してはならない。人民法院は関連組織と個人が提出した証明書類の真偽を弁別し、審査してその效力を確定しなければならない。人民法院は、鑑定を必要とする可能性がある証拠を調査収集する場合、関連技術規範を遵守し、証拠が汚染されないことを保証しなければならない。

### **(三) 挙証期限**

#### **1、一般規定**

当事者は自分の提出した主張に対し適時に証拠を提供しなければならない。人民法院は当事者の主張及び事件審理状況に基づいて、審理前の準備段階において当事者が提供しなければならない証拠及びその期限を確定しなければならない。挙証期間は、当事者で協議し、人民法院の許可を受けることができる。

人民法院が挙証期間を指定する場合、第一審通常手続を適用して審理された事件については15日以上でなければならない、当事者が新たな証拠を提出した第二審事件については10日以上でなければならない。簡易手続を適用して審理された事件については15日を上回ってはならず、小額訴訟事件の挙証期間は一般的に7日を上回ってはならない。挙証期間が満了した後に、当事者が反対証拠を提出した場合又は既に提出した証拠の出所、形式等における欠陥を補正した場合、人民法院は情状酌量の上、挙証期間を改めて確定することができる。当該期間は前項に規定する期間の制限を受けない。

当事者は法廷に新たな証拠を提出することができる。

#### **2、特殊状況**

次の各号に掲げる状況が存在する場合、挙証期間は以下の方式で確定される。(1) 当事者が管轄権異議を申し立てた場合、挙証期間が中断し、管轄権異議を却下する旨の裁定が発効した日から計算を再開する。(2) 当事者を追加するか、独立した請求権のある第三者が訴訟に参加するか、又は独立した請求権のない第三者が人民法院からの通知を受けて訴訟に参加する場合、人民法院は本規定第五十一条の規定に従って新たに訴訟に参加する当事者のために挙証期間を確定しなければならない、当該挙証期間は他の当事者に適用される。(3) 差戻し・再審事件について、第一審人民法院は事件の具体的な状況

と差戻し・再審の事由を踏まえて、情状酌量の上、挙証期間を確定することができる。

(4) 当事者が訴訟上の請求を追加、変更し、又は反訴を提起した場合、人民法院は事件の具体的な状況に応じて挙証期間を改めて確定しなければならない。(5) 公告送達の場合、挙証期間は広告期間が満了した翌日から起算する。

訴訟過程において、当事者が主張している法律関係の性質又は民事行為の効力が人民法院が事件事実に基づいて行った認定に一致しない場合、当事者が法廷の審理状況に応じて訴訟上の請求を変更する場合、人民法院はこれを許可し、かつ事件の具体的な状況に応じて挙証期間を新たに指定しなければならない。

当事者が客観的な原因によって期限を過ぎて証拠を提供した、又は相手方当事者が期限を過ぎて提供した証拠に対し異議を申し立てなかった場合は、期限が過ぎていないとみなされる。

### 3、挙証期間の延長

当事者は挙証期限内に証拠を提供するのが確かに困難である場合は、人民法院に期限延長を申し立てることができる。当事者は、挙証期間の延長を申し立てる場合には、挙証期間満了前に人民法院に書面にて申し立てなければならない。

当事者が挙証期限内に証拠を提供するのに客観的な障害が存在する場合は、「当事者が当該期限内に証拠を提供するのが確かに困難である」状況に該当する。このような場合について、人民法院は当事者の挙証能力、挙証期限内に証拠を提供できない原因等の要素に基づいて総合的に判断しなければならない。必要な場合、相手方当事者の意見を聴取することができる。

申立理由が成立する場合、人民法院はこれを許可し、挙証期間を適宜延長し、かつ他の当事者に通知しなければならない。延長された挙証期間は他の当事者に適用される。申立理由が成立しない場合、人民法院はこれを許可せず、かつ申立人に通知する。

### 4、証拠交換と挙証期限

事件を開廷審理する必要がある、人民法院が証拠交換を手配することによって審理前準備を行う場合、証拠交換日を挙証期限満了日とする。

証拠交換の時間は、当事者の協議により合意し、かつ人民法院の認可を受けてもよけ



れば、人民法院が指定してもよい。当事者が挙証期間の延期を申し立てかつ人民法院の許可を得た場合、証拠交換日はそれに応じて順延する。

証拠交換は、裁判官の主宰の下で行われなければならない。証拠交換過程において、裁判官は、当事者から異議が申し立てられなかった事実や証拠について記録に編綴しなければならない。異議が申し立てられた証拠について、証明の必要がある事実に応じて分類して記録に編綴し、かつ異議申立の理由を記載しなければならない。証拠交換により、当事者双方の争議の主要問題を確定する。当事者が相手側の証拠を受け取った後、反駁証拠を提出する必要がある場合、人民法院は証拠交換を再度手配しなければならない。

## 5、期限が過ぎた挙証

当事者が期限を過ぎて証拠を提供する場合、人民法院は理由を説明するよう命じなければならない。必要な場合、対応する証拠を提供するよう要求することができる。

当事者が故意に又は重大な過失によって期限を過ぎて提供した証拠について、人民法院は採用しない。しかし、当該証拠が事件の基本事実に関係がある場合、人民法院はそれを採用するとともに、訓誡、罰金に処しなければならない。人民法院が期限を過ぎて証拠を提供する当事者に対し罰金に処する場合、個人に対する罰金額は、10 万人民元以下とし、組織に対する罰金額は5 万人民元以上 100 万人民元以下とし、期限を過ぎて証拠を提供した当事者の主観的過失の程度、訴訟遅延につながった状況、訴訟目的物の金額等の要素を踏まえて罰金額を確定することができる。

当事者が故意又は重大な過失によらず期限を過ぎて提供した証拠は、人民法院は採用するとともに、当事者を訓誡しなければならない。

当事者の一方は、相手側に期限を過ぎて証拠を提供したことによって増えた交通、宿泊、飲食、欠勤、証人出頭等の必要な費用の賠償を主張する場合、人民法院はそれを支持することができる。

## (四) 証明責任の相対的免除の事実

### 1、司法により認知されている事実、裁判により判決されている事実、推定された事

## 実

(1) 司法により認知されている事実で、以下のものを含む。①自然法則及び定理、定律。②周知の事実。③有効な公証文書により証明された事実。前項に掲げる事実について、当事者は挙証して証明する必要がない。ただし、前項第②号の事実について、当事者がそれを反駁するのに足りる反対証拠を持っている場合は、この限りではない。第③号の事実について、当事者がそれを覆すのに足りる反対証拠を持っている場合は、この限りではない。

(2) 裁判により判決されている事実で、以下のものを含む。①人民法院の法的効力が発生した裁判により確認された事実。②仲裁機構の発効した裁決により確認された事実。前項に掲げる事実について、当事者は挙証して証明する必要がない。ただし、第①号の事実について、当事者がそれを覆すのに足りる反対証拠を持っている場合は、この限りではない。前項第②号の事実について、当事者がそれを反駁するのに足りる反対証拠を持っている場合は、この限りではない。

(3) 推定された事実で、以下のものを含む。①法律規定により推された事実。②既知の事実及び日常生活の経験法則に基づいて推定された事実。前項に掲げる事実について、当事者は挙証して証明する必要がない。ただし、当事者がそれを反駁するのに足りる反対証拠を持っている場合は、この限りではない。

## 2、訴訟上において自認した事実：一般自認、擬制的自認、条件付き自認と調停による自認

(1) 一般自認。訴訟過程において一方当事者が自己に不利な事実を陳述し、又は自己に不利な事実を明確に肯定した場合、他方当事者は挙証して証明する必要がない。証拠交換、尋問、調査過程において、又は起訴状、答弁書、代理書等の書面資料において、当事者が自己に不利な事実を明確に肯定した場合、前項の規定を適用する。

(2) 擬制自認。他方当事者の主張した自己に不利な事実について、一方当事者が肯定も否定もせず、裁判官から説明、尋問された後にも、依然として認否を明確にしなかった場合、当該事実を認めたものとみなされる。

(3) 条件付き自認。他方当事者の主張した自己に不利な事実について、一方当事者

が制限又は追加条件付きで肯定した場合、人民法院は事件の状況を総合して自認を構成するか否かを決定する。

(4) 調停による自認。訴訟中において、当事者が調停合意書を達成する又は和解に合意するために妥協し、認可した事実は、後続の訴訟においてその当事者に対する不利な根拠としてはならない。ただし、法律に別段の規定がある又は当事者が全て同意した場合は除く。

### 3、代理人の自認と共同訴訟人による自認

(1) 代理人の自認。当事者が訴訟代理人に訴訟への参加を委託した場合、授權委託書に明確に排除された事項を除き、訴訟代理人の自認は当事者の自認とみなされる。

当事者がその場で訴訟代理人の自認を明確に否定した場合、自認とみなされない。

(2) 共同訴訟人による自認。当事者の一方又は双方が二名以上である場合において、その訴訟の目的物が共同であり、又は訴訟の目的物が同一の種類であり、人民法院が併合して審理することができることを認め、かつ、当事者の同意を経たときは、共同訴訟とする。共同訴訟の一方の当事者が訴訟の目的物について共通の権利・義務を有する場合には、そのうちの一名の訴訟行為は、他の共同訴訟人の承認を経て、当該他の共同訴訟人に対し効力が生じる。訴訟の目的物について共通の権利・義務を有しない場合には、そのうちの一名の訴訟行為は、他の共同訴訟人に対し効力が生じない。

### 4、自認の制限と自認の取消

#### (1) 自認の制限

『中華人民共和國民事訴訟法』の適用に関する最高人民法院の解釈」第九十六条第一項に規定する事実には、自認に関する規定を適用しない。自認した事実が既に究明された事実と合致しない場合、人民法院はこれを確認しない。

#### (2) 自認の取消

次の各号に掲げる状況のいずれかに該当し、当事者が法廷での弁論終結前に自認を取り下げた場合、人民法院はこれを許可しなければならない。①相手方当事者の同意を得た場合。②脅迫されて又は重大な誤解があつて自認した場合。人民法院は当事者による自認の取消を許可した場合、口頭又は書面による裁定を下さなければならない。

## **(五) 証拠提出規則**

### **1、証拠原本（原物）の提出原則**

当事者は、人民法院に証拠を提出するにあたって、原本又は原物を提出しなければならない。自ら原本・原物を保存する必要があり、又は原本・原物の提出が確かに困難な場合、人民法院によって相違がないと確認された複製物や複製品を提出してもよい。

### **2、動産証拠の提出規則**

動産を証拠とする場合、現物を人民法院に提出しなければならない。当該原物が移動又は保存に向かない場合、当事者はその複製品、映像資料又はその他の代替品を提供することができる。人民法院は、当事者から提出された動産又は代替品を受け取った後に、人民法院又は保存現場で検査するよう速やかに当事者双方に通知しなければならない。

### **3、不動産証拠の提出規則**

当事者は不動産を証拠とする場合、当該不動産の映像資料を人民法院に提出しなければならない。人民法院は必要があると認めた場合、現場で検査するよう当事者双方に通知しなければならない。

### **4、外国語の書証の提出規則**

当事者は人民法院に外国語の書証又は外国語の説明資料を提出する場合、中国語の訳文を添えなければならない。当事者は中国語翻訳文に対し異議がある場合、共同で翻訳機構に翻訳稿の提供を委託しなければならない。当事者が翻訳機構の選定について合意できない場合は、人民法院が確定するものとする。

### **5、域外で形成した証拠の提出規則**

当事者が提出する公文書書証は、中華人民共和国域外で形成されたものである場合、当該証拠は、所在国の公認機関による証明を得るか、又は中華人民共和国と当該所在国との間に締結された関係条約に定めた証明手続を履行しなければならない。中華人民共和国域外で形成された身分関係に係る証拠は、所在国の公認機関による証明を経て、か

つ当該国における中華人民共和国大使館・領事館の認証を得て、又は中華人民共和国と当該所在国との間に締結された関係条約に定めた証明手続を履行しなければならない。当事者が人民法院に提出する証拠は、香港、マカオ、台湾地区で形成されたものである場合、関連証明手続を履行しなければならない。

#### **6、紛争のない事実に関する証拠の提供規則**

当事者双方間で争議がない事実が『中華人民共和国民事訴訟法』の適用に関する最高人民法院の解釈」第九十六条第一項に規定する状況に該当する場合、人民法院は当事者に関連証拠の提供を命じることができる。

#### **7、証拠提出要求**

当事者は、それが提出する証拠資料を逐一分類して番号を付け、証拠材料の出所、証明対象及び内容を簡単に説明し、署名・捺印し、提出日付を明記し、かつ相手方当事者の人数分の副本を提出しなければならない。

#### **8、法院による証拠領収書発行の義務**

人民法院は、当事者が提出した証拠資料を受領した場合、受領書を発行し、証拠の名称、部数、頁数及び受領した時間を明記し、担当者が署名又は捺印しなければならない。

### **四、証拠調査**

#### **(一) 証拠調査の概念**

学理において、証拠調査の概念は明確に定義されていないが、多くの学界観点の中、証拠調査の概念に関する共通的な観点は主に以下の2点を含む。1つ目に、証拠調査は裁判官の司会の下で行わなければならない。2つ目に、証拠調査は訴訟過程における活動の1種であるが、その他の面では、観点認定の証拠調査の主体、証拠調査の内容、証拠調査の目的等の要素の差異によって、様々な学説がある。

最高人民法院は、「最高人民法院による民事訴訟法の司法解釈の理解と適用」上巻第346頁に証拠調査の概念について、「証拠調べとは、裁判官の司会の下で、訴訟当事者が

聴取、チェック、照合、見分け等の方法を通じて、法廷に提出された証明資料の真実性、関連性と合法性に対し判断を下し、異議がないものを認可し、異議があるものをその場で質疑、尋問する手続きを指す」と定義している。

## (二) 証拠調べの民事訴訟における意義

### 1、民事訴訟の手続き要求：証拠調べが行われていないものを判決の根拠としてはならない

「民訴法解釈」第百三条には、「当事者の証拠調べが行われていない証拠は、事件の事実認定の根拠としてはならない。」と規定されている。事件の審理過程は、事実を発見する過程であり、事件真相の究明は双方が提供する証拠に依存し、証拠調べが行われていない証拠は事実認定の根拠としてはならないため、手続き上から言えば、証拠調べは事件真相を究明する必要条件である。

### 2、民事訴訟の実体的必要：裁判官の自由心証に影響を与え、裁判官が証拠を認証することに助力する

証拠に対する証拠調べは裁判官の相手方に対する全体的イメージに影響を与えることができる。証拠調べが行われていない証拠は、事件の事実認定の根拠としてはならないが、裁判官が証拠を認証するかどうかは、証拠調べの品質と結果によって決まる。

綿密な証拠調べは、裁判官の自分側に対するイメージを高め、相手方の証拠における問題点を発見するだけでなく、裁判官が事件の要点を整理することにも役立つ。

要するに、証拠調べは法廷審理における非常に重要な段階であり、事件の真実状況を揭示し、当事者の訴訟権利を保障し、裁判官の自由裁量権を制限する有効な方式である。法廷審理は全訴訟段階の中核であり、証拠調べは法廷審理全体の中核である。証拠に対する質疑と確認は、裁判官の事実に対する判定に直接関連し、更には最終的な訴訟結果に影響を与える。

### (三) 証拠調査の手続き規定

「民事訴訟証拠規定」(2019 改正)は法廷調査における証拠調べの順序について規定している。証拠調べは、一般的に次の各号に掲げる順序で行う。(1)原告が証拠を提示し、被告及び第三者が原告に証拠調査を行う。(2)被告が証拠を提示し、原告及び第三者が被告に証拠調べを行う。(3)第三者が証拠を提示し、原告及び被告が第三者に証拠調査を行う。

人民法院が当事者の申立てによって調査収集した証拠は、申立てを提出した当事者の一方が提供した証拠とする。人民法院が職権によって調査収集した証拠は、法廷審理の時に呈示し、当事者の意見を聴取しなければならない、かつ当該証拠の調査収集状況について説明することができる。

上記規定により、証拠調査は証拠呈示と証拠調べの2つの段階に分けられる。

#### 1、証拠呈示

要するに、挙証責任がある当事者は証拠を裁判官と相手方当事者に展示する。証拠呈示は原物、原本の呈示を原則としなければならない。「民事訴訟証拠規定」(2019 改正)第六十一条によると、原本の呈示が確かに困難であると同時に、法院が認め、原本が存在せず、かつコピーが原本と一致することを証明する証拠がある場合においてのみ、複製品を呈示することができる。

証人証言の呈示については、通常、法院は出頭して証言するよう要求しなければならないが、鑑定人の出頭は民事訴訟法(2021年改正)第八十一条により、当事者が異議を申し立てた又は法院がその必要があると認定した場合においてのみ、出頭して証言する。

#### 2、証拠調査

当事者の一方が証拠を呈示した後、相手方当事者は呈示された証拠に対し証拠調べを行い、異議がない場合は判決の根拠となるが、異議がある場合は更に具体的な証拠調べを行う。なお、当事者の証拠に対する証拠調べは、相手方の応答を認めなければならないことに注意されたい。司法実務において、裁判官は複雑事件における重要な証拠について、通常、裁判官自身が当該証拠について正確な自由心証を形成したと考えるまで、

当事者双方が複数回の質疑と反駁を行うよう手配する。証拠調べは、証拠別に進めても、複数の証拠を分類してまとめて進めてもよい。

当事者が審理前の準備段階又は人民法院の調査、尋問過程に証拠調査意見を述べた証拠は、証拠調査が行われた証拠とみなされる。

当事者が書面によって証拠調査意見を述べると要求した場合、人民法院は相手方当事者の意見を聴取した後、必要であると判断した場合、許可することができる。人民法院は、書面による証拠調べ意見を適時に相手方当事者に送付しなければならない。

国家秘密、営業秘密、個人のプライバシーに関わる又は法律に秘密として保持されるべきであると規定される証拠は、公開的に証拠調べを行ってはならない。

#### **(四) 証拠調査の内容**

##### **1、証拠の「三性」の証拠調べの順序**

「中華人民共和國民事訴訟法」の適用に関する最高人民法院の解釈(2022改正) 第四百四条における証拠の「三性」に関する配列順序は真実性、合法性、関連性になっているが、関連性、合法性と真実性の配列の方が、法廷における証拠調査及び認証の論理的な順序を反映することができる。当事者が提供した又は法廷が取得した証拠について、証拠調べにおいて、まず、証拠が要証事実と関連するかどうかを分析しなければならない。関連性がなければ、異議を申し立てる。次に、更に証拠は合法性があるかどうかを分析する。合法性がなければ、これに関する異議を申し立てる。更に証拠は真実性があるかどうかを分析する。関連性を有する場合に限り、証拠は訴訟の「大門」に入ることができる。合法性は関連性がある証拠に対する価値判断であり、その目的は不正証拠を排除することである<sup>71</sup>。勿論、前記証拠調査順序は法律上の論理性に準ずるだけで、法廷審理実務において必ずしも関連性について質疑してから、合法性と真実性について質疑できるわけではない。

##### **2、証明力は証拠の魂**

---

<sup>71</sup> 王新平：「民事訴訟証拠の運用及び実務におけるテクニック」、中国民主法制出版社 2017 年版、第 48-51 頁。



証明力の問題は証拠調査の骨が折れる芝居である。「証明力は証拠の生き生きした魂である」という例えがあった。真実で、信頼できる証拠が証明しようとする事件事実を十分に証明できるかどうかについて、双方は依然として質疑を提出することができる。法廷審理において、証拠の「三性」についてのみ証拠調べをし、証拠の証明力の有無又は証明力の大きさについて説明、反論しなければ、このような証拠調べは全面的ではないし、証拠に対する審査判断が完了したとは言えない。裁判実務において、よくこのような状況がある。当事者は、証拠の「三性」についていずれも異議がないが、その証明内容に対し異議があると明確に示し、ある証拠が要証事実に対し証明力がない、又は要証事実を証明するのに不十分であると主張する。後半の証拠調査意見は、実質的には証拠の証明力について述べる証拠調査意見であり、この部分の意見は適切に「三性」の中のいずれか1つの性質に要約することもできない。この視点から見れば、証拠調査の順序は順次、関連性、合法性、真実性、証明力でなければならない<sup>72</sup>。

### 3、証拠調査の内容：証拠の資格と証明力

「中華人民共和國民事訴訟法」の適用に関する最高人民法院の解釈（2022改正）第一百四十四条の規定によると、人民法院は、当事者が証拠の真実性、合法性及び要証事実との関連性をめぐって証拠調査を行うとともに、証拠に証明力があるか、証明力の大きさについて説明、弁論するよう手配しなければならない。事件の真実状況を反映することができ、要証事実と関連し、出所と形式が法律規定に適合する証拠は、事件の事実認定の根拠としなければならない。これにより、証拠調べは主に、①証拠の「三性」、つまり真実性、合法性、関連性と通称される証拠資格（つまり証拠能力）。②その信頼性（証拠の出所、内容の2つの角度から分析する）、十分性（証拠と要証事実との間の関連性は、直接関連か間接関連か、必然関連か偶然関連か）を含む証明力の有無及び大きさという2項目の内容を含むことが分かる。「証明目的」に異議（証明目的に達することができない）があることは、本質的には証拠の証明力に対する質疑でもある。

相手方当事者の証拠について、逐一に審査、評価、分析を行い、きちんと証拠の三性、証明力及び証明目的を中心に展開し、証拠の出所、形式、効力、唯一性、論理及び常識

---

<sup>72</sup> 王新平：「民事訴訟証拠の運用及び実務におけるテクニック」、中国民主法制出版社2017年版、第51-52頁。

適合性、生まれつきの欠陥等の面から証拠調べを展開し、自分側の判断する結論及びその理由、法廷の注意を喚起すべき相手方の主な証拠内容の頁数、相手方の証拠間の矛盾・抵触等の論述に重点を置かなければならない。

#### 4、証拠調査意見のタイプ

証拠調査の内容とは、証拠調べ主体、つまり当事者が証拠に対し証拠調べを行う時に関わる範囲を指し、実は証拠能力と証明力に対する質疑と反論である。内容から見れば、証拠調べ意見を、①証拠に対し異議がない、つまり証拠の関連性、合法性、真実性及び証明力に対しいずれも紛争がないこと、②証拠の関連性に対する異議、③証拠の合法性に対する異議、④証拠の真実性に対する異議、⑤証拠の証明力に対する異議の5種類に分けることができる。

##### (1) 証拠の関連性に対する異議。

関連性異議とは、証拠で証明しようとする目的と要証事実が関連せず、実質性がないと判断し、相手方から提供された証拠が要証事実の証明にとって意義がない、又は要証事実を証明する可能性がないと判断することを指す。関連性に対し異議を申立てるには、必ず証明目的又は証明対象と結合しなければならない。相手の挙証目的を知らなければ、証拠調べに対する異議を申し立てるのは困難である。法廷は、この証拠は何を証明したいのか、何を証明するために証人の出頭を申立てするのか、当事者に尋ねることはよくある。実は、それは証拠の関連性に対する審査である。

##### (2) 証拠の合法性に対する異議。

合法性異議とは、証拠主体、証拠収集方式、証拠手続き、証拠形式が法律の規定に適合しないと判断することを指す。例えば、鑑定者が鑑定資格を持っていない、鑑定意見の主体は合法ではない、又は弁護士が市場監督管理局から抜粋した企業登記資料に押印がない、証拠の形式が「民事訴訟証拠規定」第四十四条の要求に適合しないと判断した場合は、合法性に対する異議を申し立てることができる。ある書籍の中の専門家の観点を証拠として提供することについては、それは証拠の形式要件に適合しないと質疑することができる。無論、法定形式違反と法定手続き違反が混じり合う場合が多い。

証拠の合法性に対し証拠調べを行う場合、通常、以下のいくつかの角度から展開する。

1) 証拠の法定形式に適合しているか。民事訴訟法に規定する証拠の形式には、当事者の陳述、書証、物証、視聴覚資料、電子データ、証人証言、鑑定意見と検証調書の8種類がある。

2) 特定の形式要求に適合しているか。形式要件を満たしているか。例えば、「民訴解」第百十五条の規定は、組織証拠に対し特殊な要求をしている。

3) 証拠の出所は合法的であるか。「中華人民共和國民事訴訟法」の適用に関する最高人民法院の解釈（2022 改正）第百六条には、「他人の合法的權益を深刻に侵害し、法律における禁止性規定に違反した又は公序良俗にひどく背く方法で形成した又は入手した証拠は、事件の事実認定の根拠としてはならない」と規定されている。この規定によると、個人のプライバシー侵害の盗聴・盗撮等の証拠は、いずれも違法な入手方式であるため、事件確定の根拠とすることができない。

### (3) 証拠真実性に対する異議。

真実性異議とは、証拠は原本、原物ではない、又は原本、原物と一致しない、証人は虚偽陳述をしたと判断する等のことを指す。証拠は、相手方当事者と無関係な第三者の間に形成され、自分側当事者がそれを知らず、その証拠の真偽を確認することができない場合がある。その時、当方は当該証拠の当事者でないため、当該証拠の形成過程を知らず、当該証拠の真実性を確認することができない、又は証拠調べ意見を述べることはできず、当該証拠の真実性を主張することができる。従って、証拠の真実性に対し、①異議がある、②異議がない、③確認できない又は態度を表明できない、という3種類の証拠調査意見がある。

証拠の真実性は、形式の真実性と内容の真実性という2つの面を含む。形式の真実性とは、証拠の媒体が真実であるかどうかを指す。例えば、当事者の手書き書類は、確かに当事者が手書きしたものであり、偽造したものでなければ、内容の如何を問わず、その証拠の形式は真実的なものである。証拠内容の真実性とは、証拠に記載された内容が真実であるか、事件の事実状況と一致するかを指す。

最終的な証拠の真実性については、実際的に内容によって判断しなければならない。形式の真実性は、内容の真実性の勘案の要素の1つに過ぎず、証拠全体が真実性を持つ必要不十分な条件である。

証拠の真実性に対し証拠調べを行う場合は、通常、証拠の原本があるか、証拠の出所がはっきりし検証できるか、証拠自身の内容が論理に背いていないか、その他の証拠と相互に裏付けることができるか等いくつかの角度から展開することができる。

#### **(4) 証拠の証明力に対する異議。**

証明力異議とは、相手側から提供された証拠が要証事実と実質的な関連がなく、証明力がない、又は証拠と要証事実の間の関連性が弱く、証明力が小さく、相手方の証明目的を証明することができないと判断することを指す。一部の証拠について、証拠の三性という基礎的次元のみから証拠調べを展開すると、突破口を見つけることができない場合は、その他の次元からその証明力に対し質疑と攻撃を展開する必要がある。

### **(五) 各種の証拠の証拠調査実務の要点**

民訴法に規定する証拠形式は8種類あるため、次には分類して説明する。

#### **1、当事者陳述**

この部分における証拠は複数の事実に関わることが多いため、証拠調べの時に漏れがないよう特に注意を払う必要がある。まず全体について明確な証拠調べ意見を述べてから、その陳述した具体的な事実について、更に肯定するか、否定するかの意見を述べる。この部分における相手方当事者を肯定しない陳述について、目的がなく、証拠がない「反対のための反対」を避け、より不利な境地に陥らないよう、証拠を持って、適時かつ慎重に法廷に十分な理由を提出しなければならない。

#### **2、書証、物証**

書証、物証について証拠調べを行う場合、特殊な状況がない限り、当事者は証拠の原本又は原物の呈示を要求する権利があるため、証拠調べの際に、相手に原本の提出を要求しなければならない。その原本を得た上で、その証拠の真実性について意見を述べることができる。原本を提供することができない証拠については、原則として証拠調べを拒否することができる。相手側が確かに原本を提供することができると同時に、法廷が条件付で証拠調査意見を述べるよう要求した場合、調書を照合する際に、調書に述べ

た証拠調査意見の前提を明記しているかどうかを特に確認しなければならない。

### 3、視聴覚資料、電子データ

近年の司法実務において、ショートメッセージ、WeChat、QQ、電子メール等の形によって事件の事実を証明するようなことがたくさん現れてきた。これらの証拠の展示方式は、通常、スクリーンショットをプリントしたものを法院に提出することである。相手方当事者は、開廷前に相手側が提出した証拠を入手しても、有効性判断をするのが困難であるため、証拠調査段階は極めて重要である。

#### (1) 当該種類の証拠の原始媒体を確認する必要がある

当該種類の証拠について証拠調査を行うに当たっては、まず原始媒質を確認する必要がある。例えば、携帯電話ショートメッセージ、WeChat等は原始の携帯電話を確認してから、真実性を判断する必要がある。その理由は、電子データは虚偽性があり、改ざん、複製、編集されやすいため、原始媒質を失ってしまうと、その真実性を保証することは困難になることである。相手側が当該種類の証拠の原始媒質を呈示しなかった場合は、通常、認めないと主張すべきである。

#### (2) 証拠の関わる主体の真実性を確認する必要がある

民事訴訟において、ショートメッセージ、WeChatや電子メールは、いずれも事件の関連主体に関わる。なお、通常、主体は証拠においてアカウント又は画像のみに具現化され、そのアカウント又は画像は一体その主張する主体であるかは、証拠調べにおける重要な一環である。証拠における主体双方がそもそも存在しない又は身分を究明することができない場合は、その証拠自身が偽造された可能性が非常に高く、真実性を持たず、事件確定の根拠とすることもできない。従って、関わる主体の真実性を確認するのに重点を置かなければならない。特にアカウントの登録システムが身分証により実名で登録するものではない、又はシステムが厳格な身分検証メカニズムを有することを証明できない場合は、やりとりの主体の身分を確認できないと判断し、証拠の真実性を認可しなくてよい。このような場合において、挙証側が相互に裏付けるその他の証拠を持っていない限り、その証拠の真実性は通常、裁判機構に確認されない。

#### (3) 証拠内容の完全性を確認する必要がある

電子データによるやりとりは大量で、連鎖的なものが多く、内容が多く、修正しやすいという特徴を有すると同時に、真実なやりとりでも、その一部を選択して、ある目的に応じるために挙証を提出すれば、虚偽の証明効果に達することができ、挙証側は往往にして完全な証拠内容を全て提供しないため、証拠の完全性の審査は非常に必要である。

例えば、電子メールの場合は、相手側にその提出した証拠の前後のメールを提供するよう要求することができる、又は相手側が悪意で一部のメールを削除したことを証明できる十分な証拠がある場合において、IT による技術的な回復を行うよう要求することができる。また、録音、録画による証拠がある場合は、完全で、編集されていないファイルの提供を要求する必要がある、技術的な編集、繋ぎ合わせが行われた証拠を認可してはならない。

#### (4) 公証された電子証拠類

「民事訴訟証拠規定」(2019 改正) 第十条第一項第七号によると、「有効な公証書類で証明された事実」は証明する必要がないため、公証された当該種類の証拠について、裁判官に合理的に証拠調べをする印象を残すように、十分な証拠がない場合は、公証の内容を認可しないことを推奨しないが、当該種類の証拠は依然としてその形式について証拠調べを行うことができることに特に注意されたい。具体的に言えば、以下の角度から証拠調べを行うことができる。

1) 公証過程が規範的で、完全性があるものか。公証書類には、公証証拠の形成過程を完全に記載しなければならない。具体的に言えば、少なくともやりとりのシステムを開く、アカウントパスワードを入力する、証拠を調べる等の段階を含まなければならず、また、パソコンが正常にネットワークに接続している、又は携帯電話が正常に WeChat にログインすることができる等、媒体がスムーズに動作している旨の証明も含まなければならない。

2) 公証書に記載された操作者の身分は中立的であるか、また公証環境は客観性を有するか。操作者が公証人でない、又は使用したパソコンが第三者のパソコンではない場合は、予めソフトウェアを編集した、予めネットワーク環境を設定した又は仮想のサイトにアクセスした可能性もある。

#### 4、証人証言

法律では、「法院は証人に出頭して証言するよう要求しなければならない」と規定されているため、法院が出頭を要求していない場合、当事者は明確に指摘し、証人が出頭して証言するよう要求しなければならない。証拠調べの対象が相手側の証人であるため、相手側と何らかの関連関係がある場合が多い。証人証言に対する証拠調べは、証人が相手方と利害関係を有するか、又は証人が相手方と知り合いであるかを確認することから着手しなければならない。証人の身分が相手方当事者と関連があると確認されると、裁判官の自由心証に影響を与え、その証言の証明力もそれ相応に影響を受ける。

確信がなければ不用意に証人に質問をしないことに注意されない。相手側が証人証言を提出した以上、その証言は自分側に有利であると考えるに違いない。従って、証拠調査過程において、通常、相手側に開放的な質問をしない。質問する必要がある場合は、前もって可能な回答を想定し、自分側に生じうる不利な影響が生じないことを保証することを推奨する。

## 5、鑑定意見、検証調書

鑑定意見は比較的複雑な専門事項に関わることが多いため、証拠調べの主な作業は開廷前の準備段階で行われる。主に、証拠調査意見を取得した後、鑑定結論に適用条件があるかどうか、又は結論を下した前提声明を明確にする必要があり、また、論理的にその鑑定方法をチェックし、結論の事実根拠と法的根拠をチェックする必要がある。

鑑定者の出頭を請求する場合、専門性からの準備不足を避けるように、事前に関連専門家に出頭して証拠調べに協力するよう依頼することを推奨する。

検証調書の証拠調査準備については、鑑定意見と同じように、検証調書の形成過程に論理的な抜け穴があるかどうかをチェックし、また、事件のその他の証拠と相互に裏付けることができるかどうかを確認しなければならない。

## 五、訴訟調停

民事訴訟調停は、民事訴訟法に規定される手続きに従って行う訴訟活動の 1 種であり、人民法院は民事事件を審理する過程において、事実を究明した上で、自由意思及び合法的原則に基づいて、その司会の下で当事者双方が協議による解決に合意するよう促

すことができる制度のことを指す。調停によって達成した合意書は法的効力を持ち、つまり既判力を持つ。調停制度は、紛争を解決するメカニズムの1種として、現在の司法実務において広く応用されており、国際司法界に「東方経験」と賞賛されている。民事調停は、重要な法律制度の1つとして、民事紛争解消の中で重要な役割を發揮し、社会各界から広く注目されている。裁判方式改革及び司法体制改革の深化に伴い、民事調停機能はますます重要になってきた。裁判実務により、民事裁判活動は立件前、立件時、立件中、事件の送達段階、司法鑑定段階、開廷審理段階及び法廷審理終了後の判決言い渡し前のいずれの段階にも調停の役割を發揮することができ、いずれの段階にも調停の切り口があることが証明されている。

## **(一) 調停の主な特性**

### **1、調停人の中立性**

要するに、調停人は紛争の双方主体（紛争の双方主体）を公平に扱わなければならない。ことわざにもあるように「碗は平に持つ」ことである。仲立ちする調停人の存在により、調停が和解と法的意味から明らかな区別を持つようになっている。

### **2、紛争主体の自治性**

調停を運用するかどうは紛争主体の合意によって決まる。調停人は、「調停」という方式のみで、紛争解決の合意に達するよう紛争主体双方の相互了承を促すことができるため、調停人の身分や地位の如何を問わず、国家権力又は強制措置によって紛争を強引に解決してはならない。

### **3、規範の非厳格性**

調停は、手続き（法）規範と実体（法）規範を厳格に遵守することを要求せず、比較的高い自治性と柔軟性を持つ。調停にそれ自身の規則化のチャンスが含まれているため、和解と比べ、調停の規範要素は比較的多い。紛争主体は、往往にして自分の主張の正当性について調停人を納得させる必要がある。特に調停人の中立性が強ければ強いほど紛争主体の主張の正当性は一層重要になる。また、調停人も様々な要素（自分の公正性を



示す、解決紛争に有益である等)を踏まえて、自発的に正当な社会規範に基づいて調停することもある。

## **(二) 調停の原則**

### **1、法による原則**

法律、法規、規則及び政策に基づいて調停する。法律、法規、規則及び政策に明確な規定がない場合は、社会道徳に基づいて調停する。

### **2、自由意思・平等の原則**

当事者双方の自由意思により、平等に調停する。

### **3、当事者の訴訟権利を尊重する原則**

当事者の訴訟権利を尊重し、調停されていない又は調停が成功しなかったことによって、当事者が人民法院に起訴することを阻止してはならない。

## **(三) 調停のメリット**

知的財産権訴訟において最終的に調停(和解)に至ることは、よく見られることである。最高人民法院が公布した「中国法院における知的財産権の司法保護状況(2016年)」に公開されたデータによると、2016年、全国における地方各級人民法院の知的財産権民事第一審事件の調停による訴訟取下げ率は64.21%に達し、第二審事件の調停による訴訟取下げ率は27.44%に達した。これほど多くの事件が判決ではなく、調停で終結したのはなぜか。訴訟調停の裏の独特なメリットが分かれば、秘密を明らかにする鍵を得る。

原告にとって、調停の最も大きなメリットは、当事者の間で達成した調停合意書は自ら妥協した結果であるため、履行性が強く、判決執行よりも履行しやすいことである。一部の訴訟調停において、被告が対応する義務を履行することを調停書締結の発効条件としなければならない。少額賠償や商標譲渡等を和解の条件とする場合、賠償金を支払う又は現場で権利譲渡契約書を締結する等、被告にその場で履行するよう要求すること

もできる。

調停は、人民法院の許可を得て訴訟請求を超えることができる。従って、当事者双方の訴求の主張も満足も比較的柔軟なもので、訴訟目的物と高く関連する事項も併せて解決範囲に入れることが多く、当事者が同一事件に関連する紛争を一括的に解決し、後顧の憂いをなくすことに役立つ。

調停過程が自由意思の原則に背かず、調停合意書の内容が法律規定に違反しなければ、当事者は上訴（又は再審）を提起することができない。そのため、調停は終局的な紛争解決方式であり、当事者双方が長々した訴訟を終結する理想的な方式である。調停又は和解で達成する合意書の内容は、通常、秘密として、対外的に公開しない。これは一部の当事者が最も好むことである。特に、事件に関わる情報がデリケートなものである場合、秘密として保持することは最高の戦略である。

#### **（四）当事者が調停に同意する原因**

当事者が訴訟請求を多少犠牲（例えば、原告は一部、更には全部の賠償請求を犠牲にする）にしても、訴訟調停に同意することには、色々な原因がある。

(1) 訴訟和解によって訴訟目標を実現することができる。訴訟自体は、戦略手段に過ぎず、最終的な目的ではない。訴訟目標を実現できれば、当然和解（調停によって達成）の達成を排斥しない。和解によってウィン・ウィンを作り出す可能性さえある。

(2) 訴訟結果の非確定性により、双方とも敗訴のリスクがあり、どちらも最終的な勝者になる確信はない。

(3) 持続的な訴訟コストは高い。研究開発・革新又はプロモーションに投入した方がよい。

(4) 訴訟過程の複雑性、かかる時間の長期性は、企業の正常な生産経営を牽制する。

(5) 相手側の対抗訴訟による反撃の圧力に制圧される。

(6) その他の原因。

#### **（五）調停禁止の事由**

「人民法院の民事調停における若干問題に関する最高人民法院の規定」（2020 改正）  
第十条では民事訴訟調停を禁止する 4 つの事由を規定している。

調停合意書が以下のいずれかに該当する場合、人民法院はそれを確認しない。

- (1) 国家利益、社会公共利益を侵害した場合
- (2) 訴外人の利益を侵害した場合
- (3) 当事者の真実な意思に背いた場合
- (4) 法律、行政法規の禁止性規定に違反した場合

## **（六）調停の手続き規定**

民事訴訟法の関連規定によると、人民法院は、調停に協力するよう、当事者と特定の関係がある又は事件と一定の関連性がある企業・政府系事業組織、社会团体又はその他の組織、並びに専門知識、特定の社会経験を持ち、当事者と特定の関係があり、調停の達成に役立つ個人を誘うことができる。各当事者の同意を得て、人民法院は、前項に規定する組織又は個人に事件の調停を依頼することができる。調停合意を達成した場合、人民法院は法によりこれを確認しなければならない。

人民法院は、調停前に、当事者に調停の司会者及び書記官の氏名及び忌避を申し立てるかどうかなど等関連の訴訟権利と訴訟義務を告知しなければならない。

答弁期間満了前に、人民法院が事件の調停をするに当たって、普通手続きが適用される事件について当事者が調停に同意した日より 15 日以内、簡易手続きが適用される事件について当事者が調停に同意した日より 7 日以内に調停合意を達成しなかった場合は、各当事者の同意を得て、引き続き調停することができる。延長された調停期間は審査期間に計上されない。

当事者が非公開の調停を申し立てる場合、人民法院はそれを許可しなければならない。

調停時、各当事者は同時に同席しなければならない。必要に応じて当事者に対し別々に調停を行うこともできる。

当事者は自ら調停案を提出することができるし、調停司会者から調停案を提出して当事者協議時の参考とすることもできる。

## (七) 調停の内容に関する規定

調停合意書の内容が訴訟請求を超えた場合、人民法院はそれを許可することができる。

人民法院は、合意書を履行しない当事者の一方が民事責任を負わなければならないという調停合意書の取り決めを許可しなければならない。調停合意書に、当事者の一方が合意書を履行しない場合、相手方当事者は人民法院に事件に対する裁判を下すよう請求することができるという調停合意書の取り決め条項について、人民法院は許可しない。

当事者の一方は保証を提供する又は訴外人が当事者のために保証を提供することに同意するという調停合意書の取り決めについて、人民法院は許可しなければならない。訴外人が保証を提供する場合、人民法院は調停書を作成する際に保証人を明記し、調停書を保証人に送達しなければならない。保証人が調停書の署名受領を拒否する場合、調停書の発効に影響しない。当事者又は訴外人が提供した保証は民法典に規定されている要件に適合した時に発効する。

当事者が訴訟費用の負担について合意に達しない場合は、調停合意書の効力に影響を与えない。人民法院は直接当事者が負担する訴訟費用の比率を決定し、その決定を調停書に記載することができる。

調停書の内容に対し権利を享有しないし、義務を負わない当事者が調停書の署名受領を拒否する場合は、調停書の効力に影響を与えない。

当事者が、民事調停書が調停合意書の本来の意味と一致しないことで異議を申し立て、人民法院は審査した後、異議が成立すると判断した場合、調停合意書に基づいて民事調停書の関連内容を補正する旨の裁定を下さなければならない。

当事者は一部の訴訟請求について調停合意を達成した場合は、人民法院はこの部分のみについて先に確認し、調停書を作成することができる。

当事者は主な訴訟請求について調停合意を達成し、人民法院に合意しなかった訴訟請求について処理意見を与えるよう請求し、その処理結果を受け入れる旨を示した場合、人民法院の処理意見は調停合意書の一部の内容とし、調停書を作成する場合は調停書に記載する。

調停書に確定された保証条項の要件又は民事責任を負う要件が成り立ったときに、当

事者が執行を申し立てた場合、人民法院は法により執行しなければならない。調停合意書を履行しない当事者は、前項規定に従って調停書に確定された民事責任を負った後、相手方当事者はまた当該当事者に対し民事訴訟法に規定する履行遅延責任を負うよう要求した場合、人民法院はそれを支持しない。

## **(八) 調停による終結の方式選択**

調停による終結の方式は主に2種類ある。

1 つ目に、当事者双方は和解合意書を締結し、原告は法院に訴訟取下げを申し立て、法院は訴訟取下げ許可の裁定書を発行するとともに、和解合意書の内容を記載しない。

2 つ目に、当事者双方が和解合意書を締結すると同時に、法院は調停書を発行し、調停書に双方の和解合意書の内容を簡単に記載する。

調停前、訴訟目的を踏まえ、前記の2種類の調停による終結方式のメリット・デメリットを解明し、当事者の意見を十分に聴取した上で、選択しなければならない。

例えば、原告の立場から、法院が押印した調停書に被告の権利侵害事実及び解決方法を簡単に記載しているため、同業界のその他の権利侵害被疑者を脅かすことに用いられるため、調停書の作成を要求する傾向がある。

実際、調停書を選択した重要な考慮として、強制執行の効力があり、当事者の一方が履行しない場合、相手方当事者は強制執行を申し立てることができる。例えば、当事者の一方は法廷の現場で給付を完了せず、かつ違約、履行遅延等の恐れがある場合、相手方当事者は将来強制執行を申し立てやすいように、調停書の作成を要求する傾向がある。

## **(九) オンライン調停**

最高人民法院が2021年12月30日に公布し、2022年1月1日より施行される「人民法院オンライン調停規則」では、立件前又は訴訟中に人民法院調停プラットフォームに依託してオンライン調停を実施する関連事項について規定している。同規則第二条は、人民法院、当事者、調停組織又は調停人が人民法院調停プラットフォームを通じて実施するオンライン申請、委任・委託、音声及び視聴覚調停、調停契約書の作成、調停契約

書の司法による確認の申請、調停書の作成等の調停活動の全部又は一部を含むオンライン調停の範囲を明確化している。オンライン調停は、民事、行政、執行、刑事自訴及び被告人、犯罪者が拘留されていない刑事付随民事訴訟等法律で調停又は和解できると規定されている紛争に適用される。

オンライン調停に適する紛争について、最高人民法院は、人民法院の立件人、裁判官が立件前又は訴訟中に、当事者がオンライン調停方式による紛争解決を優先的に選択するよう指導することを奨励する。当事者双方がオンライン調停に同意した場合、事件管轄法院によって確認されたオンライン調停組織及び調停人から調停組織又は調停人を共同で選択することができる。立件前のオンライン調停期間は30日である。立件後のオンライン調停の場合、普通手続きが適用される調停期間は15日で、簡易手続きに適用する調停期間は7日である。

## 六、民事訴訟書類

民事訴訟書類は、様々な種類がある。よく見られるのは、①授権委任状、②証人出頭申立書、③民事起訴状、④反訴状、⑤非公開審理申立書、⑥証拠保全申立書、⑦民事判決書、⑧民事調停書、⑨民事裁定書等である。原告の視点から、最も重要なのは、民事起訴状、民事代理語の2種類があり、その他の法律書類は必須のものでないか、又は法院が作成するものか、又は雛形がある又は比較的簡単である。従って、次では主に民事起訴状と民事代理語について説明する。

### (一) 民事起訴状

#### 1、起訴状の基本書式

起訴状の構造は、通常、タイトル、当事者の基本状況、訴訟請求、事実と理由、宛先法院及び差出人署名等の6部分から構成される。

(1) タイトル。民事訴訟事件の場合、通常、「民事起訴状」と書けばよい。

(2) 当事者の基本状況。「民事訴訟法」によると、原告である当事者が自然人である場合、「氏名、性別、年齢、民族、職業、勤務先、住所、連絡先」を明記しなければなら

ない。被告である当事者が自然人である場合、「氏名、性別、勤務先、住所等の情報」を明記しなければならない。原告である当事者が法人又はその他の組織である場合、「名称、住所と法定代表者又は主要責任者の氏名、職務、連絡先」を明記しなければならない。被告である当事者が法人又はその他の組織である場合、「名称、住所等の情報」を明記しなければならない。連絡先電話番号と住所は法院による召喚状及び関連書類の送達に関わるため、正確な情報を提供できない場合は、事件の審理時間を人為的に延長するおそれがある。

(3) 訴因。訴因は事件の法律関係構成と紛争事実の要約である。ある程度では、訴因を選択することは、対応する訴訟戦略、更には判決結果を選択したことになる。訴因は民事起訴状の必須の部分ではないが、立件の時、法院は原告に明確にするよう要求することが多いため、事前に考えておく必要がある。適切な訴因を慎重に選択し、最も有利な角度と切り口を選択することは、事件の各種手続きをスタートする最も重要な任務である。

(4) 訴訟請求。法院に起訴して達成したい目的を明記する。訴訟請求は訴訟全体の最終的な目的であり、当事者の合法的権益の実現に直接関係する。

(5) 事実と理由。証拠状況及び証人の氏名及び住所等を含み、起訴する又は主張する事実根拠と法的根拠を明記する。

(6) 宛先法院。管轄法院をなかなか決めることができない又は代替方案を考えた場合は、2部（複数）の起訴状を用意し、不時の必要に応じて、異なる起訴状を異なる法院に送付することができる。

(7) 差出人署名。例、原告：上海 XX 管理有限公司（押印）、その下に年月日を記入する。

## 2、起訴状の品質要求

品質が比較的高い起訴状として、少なくとも以下の4つの面から考察する。

(1) 書式の規範性。書式は起訴状の「形体」と言え、イメージと気質を代表する。

(2) 訴因の正確性。訴因は起訴状の「脳」と言え、訴訟の方向を決定する。

(3) 訴訟請求の合理性。訴訟請求は訴状の「心臓」と言え、訴訟の目標を左右する。

(4) 事実と理由の表現の適切性。事実と理由は起訴状の「筋」と言え、訴訟の因果と筋道を示す。

以上の通り、人間は誰でも心臓が正常で、脳がよく効き、筋道が通り、形体が美しい人でありたい。民事起訴状も同じである。書式が規範的、訴因が正確、訴訟請求が合理的、事実と理由の表現が適切である民事起訴状は、裁判官及び当事者の青眼を獲得し、知らずに弁護士にもよいスタートを与える<sup>73</sup>。

### 3、起訴状の審査

起訴状の作成が完了した後、立件のために交付する前に、審査しなければならない。重点的な検査内容は以下を含むがこれらに限定されない。

- ❖ 訴訟請求は請求権基礎に欠けているか
- ❖ 訴訟請求に漏れ又は曖昧さがあるか
- ❖ 事実部分の陳述は、明確かつ簡潔で、重点を強調するか
- ❖ 原告に不利な事実を自認していないか
- ❖ 分析、理屈説明の部分は簡潔なものであるか
- ❖ 法律観点から自己矛盾していないか
- ❖ 用語は規範的であるか
- ❖ 間違いや漏れ又は冗長化した用語がないか
- ❖ 文法又は言葉遣い上の欠点がないか
- ❖ 文章の風格は中性であるか、感情的表現がないか

#### (二) 民事代理語

代理語は訴訟代理人が法廷の要約した焦点問題について持つ観点の系統化した論証であり、法廷の事件に対する処理結果に影響することを図る。代理語の主な目標は、自分側の観点を受け入れるよう法廷を納得させ、最終的に委託者が有利な判決を得るようにすることである。

---

<sup>73</sup> 丁嬌：「民事起訴状作成の四部作」、中倫視界、2017-02-07。



## 1、代理語の重要性

**(1) 書面代理語は、法廷審理においてすでに述べた観点について本来の意味に適合する補足をすることができる**

法廷審理において、双方は陳述、質問、挙証・証拠調べ、法廷弁論を行う際に、全て口頭で行う。周知のように、話し言葉と書き言葉の表現には大きな違いがあり、話し言葉は非常に簡略で、その意味表現が不十分、不完全になることは免れない。書面代理語の中で、弁護士は自分の法廷審理における発言に対し本来の意味に適合する補足を行うことができる。

**(2) 書面代理語は法廷審理調書の不備を補うことができる**

法廷審理において、書記官が記録を取るが、記録速度、理解、要約能力に制約されるため、法廷審理調書は往往にして大まかに記録するだけである。また、法廷審理調書の内容は全く裁判長の考え方に従うものである。法廷審理後、弁護士は調書を閲覧する時、その中の明らかなミス又は誤りに対しのみ訂正を要求することができる。代理語の中で、弁護士は自分側の意見を思う存分に表現することができる。

**(3) 書面代理語は事件の第二審に対し重要な役割を果たす**

事件が第二審に入ると、筋道が通り、文法上の間違いがなく、観点が明確で、言うことに理があり、法的根拠がある第一審代理語は第二審裁判官の本事件に対する審理にとって、重要な参考価値がある。

**(4) 書面代理語は裁判官の自由裁量権に対する強い拘束である**

代理弁護士が代理語の中で提出した訴訟請求、抗弁事由、提供した証拠及び証拠調べ意見、裁判官がそれを採用するか、採用する又は採用しない理由には、参照の根拠があるようになった。また、代理語の中で弁護士は事件の法律適用が正確であるか、原告・被告の権利義務の分配のバランスが取れているか、法的責任が適切であるか等について、自分の観点を述べることができる。これにより、裁判官は裁判を下す際に、代理意見を考えに入れなければならない、従って裁判官の「自由裁量権」を強く拘束する。

## 2、代理語の一般書式

代理語は代理意見の媒体であり、固定した書式はない。一般的に言えば、代理語は以

下の数部分から構成される。

#### (1) タイトル

タイトルは、「原告代理意見」等、事件の性質及び代理する当事者の事件における地位を反映し、裁判官が最初から代理語の性質を理解できるようにしなければならない。タイトルの下部又はヘッダーの位置に、事件番号を明記するよう注意を払う。

#### (2) 称呼

代理語の最初の慣れた呼称は、「裁判長、裁判官」である。

#### (3) 序言

序言はつまり前置きであり、重点ではないため、なるべく簡潔なものにする。序言として、①代理人出頭の合法性を説明し、委託を受けて又は指定されて、本事件におけるどの当事者の代理人を担当するかについて概略的に説明する。②調書閲覧、事件状況の調査等開廷前にどのような執務展開をしたか、代理人が代理を受けた後の執務状況について説明する。③代理人の本事件に対する基本的な見方を表明する。

表明しなくてもよい上訴事件である場合は、第一審判決に対する見方や意見について説明しなければならない。

#### (4) 本文

本文は代理語の中核的内容である。事実認定、法律適用と訴訟手続き等の面から、委託者が提供した事実と理由が成立することについて陳述、論証し、これによって、その主張と請求を支持するとともに、相手の誤りを明らかにし、反駁する。第二審である場合は、原判決を評論し、要求と意見を提出しなければならない。裁判官の閲読体験を考えて、代理意見の本文は通常、長過ぎない方が望ましい。

#### (5) まとめの言葉

全文の結論的見解と具体的な主張を要約し、委託者のために明確な訴訟請求を提出する。要求は、複雑にならず、簡潔明瞭なものでなければならない。

#### (6) 終わりに

主に代理人による署名と日付の記入である。

### 3、代理文作成における注意事項

代理文の作成について厳格な規定がないが、作成の際に、提出者及び事件番号をヘッダーに明記すること、最初の段落に代理者を表明すること、ページ番号の挿入及び全体の組版上の見た目等の様式上の問題に気を配るほか、以下の事項に留意しなければならない。

### (1) 裁判官の思考で見方を論証する

裁判官は公平性の象徴であると同時に、対立を取り除く者でもある。1つ1つの判決書は裁判官が、事件全体の背景を総合した上で、公正性と合法性を両立させながら行ったものである。弁護士は、代理文を作成する時に、当事者により一層の利益を図るために、自分側が得をする見方に立って論証するのがしばしばであり、最も多く使うのが「当方は、……(省略)と主張する」という言葉のようである。しかし事件審理に当たって、当事者の一方の視点のみではなく、全般的な見地から双方の利益の釣り合いを配慮し、中立的な見方を持って、いかに法律の適用を通じて紛争を止める効果を果たすかを分析することこそ、裁判官の思考である。そのために、優れた代理文は、自分側の見方を主張して、しっかりと裁判官にストーリーを述べるのみならず、公平性、公正性の角度から、事件の事実及び法律適用の問題に合わせて、当事者各方の利益を衡量した上で相応の記述を行い、裁判官の心を動かすものでなければならない。代理文を作成する目的は当然、裁判官に認められることである。そのため、代理文の作成は、判決書を作成する裁判官の視点に立って行わなければならない。事件が複雑で、証拠が非常に多い場合には、代理文で整理することによって、裁判官がなるべく速く事件の事実をはっきりするようサポートすることがもっと必要になる。

### (2) 関連の見方について当事者と確認する

弁護士は代理文の作成にあたって、関連の事実及び証拠資料について繰り返して当事者と確認し、特に、自分側に不利な事実を代理文に記載するかどうかを確認しなければならない。弁護士は、代理文作成の前に重要な事実について当事者に確認するのみならず、ある事実の記述に関する当事者双方の誤解を招かないよう、代理文の文面を完成した後にも速やかに当事者に送付して確認してもらわなければならない。これは、当事者に対する責任のみならず、弁護士自身に対する責任を負うことである。

### (3) 争点を中心とする

主に争点を中心に代理文を作成する。1つの事件に、枝葉末節のような争いはいくらかでもあつても、事件審理の結果に決定的な影響を及ぼす基本的事実及び法律適用に関する争いこそが争点になる。争点に関する文章に力をかけ、訴訟の目的を原点に、双方の証拠に応じ、法律規定及び類似事件の研究に基づき、複数の側面から記述しなければならない。そこで、代理文の作成の時に、まず争点を一覧にしてから、逐一に詳述する。事件の争点について事実、証拠、法律、事例、司法政策、価値観等から順次論証する。

#### **(4) 観点の理由と根拠を明確化する**

司法裁判では事実を根拠とし、法律を準則としなければならないため、代理文の中の1つずつの観点には対応の事実及び法的根拠を揃えていなくてはならない。法廷審理における口頭弁論と違って、文書による代理文の作成にあたって弁護士は事件の基本的な状況を、適用される法令条文と結び合わせ、理由と根拠の両方を明確化しなければならない。実践では、類似事件でも異なる裁判が行われた可能性があり、自分側に有利な主張を強めるためにも弁護士は各法院、特に上位法院での類似事件を検索した上、類似事件検索報告書にまとめて代理文に添付すると良い。このような方法で、当方の論証力がある程度増強される。裁判を行う際に裁判官がその中の判決の見方を完全には参考にしなくても、自由心証にある程度の影響を与えるはずである。

#### **(5) 重要な観点を先にする**

時間の順と構造の論理に沿って代理文を作成するのが、よく見られる叙述パターンである。枝も葉もあり、花も果実もあることは、確かに悪くはない。しかし、あまりにもうっそうとした葉であると、花や果実が隠れて見えない。最も重要な争点は、裁判官に一番見せたいところである。そのために代理文の構造上、先手を打って単刀直入に、争点に関する重点的な論述を文章の先に置くと良い。

#### **(6) 文の表現に論理性を重視する**

代理文の作成にあたり、明晰な論理、厳密な思考をもって、それぞれの部分で示す意味を裁判官に分かってもらわなければならない。文書の作成における論理性の役割は言うまでもないが、中心となる思想を明確化すること、結論を先に出すこと、上位の文で下位の文を要約すること、メッセージのグルーピング、順序的な論理展開という、ピラミッド原則に従って代理文を作成しなければならない。重要なことを先に、副次的なこ

とを後、枠組みを先に、詳細を後、結論を先に原因を後、結果を先に、経緯を後に並べる。代理文の第一部分に必ず自分側にとって最も重要な問題、事件の最も重要な争点、一番裁判官に見せたい内容、その次に相手の他の主張を反駁する観点や論拠、自分側のほかの訴求を記述する。なお、観点を論証する時に弁護士がひたすら事実を述べるだけで、これを支持する証拠や法規定がなければ、全く当てにならない。ゆえに、代理文の中の個々の部分が充実した論拠によって支持されていないといけない。代理文の文書の表現の論理性が保証されればこそ、個々に詳細で的確な論証ができる観点となって、裁判官にかなりの確度で採用される。

#### **(7) 代理文の長さを抑制する**

長さよりも内容が肝心である。本題から離れたことをすらすらと書かずに、なるべく簡潔で要領良く述べなければならない。代理文の中で、法適用に関する見解は触れる程度だけで良い。長たらしく法令を援用し、法理的、学理的に検討するのは適宜ではない。また、代理文の長さについて、裁判官の勤務時間や閲読の習慣にも配慮すべきであり、長い代理文の場合、対応して索引を添付し、裁判官が閲読しやすくすると良い。

#### **4、開廷後に代理文を完備させる**

法廷審理の後、直ちに法廷審理の状況に基づいて、これまで起草した代理文を見直し、修正し、更新して、より一層的を得たものに仕上げなければならない。担当弁護士は法廷審理時に現れた新問題や新意見に基づき、とりわけ、双方の証拠質疑意見、裁判官の気遣いの焦点並びに事実認定、法律適用等について、代理文の見直し、補足、完備化を進める。

代理文の作成にあたっては、形だけ変えて中身をそのままにした起訴状(又は答弁状)の繰り返しでなく、法廷で要約された争点を中核として重点問題についての観点を系統的に論証しなければならない。これまで起草した代理文で要約した争点が法廷審理時に主審裁判官が挙げた争点と完全に一致していない場合は、適宜見直すことができる。

## **第2節 刑事訴訟事務**

## 一、知的財産権侵害罪の概要

知的財産権犯罪とは、知的財産権の管理の法律、法規に違反して、他人の知的財産権を侵害し、情状が重大な行為をいう。中国「刑法」では、各論部分の第三章第七節において、「知的財産権侵害罪」として、次に掲げる七つの罪名を規定している。①登録商標詐称罪、②偽造登録商標付商品販売罪、③不法に製造された登録商標標章の不法製造・販売罪、④著作権侵害罪、⑤侵害複製品の販売罪、⑥他人専利詐称罪、⑦営業秘密侵害罪。

### (一) 【登録商標詐称罪】

登録商標の管理の法律、法規を違反し、登録商標権者の許諾を得ずに、同一種類の商品、役務にその登録商標と同一の商標を使用し、情状が重大な行為。

訴追基準	「公安機関の管轄する刑事事件の立件・訴追基準に関する規定（二）」第六十九条の規定によると、「登録商標権者の許諾を得ずに、同一種類の商品にその登録商標と同一の商標を使用し、次の各号の何れかに該当する場合は、立件して訴追しなければならない。 (1) 不法経営金額が5万元以上又は違法所得金額が3万元以上である場合。 (2) 2種類以上の登録商標を冒用し、不法経営金額が3万元以上又は違法所得金額が2万元以上である場合。 (3) その他、情状が重大な場合。」
加重情状	「知的財産権侵害刑事事件の処理における具体的な法律適用の若干問題に関する解釈」第一条の規定によると、「登録商標所有者の許諾を得ず、同一商品上にその登録商標と同一商標を使用し、以下に掲げる情状の一つがある場合には、刑法第二百十三条規定の「情状が重大な場合」に属し、登録商標偽造罪で3年以下の有期徒刑又は拘役し、単独に若しくは合わせて罰金を処する。

	<p>(1) 不法経営金額が5万元以上又は違法所得金額が3万元以上の場合。</p> <p>(2) 二種類以上の登録商標を冒用表示し、不法経営金額が3万元以上又は違法所得金額が2万元以上の場合。</p> <p>(3) その他の情状が重大な場合。</p> <p>以下に掲げる情状がある場合には、刑法第二百十三條規定の「情状が極めて重大」場合に属し、登録商標虚偽表示罪で3年以上、7年以下の有期懲役、かつ、罰金を処する。</p> <p>(1) 不法経営金額が25万元以上又は違法所得金額が15万元以上の場合。</p> <p>(2) 二種類以上の登録商標を冒用表示し、不法経営金額が15万元以上又は違法所得金額が10万元以上の場合。</p> <p>(3) その他の情状が極めて重大な場合。」</p>
処罰	<p>この罪を犯した場合、情状が重大な場合には、3年以下の有期懲役に処し、罰金を併科又は単科する。</p> <p>情状が極めて重大な場合には、3年以上10年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。」</p> <p>事業者が犯罪した場合、二重処罰制を実行する。事業者に罰金に処しながら、その直接責任を持つ主管者その他直接責任者に、対応の条項の規定に基づいて処罰する。</p>

## (二) 【偽造登録商標付商品販売罪】

登録商標の管理の法律、法規を違反し、他人の登録商標を冒用表示した商品であることを明らかに知りながら販売し、違法所得額が較的大きい、又はその他重大な情状がある行為。

訴追基準	<p>「公安機関の管轄する刑事事件の立件・訴追基準に関する規定(二)」第七十條の規定によると、「他人の登録商標を冒用表示した商品であることを明らかに知りながら販売し、次の各号の何れ</p>
------	--

	<p>かに該当する場合は、立件して訴追しなければならない。</p> <p>(1) 販売金額が5万元以上である場合。</p> <p>(2) まだ販売されていないが、商品の価値額が15万元以上である場合。</p> <p>(3) 販売金額が5万元以下であるが、販売金額とまだ販売されていない商品の価値額を合わせて15万元以上である場合。」</p> <p>★「販売金額」とは登録商標冒用商品を販売した後に得たそして得られるべきである全ての違法収入をいう。</p>
<p>違法所得額比較的大きい又はその他加重情状がある場合</p>	<p>2004年に公布された「知的財産権侵害刑事事件の処理における具体的な法律適用の若干問題に関する解釈」第二条は、「比較的大きい金額」及び「巨大な金額」の金額を規定した。第九条は「販売金額」を定義した。「刑法改正案(十一)」は第二百十四条の「販売金額」を「違法所得」及び「重大な情状」に改正したため、上記司法解釈は直接に適用することができなくなった。現行の有効な司法解釈において、「違法所得」に関する定義は全部同じではないため、改正後の第二百十四条に規定する「違法所得」をどう理解すべきかは、新たな司法解釈での解説を待たなければならない。また、「比較的大きい金額」、「巨大な金額」、「その他重大な情状」及び「その他特に重大な情状」に関する基準についても、改めて明確化されるのを待たなければならない。</p>
<p>処罰</p>	<p>この罪を犯した場合、違法所得額が比較的大きい又はその他重大な情状がある場合には、3年以下の有期懲役に処し、罰金を併科又は単科する。違法所得額が巨大である又はその他極めて重大な情状がある場合は、3年以上10年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。</p> <p>事業者が犯罪した場合、二重処罰制を実行する。事業者が罰金に処しながら、その直接責任を持つ主管者その他直接責任者に、対応の条項の規定に基づいて処罰する。</p>



### (三) 【不法に製造された登録商標標章の不法製造・販売罪】

登録商標の管理の法律、法規を違反し、他人の登録商標の標識を偽造し、無断で製造或いは偽造し、又は無断で製造された登録商標の標識を販売した場合であって、情状が重大な行為。

訴追基準	<p>「公安機関の管轄する刑事事件の立件・訴追基準に関する規定（二）」第七十一条の規定によると、「他人の登録商標の標識を偽造、無断で製造或いは偽造し、又は無断で製造された登録商標の標識を販売し、次の各号の何れかに該当する場合は、立件して訴追しなければならない。</p> <p>(1) 2万点以上の他人の登録商標標識を偽造、無断で製造若しくは偽造、無断で製造した登録商標標識を販売し、又は不法経営金額が5万元以上、又は違法所得金額が3万元以上である場合。</p> <p>(2) 2種類以上の他人の登録商標標識を1万点以上偽造、無断で製造若しくは偽造、無断で製造した登録商標標識を販売し、又は不法経営金額が3万元以上、又は違法所得金額が2万元以上である場合。</p> <p>(3) その他、情状が重い場合。」</p>
加重情状	<p>「知的財産権侵害刑事事件の処理における具体的な法律適用の若干問題に関する解釈」第三条の規定によると、「他人の登録商標の標識を偽造し、無断で製造或いは偽造し、又は無断で製造された登録商標の標識を販売した場合、以下に掲げる情状の一つがある場合には、刑法第二百十五条規定の「情状が重大」な場合に属し、不法に製造された登録商標標章の不法製造・販売罪で3年以下の有期懲役、拘留又は管制、かつ、単独に若しくは合わせて罰金を処する。</p> <p>(1) 偽造、無断製造又は偽造、無断製造した登録商標標識の販売数が2万件以上、若しくは不法経営金額が5万元以上、又は違</p>

	<p>法所得金額が3万円以上の場合。</p> <p>(2) 偽造、無断製造又は二種類以上の偽造、無断製造した登録商標標識の販売数が1万件以上、若しくは不法経営金額が3万円以上、又は不法所得金額が2万円以上の場合。</p> <p>(3) その他の情状が重大な場合。</p> <p>以下に掲げる情状の一つがある場合には、刑法第二百十五條規定の「情状が極めて重大」な場合に属し、登録商標標識の不法製造、不法販売罪で3年以上、7年以下の有期懲役、かつ、罰金を処する。</p> <p>(1) 偽造、無断製造又は偽造、無断製造した登録商標標識の販売数が10万件以上、若しくは不法経営金額が25万円以上、又は違法所得金額が15万円以上の場合。</p> <p>(2) 偽造、無断製造又は二種類以上の偽造、無断製造した登録商標標識の販売数が5万件以上、又は不法経営金額が15万円以上、若しくは違法所得金額が10万円以上の場合。</p> <p>(3) その他の情状が特にひどい場合。」</p>
<p>処罰</p>	<p>この罪を犯した場合、情状が重大な場合は、3年以下の有期懲役に処し、罰金を併科又は単科する。情状が極めて重大な場合は、3年以上10年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。</p> <p>事業者が犯罪した場合、二重処罰制を実行する。事業者に罰金に処しながら、その直接責任を持つ主管者その他直接責任者に、対応の条項の規定に基づいて処罰する。</p>

#### (四) 【他人専利詐称罪】

他人の専利を詐称し、情状が重大な行為。

<p>訴追基準</p>	<p>「公安機関の管轄する刑事事件の立件・訴追基準に関する規定(二)」第七十二条の規定によると、「他人の専利を詐称し、次の</p>
-------------	---

	<p>各号の何れかに該当する場合は、立件して訴追しなければならない。</p> <p>(1) 不法経営金額が 20 万元以上又は違法所得金額が 10 万元以上である場合。</p> <p>(2) 専利権利人の直接的な経済損失額が 50 万元以上である場合。</p> <p>(3) 2 種類以上の他人の専利を詐称し、不法経営金額が 10 万元以上又は違法所得金額が 5 万元以上である場合</p> <p>(4) その他、情状が重大な場合。」</p>
加重情状	<p>「知的財産権侵害刑事事件の処理における具体的な法律適用の若干問題に関する解釈」第四条の規定によると、「他人の専利を詐称し、下記の状況の一つがある場合、刑法第二百十六条規定の「情状が重大」な場合に属し、他人専利詐称罪で 3 年以下の有期懲役又は拘役、かつ、単独に若しくは合わせて罰金を処する。</p> <p>(1) 不法経営金額が 20 万元以上又は違法所得金額が 10 万元以上の場合。</p> <p>(2) 専利権者に 50 万元以上の直接的な経済損失をもたらした場合。</p> <p>(3) 二つ以上の他人の専利を詐称し、不法経営金額が 10 万元以上又は違法所得金額が 5 万元以上の場合。</p> <p>(4) その他の情状がひどい場合。」</p>
処罰	<p>この罪を犯した場合、3 年以下の有期懲役又は拘役、かつ、単独に若しくは合わせて罰金を処する。</p> <p>事業者が犯罪した場合、二重処罰制を実行する。事業者には罰金に処しながら、その直接責任を持つ主管者その他直接責任者に、対応の条項の規定に基づいて処罰する。</p>

#### (五) 【著作権侵害罪】

営利を目的とし、著作権の管理の法律、法規を違反し、次の各号に掲げる著作権侵害事由又は著作隣接権侵害事由のいずれかに該当し、違法所得額が比較的大きい又はその他重大な情状がある場合には、3年以下の有期懲役に処し、罰金を併科又は単科する。違法所得額が巨大である又はその他極めて重大な情状がある場合には、3年以上10年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。

(1) 著作権者の許諾を得ずに、その文字による著作物、音楽、美術、視聴覚著作物、コンピュータソフトウェア及び法律、行政法規に規定されるその他の著作物を複製、発行し、情報ネットワークを通じて公衆に送信した場合。

(2) 他人が専用出版権を享有する図書を出版した場合。

(3) 録音・録画製作者の許諾を得ずに、その制作した録音・録画を複製、発行し、情報ネットワークを通じて公衆に送信した場合。

(4) 実演家の許諾を得ずに、その実演が収録された録音・録画製品を複製、発行した、又は情報ネットワークを通じてその実演を公衆に送信した場合。

(5) 他人の氏名表示を詐称した美術著作物を製作、販売した場合。

(6) 著作権者又は著作隣接権者の許諾を得ずに、権利者がその著作物、録音・録画製品等のために講じた著作権又は著作隣接権保護の技術的措置を故意に回避又は破壊した場合。

<p>訴追基準</p>	<p>「公安機関の管轄する刑事事件の立件・訴追基準に関する規定(一)」第二十六条の規定によると、「営利を目的とし、著作権者の許諾を経ずにその文字による著作物、音楽、映画、テレビ、録画物、コンピュータソフトウェア及びその他の著作物を複製・発行し、若しくは他者が専有出版権を享有する図書を出版し、若しくは録音録画製作者の許諾を経ずに、その制作した録音・録画物を複製・発行し、若しくは他者の姓名を冒用した美術著作物を製作し、売り出して、次の各号に掲げる状況のいずれかに該当すると疑われた場合、立件して訴追しなければならない。</p> <p>(1) 違法所得金額が3万元以上の場合。</p> <p>(2) 不法経営金額が5万元以上の場合。</p>
-------------	---

	<p>(3) 著作権者の許諾を経ずにその文字による著作物、音楽、映画、テレビ、録画著作物、コンピューターソフトウェア及びその他の著作物を複製・発行し、複製品の数が計 500 枚（部）以上の場合。</p> <p>(4) 録音・ビデオ製作者の許諾を経ずにその制作した録音録画製品を複製・発行し、複製品の数が計 500 枚（部）以上の場合。</p> <p>(5) その他情状が重大な場合。」</p>
<p>違法所得額比較的大きい又はその他加重情状がある場合</p>	<p>「知的財産権侵害刑事事件の処理における具体的な法律適用の若干問題に関する解釈」第五条の規定によると、「営利を目的とし、刑法第二百十七条で掲げる著作権侵害行為の一つを実施し、違法所得金額が 3 万元以上の場合は、「違法所得金額がきわめて大きい」場合に属す。」</p> <p>「知的財産権侵害刑事事件の処理における法律適用の若干問題に関する意見」第十三規定によると、「営利を目的とし、著作権者による許諾を得ずに、情報ネットワークを介し他者の文字作品、音楽、映画、テレビ、美術、撮影、録画作品、録音録画製品、コンピューターソフトウェア及び他の作品を公衆向けに発信するもので、次に掲げる項目の何れかに該当する場合、刑法二百十七条に定められた「その他重大な情状」に該当する。</p> <p>(1) 不法経営額が 5 万元以上である場合。</p> <p>(2) 他者の作品を発信した数が合計ベースで 500 点（部）以上である場合。</p> <p>(3) 発信した他者の作品への実際のクリック数が 5 万回以上である場合。</p> <p>(4) 会員制で他者の作品を発信しており、登録会員が 1000 人以上である場合。</p> <p>(5) 金額又は数量は (1) 号から (4) 号に定めた基準に達していないが、うちの二つ以上の号の基準の半分以上にそれぞれ達し</p>

	<p>た場合。</p> <p>(6) その他重大な情状の場合</p> <p>前項に定めた行為を実施し、金額や数量は前項(1)号から(5)号に定めた基準の5倍以上に達した場合、刑法二百七条に定められた「その他極めて重大な情状」に該当する。」</p>
処罰	<p>この罪を犯した場合、違法所得額が比較的大きい又はその他重大な情状がある場合には、3年以下の有期懲役に処し、罰金を併科又は単科する。違法所得額が巨大である又はその他極めて重大な情状がある場合には、3年以上10年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。</p> <p>事業者が犯罪した場合、二重処罰制を実行する。事業者に罰金に処しながら、その直接責任を持つ主管者その他直接責任者に、対応の条項の規定に基づいて処罰する。</p>

## (六)【侵害複製品の販売罪】

営利を目的とし、著作権管理の法律、法規に違反し、他者の著作権を侵害した複製品であることを明らかに知りながら販売し、違法所得金額が巨額である行為。

訴追基準	<p>「公安機関の管轄する刑事事件の立件・訴追基準に関する規定(一)」第二十七条の規定によると、「営利を目的とし、刑法第二百七条に規定する侵害複製品であることを明らかに知りながら販売し、次の各号に掲げる状況のいずれかに該当すると疑われた場合、立件して訴追しなければならない。</p> <p>(1) 違法所得金額が10万円以上の場合。</p> <p>(2) 違法所得金額が上記基準に達していないが、未販売の侵害複製品の価値が30万円以上の場合。」</p>
違法所得額が巨大である	<p>「知的財産権侵害刑事事件の処理における具体的な法律適用の若干問題に関する解釈」第六条の規定によると、「営利を目的とし、刑法第二百八条規定の行為を実施し、違法所得金額が10万円以</p>

	<p>上の場合は、「違法所得金額がきわめて大きい」に属し、侵害複製品の販売罪で3年以下の有期徒刑又は拘役、かつ、単独に若しくは合わせて罰金を処する。」</p>
処罰	<p>この罪を犯した場合、違法所得額が巨大である又はその他重大な情状がある場合には、5年以下の有期徒刑又は拘役に処し、罰金を併科又は単科する。</p> <p>事業者が犯罪した場合、二重処罰制を実行する。事業者に罰金に処しながら、その直接責任を持つ主管者その他直接責任者に、対応の条項の規定に基づいて処罰する。</p>

## (七) 営業秘密侵害罪

営業秘密の管理の法律、法規を違反し、次の各号に掲げる営業秘密侵害行為いずれか該当し、情状が重大な行為。

(1) 窃盗、賄賂、詐欺、脅迫、電子的侵入又はその他の不正手段で権利者の営業秘密を取得した場合。

(2) 前項手段により取得した権利者の営業秘密を開示、使用又は他人に使用を許諾した場合。

(3) 秘密保持義務又は権利者の営業秘密保持に関する要求に違反して、その把握している営業秘密を開示、使用又は他人に使用を許諾した場合。

前項に掲げる行為を明らかに知っているにもかかわらず、当該営業秘密を取得、開示、使用又は他人に使用を許諾した場合には、営業秘密の侵害とみなされる。

上記の条文にいう権利者とは、営業秘密の所有者及び営業秘密所有者の許諾を得た営業秘密の使用者を指す。

訴追基準	<p>「公安機関の管轄する刑事事件の立件・訴追基準に関する規定(二)」第七十三条の規定によると、「他人の営業秘密を侵害し、次の各号の何れかに該当する場合、立件して訴追しなければならない。</p>
------	---

	<p>(1) 営業秘密権者の損失金額が 50 万元以上である場合。</p> <p>(2) 営業秘密侵害による違法所得金額が 50 万元以上である場合。</p> <p>(3) 権利侵害が原因で営業秘密権者が破産に至った場合。</p> <p>(4) その他、営業秘密権者に重大な損失を与えた場合。」</p>
加重情状	<p>中国最高人民法院、最高人民検察院より 2020 年 9 月に公布された「知的財産権侵害刑事事件の処理における具体的な法律適用の若干問題に関する解釈（三）」において、「刑法」第二百十九条の法律適用に関する詳細化が多数行われたが、第二百十九条に規定する「営業秘密の権利人に重大な損害を与えた」及び「特に重大な結果をもたらした」ことの解釈を土台とした規定である。刑法改正後の「情状が重大である」及び「情状が特に重大である」をどう特定すべきかは、更なる明確化を待たなければならない。</p>
処罰	<p>情状が重大な場合には、3 年以下の有期懲役に処し、罰金を併科又は単科する。情状が極めて重大な場合には、3 年以上 10 年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。</p> <p>事業者が犯罪した場合、二重処罰制を実行する。事業者に罰金に処しながら、その直接責任を持つ主管者その他直接責任者に、対応の条項の規定に基づいて処罰する。</p>

## 二、刑事訴訟の流れ

### （一）公安、検察院、法院及びその職責分担

刑事訴訟の手順において、捜査機関、審査機関、裁判機関の 3 大主体がある。それぞれ対応するのが公安機関、検察院、法院になる。そのうち、公安機関の主な任務は、犯罪容疑者に対する刑事強制措置（例えば、捕まえる）を執行し、立件して捜査し、かつ、検察院が承認する正式逮捕を最終的に執行することである。検察機関の主な任務は、公安機関から移送された事件を審査し、逮捕を決定し、更に、犯罪を構成すると認められ



る事件を人民法院に移送して裁判を受けさせることである。人民法院の主な任務は、検査機関から移送された事件を審理し、それが犯罪を構成するか、刑事責任を負うべきかを最終的に判定することである。

中立的な裁判を行うという人民法院の職責が、公安機関と検察院に比べて非常に明晰になっているが、検察院にも立件捜査の職責が一部ある訳で、公安機関と混同しやすいのも免れない。この際に強調して説明しておきたい。本質的に、検察院の捜査権はその法的監督権に由来するものであるのに対して、公安機関の捜査権は一種の行政権であり、実際に、立場及び職責分掌が非常に明確になっている。刑事訴訟法（2018）第十九条第二項では、「人民検察院は訴訟活動の法的監督の実行において発見した司法職員が職権を利用して行った不法拘禁、拷問による自白の強要、不法捜査等公民の権利を侵害し、司法公正を損なう犯罪については、人民検察院が立件し、捜査することができる。公安機関で管轄する国家機関職員が職権を利用して行った重大な犯罪事件について、人民検察院が直接受理する必要がある場合は、省級以上の人民検察院の決定を経て、人民検察院が立件し、捜査することができる。」と規定している。上記犯罪で侵害されるのは、国家機関の通常活動及び国家機関の職員の職務活動の客観・公正性に対する社会公衆の信頼であり、検察院で自ら捜査するのは、法律の実施を監督し、公務行為の清廉性と合法性を維持することが目的である。このような意義から、この種の事件の捜査権は法的監督権の具現化であり、法的監督権を基に派生したものと思われる。

公安機関の捜査行為は一種の行政行為であり、二者は権力の源そして性質が異なる<sup>74</sup>。

## （二）刑事訴訟の5つの段階

刑事訴訟には主に立件、捜査、起訴、審判と執行の5段階が含まれる。

### 1、立件

立件とは、公安機関、人民検察院、人民法院が事件の届け出、告訴、通報及び犯罪者の自首等に関する資料を審査し、犯罪事実があるかどうか、そして刑事責任を追及する必要があるかどうかを判明し、刑事事件として捜査又は審判に引き渡すかどうかを法に

---

<sup>74</sup> 韓大元 于文豪：「法院、検察院、公安機関の憲法上の関係」,「法学研究」2011年第3期掲載。

より決定する訴訟活動をいう。刑事訴訟の第一段階は、捜査機関による立件と捜査であり、立件は刑事訴訟手続き開始のシンボル、そして必ず通る道である。

(1) 検察院で立件できる事件

汚職・賄賂犯罪、国家公務員の職務犯罪、国家機関公務員が職権を乱用して行った不法拘禁、拷問による自白の強要、報復陷害又は不法捜査により公民の人身の権利を侵害する犯罪又は公民の民主的権利を侵害する犯罪については、人民検察院が立件し、捜査する。

(2) 人民法院が直接受理する刑事事件は、以下のものを含む。

- (被害者側の) 告訴を待って処理する事件。
- 被害者が証明できる証拠を有する軽微な刑事事件。この種の事件には、故意傷害事件(軽傷)、重婚事件、遺棄事件、通信自由妨害事件、他者住宅不法侵入事件、粗悪品生産・販売事件(社会秩序及び国家利益に重大な危害を及ぼしたものは除く)、知的財産権侵害事件(社会秩序及び国家利益に重大な危害を及ぼしたものは除く)、刑法分則第四章、第五章の規定に属しており、被告人に3年以下の有期懲役の刑罰に処することができるその他軽微な刑事事件が含まれる。
- 被害者が、被告人の被害者に対する人身又は財産的権利を侵害した行為について、法により刑事責任を追及すべきことを証明する証拠を有するにもかかわらず、公安機関又は人民検察院が被告人の刑事責任を追及しなかった事件。

(3) 公安機関で立件しなければならない刑事事件

人民検察院で管轄するもの、及び人民法院が直接受理するものを除いた刑事事件は公安機関で管轄する。

## 2、捜査

捜査とは、特定の司法機関が犯罪を収集、究明、裏付けること、並びに犯罪者を逮捕するために、法により講じる専門的な調査活動及び関連の強制措置をいう。

公安機関は、現行犯又は重大容疑者に対し刑事拘留を執行することができる。拘留された者に対して拘留後24時間以内に尋問しなければならない。犯罪容疑者は、捜査機関により1回目の尋問を受けた後若しくは強制措置を取られた日より、法的弁護等を提

供する弁護士を雇うことができる。

#### (1) 被疑者の取調べ

- 取調べに当たっては、捜査官は二人より少なくてはならない。
- 逮捕又は勾留の必要のない被疑者については、所在地の市又は県内の指定の場所に出頭を求めるか、又はその住所で取調べを行うことができる。ただし、人民検察院又は公安機関の証明書を提示しなければならない。
- 召喚又は勾引の持続時間は、最長十二時間を超えてはならない。連続的な召喚又は勾引の形式で被疑者を拘禁してはならない。

#### (2) 証人尋問

証人の勤務先又は住所で行うことができるが、人民検察院又は公安機関の証明書類を提示しなければならない。必要なときには、証人に通知して人民検察院又は公安機関で証言させることもできる。

#### (3) 逮捕

公安機関は、被勾留者に対し、逮捕の必要があると認めたときは、勾留後三日以内に、人民検察院に許可審査を請求しなければならない。特別な状況においては、許可審査の請求期間を一日ないし四日延長することができる。放浪中に犯罪を引き起し、何回も罪を犯し、又は集团的犯罪を行う重大な容疑者に対しては、許可審査の請求期間を三十日まで延長することができる。

人民検察院は、公安機関から逮捕許可請求書を受け取った日から七日以内に、逮捕の許可又は不許可を決定しなければならない。人民検察院が逮捕を不許可とした場合は、公安機関は通知を受け取った後直ちに当該者を釈放し、同時にその執行した事情を人民検察院に通知しなければならない。捜査継続の必要があり、かつ立保証又は居住監視の要件に該当する場合は、法により立保証又は居住監視を行う。

犯罪容疑者が逮捕された場合、雇われた刑事弁護人は、保釈を申し立てることができる。

総括：刑事犯罪が存在しそうな社会活動について立件・捜査する捜査機関は、犯罪が疑われる容疑者に対し、まず 24 時間の召喚又は勾引の強制措置を取ることができる。次に、最長 37 日間の刑事拘留の強制措置を取ることができる。その次に、検察院又は

法院の承認を経た上で犯罪容疑者に対し、通常2ヶ月間の逮捕（人身自由の制限を引き続き延長する）措置を取ることができる。

#### (4) 捜査の終了

公安機関は、捜査を終結した事件については、犯罪事実が明らかで、証拠が確実で、十分であるようにしなければならず、更に、起訴意見書を作成して、事件の関係資料、証拠とともに同級の人民検察院に送致し、審査決定を求めなければならない。

立件・捜査の段階で捜査機関の主な任務は、犯罪事実の存在、及び犯罪事実に対する刑事責任追及の必要性を確認することである。捜査機関は、事件の証拠収集と証拠固め、犯罪容疑者の出頭の状態に重点がある。

### 3、起訴審査

立件、捜査をした上で捜査機関は、犯罪容疑者の行為にある程度の社会的危害性を有し、犯罪構成の要件に適合するものであると判断し、対応の証拠を揃えた場合、検察機関に事件を移送して起訴審査を受ける。中国刑事訴訟法第六十九条の規定によると、公訴を提起する必要がある事件は、すべて人民検察院が審査し、決定する。検察院は、起訴審査の段階に主務機関として、事件の審査に加え、捜査機関に対する監督も含め、網羅的に事件を審査する。審査の範囲として具体的に以下5点がある。

- (1) 犯罪事実、情状が明らかであるかどうか、証拠が確実、十分であるかどうか、犯罪の性質及び罪名の認定が正しいかどうか。
- (2) 犯行及び他に刑事責任を追及すべき者の遺漏がないかどうか。
- (3) 刑事責任を追及すべきでない場合かどうか。
- (4) 附帯民事訴訟があるかどうか。
- (5) 捜査活動が適法かどうか。

審査した後に犯罪容疑者を公訴にかけるかどうかを決定する。証拠不足で追加捜査が必要なものは捜査機関に差し戻す或いは自ら追加捜査し、犯罪を構成しないものは不起訴決定を行い、犯罪を構成するものについて公訴を提起する。自訴事件にあたりと判断した場合、刑事自訴を行う旨を関連の権利人に告知する。

人民検察院は事件の審査にあたり、犯罪容疑者を尋問し、被害者及び犯罪容疑者、被

害者が委託する者の意見を聴取しなければならない。

公訴事件は、事件の起訴審査に移送された日より犯罪容疑者が、弁護人を依頼する権利を有する。自訴事件の被告人は、いつでも弁護人を依頼する権利を有する。弁護人は、人民検察院の事件受理日より、弁護に利用するための同事件関連資料の閲覧、複製を事件担当機関に申し立てることができる。

人民検察院は、犯罪容疑者の犯罪事実が確認され、証拠が確実で十分であり、法により刑事責任を追及しなければならないと認める場合、起訴決定を行い、裁判管轄の規定に従って、人民法院に公訴を提起しなければならない。

#### 4、審判

検察機関が人民法院に犯罪容疑者への公訴を提起した後、事件は刑事訴訟手順の第四段階—裁判段階に移行する。中国では、一刑事事件は2回審理受けると終了する裁判制度、即ち二審終審制が適用される。

##### (1) 第一審

人民法院は、公訴が提起された事件を審査した後、起訴状に明らかな犯罪事実の記載があり、かつ証拠目録、証人名簿及び主要証拠のコピー又は写真が添付されている場合には、開廷して裁判を行うことを決定しなければならない。国家秘密又は個人のプライバシーが絡む事件を除き、人民法院での第一審事件裁判は公に行わなければならない。

弁護人は、人民法院の事件受理日より、同事件で訴えられた犯罪事実の資料を閲覧し、抜書きし、複写することができる。拘禁中の被告人と接見し、通信することができる。開廷審理の際、弁護人は被告人のために弁護する。

人民法院は、公訴事件を審理するに当たって、受理後二ヵ月以内に判決を宣告しなければならない。遅くとも三ヵ月を超えてはならない。

##### (2) 第二審

被告人、自訴人及びその法定代理人は、地方各級人民法院の第一審判決(判決書を受領した10日以内)又は裁定(裁定書を受領した5日以内)を不服とする場合、書面又は口頭で直近上級の人民法院に抗告する権利を持つ。被告人の弁護人又は近親者は、被告人の同意を得て、抗告することができる。

被害者及びその法定代理人は第一審判決に不服がある場合、判決書を受け取った日から5日以内に、人民検察院に抗訴を提出するよう請求する権利を有する。人民検察院は、被害者及びその法定代理人の請求を受けた日から5日以内に、抗訴するか否かの決定を行い、かつ請求人に回答しなければならない。

第二審人民法院は受理した上訴・抗訴事件を、2ヶ月以内に結審しなければならない。「刑事訴訟法」第百五十八条に規定する事由の1つに該当する場合、省・自治区・直轄市高級人民法院の承認又は決定を経て、更に2ヶ月延長することができる。ただし、最高人民法院で受理した上訴・抗訴事件の審理期間は最高人民法院が決定する。

### (3) 再審

裁判監督手続は、再審手続とも称されるが、人民法院が法的効力を生じている判決、裁定について、法律、法規の規定違反を発見し、法により再審理する手続を指す。また、人民法院、人民検察院は、発効した判決に確かに誤りがあったことを発見した場合にも再審手続を開始することができる。

提出時間	<p>人民法院、検察院が自ら誤った発効判決を発見して裁判監督手続を開始するには時間制限がなく、上告時間のみが制限されている。</p> <p>(1) 一般的に、刑罰の執行完了後の2年以内に上告を提出し、要件に適合する場合、法院はこれを受理しなければならない。</p> <p>(2) 下記の特段の事由があり、2年を超えても受理しなければならない。</p> <p>1) 原審被告人に無罪を言い渡す可能性がある場合。</p> <p>2) 期限内に法院に上告したのに、法院が受理しなかった場合。</p> <p>3) 難解で複雑な重大事件に当たる場合。</p>
------	--

<p>開始</p>	<p>刑事訴訟法第二百四十三の規定によると、「各級人民法院院長は、すでに法的効力を生じている当該法院の判決又は裁定について、事実認定又は法律適用に関する確かな誤りが判明した場合には、裁判委員会に提出して処理させなければならない。最高人民法院は、すでに法的効力を生じている各級人民法院の判決又は裁定について、上級の人民法院は、すでに法的効力を生じている下級の人民法院の判決又は裁定について、確かな誤りが判明した場合には、自ら裁判するか、又は下級の人民法院に再審を命ずる権限を有する。</p> <p>最高人民検察院は、すでに法的効力を生じている各級人民法院の判決又は裁定について、上級の人民検察院は、すでに法的効力を生じている下級の人民法院の判決又は裁定について、確かな誤りが判明した場合には、裁判監督手続に基づいて同級の人民法院に抗訴を提出する権限を有する。人民検察院が抗訴した事件について、抗訴を受理した人民法院は、合議体を構成して改めて審理しなければならない、原判決の事実が明らかでないか又は証拠が不十分である場合には、下級の人民法院に再審を命ずることができる。」</p> <p>当事者及びその法定代理人、近親者は、すでに法的効力を生じている判決、裁定について、人民法院又は人民検察院に上告することができる。ただし、これによって判決、裁定の執行は停止されない。</p> <p>人民検察院の上告に対する審査処理：法院の原判決、裁定が正確である場合は、上告を却下し、上告却下通知書を作成する。原判決、裁定に確かに誤りがあり、是正が必要な場合は、原判決変更建議書を作成し、人民法院に再審を提案する。必要な場合、検察長又は検察委員会に報告して決定を受けて、裁判監督手続に沿って抗訴を提起することができる。</p>
-----------	---

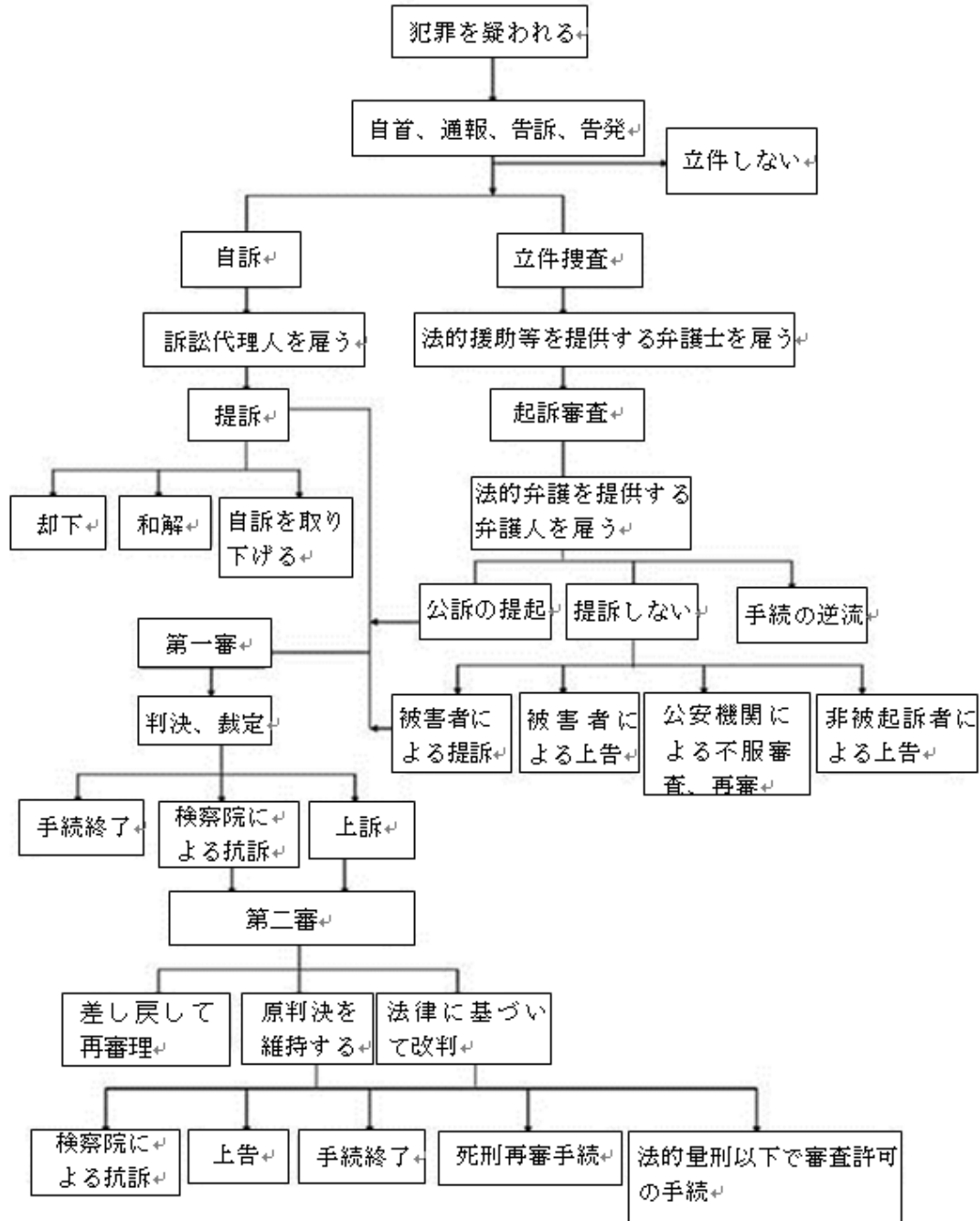
	<p>人民法院は上告を受理した後に、3 ヶ月以内に決定しなければならず、遅くとも6 ヶ月を超えてはならない。人民法院は審査を経て、刑事訴訟法第二百四十二条に規定する事由の1つに該当すると判断した場合、裁判監督手続に沿って改めて裁判を行わなければならない。これらの事由に以下の内容が含まれる。①原判決、裁定の事実認定に確かに誤りがあったことを証明する新たな証拠がある場合。②犯罪の認定及び刑の量定の根拠であった証拠が不確実、不十分若しくは事件の事実を証明する主たる証拠の間に矛盾がある場合、③原判決、裁定の法律適用に確かに誤りがある場合。④裁判関係者が当該事件を審理するに当たって、職を汚して賄賂を受け取り、私情にとらわれて法律を悪用し、法を曲げて不正な裁判をした行為がある場合。</p>
再審の審理期間	<p>人民法院が裁判監督手続に基づいて改めて審理する事件については、自ら裁判、再審を決定した日から三ヶ月以内に裁判を終結しなければならず、期間を延長する必要がある場合にも、六ヶ月を超えてはならない。</p> <p>抗訴を受けた人民法院が裁判監督手続で審理する抗訴事件について、その審理期間は、前項の規定による。下級の人民法院に再審を命ずる必要がある場合は、抗訴を受理した日から一ヶ月以内に決定を行わなければならない。下級の人民法院による事件の審理期間は 前項の規定による。</p>

## 5、執行

執行とは、刑事執行機関が法的効力を生じた判決及び裁定で確定した内容を実施するための活動をいう。中国では、刑事執行の主体は主に人民法院、公安機関と刑務所等である。



図 3-1 刑事訴訟のフローチャート



### 三、刑事附帯民事訴訟

#### (一) 刑事附帯民事訴訟の概述

## 1、刑事附帯民事訴訟を提起する条件

(1) 刑事附帯民事訴訟を提起する自訴人、法定代理人が法定の条件に適合する。犯罪行為によって人身権利が侵害された、若しくは財産が毀損されて物質的損害を受けた被害者（公民、法人及びその他の組織）、死亡した被害者の近親者、民事行為無能力者又は制限民事行為能力者である被害者の法定代理人は刑事附帯民事訴訟を提起する権利を有する。

- (2) 明確な被告人がいる（逃走中の共犯者は除く）。
- (3) 賠償を請求する具体的な要求及び事実根拠を有する。
- (4) 被害者の物質的損害は被告人の犯罪行為によって引き起こされた。
- (5) 人民法院で受理する附帯民事訴訟の範囲に属する。

## 2、刑事附帯民事訴訟の提起時間

附帯民事訴訟は、刑事事件の立件から第一審判決が言い渡されるまでに提起しなければならない。附帯民事訴訟を提起する権利を有する者は、第一審判決が言い渡されるまでに提起しなかった場合、もはや附帯民事訴訟を提起してならないが、刑事判決の発効後に別途民事訴訟を提起することができる。

## 3、刑事裁判との関係

附帯民事訴訟は、刑事事件と合わせて裁判しなければならない、刑事事件裁判の著しい遅延を防ぐ必要のある場合に限り、刑事事件裁判の終了後、同一の裁判組織が引き続き附帯民事訴訟を審理することができる。

同一の裁判組織のメンバーは確かに引き続き裁判に参加できない場合、変更することができる。

## 4、権利告知

(1) 人民法院は、刑事事件を受理した後、附帯民事訴訟の提起の条件に適合するものについて、被害者又は法定代理人、近親者に附帯民事訴訟を提起する権利を有する旨を告知することができる。

- (2) 附帯民事訴訟を提起する権利を有する権利人が権利を放棄する場合は、これを

許可し、記録に残さなければならない。

## 5、受理と立件

被害者又は法定代理人、近親者が刑事附帯民事訴訟を提起する場合、人民法院は7日以内に立件するかどうかを決定しなければならない。条件に適合したものは、受理しなければならない。条件に適合しないものは、受理しない旨の裁定を下す。

提起の方式は書面による形でも口頭による形でも良い。

## 6、附帯の当事者が法廷に出頭しない

(1) 附帯民事原告人が召喚に対して正当な理由なくして出頭を拒み、又は法廷の許可を受けず中途退廷したときは、訴訟を撤回したものとして処理しなければならない。

(2) 刑事被告人以外の附帯民事被告人が、召喚に対して正当な理由なくして出頭を拒み、又は法廷の許可を受けず中途退廷したときは、欠席判決をすることができる。

## 7、附帯民事訴訟の権利放棄

(1) 被害者又は法定代理人、近親者が、一部の共同侵害者のみに対して附帯民事を提起する場合、人民法院は、刑事責任が追及されていない共同侵害者を含めるその他の共同侵害者に対して併せて附帯民事訴訟を提起できる旨を告知しなければならない。

(2) 被害者又は法定代理人、近親者がその他の共同侵害者に対する訴訟権利を自発的に放棄した場合、人民法院は対応の法的結果を告知するとともに、裁判文書の中で説明しなければならない。

共同犯罪事件の逃走中の共犯者は除く。

## 8、挙証責任

普通の民事訴訟と同じく、「主張した者が挙証する」との原則を適用する。

## 9、賠償と調停

捜査、起訴審査の期間に、公安機関、人民検察院の主宰の下で調停し合意になり、かつ全部履行した後、更に附帯民事訴訟を提起する場合、人民法院は受理しないが、自由意志、合法の原則に違反した調停であると証明する証拠がある場合は除く。

## 10、量刑事情の考慮

被害者の損害を積極的に賠償し、若しくは被害者から了承を得た場合、被告人への量刑時に考慮しても良い。

## 11、刑事被告人が無罪になった若しくは公訴機関が訴訟を取り下げた場合

(1) 人民法院は、被告人が犯罪を構成しないと認定しており、すでに提起した附帯民事訴訟について調停を経ても合意に達することができない場合、併せて附帯民事判決書を行わなければならない。

(2) 人民法院は、公訴機関の訴訟取り下げを許可した場合、既に提起した附帯民事訴訟について調停を行っても良い。調停できないか又は調停が成立しない場合は、起訴却下の裁定を下すとともに、別途民事訴訟を提起できる旨を告知しなければならない。

## 12、第二審の間に提起する附帯民事訴訟

第一審の期間に提起しておらず、第二審に提起した場合、法院は調停を手配することができる。調停が成立しない場合は、当事者に、刑事判決の発効後に別途民事訴訟を提起できる旨を告知することができる。

## 13、その他

(1) 人民法院が刑事附帯民事訴訟事件を受理する場合、訴訟費を収受しない。

(2) 人民法院は刑事附帯民事訴訟事件を審理するにあたり、刑法、刑事訴訟法及び刑事司法解釈の既存の規定に加え、民事法律の関連規定を適用する。

(3) 被害者又は法定代理人、近親者が、刑事訴訟中に附帯民事訴訟を提起せず、別途民事訴訟を提起する場合、人民法院は調停を行うことができる。調停が成立しない場合は、損害の状況に応じて判決を下す。

(4) 被害者又は法定代理人、近親者が、刑事訴訟中に附帯民事訴訟を提起せず、別途民事訴訟を提起する場合、人民法院は訴訟費を収受する。

## (二) 知的財産権をめぐる刑事附帯民事訴訟

知的財産権侵害の犯罪事件において、被害者が附帯民事訴訟を提起して損害賠償を請求することができるかという問題は、かなりの意見の相違があり、中国の司法実践においても様々な見方が散在しており、完全に統一されていない。知的財産権刑事事件に、刑事附帯民事訴訟を提起してはならないと明確に規定している法院もある。

例えば、浙江省高级人民法院刑二庭による「知的財産権侵害刑事事件の審理における若干問題に関する解答」第十二条には、『刑事訴訟法司法解釈』第三百三十八条の規定によると、被害者は、人身的権利が犯罪によって侵害されて、若しくは財産が犯罪者に毀損されて物質的損害を受けた場合、刑事訴訟中に附帯民事訴訟を提起する権利を有する。知的成果として表される知的財産は、一種の無形資産である。知的財産権侵害罪において、人身的権利が侵害されることも有形な財産が犯罪者に毀損されることもない。上記司法解答に基づき、被害者が附帯民事訴訟を提起するのは不適當である。」と規定されている。

しかし、知的財産権をめぐる刑事附帯民事訴訟を支持する法院もほかにある。例えば、A氏登録商標詐称罪の刑事附帯民事訴訟事件では、湖北高院はこの事件において以下のように判断した。一種の無形財産権としての知的財産権は、民法上の無体物に当たり、知的財産権が侵害されて受けた財産損害は物質的損害に該当する。ゆえに、知的財産権刑事事件は、附帯民事訴訟の範囲に適合する。知的財産権刑事事件の被害者が附帯民事訴訟を提起するよう支持する<sup>75</sup>。B氏良の営業秘密侵害事件<sup>76</sup>でも、陝西高院は判決に、原告が提起した附帯民事訴訟を併せて処理した。うち、A氏登録商標詐称罪の刑事附帯民事訴訟事件が、最高人民法院により「2011年中国法院知的財産権司法保護典型案例50件」として公布されていることも、知的財産権をめぐる刑事附帯民事訴訟が最高人民法院に認められたことを示している。

---

### コラム 知的財産権検察弁公室の設立及びその意義

検察機関はここ数年、事件処理を中心に、各種の知的財産権侵害犯罪事件を厳しく取

<sup>75</sup> 湖北省高级人民法院（2011）鄂知刑終字第1号判決書を参照。

<sup>76</sup> 陝西省高院（2006）陝刑二終第50号判決書を参照。

り締まった。2016年から2020年にかけて、計16300件余り、28000人余りの逮捕承認を実施し、23000件余り、45000人余りに公訴を提起し、公安機関の立件を監督した件数は661件、817人であった。これとともに、最高人民検察院は、単独或いは関連部門と共同で各種の知的財産権事件計177件の公開処理監督を進めてきた。そのうち、「快播」事件、「2.15」春節期間中の映画に係る侵害海賊版一連特別事件、名家書画偽造一連事件等の重点事件の研究及び処理活動に直接参加した<sup>77</sup>。

知的財産権犯罪取締の必要性により一層適応するために、最高人民検察院は2020年11月6日付けで、内部の総合的な事件対処組織の形で知的財産権検察弁公室を発足させた。当該弁公室は、知的財産権をめぐる検察活動のトップダウンデザイン及び戦略の企画を主務とし、検察機関が処理すると法律に規定する知的財産権侵害の刑事・民事・行政事件の処理、監督及び業務指導等活動を担当する。具体的に実施する活動に対する研究の重点事項を下記に示す<sup>78</sup>。

①知的財産権関連の検察監督事件を処理し、検察による知的財産権事件の処理・監督を通じて、普遍的な問題点を発見・総括し、立法の提言を積極的に提出し、関連法律・制度の完備化を促進し、知的財産権保護・権利主張のコストを削減し、違法・侵害犯罪のコストを高め。

②検察機関の刑事・民事・行政検察の職能を統合し、知的財産権の司法保護の法則を総括し、国家利益、社会利益、人民利益を原点に、法により知的財産権を厳しく保護する。行政・経済・法的手段を総合的に運用して知的財産権に対する保護力を強化する。犯罪を構成するものには、財産刑の適用を重視し、払うべき、払わなければならない代価を違法者に払わせる。証拠収集に関し、知的財産権事件の処理に適する証拠取得の方式を探求し、挙証困難を効果的に克服し、証拠取得のコストを最大限に低減させ、事件処理の質と効果を高める。

③公安機関、裁判機関、知的財産権行政管理部門との意思疎通、交流を積極的に強化し、ともに保護の革新において職務機能を果たし、知的財産権保護の効率と水準を高める。大学や科研機構との連携を積極的に構築し、知的財産権の保護における難問や複雑

<sup>77</sup> データ出所：環球網、央視新聞クライアント端末：「知的財産権の総合的保護を強化 最高検：知的財産権検察弁公室」、<https://3w.huanqiu.com/a/24d596/41qgHrmOlSm?agt=20>。

<sup>78</sup> 「最高検に知的財産権検察弁公室発足！どのような深意があるか？」を参照。ウィーチャット公式アカウント「最高人民検察院」に掲載、2020-11-06。

な課題をともに研究、解決する。知的財産権保護に関する国際ルールを学習し、参考にして活用し、知的財産権関連の国際条約及び経済貿易協定を積極的かつ着実に研究し、国際的法の執行の司法協力を強化し、共にイノベーションを守る。

④典型的事例の総括、公布を速やかに実施し、事例による指導を強化し、知的財産権の司法保護の宣伝を強化し、優れた社会的雰囲気醸成させる。知的財産権民事・行政上告事件には、公開聴聞制度を活用し、社会的監視を積極的に受け入れるとともに、事例で法を解説することにより知的財産権関連の法律法規・司法保護をより一層浸透させる。

知的財産権検察弁公室の発足には重大な意義がある。中国では、イノベーションによる発展促進の目標を実現する基盤となる知的財産権の司法保護を強化していくことを意味している。将来、中国最高人民検察院は「知的財産権刑事事件の処理における法律適用の若干問題に関する解釈」「知的財産権犯罪侵害事件の公訴業務における証拠審査ガイドライン」のような書類をより多く打ち出すとともに、司法の理念に関し是正、革新、進歩性そしてガイダンスとしての価値を有する典型的事件をより多く発表すると予想される。これにより、法律適用基準を統一化し、検察事件処理活動を規範化し、市場における公正な競争秩序の維持に役立つ。更に、これらの取組により、行政法執行機関、業界協会、電子商取引プラットフォーム等機関・事業者との意思疎通、連携を強化し、知的財産権の保護の宣伝力を強化し、知的財産権保護に優れた雰囲気醸成することになる。

司法の保護力を高めてこそ、社会及び企業が知的財産権、とりわけ専利技術を重視するようになり、利益を図るために企業はより多くのコストを投入してイノベーションの研究開発を進め、結果として中国の知的財産権業界全体を活発化させる。

---

### 第3節 行政訴訟の実務

#### 一、行政訴訟の概要

中国では、行政訴訟は人民法院が行政事件を審理することにより、行政機関に対する

監督を実施する重要な法制度である。一般的に、行政訴訟で監督するのは行政機関の具体的な行政行為である。即ち、行政職権を持つ機関が、特定の公民、法人又はその他の組織を対象に、特定の具体的事項について行う当該公民、法人又はその他の組織の権利・義務に関連する一方的な行為を指す。行政訴訟法（2017）第一条は、行政訴訟の役割を最初から説明している。「人民法院が行政事件を公正に、速やかに審理することを保障し、行政紛争を解決し、公民、法人及びその他の組織の合法的權益を保護し、行政機関が法に基づき職権を行使することを監督するため、憲法に基づき」、「行政訴訟法」を制定する。

### （一）行政訴訟の作用及び特徴

行政訴訟は、中国憲法の実施を保障する重要な法制度である。行政訴訟法第一条の規定から理解してみると、行政訴訟制度の確立の主な役割として下記の内容がある。

1つ目に、公民、法人、その他の組織の合法的權益を保護する。個々人にとってこれが最も重要な役割である。個々の個体の利便化に向け、現代国家がますます多くの行政機能を担い、社会生活のそれぞれの側面を管理しているが、この過程において、行政機関が合法的でない又は理にかなわない行政行為を実施して、公民、法人又はその他の組織の権利と利益を侵害してしまうことが避けられない。この際、司法介入は、このような合法的でない又は理にかなわない行政行為に対して事後の自己保護の措置、救済の手段を個人に与えることで、公民、法人又はその他の組織が、行政処理決定に不服がある場合に法により訴訟を提起することができる。

2つ目に、行政機関の法による職権行使を監督する。人民法院は、事実を把握し、行政事件を審理した上で、一連の裁判を行うことができる。行政訴訟法第八十九条第一項の規定によると、人民法院は、上訴事件を審理するにあたり、以下に掲げる状況に応じて、それぞれ次のように処理する。(1) 原判決、裁定において認定事実が明らかで、法律、法規の適用が正確である場合は、上訴を斥ける判決又は裁定をし、原判決、裁定を維持する。(2) 原判決、裁定において認定事実に誤りがあり又は法律、法規の適用に誤りがある場合は、法に基づき判決を改め、取消し又は変更をする。(3) 原判決において認定された基本事実が不明瞭で、証拠が不足する場合は、原審人民法院に差し戻して再



審理をし、又は事実を調べて明らかにした後に判決を改める。(4) 原判決が、当事者の遺漏又は違法な欠席判決等法定の手續に著しく違反している場合は、原判決の取消しを裁定し、原審人民法院に差し戻して再審理をさせる。この際、司法介入は、正確な行政行為が異議なく司法で確認されるようにし、更に誤った行政行為を是正することで、行政機関の法による職権行使を監督するという目的を果たす。

以上をまとめると、行政訴訟は一連の特徴を備えなければならない。①行政訴訟は、法院が、行政機関が具体的な行政行為を実施する際に公民、法人又はその他の組織と間で生じた紛争を解決するものである。即ち、行政訴訟は、公民、法人又はその他の組織が行政機関によって行われた具体的な行政行為に対する異議によって引き起こされる。②行政訴訟は、人民法院の主宰の下で、行政紛争を解決する活動である。③行政訴訟の被告は具体的な行政行為を行う行政機関である。④行政訴訟は請求に基づく法的活動である。一般的に、自然人、法人又はその他の組織の主動的な起訴行動があつてはじめて行政訴訟が起きる。⑤行政訴訟に特有な訴訟手續と方式がある。

## (二) 行政訴訟の原則<sup>79</sup>

中国では、行政訴訟制度は、民事訴訟制度や刑事訴訟制度ほど発展の歴史が長くないため、行政訴訟法でも主に行政訴訟の特殊性について規定しており、訴訟の一般性に関し、行政訴訟法第百一条に、「人民法院は、行政事件を審理するにあたり、期間、送達、財産の保全、開廷審理、調解、訴訟の中断、訴訟の終結、簡易手續、執行等、及び人民検察院による行政事件の受理、審理、裁断、執行に対する監督に関して、本法に定めがない場合は、『中華人民共和國民事訴訟法』の関係規定を適用する」と規定している。ただし、行政訴訟にも一連の特徴が存在しているため、民事訴訟、刑事訴訟との相異が生じ、こうした相異は抽象化されて行政訴訟の特殊な原則となる。

総じて言うと、行政訴訟の原則は、行政訴訟の一般原則と行政訴訟の特殊原則に分けられるが、実務では、行政訴訟の特殊原則を重んじて行政訴訟の手續等規定を理解すべきである。

---

<sup>79</sup> 参考文献：羅豪才主編、応松年副主編「行政法学」、中国政法大学出版社出版、1989年7月第一版、この一節では文献の内容の詳細化、及び知的財産権の特殊性の釈明が行われた。

### 1、事実を根拠とし、法律を準則とする原則（一般原則）

事実を根拠とし、法律を準則とする原則は、訴訟法の基本原則の1つである。

中国民事訴訟法、行政訴訟法、刑事訴訟法のいずれにも、司法機関は事件処理にあたって、事実を根拠とし、法律を準則としなければならないと規定されている。行政訴訟において、訴訟主体の一方が行政機関で、訴訟客体が行政決定であるという特殊性から、「事実を根拠とする」とは、人民法院は行政機関で行った決定の根拠となる事実が客観の状況に合致するかどうかを究明しなければならないことを指す。「法律を準則とする」とは、人民法院は行政機関で行った決定の準拠となる法規定の適用が正確かどうか審査することを指す。

### 2、人民法院が法律の規定により独立して裁判権を行使する（一般原則）

これは中国における各種訴訟の共通原則でもあり、行政訴訟には特に重要である。

行政職員が裁判を主宰する人民法院に働きかけることを防止するために、人民法院が法律により独立して裁判権を行使することを強調し、行政訴訟法の制定及び関連制度の確立にあたって、妨害者を厳しく制裁する措置を具体的に規定することは、行政訴訟の円滑な実施に重大な意義がある。

### 3、事情変更の原則（一般原則）

事情変更の原則は、民法契約分野の一般原則であり、契約が有効に成立した後、当事者双方の責に帰さない事由により事情が変化し、契約の基盤がぐらつき又は喪失して、契約の内容又は効力について再評価する必要があることを指す。当該原則は、行政訴訟にも吸収され、訴えられた行政行為が行われた時には合法的かつ合理的であったが、行政行為が行われた事実基盤が変化したため、行政行為を取り消す必要があるというような事情を指す。

陝西西安中院が判決した陝建八会社の西安知識産権局専利権侵害行政処理決定を不服とした事件で、陝西省西安市中級人民法院は審理した上で次のように判断した。

西安知識産権局による専利権侵害行政告発に関する処理決定については、法定手続に違反しておらず、証拠認定が確実で、法律・法規の適用が正確であったが、訴えられた

決定が行われた後に、係争専利権が無効宣告されたため、事件の基本的事実が変化しており、専利侵害行政訴訟にも事情変更の原則を適用しなければならないということを考慮し、訴えられた行政決定の取消判決を下す。

#### 4、信義誠実の原則（一般原則）

民事訴訟法第十三条に、民事訴訟では信義誠実の原則を遵守しなければならないと規定している。同様に、行政訴訟も信義誠実の原則を遵守しなければならない。典型的かつよくある不誠実の訴訟行為として主に虚偽証拠の提出、意図的な挙証遅延、虚偽事実の陳述等がある。行政訴訟法第五十九条にも、「訴訟参加者又はその他の者が以下に掲げる行為の1つをした場合、人民法院は情状の軽重に基づいて、訓戒に処し、反省書の提出を命じて悔悟させ、又は1万元以下の過料、15日以下の勾留に処することができる。犯罪を構成するときは、法に基づき刑事責任を追及する。(1)調査、執行に協力する義務を有する者が、人民法院の調査協力決定、執行協力通知書に対して、理由なく調査、執行を引き延ばし、拒否し又は妨害した場合。(2)証拠を偽造し、隠匿し、消滅させ又は虚偽の証明資料を提出し、人民法院の事件の審理を妨害した場合。(3)他人を指図し、買収し、脅迫して偽証させ、又は証人の証言を威嚇し、阻止した場合。(4)封印され、差し押えられ、凍結された財産を隠匿し、移転し、売却し、毀損した場合。(5)欺罔、脅迫等の不法な手段により原告に訴えを取り下げさせた場合。(6)暴力、威嚇若しくはその他の方法で人民法院職員の職務執行を妨害し、又は法廷でがやがや騒ぎ、法廷に激しく押しよせる等の方法で人民法院の執務秩序を攪乱した場合。(7)人民法院の裁判官又はその他職員、訴訟参加人、調査及び執行協力者に対して恐喝し、侮辱し、誹謗し、おとし入れ、殴打し、集中攻撃し又は報復を加えた場合。」と規定している。

2016年11月3日、北京知識産権法院はある商標取消不服審判に関する行政紛争事件において、訴訟中に虚偽の証拠を提供して訴訟を妨害する当事者の行為について、法定の最高限度額に準じ罰金1万元の決定を行った。行政訴訟において北京知識産権法院が出した不誠実行為への最初の「罰金通知票」になる。

#### 5、人民法院特定主管の原則（特殊原則）

人民法院で管轄する行政事件は一部だけである。行政事件は幅広い側面に係るもので、

おびただしい種類があるため、全て人民法院で解決することはあり得ないし、そうすべきでもない。行政訴訟は、行政機関の具体的な決定が公民、法人又はその他の組織の合法的權益を損ねたものかどうかを審査の対象及び監督の内容とすべきであり、主に、行政機関の対外の具体的な行政行為で公民、法人又はその他の組織の権利又は權益が変化したことにより生じた行政事件は、すべて人民法院で管轄することを指す。

従って、行政訴訟法第十三条には、「人民法院が管轄しない行政行為は主に、抽象的な行政行為（国家行政機関が法規、規程及び普遍的な拘束力を有する決定、命令等行政規則を制定する行為）及び内部行政行為（行政機関が行政機関職員に対する賞罰、任免等の決定）、並びに法律に規定する行政機関が最終的に裁決する行政行為を含む」と規定されている。なお、中国の行政訴訟には、「規範性文書附帯審査」制度がある。即ち、行政訴訟法第五十三条に規定される「公民、法人又はその他の組織は、行政行為の依拠するところの国务院各部門並びに地方人民政府及びその部門の制定した規範性文書が不適法であると認める場合、行政行為について訴訟を提起するときに、当該規範性文書について審査をするよう併せて請求することができる」、具体的な行政行為が準拠する一部の抽象性文書を司法審査の範囲に組み入れることに当たる。

## 6、行政機関先処理の原則（特殊原則）

行政機関先処理の原則は行政訴訟に特有の原則であり、通常、不服審査前置の原則と呼ばれる。行政不服審査は、行政機関が主宰して行政紛争を解決することで、一種の行政機関の司法的行為に当たる。不服審査の前置とは、行政不服審査と行政訴訟との関係を指す。即ち、行政紛争が訴訟段階に移行する前に、不服審査を必ず通す段階とする。不服審査を経っていない行政紛争は、法律に別段の規定がある場合を除き、人民法院は受理しない。

このように、行政訴訟を提起する前に行政機関の先処理を行う必要があるという原則は、知的財産権の権利確定をめぐる行政訴訟にも反映されている。

● 専利において、出願拒絶に対する不服については、専利法（2020）第四十一条には、「専利出願人は国务院専利行政部門の拒絶査定に不服がある場合、通知受領日から3カ月以内に、国务院専利行政部門に不服審判を請求することができる。国务院専利行政部

門は不服審判後に決定を下し、かつ専利出願人に通知する」と規定されており、当該拒絶査定不服審判決定に不服がある場合には、「通知受領日から3ヶ月以内に人民法院に起訴することができる」。無効宣告については、同法第四十五条及び第四十六条には、「如何なる組織又は個人が、当該専利権の付与が本法の関連規定に合致していないと認めた場合は、国务院専利行政部門に当該専利権の無効審判を請求することができる」と規定されており、国务院専利行政部門から専利無効宣告が決定された後に、当該決定に不服がある場合には、「通知受領日から3ヶ月以内に人民法院に起訴することができる」。ゆえに、国务院専利行政部門の出願拒絶に不服がある場合は、まず先に当該部門に不服審判を請求しなければならない。付与された専利権について無効宣告を請求する場合でも、法院に行政訴訟を直接提起することができず、先に国务院専利行政部門に当該専利権の無効宣告を請求しなければならない。

●商標において、出願拒絶に対する不服については、商標法（2019）第三十四条には、「出願を拒絶し公告しない商標について、商標局は、商標登録出願人に書面で通知しなければならない。商標登録出願人に不服があるときは、通知を受領した日から15日以内に、商標評審委員会に再審を請求することができる」と規定しており、それに、「当事者が商標評審委員会の決定に不服であるときは、通知を受領した日から30日以内に人民法院に提訴することができる」と規定している。初歩査定・公告された商標に対する異議については、同法第三十五条には、「商標局が不登録決定を下し、被異議申立人に不服があるときは、通知を受領した日から15日以内に、商標評審委員会に再審を請求することができる」と規定しており、それに、「被異議申立人が商標評審委員会の決定に不服であるときは、通知を受領した日から30日以内に、人民法院に提訴することができる」と規定している。また、無効宣告については、同法第四十四条と第四十五条の規定によると、法定条件に適合する場合、関連当事者は商標評審委員会に、当該登録商標の無効宣告を請求することができる。当事者は商標評審委員会の裁定に不服がある場合、通知受領日から30日以内に人民法院に起訴することができる。よって、専利の関連内容と似たように、商標分野での拒絶不服審判、初歩査定・公告期間の商標の異議申立及び無効宣告についてはいずれも法院に行政訴訟を直接提起することができず、先に関連の商標行政部門に請求しなければならない。

## 7、司法変更権の制限の原則（特殊原則）

司法変更権の制限の原則とは、行政訴訟において人民法院は通常、司法変更権を享有しないことを指す。法院は、訴えられた行政機関の行政決定に対し維持又は取消の判決又は裁定を下すことのみができる。特殊な例外状況でだけ一定の変更権を享有する。

この原則から、司法は行政権に対する一種の監督であるが、直接行政に干渉できないことが反映される。当然、行政訴訟法第一百七十一条に基づき、「人民法院が被告に改め行政行為を行うようにとの判決をした場合、被告は、同一の事実及び理由により元の行政行為と基本的に同じ行政行為をしてはならない。」と規定している。

## 8、執行不停止の原則（特殊原則）

行政訴訟において、原告による訴訟の提起は原行政決定の執行を停止しない。これが行政訴訟の特殊原則である。行政管理の實踐からして、訴訟で行政決定の執行を中止すると、起訴が多い時に、行政管理全体が崩壊に陥り、国家利益に不利であり、公衆の利益も影響する。行政訴訟法第五十六条には、「訴訟の期間は、行政行為の執行を停止しない。ただし、以下の状況の1つがある場合は、執行を停止する旨の裁定をする。(1)被告が執行を停止する必要があると認める場合。(2)原告又は利害関係者が執行の停止を申し立て、人民法院が当該行政行為の執行により補うことの困難な損失を生ずるおそれがあると認め、かつ執行の停止が国家の利益、社会公共の利益に損害を及ぼさない場合。(3)人民法院が当該行政行為の執行により国家の利益、社会公共の利益に対し重大な損害を生じるおそれがあると認める場合。(4)法律、法規が執行の停止を定める場合」と規定している。ただし、知的財産権関連の行政訴訟はほとんど執行停止の例外に及ばない。

## 9、被告による主要挙証責任負担の原則（特殊原則）

ほかの訴訟と違う行政訴訟の特殊な証拠原則である。中国民事訴訟法に定めた挙証責任原則は、主張による分配の原則である。即ち、主張した当事者が、その主張の真実性を証明できる証拠を挙げなければならない。そうでなければ、不利な結果を負う。

行政訴訟における挙証責任の分配にあたり、被告である行政機関は主要挙証責任を負

うことになり、行政訴訟法第三十四条の第一項及び第二項の規定によると、「被告は、その行った行政行為について立証責任を負い、当該行政行為を行った証拠及びその依拠する規範性文書を提出しなければならない。被告が証拠を提出せず又は正当な理由なく期限を徒過して証拠を提出した場合は、相応する証拠がないものとみなす。

ただし、訴えられた行政行為が第三者の合法的権益に関わり、第三者が証拠を提出した場合は、この限りでない。」

被告による主要挙証責任負担の原則について、訴えられた行政行為が行政の不作為である場合はその例外に当たる。しかし、知的財産権分野の行政訴訟においては、行政の不作為が絡むのが殆どない。従って、やはり被告（国家知識産権局）はその行った決定に関する主要な挙証責任を負うことになる。又は、無効宣告及び第三者の異議申立といった訴訟の第三者が絡む行政訴訟では、行政行為の背後にある自身の実質的利益を守るために第三者が積極的に挙証することが許可される。

#### 10、不調停の原則（特殊原則）

行政訴訟法第六十条には、「人民法院は、行政事件を審理するにあたり、調解を適用しない。ただし、行政賠償、補償及び行政機関が法律、法規で定められた自由裁量権を行使する事件については、調解をすることができる」と規定している。知的財産権分野では調停で終了する行政訴訟事件も殆どない。その理由は以下のとおりである。

1つ目に、行政訴訟の当事者双方のうち、公民、法人又はその他の組織の一方がその実体的権利や訴訟権利を処分する自由を享有しているが、他方当事者の行政機関は、このような自由を享有しない場合が多い。行政決定は、行政機関職権によりが行使した行政法執行行為である以上、自由に処分することができず、法により行うしかない。2つ目に、人民法院は、行政事件の解決にあたって、紛争の解決を図るために法により下された処理決定についてある種の譲歩を行政機関に求めるといふ、民事訴訟の方式を取ってはならない。譲歩すると、行政違法を構成する。3つ目に、人民法院は行政事件の審理にあたって、行政決定が事実に適合するかどうか、及び合法的であるかどうかについて裁定又は判決を下すことのみができる。

## 二、行政訴訟の流れ

### (一) 行政訴訟の当事者

#### 1、原告

行政訴訟法第二十五条第一項には、「行政行為の相手方及びその他行政行為と利害関係を有する公民、法人又はその他の組織は、訴訟を提起する権利を有する」と規定している。例を挙げると、知的財産権に係る行政告発の処理決定に異議がある被処理者は行政訴訟を提起することができる。或いは、例えば専利権又は商標権の無効宣告において、無効宣告請求人又は被請求人のいずれも異議のある無効決定について行政訴訟を提起することができる。自身と訴えられた行政行為との間に法律上の利害関係の存在を証明すれば良い。なお、訴えられた行政決定との間に法律上の利害関係がなく、事実上の利害関係のみがあるものは、行政訴訟の原告にならない。「原告不適格」と呼ばれる。

#### 2、被告

行政訴訟法第二十六条第一項には、「公民、法人又はその他の組織が直接人民法院に訴訟を提起した場合、行政行為を行った行政機関が被告である」と規定している。中国では、各地方の知的財産権法執行機構の行政処罰のほか、最もよくある被告は権利確定をめぐる行政訴訟に応じる国家知識産権局である。

#### 3、第三者

行政訴訟法第二十九条第一項には、「公民、法人又はその他の組織が訴えられた行政行為と利害関係を有するが、訴訟を提起していない場合、又は事件の処理の結果と利害関係を有する場合には、第三者として訴訟に参加することを申請することができ、又は人民法院が訴訟に参加するよう通知する」と規定している。

権利確定をめぐる行政訴訟において、法律に特記する第三者の存在が多い。例えば、専利無効宣告手続の後続の行政訴訟活動において、人民法院は無効宣告請求手続の相手方当事者に、第三者として訴訟に参加するよう通知しなければならない。第三者が提起する商標無効宣告の後続の行政訴訟活動において、人民法院は、商標裁定手続の相手方



当事者に、第三者として訴訟に参加するよう通知しなければならない。商標の初歩査定・公告期間内の異議申立手続において、関連の行政機関が登録不許可決定を下し、被異議申立人が行政訴訟を提起する場合、人民法院は異議申立人に、第三者として訴訟に参加するよう通知しなければならない。

## **(二) 管轄**

通常の行政訴訟は、最初に行政行為を行った行政機関の所在地の基層人民法院が第一審行政事件を管轄する。専利、商標、植物新品種、集積回路配置図設計等知的財産権の権利付与・確定の裁定又は決定等、権利付与・確定関連の行政行為に異議がある場合、並びに専利、植物新品種、集積回路配置図設計の強制許諾決定及び強制許諾実施料又は報酬に関する裁決に異議がある場合、第一審は北京知識産権法院が管轄する。

## **(三) 訴訟費用**

訴訟費用納付弁法第十三条第(五)号によると、商標、専利に関する行政訴訟事件は1件につき100元納付する。

## **(四) 起訴期限**

一般的に、公民、法人又はその他の組織が直接人民法院に訴訟を提起する場合、行われた行政行為を知った又は知り得た日より6ヶ月以内に提出しなければならない。行政不服審査を経た場合は、不服審査決定書の受領日より15日以内に人民法院に訴訟を提起することができる。不服審査機関が期限を超えても決定を行わない場合、申立人は不服審査期間満了日より15日以内に人民法院に訴訟を提起することができる。

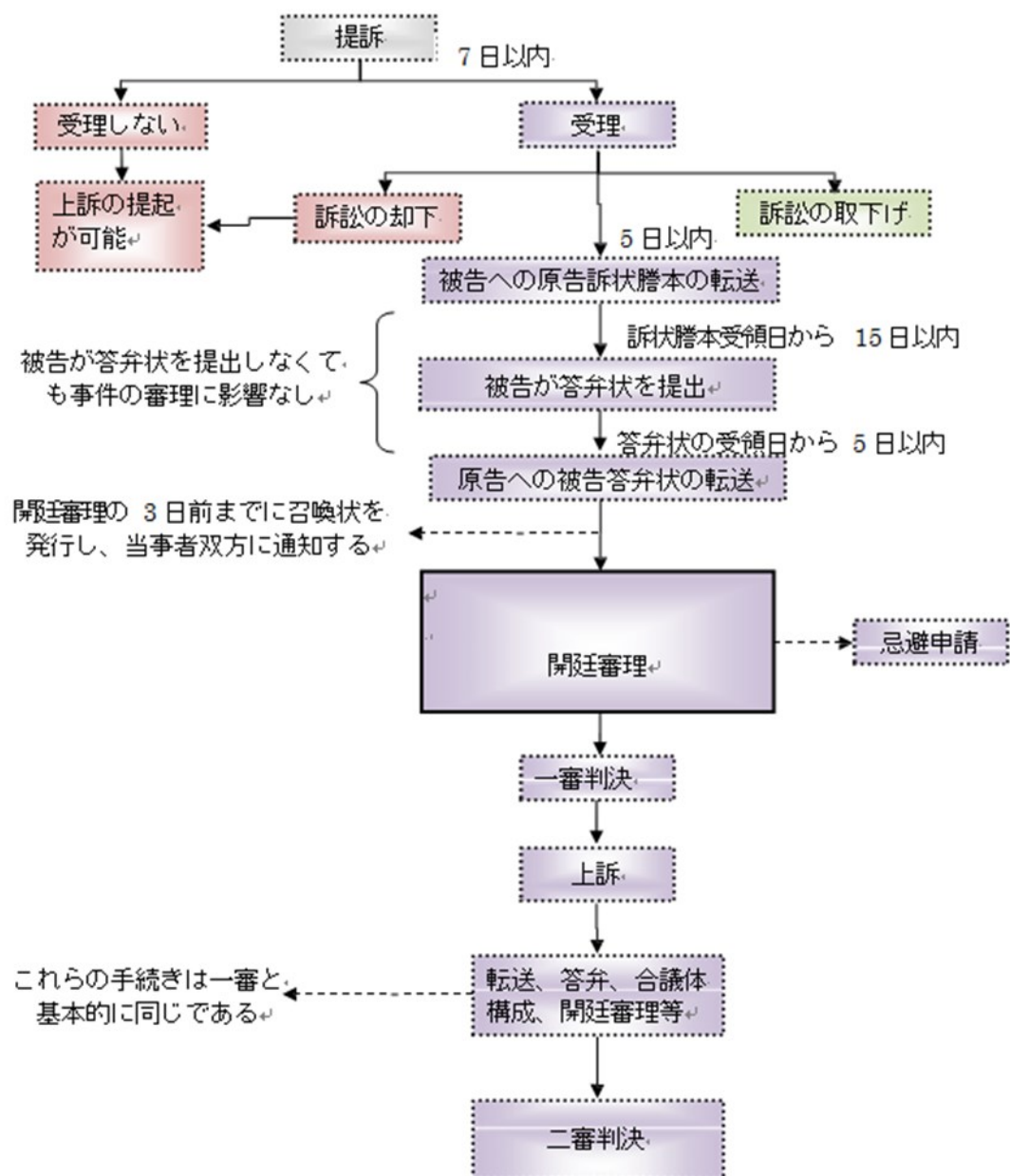
専利の権利確定の行政訴訟手続について、専利法では特別に規定している。専利出願人が専利出願拒絶査定不服審判の決定に異議がある場合、無効宣告請求人又は被請求人が無効宣告決定に異議がある場合、強制実施許諾の決定又はその強制許諾実施料の裁決に異議がある場合は、いずれも通知受領日より3ヶ月以内に人民法院に起訴する。

商標に関しては、専利の権利確定の行政訴訟手続に比べて、起訴期限が短くなる。「商

標法」でも対応して特別に規定している。出願拒絶査定・公告不許可の決定に異議がある場合、登録不許可決定、無効宣告請求決定、登録商標取消又は取消不許可の決定に異議がある場合は、いずれも通知受領日より 30 日以内に人民法院に起訴する。

### (5) 一般行政訴訟手順

図 3-2 行政訴訟のフローチャート



## 1、必要とされる資料

行政訴訟を提起する際に提出が必要な文書には、起訴状、当事者の身分証明文書（商業登録証と法定代表者の身分証明書を含む。外国企業である場合、一連の文書は公証認証を経て、かつ人民法院に認められた翻訳機構により翻訳されたものでなければならない）、訴訟代理人に対する授權委任状（公証認証手続を経て、かつ人民法院に認められる翻訳機構によって中国語に翻訳されたものでなければならない）。

更に、2021年2月3日付けで最高人民法院より公布された「越境訴訟当事者のためのオンライン立件サービスの提供に関する若干の規定」では、越境のオンライン立件業務の推進に関して、「身分検証をクリアした越境訴訟当事者は、中国本土の弁護士に訴訟代理を依頼する場合、受訴法院にオンラインビデオ方式の立会を申し立てることができる」と規定しており、もはや公証、認証等手続を行わなくても良い、並びに訴訟代理人の身分証明文書が含まれる。

なお、人民法院に提出する起訴状は被告の人数分の副本を提出しなければならない。

## 2、受理

起訴条件に適合するものについて、人民法院は登記して立件するとともに、立件日より5日以内に起訴状の副本を被告に送付しなければならない。被告は起訴状の副本の受領日より15日以内に、行った行政行為の証拠及び根拠となった規範性文書を人民法院に提出するとともに、答弁状を提出しなければならない。人民法院は被告の答弁状を受け取ってから5日以内に答弁状の副本を権利者に送達する。

## 3、開廷審理

人民法院は、開廷審理の3日前（実務上、通常1～2週間前）に、開廷審理に関する召喚状を発行して、当事者に通知する。開廷時間について、正当な理由があれば、当事者は、開廷日の調整を申請することができる。例えば、訴訟代理人のほかの開廷業務と衝突する場合。しかし、認められるかどうかは、裁判官の判断次第である。

開廷前に、当事者は忌避を申し立てることができる。申立の対象は、書記官、翻訳者、鑑定人、実地検証人である。院長が裁判長を担当する際の忌避は裁判委員会が決定する。

裁判職員の忌避は院長が決定する。その他の者の忌避は、裁判長が決定する。当事者からの忌避申立について、人民法院は3日以内に口頭又は書面にて決定しなければならない。当事者から提出された法定の忌避事由に明らかに属さない申立について、法廷は法によりその場で却下することができる。当事者は忌避の処理決定に異議がある場合、1回不服審査を申し立てることができる。事件の審理開始後になって忌避の事由を知った場合は、法廷弁論の終結前に提出しなければならない。

#### 4、第一審手続及び判決の言い渡し

まずは法廷調査の段階である。①、当事者の陳述、②、証人の権利・義務の告知、証人の証言並びに出廷していない証人の証言の朗読、③、書証、物証、視聴覚資料及び電子データの提示、④、鑑定意見の朗読、⑤、検証記録の朗読。

その次は法廷弁論の段階である。①原告及びその訴訟代理人の発言、②被告及びその訴訟代理人の答弁、③第三者及びその訴訟代理人の発言又は答弁、④相互弁論。法廷弁論が終結した場合には、裁判長が原告、被告及び第三者という順序に従い、それぞれの者の最終意見を聴取する。

その後は当事者の最後陳述の段階である。主に、当方の訴訟意見を総括し、事件の具体的な処理に関し最後の請求を法廷に提出する。最後陳述の内容は簡潔で要領のいい内容でなければならない。

最後は休廷、評議及び判決の言い渡しである。人民法院は、訴訟事件として記録した日から6か月以内に第一審の判決をしなければならない。特殊な状況により延長する必要がある場合は、高級人民法院がそれを承認し、高級人民法院が第一審事件を審理するにあたり延長する必要がある場合は、最高人民法院がそれを承認する。

#### 5、上訴及び第二審手続

第一審手続における原告、被告、第三者及びその法定代理人、授権を受けた委任代理人はいずれも上訴を提起する権利を有する。当事者全員がすべて上訴を提起する場合、上訴する各当事者は全員上訴人になる。訴訟当事者の一部が上訴を提起する場合、上訴を提起していない相手方当事者は被上訴人となる。その他の当事者を原審の訴訟における立場に沿って明記する。当事者は上訴を提起する場合、その他の当事者又は訴訟代表

者の人数分の上訴状副本を提出しなければならない。

当事者が人民法院の第一審判決に不服である場合、判決書が送達された日から 15 日以内に一級上の人民法院に上訴する権利を有する。当事者が人民法院の第一審裁定に不服である場合は、裁定書が送達された日から 10 日以内に一級上の人民法院に上訴を提起する権利を有する。期間を経過して上訴を提起しない場合は、人民法院の第一審判決又は裁定が法的効力を生じる。

原審人民法院は上訴状を受領した場合、上訴状の副本を 5 日以内にその他の当事者に送付しなければならない。相手方当事者は上訴状副本の受領日より 15 日以内に答弁状を提出しなければならない。原審人民法院は答弁状の受領日より 5 日以内に副本を上訴人に送付しなければならない。相手方当事者が答弁状を提出しなかった場合は、人民法院での審理に影響しない。

原審人民法院は上訴状、答弁状を受領した場合、5 日以内に全ての公文書を証拠と一緒に第二審人民法院に報告・送付しなければならない。予め徴収した訴訟費用も併せて送付する。

人民法院は、上訴事件について、合議廷を構成し、開廷審理をしなければならない。証拠調べ、調査及び当事者への尋問を経て、新たな事実、証拠又は理由が提出されなかったことについて、合議廷が開廷審理をする必要がないと認める場合は、非開廷で審理をすることができる。

人民法院は、上訴事件を審理するにあたり、原審人民法院の判決、裁定及び訴えられた行政行為について全面的な審査を行わなければならない。上訴状を受け取った日から 3 カ月以内に終審の判決をしなければならない。特殊な状況により延長する必要がある場合は、高級人民法院がそれを承認し、高級人民法院が上訴事件を審理するにあたり延長する必要がある場合は、最高人民法院がそれを承認する。

### **三、権利付与・権利確定をめぐる行政訴訟**

#### **(一) 概要**

2014 年 11 月 6 日から 2019 年 9 月末にかけて、北京知識産権法院の受理した各種の

知的財産権事件は計 70,924 件、事件受理の年間平均伸び率が 26%で、受理した知的財産権付与・確定事件は計 44,924 件、そのうち商標事件は 87%、専利事件は 13%を占めた<sup>80</sup>。特に、商標権付与・確定をめぐる行政事件は、国内外ブランドの保護において重要な意義を有し、法学界で広く論議され、社会公衆にも大きく取り上げられている。例えば、2019 年に北京高級人民法院で審理した日本ブランド「MOPIDICK」商標権無効宣告行政事件、有名なアニメキャラクター「鉄腕アトム」商標権無効宣告行政事件等が挙げられる。

「最高人民法院による北京、上海、広州知識産権法院の事件管轄に関する規定」第五条と第七条の規定によると、専利、商標、植物新品種、集積回路配置図設計等知的財産権の権利付与・確定の裁定又は決定等、権利付与・確定関連の行政行為に異議がある場合、並びに専利、植物新品種、集積回路配置図設計の強制許諾決定及び強制許諾実施料又は報酬に関する裁決に異議がある場合は、北京知識産権法院が管轄する。北京知識産権法院で行った第一審事件に異議があり上訴を提起した場合は、知識産権法院の所在地の高級人民法院である北京市高級人民法院が管轄する。

更に、裁判監督手続の開始条件に適合し、北京市高級人民法院で行った行政訴訟判決に異議がある場合は、最高人民法院に事件再審を申請しなければならない。

権利確定をめぐる行政訴訟は、知的財産権の権利者にとってより一層重大な意義を持つ行政訴訟であり、知的財産権自体が保護されるかどうかに関わるもので、知的財産権訴訟に高い割合を占める。この一節に、専利及び商標が無効宣告される事由及び権利付与・確定をめぐる行政訴訟事件の訴因を列挙しておく。

## **(二) 専利及び商標が無効宣告される事由**

### **1、発明専利又は実用新案が無効宣告される理由**

①発明と実用新案の定義に合致しない（専利法第二条）：発明とは、製品、方法又はその改善に対して行われる新たな技術方案を指す。実用新案とは、製品の形状、構造又はその組合せに対して行われる、実用に適した新たな技術方案を指す。

---

<sup>80</sup> データ出所：北京知識産権法院、<http://bjzcfy.chinacourt.gov.cn/article/detail/2019/11/id/4619388.shtml>。

②法律、社会公徳に違反又は公共利益を妨害（専利法第五条第一項）：法律と公序良俗に違反する、又は公共利益を妨害する発明創造に対しては、専利権を付与しない。

③遺伝資源に関する法律法規に違反（専利法第五条第二項）：法律と行政法規の規定に違反して遺伝資源を取得し又は利用し、かつ当該遺伝資源に依存して完成した発明創造に対しては、専利権を付与しない。

④ダブルパテント（専利法第九条）：同様の発明創造に対しては1件の専利権のみを付与する。ただし、同一の出願人が同日中に同様の発明創造について実用新案を出願し、同時に発明専利を出願した場合、先に取得した実用新案権が終了する以前において、出願人が当該実用新案権の放棄を宣言したものは発明専利権を付与することができる。二人以上の出願人が同一の発明創造についてそれぞれが専利を出願した場合、専利権は最も早く出願した者に付与する。

⑤秘密保持審査に関する規定に違反（専利法第二十条第一項）：任何なる事業者又は個人が中国で完成した発明又は実用新案について外国で専利を出願する場合は、事前に国務院専利行政部門に報告して秘密保持審査を受けなければならない。秘密保持審査の手順、期限等は国務院の規定に準拠して実行する。

⑥新規性又は創造性又は実用性を備えない（専利法第二十二条）：専利権を付与する発明及び実用新案は、新規性及び創造性、実用性を具備していなければならない。新規性とは、当該発明又は実用新案が既存技術に属さないこと、如何なる単位又は個人も同様の発明又は実用新案について、出願日以前に国務院専利行政部門に出願しておらず、かつ出願日以降に公開された専利出願文書又は公告の専利文書において記載されていないことを指す。創造性とは、既存技術と比べて当該発明に突出した実質的特徴及び顕著な進歩があり、当該実用新案に実質的特徴及び進歩があることを指す。実用性とは、当該発明又は実用新案が製造又は使用に堪え、かつ積極的な効果を生むことができることを指す。本法でいう既存技術とは、出願日以前に国内外において公然知られた技術を指す。

⑦専利法に排除される客体（専利法第二十五条）：以下に掲げる各号には専利権を付与しない。(1) 科学上の発見。(2) 知的活動の規則及び方法。(3) 疾病の診断及び治療方法。(4) 動物と植物の品種。(5) 原子核変換方法及び原子核の変換方法で得られた物

質。(6) 平面印刷物の模様、色彩又は両者の組み合わせによって作成され、主に表示を機能とするデザイン。前項第(4)号で掲げた製品の生産方法に対しては、本法の規定に基づき専利権を付与することができる。

⑧開示不十分(専利法第二十六条第三項)：明細書では、発明又は実用新案に対し、その所属技術分野の技術者が実現できることを基準とした明確かつ完全な説明を行い、必要時には図面を添付しなければならない。要約書には、発明又は実用新案の技術的要点を簡潔に説明しなければならない。

⑨権利要求書の範囲が明瞭でない(専利法第二十六条第四項)：権利要求書は明細書を根拠とし、専利保護請求の範囲について明確かつ簡潔に要求を特定しなければならない。

⑩補正は範囲を超えた(専利法第三十三条前半部分)。出願人は、その専利出願書類に対して補正を行うことができるが、発明及び実用新案に対する専利出願書類に対する補正は、元の明細書及び権利要求書に記載された範囲を超えてはならない。

⑪必須要件の欠如(専利法実施細則第二十条第二項)：独立請求項は発明又は実用新案の技術方案を全体的に反映し、技術的課題を解決するための必要な技術的特徴を記載しなければならない。

⑫分割出願における新規事項の追加(専利法実施細則第四十三条第一項)：本細則第四十二条の規定に基づいて提出される分割出願は、原出願日が留保される。優先権を有する場合は優先権日が維持されるが、原出願に記載された範囲を越えてはならない。

## 2、意匠が無効宣告される理由

①意匠の定義に合致しない(専利法第二条)：意匠とは、製品の全体又は一部の形状、模様又はその組み合わせ並びに色彩と形状、模様の組合せに対して行われる、優れた美観に富み、かつ工業上の応用に適した新たなデザインを指す。

②法律、社会公德に違反又は公共利益を妨害(専利法第五条第一項)：法律と公序良俗に違反する、又は公共利益を妨害する発明創造に対しては、専利権を付与しない。

③ダブルパテント(専利法第九条)：同様の発明創造に対しては1件の専利権のみを付与する。二人以上の出願人が同一の発明創造についてそれぞれが専利を出



願した場合、専利権は最も早く出願した者に付与する。

④新規性又は区別性を備えない（専利法第二十三条）：専利権を付与する意匠は、既存デザインに属さないものでなければならない。また、如何なる単位又は個人も同様の意匠について、出願日以前に国務院専利行政部門に出願しておらず、かつ出願日以降に公開された専利文書において記載されていないものでなければならない。専利権を付与する意匠は、既存デザイン又は既存デザインの特徴の組み合わせと比べて明らかな違いがなければならない。専利権を付与する意匠は、他者が出願日以前に取得した合法的権利と衝突してはならない。本法でいう既存デザインとは、出願日以前に国内外において公然知られたデザインを指す。

⑤専利法上排除される客体に該当する（専利法第二十五条第一項第六号）：平面印刷物の模様、色彩又は両者の組み合わせによって作成され、主に表示を機能とするデザイン。

⑥保護範囲が明瞭でない（専利法第二十七条第二項）：出願人が提出する図面又は写真は、専利保護を要求する製品の意匠を鮮明に表示していなければならない。

⑦補正は範囲を超えた（専利法第三十三条後半部分）：出願人は、その専利出願書類に対して補正を行うことができるが、意匠に対する専利出願書類の補正は、元の図面又は写真で表示した範囲を超えてはならない。

⑧分割出願は範囲を超えた（専利法実施細則第四十三条第一項）。本細則第四十二条の規定に基づいて提出される分割出願は、原出願日が留保される。優先権を有する場合は優先権日が維持されるが、原出願に記載された範囲を越えてはならない。

### 3、商標が無効宣告される理由

①使用を目的としない悪意のある商標登録出願（商標法第四条）：自然人、法人又はその他の組織が、生産経営活動において、その商品又は役務について商標専用権を取得する必要がある場合には、商標局に商標登録を出願しなければならない。

使用を目的としない悪意のある商標登録出願は拒絶しなければならない。

この法律の商品商標に関する規定は、役務商標に適用する。

②商標として使用してはならない標章（商標法第十条）：次に掲げる標章は、商標と

して使用してはならない。(1) 中華人民共和国の国名、国旗、国章、国歌、軍旗、軍章、軍歌、勳章等と同一又は類似するもの及び中央国家機関の名称、標識、所在地の特定地名又は標章性を有する建築物の名称若しくは図形と同一のもの。(2) 外国の国名、国旗、国章、軍旗等と同一又は類似するもの。ただし、当該国政府の許諾を得ている場合は、この限りでない。(3) 各国政府よりなる国際組織の名称、旗、徽章等と同一又は類似するもの。ただし、同組織の許諾を得ている場合、又は公衆に誤認を生じさせない場合は、この限りでない。(4) 実施管理し保証することを表す政府の標章又は検査印と同一又は類似するもの。ただし、その権利の授権を得ている場合は、この限りでない。(5) 「赤十字」、「赤新月」の名称、標章と同一又は類似するもの。(6) 民族差別扱いの性質を帯びたもの。(7) 欺瞞性を帯び、公衆に商品の品質等の特徴又は産地について誤認を生じさせやすいもの。(8) 社会主義の道徳、風習を害し、又はその他の悪影響を及ぼすもの。県級以上の行政区画の地名又は公衆に知られている外国地名は、商標とすることができない。ただし、その地名が別の意味を持つ場合、又は団体商標、証明商標の一部である場合は、この限りでない。地名を使用して既に登録された商標は、引き続き有効とする。

③識別性の欠如（商標法第十一条）：次に掲げる標章は、商標として登録することができない。(1) その商品の通用名称、図形、規格にすぎないもの。(2) 商品の品質、主要原材料、効能、用途、重量、数量及びその他の特徴を直接表示したにすぎないもの。(3) その他の顕著な特徴に欠けるもの。

④登録してならない三次元標章（商標法第十二条）：立体標章としてなされた商標登録出願において、単に商品自体の性質により生じた形状、技術的効果を得るために必然な形状又は商品に本質的な価値を備えさせるための形状であるときは、これを登録してはならない。

⑤商標代理機構による違法登録（商標法第十九条第四項）：商標代理機構は、その代理している業務に関する商標登録出願を除き、その他の商標の登録出願をしてはならない。

⑥未登録馳名商標に対する保護（商標法第十三条第二項）：同一又は類似の商品について登録出願した商標が、中国で登録されていない他人の馳名商標を複製、模倣又は翻訳したものであって、容易に混同を生じさせるときは、その登録をせず、かつその使用

を禁止する。

⑦登録馳名商標に対する複数の類にまたがる保護（商標法第十三条第三項）：非同一又は非類似の商品について登録出願した商標が、中国で登録されている他人の馳名商標を複製、模倣又は翻訳したものであって、公衆を誤認させ、当該馳名商標登録者の利益に損害を与え得るときは、その登録をせず、かつその使用を禁止する。

⑧代理人又は代表人、その他の関係者等による冒認出願（商標法第十五条）：授權されていない代理人又は代表者が自らの名義により被代理人又は被代表者の商標を登録し、被代理人又は被代表者が異議を申し立てたときは、その登録をせず、かつその使用を禁止する。（第一項）同一又は類似の商品について登録出願された商標が、他人により先使用されている未登録商標と同一又は類似し、出願人は、当該他人と前項の規定以外の契約、業務関係又はその他の関係を持っていることにより、当該他人の商標の存在を明らかに知っていて、当該他人が異議を申し立てたときは、その登録をしない。（第二項）

⑨公衆に誤認を生じさせる地理的表示（商標法第十六条第一項）：商品の地理的表示を含む商標は、当該商品が当該表示に示された地域に由来するものでなく、公衆を誤認させるときは、その登録をせず、かつその使用を禁止する。ただし、既に善意によって登録したものは、引き続き有効とする。

⑩先行商標と同一又は類似（商標法第三十条）：登録出願に係る商標が、この法律の関連規定を満たさないとき、又は他人の同一の商品若しくは類似の商品について既に登録若しくは初歩査定された商標と同一若しくは類似するときは、商標局は出願を拒絶し公告しない。

⑪先願主義に違反している場合（商標法第三十一条）：2人又は2人以上の商標登録出願人が、同一の商品又は類似の商品について、同一又は類似の商標の登録出願をしたときは、先に出願された商標について初歩査定し公告する。同日の出願については、先に使用された商標について初歩査定し公告し、他方の出願は拒絶し公告しない。

⑫先行権利を損なう若しくは不当な抜け駆け出願（商標法第三十二条）：商標登録出願は、先に存在する他人の権利を侵害してはならない。他人が先に使用している一定の影響のある商標を不正な手段で抜け駆け登録してはならない。

なお、前述の無効理由のうち 1～5 項は絶対的無効事由と呼ばれ、如何なる者（行政機関自体）はいつでも無効宣告を申し立てることができる。6～12 項は相対的無効事由と呼ばれ、先行権者又は利害関係人のみは、商標登録日より 5 年以内に無効宣告を申し立てることができるが、悪意のある登録の場合、馳名商標の所有者は当該 5 年の時間に制限されない。

### **(三) 知的財産の権利確定をめぐる行政訴訟事件の訴因**

#### **1、専利権付与・確定をめぐる行政訴訟事件の訴因**

下記の事件の訴因は「北京市高級人民法院による専利商標行政訴訟事件の訴因の規範化に関する規定」及び「最高人民法院による一部の行政事件の訴因追加に関する通知」から抜粋したものである。（注：現在、専利復審委員会が取り消され、その職能は国家知識産権局配下の専利局が行使する）

##### **① 発明専利出願拒絶査定不服審判行政紛争**

発明専利出願拒絶査定不服審判行政紛争とは、発明専利出願が拒絶された後、出願人が専利復審委員会（現国家知識産権局、以下同じ）に不服審判を申し立て、専利復審委員会から関連決定が行われた後、当該決定を不服として提起する訴訟を指す。

##### **② 実用新案出願拒絶査定不服審判行政紛争**

実用新案出願拒絶査定不服審判行政紛争とは、実用新案出願が拒絶された後、出願人が専利復審委員会に不服審判を申し立て、専利復審委員会から関連決定が行われた後、当該決定を不服として提起する訴訟を指す。

##### **③ 意匠出願拒絶査定不服審判行政紛争**

意匠出願拒絶査定不服審判行政紛争とは、意匠出願が拒絶された後出願人が専利復審委員会に不服審判を申し立て、専利復審委員会から関連の決定が行われた後、当該決定を不服として提起する訴訟を指す。

##### **④ 発明専利権無効化行政紛争**

発明専利権無効化行政紛争とは、発明専利権が付与された後、任何なる者が法により専利復審委員会に当該発明専利権の無効宣告を請求し、専利復審委員会から当該請

求に関する無効審査決定が行われた後、当該無効審査決定を不服として提起する訴訟を指す。

#### ⑤ 実用新案権無効化行政紛争

実用新案権無効化行政紛争とは、実用新案権が付与された後、任何なる者が法により専利復審委員会に当該実用新案権の無効宣告を請求し、専利復審委員会から当該請求に関する無効審査決定が行われた後、当該無効審査決定を不服として提起する訴訟をする。

#### ⑥ 意匠権無効化行政紛争

意匠権無効化行政紛争とは、意匠権が付与された後、任何なる者が法により専利復審委員会に当該意匠権の無効宣告を請求し、専利復審委員会から当該請求に関する無効審査決定が行われた後、当該無効審査決定を不服として提起する訴訟を指す。

#### ⑦ 発明専利権強制許諾行政紛争

#### ⑧ 実用新案権強制許諾行政紛争

## 2、商標権付与・確定をめぐる行政訴訟事件の訴因

下記の事件の訴因は「北京市高級人民法院による商標行政訴訟事件の訴因の規範化に関する規定」から抜粋したものである。（注：現在、商標局は国家知識産権局に帰属し、商標評審委員会が取り消され、その職能は国家知識産権局商標局が行使する）

#### ① 商標出願拒絶査定不服審判行政紛争

商標出願拒絶査定不服審判行政紛争とは、商標登録出願人が、商標局の商標登録出願拒絶決定を不服として、商標評審委員会（現国家知識産権局、以下同じ）に不服審判を申し立て、商標評審委員会が当該商標登録出願（一部拒絶を含む）拒絶査定決定を行い、商標登録出願人が当該決定を不服として提起する行政訴訟を指す。

#### ② 商標登録不許可不服審判行政紛争

商標不許可不服審判行政紛争とは、商標登録出願人が、商標局がその初歩査定・公告された商標に対し行った登録不許可決定を不服として、商標評審委員会に不服審判を申し立て、商標評審委員会がその商標に登録不許可（一部登録不許可を含む）決定を行い、商標登録出願人が当該決定を不服として提起する行政訴訟を指す。

### ③商標権無効宣告不服審判行政紛争

商標権無効宣告不服審判行政紛争とは、商標登録人が商標局で行ったその登録商標専用権無効宣告決定を不服として、商標評審委員会に不服審判を申し立て、商標評審委員会がその登録商標専用権無効（一部無効を含む）宣告決定を行い、商標登録人が当該決定を不服として提起する行政訴訟を指す。

### ④商標権無効宣告請求行政紛争

商標権無効宣告請求行政紛争とは、当事者が商標評審委員会で行った係争商標専用権の有効維持又は係争商標専用権無効（一部無効を含む）宣告の裁定を不服として提起する行政訴訟を指す。

### ⑤商標権取消不服審判行政紛争

商標権取消不服審判行政紛争とは、当事者が商標局で行った登録商標専用権取消又は取消不許可決定を不服として、商標評審委員会に不服審判を申し立て、商標評審委員会で取消不服審判決定を行い、当事者が当該決定を不服として提起する行政訴訟を指す。

## 3、植物新品種行政紛争事件の訴因

「最高人民法院による一部の行政事件の訴因追加に関する通知」に基づき、以下のことが含まれる。

- ①植物新品種出願拒絶査定不服審判行政紛争
- ②植物新品種育成者権無効化行政紛争
- ③植物新品種育成者権名義変更行政紛争
- ④植物新品種育成者権強制許諾行政紛争
- ⑤植物新品種育成者権による植物新品種実施の強制許諾使用料紛争

## 4、集積回路配置図設計の事件の訴因

「最高人民法院による一部の行政事件の訴因追加に関する通知」に基づき、以下のことが含まれる。

- ①集積回路配置図設計出願拒絶査定不服審判行政紛争
- ②集積回路配置図設計専有権取消行政紛争

③集積回路配置図設計非自発の使用許諾行政紛争

④集積回路配置図設計非自発の使用許諾報酬行政紛争

## 第4章 訴えられた場合の対処法

### 第1節 警告状を受け取った時の対処

#### 一、警告状に対する評価

知的財産権侵害訴訟が始まる前に、原告が頻繁に警告状を送ることが多い。この場合、被告企業はどう対応すべきだろうか。まずは、「落ち着いて、敵の情状を探る」。中国では、警告状を送付することは法律で定められた必須の前提条件ではない。従って、警告状の送付者はある目的から行動したはずである。警告状を送付する目的として、次の可能性が考えられる。①権利を宣告する。送付者が知的財産権に関する権利を有することを証明する。②姿勢を示す。権利者が次に取る行動を暗示している可能性がある。③侵害被疑行為を警告する。権利者は、自らの権利を侵害している行為が存在する可能性があると判断し、侵害被疑者に対して上記行為から生じる法的リスクを提示する。④対話メカニズム。他の方法で問題を解決する意思を示す。次は、企業自身の状況に合わせていくつかの採用可能な対策を選択する。実際には、多くのいわゆる権利侵害告発は訴訟手続きまで進行しない。そして、訴訟手続きに入った権利侵害紛争の大半も和解で終わる。警告状の対応方法によって、物事の進行方向が決められる。手続きは異なるルートに入ると、それぞれ異なる長所と短所がある。一般的に、協議と対話はビジネス上では賢明な選択である。

権利侵害警告は本当に侵害行為があることを示しているわけではない。警告状を受けた後、法に基づいて合理的に反論すれば、不必要な経済支出を免除する可能性がある。また、盲目的に行動し浮足立つと、不利な結果を自ら認めたことになるため、相手の狙い通りになる可能性がある。それでは、警告状に対して、企業はどのように行動すべきだろうか。

多くの警告状は脅威や恐喝の役割しか果たさないため、通常、具体的な権利侵害問題に関する内容はあいまいである。この場合、警告状を受け取った企業は知的財産権の権利者に応答する際に次のように対応することができる。



▶ 知的財産権の権利者に対して、権利侵害の疑いのある知的財産権との法的関係を証明できる証拠の提供を要求する。即ち、その者が適格な主体であるかどうかを証明する。例えば、知的財産権の権利者であるか、それとも被許諾者であるかの説明を警告状の送付者に要求する。

▶ 知的財産権の権利者に対して、知的財産権の有効性の証明又はその具体的な保護範囲の説明を要求する。例えば、詳細な専利番号、専利明細書等の提供を権利者に要求する。

▶ 知的財産権の権利者に対して、どのような権利内容が侵害されているかを具体的に表明することを要求する。例えば、侵害されたのは製造権か、それとも使用権かを具体的に表明しなければならない。

▶ 知的財産権の権利者に対して、侵害被疑製品又は生産方法を具体的に示すことを要求する。

▶ 知的財産権の権利者に対して、より具体的かつ詳細な権利侵害に関する証拠の提供を要求する。例えば、侵害被疑製品と権利者の製品との比較分析表を提供する。

▶ 知的財産権の権利者に係争問題に関する意見を尋ね、権利者が警告状を送付する目的を明らかにするよう努力することができる。

▶ 企業自身が権利侵害の事実が存在しないことに十分な自信を有している場合、権利者に速やかに訴訟を提起するよう促し、自らの決然とした態度を示すことができる。

## 二、警告状の送付先に対する調査

知的財産権紛争の過程において、企業が警告状を受け取ることは極普通のことである。しかし、警告状には一定の法的効力があるため、警告状を受け取った後は、いくつかの特別な事項に注意する必要がある。まず、送付者の警告状を細かく確認する必要がある。当該警告状は相手の情報を得るために最も原始的な材料であり、その後の対応もこの警告状を参照する必要がある。次に、警告状の送付者の背景を調査することも重要である。警告書の発送者の状況や背景の調査を行うことも重要である。相手側の経営状況実態を把握することを通じて、相手側が警告書を送付した目的（差し止め、損害賠償金、ライセンス等）を想定でき、それに対する対策を検討することができる。

### **(一) 送付者の法的主体地位**

一般的に、警告状の送付者は知的財産権の主体資格を備えている。即ち、係争知的財産権に対して正当な権利を有している。その正当な権利は所有権及び所有権者に授権された許諾使用权であるため、知的財産権の権利者、被許諾者のいずれも適格な対象である。警告状の送付者の法的主体地位を明らかにすることは調査の最優先事項とすることができる。権利者と被許諾者を区別することは比較的容易である。通常、知的財産権の所有者は権利チェーンの開始端にあり、権利チェーンに沿って探れば最終的には所有権者を確定することができる。また、所有権者であるかどうかをウェブサイトで調べることができる。例えば、中国国家知識産権局の専利検索サイトにおいて、送付者が専利の所有者であるかどうかを検索することができる。

### **(二) 送付者の訴訟履歴**

送付者の背景調査は、過去の訴訟の状況の調査も含む。相手の過去の訴訟を把握することで、相手の過去の訴訟における態度を知り、今後、和解を通じて相手に訴訟を取り下げさせる可能性があるかどうかを評価することができる。

### **(三) 送付者企業の規模**

相手企業の規模も相手がどのような戦略を取るかを決めるかなりの要因となる。

一般的に、規模の比較的小さい企業は高価な法律事務所を選ばないし、長時間の訴訟にもあまりかかわりたくない。これらの実力上の要素により相手の採用可能な選択肢が決められる。そのため、相手の規模は重要な調査対象である。相手の規模については、その資金規模、従業員規模及び業界内の知名度等の面から判断することができる。

### **(四) 送付者の産業的利益**

係争紛争が相手の核心的利益に係っているかどうかを調査する。相手の核心的産業、将来の発展方向等の核心的利益に係る場合、相手が全力挙げて対応することが一般的で

ある。この場合、相手が妥協する余地は少ない。このような状況に対してはより詳細な調査が必要である。

これらの調査は、もっぱら中国企業の状況を把握し、そのため、中国状況に詳しく、また、調査業務を取り扱っている法律事務所や知財事務所に依頼したほうがよい。

### 三、警告状に対する対処手段

内容が明確な警告状については、次のような措置が考えられる。

(1) 相手の真意を深く探る。警告状を受け取った後、相手の身元や過去の訴訟経歴、ニュース報道を調査し、告発の目的が何かを明らかにし、目標を絞って対策を講じる。例えば、相手が自ら関連商品を生産していない場合、その目的は単なる専利の使用許諾費用を請求し、又は、この機を利用して商標を譲渡しようとしているかもしれない。この場合、和解で権利侵害争議を解決する可能性が高い。

(2) 応答を急がない。一部の警告状には「X日以内に回答してください」という内容が記載されているが、一般的には直ちに降参し応答を急いではならない（実は権利者はそんなに焦っていないかもしれない）。急いで応答すると、交渉に不利な立場に立たされることが多い。しかし、完全に無視することもできない。特に社内では迅速に対応し、積極的に対応策を考えなければならない。警告状自体は公的文書ではなく、受け取ってから返信しなくても、余分の法的責任が生じない。そのため、警告状を受け取った後、まずは落ち着いて対処すべく、パニックに陥る必要はない。

(3) 手続き上は適切に応答する。警告状に対しては、適切に応答し、相手との良好なコミュニケーションを維持することができる。完全無視又は交渉決裂は、不必要な訴訟又は故意による権利侵害の疑いを引き起こし、更には会社への損害や賠償額の増加を引き起こす可能性がある。ただし、警告状に対する応答は、手続き上の応答にとどまることが望ましい。例えば、裏を取る時間が必要であると相手に知らせる。ただし、この時は事件と直接関係する如何なる重要な問題にも回答してはならない。例えば、警告状に言及された侵害被疑事実については、一切回答しないことが望ましい。ただし、ある程度潜在的なリスクがあることを認識していることを相手に伝えることで、更なる交渉の余地を保つことができる。

(4) 専門的弁護士と接触する。知的財産権侵害の認定及び対応は、思ったほど簡単なものではないため、専門的な知的財産権弁護士に協力を求め、弁護士のプロフェッショナルな提案の下で、合理的な解決案を策定し、適切な対応を取ることが望ましい。

ある程度の、場合によっては高価の弁護士費用又はコンサルティング費用を支払う必要があるが、専門的な仕事を専門的な従事者に任せてこそ、自分の利益をよりよく守ることができる。

内容が明確な権利侵害警告書に対しては、手続き上だけの応答では十分ではない。

特に重大な利益に関わる場合、より多くの行動と措置を取る必要がある。

以下では選択可能なアドバイスをいくつか提供する。

(1) 権利侵害の有無を初歩的に評価する。警告状を受け取った後、会社は、直ちに防衛策の研究判断を展開し、初歩的に警告状の内容に基づいて知的財産権弁護士に相談し、相手の知的財産権の有無又は有効性、権利侵害の成立可否、合理的な抗弁事由の有無等について分析しなければならない。相手の知的財産権は無効又は取消されるべき、又は、自分の製品又はサービスに権利侵害が存在しないと判断した場合、権利侵害がないという意見をフィードバックすることができる。

(2) 明らかな権利侵害活動を停止する。初歩的な分析により、自分に権利侵害の疑いがあると判断した場合、訴訟中の弱みにならないように、書面による意見の提出をしないことが望ましい。ただし、この場合、会社としては、権利侵害活動を停止する準備を整え、ひいては直ちに明らかな権利侵害活動を停止すべきである。

(3) 権利侵害の出所を調査する。会社は、侵害被疑製品又はサービスは自分の経営活動から生じたのか、それともサプライヤー等の他の会社から生じたのかを調査し、それによって異なる戦略を取って権利侵害の処理を行わなければならない。社員の不当行為による紛争である場合、今後、従業員に対する知的財産権教育を強化し、リスクコントロールのプロセスを再構築しなければならない。外部から仕入れた製品による紛争である場合、自社が被告でないことを相手に書面にて通知し、又は、権利侵害製品のサプライヤーを誘って共同で権利侵害の処理を行うことができる。

(4) 訴訟の不利な結果を初歩的に評価する。例えば、自社による権利侵害の規模と獲得した利益、権利侵害の停止による損失、権利侵害に認定された場合に自社の経営活

動及び対外的協力に与える影響、相手が把握している賠償の証拠、訴訟から生じうる賠償金の範囲等を内部で評価する。

(5) 交渉で紛争を解決するかどうかを検討する。権利侵害の確定が避けられない場合、相手と権利の許諾又は譲渡等を協議することが考えられる。

(6) 訴訟の準備を整える。弁護士を招聘し、訴訟プランを立てるほかに、権利侵害の告発に関する不利な情報をうまく処理しなければならない。例えば、自社の公式サイトで製品の生産規模、販売量を大げさに宣伝した会社の場合、これらの情報は相手により公証された後、法廷に提出されると高価な賠償金請求を支持する証拠になる可能性がある。

(7) 非侵害確認を請求する。慎重な分析を経ても、相手による権利侵害の告発が事実を反し、かつ、相手がその権利侵害の告発を撤回せず、自社の生産経営又は販売ルートに影響を与える可能性があると判断した場合、自ら積極的に人民法院に訴訟を提起し、非侵害確認を請求することができる。

## 第2節 侵害訴訟への防衛

### 一、手続き上の異議申立の可能性について

#### (一) 主体資格異議を申し立てることができるか

知的財産権訴訟において、権利侵害行為に対して起訴権があるのは特定の権利者に限られている。知的財産権侵害訴訟を提起する権利のある主体は、知的財産権の権利者と、知的財産権侵害紛争中の利害関係者の2種類を含む。利害関係者の範囲には、主に知的財産権使用許諾契約の被許諾者、合法的な相続人等が含まれる。例えば、「最高人民法院による商標民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」（法积〔2002〕32号）第四条によると、ここに規定された利害関係人は、登録商標使用許諾契約の被許諾者、登録商標財産権の合法的相続人等を含む。登録商標専用権が侵害された場合、独占使用許諾契約の被許諾者は人民法院に訴訟を提起することができる。

排他的使用許諾契約の被許諾者は商標登録者と共同で起訴することもできるし、商標登録者が起訴しない場合に自ら訴訟を提起することもできる。普通使用許諾契約の被許諾者は商標登録者による明確な授権を受けた場合に訴訟を提起することができる。

知的財産権侵害訴訟において、被告側として、原告の主体資格が不適格であることを発見した場合、主体資格に対し異議を申し立てなければならない。例えば、商標の普通使用許諾契約の被許諾者が商標登録者の明確な授権を得ていない場合、異議を申し立てることで、手続き上において相手の起訴権を消滅させることができる。勿論、被告側は自分が適格な被告でないことを証明するための十分な証拠を提出することで、訴訟から脱出することもできる。

## **(2) 管轄権異議を申し立てることができるか**

知的財産権紛争はどの人民法院でも受理できるわけではない。知的財産権侵害事件の審級管轄は比較的厳格であり、専利紛争の第一審事件は、各省・自治区・直轄市の人民政府所在地の中級人民法院と最高人民法院の指定した中級人民法院が管轄する。商標、著作権等の民事紛争の第一審事件は、通常、中級以上の人民法院が管轄するが、各高級人民法院は当管轄区の実状に基づいて若干の基層人民法院を確定し、これを管轄させることができる。例えば、上海浦東新区、徐匯区、普陀区と楊浦区の人民法院は専利権侵害以外の商標権侵害、著作権侵害等の知的財産権侵害第一審事件を受理する権利がある。被告は、原告が訴訟を引き起こした人民法院は知的財産権事件の審級管轄に関する規定を満たしているかどうかを審査しなければならない。

また、被告は、原告が訴訟を引き起こした人民法院は地域管轄上において当該事件を受理する権利があるかどうかにも注意しなければならない。例えば、「商標事件の審理における管轄及び法律適用範囲の問題に関する解釈」第六条の規定によると、登録商標専用権侵害行為によって提起された民事訴訟は、商標権侵害行為の実施地、権利侵害商品の貯蔵地又は差押地、商標権侵害事件の被告住所地の人民法院が管轄する。「最高人民法院による著作権民事紛争事件審理上の法律適用の若干問題に関する解釈」第四条の規定によると、著作権侵害行為により民事訴訟を提起された場合は、著作権侵害行為の実施地、侵害複製品貯蔵地又は封印、差押え地、被告住所地の人民法院が管轄する。被

告はこれらの法律規定に基づき、知的財産権侵害事件を受理した人民法院が適格な法院であるかどうかを審査しなければならない。例えば、商標権侵害訴訟においては、当該人民法院が商標権侵害行為の実施地、商標権侵害商品の貯蔵地又は差押地、商標権侵害事件の被告住所地の人民法院であるかどうかを審査することができる。

原告の起訴を受理した人民法院が当該事件を管轄する権利のある法院に該当しない場合、被告は速やかに答弁中に管轄異議を申し立てなければならない。管轄異議を申し立てると、相手が管轄人民法院を通じて自身に有利な資源優位性を発揮することを回避することができるほか、管轄人民法院を変えることで、自分の訴訟コストを削減し、相手の訴訟コストを高めることができる。更に、訴訟時間を延ばし、十分な応訴準備を整え又はその他の計画を立てるために、訴訟中に管轄異議を申し立てる被告もいる。

### **(三) 証拠異議を申し立てることができるか**

ある意味では、訴訟は証拠の勝負である。証拠は、民事事件の真実を証明できる各種の事実のことを指し、人民法院が争議のある事件の事実を認定する根拠でもある。証拠としては、合法性、関連性、真実性といった「三つの性質」の要件を満たさなければならない。合法性とは、証拠が法律で定められた条件に適合している同時に、法律により禁止されていないものでなければ、訴訟の証拠として用いることができないことを指す。例えば、証拠の収集は合法的でなければならず、不法な手段で証拠等を収集してはならない。関連性とは、証拠が特定の事件の事実に対して証明する役割と価値があることを指す。真実性とは、証拠は事件の事実と合致しなければならず、捏造したものではないことを指す。

証拠は訴訟の成敗に対して極めて重要な役割を果たしている。原告の証拠を否定することができれば、知的財産権侵害の深刻さを低下させる又は権利侵害の賠償額を引き下げる可能性があるほか、非侵害で勝利を勝ち取る可能性もある。被告は、知的財産権侵害訴訟において、意図的な証拠尋問を行うために、原告が提供した証拠を詳しく分析し、その合法性、真実性、関連性の有無をチェックし、かつ、積極的に自分に有利な証拠収集活動を展開し、自分のことも相手のことをよく知ることで、事件の全貌を把握しなければならない。

また、原告の主張が3年間の訴訟時効を経過したかどうかを審査することもできる。訴訟時効を経過した抗弁理由が成立すれば、相手の権利侵害の告発は人民法院により却下されることになり、被告企業は権利侵害賠償の責任が免除されることことができる。

この点については解説を省略する。

## 二、知的財産権を用いて抗弁理由を探す

知的財産権侵害紛争が発生した後、被告企業は法律上の各種の権利侵害抗弁事由を総合的に活用しなければならない。場合によって、一部の権利侵害抗弁事由の運用は、紛争の解決に対して抜群の効果を有している。権利侵害の抗弁事由は多くある。例えば、商標権侵害の抗弁事由は、商標権失効の抗弁（例えば、登録商標が更新されていない、又は取り消された等）、商標権侵害に該当しないという抗弁（例えば、商標が類似していない、商品が類似していない、混同が生じない等のことを主張する）、先使用权の抗弁、正当使用（合理的な使用）の抗弁等を含む。著作権侵害の抗弁事由は、独立した創作、権利の消尽、合理的な使用、法定許諾等の抗弁を含む。全体的に見れば、知的財産権侵害の抗弁事由の根拠は、法律で直接規定されているかどうかによって、法律で規定されている直接抗弁事由と法律で規定されている間接抗弁事由の2種類に分けられている。

### （一）法律で規定されている直接抗弁事由

法律で規定されている直接抗弁事由とは、法律が直接規定した権利侵害に該当しない行為を指す。以下では、いくつかの典型的な直接抗弁事由を列挙する。

(1) 登録商標不使用の抗弁。商標法第六十四条第一項において、侵害被疑者は登録商標専用権者がこれまで3年以内に実際に使用しなかった当該登録商標を使用し、しかも専用権者は権利侵害による損失を証明できなかった場合、侵害被疑者は賠償責任を負わないことが明確に規定されている。この規定は商標法上の3年間連続不使用による取消制度に関連している。被告は、調査を経て、原告の登録商標が起訴前の3年以内に実際に使用されていないことが判明した場合、賠償責任を負わない抗弁を提出することが



できる。

(2) 販売者の合法的な出所の抗弁。商標法第六十四条第二項には販売者の賠償責任を免除する状況が明確に規定されている。販売者は侵害被疑製品の合法的な出所を挙証により証明するだけでなく、販売した製品が登録商標専用権を侵害した製品であることを知らなければならない。商標法実施条例第七十九条には、販売者が増値税専用領収書、代金領収書、仕入契約、販売リスト、納入リスト、支払証明書、サプライヤー証明等の証拠を提出できれば、当該商品は自らが合法的に取得したものであることを十分に証明できることが明確にされている。販売者は侵害被疑商品を販売し、上記の条件に合致した場合、この規定を引用して抗弁することができる。近年、商標権侵害訴訟において、商標権者が直接侵害チェーンの末端にある大量の販売者に起訴しているため、この抗弁事由を引用するケースもよくある。

なお、被告は販売者として合法的な出所を提供することができれば、賠償責任のみが免除され、販売停止の責任を負わなければならないので、注意が必要である。商標法第六十条第二項と商標法実施条例第八十条では、合法的な出所のある商品を販売している販売者であっても販売行為を停止しなければならないと明確に規定している。

(3) 専利権を侵害しないという抗弁。専利法第七十五条では、専利権侵害に該当しない5つの状況を直接規定している。即ち、権利の消尽、先使用権の抗弁、一時的越境、科学研究のための使用及び医薬品と医療行政許可のための使用である。ほかにもいくつかの規定は専利法の各所に散見されている。

(4) 著作権を侵害しないという抗弁。著作権第二章第四節の「権利に対する制限」の一節には主に著作権を制限する状況が規定されている。通常、侵害被疑者はこれらの合理的使用の状況に基づいて抗弁する。そのほかにも、法律で許可された方式で抗弁することができる。

## **(二) 法律で規定されている間接抗弁事由**

法律に規定された間接抗弁事由とは、法律に規定された権利侵害行為の構成要件について、論理的な推理を経て、その不完全が発見されたことにより、権利侵害行為の認定を阻止することを指す。例えば、反不正競争法第九条第四項は営業秘密の定義を規定し

ている。この規定は直接抗弁事由を提示していないが、権利侵害を受けた側は、権利者の営業秘密が当該定義に該当しないことを証明できる証拠を提供した場合、抗弁事由も成立する。法律で規定されている間接抗弁事由は、通常、直接抗弁事由と比べてそんなに明確ではないため、厳密な説明と論証が必要であり、使用する時にはこの点に要注意である。

### **三、相手の侵害訴訟へ反撃する**

一般の人は被告に対してマイナスな先入観を持っているため、法廷に訴えられたことは、通常外部に悪い連想を生じさせる。そのため、多くの企業は被告席に立たされることを嫌がり、反撃に転じ、原告（又は告発者）に対する挑戦を起こして、相手の知的財産権侵害の告発に反撃する必要がある。その目的は受動的な局面を挽回するためだけではなく、相手の激しい攻撃の勢いを抑え、ひいては交渉のテーブルに座らせて、双方の和解交渉を促す狙いもある。

#### **（一）知的財産権の無効宣告を請求する**

専利、商標等の知的財産権の権利付与手続においては、審査員の経験、認識レベルの違いによって、関連法規に対する理解、把握が異なる。これに加えて、文献やデータ検索において検査漏れが避けられない場合もある。更には、専利権付与、商標登録の判断基準は客観的に一定の不確実性が存在しているため、法律規定に適合していない発明創造、商業標識も専利権と商標権を取得することができる。特に専利法は、実用新案及び意匠権の出願に対して方式審査制を実施しているため、専利法の規定に適合していない実用新案及び意匠権の出願も専利権を取得したことがある。従って、知的財産権侵害訴訟において、被告となる企業は、原告の知的財産権が法律に規定された権利付与条件に合致していないと判断した場合、法定手続を通じて専利権又は登録商標の無効宣告を請求することができる。

## (二) 知的財産権の非侵害確認を請求する

最高人民法院が公布した「民事事件における訴因の規定」において、専利権の非侵害確認に関する紛争、登録商標専用権の非侵害確認に関する紛争、著作権の非侵害確認に関する紛争等は既に独立した民事事件対象として規定されている。現実世界では、一部の知的財産権の権利者は、競争相手とその取引先を威嚇するために、至るところで知的財産権侵害の警告状を送付したが、法廷で争うつもりもないし、又は、他のルートを通じて、知的財産権侵害の是非を明らかにし、紛争解決の方法を協議するつもりもない。

しかし、これでは権利侵害の警告を受けた無実の企業は、権利侵害の疑いを背負い、弁明する場もなく、受動的な状況に陥り、商業信用に深刻なダメージを受けるほか、権利侵害問題を懸念する多くの取引先も失ってしまうことになる。受動的な立場を逆転させるには、権利侵害の警告を受けた企業は訴訟を提起し、知的財産権の非侵害確認を請求することができる。これは権利侵害といった泥沼から脱出するための重要な決め手の一つとなった。

通常、以下の条件を満たした状況において、企業は知的財産権の権利者に対して知的財産権の非侵害確認訴訟を提出すると、人民法院に受け入れられやすい。①企業は知的財産権の権利者から実際の権利侵害の脅威を受けた。例えば、知的財産権の権利者は既に企業に明確な権利侵害警告を出した、又は、既に企業の取引先若しくはパートナー等に知的財産権侵害警告を出した等がある。逆に、企業が実際の知的財産権侵害の脅威を受けていなければ、知的財産権の非侵害確認訴訟が成立する基盤はなくなる。②知的財産権の権利者は合理的な期限内において、人民法院への起訴を遅延している。③知的財産権侵害の脅威を受けた企業はこれにより経済的損失又は信用的損害を受けた。

2003年、中国社会科学出版社は、フィデリック・ウォーン（イギリス）社（FREDERICKWARNE&COLTD）から告発された同出版社の出版した「ピーターラビット（Peter Rabbit）シリーズ絵本」によるフィデリック・ウォーン社の商標権侵害紛争について、フィデリック・ウォーン社を被告として、北京市第一中級人民法院に「商標権の非侵害確認を請求する」訴訟を提起した。北京市第一中級人民法院は同年6月10日に当該事件を受理し、人民法院が受理した国内初の商標権の非侵害確認請求事件となった。北京市第一中級人民法院はこの事件において、侵害被疑者が権利非侵害確認訴訟を

提起するに当たっては以下の3つの条件を備えていなければならないと判断した。①権利者は既に権利侵害警告を出したが、侵害被疑者は自らの行為が権利侵害を構成することを認めない。②権利者は正当な理由なく人民法院への起訴又は関連する知的財産権行政管理部門への通報を遅延している。③権利者のこのような遅延行為は侵害被疑者の権益に損害を与える可能性がある。同時に、行政機関により処理され、又は、行政訴訟手続きに入った権利侵害紛争については、改めて権利非侵害確認訴訟を提起してはならないとも判断した。

2010年1月1日、最高人民法院が公布した「専利権侵害紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」が施行された。同司法解释の第十八条には、「権利者が他者に対して専利権（特許・実用新案・意匠権）侵害の警告を発信しながら、被警告人若しくは利害関係者が書面で権利者に訴権の行使を催告したにも拘わらず、権利者は当該書面催告の受領日から1ヶ月以内、又は書面催告の発信日から2ヶ月以内に、警告の撤回をせず、訴訟も提起しなかったため、被警告人若しくは利害関係者がその行為について専利権非侵害確認請求訴訟を提起する場合には、人民法院はこれを受理しなければならない。」と規定されている。これは中国の司法解释で初めて知的財産権分野における権利非侵害確認訴訟について明確な規定を設けた。

### **（三）原告による知的財産権侵害を起訴する**

被告は、自分に対して知的財産権侵害を告発した原告の製品も自分の専利権、商標権、著作権等の知的財産権を侵害する問題があることを発見した場合、速やかに原告に知的財産権侵害の告発を提出し、知的財産権を通じて相手に反撃し、互いに牽制し合う目標を達成することができる。しかし、原告による自分への知的財産権侵害を起訴することは相当な脅威を有し、権利侵害といったマイナスイメージの改善にかなり有力であるが、盲目的で衝動的に行動してはならず、根拠に基づいて行動しなければならない。さもなければ、予定の目的を達成できないばかりか、かえって自分の時間と金銭を無駄にすることになる。

#### **(四) 不正競争の訴訟を提起する**

一部の企業が知的財産権侵害の告発ないし訴訟を起こすことは、捏造の可能性がある、又は他の目的がある。その真の目的は、訴訟を勝ち取るのではなく、競争相手に打撃を与えることにある。例えば、無効になった專利を利用して競争相手を告発し、又は根拠もなく被告の権利侵害が成立した情報をばらまくことによって、被告に打撃を与える。この場合、被告は原告に対して不正競争の訴訟を提起し、権利侵害の疑いによる悪いイメージを除去し、自らの商業信用を挽回することができる。特に、相手が虚偽の情報又は誤解を招く情報を捏造し、散布し、競争相手の商業信用、商品の名声を損なった場合、不正競争行為を構成する可能性がある。反不正競争法第十一条は特に商業信用を損なう不正競争行為を規定している。

#### **(五) 相手による独占行為を起訴する**

独占禁止法（2022年改正）第六十八条では、「事業者が知的財産権を濫用し、競争を排除、制限する行為には、本法を準用する。」と特別に言及している。事実上、独占禁止法の多くの条項は知的財産権分野にも適用できる。例えば、独占禁止法第十七条に、「競争関係にある事業者が次の各号の独占協定を取り決めることを禁止する。…(省略) (4) 新技術、新設備を制限する、又は新技術、新製品の開発を制限する。」と規定している。同条により、専利権者は被許諾者による新技術、新設備の購入又は新技術、新製品の開発を制限することが禁止されている。このような条項については解説を省略する。

従って、企業は、知的財産権の権利者が権利侵害の告発又は権利侵害訴訟を利用して、不当な契約の締結、条件の受け入れを強要・脅迫し、又は、その他の競争を制限する活動に従事し、独占行為を構成していると判断した場合、独占禁止法等の法律の規定を引用し、相手に対して独占に係る訴訟を提起することができる。

#### **(六) 相手に不利なその他の訴訟又は請求を提出する**

相手の知的財産権侵害の告発を反撃する主な目的は、相手の訴訟による攻勢を抑え、又は交渉のための法的切り札を提供すること等にあることを考慮し、上記の5つの状況

に限らず、相手に不利な類似の訴訟や請求であれば、いずれも考慮する対象として考えられる。法律が許す範囲内で、相手の激しくて譲歩しない勢いを効果的に打撃し、抑制し、自分の受動的な状態を逆転させて、交渉時の自分の地位を変えるための重要な切り札を増やすことができる限り、成功の反撃といえる。

#### 四、できる限り権利侵害賠償額を引き下げる

被告にとって、まずは権利侵害賠償額の適用方法と計算方法を明らかにし、「権利者の実際損失」、「侵害者の獲得した利益」をどのように確定し、計算するかを理解しなければならない。次に、できる限り訴訟の中で賠償額を引き下げる。

- ・原告の賠償証拠の効力を質疑することは、相手の賠償根拠を否定する最も直接的な方法である。

- ・原告の実際損失に対する計算根拠を質疑する。

- ・被告の獲得した利益を完全に原告の損失賠償の根拠とすることができないことを明らかにすることを含め、権利侵害者の獲得した利益に対する原告の計算根拠を質疑する。

- ・相手の弁護士費用、出張旅費、公証費が合理的かどうか、及び複数の事件で分担すべき支出に該当するかどうかを含め、原告の合理的な支出を質疑する。

- ・被告善意の商標使用を証明する。例えば、被告は自分も商標の使用許諾を購入したと主張する。

- ・原告が使用していない又はあまり使用しないことを主張することで、相手の賠償請求、特に巨額の賠償請求が成立しないことを主張する。

- ・懲罰的な賠償を招くことを回避する。主に「悪意による権利侵害を行い、情状が深刻である」行為に該当しないことを証明する。

- ・積極的に協議し和解で解決する。特にビジネス協力の方法で争議を解決する。

### **第3節 起訴された場合の抗弁事由**

#### **一、専利権侵害への抗弁事由**

##### **(一) 専利権失効の抗弁**

原告の専利権が専利保護期間を超えて終了した場合、規定通りに年金を納付しなかったことにより終了した場合、既に書面の声明により放棄された場合、専利復審委員会により無効宣告された場合には、原告の専利権は既に失効し、法的効力を有しない。

##### **(二) 保護範囲に入っていないという抗弁**

全面カバー原則を用いて原告の特許（発明と実用新案）と被告の侵害被疑物を比較すると、侵害被疑物（製品又は方法）には原告の特許請求の範囲に記載されている技術的特徴が欠けていることを発見した場合、又は、侵害被疑物の技術的特徴は原告の専利の技術的特徴と比較すると、一つ又は一つ以上の技術的特徴において本質的な相違が存在する（同一原則の適用を排除する）場合、又は対比分析によって、被告の侵害被疑製品の外観は原告の意匠権（専利出願書類の中の図又は写真の中に表示されている当該製品の意匠に準じる）と同一又は類似しないことを発見した場合、専利法の規定により、被告の製品は原告の専利保護範囲に入っていないこととなり、これにより非侵害を主張することができる。

##### **(三) 禁反言の抗弁**

被告としての企業は、国家知識産権局を通じて、出願過程における審査員の審査意見通知書、専利出願人の陳述意見書、専利出願人の専利出願に対する補正前の書面及び補正の原因等専利権者の最初の専利出願書類を把握することができる。これにより、専利権者が禁反言原則に違反しているかどうかを判断することができる。

##### **(四) 従来技術又は従来意匠の抗弁**

専利法では、専利権侵害紛争において、被疑侵害者は、実施した技術又は意匠が従来技術又は従来意匠であることを証明できる場合、専利権侵害に該当しないと明確に規定している。いわゆる従来技術又は設計とは、専利出願日以前に国内外で一般に知られている技術又は設計を指す。

### **(五) 専利権の消尽の抗弁**

専利権の消尽とは、専利保護を享有する製品は、専利権者又は専利権者により授権された者（総じて「権利者」という）が初めて販売し又は他の方法で他人に譲渡した後、権利者はその製品の使用及び流通に干渉する権利を有しないことを指す。つまり、権利者は既に関連する専利権を消尽したため、再度権利を行使することができない。専利法第七十五条第一項に、「専利製品又は専利方法によって直接得られた製品について、専利権者又はその許諾を取得済みの組織及び個人が販売後、当該製品に対して使用、販売の申出、販売、輸入を行う場合」は、専利権侵害と見なさないと明確に規定している。

### **(六) 先使用権の抗弁**

専利法第七十五条第二項には先使用権の存在が明確に規定されている。

「専利出願日以前に同様の製品を製造した場合、又は同様の方法を使用するか、或いは既に製造と使用の必要準備を終えており、かつ元の範囲内だけで引き続き製造、使用する場合」は、専利権侵害と見なさない。先使用権に基づく製品の販売行為も専利権侵害とみなされない。

### **(七) 臨時入国の抗弁**

専利法第七十五条第三項に、「一時的に中国の領土、領海、領空を通過する外国の輸送設備が、その所属国と中国が締結した協定又は共に加入した国際条約に基づき、或いは互惠の原則に従い、輸送設備自身の必要のためにその装置と設備において関連専利を使用する場合」は、専利権侵害と見なさないと明確に規定している。



## **(八) 科学研究及び実験のための専利実施の抗弁**

専利法第七十五条第四項に、「専ら科学研究と実験のために関連専利を使用する場合」は、専利権侵害と見なさないと明確に規定している。この場合は生産経営のためではなく、専利権者の利益を損なうことがないほかに、科学技術の発展と進歩を促進することもできるため、専利法はこれを制限しない。

## **(九) 医薬品と医療機器に係る承認取得の抗弁**

専利法第七十五条第五項に、「行政認可に必要な情報を提供するため、専利医薬品又は専利医療機器を製造、使用、輸入する場合、及び専らそのために特に専利医薬品又は専利医療機器を製造、輸入する場合」は、専利権侵害と見なさないと明確に規定している。この規定は、主に専利保護期間満了後の医薬品と医療機器の模造者に専利権侵害責任の免除を提供しており、これにより模造した医薬品と医療機器が専利保護期間満了後に速やかに発売できるよう、模造者は医薬品と医療機器の専利保護期間満了前に、当該専利医薬品又は専利医療機器を製造、使用、輸入し、行政審査に必要な情報を提供し、発売前の承認手続きを完了させることができる。

## **(十) 無知侵害の抗弁**

無知侵害とは、特定の状況において、当事者が、その行為が他人の専利権を侵害していることを知る合理的な理由がないことを指す。専利法第七十七条には、「専利権者の許諾を経ずに製造され、販売されたと認知していない状況において、生産経営を目的として専利権侵害製品を使用したり、販売を申し出たりした場合、或いは販売した場合、当該製品の合法的な仕入れ元を証明できるものは賠償責任を負わない。」と規定している。専利法上、無知侵害は賠償責任を負わないが、権利侵害の停止等の民事責任を依然として負わなければならない。

## 二、商標権侵害への抗弁事由

### (一) 正当な使用の抗弁

商標の正当な使用とは、法律の許す範囲において、他人の商標と同一又は類似する文字、図形又はその他の標識を善意かつ正当に使用することを指す。商標法第五十九条では2つの正当な使用状況を規定している。企業は商標権侵害訴訟において、この2つの状況の抗弁事由を適用できるかもしれない。1つ目は、不特定主体が登録商標に含まれている当該商品の汎用名称、図形、規格、又は商品の品質、主要原材料、機能、用途、重量、数量及びその他の特徴を直接表示するもの、又は含まれている地名を正当に使用する行為を指す。2つ目は、不特定主体が立体標章の登録商標に含まれている商品自体の性質による形状、技術的效果を得るために必要な商品の形状、又は商品に実質的価値を持たせるための形状を正当に使用する行為を指す。登録商標専用権者はこの2つの状況の行為を禁止する権利がない。企業は当該抗弁理由を使用する場合、企業自身の商標が汎用名称と同一であるという条件を満たしているかどうかを判断する必要があることに注意が必要である。

商標権侵害を告発された場合、正当な使用を主張できるかどうかは、具体的な問題に応じて分析する必要がある。被告の使用意図、使用方法及び使用効果等を考慮するだけでなく、場合によっては原告の登録商標の顕著性と知名度、被告が登録商標を使用する歴史的要素と使用の現状等の特定要素も考慮する必要がある。商標法の理論上、商標の正当な使用の表現は複雑であり、非常に豊富に内包し、商標法第五十九条の規定に限定されない。次は主にいくつかのよくある類型を紹介する。

表 4-1 商標の正当な使用の状況

類型			説明	例
商 業 上	叙 述 的	製品説明における合	事業者がその製品又はサービスの品質、原料、機能等の特性を説明・描写する際に	第9区分のテレビ等の商品に使われている「CHDTV」商標は、アモイ華僑電子企業有限公司の登録商標であ

の合理的な使用	理的使	他人の登録商標と同一又は類似する記号を使用した場合、商標の合理的な使用を構成する可能性が高い。	る。「HDTV」は「high definition television」(高精細度テレビ)の頭文字であり、テレビ製品の国家標準名称である。そのため、四川長虹電器股份有限公司がその生産した高精細度テレビ製品の顕著な位置に「虹」、「CHANGHONG」等の登録商標を使用して、「HDTV Ready」で当該製品は高精細度テレビであることを表示することは、消費者の誤認を招くことがないため、その行為は商標法実施条例第四十九条に記載する正当な使用行為に該当する <sup>82</sup> 。
	地名表示における合理的な使用	多くの地名は公共分野の語彙に該当するため、法律のこのような商標に対する保護は比較的弱い。使用者が地名商標を使用することは、産地又は地理的由来の表示することを意図している場合、当該行為は禁止されるべきではない。	「金華ハム」商標は浙江省食品有限公司の登録商標であるが、「金華特産ハム」「XX(商標)金華ハム」と「金華XX(商標)ハム」は商標法施行条例第四十九条に記載する正当な使用方法に該当する。ただし、実際の使用において、上記正当な使用方法は文字の配列方向が一致し、字体、大きさ、色も同じなものでなければならず、「金華ハム」という文字を強調してはならない <sup>83</sup> 。

<sup>81</sup> 叙述的な合理的な使用とは、商標権利者以外の者が商標用語の第一の意味(基本意味、本来の意味)を叙述的に使用することを指す。

<sup>82</sup> 国家工商行政管理総局商標局による『「HDTV Ready」の文字使用問題に関する回答』(商標案[2003]131号)。

<sup>83</sup> 国家工商行政管理総局商標局による『「金華ハム」文字の正当な使用問題に関する回答』(商標案字[2004]第64号)。

指 示 的 な 合 理 的 使 用 <sup>84</sup>	並行使 用	自分の商品又はサービスに おいて先行商標付きの商品 又はサービスを顕著でない 方法で正当に使用すること を指す。	例えば、Intel の CPU が部品として 使用されている「ThinkPad」ノート は、販売時に CPU の出所を示すため に Intel を使用しており、Intel の 商標権を侵害しない。
	サービ ス指示	サービス指示とは、消費者 にサービスを提供する際 に、サービス内容を明示し 紹介するために合理的に他 人の商標を使用することを 指す。	例えば、新東方学校は出版物の内容 が TOEFL 試験と関係していることを 説明し、読者に出版物の内容を理解 させるために、「TOEFL シリーズ教 材」、「TOEFL 聴解テープ」に「TOEFL」 という文字（米国教育試験サービス センター（ETS）の登録商標）を強調 しており、商品の出所に対する読者 の誤認や混同を招くことがないた め、合理的な使用に該当する <sup>85</sup> 。
非 商 業 的 な 合 理 的 使 用	滑稽な模倣 や言論自由	ユーモア、滑稽、皮肉という 方法で、他人の既存の商標 を意図的に模倣することを 指す。	例えば、漫才、映画で「可笑可楽（お かしいコーラ）」を使う（「コカコー ラ」（おいしいコーラ）の模倣）。
	正常な評 論・研究に おける合理 的使用	新聞、雑誌又は著作の中で 商標を引用して商標の命名 等の研究や評論を行う場 合、ニュースと学術自由の 限界を超え、なお、貶し又は	例えば、「商標命名研究」の本におい て、分析や説明のために、大量の商 標を引用した。

<sup>84</sup> 指示的な合理的な使用は、一般大衆に製品やサービスに関する情報を理解させる観点から配慮して、商標権に対して制限を設け、第三者が合理的に商標専用者の製品やサービスに言及することを許すことを意味する。

<sup>85</sup> 北京市高級人民法院の審理した新東方学校の著作権侵害と商標専用権紛争に係る上訴事件の民事判決書、(2003)京高民終字第1393号。

用		醜悪化等の行為を構成する 場合を除き、一般的には商 標の合理的使用に該当す る。	
---	--	---	--

## 1、汎用名称の正当な使用

一定の範囲内において一般的に使われている特定の商品の種類の名称として、汎用名称は2種類に分けられている。一つは国家標準、業界標準及び専門の補助用書物、辞書の中に記載されている商品名称等規範的な商品名である。もう一つは習わしとして次第に定まって一般化した商品名、一般的に使われているある商品の汎用名称又は商品名の略称である。

汎用名称に該当するかどうかは、原則として、全国的において関連公衆に一般的に認識されているかどうかを基準とすべきである。しかし、中国の領土は広くて、歴史の伝統、風土及び歴史環境等の要素により、一部の商品（例えば、お土産）の市場は比較的固定しているため、特定の地域における関連公衆のみに一般的に認識されている。

この場合、特定の地域のみ汎用する商品名も汎用名称として認定されることができ。例えば、A氏がB氏を訴えた商標権侵害事件において、原告は「杜搭」の登録商標専用権者であるが、被告が提供した証拠により、原告、被告の商品の主要販売地である桐郷烏鎮では、杜搭酒は独特な意味を有し、現地における三白酒の汎用別称であることがわかった。このため、法院は、被告の商品包装において、メーカー名、商標と商号のいずれも比較的顕著に使用されている場合、「杜搭」の使用は正当な使用に該当し、原告の登録商標専用権を侵害していないと認定した<sup>86</sup>。

## 2、地名の正当な使用

地名には行政区画の地理名称、自然地理区域の名称等が含まれる。商標法では一部の地名を商標として登録することが許可されている。例えば、①県級以上の行政区画に属

<sup>86</sup> 浙江高級人民法院課題チーム：「商標権侵害訴訟の抗弁事由に関する調査研究」、<http://www.zwmscp.com/a/caipanbaogao/20140219/13584.html>。2014-02-19。

さない地名、②公衆に知られていない外国の地名、③県級以上の行政区画の地名や公衆に知られている外国の地名であっても、その地名はその他の意味を持っているもの、④集団商標、証明商標の構成部分としての地名。地名商標の正当使用抗弁に係る事件は主に以下の通りである。

(1) 観光地地名の商標の正当な使用。雲南大江旅遊漂流有限公司（以下、「大江会社」という）は、2003年8月21日に「南盤江」の登録商標を取得した。指定された役務は第39類であり、観光の付き添い、観光客のアテンド、遊覧船観光の手配、観光、観光の手配、観光座席の予約、旅行の予約と観光の予約等を含む。2004年2月2日、3月8日と3月15日、昆明風情国際旅行社有限公司（以下、「風情国旅」という）は「今日の旅行広告」において、『『野蛮』の南盤江激情漂流の二日間観光ツアー』をタイトルとした同じ内容の広告を三回も掲載した。大江会社は、風情国旅が自社の登録商標専用権を侵害していると主張して人民法院に訴えた。第二審の人民法院は終審を経て次のように判断した。南盤江は雲南省における川であり、地理的名称に属する。地理的名称はある生産者又は経営者に独占されてはならない。商標権者は地理的名称を商標として選択した場合、他人が本来の一般的な意味においてその地理的名称を使用することを阻止してはならず、他人が商品又はサービスを説明するために地理的名称を使用することを制限してはならない。本件では、風情国旅は、広告を通じてその経営している観光ツアーを紹介する際に、その提供している観光サービスを客観的に表現するために、広告の顕著な位置にその会社名を明示した上、観光目的地について一般的な表現を使用し、誇張も事実の虚構・歪曲もしておらず、この状況における「南盤江」という地理名称の使用は、回避できず正当な使用に該当する<sup>87</sup>。原告の大江会社は最終的に敗訴した。

(2) 地理的表示地名の正当な使用。地理的表示とは、ある商品がある地域に由来することを表示し、当該商品の特定の品質、信用又はその他の特徴は、主にその地域の自然要因又は人文要因により決定されることを指す。地理的表示と地名商標の衝突に関わる商標権侵害紛争事件において、被告の通常抗弁理由は、地名の使用が地理的表示の使用に属し、正当な使用に該当し、商標権侵害を構成しないことである。浙江省食品会社が永康ハム工場等を訴えた「金華ハム」商標権侵害紛争事件において、人民法院は審

<sup>87</sup> 「地名商標の正当な使用及び権利侵害の判定基準——雲南大江旅行漂流有限公司と昆明風情国際旅行社」、<http://www.gy.yn.gov.cn/Article/jczt/zscy/200912/16911.html>。2009-12-28。

理を経て次のように判断した。原告は「金華ハム」の商標専用権者であるが、永康ハム工場は元の国家品質技術監督局の許可を取得し、「金華ハム」の原産地製品名を使用する権利がある。永康ハム工場はハムの外包装の顕著な位置に自社の「真方宗」登録商標、企業名、工場所在地、連絡先等の情報を表示しただけでなく、ハムの表皮にある「金華ハム」の下に「原産地管理委員会認定」をも表示している。更にその上にも「真方宗」という文字を表示している。上記の使用方式から、永康ハム工場が「金華ハム」を表示する目的は原産地製品を表明することであり、原告の「金華ハム」の登録商標専用権の侵害を構成しない<sup>88</sup>。

### 3、その他商品の特徴を含む言葉の正当な使用

平分工場がペルフェティファンメレ社 (Perfetti Van Melle) を訴えた「濃濃」商標権侵害紛争事件において、人民法院は審理を経て次のように判断した。「濃濃」という言葉自体は顕著な特徴に欠け、しかも、その第一の意味として、一般消費者は乳製品の乳含有量が高く、乳の香りが強いことを表現している一般的な形容詞であり、製品の特徴に関する説明であると理解する傾向がある。そのため、被告がそのキャンディーの包装に合理的な表示方法で「濃濃」という言葉を使用することは、正当な使用に該当する。

## (二) 権利衝突の抗弁

### 1、登録査定された商標による抗弁

2008年、最高人民法院が公布した「登録商標、企業名称と先行権利が衝突する民事争議事件の審理に関する若干問題の規定」によると、原告は他者が指定商品において使用する登録商標とその先行登録商標が同一又は類似するとして訴訟を起こすものであり、人民法院は原告が関連する行政主管機関に解決を申請することを告知する。

従って、侵害被疑行為は被告が指定商品においてその登録商標を使用する場合、人民法院は立件段階において受理しない又は受理後に起訴を却下する旨の裁定を下し、更に関連行政機関に解決を申し立てることを原告に告知しなければならない。ただし、被告

<sup>88</sup> 浙江高級人民法院課題チーム：「商標権侵害訴訟の抗弁事由に関する調査研究」  
<http://www.zwmscp.com/a/caipanbaogao/20140219/13584.html>、2014-02-19。

がその顕著な特徴の変更、分割、組み合わせ等の方法でその登録商標を使用し、又は指定商品の範囲を超えた場合、被告が主張する商標権の抗弁は成立しない。人民法院は商標権侵害判定規則に基づき、侵害被疑行為が原告の登録商標権に対する侵害を構成するかどうかを認定しなければならない。

## 2、企業名称権（商号権）の抗弁

(1) 先に登録した企業名称権で抗弁する。被告の企業名の登録時間が原告の登録商標専用権の取得時間より早い状況において、被告がその企業名を規範的に使用し、又は業界慣例に従って企業名を簡略化して使用した場合であって、先行権利保護の原則により、被告は先行の企業名権を享有することで商標権侵害に対して抗弁を行うときは、抗弁が成立すると認定しなければならない。

(2) 後に登録した企業名称権で抗弁する。被告の企業名の登録時間が原告の商標の登録査定時間より遅いが、被告が企業名を登録する時に原告の登録商標の知名度が低く、被告が企業名権を取得し、行使する行為は主観的に原告の商標の名誉に憑依する故意がなく、客観的に企業名を規範的に使用する行為は関連消費者の誤認を招くこともない場合であって、被告が企業の名称権を合法的に取得し、行使していることを理由に非侵害の抗弁を行うときは、人民法院に支持される可能性が十分ある。しかし、被告が商号を強調して使用し、関連消費者による混同・誤認を招いた場合は、商標権侵害を構成すると認定される可能性もある。

## 3、その他の知的財産権の享有による抗弁

被告が原告の商標登録前に使用していた係争商標は既に先行の著作権と意匠権を有し、かつ、原告の登録商標は確かに被告の先行著作物を剽窃・盗作したものであり、又は原告が同一又は類似の商品に関して登録した商標（特に立体商標）は確かに被告の先行の意匠を悪意により盗作、模倣したものである場合、被告は、権利侵害訴訟においてこれを理由に抗弁することができ、かつ支持される可能性が十分ある。



### (三) 先使用権の抗弁

2013年に改正される前の旧商標法では商標の先使用権を広く認めておらず、ただ限定された状況において役務商標の特定の状況における先使用権を認めた。2002年の商標法実施条例第五十四条には、「1993年7月1日まで継続して使用してきた役務商標については、同一又は類似する役務区分で既に登録された他人の役務商標と同一又は類似する場合であっても、引き続き使用することを認める。ただし、1993年7月1日より使用を三年以上中断したものは継続して使用してはならない。」と規定している。権利侵害を告発された会社の使用する役務商標が上記の状況に該当する場合、先使用権を主張して、相手の商標権侵害の告発に対抗することができる。

「役務商標の継続使用に関する国家工商行政管理局の通知」（工商標字〔1994〕第216号）の規定では、引き続き役務商標を使用する場合、下記規定を守らなければならないとされている。(1) 役務商標使用の地域を拡大してはならない。(2) 役務商標使用の役務項目を増やしてはならない。(3) 役務商標の図形、文字、色彩、構造及び書き方等を変更してはならない。ただし、他人登録の役務商標と区別することを目的に上記を変え場合はその限りではない。(4) 役務商標を譲渡又は他人への許諾使用を行ってはいけない。上記規定に違反する場合、商標権侵害に該当するとし、商標法の規定に基づいて処理する。

現行の商標法第五十九条第三項では、商標の先使用権規則が全面的に確立されている。「商標登録者が商標登録を出願する前に、他人が既に同一又は類似の商品について、商標登録者よりも先に、登録商標と同一又は類似し、かつ一定の影響を有する商標を使用しているときは、登録商標専用権者は、当該使用者が元の使用範囲において当該商標を引き続き使用することを禁止する権利を有しない。ただし、適切な区別用標章を加えるよう要請することができる」。従って、商標の先使用権を主張するには、多くの条件を満たす必要がある。なお、仮に抗弁が成立したとしても、将来の使用においては大きな制限が存在する。とりわけ、「元の使用範囲内で継続的に使用する」しかない。

#### (四) 権利の消尽の抗弁

権利の消尽とは、商標の付いている製品が合法的に販売された後、商標権者は他人が市場で製品を再度販売又は使用することを禁止する権利を有しないことを指す。権利の消尽の原則は商標法上で明確な条項により規定されていないが、学术界と司法界には広く認められている。

一部のブランドメーカーが最も頭を悩ませている横流し行為は、電子商取引の時代において更に浮彫となり、販売エリアの区分とコントロールを打ち破った。しかし、権利の消尽の原則により、ディーラーの横流れ行為に対して権利侵害の責任を追究することが難しい。横流し行為とは、ディーラーが自分のカバーしている販売エリアを越えて行う販売活動のことを指す。現在、販売された製品は本物であり、偽物ではないため、人民法院は横流れ行為が商標権侵害行為に該当するという主張について、基本的に支持しない。そのため、横流し行為は主に契約によってコントロールされ、又は技術的手段（例えば、識別コード）を使って、横流し行為を監視、制約、防止する。

また、並行輸入の場合も権利の消尽の原則による保護を求めることができる。

権利者は、権利侵害被疑商品が、被告が海外から代理購入、輸入して販売した商品であると主張し、しかも、その商品自体も権利者が製造し又は他人に授権して製造させ、市場に投入した商品である場合、被告は民事責任を一切負わない可能性が十分ある。

現在、ほとんどの人民法院は並行輸入の商品が商標権侵害を構成することを支持しないようである。

なお、ここ数年、国内では、被告が商標権者による許諾なしに本物を輸入し販売する行為も商標権侵害行為（ひいては不正競争行為）と認定された事件は極少数見られた。

しかし、これらの並行輸入が権利侵害を構成すると認められた極少数の事件においては、通常、その事件内容にその特殊性が存在する。例えば、之宝製造会社がA氏を訴えた商標権侵害及び不正競争紛争事件（広東省広州市中級人民法院（2012）穗中法知民初字第54号判決書）では、A氏は広州市の工芸品業界の経営者として、海外市場から之宝製造会社のミラーライター商品を長期にわたって輸入し、かつライターに「zippo」商標及び千種類以上の模様を彫って、販売していた。また、A氏は、之宝会社の商標の

付いている包装ボックスと袋も許諾を得ずに大量製造した。

人民法院は次のように判断した。之宝彫刻事件において、被告は底部に「zippo」標識のあるライターに対して、レーザーを用いた加工を行った。加工されたライターにはオリジナルのライターにない模様や飾りが付着され、本来のライターの全体的外観に大きな相違が生じ、実質的な変更を構成した。つまり、被告により加工し彫刻されたライターは、原告が市場に投入した時のライターとは全く違っており、異なる商品に該当する。被告は原告の授権と許諾を取得せずに、オリジナル商品を加工した後も「zippo」商標を使用し、しかも変更された情報も添付せず、又は明確に異なる標識も付けていない。原告も彫刻模様のあるライターを販売しており、しかも両者が包装の装飾と偽造防止の標識等において類似している状況において、間違いなく消費者に誤認と混同を生じさせるため、被告の上記行為は原告の商標権を侵害している。

### **三、著作権侵害への抗弁事由**

#### **(一) 独立した創作**

著作権法により、文学、芸術、科学の分野において、独創性を持ち、かつ何らかの有形的な形式で複製できる著作物は著作権を享有することができる。独創性とは、本人が独立して創作することを指す。従って、独立して創作すれば、2つの著作物は同一又は類似であっても、同様に法律により保護される。よって、被告は、著作権侵害の告発を受けた時、自分が使用した著作物も独立して創作されたものであり、原告の著作物を盗作していないことを証明できれば、権利侵害の責任を免除することができる。

#### **(二) 権利の消尽**

著作権法では権利の消尽に関する明確な規定がないが、その存在は言うまでもない事実である。著作権者の著作物が合法的に出版された後、権利者は他人（例えば、書店）が更にその著作物の複製物を販売することを阻止する権利を明らかに有しない。

### (三) 合理的使用

合理的使用とは、法定の特殊な状況において、著作物を使用する際に著作権者の許諾を取得せず、報酬を支払わなくてもよいが、作者の氏名、著作物の名称を明示しなければならず、かつ著作権者が本法に基づいて享有するその他の権利を侵害してはならないことを指す。この規定は出版者、実演者、録音録画製作者、放送局、テレビ局等にも適用される。

著作権法第二十四条は、以下のように明確に規定している。

次の各号に掲げる状況において著作権を利用する場合は、著作権者の許諾を必要とせず、著作権者に報酬を支払わなくてもよい。ただし、著作者の氏名又は名称、及び著作物の名称を明示しなければならず、かつ当該著作物の正常な使用に影響を及ぼしてはならず、著作権者の合法的権利・利益を損害してはならない。

◇個人的な学習、研究又は鑑賞のために、他人が既に公表した著作物を使用する場合。

◇ある著作物を紹介、評論、又はある問題を説明するために、著作物において他人に既に公表された著作物を適切に引用する場合。

◇ニュースを報道するために、新聞、定期刊行物、ラジオ局、テレビ局等のメディアで既に公表された著作物をやむを得ず再現又は引用する場合。

◇新聞、定期刊行物、ラジオ局、テレビ局等のメディアが、他の新聞、定期刊行物、ラジオ局、テレビ局等のメディアにより既に公表された政治、経済、宗教問題に関する時事的文章を掲載又は放送する場合。ただし、著作権者が掲載、放送を許諾しない旨を表明している場合はこの限りでない。

◇新聞、定期刊行物、ラジオ局、テレビ局等のメディアが、公衆の集会において公表された演説を掲載又は放送する場合。ただし、著作者が掲載、放送を許諾しない旨を表明している場合はこの限りでない。

◇学校の教室における授業又は科学研究のために、既に公表された著作物を翻訳、翻案、編集、再生又は少量複製し、授業又は科学研究にかかる者の使用に供する場合。ただし、それを出版又は発行してはならない。

◇国家機関が公務執行のために、既に公表された著作物を合理的な範囲内で使用する

場合。

◇図書館、公文書館、記念館、博物館、美術館、文化館等が陳列又は版本を保存する必要から当該館が収蔵する著作物を複製する場合。

◇既に公表された著作物を無償で実演する場合、当該実演は公衆から費用を徴収せず実演家にも報酬を支払わない場合。

◇公共場所に設置又は陳列されている美術の著作物につき、模写、描写、撮影又は録画する場合。

◇中国の公民、法人又は非法人組織により既に公表済みの漢言語により創作された著作物を、少数民族の言語文字に翻訳し国内で出版及び発行する場合。

◇既に公表された著作物を、読字障害者が知覚可能な方法で当該障害者に提供する場合。

◇法律、行政法規に規定されたその他の場合。

#### **(四) 法定許諾**

法定許諾を受けた場合、使用者は著作権者の同意を得ずに、著作権者が既に発表した著作物を使用することができるが、著作権者に対して報酬を支払わなければならない。法定許諾の本質は、著作権の中のいくつかの絶対権を降格して合理的な使用料を取得する権利に転じさせることである。中国では、著作権の法定許諾の状況は主に著作権法第四章及びその他の関連規定に散在しており、例としては主に次のものが挙げられる。

・新聞の転載、抜粋の法定許諾。著作物が掲載された後、著作権者が転載又は編集をしてはならない旨を表明している場合を除き、他の新聞・刊行物はこれを転載又はダイジェスト、若しくは資料として掲載することができる。ただし、規定に基づき著作権者に報酬を支払わなければならない。

・録音製作者の法定許諾。録音製作者が、録音製品として合法的な既に収録済みの他人の音楽著作物を使用して録音製品を製作する場合、著作権者の許諾を得ることを要しないが、規定に従い報酬を支払わなければならない。著作者が使用を許諾しない旨を表明している場合、これを使用してはならない。

・放送組織の法定許諾。放送局・テレビ局は、公表済みの他人の著作物を放送する場

合、著作権者の許諾を得ることを要しないが、報酬は支払わなければならない。

- ・録音製品の再生の法定許諾。録音製品を有線又は無線で公開的に伝達し、又は音声を送達する技術設備を通じて公衆に公開送信する場合は、録音製作者に報酬を支払わなければならない。

- ・教科書の編成・出版のために著作物を使用する法定許諾。義務教育及び国の教育計画を実施するために編纂出版される教科書には、著作者の許諾を得ることなく、当該教科書の中で既に公表された著作物の一部若しくは短編の文字による著作物、音楽著作物、又は一枚ものの美術著作物、撮影著作物若しくはグラフィック著作物を編集することができる。ただし、規定に基づき報酬を支払わなければならない。著作者の氏名又は名称・著作物の名称を明記しなければならない。併せて著作権者が本法により享有するその他の権利を侵害してはならない。

- ・教育用コンテンツ作成の法定許諾。公衆送信権保護条例第八条で下記の通り規定されている。「情報ネットワークを通じて九年制義務教育を行う、又は国の教育計画を実施する場合、著作権人の許諾を得ずに公表された著作物の一部、短い文字作品、音楽作品、単一の美術作品、又は撮影作品を利用してテキストを作成することができる。テキストを製作した、又は法に基づきテキストを取得した遠隔教育機関が情報ネットワークを通じて学生に提供し、同時に著作権者に報酬を支払わなければならない」。

- ・インターネットを通じて農村に特定の著作物を提供する準法定許諾。公衆送信権保護条例第九条では下記の通り規定されている。「ネットサービス提供者は、貧困扶助を目的に、情報ネットワークを通じて農村地域の公衆に中国国籍の個人、法人、又はその他の組織が公表した栽培・養殖、疫病の予防・治療、災害防止・救済等貧困扶助と関係のある著作物や、文化上の基本的需要を満たすための著作物を無料で提供する場合、提供前に提供予定の著作物及びその著作者、支払い予定の報酬基準等を公告しなければならない。著作権者は公告後 30 日以内に許諾しないと表明した場合、ネットサービス提供者は提供してはならない。著作権者は公告後 30 日以内に異議を表明しない場合、ネットサービス提供者は著作物を提供することができ、同時に公告の基準に基づき著作権者に報酬を支払わなければならない。著作権者は、ネットサービス提供者が著作物を提供した後に異議を表明した場合、後者は著作物を削除しなければならず、同時に掲載

期間中の報酬を著作権者に支払わなければならない。前項規定に基づいて著作物を提供する場合、直接又は間接的に利益を取得してはならない」。

#### **四、不正競争侵害への抗弁事由**

反不正競争法第二章では、混同行為、商業賄賂行為、虚偽の宣伝行為、営業秘密侵害行為、不当な景品付き販売行為、商業信用の中傷行為、ネットワーク技術の不正利用行為等いくつかのよくある不正競争行為について規定している。その内、知的財産権と密接に関係している 2 つの不正競争行為は混同行為と営業秘密侵害行為である。そのうち、これらの不正競争行為に対して、よく使われる抗弁事由がある。

以下は主にこの 2 つの不正競争行為に対する抗弁事由を紹介する。

##### **(一) 混同行為の抗弁事由**

反不正競争法第六条にはいくつかの混同行為が規定されている。これらの混同行為は不正競争を構成する可能性があるだけでなく、他の法律に規定された侵害行為を構成する可能性もある。例えば、他人の一定の影響のある商品名、包装、装飾等と同一又は類似する標識を無断で使用する行為も権利者の商標専用権の侵害に当たる可能性がある。このように異なる法律において交差する部分が存在する場合、異なる法律の抗弁事由を使用することができる。汎用名称は商標権侵害事件においてよく見られる正当使用の抗弁事由に該当するが、大きな論争が存在する。汎用名称の抗弁の使用は、企業が主張する特有の名称と区別することができ、権利者の標章との混同が生じないため、不正競争においても抗弁事由として使用することができる。そのため、混同行為があると告発された場合は、汎用名称が公衆に混同を生じさせないことを理由に抗弁を提出することができる。

##### **(二) 営業秘密侵害行為の抗弁事由**

###### **1、客体に対する抗弁**

まず、営業秘密の本質に着眼し、相手の営業秘密が営業秘密の特性を備えていないと

根本的に否定できれば、営業秘密侵害に対する他の抗弁事由も機能する余地がない。

いわゆる、客体の抗弁である。営業秘密には秘密性、秘密保持性、価値性という三つの特性があり、いずれかの特定の性質がないと営業秘密としては成り立たない。

(1) 秘密性には、関連情報は当業者にとって周知の情報ではなく、容易に入手できる情報ではないことが求められる。一般的に、当該営業秘密が既に公衆に知られて秘密性を喪失したことを利用して抗弁することができる。

(2) 当該情報が価値を有しないことで営業秘密の価値性を備えていないことを提出することもできるが、価値判断は通常主観的要因による影響が大きいため、その事由が適用される場面が少ない。

(3) 営業秘密の秘密保持性に着眼し、権利者が有効な秘密保持措置を講じていないことを提出し、相手の情報が営業秘密であることを否定することもできる。権利者が秘密保持措置を取ったとしても、秘密保持の十分な程度に達していない可能性があるため、その抗弁事由で権利者の秘密保持性を否定する可能性もある。

営業秘密訴訟事件において、客体に対する抗弁が最も基礎で、最も広く応用されている抗弁理由である。従って、企業は営業秘密に関する不正競争訴訟を行うに当たって、営業秘密の構成要件に関する準備を整え、営業秘密という客体に抗弁することができる。

## 2、合法的な出所の抗弁

営業秘密を侵害したと告発された場合、合法的な出所という事由を提出して抗弁することができる。具体的には主に独立研究開発、リバースエンジニアリング、情報分析の3種類に分けられている。企業は自身の努力を通じて、絶えず研究開発を続けていれば、権利者と全く同じ営業秘密を発見しても権利侵害を構成しない。リバースエンジニアリングを用いて営業秘密を取得することも一般的な方法であるが、リバースエンジニアリングには、合法的手段で取得する等いくつかの条件を満たす必要がある。また、企業は一定の商業情報を収集し、研究判断・分析することにより、一部の営業秘密の情報を得ることもできる。これもビジネス上よく採用される方法である。

## 3、侵害被疑技術情報と権利者の商業機密が同一でも類似でもないという抗弁

訴えられた技術情報と権利者の営業秘密が同一でも類似でもない場合、被告は、侵害



被疑技術と権利者の営業秘密が同一でも類似でもないという抗弁を用いることができる。

#### 4、残留知識の抗弁

残留知識の抗弁は通常、個人が企業による営業秘密侵害告発に対して採用する抗弁事由である。従業員は工作中に企業に関する各種情報を創造し、接触し、学習し、それにより各種の関連スキルや知識を把握し、個人の学習所得及びスキルの一部となったことがある。違法又は不当に当該情報を取得し、元の企業の営業秘密を侵害していない限り、侵害被疑者の行為は営業秘密侵害行為に該当しない<sup>89</sup>。

#### 5、個人信頼の抗弁

個人信頼の抗弁は一般的に取引先リストに係る営業秘密紛争事件に適用される。この抗弁は、通常、医者、弁護士等個人のスキルに関して専門性が求められる業界で発生する。個人信頼の抗弁を採用するには、一定の条件を満たす必要がある。例えば、元のプラットフォームから提供された条件を利用して転職後の利益を図ってはならず、又は元の会社の取引先を持ち去ってはならない。従業員の個人に対する顧客の信頼により取得した取引機会は個人信頼の抗弁事由に該当する。

### 第4節 いざという時のための準備

知的財産権侵害訴訟はリスクが高く、見通しが予測できない法的ゲームである。如何なる権利侵害の告発を受けた被告は、訴訟中においても、訴訟前においても、これらの問題に真剣に対処しなければならない。権利侵害が成立したらどうすればよいか、如何に権利侵害訴訟による負の影響を低減するか、また、これらの問題を解決する方法として、訴訟に引き続き対応する以外に、実際の状況に基づいて予防的な措置も講じなければならない。以下にいくつかの一般的措置を紹介する。

---

<sup>89</sup> 李萌：「営業秘密に係る訴訟における主な抗弁事由」、「知的財産権法律の巨匠」に記載、2020年7月3日。

## 一、製品販売の一時停止

被告は、知的財産権侵害の評価を経て、知的財産権侵害のリスクが大きいと判断した場合、権利侵害商品の販売を一時停止することが考えられる。特に、被告には顧客が満足できる代替品がある場合は、告発された権利侵害製品の販売を一時停止すべきである。販売の一時停止は、その後の敗訴により生じうる賠償額を引き下げる役割があるだけでなく、人民法院がその後に行う主観的な権利侵害の悪意があるかどうかの認定にも影響を与えることができる。悪意による権利侵害がないと認定された場合、人民法院による懲罰性賠償金の適用を回避する可能性がある。また、この動きは、被告が被疑侵害に積極的に対応していることを示し、これにより釈放された意図はこれからの和解交渉等にも有利である。

## 二、クライアントからの支持を得る

一部の知的財産権の権利者は、訴訟の結果がまだ明らかでない時に、被告の取引先に権利侵害の警告又は通知を出して、「権利侵害製品」の販売又は使用の停止を要求又は暗示することがある。権利侵害訴訟に巻き込まれることを避けるために、一部の顧客は侵害被疑製品の販売又は使用を放棄することがある。

被告は、販売停止ができない同時に、製品が権利を侵害していないことに自信がある場合、直ちに取引先と意思疎通を行い、事実を説明し、共通認識と支持を求め、顧客に安心して現在の製品を購入させるよう努力しなければならない。必要に応じて知的財産権の侵害不存在に関する保証書に署名し、顧客に補償に係る保証を提供し、顧客が権利侵害として訴えられた場合に被告は弁護士を派遣して応訴を支援し、かつすべての法律上の責任を負うことを承諾することもできる。被告は上記のような誠意かつ実用的な行動をもって、顧客の懸念を解消することができる。互いの利益における一致性を保つこそ、顧客との緊密な同盟が形成できる。被告は顧客の利益のために顧客の身になって考えると同時に、自分の利益のためにも最善の措置を講じることができる。

### 三、権利侵害回避デザインを行う

専利訴訟において、原告が市場を独占しようとし、被告が許諾を取得することが困難な場合は、専利の回避プランを実施し、代替製品（実際、原告の商標と同一でも類似でもないように、被告の商標は回避プランを行うことができる）の開発を考えなければならない。権利侵害訴訟の期間が長く、少なくとも一、二年、多ければ四、五年もかかるため、技術が複雑ではない製品については、訴訟が終わる前に、権利侵害を構成しない新製品を発売する時間が十分ある。回避設計を通じて新製品を発売することにより、被告は、権利侵害を停止する旨の裁決を受け、権利侵害に該当すると判定された主力製品を生産できなくなった後にも、麻痺状態に陥らずに済むことができる。更に、被告は代替製品の宣伝、使用により相応の市場を維持し、企業の今後の発展にも回復の余地を勝ち取ることができる。

専利の回避デザインのステップは次の通りである。ステップ1：対象専利の保護範囲を確定する。その特許請求の範囲を分析して、明細書と関連審査過程における往来文書と併せて、当該請求項の文面の真実の意味及びその均等物の範囲を確認する。如何なる設計も専利の保護範囲に入らない限り、効果的な回避デザインといえる。ステップ2：コストとリスクの要因を評価する。対象専利に対して回避デザインを行う場合は、回避する経済コスト、技術リスク等の要因も考慮しなければならない。回避デザインのコストが高すぎると、経済的な面から考慮すれば、和解又は相手の専利の購入が考えられる。ステップ3：回避デザインによる成果の市場競争力を評価する。回避デザインによる成果は対象専利製品に相当する技術的效果又は商業価値を備えるか、又はその差がそれほど大きくないほうが望ましい。さもないと、回避デザインは単なる権利侵害の告発に対する便宜上の措置に過ぎず、関連業務の将来の発展に関しては更に戦略的に再計画する必要がある。

### 四、未権利化市場の活用

戦略的な考えとしては、権利侵害製品を製造、販売、使用する地域を知的財産権の権利者が知的財産権保護を取得していない国又は地域に移すことができる。知的財産権は

地域性を有するため、他の国又は地域において原告が専利、商標等の知的財産権を取得していない場合、これらの地域におけるその知的財産権の使用は権利侵害を構成しない。

## **五、予備危機管理広報活動**

企業が知的財産権訴訟に陥ると、企業の名誉に一定の影響を与え、更にその企業の今後の経営や発展問題にも影響を及ぼす可能性がある。そのため、企業も予備危機管理広報能力を備える必要がある。マイナスニュースがあった時、良好な広報能力は企業の損失を最小限に抑えることができる。更には受動的なものを主導的なものに転じさせ、不利を有利に変える成功例もある。しかし、下手な広報は苦境に陥った企業に更に重い一撃を与えるに違いない。知的財産権に関する訴訟紛争により生じた世論に対する企業の対応は、間違いなく他の広報対応の状況とは異なるが、広報の基本的な対応原則も備える。企業は広報対応に慣れていなくてもよいが、広報のための事前準備をしなくてはならない。次は知的財産権訴訟が発生した時の広報対応の注意事項を簡単に紹介する。

### **(一) 広報発生前の準備**

広報チームを立ち上げることは確実に広報の重要な役割を果たすことができるが、余分な出費があるため、一般の会社は専門的な広報メカニズムを有していない。このため、広報発生前に特別に準備する必要がある。例えば、企業のトップ層は、企業に危機が発生した時に危機管理広報を行うべきであるという正しい認識を有しなければならない。それ以外にも、企業内部の従業員が広報の基本的な状況を理解する必要がある。これから依頼する広報会社と良好なコミュニケーションを取るために、企業は従業員に対して関連研修を行うことができる。企業内部において企業の行動が世論を引き起こすかどうかを評価するための組織を柔軟に設立することもでき、発生する可能性のある公共事項を事前に準備することもできる。

### **(二) 広報発生後の処理**

#### **1、世論を調査する**

企業が知的財産権の訴訟に直面する時、メディアに報道された後、海賊版、盗作等マイナスに評価されることが普通である。企業に不利な世論が発酵した時、企業は世論監視メカニズムを確立し、適時に世論を調査しなければならない。物事の基本的な概要を明らかにしない限り、問題に対処し、効果的な対策を立てることができない。世論調査は危機管理広報の第一歩であり、基礎的な一歩でもある。それ以後の行動はすべて世論を正確に判断した上で行うものである。

## 2、タイムリーかつ正確に対応する

現代社会はインターネット社会であるため、情報の伝達が非常に迅速である。企業が世論の矢面に立たされた時、社会やメディアの関心の焦点となり、その企業と少しでも関連した事件であれば、注目され、ひいては拡大されることになる。従って、タイムリーかつ正確な対応により、今後の多くの不必要なリスクを回避することができる。また、タイムリーな対応は、その企業が問題に直面し、責任を負う勇気があることを示し、不利な地位にある企業にとってもプラスになる。更に、企業のタイムリーな対応は世論を導く役割もある。これは企業が危機管理において広報を活用して主導権を獲得する肝心な一歩である。

## 3、解決案を提出する

問題が発生した後、社会全体に最も注目されているのは、如何に対応措置を講じ問題を解決するかである。そのため、企業は積極的に解決案を提供しなければならない。

事件の解決策ができた以上、通常、世論の関心度が下がっていく。なお、企業が提出した解決案は必ず公衆の質疑に耐えられなければならない。さもなければ、第2弾の世論を誘発することになる。

## 4、今後の活動を公開する

広報の後始末も行う必要がある。世論は問題解決後の活動にあまり関心を持っていないが、企業は今後の問題解決活動の流れを公開することで、責任を取る勇気があり、真に問題解決に向けた企業イメージを作ることになるため、企業の今後の発展のための基盤を築くことができる。

知的財産権侵害訴訟に対する戦略又は措置は、訴訟の実務において様々に変化すると同時に、時と地域によって更に相違が生じるため、その全貌を解説することができない。例えば、訴訟前又は訴訟中における権利侵害の和解を目指したり、企業の買収によって権利侵害紛争をなくしたりする等の措置は、いずれも知的財産権侵害訴訟に応じるための戦略であると考えてよい。

## 第5章 訴訟後の実務

### 第1節 判決の履行

判決の確定後に、敗訴側は判決書の所定期間以内に人民法院が言い渡した判決内容を自発的に執行すべきである。しかし、敗訴側は自主的に関連義務を履行しないことがある。従って、実務においては、判決の円滑な履行を確保し、又は、人民法院に発効した判決内容の強制執行を申し立てるスキルを上手にマスターすることは、訴訟に勝つこと自体よりも重要である場合もある。

#### 一、有効な執行のためのアドバイス

##### (一) 人民法院による調査制御システムの使用を申し立てる

被執行者の財産に係る手掛かりを調査することは、円滑な履行を確保する基礎として前提であり、被執行者の履行能力の認定、今後の可能な強制執行策略の確定、執行措置の適用の決定に係るため、事件が最終的に成功裏に収めるかどうかのキーポイントである。「最高人民法院による人民法院の執行活動の若干問題に関する規定（試行）」の第二十八条と第二十九条は、被執行者の財産に係る手掛かりを取得する方法は主に申立人による関連情報の提供、人民法院による職権に基づく調査並びに被執行者自身による提供の3つがあると示している。

申立人が被執行者の財産に係る手掛かりを調査することは客観的に困難である一方、被執行者自身による提供を期待することも現実的でないことに鑑み、実務においては、主に人民法院が職権に基づいて被執行者の財産に係る手掛かりを調査することに頼っている。最高人民法院は2014年に、情報化、インターネット化、自動化の手段を通じて被執行者及びその財産を調査・制御するインターネット執行調査制御システム（「本部間インターネット調査制御システム」）を構築した。訴訟の立件後、開廷前に、「最高人民法院による人民法院の財産保全事件の処理における若干問題に関する規定」の第十一条に基づき、人民法院に対して、同システムを使用し、被申立人の財産について調査

を行うことを申し立てることができる。

## (二) 財産保全を積極的に利用する

財産保全とは、発効した民事判決が将来的に確実に執行されることを保証し、又は債権者の合法的権益が補填困難な損害を受けることを速やかかつ効果的に回避するために、法律の規定に基づき、債権者の申立により、人民法院が法により講じた関連債務者の財産処分又は移転を制限する強制的措置を指す。権利侵害者は、自分が訴えられたことを知った後、賠償責任を負うことになることを自覚している前提においては、権利者が勝訴しても十分な賠償が得られないように、必ず様々な方法を通じて個人名義の移転可能な財産を移転させる。そのため、実務においては、法院が立件した後、被告に召喚状等の応訴資料を送る前に、書面で申し立て財産保全を完成させることが望ましい。申立てが早ければ早いほど、申立人に有利である。財産保全が完了した後、被申立人名義の財産は凍結され又は差押えられることになるため、被申立人は保全期間中に財産を移転することが不可能になるだけでなく、訴訟前和解に関わる場合にも申立人が自信をもって、より自分に有利な和解案を提出することができる。

なお、「民事訴訟法」(2021) 第百三条に基づき人民法院に財産保全を申し立てた後、財産保全費用と適切な担保を人民法院に提出しなければならないことには要注意である。財産保全費用は人民法院が審査して確定するが、通常 5,000 元を上限とする。また、人民法院は、事件の状況に応じて、誤った財産保全の決定によって被申立人に財産上の損失をもたらすことを防止するために、申立人に一定の割合又は同額の担保金又はその他の担保物の提供を要求することができる。実務においては、人民法院から担保の提供が求められた場合、事件の訴訟率、担保金の額に応じて、一定のリスクを負担して財産保全を申し立てるかどうかが決めることができる。

無論、財産保全担保を一切提出していなくても、誤った保全が発生し、最終的な訴訟結果が原告の敗訴となった場合、原告は誤った財産保全による被告の財産損失を賠償しなければならない。このような状況の発生を防ぐために、保険会社の訴訟中財産保全責任保険に加入することができる。人民法院にとっては、付保された財産保全に対する担保審査のリスクが低くなり、裁判の効率を高めると同時に、間接的に執行困難の問題を



解決することもできる。申立人にとっては、財産保全のコストが低くなり、自らの権利をよりよく保護することができる。保険会社にとっては、訴訟中財産保全責任保険を新たな業務として、自社全体に収益を上げることができる。保険会社は、申立人の提出した資料を審査し、訴訟の結果を大まかに評価した後、保険の加入を引き受けるか、及び具体的な保険料と保険額を決定する。

最後に注意すべきなのは、財産保全には一定期間が限定されていることである。期間が満了すると、保全措置は自動的に解除される。例えば、保全された口座の凍結状態が解除されることになり、しかも、財産保全の被申立人はこの情報を知った後に、訴訟中に財産を移転する可能性がある。この状況の発生を防ぐために、人民法院の財産保全の裁定及び具体的な裁定状況を手に入れた後、訴訟終了までに被申立人に対する保全措置が中断されないよう、人民法院により提供された保全期間に基づいてリマインドを設定し、保全期間満了日の30日前までに人民法院に保全の延期を申し立てることが望ましい。

### **(三) 判決確定証明書の提出**

執行申請を提出するためには、判決書及び一般的な手続き資料を提出するほかに、通常、「判決確定証明書」の提出が要求される。当該書類の発行については、人民法院のオンライン訴訟システムで、発効した判決書を下した人民法院に申し立てることができる。判決確定証明書には、判決書の確定日が明記されているが、当該確定日に基づき、延期履行に関する利息を算出することができる。

## **二、強制執行のための手掛りの調査**

### **(一) 被執行者自身に関する手掛り**

人民法院が強制執行を行う時、一般的には被執行者を見つけて関連文書を送達する必要がある。さもなければ、強制執行の手続きは違法になる。従って、被執行者の行方の確認に関しては、被執行者の自宅、勤務先又は常住地を捜査することができる。また、公安、人民法院の協力によって懸賞令を發布し、執行者の行方について懸賞金をかける

こともできる。

## **(二) 被執行者の一般的財産に関する手掛かり**

実務においては、人民法院による本部間インターネット調査制御システムの使用を申し立てること、人民法院による財産調査令の発行を申し立てること、人民法院に懸賞付き執行の実施を申し立てることの様に司法機関の力を借りて被執行者の財産に係る手掛りを調査するほか、訴訟の過程において、被執行者の一般的財産に係る手掛りを自ら調査することもできる。例えば、①既存材料の中にある権利者に関連する関連会社、対外的投資及び入金口座等の情報。②工商登記部門に被執行者及びその関連会社、企業登録等の情報を照会する。③銀行及びその他の金融機関から被執行者の預金及び信用情報を取得する。④被執行者の不動産所有権及び土地所有権等の情報を住宅管理部門に照会する。⑤自動車管理所から被執行者の自動車の情報を取得する。⑥被執行者の株式等の情報を証券会社から取得する。⑦被執行者の家庭及び関連情報を公安戸籍部門から取得する。⑧被執行者の勤務先にその収入、住宅積立金等の情報を取得する。⑨街道事務所、居民委員会、村民委員会等の機構及び団地住民から間接的に被執行者の収入、生活源等の状況を把握する。⑩その他関係機関、関係者から被執行者の財産、社交活動、経営状況等の情報を把握する。⑪企業情報検索ソフトを通じて情報収集する。⑫ウェブサイト、ミニブログ、WeChat 公式アカウント等その他インターネット等の公開の情報収集ルートを通じて財産情報を取得する。⑬刑事捜査処理の後続の民事訴訟において、検察院、人民法院の事件ファイルにおける司法会計鑑定意見及び添付資料に犯罪被疑者の事件に関連する銀行口座、アリペイ口座、WeChat 財付通口座の情報が記載される。

## **(三) 被執行者「電子決済」口座に関する手掛かり**

中国では、「電子決済」が非常に発達しており、アリペイ、WeChat 等を代表とするバーチャル口座も財産の保全と執行の中で無視できない重要な財産の手掛かりとなっている。アリペイ、WeChat 口座は人民法院が実行できる「その他の財産権」の範囲に属し、人民法院は被執行者名義のアリペイ、WeChat 口座に対して差押え、凍結、差引を実施す

る権利がある。特に電子商取引の普及により、電子商取引プラットフォームで発生した知的財産権侵害の件数が激増し、多くの商店も直接アリペイ口座を入金用に使用している。被申立人のアリペイ口座を凍結することで、その中の財産及びその後の販売により増えた財産を今後の強制執行のための財産にすることができる。

実務においては、自分でアリペイ口座の手掛りを調査することもできる。また、被執行者と取引をした場合には、淘宝（タオバオ）アフターサービを通じて販売者情報の開示を申し立てることもできる。販売者情報には販売者の具体的な身分と連絡先、場合によってはアリペイアカウントも含まれる。

#### **（四）被執行者の知的財産権に係る手掛かり**

「最高人民法院による人民法院の執行活動の若干問題に関する規定（試行）」第五十は、「被執行者が発効した法律文書に定められた義務を履行しない場合、人民法院は、被執行者による専利権、登録商標専用権、著作権（財産権部分）等の知的財産権の譲渡を禁止すると裁定する権利がある。上記の権利に関して登録主管部門が存在する場合、同時に当該関係部門に執行協力通知書を送付し、財産権移転手続きの処理をしてはならないよう要求しなければならない、必要に応じて被執行者に対して財産権又は使用权の証書を人民法院に渡して保管させるよう命じることができる。前項の財産権については、競売、売却等の執行措置を講じることができる。」と規定されている。

申立人は国家知識産権局のウェブサイトでは被執行者の知的財産権に関する権利情報を調査することができる。被執行者が実際価値のある専利又は商標を有することを発見した場合、人民法院に強制執行を申し立てることができる。知的財産権価値の評価については、今後の執行手続きで競売に及ぶ可能性があるため、直ちに一定の時間と費用をかけて知的財産権の価値を評価しなければならない。従って、知的財産権自体の価値が低い場合、評価する必要なく、この部分の財産の執行を直接放棄することを勧める。逆に、被執行者の所有する知的財産権の価値が大きい場合、その知的財産権を執行することによって、判決における債務の履行を確保しなければならない。

### 三、強制執行の督促手段

#### (一) 履行遅延期間の債務利息

民事訴訟法第二百五十三条によると、被執行人が判決、裁定その他の法律文書が指定する期間内に金銭給付の義務を履行しない場合には、履行遅延期間の債務利息の倍額を支払わなければならない。被執行人が判決、裁定その他の法律文書が指定する期間内にその他の義務を履行しない場合には、履行遅延金を支払わなければならない。

「人民法院による事件執行の処理に関する規範」(2017)によると、履行遅延期間の債務利息は、履行遅延期間の普通債務利息と増加部分の債務利息を含む。履行遅延期間の普通債務利息は発効した法律文書により確定された方法で計算される。法律文書で当該利息の給付が定められていない場合は計算しない。増加部分の債務利息の計算方法は、債務の弁済ができていない発効した法律文書で確定された、普通債務利息を除く金銭債務\*1万分の1.75/月\*履行遅延期間とする。

増加部分の債務利息は発効した法律文書で確定した履行期間の満了日から起算する。発効した法律文書が分割履行を定めた場合は、毎回の履行期間の満了日から起算する。発効した法律文書が履行期間を定めなかった場合、法律文書の発効日から起算する。

#### (二) 高額消費を制限する

「最高人民法院による被執行者の高額消費の制限に関する若干規定」(法積〔2015〕17号)によると、被執行者が自然人である場合、消費制限措置を講じられた後に、次に掲げる高額消費並びに生活及び業務に必要な消費行為をしてはならない。(1) 公共交通機関を利用する場合、飛行機、列車の1等寝台、汽船の2等以上の客室を選択する。(2) 星等級制のホテル、飲食・宿泊施設、ナイトクラブ、ゴルフ場等の場所で高額な消費をする。(3) 不動産を購入する又は家屋の新築、拡張、高級な改装を行う。(4) 高級なオフィスビル、ホテル、マンション等の場所を賃借して業務を行う。(5) 業務に必要な車両を購入する。(6) 旅行に行く、休暇を取る。(7) 子女を費用の高い私立学校に就学させる。(8) 高額な保険料を支払い投資性の高い保険商品を購入する。(9)

G を頭文字とする動車組列車のすべての座席、その他動車組列車の 1 等以上の座席を利用する等の生活及び業務に必要な以外の消費行為。

被執行者が組織である場合、消費制限措置を講じられた後に、被執行者及びその法定代表者、主要責任者、債務の履行に影響を及ぼす直接の責任者、実質的な管理者は前項で規定されている行為をしてはならない。個人の消費のために個人の財産により前項規定の行為に至った場合、執行法院に申請を提出することができる。執行法院は審査を経て事実であることを確認した場合、それを許可しなければならない。

### (三) 信用失墜被執行者名簿に入れる

「最高人民法院による信用喪失被執行者名簿情報の公布に関する若干規定」（法積〔2017〕7 号）に基づき、被執行者が発効した法律文書で確定された義務を履行せず、かつ次の各号のいずれかに該当する場合、人民法院はそれを信用喪失被執行者名簿に組み入れ、法により信用懲戒を行わなければならない。(1) 履行能力があるにもかかわらず発効した法律文書で確定された義務の履行を拒否した場合。(2) 証拠偽造、暴力、脅迫等の方法により執行を妨害、抵抗した場合。(3) 虚偽の訴訟、虚偽の仲裁又は財産の隠匿、移転等の方法により執行を回避した場合。(4) 財産報告制度に違反した場合。(5) 消費制限令に違反した場合。(6) 正当な理由なく和解協議の履行執行を拒否した場合。

人民法院は、関連単位が法律、法規及び関連規定に基づき、政府の調達、入札募集・入札、行政審査、政府支援、融資、市場参入許可、資格認定等において、信用失墜被執行者に対して信用懲戒を実施すべく、信用失墜被執行者名簿情報を政府の関連部門、金融監督管理機関、金融機関、行政機能を担う事業単位及び業界協会等に通報しなければならない。人民法院は信用失墜被執行者名簿の情報を信用機関に通報しなければならない。かつ、信用機構はこれを信用システムに記録しなければならない。国家公務員、人民代表大会代表、政治協商委員等が信用失墜被執行者名簿に掲載された場合、人民法院は信用失墜状況をその所属機関と関連部門に通報しなければならない。国家機関、事業単位、国有企業等が信用失墜被執行者名簿に掲載された場合、人民法院は信用失墜状況をその上級機関、主管部門又は出資者の職責履行機関に通報しなければならない。

#### **(四) 出国制御**

信用失墜被執行者及び信用失墜被執行者の法定代表者、主要責任者、実際支配者、債務履行に影響する直接責任者の出国を制限する。当事者が関わっている民事事件がまだ終結していない場合、人民法院は関係の当事者に出国を禁止する。

具体的な措置の内容には、旅行会社の海外旅行団体ツアーへの参加、及び旅行会社の提供した海外旅行と関連するその他サービスの享受の制限が含まれる。

#### **(五) 判決、裁定執行拒否罪**

刑法第三百十三條の規定によると、人民法院の判決、裁定に対して執行能力があるにもかかわらず執行を拒否し、情状が深刻な場合、3年以下の有期徒刑、拘役又は罰金に処し、情状が特に深刻な場合、3年以上7年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。

### **四、強制執行の注意事項**

#### **(一) 強制執行を申し立てる時間**

民事訴訟法（2021年改正）第二百四十六條には、「執行を申し立てる期間は、二年とする。執行申立時効の停止及び中断には、訴訟時効の停止及び中断に関する法律の規定を適用する。前項に定める期間は、法律文書が定める履行期間の最終日から起算する。法律文書が分割した履行期間を定めている場合には、所定の各履行期間の最終日から起算する。法律文書が履行期間を定めていない場合には、法律文書の効力発行日から起算する。」と規定している。

#### **(二) 強制執行可能な対象**

強制執行可能な財産：①貨幣資金（銀行預金、インターネット金融）、有価証券（株式債券、資産運用商品等）、給与／積立金に対する調査、凍結と差引、②不動産、車両又は貨物等その他有価物に対する差押え、評価と競売。

強制執行可能な行為：①権利侵害の停止（権利侵害を継続し、又は形を変えて権利侵

害を継続した場合、工商部門に調査と処理を申し立て、又は、強制執行を申し立て、生産設備を差し押さえ、ひいては司法拘留を実施することもできる。履行遅延金は申立人に渡す。例えば、強制立ち退き住宅居住者)。②名前や商号の変更。「工商総局による登録効率の向上、企業名称登録管理改革の積極的な推進に関する意見」(2017)及び反不正競争法によると、企業名称の変更が強制執行された企業は、その名称の代わりに一時的に社会統一信用コードを使用する。③影響の除去。謝罪公告の代理発行、判決の主な内容の掲載、拘留罰金。

---

#### ◇コラム：執行に関する公式サイト

##### ●全国人民法院による執行困難の着実な解決に向けた情報サイト (<http://jszx.court.gov.cn/>)

全国人民法院による執行困難の着実な解決に向けた情報サイトは最高人民法院の公式サイトの子サイトである。ウェブサイトには主に情報発表、データ展示、暴露プラットフォーム、執行訴訟サービスの4つのブロックが含まれる。1つ目はニュース、仕事の動態、典型的な判例、執行過程、政策解説の5つのコラムを含む情報発表ブロックである。2つ目は信用失墜懲戒データ、ネットオークションデータ、全国人民法院による執行事件データを含むデータ展示ブロックである。3つ目は自然人、法人又は他の組織の二種類に分けられ、スクロールして放送している信用失墜被執行者暴露プラットフォームである。4つ目は、「被執行者情報検索」、「信用失墜被執行者名簿情報の公布と検索」、「執行手続終結事件の公開と検索」、「ネット司法オークション情報の公開と検索」、「消費が制限されている者の情報の公開と検索」、「裁判文書サイト」、「裁判フロー情報公開サイト」、「執行された事件の金額の受領・公告・検索」という8つのプラットフォームにリンクするサービスブロックである。

##### ●中国執行情報公開サイト (<http://zxgk.court.gov.cn/>)

「中国執行情報公開サイト」を通じて、事件の執行状態を確認し、人民法院と連絡を取り、被執行者による法律文書で定められた義務の速やかな履行を促し、人民法院の執行活動を監督することができる。具体的な機能については次の内容がある。①執行情報の公開、当事者と裁判官との情報交流と双方向的活動、執行情報の公開と監督管理にお

いてより権威的、便利、適時に行うことができ、当事者は PC 端末、モバイル端末を通じて中国執行情報公開サイトにアクセスすることができる。②多次元から関連執行情報が公開されるため、社会公衆は、対応する入り口を通じて、人民法院が公布した信用失墜被執行者情報、消費が制限されている者の名簿、執行が実施された事件の被執行者情報、人民法院が終結した執行事件の情報及び執行法律文書等の情報、司法 競売の公告、執行された金額の公告等の情報を検索し確認することができる。③主動的、全面的、即時に執行情報の交流ができるよう、執行裁判官、当事者等のユーザーにコミュニケーション、双方向的活動のできる情報化プラットフォームを提供する。④大衆が法律法規の実施と執行活動に関する情報を速やかに把握できるよう、執行マニュアル、法律法規、理論と実務、執行情報、裁判官風采、典型的な判例等のコラム情報を提供する。

-----

## 第 2 節 判決結果の公表

現在、最高人民法院が下した判決の結果は、通常、中国裁判文書サイト等の公式に公開されたルートから入手することができる。情報技術やインターネットメディアの成長に伴い、訴訟の判決結果を個人メディア、事務所のウェブサイト、企業の公式サイト等の様々なルートで検索することができる。企業が勝訴したことは喜ばしいことであるため、企業もその知的財産権事件の勝訴判決結果を多くの人に知らせることを望んでいる。

### 一、法院の公表

最高人民法院が主宰する公式サイトでは、訴訟に関する様々な形式の情報が公開されている。例えば、中国裁判文書サイトでは、秘密保持に係らない判決書、裁定書等の法律文書が公開されている。中国裁判プロセス情報サイトでは、公判公告、裁判官名簿、訴訟マニュアル等の一連の情報が公開されている。中国開廷審理公開サイトでは、開廷審理の生中継が直接公開されている。中国執行情報公開サイトでは、被執行者情報、信用失墜名簿等の情報が公開されている。最高人民法院の全面的な公開を通じて、一般市



民が訴訟の全貌を十分に理解できるようになったと言える。

人民法院の情報公開は、公衆が便利かつオールプロセスに事件に参加できるための重要なプラットフォームを提供している。次は人民法院の重要な公開内容をいくつか簡単に紹介する。

### **(一) 裁判文書の公開**

人民法院が知的財産権事件を審査した後、通常、発効した裁判文書を中国裁判文書サイトにアップロードする。当事者と公衆は中国裁判文書サイト<sup>90</sup>で当該事件の裁判文書を検索することができる。裁判文書サイトで公開されている裁判文書の種類は、判決書、裁定書、支払令、各種の申立却下通知書、国家賠償決定書、行政調停書、民事公益訴訟調停書、及び訴訟手続きを中止、終結する役割を有する、又は当事者の実体権益に影響を及ぼす、又は当事者の手続上権益に重大な影響を与えるその他裁判文書を含む。これらの法律文書は訴訟における重要な内容をほぼ全面カバーしている。公衆は、当該公開された文書を通じて多くの情報を知ることができる。

裁判文書の公開にはいくつかの例外がある。これらの例外は主に国家秘密、営業秘密、個人のプライバシー、未成年の犯罪、調停で終結した訴訟、離婚訴訟又は未成年の子女の扶養、監護等に係っている。裁判文書サイトで公表されないこれらの文書は、一切情報を公開しないわけでもない。上記の公開に不適切な内容を漏洩する可能性がないことを確保できる前提において、当該文書の事件番号、審理を行った人民法院、裁判期日及び公開しない理由については公開が必要である。裁判文書に関する情報を更に取得したい場合、中国裁判文書サイトにアクセスしてより全面的に把握することができる。

### **(二) 執行情報の公開**

執行情報とは、人民法院が事件を執行する過程において生じた各種情報を指す。人民法院は執行情報の公開を通じて、当事者と公衆に適時に人民法院が当事者の勝訴権益を実現するために行った執行措置を理解させている。執行情報サイトにおける検索方法は

---

<sup>90</sup> <https://wenshu.court.gov.cn/>

当事者による検索と公衆による検索の2種類に分かれている。企業は、訴訟を勝ち取った後、相手が判決の義務を積極的に履行しない場合に、既に発効した判決書に基づき人民法院に強制執行を申し立てることができる。具体的な執行情報については、当該ウェブサイトを検索することで得られる。また、同サイトはその画面に信用失墜被執行者名簿を公開しているため、公示と懲戒の役割も果たしている。

### **(三) 開廷審理情報の公開**

開廷審理の公開は司法公開の一部である。その中の開廷審理情報の公開はインターネット情報伝達技術を利用してインターネットを通じて実体のオフラインの開廷審理現場をオンラインで再生することを指す。中国開廷審理公開サイトでは開廷審理の中継、裁判の予告、生中継の再放送等様々な公開項目がある。開廷審理が中継される前に、開廷審理の予告があるため、その予告の情報に基づいて、時間通りにオンラインで開廷審理の生中継を見ることができる。よって、開廷審理の生中継を見逃しても問題がなく、生中継の再放送を見ることで関連事件の開廷審理情報を知ることができる。また、重大事件、ホットスポットランキング等、他にもいくつかの実用的なサービスがある。

### **(四) 裁判プロセスの公開**

中国裁判プロセス情報公開サイトは、当事者と弁護士に事件のプロセスを検索するサービスを提供することができる。検索バーに関連情報を入力すれば直ちに検索できる。また、同サイトは訴訟マニュアル等の実務的な資料も提供している。企業は訴訟前、訴訟中に上記資料を参考にすることができる。

最後に、上記のサイトの使用には特別な審査許可が要らず、ユーザーとして上記サイトに登録すれば、直ちに無料で利用できる。上記の紹介はその中の重要部分を選出して説明しただけで、より詳細な内容を把握したい場合は、具体的に上記のサイトにアクセスし関連情報を取得することができる。

## 二、企業のホームページでの侵害者の情報の公開

人民法院が判決を下した後、勝訴企業は判決書又は判決結果を自社のウェブサイトで発表し、知的財産権保護の結果としてウェブサイトの閲覧者に展示することができる。なお、公開されている判決書に開示すべきでない内容があるかどうかを評価しなければならない点については要注意である。判決の内容が個人のプライバシー、営業秘密、国家秘密等に係る場合、展示してはならない。

## 三、適切な宣伝

企業は知的財産権訴訟に勝訴した後、必要に応じて自社の訴訟成果を適度に宣伝することができる。宣伝はある意味では情報の伝達と言える。宣伝方法としては、新聞雑誌（有名な個人メディアを含む）での掲載、講演による紹介、協会の判例選出等を通じて宣伝することができる。企業が自社に有利な訴訟結果を宣伝することは、自社の実力の証明、企業の知名度の向上、潜在的権利侵害者又は既に権利侵害を構成した侵害者に対する警告という多くのメリットがある。無論、宣伝を行う（特にメディアを通じて宣伝する）には一定のコストがかかるため、企業は適切な宣伝方法を選ばなければならない。

## 四、その他の侵害者への警告の証拠

企業が知的財産権紛争事件において勝訴した後、この結果は他の類似する権利侵害者を効果的に抑止する役割を果たすことができる。一般的な観察によると、知的財産権自体の特徴によって、権利侵害行為は通常、単一的に発生するのではなく、異なる地域と異なる時間において多くの権利侵害者に散見されている。数多い権利侵害者に対して、いちいち法廷で争うことは間違いなく権利者にとってコストが高く、比較的難しいことである。企業は一つの訴訟を勝ち取ることによって、山をたたいて虎を震わせる威嚇の役割を果たすことができる。企業の同種類の知的財産権事件における勝訴は通常、権利侵害者に心理的な脅威を与えることができるため、企業は勝訴結果をもって他の権利侵害者に警告状を送付すれば、警告状の威力を大いに高めることになる。

### 第3節 再発防止のための監視

#### 一、再発の可能性について

知的財産権の財産権としての価値は主に商業活動を通じて実現されるため、知的財産権の本質は特定の独占的商業利益の保護を中心とする権利設定である。これに応じて、知的財産権侵害行為も、通常あるビジネスモデルの一部として日常生活に現れることが多い。ビジネスモデルの実行は商業利益の刺激により駆動されるため、知的財産権侵害行為も商業利益により駆動される。知的財産権侵害行為のビジネス化により、知的財産権侵害行為は極めて再発しやすい権利侵害行為類型になるに違いない。

知的財産権侵害の再犯率が高い理由は以下のとおりである。経営者がコスト収益の分析といった経済的観点から権利侵害行為を評価しており、権利侵害による収益が権利侵害のコストより高い場合、権利侵害は「理性的に」継続される一方、知的財産権の権利維持の難しさと賠償金に限度があることにより経営者の権利侵害コストが大幅に低減しているため、経営者は、権利侵害による収益が権利侵害コストより大きいという結論を出すことが多く、再び権利侵害行為を実施する十分な理由になる。

#### 二、再発防止の手段

##### (一) 勝訴した事実に関する広報

権利者にとって、再犯の多発は、非常に憂慮している問題である。権利侵害訴訟は通常一定の時間、精力とコストを必要とする。企業にとって、最終的な賠償金額の多寡は重要であるが、更に重要なのは判決結果によって確認された権利侵害の事実と責任をもって、市場における他の権利侵害者に対して抑止効果と連鎖反応を生じさせられることである。従って、訴訟が終わった後、勝訴の結果を宣伝する必要がある。その目的は自社の知的財産権活動を宣伝するためだけではなく、企業が知的財産権を保護する決心を示すためでもある。権利侵害訴訟は強い信号として、他の者に係争侵害者のマネをしないよう暗示することで、他の権利侵害行為のある企業に対して抑止力を発揮することになる。こうすれば、既存又は潜在的な権利侵害者に圧力をかけて、自社の権利維持コス

トを効果的に引き下げることができる

## **(二) 継続的市場監視**

再発防止のためには、自社製品を定期的に監視する必要がある。電子商取引ウェブサイト、インターネット上で発表された情報、関連協会の情報、展示会等の複数のルートから侵害者と侵害製品を監視することができる。

**1、淘宝、天猫、京東、蘇寧易購、拚多多等の電商商取引ウェブサイト/APP を監視する。**

このような電子商取引ウェブサイトは、製品が豊富でブランドも多く、多くの消費者をカバーしており、主に個人又は家庭のショッピング、及び団体購入等に使われている。なお、これらのウェブサイトのほとんどは画像をアップロードして商品を自動的に検索できる画像検索機能を有しているため、権利侵害製品への監視に便利な条件を提供していると同時に、ウェブサイトから各商品の販売量又はコメント量も容易に把握でき、権利侵害者が獲得した利益を計算する根拠の一つとすることができる。

**2、アリババ (1688)、慧聰網等の卸売ウェブサイト/APP を監視する。**

このような卸売サイトは主に中小企業が商品の卸売情報を発表するために使われていると同時に、個人ユーザーによるショッピングにも使われている。このようなサイトで侵害者が製品情報を発表したことを監視により発見した場合、販売又は販売許諾の証拠とすることができる。

**3、検索エンジン。**

権利侵害に関する手掛りがない場合には、検索エンジンを利用して、インターネットで発表された関連製品の製造と販売情報を監視することができる。

**4、メーカー/販売者の公式サイト、WeChat 公式アカウントとミニブログ等を監視する。**

同業界内のメーカー/販売者はその公式サイト、WeChat 公式アカウントとミニブログ

等のインターネットルートで自社の製品情報を宣伝しているため、侵害商品を暴露する可能性がある。これを販売又は販売許諾の証拠として利用できる。

#### 5、大手のスーパー、卸売先等の関連製品の販売市場を監視する。

関連製品の実体販売市場においては、侵害製品を販売している証拠を直接収集できる。

#### 6、業界展示会の出展者と展示品を監視する。

製品と技術を展示し、販売を促進し、ブランドを普及させる重要な活動として、一部の業界の企業は展示会に参加することを非常に重視している。同時に、侵害者と侵害製品に対する監視にも有利なルートを提供している。展示会では、権利侵害製品や宣伝資料等を直接集めることができる。

#### 7、その他

その他の監視ルートには、発行された雑誌やプッシュメール等の関連商品の業界協会が発表したウェブサイトと宣伝資料等が含まれている。

### （三）税関にての監視

税関は輸出入貨物の管理機関として、輸出入貨物を有効に管理することができる。

中華人民共和国知的財産権海関保護条例（2018年改正）第二条には、「本条例にいう海関による知的財産権の保護とは、海関が輸出入の貨物に関して中華人民共和国の法律、行政法規によって保護された商標権専用権、著作権及び著作権に関わる権利、専利権（以下、知的財産権と総称する）に対して実施する保護をいう。」と規定している。

従って、税関が知的財産権保護活動を展開する範囲は主に2つある。

#### 1、商品範囲：輸出入貨物

税関による知的財産権保護の商品の範囲は輸出入貨物に限られている。

貨物輸送ルートを通じて輸出入した貨物、郵便配達、速達ルートを通じて出入国した物品及び個人が持ち込んで出入国した物品を含むが、通過、中継輸送と通運の貨物を含まない。

## 2、権利範囲：中国で合法的かつ有効な知的財産権

税関による知的財産権保護の権利範囲は商標専用権、専利権、著作権及び関連権利を含み、かつ、中国国内で合法的かつ有効な知的財産権でなければならない。

知的財産権が税関総署に登録された後、その登録情報は、全国税関ネットワークにアップロードされる。各地方税関は、登録情報に基づき、輸出入貨物が、登録されている知的財産権を侵害しているか否かについて監督管理する。全国の各地方税関の職権による現場における法執行を通じて、効果的に知的財産権を保護できる。従い、早めに知的財産権を税関に登録して、税関による監視を通じて、侵害行為の再発等をある程度把握することができる。

### (四) 就業禁止と禁止令

就業禁止と禁止令は刑事処罰以外の資格類処罰措置に該当する。両者を設立する目的は再犯の危険性を予防することにある。刑事司法の実践において、就業禁止や禁止令が適用される事件がよくあるため珍しくない。通常、職業の利便性を利用して罪を犯した事件に適用される。知的財産権侵害の刑事事件において就業禁止と禁止令を適用することは、犯罪者による知的財産権への再侵害を防止するだけでなく、社会大衆に同じ過ちを繰り返さないよう戒めることもできる。

#### 1、就業禁止

刑法第三十七条の一の規定によると、職業の便宜を利用して犯罪を実施し、又は職業の要求する特定の義務に違背した犯罪を実施したことにより刑罰に処せられた場合には、人民法院は、犯罪状況及び再犯罪予防の必要に応じて、刑罰の執行完了日又は仮釈放日から関連職業に従事することを禁止することができ、期間は3年から5年とする。

「就業禁止」は刑罰ではなく、ある従業者の再犯を防ぐための禁止性措置であり、刑罰の付加措置として刑罰の不足を補っている。関連職業に従事することが禁止されている者は人民法院の決定に違反し、情状が深刻な場合、判決、裁定の執行を拒否する罪として刑事責任が問われる。刑事での「就業禁止」は、強い懲戒と警告の機能を有しており、犯罪行為を源から抑制し、知的財産権者の合法的権益を効果的に保護することがで

き、企業による革新の保護、ビジネス環境の最適化に大きな意義を有している。

## 2、禁止令

刑法第三十八条第二項の規定によると、取り締まりの判決は、犯罪状況に応じて、同時に犯罪者が執行期間中に特定の活動に従事し、特定の区域、場所に入り、特定の人に接触することを禁止することができる。同法第七十二条第二項の規定によると、執行猶予の宣告は、犯罪状況に応じて、同時に犯罪者が執行猶予の試練期間内に特定の活動に従事し、特定の区域、場所に入り、特定の人に接触することを禁止することができる。

懲罰が軽すぎて、罰金より利益が高く、その暴利に誘惑され人が無謀なことをすることは、知的財産権侵害の犯罪、特に偽造品の製造販売行為が何度禁止されても再発する根本的な原因である。知的財産権に係る刑事司法の効果的武器としての就職禁止と禁止令の強みは、両者により知的財産権侵害のコストと危険性が実質的に高められ、強制力のある司法措置で偽造品の生産販売者の生存空間を有力に圧縮させることで、再発防止だけでなく、「春風吹けばまた生える」連犯を防ぐこともできることにある。

---

### ◇事例：違法製造された商業標識の販売事件に就業禁止が適用された。

被告人であるA氏は2014年7月から、合法的な授権を得ずに、「好想你」という登録商標の包装袋の印刷を他人に依頼した。それ以前の2011年に、A氏は違法に製造された登録商標標識販売罪で刑事処罰に処された。今回の犯罪は執行猶予の観察期間内に発生し、しかも依然として登録商標標識の違法製造に係っていた。前の罪と後の罪に係る罪名から、A氏は違法に製造された登録商標標識を違法に印刷、販売する犯罪のチェーンに対してかなり熟知しており、この種類の犯罪に従事するには一定の便利な条件を備えていることが示されている。人民法院は、被告人であるA氏に対して効果的な監視と管理を強化し、その再犯を防止するために、A氏が刑罰執行終了日又は仮釈放の日から5年以内に商標標識の印刷業及び製造、販売に係る職業に就くことを禁止する旨の判決を言い渡した。



### 三、再犯重罰に関する規定

中国の知的財産権分野においては既に全面的に懲罰的賠償制度が確立されているた、専利権、商標専用権、営業秘密、著作権又は著作隣接権が悪意に侵害され、情状が深刻な場合、1倍ないし5倍の懲罰的賠償金を主張することができる。かつて知的財産権侵害行為を実施した後に再び同じ主体の知的財産権を侵害した場合、二次侵害事件における「悪意」、「情状が深刻である」の考慮要素として、人民法院はこれに基づいて侵害者による権利侵害の悪意が極めて深刻であると認定することができ、そして、懲罰的賠償制度を適用し、侵害者に対する懲罰を強化することができる。

中国では、知的財産権侵害事件において懲罰的賠償が適用されたケースが相次いで発生した。

次に、上海人民法院の審理により終結した商標権侵害懲罰的賠償金の基準に関する事例を紹介する。

バランスボディ社（BALANCEDBODYINC）は、グローバルプラティ設備と教育プロバイダーであり、「MOTR」商標の専用権者でもある。「MOTR」商標の指定商品はフィットネス機材等で、当該商標の有効期限は2016年10月14日から2026年10月13日までである。バランスボディ社は、中国国内のフィットネス機器の販売者及びフィットネス施設との提携を通じて製品の普及、販売を行っていた。2017年、永康一恋運動器材有限公司（以下、「永康一恋公司」と略称する）は、WeChatショッピングモールとモーメンツで「MOTR」標識の付いたプラティロール製品を宣伝販売していた。2011年、永康一恋公司是、スペインに輸出した製品が権利侵害の疑いがあることで、バランスボディ社に警告され、最終的には和解協議を締結し、バランスボディ社が所有している工業財産権を侵害又は妨害する可能性のある活動を二度としないことを承諾した。しかし、数年後、永康一恋公司是原告の登録商標専用権を侵害した製品の生産販売が再び発見された。バランスボディ社は人民法院に提訴して、永康一恋公司に300万円の懲罰的賠償金の支払いを請求した。

第一審人民法院は次のように判断した。永康一恋公司が同一商品に登録商標と同一の標識を使用する行為はバランスボディ社の登録商標権を侵害しており、権利侵害に

より獲得された利益は107.1万元から139.5万元の間にあると認定した。永康一恋公司がかつてバランスボディ社の知的財産権を侵害したことがあり、しかも、二度と侵害しないことを承諾したことに鑑みて、侵害行為による影響と結果を踏まえて、今回の権利侵害の主観的悪意が明らかであるため、バランスボディ社による3倍の懲罰的賠償の請求を支持し、永康一恋公司に対して300万元の賠償金を支払うよう命じた。第一審判決が発効した後、永康一恋公司は判決に不服があり、再審を申し立てたが、支持されなかった。

-----

#### ◇中国知的財産権法における懲罰的賠償又は重罰に関する規定

##### ●著作権法（2020年改正）第五十四条：

著作権又は著作隣接権を侵害する場合は、権利侵害者は権利者がこれにより受けた実質的損失又は権利侵害者の不法所得に基づいて損害賠償しなければならない。権利者の実質的損失や権利侵害者の不法所得の算出が困難であるときは、当該権利の使用料に応じて損害賠償を行うことができる。著作権又は著作隣接権を故意に侵害し、情状が深刻な場合は、上述の方法により確定された金額の1倍以上5倍以下の損害賠償を行うことができる。

##### ●専利法（2020年改正）第七十一条：

専利権侵害の賠償金額は、権利者が権利侵害によって受けた実際の損失又は権利侵害者が権利侵害によって得た利益に応じて確定する。権利者の損失又は権利侵害者が得た利益の確定が困難である場合、当該専利の許諾実施料の倍数を参酌して合理的に確定する。故意に特許権を侵害し、情状が深刻である場合、上記方法で確定した金額の1倍以上5倍以下で賠償金額を確定することができる。

##### ●商標法（2019年改正）第六十条：

工商行政管理部門の処理により、権利侵害行為の成立が認定されたときは、即時に侵害行為の停止を命じ、権利侵害商品及び主に権利侵害商品の製造、登録商標の標章の偽造に用いる器具を没収、廃棄し、違法経営額が5万元以上であるときは、違法経営額の5倍以下の罰金を科すことができ、違法経営額がないとき又は5万元未満であるときは、25万元以下の罰金を科すことができる。5年以内に商標権侵害行為を2回以上行

っているとき、又はその他重大な情状を有するときは、重罰に処さなければならない。登録商標専用権侵害商品であることを知らずに販売し、当該商品を合法的に取得したことを証明でき、かつ提供者について説明できるときは、工商行政管理部門は、販売の停止を命じる。

● **商標法（2019年改正）第六十三条：**

商標専用権侵害の損害賠償額は、権利者が侵害により受けた実際の損失により確定する。実際の損失を確定することが困難なときは、侵害者が侵害により得た利益により確定することができる。権利者の損失又は侵害者が得た利益を確定することが困難なときは、当該商標の使用許諾料の倍数を参照して合理的に確定する。悪意により商標専用権を侵害し、情状が重大なとき（例えば：再犯）は、上述の方法により確定した金額の1倍以上5倍以下で賠償額を確定することができる。賠償額は、権利者が侵害行為を抑止するために支払った合理的な支出を含まなければならない。

● **反不正競争法（2019年改正）第十七条：**

不正競争行為により損害を受けた事業者の賠償額は、当該権利侵害により受けた実際の損失に応じて確定する。実際の損失を計算することが困難な場合には、権利侵害者が権利侵害により獲得した利益に応じて確定する。経営者が営業秘密侵害行為を悪意により実施し、情状が深刻な場合、上記の方法により確定された金額の1倍以上5倍以下で賠償金額を確定することができる。賠償額には事業者が権利侵害行為を制止するために支払った合理的な支出も含まなければならない。

-----

## 第6章 訴訟に関するトピックス及び専門研究

### 一、商標の悪意ある抜け駆け出願への対処法

#### (一) 商標の悪意ある抜け駆け出願とは

商標の悪意ある抜け駆け出願は、明確な法的概念でなく、中国の現行商標法にも、商標の悪意ある抜け駆け出願を禁止する旨の明確な条項がない。通説として、商標の悪意ある抜け駆け出願とは、他人が先に使用している商業標識であると明らかに知りながら、不正な手段で抜け駆けして商標登録を出願する行為をいい、下記の法的特徴がある。

1つ目に、抜け駆け出願される対象は、未登録商標、有名人の姓名・肖像等他人の商業標識である。2つ目に、登録出願行為が標識の所有者の許諾を得ておらず、商業道徳、競争倫理又は法律規定等に適合しない方法で抜け駆け登録している。3つ目に、悪意ある抜け駆け出願人は、他人の標識であると明らかに知りながら自分の名義で登録出願し、他人が先に使用しており、一定の影響のある商業標識を登録によって自分のものにしようとする主観的故意を有する。「悪意ある抜け駆け出願」は、「先願主義」を採用し、一定の経済的利益又は精神的利益をもたらすことができる権利分野で良く発生するもので、商標、ドメイン名及び商号において多発している。

#### (二) どのような行為が商標の「悪意ある抜け駆け出願」に該当するか

商標の悪意ある抜け駆け出願の主な表現方式は、以下を含むが、これらに限定されない。

(1) 他人が先に使用している未登録商標を抜け駆けして登録出願する。例えば吉利集团有限公司は、英国ルーファ社が先に使用している「陸虎」商標を「オートバイ、小型乗用車」商品に登録した。

(2) 悪意をもって使用を指定されていない商品又は役務について他人の登録商標を抜け駆け出願する。例えば、「コンドーム」等の商品について「百度」商標を出願する。第32類の「果実飲料」等の商品について「facebook」商標を出願した。

(3) 他人が既に登録した知名商標の略称又は俗称を抜け駆け出願する。例えば索尼愛立信（ソニー・エリクソン）社の略称である「索愛」が抜け駆け出願された。

(4) 有名人の姓名を商標として抜け駆け出願する。例えば有名な「喬丹事件」に、バスケットボールスター、マイケル・ジェフリー・ジョーダンの中国語訳名である「喬丹」が商標として登録出願された。

### (三) ここ数年の商標の悪意ある抜け駆け出願の新たな変化

#### (1) 悪意ある抜け駆け出願の主体が違う

従前の悪意ある抜け駆け出願を行う主体の多くは中小企業であった。有名ブランドの便乗使用、ただ乗りのためによく古いブランドと類似している商標を剽窃して登録し、本物と偽って実際の経営において不当な利益を獲得していた。

しかしながら、現在の悪意ある抜け駆け出願の主体は、情報コンサルティング、情報技術開発会社等も少なくない。インターネットに精通しており、情報に対する感度が高く、企業の商標に関する動向の捕捉に長けることが共通の特徴である。

#### (2) 抜け駆け出願される対象が違う

従前の抜け駆け出願される対象は通常、実体を有する有名な老舗企業であった。

しかしながら、現在の抜け駆け出願される対象は、新興のインターネット・電子商取引関連企業が多い。インターネット上の宣伝力が高く、成長スピードが速く、捕捉される対象となっている。

#### (3) 利益獲得の方法が違う

従前、悪意をもって商標を抜け駆け出願した後、抜け駆け出願人は、当該商標を利用して製品を販売すると、消費者が正規メーカの製品であると誤認し、安心して購入し、抜け駆け出願人がそこから利益を獲得する。

しかしながら、現在は、悪意をもって商標を抜け駆け出願した後、抜け駆け出願人は、商標権侵害告発を提起する。その意図は、告発そのものではなく、告発を通じて高額なライセンス料や、訴訟取下げ料を求めることにある。又は、告発者は、抜け駆け出願された者に連絡して、商標譲渡の方法で商標を買い戻させ、巨額な利益を手に入れる。

#### (四) 企業は商標の悪意ある抜け駆け出願にどう対応すべきか？

商標の抜け駆け出願の問題の複雑性に鑑みて、企業は主に下記の2点から着手することができる。

##### 1、事前の予防

企業は周到な対策を事前に講じなければならず、主に以下の内容を含む。

###### ● 商標管理に関する内部統制制度を確立する

(1) 商標管理と方策決定を取り仕切る専門の職能部門を設立させる。

(2) 商標の設計、出願前の社内審査、登録、表記、使用許諾、印刷生産、模倣摘発・権利擁護等の商標管理の手順と要件を制定する。

(3) 企業商標の履歴記録の管理を強化する。

商標の先使用に関する証拠をしっかりと保存し、自らの権益を合法的に守る。

###### ● 早期に商標登録を行う

企業は、他国で取引を行っている商標をなるべく速く登録し、他国市場に進出しようとしている商標については事前かつ速やかに登録しなければならない。商標専用権登録取得制の国においては、企業が高い商標権意識を持ち、商標を使用する前に或いは使用すると同時に商標を登録出願すれば、商標の抜け駆け登録事件は起きない。

###### ● 市場モニタリングを強化し、商標保護措置を速やかに取る

企業は、商標監視の仕組みを確立し健全化しなければならない。専任者で市場にある同一又は類似の商標や相手の商標出願の状況、商標権侵害の状況を監視する。一度発見すると、商標異議申し立て、無効宣告請求、工商通報又は侵害訴訟の救済措置を速やかに取る。

商標法第三十三条の規定によると、「初歩査定・公告された商標について、先行権者、利害関係人は公告日から3ヶ月以内に商標局に異議を申し立て、登録拒絶を請求することができる。」企業は、国家知識産権局商標局に公布される「商標公告」に綿密な注意を払い、同一又は類似する商標を発見すると、速やかに商標局に異議を申し立てなければならない。商標公告は中国商標網（URL：<http://sbj.cnipa.gov.cn/>）で調べることができる。URL 照会画面は下図に示す通りである。赤い丸囲み部分をクリック

すると、最新の商標公告が閲覧できる。



更に企業は、法律サービス機構又は商標代理組織に、市場追跡・監視を行い、侵害情報を適時にフィードバックするよう委託することができる。実際に、成功した商標登録の多くは、権利人が速やかに異議を申し立てたことと関連している。

● 防護標章登録を適宜構築する

企業は、商標権が侵害された場合、法的手段を通じて権利を主張することができるが、

巨大な係争金額、長い時間がかかる事件が多いため、商標紛争の泥沼に陥るとブランド作りが影響され、企業も受身的そしてマイナスイメージの立場に置かれ、長期の発展に不利になる。そのため、防護標章が多数の企業の選択肢となった。防護標章とは、比較的有名な商標の所有者は、他人が当該登録商標の指定商品（役務）又は類似の商品（役務）以外の異なる区分の商品又は役務について同一の商標を登録・使用することを防止するために、これらの他の異なる区分の商品又は役務について登録する同一の商標を指す。原商標は主商標で、他は防護標章である。従って、防護標章の登録方式は主に2つある。1つ目に、商標所有者が、原登録商標を使用している商品（又は役務）区分以外の区分について、業界を跨いで同一の商標登録を若干出願する。2つ目に、商標所有者は、他人が同じ区分の商品（役務）について類似の商標を出願することを予防するために、同じ業界、同じ区分において原商標と音（称呼）が類似・同一で、若しくは字形（外観）が類似する商標を登録出願する。企業の商標を保護するために、中国の多くの有名企業は様々な防護標章を登録してきた。

例えば、キャラメル「大白兔」の生産業者は「大灰兔」、「大黒兔」、「大花兔」等複数の類似商標を登録し、小米社は「大米」、「藍米」、「黒米」、「紫米」等商標を登録し、阿里巴巴（アリババ）は「阿里爺爺」、「阿里奶奶」、「阿里叔叔」、「阿里姐姐」等「阿里系」商標ファミリーを保有している。

## 2、事後救済

商標が他人によって悪意をもって抜け駆け出願された後、企業は自分の合法的な権益を守るためにどのような措置を取ることができるか。

### (1) 相手の商標登録が成功していない場合

商標が公告されているかどうかによって分けられる。初歩査定・公告期間に移行した場合、商標法第三十三条の規定によると、「初歩査定・公告された商標について、先行権者、利害関係人は公告日から3ヶ月以内に商標局に異議を申し立て、登録拒絶を請求することができる」。企業は、プロの商標代理機構を直接招聘して商標局に対する商標異議を申し立てることができる。初歩査定・公告期間に移行していない場合、それが初歩査定・公告期に移行すると速やかに異議を申し立てるよう、必ずこの商標の状態に



常に注意を払い、かつ相手が当方の商標を抜け駆け出願した証拠を丁寧に収集しなければならぬ。

#### (2) 相手の商標登録が許可された場合

商標法第四十九条第二項には、「登録商標が使用許可された商品の通用名となり、又は正当な理由なく継続して3年間使用しなかったときは、如何なる組織又は個人も、商標局に当該登録商標の取消を請求することができる。」と規定している。相手の登録商標が3年間以上経過して全く使用されていない場合、企業は商標局に、3年不使用商標の取り消しを申し立てることができる。当該商標が商標局に取り消される確率はかなり高い。

当該商標は登録査定されたが3年を超えていない場合、相手より早く当該商標を使用した証拠を丁寧に収集しながら、当該登録商標の無効宣告を請求する。その理由は、商標法第四十五条には、「既に登録された商標が、この法律の第三十二条の規定に違反した場合、商標の登録日から5年以内に、先行権利者又は利害関係者は、商標評審委員会に当該登録商標の無効宣告を請求することができる。悪意のある登録であるときは、馳名商標所有者は、5年間の期間制限を受けない。」と規定している。

#### (3) 異議申立、無効宣告請求が全て実らない結果になった場合、人民法院に行政訴訟を提起する

異議申立、無効宣告請求が全て実らない結果になった場合、商標法第四十四条第二項及び第三項には、「当事者が商標評審委員会の裁定に不服であるときは、通知を受領した日から30日以内に、人民法院に提訴することができる。」と規定している。従って、被侵害企業は、行政訴訟のルートで自らの権益を守ることができる。

#### (4) 商談・協議の上で当該商標を譲り受ける

紛争の当事者双方は、商談・協議を通じて商標の権益問題を解決することもできるが、このような場合、悪意をもって抜け駆け出願された商標権者は通常、数万、数百万、ひいては千萬元の代価を払ってその商標を購入する（譲り受ける）ことになる。

#### (5) 民事訴訟の提起を通じて悪意ある抜け駆け登録を制止するとともに悪意の登録人に賠償を請求する

ここ2年、中国の立法、行政、司法部門は商標の悪意ある抜け駆け登録行為に対する

規制をますます重視し、商標の悪意ある抜け駆け登録に関連する法律・法規の整備に着手し、商標の悪意ある抜け駆け登録取締の特別キャンペーンを集中的に展開し、商標の悪意ある抜け駆け登録に対する司法の取締を強化している。

反不正競争法（2019）第二条では、「事業者は、生産・経営活動において、自由意志、平等、公平、信義誠実の原則を遵守し、法律及び商業道徳を遵守しなければならない。」と規定している。ここ2年の司法判例から分かるように、人民法院は、商標の悪意ある抜け駆け登録行為が信義誠実の原則に違反し、反不正競争法で禁止される不正競争行為に該当すると次第に認定する傾向にある。被侵害企業は民事訴訟を提起し、悪意ある抜け駆け登録人に抜け駆け登録行為の停止、経済損失の賠償、権利付与・権利確定の行政手続に係る合理的な支出の賠償を要求することができる。

拜耳関愛公司及び拜耳護理会社がA氏を訴えた不正競争紛争事件において<sup>91</sup>、杭州市余杭区人民法院は2018年3月8日に第一審判決を下し、原告が先行権利を享有しかつ先に使用している図案を、被告が悪意を持って抜け駆け登録するとともに、当該悪意を持って抜け駆け登録された商標で係争製品に関する苦情を申し立てて利益を求める行為、及び商標の直接販売により巨額の利益を得ようとする行為は、信義誠実の原則に違反し、不正競争に該当すると認定し、被告は原告に経済損失及び権利保護に係る合理的な支出70万元を賠償する旨の判決を言い渡した。

ブリタ社が上海康点公司を訴えた商標権侵害及び不正競争紛争事件において<sup>92</sup>、上海市閔行区人民法院は2020年9月25日に第一審判決を下し、原告の登録商標と同一、類似の商標を、被告が悪意を持って抜け駆け登録するとともに、これをもって商標異議申立、無効宣告等の手続を利用し、原告による商標権利の正常な行使を妨害・阻害する行為は、原告の競争上の優位性を破壊し、市場競争秩序を攪乱することを意図しており、反不正競争法第二条で禁止される不正競争行為に該当すると認定している。法院は、被告の悪意ある商標の抜け駆け登録等の不正競争行為により生ずる原告の直接的な経済損失を酌量のうえ支持し、最終的に被告は原告に経済損失及び権利保護に係る合理的な支出計280万元を賠償する旨の判決を言い渡した。上海知識産権法院は2021年2月20日に第二審裁定を下し、上訴人である上海康点実業有限公司が自ら上訴を取り下げたと

<sup>91</sup> 杭州市余杭区人民法院（2017）浙0110民初18627号民事判決書

<sup>92</sup> 上海市閔行区人民法院（2017）滬0112民初26614号民事判決書

みなす旨、裁定した。

エマソン・エレクトリックが厦門安吉爾等を訴えた不正競争紛争事件において<sup>93</sup>、厦門市中級人民法院は2021年4月22日に第一審判決を下し、原告の登録商標又はその他の知名ブランド商標と同一、類似の商標を、被告が大量に悪意を持って抜け駆け登録する行為は、信義誠実の原則に違反し、公平に競争する市場秩序を破壊し、原告の合法的権益を損害しているため、反不正競争法第二条で規制される不正競争行為に該当すると認定している。法院は判決において、2被告は原告に経済損失及び権利保護に係る合理的な支出計160万元を賠償することを要求するとともに、2被告は原告の商標と同一又は類似の商標の登録出願を直ちに停止することを要求した。法院は、商標の抜け駆け登録行為が公平に競争する市場取引秩序を破壊しており、権利侵害コストも低く、被告に抜け駆け登録行為の継続的実施の停止を命じないと、権利者が商標異議申立、無効宣告、行政訴訟等の方式を絶えずに取って自身の合法的権益を維持しなければならず、これにより権利者が多額の費用を費やさなければならないだけでなく、公共資源の巨大な浪費をもたらすと考え、被告に抜け駆け登録行為の停止を命じた。福建省高級人民法院は2021年9月27日に第二審判決を下し、上訴を棄却し、原判決を維持した<sup>94</sup>。

商標が他人に抜け駆け出願されないように、企業は、設立した当初から商標を登録して保護する必要がある。そうでないと、企業の営業・販促、無形資産の蓄積に不利であり、商標権が有効に保護されず、無用な訴訟の重荷及び不利な結果につながる。

## 二、OEM生産の商標侵害問題

### (一) OEMにおける商標権侵害問題の概説

OEMは、Original Equipment Manufactureの略語であり、「受託製造」のことである。中国国内では通称、相手先ブランド名製造という。加工業者が取り決めに従って、委託者（発注者）のために特定の商標又はブランドを使用する商品を加工し、当該商品を委託者に引き渡し、委託者が取り決めに従って加工者に加工賃を支払う貿易方式を指す。

<sup>93</sup> 厦門市中級人民法院（2020）閩02民初149号民事判決書

<sup>94</sup> 福建省高級人民法院（2021）閩民終1129号民事判決書

涉外相手先ブランド名製造とは、外国の登録商標権利者が、その商標を使用する製品の生産を中国国内の生産業者に委託し、かつ製品を中国国内で販売せず、全部外国に販売する方式を指す。

世界最大の製造業国である中国では、製造業の大部分は相手先ブランド名製造による製品の輸出を主としている。数千という中国メーカーで製造、生産、加工した相手先ブランド名製造品が、外国のバイヤーに納入され、販売されていく。涉外相手先ブランド名製造の台頭、及び企業の知的財産権の重視に伴い、国内権利人が涉外相手先ブランド名製造者を訴える商標権侵害事件が次第に増えてきた。しかし、OEMにおける商標権侵害の確定は、商標法執行及び訴訟にあたり複雑な課題である。

涉外相手先ブランド名製造が権利侵害を構成するかどうかについて、法律及び司法解釈に明確に規定していないため、司法実践において各地の法院はかつて、違う観点の判例を形成していた。主に2つの裁判の観点があった。

観点1：商標権侵害を構成しない。その理由は、OEM商標の使用行為では、実際に識別の機能を果たさず、実際に誤認、混同が発生しないものであり、かつ許諾を取得していることである。

観点2：商標権侵害を構成する。その理由は、OEM商標の使用行為は、識別の機能を果たすことができ、混同となり得ることと、中国に商標を登録しておらず、中国ではいわゆる使用許諾がないことである。

## (二) これまで最高院のOEMにおける商標権侵害の問題に対するスタンス

江蘇常佳金峰動力機械有限公司と上海柴油機股份有限公司の商標権侵害紛争事件<sup>95</sup>、萊斯防盜製品国際有限公司と浦江亜環鎖業有限公司の商標権侵害紛争事件<sup>96</sup>の再審判決によると、最高人民法院は、相手先ブランド名製造における商標権侵害の認定に関し下記のような基本的観点がある。

(1) 相手先ブランド名製造は、商標法上の使用に属さない。ブランド貼付の行為は相手先ブランド名製造の一環として、物理的な貼り付けであって、商品識別ではない。

<sup>95</sup> 最高人民法院（2016）最高法民再339号再審民事判決書。

<sup>96</sup> 最高人民法院（2014）民提字第38号再審民事判決書。

相手先ブランド名製造において貼り付ける標章は、商標の性質を持たない。製品に標章を貼り付ける行為は、商標法上の使用行為として認定されない。

最高人民法院は、江蘇常佳金峰動力機械有限公司と上海柴油機股份有限公司の商標権侵害紛争事件<sup>97</sup>及び萊斯防盜製品国際有限公司と浦江亜環鎖業有限公司の商標権侵害紛争再審事件<sup>98</sup>において下記のように認定した。亜環鎖業会社がメキシコの儲伯社からの委託を受けて生産する製品、常佳会社がインドネシア PTADI 社から許諾を受けて生産する製品は、全部海外に輸出される。製品に貼り付ける標章は、中国域内で商標の識別機能を果たさない。物理的な貼り付けに過ぎず、商標法上の使用に該当しない。

(2) 加工した商品が国内で流通しておらず、権利侵害を判断する前提が存在しない。加工した商品が国内市場で流通しなければ、商品の出所を区別する機能を果たさず権利侵害の問題が存在しない。

萊斯防盜製品国際有限公司と浦江亜環鎖業有限公司の商標権侵害紛争再審事件<sup>99</sup>において、最高人民法院は、亜環鎖業会社がメキシコの儲伯社からの委託を受け、その要請に応じて南京錠を生産し、全部メキシコに輸出していると認定した。江蘇常佳金峰動力機械有限公司と上海柴油機股份有限公司の商標権侵害紛争再審事件<sup>100</sup>において、常佳会社がインドネシア PTADI 社から委託を受けてディーゼルエンジン及びディーゼルエンジンのコンポーネントを生産し、全部インドネシアに輸出していると認定した。

いずれも国内メーカーで生産した商品と国内市場での混同、誤認を惹起することは不可能である。よって、権利侵害の問題は存在しない。

(3) 相手先ブランド名製造行為は、商標法上の商標使用を構成しないが、加工者（受注者）は受託するにあたり、合理的な注意義務（即ち、慎重かつ適切な注意義務）を果たさず、その受託加工行為が、中国で登録された商標専用権に対し実質的損害を与えることにより、登録商標専用権を侵害しているという特殊な事情がある。

最高人民法院は、「最高人民法院の現在の経済情勢下における知的財産裁判の大局支持に係わる若干問題に関する意見」（2009年4月21日法発〔2009〕23号文書にて印刷配布）には、「現在、対外貿易の『納入先商標による受託製造』において多発している

<sup>97</sup> 最高人民法院（2016）最高法民再339号再審民事判決書。

<sup>98</sup> 最高人民法院（2014）民提字第38号再審民事判決書。

<sup>99</sup> 最高人民法院（2014）民提字第38号再審民事判決書。

<sup>100</sup> 最高人民法院（2016）最高法民再339号再審民事判決書。

商標権侵害紛争を適切に処理する。商標権侵害を構成する事情について、加工者が必要な審査注意の義務を果たしたかどうかに合わせて、侵害責任の負担を合理的に確定しなければならない」と言及されている。相手先ブランド名製造にも特殊な事情があると示される。

最高人民法院は、江蘇常佳金峰動力機械有限公司と上海柴油機股份有限公司の商標権侵害紛争再審事件<sup>101</sup>において、次のように認定した。常佳会社がインドネシア PTADI 社から委託加工業務を受注するにあたり、関連の権利証書の資料を審査し、委託者の商標権利の状態に十分な注意を払い、関連の商標権利の状況に関し慎重・適切な注意義務を適切に履行している。なお、常佳会社の係争の相手先ブランド名製造行為で上柴会社に実質的な損害をもたらしたことを認定するのに十分な理由がなく、OEM 行為を商標法上の侵害行為として認定する必要がない。

### (三) 最高人民法院の最新意見：「HONDAKIT」事件

最高人民法院は、2019年9月23日、「HONDAKIT」事件（(2019)最高法民再138号）において、貼り付け行為も商標法上の使用行為に該当し、許諾を受けない場合、商標権侵害を構成すると示した。「PRETUL」、「東風」事件に続いて最高人民法院は、涉外相手先ブランド名製造における商標権侵害紛争について行なった最新の民事判決である。

グローバル貿易の情勢や局面の変化、並びに異なった時代における中国の経済成長のニーズの変化を受け、最高人民法院（及び地方法院）は涉外相手先ブランド名製造・生産に関する商標権侵害事件の審理にあたり、認識及び裁判の発想も常に見直していると同える。

最高人民法院は「HONDAKIT」事件において下記のように判断した。

(1) 恒勝鑫泰公司、恒勝集团公司は、その生産、販売する侵害被疑オートバイに「HONDAKIT」の文字及び図形を使用しながら、「HONDA」の文字の部分を目立たせて拡大し、「KIT」の文字の部分を縮小させると同時に、アルファベット H 及び翼のような部分に赤色でマークしており、本田株式会社が保護を求める 3 商標と同一又は類似する商品における類似商標を構成している。侵害被疑行為は商標の使用を構成し、関連公衆に混

---

<sup>101</sup> 最高人民法院（2016）最高法民再 339 号再審民事判決書。

同と誤認を生じさせる可能性があり、関連公衆の混同を生じさせやすい。

(2) 涉外相手先ブランド名製造事件の処理にあたって、「司法主導、厳格な保護、分類施策、調和的な割合」との知的財産権司法政策の志向を反映し、知的財産権の優れた保護環境、市場環境及び文化的環境を醸成しなければならない。改革開放以来、涉外相手先ブランド名製造の貿易形態が常に変化、深化しており、涉外相手先ブランド名製造のような事件を単なる商標権侵害の例外とみなしてはならず、商標権侵害の認定の一般規定と原則に従って扱い、法律適用と司法政策を結び合わせなければならない。

(3) 商標としての使用の認定にあたり、全体から切り離して、ある部分だけ商品の出所を識別する役割を果たすかどうかを個別に観察してはならない。商標の使用行為に複数の企業が参加する場合もあり、複数の企業には同一又は違う意図があるかもしれない。これは、総合して判断する必要がある。商標使用に参加する1企業の主観的認知だけを頼りに判断してはならない。

(4) 商標法にいう「関連公衆」とは、侵害被疑商品に関連する消費者と事業者の2種類の企業を含む。2種類の企業について、関連公衆が域内にあるという1種の状態のみと理解してはならないし、侵害被疑製品が域外でのみ流通すると簡単に認定してはならない。中国の改革開放や国際貿易におけるやり取りに伴い、関連公衆が域外で侵害被疑製品に触れてその混同を生じさせる恐れがあるし、侵害被疑製品が域外から域内に回流して関連公衆に混同を生じさせる恐れもある。

(5) 商標権は知的財産権として、地域性を有する。中国で登録されていない商標は、外国で登録されたとしても、中国では登録商標専用権を有しない。それに応じ、中国域内の民事間企業が受けたいわゆる「商標使用許諾」も、商標法に保護される合法的な商標権利でなく、商標権を侵害しない抗弁の事由にならない。

#### (四) 終わりに

ここ数年の中国各級人民法院の司法審判の実務からすると、「HONDAKIT」事件の再審判決が下されるまで、涉外OEMにおける商標使用の問題について、OEMにおける単純な物理的な商標貼り付け行為は、混同誤認の可能性がないため、商標権侵害を構成しないという共通認識をほぼ形成している。しかし、最高人民法院が「HONDAKIT」事件におい

て「関連公衆」、「混同惹起の可能性」及び「外国商標権が国内登録商標の不侵害の抗弁理由になるかどうか」等の問題に関し行なった更なる見直しと修正は、間違いなくこの問題解釈のために新たな視点を提供した。

「HONDAKIT」事件での判決が行なわれた以上、今後、中国域内の受託企業や工場は、OEM受注にあたり、より一層細心かつ慎重に行い、以下のことを含め、加工が委託される標識と製品についてなるべく網羅的に調べておく必要がある。①加工対象となる標識と同一又は類似する商標を中国国内に登録した第三者がいるかどうかを調査し、自社の加工行為に商標権侵害のリスクがあるかどうかを考慮する。②「HONDAKIT」事件は委託者の商標の域外での登録事情に注目していないが、中国域内の受託加工企業には、委託加工契約、委託者が提供する域外の商標権利書類等情報、特に加工委託される商標が域外商標登録書類にある商標と一致するかどうか、加工委託される製品が使用を指定された範囲内にあるかどうか、域外の登録商標が有効な商標、若しくは争議状態にあるかどうかを厳格に審査し、委託者に便乗の悪意があるかどうかを計った上、受注するかどうかを考えるよう提言する<sup>102</sup>。

---

<sup>102</sup> 張爽：司法実践におけるOEMにおける商標権侵害問題の発想の変化に関する簡単な分析，知産力，2019-11-19。



### 三、商標・専利に係る並行輸入の問題

並行輸入は、グローバル貿易一体化の傾向における商品越境流通の一つである。

権利人が、国内外の消費水準や営業環境、営業コスト、税金等の面の相異に鑑みて、差別化価格政策を制定するが、その市場を狙い、海外から調達して国内で販売する事業者は少なくない。そこに、ブランド品生産者と並行輸入業者の間に利益衝突が生じるが、その裏にある地域的保護と自由貿易の衝突が本質である。

並行輸入に伴う法的紛争は、知的財産権分野に広く存在しており、商標法上の問題にも、専利法、著作権法その他知的財産権分野の法律問題にも係る可能性がある。

専利法において、第七十五条第一号の規定に基づき、中国の法律に並行輸入行為を許容するスタンスを明文化した。即ち、中国で取得した専利権について、専利権者又はその被許諾者が、中国の域外でその専利製品又は専利方法によって直接得られた製品を販売した後、購入者が当該製品を中国の域内に輸入し、かつその後中国の域内に当該製品の使用、販売許諾、販売を行った場合は、当該専利権の侵害行為と見なさない。現在、商標法に、並行輸入関連の法律問題について明確に規定されておらず、更に、並行輸入に係る商標の法律問題における民法院の裁判ルールが明確になっていないとの見方もある。

本稿は、並行輸入をめぐる商標の法律問題を初歩的に整理し、前述の問題に簡潔に対応してみる。

#### (一) 並行輸入の概説

商標法の実践において、並行輸入とは通常、「他人が自国外の地域から、自国の商標権者と同一企業若しくは許諾等の法律関係を有する企業で生産する商品を輸入して、自国市場でこれを販売するビジネスモード」<sup>103</sup>を指す。更に、並行輸入については、「中国の商標権者の同意を経ずに同一の商標が付された同類商品を域外から輸入し、販売する」という行為自体が強調されるほか、商標権者自ら又は他人に許諾した上で域外に出した

<sup>103</sup> 陶鈞：「商標権侵害紛争における『権利消尽』ルールと『並行輸入』の法的規制」、「中国市場監督管理」2018年第7期掲載。

合法な商品であり、しかも合法的な入国手続が履行されることが更に強調されることで、「本物」とも呼ばれる。

並行輸入の主な特徴として下記のものがある。①並行輸入品は域外の適法なチャネルから購入、輸入したものである。②並行輸入品は知的財産権者で生産・販売又は合法的に許諾した正規品である。③並行輸入品に使用される知的財産権は権利人が輸入国で享有する知的財産権と同一の出所を有する。④並行輸入業者は、許諾を得ずに輸入国に転売する。即ち、別法域で並行販売する。

並行輸入に関する法的争議は、その本質が「権利消尽の原則」と「地域性の原則」との衝突である。並行輸入業者が輸入国で転売することの理論的根拠は「権利の消尽の原則」にある。即ち、権利人が使用し又は使用を許諾したその知的財産商品が合法的に市場に出回り、流通した後、原権利人が享有する専有権は一括で使い尽くされてしまい、他人が当該製品を市場で更に販売するのを禁止する権利がなくなる。並行輸入業者の転売を阻止するブランド品生産者の理論的根拠は「地域性の原則」にある。即ち、知的財産権の保護が地域的に制限され、その効力が自国域内に限定される。そこで、並行輸入業者の転売行為を二次販売、それとも輸入国での最初の販売として理解するかに争議が生じる。並行輸入業者は、「権利消尽」とは「国際消尽」をいい、輸入国での二次販売が権利人に規制されないと主張する。一方、ブランド品生産者は、「権利消尽」とは「国内消尽」をいい、法域別に境界とすべきであり、輸入国では初回の販売となり、権利人の同意を得なければならないと主張する。そこで、並行輸入品が輸入国の権利人の知的財産権を侵害するかどうかは、最も焦点とされる法律問題である。

## (二) 司法実践において並行輸入は原則として権利侵害に当たらないと認定される

商標法では、並行輸入が商標権侵害を構成するかどうかについて明確に規定していないが、北京市高级人民法院の公布した「現在の知的財産権裁判における留意すべき若干の法律問題」(2016年5月施行)には、並行輸入は商標権侵害として認定されないと明確化されている。従って、中国における現在の司法実践において、主流の見解は、原則として並行輸入行為が商標権侵害を構成しないという傾向があると伺える。事例を挙げて示す。

法国大酒庫股份公司と慕醜国際貿易(天津)有限公司の商標権侵害紛争事件において、法院は次のように判断した。並行輸入品が二次加工されておらず、商品の品質を改変せず、消費者に混同させることなく、原会社の商業上の信用を損なうこともないため、国内商標権の侵害を構成しない<sup>104</sup>。

大西洋 C 貿易諮詢有限公司と北京四海致祥国際貿易有限公司の商標権侵害紛争事件において、法院は次のように判断した。並行輸入品に表記される商標と商品の出所との対応関係が真実であり、消費者に混同誤認を生じさせず、かつ並行輸入行為は、商標権者の商業上の信用を損なうことにならない。当該行為が、商標法及びその他の法律の規定に違反しない場合、並行輸入行為が国内商標権の侵害を構成すると認定すべきではない<sup>105</sup>。

普拉達有限公司と天津万順融合商業管理有限公司の商標権侵害紛争事件において、法院は次のように判断した。被告が販売する並行輸入品は本物であり、実質的な差異がないため、並行輸入品の販売自体は侵害を構成しない。被告による電飾看板広告、商品棚の上方、屋外広告における商標使用は、指示的な合理的使用であり、関連公衆に商品、役務の出所に対する混同を生じさせないため、国内商標権の侵害を構成しない<sup>106</sup>。

大王製紙株式会社、大王(南通)生活用品有限公司と杭州夢葆科技有限公司の商標権侵害紛争事件において、法院は次のように判断した。被告は、並行輸入品の原産性を保証しながら、商品に対し何の人為的改変を施しておらず、商標の機能を損なっていないため、国内商標権の侵害を構成しない<sup>107</sup>。

欧宝電気(深セン)有限公司が広東施富電気実業有限公司を訴えた商標権侵害及び不正競争紛争事件において、法院は次のように判断した。並行輸入行為は、商標の基本的機能、消費者の利益を損なっておらず、市場経済の基本的秩序を攪乱しておらず商標権侵害を構成しない。ただし、法院は更に、権利消尽の原則を直接裁判の論証理由とするのは不当であると強調して指摘した<sup>108</sup>。

---

<sup>104</sup> 天津市高級人民法院(2013)津高民三終字第24号民事判決書を参照。

<sup>105</sup> 北京市高級人民法院(2015)高民(知)終字第1931号民事判決書を参照。

<sup>106</sup> 天津市濱海新区人民法院(2015)濱民初字第1515号民事判決書を参照。

<sup>107</sup> 浙江省杭州市中級人民法院(2016)浙01民終7197号民事判決書を参照。

<sup>108</sup> 広州知識産権法院(2019)粵73民終6944号民事判決書を参照。

### (三) 並行輸入が商標権侵害を構成する例外の状況

現在の法院の司法実践からすると、並行輸入に係わる商標権侵害事件は、原則として権利侵害に当たらないと認めるが、一部例外とされる状況がある。並行輸入経営者の一部の規範的でない行為は、商標権侵害を構成する恐れがある。下記の文に、規範的でない行為を列挙してみる。

#### 1、商品が同一の商標権者又は関連者から由来しない

Le Coq Sportif フランス公鶏事件において、原告である株式会社迪桑特が 2003 年 3 月に、第 25 類「カジュアルシューズ、スポーツシューズ」等の商品について出願した第 2000475 号商標は、中国商標局に登録査定された。翌年、原告は寧波樂卡克服飾有限公司に中国本土地区における当該商標の使用を許諾した。被告の走秀会社が販売するフランス公鶏スニーカーは DISTRINANDO 股份公司から購入したものである。当該 DISTRINANDO 股份公司是、樂卡夫国際有限公司のアルゼンチン域内の公式ライセンスである。中華人民共和国の地域内で同商標の登録商標専用権を享有するのは株式会社迪桑特であって、樂卡夫国際有限公司ではない。そこで、亮偉鞋業有限公司（輸入業者）が DISTRINANDO 股份公司から侵害被疑商品を輸入するのは並行輸入のルールに適合しない。走秀公司是、販売した侵害被疑商品の合法的な出所を証明しておらず、許諾を得ずに侵害被疑商品に係争商標を使用したため、係争商標専用権の侵害を構成し、権利侵害停止、損害賠償等の法的責任を負わなければならない<sup>109</sup>。

#### 2、商品の品質、性能に実質的な差異がある

商標は、商品の出所を識別する機能のほか、商品の品質保証及び商品提供者の信用・名誉を保証する役割を果たしている。並行輸入販売の商品に品質、性能上の問題があると、商標に対する損害となる。ミシュラン商標権侵害紛争事件を例にし、法院は次のように判断した。被告が販売したタイヤは日本で生産したものであり、かつ、「MICHELIN」商標も日本で付されたものであるが、タイヤは強制 3C 認証対象の製品に該当するため、認証機構による認証に合格し、認証証書を取得しかつ認証マークを表記した上で、出荷・

<sup>109</sup> 北京市高級人民法院 (2012) 高民終字第 3969 号民事判決書を参照。

販売、輸入そして経営活動に使用することができる。被告が販売したタイヤには 3C マークがないことから、当該タイヤは認証を受けておらず、中国安全規範に適合していない恐れがあることが分かる。更に、タイヤの品質は、運転手及び乗客の人身・財産の安全につながるため、安全上の潜在的な危害があれば、商品の品質及びその信用・名譽を保証するというミシュラン社の商標の機能を崩壊させる<sup>110</sup>。また、例えば J. P. CHENET ワイン商標権侵害紛争事件において、被告の天津慕醜会社が輸入したワインは、原告大酒庫社で販売しているワインと実質的な差異がないため、当該輸入行為が消費者に混同させるのに不十分で、原告大酒庫社の商業上の信用が損なわれておらず、よって、法院は商標権の侵害を構成しないと判断した<sup>111</sup>。

### 3、商品識別コードの破壊

区域の価格を規範化し、製品の流れを追跡するために、一部のメーカーは商品に識別コードを付すことがある。消費者もまた、識別コードを通じて製品の品質、生産日、産地等情報を照会することができる。一部の輸入業者は、その行為が製造メーカーにばれないように、消去、取り除き等の方式を選択して商品識別コードを破壊する。しかし、商品識別コードが商品の構成部に属するものであり、消費者は、識別コードを照会する方法により商品の真偽を検証し、商品の品質に関する信頼を強める。商品識別コードが一度破壊されると、消費者が商品の真偽を判断できなくなり、製造メーカーの統一した品質管理体系の維持も難しくなる。司法の実践において、この種の行為は商標の識別機能を破壊し、侵害を構成すると判断した法院がある。バラントイン・ワイン商標権侵害紛争において、長沙中院は次のように判断した。「被告の百加得酒業の商品は並行輸入品であるが、そのコード消去行為は、商標権者の商業名声等の商標権益を害しており、商標権侵害行為に該当する。製品識別コードを消去した事業者は主観上、商品の出所を隠蔽し、原告が国内で生産、販売する酒類製品と混同させる悪意があり、実質的に公衆及び商標権者に二重損害を与えた。」<sup>112</sup>

### 4、包装又は小分け

<sup>110</sup> 湖南省長沙市中級人民法院（2009）長中民三初字第 0073 号民事判決書を参照。

<sup>111</sup> 天津市高級人民法院（2013）津高民三終字第 0024 号民事判決書を参照。

<sup>112</sup> 湖南省長沙市中級人民法院（2016）湘 01 民初 1463 号民事判決書を参照。

ブランド品の生産者は、その商品に指定の外包装及び対応の仕様を設定している。このような「指定」は、ブランド品生産者の商標使用上の自由であり、長期にわたって使用すると、商標の識別機能の一部になっている。並行輸入業者が輸入商品を小分け又は包装する行為は、商品の品質と内容に影響しないが、商品仕様を改変し、売値に影響するもので、結果として商標の指示機能を阻害する。「不二家キャンディ事件」において、被告の銭海良が販売した 3 仕様の係争製品の中のキャンディ自体は確かに不二家社から由来するものであるが、キャンディと外包装を別々に購入した後に自ら小分けして係争製品にしたものである。法院は、商品の外包装が、商品の保護及びキャリアとしての基本的機能に加え、商品の美化、商品 PR、商品価値向上等重要な機能を果たすものであり、小分け行為は、関連公衆の係争商標で案内する商品に対する評価を低下させることによって、係争商標の評価の担体の機能を損なうと判断した。

## 5、商標の合理的使用に該当しない

一部の事業者は、商品の出所を宣伝するために、よく店頭装飾、店舗の看板に商品の商標を使用している。このような使用行為は、消費者が買いたいブランドを見つけやすいようにしており、指示的使用に該当する可能性があるが、その境界に留意しなければならず、事業者と商標権者との間に使用許諾等の関連する関係があるという誤認を消費者に生じさせてはならない。そうでなければ、法院に権利侵害と認定される可能性がある。PRADA 商標権侵害紛争を例にする。被告は、並行輸入の形で外国から原告の製品を取得して国内で販売した。商品販売を宣伝するために、被告はショッピングセンターの外壁及び 1 階の店舗の額縁、両側の電飾看板に原告の商標を使用した。法院は、被告が販売する製品は原告から由来するにもかかわらず、中国の市場に進入するルートや形式は、原告が国内で販売する製品と違うため、被告が係争商標の使用にあたり、何らかの文字表現を説明用に加えないと、同店舗と原告との間にある種特定の商業関係（例えばブランドライセンス）があるという誤認を消費者に生じさせやすく、権利侵害を構成することになると判断した。法院は更に、商標使用の規範化として、店舗の目立つ位置に「並行輸入した本物 PRADA 販売中」と注記するよう被告に提案した<sup>113</sup>。

<sup>113</sup> 新疆ウイグル自治区烏魯木齊市中級人民法院（2015）烏中民三初字第 201 号民事判決書を参照。

## 6、中国語のラベルを付ける

食品安全法（2021年改正）第九十七条の規定によると、輸入される包装済み食品には中国語のラベル、中国語の取扱説明書を有さなければならない。ラベル、取扱説明書は、同法及び中国のその他の関連法律・行政法規の規定及び食品安全国家標準の要求に合致しなければならないとともに、食品の原産地及び国内代理店の名称、住所、連絡先を明記しなければならない。同法の条項は、中国輸入商品の品質に対する監督管理を目的としており、経営者が商標専用権者の許諾又は授權を得ることなく、輸入商品の商標に対して翻訳又は任意の使用を行う上で商品に付けて販売することができることを意味するものではない。「アブソルートウォッカ事件」において、蘇州中院は、「被告が権利者の許諾を得ずに、商品に中国語のラベルを勝手に付け、ラベルの目立った位置に「絶対」という中国語表記を付ける行為は、商標権侵害に該当する」と判断した<sup>114</sup>。

### (7) 商品を実質的に変更する

之宝会社がA氏を訴えた商標権侵害及び不正競争紛争事件において、原告と被告双方はいずれも、被疑侵害のZIPPO標識付きのライターは原告が生産・製造したミラーライターであると確認しており、双方の争点は、被告が原告のミラーライターに凶案を彫刻した後に販売する行為が権利侵害に該当するか否かにある。広州市中級人民法院は第一審で次のように判断した。被告が原告のミラーライターを購入した後に彫刻加工を行った後、加工されたライターに、ZIPPO正規品ライターに元々ない凶案、装飾が付けられ、ライターの全体的外観に大きな変更が発生し、すでに実質的な変更該当し、即ちこの被告によって加工・彫刻されたライターは、原告が市場に投入したライターではなく、両者は同一製品でなくなった。被告は原告の許諾を得ずに、原商品を加工して包装にZIPPO商標を依然として使用すると、消費者に加工されたライターが原告の製品のままであることを誤認させ、被告によって加工されたライターは、原告が中国で販売するその他の型番の凶案彫刻されたライターとも混同される。従って、被告の行為は商標権侵害に該当する<sup>115</sup>。

### (8) 販売中に虚偽の宣伝を行う

消費者が識別しやすいように、一部の経営者は商品販売中に、商品の商標を使用して

<sup>114</sup> 蘇州市中級人民法院（2013）蘇中知民初字第175号民事判決書を参照。

<sup>115</sup> 広州市中級人民法院（2012）穗中法知民初字第54号民事判決書を参照。

商品の出所を表示し、この表示的な使用は商標権者によって容認できる。しかし、この使用を制限しないと、関連役務商標に存在する価値は損なわれる可能性がある。経営者は商標の表示的な使用中に、商品の出所を表示することに留めるべきであり、商品の出所を表示するために必須な範囲を超えて、虚偽の宣伝を行うと、権利侵害に該当する。ヴィクトリアズ・シークレット事件を例とし、被告の麦司公司是、「VICTORIA'S SECRET」ロゴを店舗のドア看板、店舗の壁面、商品カウンター及びレジカウンター、スタッフバッジ、VIPカード、ファッション展示会に使用し、かつ美羅城店がヴィクトリアズ・シークレット上海直営店、ヴィクトリアズ・シークレット中国本部、中国区のブランド運営会社等であることを対外に主張することで、販売サービスが商標権者によって提供されるか又は商標権者と商標実施許諾等の関連関係が存在することを関連公衆に誤認させやすいため、販売される商品の出所を表示するために必要な範囲を超えており、「VICTORIA'S SECRET」役務商標専用権に対する侵害及び虚偽の宣伝に該当する<sup>116</sup>。

前述の事例を細かく分析すると、人民法院は現在、並行輸入に係る商標権侵害紛争事件について比較的統一された裁判基準を持っている。即ち、並行輸入品そのものは商標権者又はその許諾を受けた主体が外国で合法的に販売している商品であり、かつ並行輸入品が国内市場で販売される商品と実質的差異がない場合、法院は通常、当該行為が国内商標権侵害を構成しないと認定する。輸入業者が、商標権者又はその許諾を受けた主体が外国で合法的に販売する商品に対し、再包装、製品識別コード消去等ある程度の行為を施してから国内市場で販売し、輸入商品が国内商品と実質的差異を生じた場合に限り、法院は、当該行為が商標権者の適法な権利の侵害を構成していると認定する。

#### (四) 並行輸入の実務に関する提言

法院から商標権侵害と認定されうる行為について、並行輸入業者、ブランド品生産者は、ともに並行輸入関連の最新の司法実践に準拠して実務活動を見直し、コンプライアンスを高めなければならない。本稿は参考として下記のいくつかの提言をまとめた。

##### 1、並行輸入業者へ

---

<sup>116</sup> 上海市第一中級人民法院（2014）滬一中民五（知）初字第33号民事判決書を参照。



(1) 輸入関連伝票を適切に保管する

商品の合法的な出所は、並行輸入が商標権侵害を構成しない前提の1つである。

しかも、そのような場合、事業者が商標権を侵害したと確認されたとしても、損害賠償責任を負う必要がないと判断した法院もある。ゆえに、事業者は調達、通関、検疫、納税等の段階で発生する各種の伝票を適切に保管しなければならない。

(2) 国内での商標登録状況を確認する

商標権侵害リスクを軽減させるために、並行輸入事業者は、予め域外販売者から域内における当該商品の商標権帰属状況を調べ、かつ中国商標網で先に商品本体、外包装にある標識が登録されたかどうかを照会することができる。関連標識がすでに登録された場合、域外販売者に、双方間に関連する関係があるかどうかを確認するよう提言する。

(3) 商品をそのまま販売する

商品識別コードの破壊のほか、並行輸入品の再包装、小分け等の行為は、すべて消費者に商品の生産、販売の出所について疑わせ、商標の品質担保、商業名声等機能に影響を与える。この他、食品安全法の規定によると、輸入された包装済み食品には中国語ラベルを付けなければならないが、外国語ラベルに中国語名称を翻訳したり、中国語商標を直接使用しないよう留意すべきである。

(4) 商品品質及び国内の強制認証要件に配慮する

一部の国内商品と外国商品は、質量、品質等においてある程度の差異がある。特に食品関係の商品について、国内外の基準が異なる場合がある。事業者は業務を進める前に、事前に輸入商品を検査のために送付し、国内商品と差異があるかどうかを判断することができる。例えば、重要指標の数値のギャップが大きすぎる場合、実質的差異を構成すると判断される可能性がある。また、タイヤ等、国として強制認証要件を設けてある商品も、関連の証書を取得した後にのみ販売を進めることが必要である。

(5) 商品情報の全面的開示を保証する

事業者は、商品を宣伝するために商品の出所を示す目的で商標を使用しても良いが、合理的使用の範囲を超えないよう留意しなければならない。一種類の並行輸入品のみ扱う場合は、PRADA 商標権侵害紛争において法院が提示した「当店では並行輸入した本物 PRADA 販売中」と注記する措置のほか、当店が当該ブランド販売指定店ではない等情報

を明記し、消費者に区別させるよう注意を喚起することができる。複数種の並行輸入品を扱う場合、ブランド販売指定店と区別するように、店内外が目立つ位置に複数の商品の商標を使用することができる。

## 2、ブランド品生産者へ

ブランド品生産者にしてみると、並行輸入品は価格上の優位性があり、単純な転売では法律によって規制することができない。よって、並行輸入品による影響に対応するために、販売先の国ごとに製品の包装、外観又は宣伝における差異を強調させ、自国消費者の識別関係を早期から強化しておくことが考えられる。また、地域間の許諾を得ずに転売することによる損失を補填するために、転売行為の主導又はそれへの協力によって価格差を稼ぐようなことを無くすように、取り決めにより一・二級代理店の代理区域を明確化させたい。また、きちんと管理することができる。最後に、中国語商標を早期に配置するとともに、現地化製品に中国語商標を使用しなければならない。他の事業者が並行輸入品に許諾を得ずに中国語ラベルを付した場合は、権利侵害を構成する。中国語ラベルを付さない場合は、製品品質法における中国語ラベルに関する規定に違反する恐れが生じる。

## 四、企業名称による商標権侵害又は不正競争の法律問題研究

企業名称による商標権侵害又は不正競争行為とは、一部の企業と個人が無断で他人の有名な商号又は商標を企業名称として登録出願し、様々な方法により市場に使用し、消費者の混同と誤認を招くことを指す。

### (一) 企業名称の定義

中国の法律実務においては、企業名称に対する保護は企業名称のフルネームに限定せず、企業の商号、略称ないし外国企業名称の中国語訳を含め、ある特定の企業と唯一の対応関係を築くことができるものであれば、企業名称として保護される。

#### 1、企業名称の概念

企業名称登記管理規定は、企業名称の概念を明確にしており、その第六条には、「企業名称は行政区画の名称、商号、業界又は経営の特徴、組織形式からなる。」と規定されている。

#### 2、企業名称の中の商号

「最高人民法院による不正競争民事事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」第六条第一項によると、一般的には「企業名称」は当該企業のフルネームを指すが、当該企業が一定の市場知名度を有しており、関連公衆に知られている場合、その企業名称の中の商号も企業名称として認定されることができる。

#### 3、企業名称の略称

反不正競争法第六条には、「企業の略称は企業名称として保護を受けることができると明確に規定されている。

#### 4、外国企業名称

「最高人民法院による不正競争の民事事件の審理における法律適用の若干問題についての解釈」第六条第一項には、企業登録主管機関が法に基づき企業の名称を登録する

場合、及び中国国内で外国（地区）企業の名称を商業的に使用する場合、反不正競争法第五条第（三）項に規定する「企業名称」と認定しなければならない、と規定している。

上記の条文によると、外国企業名称が中国で商業的に使用されている場合、中国で企業名称登記が行われていなくても、反不正競争法の保護を受けることができる。無論、外国企業名称は外国語であるため、誠実でない個別の企業は、その商業信用・名誉に取り入ろうとする場合、通常、それを中国語に訳す必要がある。これは実際、「工業所有権の保護に関するパリ条約」第八条の「商号は、商標の一部であるか否かを問わず、すべての同盟国において保護されるものとし、そのためには、登記の申請又は登記が行われていることを必要としない」という要件にも適合している。

外国企業の中国語訳名を企業名称とすることにより引き起こされたトラブルは、中国ではあまり見られない。司法の実務において、外国語企業名称の中国語訳名を無断で使用するという不正競争行為の認定にあたり、次の条件を満たさなければならないと判断した事例がある。

(1) 外国語企業名称の中国語訳名における商号については、商号が対応性、唯一性、固定性を有し、既に中国国内で商業的に使用され、かつ一定の知名度を有しているという法律保護の条件を満たさなければならない。

(2) 行為者には主観的悪意がある。

(3) 行為者による無断使用の行為は、消費者の混同と誤認を招く可能性がある。

## (二) 企業名称に関わる商標権侵害と不正競争行為が多発している原因

商標/企業名称（商号）に係る衝突は以下の4つに分類される。

(1) 商標間の衝突。即ち、後願商標が先願商標又は登録済みの商標と同一又は類似する。

(2) 先の企業名称（商号）と商標との衝突。即ち、他人が先に登記した企業名称を商標として登録した。

(3) 企業名称（商号）の間の衝突。例えば、異なる登記機関で登記された企業名称（商号）が同一又は類似する。

(4) 先行商標と企業名称（商号）の衝突。例えば、他人の知名商標を企業名称とし

て登録した場合。

(1)、(2) の衝突は、商標法の枠組内で基本的に解決することができる。出願された商標が登録されていない場合は、その登録を阻止することができる。既に登録された場合は無効宣告請求手続きを通じて無効にすることができる。(3)、(4) は、企業名称(商号)の変更又は使用禁止に関わるため、法律問題が比較的複雑である。

## 1、企業名称(商号)の間で発生した衝突の制度的要因

中国の企業名称登記は県、市、省、国の4級管理体制を実施している。省、自治区、直轄市の人民政府の市場監督管理部門は、当行政区域における統一された企業名称申告システムと企業名称データベースの構築を担当し、かつ社会に公開するが、異なる行政区域におけるデータベースはそれぞれ独立しているため、同じ企業の商号が異なる登記機関で登記されるのは極普通なことである。

企業名称登記管理規定第十七条第一項には、「同一の企業登記機関において、申請者が作成した企業名称中の商号は、次の各号に掲げる同業又は業界、経営の特徴を使用しない企業名称中の商号と同一であってはならない。」と規定されている。登記企業と先に登記した企業が同じ業界に属するかどうかについても判断が困難である。

企業名称登記管理実施弁法の規定によると、経営活動が5つ以上の国民経済業界の類別を超え、登録資本金が1億元以上に達している企業又は企業グループの中の親会社である場合を除き、その他の全ての企業はその主要業務に基づき、国家業界分類標準に従い分類された類別に応じて表現する必要がある。しかし、業界とは何か、業界は経営対象のみを含むか、それとも経営対象と経営方法の両方を含むかについて、実務においては具体的な基準が存在しない。例えば、「食品」、「食品製造」、「食品販売」、「食品技術」の判断について、関連する書類や規定がないため、人によって理解が異なり、認識も異なり、最終的な処理結果も当然異なっている。

## 2、企業名称と商標が衝突する原因

### (1) 商標と企業名称が衝突する誘因

経済生活の中で、企業名称と商標のいずれも商業標識の範疇に属し、消費者に商品又は役務の出所を識別させ、消費者が消費を選択するよう導く役割を果たしている。商標

も企業の商号も出所を区別する役割を果たしているが、それぞれ異なる行政機関により管理されている。中国において商標保護に対して「登録原則」を採用しており、しかも、国家知識産権局商標局は全国唯一の商標登録機関である。企業名称（商号を含む）は登記により取得され、その登記機関は県級以上の人民政府の市場監督管理部門である。

商標登録部門と企業名称登記部門はそれぞれ独立しており、登録時の地域が離れていても、使用エリアが重なるため、商標と企業名称の間で衝突が発生しやすい。公衆が認識している商標専用権と企業名称権との衝突は、実質的には経営過程における市場混同行為である。

## (2) 商標と企業名称が衝突する制度的要因

現在、中国の企業名称登記は当事者により自主的に申告される。申請者は企業名称申告システム又は企業登記機関サービス窓口で関連情報と資料を提出し、企業名称データベースで採用予定の企業名称について検索・比較・選別し、名称登記管理に関する規定の要件を満たす企業名称を選択することができる。企業名称登記データベースには、本行政区域内の企業名簿以外に、通常、関連する商標リストも記載されている。しかし、このような検索をもっても他人の商標を企業名称として登録する行為を完全に防ぐことができない。

中国の商標は知名度によって、概ね普通商標、著名商標と馳名商標に分けられている。著名商標は各省の工商局により評定され、有効期間は3年間とする。馳名商標は国家工商総局商標局、商標評審委員会と中級以上の人民法院により個別事件で認定される。

著名商標は2019年以降中国で取り消された一方、普通商標は知名度が低いため、他人が取り入ろうとする対象にはなりがたい。また、普通登録商標の数が多すぎるため、収録されていない。従って、企業名称登記システムのデータベースには、通常、馳名商標しか収録されていない。その中で、人民法院が認定した馳名商標は、各省の企業登記部門に収録されないため、企業登記プロセスで保護されることが難しい。

また、商標と企業名称の分類基準の相違により、主観的な判断ミスをもたらすこともある。中国では、商標は「商標登録用商品及び役務国際分類表」（即ち、ニース分類）によって分類されるのに対して、企業名称登記は国民経済業界によって分類されるため、双方の基準は相互に対応していない。企業名称が先に登録された商標権と衝突するかと

うかを判断する際には、当該企業が申請した具体的な経営類別に応じて更に具体的に確定する必要があるため、この場合、主観的な判断ミスに係るいくつかの要因をもたらすことは避けられない。

### (三) 商標権侵害/不正競争行為の処理手続き

商標と企業名称（商号）の衝突については、大きく2つの状況に分けて処理することができる。①商標法第五十八条によると、他人の登録商標、登録されていない馳名商標を企業名称における商号として使用し、公衆に誤認を生じさせ、不正競争行為を構成しているときは、不正競争防止法により処理する。反不正競争法第六条では、「他人の名称又は氏名を無断で使用し、他人の商品であるか又は他人と特定の関連が存在するという誤解を消費者に生じさせる行為は不正競争行為に該当する」と規定している。②「最高人民法院による商標民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」第一条によると、他人の登録商標と同一又は類似の文字を企業の商号として同一又は類似の商品において強調して使用し、関連公衆に誤認を生じさせやすい場合は、商標権侵害行為に該当する。

実務において、不正競争行為と商標権侵害行為が同時に発生することがよくある。他人の商標を企業名称として登録した後、経営活動で当該企業名称を使用することが多い。使用過程において、商号を強調して使用することもよくある。企業名称による商標権侵害と不正競争は避けられないため、中国では、上記問題を解決するための方法は、行政手続と司法手続の2つがある。

#### 1、行政処理手続き

中国の法律制度によると、市場監督管理部門は法律や規則に違反した企業名称を是正し、企業名称に関する紛争を解決する職責を担っている。

(1) 法律や規則に違反した企業名称に対して、市場監督管理部門が自発的に是正することもできるし、他の機構又は個人が是正を申請することもできる。企業名称登記管理規定第二十条には、「企業登記機関は、既に登記された企業名称が本規定に合致しないことを発見した場合には、速やかに是正しなければならない。その他の組織又は個人

は、既に登記された企業名称が本規定に合致しないと判断した場合には、企業登記機関に是正を請求することができる。」と規定されている。しかし、この原則的な規定は比較的大まかであり、実行性に欠けているため、行政機関は企業名称を是正する際に相応の具体的な法律的根拠が不足している。

(2) 企業名称に関する紛争について、企業名称登記管理規定第二十一条に基づき、当事者は、その他の企業名称が当該企業名称の合法的権益を侵害していると判断した場合、人民法院に提訴するか、又は権利侵害被疑企業の登記を行う企業登記機関に処理を請求することができる。企業登記機関は申請を受理した後、調停を行うことができおり、調停が成立しなかった場合、企業登記機関は受理日より3ヶ月以内に行政裁決を下さなければならない。

## 2、司法手続

(1) 商標法第五十八条と反不正競争法第六条によると、人民法院が救済を行う前提は、企業名称に対する「使用」行為が存在し、即ち中国国内で商業的使用を行ったことであり、この使用には、企業名称を商品、商品の包装及び商品の取引文書に使用すること、又は広告宣伝、展覧及びその他商業活動に使用することが含まれる。他人の商号を企業名称として登録するだけでは、「利用」行為が存在しないため、人民法院からの救済を取得することが難しい。

(2) 「最高人民法院による登録商標、企業名称と先行権利が衝突する民事争議事件の審理に関する若干問題の規定」第四条には、「登録商標専用権を侵害、或いは不正競争を構成するとして訴えられた企業名称について、人民法院は原告の訴訟請求と事件の具体的状況を根拠とすることができ、被告に対して使用停止、使用の規範化等の民事責任を引き受けることを確定する。」と規定している。

企業名称登記管理規定第二十三条の規定によると、人民法院又は企業登記機関が法により企業名称の使用を停止すべきと認定した場合、企業は人民法院の発効した法律文書又は企業登記機関の処理決定を受領した日から30日以内に企業名称変更登記を行わなければならない。名称変更前に、企業登記機関が統一社会信用コードでその名称を代替する。企業が期限を過ぎても変更登記を行わない場合、企業登記機関はそれを経営異常



名簿に組み入れており、変更登記が完了した後、企業登記機関はそれを経営異常名簿から除去する。

#### (四) まとめ

上記を踏まえて、中国では、企業名称による商標権侵害又は不正競争が禁止されても後を絶たないことには深刻な背景がある。その主な原因の一つは商標登録と企業名称登記制度がそれぞれ独立しており、紛争解決の手段も更に整備する必要があることである。

中国の商標出願は国家知識産権局商標局のみが受理するのに対して、企業登記は県、市、省、国の4級管理を実施しているという客観的現状を踏まえて、商標と企業名称は自然に衝突する可能性がある。また、各行政区域における企業名称登記機関の企業名称データベースはそれぞれ独立しており、異なる登記機関で同一の企業名称が登記されている可能性がある。

中国では、企業名称による商標権侵害と不正競争紛争問題を解決する方法は行政手続と司法手続の2つがある。人民法院は原告の訴訟請求と事件の具体的状況に基づき、被告に使用停止、使用規範化等の民事責任の負担を確定することができる。

## 五、インターネットによる知的財産権侵害の対策研究

電子商取引は伝統的な経済モデルと異なっている。電子商取引はネットワークという「情報」と「取引」の中継所で行われる必要がある。電子商取引モデルにおいて、インターネットに大量の情報が存在しているため、取引対象に対する選択、識別とロックは取引完成の重要な前提条件になっている。商標権侵害を例にとると、インターネット上の侵害行為は実質上、伝統的な経済モデルにおける模倣品販売と相違がない。単にインターネット方式の利用により、権利侵害者の身分の確定、管轄の確定、違法利益の確定等いくつかの難点が現れたため、権利侵害行為に対応する措置も伝統的な経済モデルと異なっている。

「中華人民共和国電子商取引法」、「中華人民共和国民法典」等には特別なインターネット上の権利侵害処理メカニズムが規定されている。電子商取引法は、「通知—必要な措置の発動（通知の転送）—逆通知—二次通知転送—（十五日間以内に回答しなかった場合）回復」の手順を採用している。民法典の権利侵害責任編により、「通知—通知の転送（必要措置の発動）—逆通知—二次通知転送—（合理的な期間以内に回答しなかった場合）回復」の手順に改善された。上記の規定に基づき、権利者は権利侵害行為を発見した場合、ネットワークプラットフォームのサービスプロバイダの権利擁護プラットフォームに対して苦情通知を出し、プラットフォームに必要な措置を講じるよう要求し、苦情申立中に初歩的な権利侵害証拠を提供し、逆通知を待ち、かつ逆通知に定められた合理的な期限内に、行政機関に苦情を申し立て、又は人民法院に起訴することができる。

各主要なネットワークプラットフォームが知的財産権擁護規則を策定したとしても、権利者は依然として次のような典型的な問題に直面する必要がある。

### （一）商品に関連する権利侵害

#### 1. 権利侵害主体及び管轄の対象の確定

##### （1）権利侵害主体の確定

電子商取引環境における新たな問題は主体の確定である。実務でよく使われる解決方法は次の通りである。

- 1) ネットワークの実名認証情報。
- 2) 関連するウェブサイト運営者、ドメイン名の所有者、ICP 届出情報等の間接情報。
- 3) サンプルを購入することで販売者情報を取得する。
- 4) インターネット情報サービスプロバイダー（ISP）に情報を要求する。

## (2) 管轄の確定

基本原則は、被告の居住地及び侵害行為実施地による管轄である。

被告の住所地については、被告の身元が判明された場合、身元により住所地情報を取得し、管轄権を確立することができる。権利保護の実務においては、ISP を共同被告とする等の方法により、ISP の所在地で管轄権を確立することも可能である。

権利侵害実施地については、実物の商品に関する商標権侵害であるか、それとも取引情報に関する商標権侵害であるかを区別することができる。前者の場合、権利侵害行為実施地、侵害品の貯蔵地又は差押地で管轄権を確立するという伝統的経済における原則が依然として適用されている。購入プロセスの公証中に、配送先のみで管轄権を確立することはもはや人民法院に支持されないことに留意されたい。

ただし、場合によっては、両当事者が契約締結時の合意等の方法によりある場所を契約の履行地として確定した場合、当該契約履行地を販売行為発生地として拡張認定し、当該地域の管轄権を取得する可能性もある。取引情報における許諾なしの商標使用行為に係る場合、関連するウェブサイトが運営しているサーバーの所在地で管轄権を確立することも考えられる。

## 2、電子商取引を通じて並行輸入品を販売する

現在、権利者の権利擁護において、一般的に直面している難問には電子商取引を通じた並行輸入品の販売も含まれている。これらの商品は通常いわゆる「本物」であるが、本来は他の国の市場で販売すべきものである。しかし、中国の立法と実践においては、現在、並行輸入品と契約に違反して販売した商品に対して、安易に権利侵害として認定しないという保守的な態度を取っている。

しかし、実質的に変更された商品については、人民法院がより多くの要素を考慮し、侵害と認定する可能性もある。典型的な事件として挙げられる長沙中級人民法院が審理したミシュランによる A 氏、B 氏起訴事件において、人民法院は次のように述べた。

「安全性の角度から見れば、タイヤの品質は運転手と乗客の人身・財産の安全に直接関わるため、タイヤの生産者は各種の異なる速度要求、地理と気候特性及び販売国の強制的認証標準に応じてタイヤを生産・販売している。法により 3 C 認証を行うべきであるが、実際に認証が行われなかったこれらの自動車タイヤ製品は、安全上の危険性が存在する恐れがあるため、中国の強制的規定に違反している。

これらの製品がどのメーカーに生産されたものであるかにかかわらず、当該製品の販売行為はすべて違法行為に該当し、法により制止しなければならない。

従って、本件のキーポイントはこれらの製品がどのメーカーに生産されたかではなく、このような許諾なしの販売行為が、商標登録者の利益を損なう可能性があるかどうかにある。」

### 3、電子商取引を通じて契約に違反した商品を販売する（即ち、転売中又は販売ルートにおいて違約行為がある）

典型的な表現として、契約の規定により直売しかできない製品を電子商取引プラットフォームで販売すること、又は契約の規定により特定の地域で販売すべき製品を電子商取引プラットフォームで販売すること、又は、商標権者が厳選して限定された販売環境で販売すべき製品（例えば、高級ブランド品）を電子商取引プラットフォームで販売することが挙げられる。現在、インターネットにおける権利擁護は実務においても権利者の頭を悩ませている難問である。法的根拠が足りないため、現在、ISP は通常、このような商品に対して処理しない。しかし、転売過程において明らかに合理的範囲を超えている宣伝が存在し、善意の範囲を超えて販売者と権利者の間に特定の関係（例えば、専門店、直営店等）が存在するという誤解を消費者に生じさせたことで権利侵害又は不正競争を主張した場合に人民法院の支持を得た事例は、実務においてたくさんあった。

## (二) 取引情報に係る権利侵害

### 1、他人の商標を検索のキーワード又はウェブサイトのキーワードとして使用する

他人の商標を自分のホームページのキーワードとして使用する、又は、検索エンジンにより提供された価格ランキングで他人の商標と自分のウェブサイトとの関連を実現する等の権利侵害行為については、現在多くの事件で権利侵害行為に該当すると認定されている。権利者は ISP 等を通じて権利保護を行うことができる。

### 2、他人の商標をオンラインストアの名称、オンラインストアの看板、オンラインストアの装飾又は宣伝として使用する

このような状況は実務の中で異なる具体的な事情があるため、人民法院も異なる態度を取っている。典型的な事例といえば、立邦社が上海及び江蘇において行った権利擁護事件において、両地の人民法院はいずれも被告側が権利侵害を構成していない旨の判決を言い渡した。その理由は、その使用行為は立邦商標に対する指示的な合理的使用に該当し、混同を招くことがないことである。しかし、米国ジッポー社が A 氏を訴えた事件では、人民法院は権利侵害が成立すると認定した。

全体的に言えば、他人の商標を使ってオンラインストアを装飾する過程において、人民法院はやはりこのような使用行為が合理性と正当性を有しているかどうか、公衆による混同を生じさせるかどうか、又は、商標権者に損害を与える可能性があるかどうかを重点的に考慮する。現在、一部の ISP は、このような行為に対する苦情について行動を取るようになっている。

### 3、商品紹介に他人の商標を使用する

典型的な表現事例として、宣伝に「カルティエデザイン……（省略）」等他人の登録商標が含まれる商品紹介を使用することが挙げられる。自分の商標も同時に使用しており、混同を招くことがないが、商標の希薄化問題又は不正競争に係るため、依然として権利侵害と認定される可能性がある。上海浦東新区人民法院の審理したカルティエが益実多社、夢克拉社を訴えた商標権侵害と不正競争事件において、この問題について大胆な探索を行い、商標権者を支持する判決を下した。

#### 4、他人の商標をドメイン名として使用し、関連商品の電子商取引活動に従事する

関連司法解釈によると、他人の登録商標と同一又は類似の文字をドメイン名として登録し、かつ当該ドメイン名を通じて関連商品取引の電子商取引を行い、公衆に誤認を生じさせやすい場合は、商標法に規定する他人の登録商標専用権にその他の損害を与える行為に該当する。

#### 5、情報サービスプロバイダによる共同侵害の責任問題

ISPの共同侵害責任問題は常にホットな問題である。電子商取引法第四十一から四十五条によると、通用のセーフハーバー原則とレッドフラッグ原則が依然として適用されているが、権利者、ネットワークユーザー、ネットワークサービスプロバイダの間にはまだ長期間にわたる紛争と競合が存在する。しかし、電子商取引法はより詳細なガイドラインを定めている。

ネットワークユーザー（プラットフォーム内事業者）はネットワーク（電子商取引プラットフォーム）を利用して他人（知的財産権の権利者）の民事権益を侵害した場合、権利侵害の責任を負わなければならない。

ネットワークサービスプロバイダ（電子商取引プラットフォームの事業者）はネットワーク（自分の電子商取引プラットフォーム）を利用して他人（知的財産権の権利者及び／又はプラットフォーム内事業者）の民事権益を侵害した場合、権利侵害の責任を負わなければならないが、その状況は明らかに複雑である。権利侵害について知らなかった場合、ネットワークサービスプロバイダの免責経路は、「合格通知を受け、速やかに通知を転送し、かつ必要な措置を講じ、ネットワークユーザーの声明を受け取った後に苦情申立人に対する逆通知を送達し、合理的な期間内における必要な措置の継続を維持し、権利者が行政告発又は起訴をしなかった場合は、必要な措置を終了する」に簡略化することができる。権利侵害を明らかに知っている場合の免責経路は、権利者が通知を送付するかどうかにかかわらず、必要な措置を必ず取ることであり、必要な措置はリンクの削除、遮断、切断、ひいては取引の終了を含むが、これらに限定されない。

上記のように、ネットワーク環境における知的財産権侵害問題は独特な特性を有し、しかも、電子商取引の形式から内容までの継続的な革新に伴って急速に変化している。如何に知的財産権に関する法律を適切にネットワーク環境に適用し、電子商取引のための健全な法律環境を醸成するかは、依然として長期的に注目すべき課題である。

## 六、不法アップグレード及び改修等の権利侵害取締に関する事件処理ガイドライン

現在、多くの有名な電子製品会社は、無法者がアップグレード・改修された製品を本物と偽って対外販売し暴利を貪っている問題に直面している。アップグレード・改修と販売行為のいずれも商標権者の許諾を取得していない。アップグレード・改修された製品の外部又は包装は本物とほぼ無差別又は完全に無差別の可能性があるが、製品には実質的な違いが存在し、その製品の実態は包装に表示されている情報と異なり、一致せず、真実ではない。正規品・新品と偽って販売されているアップグレード・改修された製品は消費者を欺き、消費者の利益を損ない、権利者の会社とブランドに対して商業信用・名誉損失と経済損失をもたらしている。

本物・新品と偽って販売されているアップグレード・改修された製品の定性、刑事訴追、民事賠償請求等の法律問題については、各地域の公安・検察院・法院機関の認識が一致せず、処理方式も異なっている。

本稿では関連する実際の事件を総括し、研究と調査を通じて、事件処理に関するガイドラインをまとめたい。

### (一) 不法アップグレード・改修の定性と法律適用

#### 1、「不法アップグレード・改修行為」の実務における特徴及び市場における主な表現形式

「不法アップグレード・改修行為」は、通常行為者があるブランドの中古品を収集し、商標権者の許諾を得ずに、これらの製品をアップグレード・改修して修復した後、新品の名義で販売し（即ち、「古い物の改修」）、又は、オリジナルのローエンド製品を不法に同ブランドのハイエンド製品にアップグレード・改造し、かつ、偽造ラベルに交換して使用し、ハイエンド製品と偽って販売する行為を指す。

実務における改修行為は、主に以下の3つの異なる表現形式がある。



(1) 改修及び標識の交換：製品に対して「不法アップグレード・改修行為」を実施する過程もあるし、偽造商標標識又は偽造包装を使用する行為（標識交換）もある。

(2) 改修したが、標識を交換せずに本物・新品として販売する。中古品に対する「不法アップグレード・改修」のみで、商品本来の商標標識（製品本来の商標に物理的な修正と交換を一切行っていない）を使用し、本物・新品として販売する。

(3) オリジナルのローエンド製品に対して不法に同ブランドのハイエンド製品にアップグレード・改造し、かつ、偽造ラベルに交換して使用し、ハイエンド製品と偽って販売する

## 2、「不法アップグレード・改修」行為の定性及び法律適用

国は廃棄物の利用を奨励しているが、中古品の回収において他人が法により享有する登録商標専用権を侵害することが法律で許容されているという意味ではない。中古品のリサイクルは他人の商標権を侵害しない前提で合理的に使用しなければならず、更に循環経済促進法のような国家関連法律規定に適合しなければならない。同法第三十九条には、「回収された電器電子製品は、修復して販売された場合、再利用製品の基準に適合し、かつ、顕著な位置で再利用製品であると表示しなければならない。

回収された電器電子製品は、解体・再生利用が必要な場合は、条件を備えた解体企業に売却しなければならない」と規定している。なお、同法第四十条は、「国家は企業による自動車部品、工事機械、工作機械等の製品の再製造とタイヤの改修を支持する。販売されている再製造品と改修製品の品質は国が定めた基準に適合し、かつ、顕著な位置で再製造品又は改修製品であると表示しなければならない。」と規定している。循環経済促進法において、合法的に改修され、再製造された「電器電子製品、自動車部品、工事機械、工作機械、タイヤ」については、顕著な位置で再製造品又は改修製品であると表示する必要があることを列挙する方式をもって明記しているが、列挙されていない製品については、循環経済促進法の立法意図及び消費者権益保護法によると、他の中古品から改修又は再製造された製品に対しても、「顕著な位置で再製造品又は改修製品であることを表示する」という要求を排除できないと思われる。

声明せずに再製造品又は改修製品を販売した場合は、本書で検討する違法犯罪問題に

該当する。

「不法アップグレード・改修行為」に対して、当該行為の定性問題に関わる内容は、当該行為の違法性、並びに、当該行為は犯罪を構成するか、構成する場合にはどの犯罪を構成するかの2つの考慮が含まれる。

#### (1) 「不法アップグレード・改修」を行いかつ偽造標識で包装し、又は本物・新品と偽って販売することの違法性

当該行為は商標と生産者の関連性を切断又は歪曲し、消費者に製品の出所に対する誤解と混同を生じさせ、違法性と社会的危険性を有し、登録商標専用権を侵害した。

商標権の核心は消費者が商品又は役務の出所について混同が生じることを避けることであって、商標権侵害の本質は商標標識と生産者の関連性を切断し、当該商標の指向性を破壊して、消費者に製品と役務の出所について混同と誤認を生じさせることである。商標権者は専有権を有しているため、他人がその許諾を得ず、混同が生じる可能性がある状況において商標登録者によって生産されたもの又は生産許諾されているものでない商品に対して権利者の商標を使用することが禁止されている。同規定に違反する行為はすべて商標侵害行為を構成する。収集された中古品を「不法アップグレード・改修」して流通分野に流通させて販売する行為には、商標権の「権利消尽の原則」が適用されない。

このように無断で改修する行為の社会的危険性は明らかである。権利者にとって、権利者の商標を使用しているが、実際には改修品であることを示していない商品が市場に出回ることにより、権利者の商標と商品との関連性を切断し、又は誤って説明し、消費者による混同、誤認をもたらす。消費者は当該商品が権利者の出品したものであると誤解して購入し、使用後に品質に問題があることに気づくことになる。

これは、権利者の本物の市場シェアに衝撃を与えるだけでなく、権利者のブランド評判にも影響を与える。実際、権利者の商品ではない偽造品が権利者のアフターサービスセンターに送られ、権利擁護と修理が要求されるケースもあった。これは明らかに権利者に経済損失と商業信用毀損をもたらす。消費者にとって、何も知らずに改修製品を購入し、使用時に本物同等の品質がなかったことに気づいた場合は、その合法的な消費権益が損なわれ、当該ブランドに対する評価が低くなり、再購入の決断をする時、当該ブ

ランドを諦めることになりかねない。

**(2) 上記の行為が深刻な場合は、登録商標詐称罪を構成する。**

上記の行為が商標専用権侵害の違法行為であることが確認されているが、すべての重大な違法行為は刑法の調整範疇に属しているわけではない。登録商標専用権侵害犯罪の構成要件は刑法で明確に規定されている。刑法第二百十三条では、「登録商標詐称罪とは、登録商標の所有者の許諾を得ずに、同一の商品、役務においてその登録商標と同一の商標を使用し、情状が深刻な行為を指す」と規定している。

登録商標詐称罪を構成するかどうかを判断する際に、主に以下の4つの方面を考慮する。第一に、この罪の犯罪主体は一般的な主体企業と事業部門である。即ち、如何なる企業・事業部門又は個人が他人の登録商標を詐称し、情状が犯罪基準に達した場合は本罪を構成する。第二に、この罪に侵害された客体は他人の合法的な登録商標専用権である。第三に、この罪の主観面は故意である。即ち、行為者はある商標が他人の登録商標であることを明らかに知っていながら、登録商標の所有者の許諾を得ずに、同一の商品において当該登録商標と同一の商標を使用した。第四に、この罪の客観面は、行為者が刑法により禁止されている商標詐称行為を実施し、かつ、情状が深刻であることを指す。ここにいう商標詐称行為は、登録商標の所有者の許諾を得ずに、同一の商品に登録商標と同一の商標を使用し、かつ、その情状が深刻である行為として表れている。

他人の商標を詐称する行為の本質的な特徴は、他人の登録商標の名声を利用して、自分で生産した商品を商標登録者の商品と偽って、一般消費者に商品の出所に対する誤認を生じさせ、ある程度の詐欺性を有していることである。商標権の機能を実現するには、商標と製品の結合が必要であるが、このような結合行為は商標権利者又はその許諾を受けたメーカーに専属する。

違法犯罪者によって販売された権利者の商標が付された商品における内部部品等の構成要素は、組み立て、改装、アップグレード、改修されたものであり、商標権者が生産した商品ではない、又は全体的に商標権者が生産した元詰めの商品ではない。

この角度から分析すれば、このような権利者の商標が付された商品は違法犯罪者により生産されており、このような商品に付された商標の保有する権利者会社の商業的信用・名誉を利用して不法な利益を図る行為は、従来の偽造品製造販売の違法犯罪行為と

本質的な相違がない。しかし、これらの商品の全部又は一部の構成要素は確かに商標権者が元々出品したものであるため、従来の偽造品製造行為に比べて、より消費者に商品の出所を誤認させやすく、より大きな社会的危険性を持っている。商標の機能は、まず商品の出所情報を公衆に伝え、商標の識別機能を通じて消費者の検索コストを節約させ、満足できる商品についてその商品の登録商標に対する信頼を形成させ、更には、商品と公衆の間にコミュニケーションできる橋を架けることで、消費者が商標を通じて商品を識別・弁別し、生産者が商標を通じて信用的保障があり、継続的に経営できる良好な商業的秩序を確立することを実現させることである。

この橋の存在は法律によって保護されなければならない。商標がその示した具体的な商品と分離される（例えば、商品を構成する要素のいずれかが組み合わせ、改装、アップグレード、改修等の手段によって変更される）と、商標及び当該商標に凝縮された権利者の商業上の信用と、その商標を付した具体的な商品との間の唯一の対応関係が破壊され、その商標は身分を表明する役割どころか、商品の出所を区別する役割も果たせなくなる。

行為者は無断で中古品を変更し、新品と偽って再度、流通領域に流通させることによって、製品の内容には既に実質的な変化が生じ、本当の商品の出所と商品の提供者との対応関係がなくなり、消費者に商標標識と製品の出所に対する誤解と混同を生じさせる。従って、金額が刑法第二百十三条の規定に合致した場合は、登録商標詐称罪を構成し、法により刑事責任を追及しなければならない。

**(3) 登録商標詐称行為は国家の商品品質に対する管理制度を侵害し、偽造粗悪品生産・販売行為に該当する。**

製品品質法第二十六条には、「生産者はその生産した製品の品質に対して責任を負わなければならない。製品の品質は以下の要求に適合しなければならない。(1) 人身、財産の安全を脅かす不合理な危険がなく、人体の健康と人身、財産の安全の保障に係る国家標準、業界標準がある場合は当該標準に適合しなければならない。(2) 製品が有すべき使用性能を具備している。ただし、製品に存在する使用性能上の欠陥について説明があった場合を除く。(3) 製品又はその包装に明記された適用する製品標準に適合し、製品説明、実物見本等の方式で表明される品質状況に合致している。」と規定されている。

同法第三十二条には、「生産者は製品の生産にあたって、雑物・偽物を混ぜてはならず、偽物を以って本物としてはならず、粗悪品を以って優良品としてはならず、不合格製品を合格製品と偽ってはならない。」と規定されている。

刑法第四百十条の規定によると、偽造粗悪品生産・販売罪とは、生産者、販売者が製品に雑物・偽物を混ぜて、偽物を以って本物とし、粗悪品を以って優良品とし、又は、不合格製品を合格製品と偽って、その販売金額が5万元以上に達する行為を指す。

2001年「最高人民法院、最高人民検察院による偽造悪質商品生産、販売刑事事件の処理に係る法律の具体的適用問題についての解釈」第一条第三項には、「刑法第四百十条に規定した『粗悪品を上等品と偽る』とは低レベル、低ランクの製品を高レベル、高ランクの製品と偽り、又は不完全、不用中古部品を組合せ、本物、新製品と偽る行為のことである。」と規定している。

## **(二) 登録商標詐称罪及び偽造粗悪品劣品生産・販売罪適用の司法実務における不一致及び事例分析**

登録商標詐称罪の客観面が「同一の商品において登録商標と同一の商標を使用する」ことに該当することを鑑みて、核心的事実として認定する4つの要点は、次の通りである。①商標を使用する行為を実施した。②使用された商標は他人の登録商標と同一である。③商標の使用は登録商標の所有者による許諾を得ていない。④商標が使用された商品と登録商標の商品は、同一の種類に属しているが、商標権者により生産されたもの又は商標権者の許諾を受けて生産されたものではない。

本文では、いくつかの有効な事件の刑事判決を事例分析サンプルとして集め、異なる角度からデータの統計分析を行った後、次のような結論が得られた。

### **1、登録商標詐称罪の構成をめぐる紛争が少ない事件の状況**

登録商標詐称罪を構成する成功事例の中で、ほとんどの事件の犯罪事実として、被告人が中古品に対して改修行為だけでなく、偽造標識を貼り付ける行為も実施した。

いわゆる典型的な一般の登録商標詐称事件に属する。この行為は「改修・アップグレード」事件の中で比較的典型的であり、刑事司法実務においてはこの行為に対して異な

る判例があるが、認識は比較的に一致しており、登録商標詐称罪の確定も簡単である。

## 2、登録商標詐称罪の構成について大きな相違が存在する事件の状況

行為者は改修行為を実施し、かつ本物・新品と偽って販売したが、標識を交換しなかった（即ち、製品には権利者が本来使用している商標標識が付されている）。市場において現れた行為は以下の通りである。

(1) 「不法アップグレード・改修」行為のみを実施した。

(2) 商品に元々付けされた商標標識をそのまま使用し（元の製品の商標に対して物理的な変更と交換を一切行わなかった）、偽造の標識を使用していない。

(3) 本物・新品と偽って販売する。

このような事件の場合、係争商標標識の真偽は「登録商標詐称罪」の成立に必然的な関係があるか。

法律による商標権保護は主に商標と商品の間の特定の対応関係を保護することを指す。権利侵害の角度から見れば、商標権侵害行為は実質的に商標と商品の対応関係を切断し、関連公衆による商品の出所に対する混同を引き起こしているため、法律によって禁止されている。係争商標標識が真実であっても、必ずしも違法犯罪を構成しないわけではない。中古品に対する改修行為において標識が交換されず、偽造の標識と包装箱等が使用されていないが、行為者が本物・新品と偽って販売する行為は犯罪の主観的故意という構成要件を有しており、このような「商標と商品の結合」行為は、実質的にこの製品の出所の表記と品質の保証を変えた。事件処理においては、「商標と商品を結合させ」、本物・新品と偽って販売すると同時に、この製品が本物・新品であるという誤認を消費者に生じさせるのに十分な混同に係る証拠を集める必要がある。

## 3、登録商標詐称罪を構成する核心的事実のまとめ

行為者が回収された中古品に対して改修行為を実施したため、当該製品は既に権利者の本来の製品ではなくなった。一権利者の鑑定及び関連証拠により証明された。

行為者は改修された製品に対して、同時に偽造商標を包装に使用した。

改修を実施し、偽造商標を包装に使用しなかったが、本物・新品と偽って対外的に販売した。消費者にも当該製品が本物・新品であるという誤認を生じさせた。

### (三) 提案とまとめ

以上の分析に基づき、掲題の不法アップグレード・改修・組立/又は元詰めのローエンド製品を不法にアップグレードして同じブランドのハイエンド製品に改造する行為に対する対処について、次のように提案する。

#### 1、中古品に対する不法アップグレード・改修・組立

声明せずに再製造品又は改修製品を販売した場合は、本書で検討する違法犯罪問題に該当する。

行為者が中古品に対してアップグレード・改修・組立（以下、「改修」という）を実施し、かつ同じブランドの偽造ラベル/包装に交換して使用した（以下、「ラベルの交換」という）、又はラベルの交換のみを実施した場合、又は改修だけを実施し、ラベルの交換をしなかったが、本物・新品に偽って販売した場合は、商標権侵害行為を構成する。情状が犯罪基準に達した場合、登商標詐称罪として訴追することができる。

上記のいずれかの行為に対しても、商標権の「権利消尽」原則が適用されない。当該商品の状況はこれによって変化した。つまり、製品は既に権利者の製品ではなくなり、商標と商品の一致性と真実な出所、並びに、製品と権利者との間の対応関係が切り離された。消費者に商標標識と製品の出所について同様に誤解と混同を生じさせる。行為者は新製品を改修して偽造標識を使用し、又は改修製品を本物・新品と偽って販売し、利益を貪り、犯罪の主観的な故意を備えている。

#### 2、元詰めのローエンド製品を不法にアップグレードして同じブランドのハイエンド製品に改造し、かつ、偽造のラベルに交換して使用し、ハイエンド製品と偽って販売する

(1) 情状が犯罪基準に達した場合は登録商標詐称罪を構成する。

(2) 情状が犯罪基準に達した場合は偽造粗悪品生産、販売罪を構成する。

(3) 「最高人民法院、最高人民検察院による偽造悪質商品生産、販売刑事事件の処理に係る法律の具体的適用問題についての解釈」第一条第三項には、「刑法第四百十条に規定した『粗悪品を上等品と偽る』とは低レベル、低ランクの製品を高レベル、高ラン

クの製品と偽り……（省略）」と規定している。

(4) 係争製品はもともとローエンド製品であるが、行為人がそれをハイエンド製品に改造する行為は、上記の司法解釈における「低ランク、低等級の製品を高ランク、高等級の製品に見せかける『粗悪品を以って優良品とする』行為」に該当する。

### 3、製品鑑定

(1) 偽造のラベルを交換使用した製品に対して、外観から鑑定することができる。

(2) 権利者は、係争製品がアップグレードされたり、改修されたり、組み立てられたりしているかどうかを技術的に鑑定する。法執行機関又は司法機関により鑑定報告書における鑑別点又は理由の明示が要求されたが、上記の情報が権利者の公開できない営業秘密に関連している場合は、次のように処理することを提案する。製品鑑定報告書に上記の詳細な技術鑑定の根拠を記載せず、当該検定が営業秘密に係るため開示できないことを説明するための「説明書」を別途提出し、法執行担当者、検察官又は裁判官に単独で解釈と説明を行い、かつ当該情報の法廷での公開、営業秘密の漏洩をしないよう要請することができる。

(3) 現場に保管されている改修されていない中古品に対して、改修のための原材料として差押を申し立てるかどうかは具体的な事件及び製品の状況によって確定することを提案する。ただし、当該製品は係争金額に計上しないため、当該製品は価格証明には反映されない。製品鑑定報告書の中で鑑定説明を行う必要があるかどうかは法執行機関の要求に従う。

差押が考えられる状況は次の通りである。まだ改修されていない製品と現場で改修された製品とは区別しやすく、かつまだ改修されていない中古品は行為者が実施している犯罪予備行為によるものであることを証明できる場合、即ち、現場で改修された製品のブランドとまだ改修されていない中古品のブランドは同一ブランドであり、かつ当該ブランド以外のブランドがなかった場合、差押を申し立てることができる。



## 七、フォントタイプ関連の著作権の問題

コンピュータ技術の発展につれて、人類社会は情報時代に入った。情報が含まれる文字にも自然に大量の経済価値が潜んでいる。特に中国、日本等象形文字が多く使われる国にとって、一定の独創的なデザイン空間を有している文字の書体は情報の正確な表現に役立つことができる。

中国では、このような個性的な情報表現の需要により、書体及び書体ライブラリー産業の急速な発展が駆動され、それに伴い書体に関する著作権紛争も多く発生した。

中国の法院は、書体が著作権法上の著作物として保護を受けることができるかどうかに関する態度が徐々に一致してきたが、実務においては、まだ細かい点に注意する必要がある。本書は法理分析及び中国近年の関連裁判の事例を踏まえて紹介する。

### (一) 単一文字の書体が独創性を有しているかどうかの判断

著作権法実施条例第二条によると、著作権法においていう著作物とは、文学、芸術及び科学の分野における独創性を有し、かつ、ある種の有形な形式で複製できる知的活動の成果をいう。実務において、まず単一文字の書体が著作権法の保護を受けることができるかどうかを判断しなければならない。換言すれば、独創性があるかどうかは事件の重要な関心事である。

中国では、単一の漢字は独創性の昇順で、①古代書家の書体のような既に法定著作権保護期間を超えた書体、②既存の書体をベースに簡単に改良したが、独創性を生み出さなかった書体、③既存の書体をベースに改良し、独創性を生み出した書体、④完全にイノベーションにより独創性を生み出した新しい書体の4種類に分けられている。実務において、既存の書体の改良により独創性を生み出したことを如何に認定するかは曖昧である。単一文字の書体は通常、線、色彩又は他の方法で構成される審美的な平面芸術的著作物を指す美術著作物を構成する可能性があるため、著作権者が、字形のデザイン、書体のラインが書体設計者の書体に関する創意と風格を表現しているかどうか、筆画の形の特徴と構造の特徴が独特な審美を反映しているかどうか、既存の周知の書体と明らかに区別できるかどうか等美術著作物を構成するという発想からその単一文字に独創

性があることを主張することが求められる。

単一文字の書体が独創性を有するかどうかについて、中国の司法界において異なる答えがある。独創性のある単一文字の書体を保護する必要もあるが、正常な文字表現に影響を与えないように、独創性をあまりにも自由自在に判断することもできない。

そのキーポイントは、書体創作の具体的な過程において、著作者が書体に付与した独創性が現れているかを分析することにある。時間が経つにつれて、中国の人民法院は単一文字の書体に独創性があり、美術著作物を構成する可能性があることについて徐々に賛同してきた。

2012年の北大方正社が暴雪社、上海第九城市社等を訴えた著作権侵害紛争事件<sup>117</sup>において、第一審人民法院は、それぞれの単一文字に採用された統一的なスタイル及び筆画の形が作者の独創性を体現しており、美術著作物を構成すると判断したが、第二審人民法院（最高人民法院）は、書体ごとに特定のデジタル関数を使用して5,000余りの常用漢字の書体の輪郭外形を説明し、かつそれ相応の制御命令により関連書体の字形を細かく調整したため、各書体は上記の命令及び関連データから構成されており、線、色又は他の方法で構成される審美的な著作物ではないと判断した。

2013年の北京漢儀科印社が青蛙王子社、福建双飛司等を訴えた著作権侵害紛争事件<sup>118</sup>において、江蘇省高級人民法院は次のように判断した。書体ライブラリにおける書体・字形は、字形の原稿がデジタル化処理された後に、人工又はコンピュータにより、字形原稿のスタイルに応じて、漢字の組み合わせ規律を踏まえて組み合わせられたものであり、相応の座標データと関数アルゴリズムが存在するが、このようなデジタル化の保存と複製方式は美術著作物の性質を変えることができず、独創性の要件を満たした前提において、書体ライブラリにおける単一の文字は著作権法に規定する美術著作物に該当し、法律の保護を受けなければならない。

更に近い2016年のA氏が広州夢想家社、広州晶東社を訴えた著作権侵害紛争事件<sup>119</sup>において、原審人民法院は次のように判断した。書体ライブラリにおけるそれぞれの単一文字は設計者によって設計された線と構造であり、設計者の創作思想を体現している

<sup>117</sup> 最高人民法院、(2010)民三終字第6号民事判決書。

<sup>118</sup> 江蘇省高級人民法院、(2012)蘇知民終字第161号民事判決書。

<sup>119</sup> 広州知識産権法院、(2016)粵73民終136号民事判決書。

具体的な表現方式であり、その過程自体が創造者の創造的労働を表している。

設計完成されたものにおける単一文字は、線と角がはっきりしていて、比例構造が美しい等の特色が表され、既存の美術書体に比べて独特な芸術効果と審美的意義を有しており、設計者の独創性を表している。そのため、第二審の人民法院は、係争の「瑪、雅」二文字が、創作の筆画特徴を基本的に表しており、明らかな個性的な特徴を持ち、独自に美術著作物を構成することができる旨判示した。

# 锐谐体

## (二) 書体と書体ライブラリとの論理関係

前述の北大方正社が暴雪社、上海第九城市社等を訴えた著作権侵害紛争事件において、最高人民法院は、単一文字の書体が美術著作物を構成することを認めなかったが、原告の書体ライブラリがソフトウェア著作物を構成することを認めたため、被告が許諾を取得せずにその書体ライブラリを使用した行為はソフトウェア著作物の著作権を侵害したと認めた。江蘇省高級人民法院は、北京漢儀科印社が青蛙王子社、福建双飛社等を訴えた著作権侵害紛争事件においても、「書体ライブラリの書体自体は審美と実用的な道具の二重特性を兼ね備えており、書体ライブラリの書体創作の目的はコンピュータの漢字使用の需要を満たすためであることに鑑みて、書体ライブラリの書体は著作物特性と工具特性の緊密な結合による知的成果に該当する。書体ライブラリの書体を美術著作物として保護する際に、その独創性はより高い独特な審美的要求を満たさなければならない。即ち、保護された書体ライブラリの単一文字は、既存の周知の書体と明らかに区別できるものでなければならない。一般的な美術文字が手作業で独立に完成したものである場合は、独創的な美術著作物として認定されるが、書体ライブラリの書体の独創性に対する要求は一般の美術文字と同レベルにしてはならない。また、書体ライブラリソフトウェアを活用して出力した単一の文字に独創性があるかどうかについて、ケースバイ

ケースで判断しなければならない。書体ライブラリの単一文字に対する保護基準が低く設定された場合は、既存の書体と区別することが難しく、混乱を引き起こし、既存の書体ツールに対する公衆の正常な使用を妨げ、文化の伝達を阻害する可能性がある。従って、より高い水準の独特の審美を体現し、かつ既存の書体と明確に区別できる書体ライブラリの単一文字のみは美術著作物として認定され、保護される可能性がある」と強調した。

それでは、書体ライブラリと書体にはどのような内在的な論理関係があるのかについて、中央民族大学法学院の熊文聡教授はその合理的かつ独特な見解<sup>120</sup>を共有したことがある。

まず、書体は漢字そのものではない。漢字は公認又は次第に一般化された表記規範によって形成された文字記号である。表記規範は認知、識別と交流の便利のために漢字の画数、構造等の要素の完備、統一を強調しているが、これをベースに同一の漢字に異なる表現スタイル又は様式があることを排斥しない。異なる表現スタイル又は様式は異なる書体を通じて表されている。よって、書体はデザインされたスタイルや様式であり、漢字そのものではない。漢字を媒体としているが、建築物のデザインや建築物そのものと同じように、漢字（建築物）は著作権に保護されないが、書体（建築物のデザイン）も保護されないことを意味しない。既に公有領域に多くの漢字の書体が存在しているため、私権をもって独創性のある書体を保護しても、漢字の基本的交流と公衆の使用を妨害し、又は影響を与えることがない。

次に、書体ライブラリは同一の書体（マイクロソフト雅黒、方正中倩等）を表す多くの漢字（通常は5,000余りの常用漢字）の集合体である。書体ライブラリとその中の単一文字は多対一、全体対一部の関係にある。書体ライブラリの独創性とは、単一文字の書体の独創性のことを指す。単一文字の書体以外に、書体ライブラリには他の独創性がない。逆も同じである。書体ライブラリの独創性は書体ライブラリの中の単一文字の組み合わせの順番により表されているため、アセンブリ著作物として保護を受けることができると思う者もいるが、書体ライブラリの中の単一文字の間の配列は通常、コンピュータを通じて慣例（例えば、ピンインの順序、筆画の数又は偏傍等のアルゴリズム）

---

<sup>120</sup> 熊文聡：「書体著作権に関する法律問題の解析」、<https://mp.weixin.qq.com/s/honhObXOpEPttOgNxu-A>。

によって順次展開しており、独創性が全くないため、理屈としては成り立たない。一步譲って、ある書体ライブラリが意図的に革新を行い、慣例による単語配列を行わなかった場合でも、書体の使用者は通常このような意図的に設計された配列順序によって書体ライブラリの中の単一文字を使用しないため、書体ライブラリがアセンブリ著作物であるかどうかを検討する意味は全くない。要するに、書体ライブラリとその中の単一文字はダムの中の全部の水とダムの中の一滴の水のように、その本質的な規定性が一致している。即ち、保護されるべき原因は書体のデザインとイノベーションにある。

最後に、書体ライブラリ（その中の各単一文字を含む）について、コンピュータの識別、演算、読み取りのための言語（即ち、コンピュータソフトウェア）で表現することもできるし、一般の人が認識できる視覚化記号で表現することもできる。従って、書体ライブラリ（その中の各単一文字を含む）は、絶対にコンピュータソフトウェア又は絶対に書道美術著作物であるわけではなく、使用者がどのような環境と条件において書体ライブラリ又は単一文字を使っているかは鍵となる。よって、書体ライブラリと単一文字の書体が単独で保護を受け、かつ二倍の賠償を取得することができ、両者の間に重複や交差が存在しないことを主張するという考え方は、取るに足りない。その根本的な原因は、書体ライブラリと単一文字との論理関係を理解できていないことにある。

本書では、書体と書体ライブラリとの一致性を堅持する観点から、最高人民法院が2012年に行った分析について検討する価値があると考えられる。書体のデザイン自体に独創性がある場合は、書体ライブラリを検討する必要がなくなる。著作権の法理を堅持しなければならない。書体のデザイン自体が美術著作物を構成し、被告がその美術著作物を許諾なしに利用した場合は、当然著作権侵害を構成する。

### （三）書体の著作権を柔軟に主張することにより、商標事件に役立つ可能性がある


121


書体デザイン自体にも文字の記号属性があり、当該記号属性は商業標識として商品又は役務の出所を区別する役割を果たすことができる。そのため、一部の事件におい

---

<sup>121</sup> 同事件は明星楠、王亜寛の「米国電信大手コムキャスト『COMCAST』が中国で商号権保護を見事に取得」を参照、wechat 公式アカウント「万慧達知的財産権」に掲載、2019-03-10。

て、書体著作権侵害を主張することによって他人による市場経営活動における混同行為を阻止するやり方が見られ、同様に商標法第三十二条に規定する先行権利を主張して他人が著作権を有する書体を商標として登録することを制止するやり方もある。要するに、字体の著作権を柔軟に主張することは、商標事件に役立つ可能性がある。

コムキャスト・コーポレーション（COMCAST CORPORATION、以下「コムキャスト社」という）は米国の有名なケーブルテレビ、インターネットサービス及び IP 電話サービスプロバイダであり、同時に世界的に有名な電気通信とマスコミ大手でもある。2010年、広州のある会社（以下、「第三者」という）は、「ケーブル、電話線、ネットワーク通信設備」等の商品において「」商標を登録出願した。2016年、コムキャストは同商標に対して無効宣告を請求し、同商標の登録がコムキャストの先行著作権を侵害していると主張した。しかし、商標評審委員会はコムキャストの主張を支持せず、係争商標を維持する旨の裁定を下した。コムキャスト社はその後、北京知識産権法院に商標行政訴訟を提起した。

北京知識産権法院は、著作物の独創性、権利帰属、実質的類似及び接触可能性の4つの方面からコムキャスト社の「」先行著作権を評議した。

(1) コムキャスト社が主張する著作権標識は、標準書体の「COMCAST」のアルファベットの組み合わせと頭文字「c」を囲む赤色の半円から構成されている。デザインが簡単であるが、当該アルファベットと図案の組み合わせに一定の独創性があることは否定できない。特に赤色の半円とアルファベットの位置関係のデザインは、目立ち、独創的、シンプルという芸術的特徴があり、最低限度の独創性要件を満たしているため、美術著作物として保護を受けることができる。

(2) 権利の帰属について、コムキャスト社は著作権登録証書、公証認証された創作声明、様々なデザイン様式、1999年の標識識別ガイドライン及び2002年の刊行物に掲載された標識を使用していた写真と米国で商標出願を行った資料を提出した。これらの証拠は著作権の享有の初歩的な証拠として証拠チェーンを形成することができる。第三者が提出した視学識別マニュアルは時間、出所、創作自体との関連性を解明できず、コムキャスト社の著作権の反証を構成することができない。

(3) 対比したところ、係争商標とコムキャスト社が主張した先行著作権標識とはアルファベットの構成、細部等においてほぼ同じであり、実質的な類似を構成していることがわかった。

(4) 既存の証拠によると、係争商標の出願日前に、コムキャスト社の先行著作権標識はメディア報道により、ケーブルテレビ、通信業界で既に一定の知名度を持っている。更に、第三者はコムキャストが自社の株主であると主張したことから、先行の著作権標識に対する接触と認知があると認定することができる。この場合、係争商標の登録と使用はコムキャスト社の先行著作権を有する著作物に対する複製であり、コムキャスト社の著作権を侵害している。

北京知識産権法院は、最終的に商標評審委員会の裁定を取り消した。

## 八、中国医薬品パテントリンケージ制度について

2021年6月1日、新しい専利法が正式に施行された。その中で最も注目されるのは医薬品特許紛争の早期解決メカニズムの実施である。このメカニズムとは、医薬品発売審査承認手続と関連医薬品特許紛争解決手続を連携させる制度を指し、つまり、通常でいう医薬品パテントリンケージ制度である。

中国のパテントリンケージ制度はある程度米国の経験を参考にしているが、米中の特許関連法律における様々な差異を考慮すると、中国のパテントリンケージ制度には独自の特徴がある。

### (一) 中国医薬品パテントリンケージ制度の歴史的沿革

2017年10月8日、中国共産党中央弁公庁、国務院弁公庁が印刷配布した「審査承認制度改革の深化と医薬品・医療機器のイノベーション奨励に関する意見」では、医薬品パテントリンケージ制度の確立の模索を初めて提案した。

2017年12月29日、国家食品医薬品監督管理総局は「中国発売中の医薬品目録集」に関する公告を公布し、国家食品医薬品監督管理総局の政府ウェブサイトにもオンライン版の形で医薬品審査評価報告、明細書、専利情報等のデータベースを掲載しかつそのリンケージを構築した。

2019年11月24日、中国共産党中央弁公庁、国務院弁公庁が印刷配布した「知的財産保護の強化に関する意見」では、医薬品パテントリンケージ制度、医薬品専利期間補償制度の確立の模索を再び提案した。

2020年1月15日、米中が「アメリカ政府と中華人民共和国政府間の経済貿易協定」を締結し、中国は医薬品専利紛争の早期解決メカニズムの構築について約定した。

2020年9月11日、国家医薬品監督管理局、国家知識産権局が組織・起草した「医薬品専利紛争早期解決メカニズム実施弁法（試行）」（意見募集稿）は、医薬品専利紛争早期解決メカニズムの実施のための具体的な規則を制定した。

2020年10月17日、第十三期全国人民代表大会常務委員会第二十二回会議において、「『中華人民共和国専利法』の改正に関する決定」が表決を経て可決され、医薬品専利



紛争早期解決メカニズムを正式に確立し、当事者に潜在的な専利紛争の解決手段を複数提供した。これは、中国における医薬品パテントリンケージ制度の正式な実施をも示している。

2020年10月29日、最高人民法院は「医薬品発売審査評価・審査承認に係る専利民事事件の審理における法律適用の若干問題に関する規定」について公衆に向けて意見を募集し、医薬品発売の審査評価・審査承認に係る専利事件のために訴訟手続きの実施経路を提供した。

2021年2月9日、国家知識産権局は「医薬品専利紛争の早期解決メカニズム行政裁決弁法」（意見募集稿）を公布し、専利法第七十六条にいう行政裁決について更なる規定をした。

2021年7月4日、国家医薬品監督管理局、国家知識産権局は「医薬品専利紛争の早期解決メカニズム実施弁法（試行）」、即ち専利法第七十六条第三項にいう具体的な連動弁法を共同で公布した。それと同時に、「中国発売医薬品専利情報登記プラットフォーム」も正式に開始された。同日、最高人民法院は「登録申請される医薬品関連の専利権紛争民事事件の審理における法律適用の若干問題に関する規定」を公布した。

2021年7月5日、国家知識産権局は「医薬品専利紛争の早期解決メカニズム行政裁決弁法」を公布した。

これにより、中国では「専利法」第七十六条を指針とし、「医薬品専利紛争の早期解決メカニズム実施弁法（試行）」、「登録申請される医薬品関連の専利権紛争民事事件の審理における法律適用の若干問題に関する規定」、「医薬品専利紛争の早期解決メカニズム行政裁決弁法」を付帯とする医薬品パテントリンケージ制度が初歩的に構築された。

## （二）中国医薬品パテントリンケージ制度の具体的な規定

2021年6月1日から施行された専利法第七十六条では、「医薬品発売の審査評価・審査承認プロセスにおいて、医薬品発売許可申請者と関連専利権者又は利害関係者は、登録申請された医薬品に係る専利権について紛争が生じた場合、関連当事者は人民法院に起訴し、登録申請された医薬品の関連技術方案が他人の医薬品専利権の保護範囲に含まれているかどうかを判決するよう請求することができる。国務院医薬品監督管理部門は

規定された期限までに、人民法院による発効した判決により、関連医薬品の発売承認を一時中止するかどうかの決定を下すことができる。

医薬品発売許可申請者と関連専利権者又は利害関係者は、登録申請された医薬品に係る専利権紛争について、国務院専利行政部門に行政裁決を請求することもできる。

国務院医薬品監督管理部門は国務院専利行政部門と共同して、医薬品発売許可の審査承認と医薬品発売許可申請段階の専利権紛争解決の具体的な連携方法を制定し、国務院に報告して同意を得てから施行する。」と規定している。

上記法的枠組みの下で、「医薬品専利紛争早期解決メカニズム実施弁法（試行）」の規定を踏まえて、現在中国で確立された医薬品パテントリンケージ制度枠組みは、主に以下の内容を含む。

## 1、紛争解決方法を確立する

専利法第七十六条は、訴訟手続きと行政裁決手続き 2 種類の紛争解決方法について規定している。関連当事者は発売を申請された医薬品の関連技術方案が関連専利権の保護範囲に含まれているかどうかについて訴訟を提起するか又は行政裁決を請求することができる。訴訟手続きの第一審事件は北京知識産権法院が管轄する<sup>122</sup>。行政裁決手続きは国家知識産権局が主管する<sup>123</sup>。

## 2、発売医薬品専利情報登記プラットフォームを構築する<sup>124</sup>

米国の医薬品パテントリンケージ制度のオレンジブックに似ているが、国務院医薬品監督管理部門は、医薬品発売許可所有者が中国で発売されているコア特許の関連情報を登記しかつ社会に公示し、後発医薬品申請者が専利権帰属状態に係る声明を提供するための根拠とすることができるように、中国発売医薬品専利情報登記プラットフォームを構築する。中国発売医薬品専利情報登記プラットフォームに登録されていない専利情報には、本弁法を適用しない。

---

<sup>122</sup> 「登録申請される医薬品関連の専利権紛争民事事件の審理における法律適用の若干問題に関する規定」第一条。

<sup>123</sup> 「医薬品専利紛争の早期解決メカニズム行政裁決弁法」第二条。

<sup>124</sup> 「医薬品専利紛争早期解決メカニズム実施弁法（試行）」第三条。

### 3、医薬品専利情報の登記範囲を明確化する<sup>125</sup>

上記プラットフォームに登録できる特許範囲には、化学医薬品の有効成分化合物に係る特許、有効成分を含む医薬品組成物に係る特許、医薬用途の特許と、バイオ製品の配列構造に係る特許、医薬用途の特許と、漢方薬の漢方薬組成物に係る特許、漢方薬抽出物に係る特許、医薬用途の特許と、が含まれる。

### 4、後発医薬品申請者の専利状態声明制度を規定する<sup>126</sup>

米国の医薬品パテントリンケージ制度に似ているが、化学後発医薬品申請者は医薬品発売許可を申請する場合、専利声明を提出するとともに、声明の根拠を提出しなければならない。

第1類の声明：中国発売医薬品専利情報登記プラットフォームには後発医薬品がある先発医薬品の関連専利情報がない。

第2類の声明：中国発売医薬品専利情報登記プラットフォームに収録された後発医薬品がある先発医薬品の関連専利権が既に終止したか又は無効宣告されたか、又は後発医薬品申請者が専利権者から関連専利実施許諾を得た。

第3類の声明：中国発売医薬品専利情報登記プラットフォームに後発医薬品がある先発医薬品の関連専利が収録されており、後発医薬品申請者が対応する専利権の有効期間満了前に、申請した後発医薬品を発売しないことを承諾する。

第4類の声明：中国発売医薬品専利情報発売プラットフォームに収録された後発医薬品がある先発医薬品の関連専利権が無効宣告されるべきであるか、又はその後発医薬品が関連専利権の保護範囲内に含まれていない。

後発医薬品発売許可申請と相応の声明は、国家医薬品審査評価機構情報プラットフォームで社会に向けて公示するものとする。後発医薬品申請者は、相応の声明及び声明の根拠を発売許諾所有者に通知しなければならず、発売許諾所有者が専利権者ではない場合は、発売許諾所有者が専利権者に通知するものとする。

<sup>125</sup> 「医薬品専利紛争早期解決メカニズム実施弁法（試行）」第五条、十二条。

<sup>126</sup> 「医薬品専利紛争早期解決メカニズム実施弁法（試行）」第六条。

## 5、専利権者又は利害関係者による異議申立の期限を明確化する<sup>127</sup>

専利権者又は利害関係者は、後発医薬品申請者の4種類の専利声明、声明の根拠について異議がある場合、後発医薬品発売許可申請の公示日から45日以内に、発売を申請された医薬品の関連技術方案が関連専利権の保護範囲内に含まれているかどうかについて人民法院に訴訟を提起するか、又は国務院専利行政部門に行政裁決を請求することができる。

専利権者又は利害関係者が定めた期間内に異議を申し立てなかった場合、国務院医薬品監督管理部門は、技術審査評価結論と後発医薬品申請者から提出された声明の状況に応じて発売を承認するかどうかの決定を直接下すことができる。

## 6、化学医薬品に対する審査承認待ち期間を設定する<sup>128</sup>

専利権者又は利害関係者が、発売を申請された医薬品の関連技術方案が関連専利権の保護範囲内に含まれているかどうかについて訴訟を提起したか、又は行政裁決を請求した場合、国務院医薬品監督管理部門は化学後発医薬品発売許可申請について、人民法院の立件又は国務院専利行政部門の受理通知書副本を受領してから起算して9ヶ月の待ち期間を設定する。国家医薬品審査評価機構はこの待ち期間内に技術審査評価を停止しない。バイオ後続品と同名同方の漢方薬の登録申請について、国務院医薬品監督管理部門は技術審査評価結論に基づき、発売を承認するかどうかの決定を直接下す。

## 7、医薬品審査評価・審査承認に対する分類処理を実施する<sup>129</sup>

第1類、第2類の声明が提出された場合は、技術審査評価結論に基づいて発売を承認するかどうかの決定を下す。

第3類の声明が提出され、技術審査評価に合格した場合は、発売を承認する旨の決定を下し、関連専利権の有効期間及び市場独占期間の満了後になって初めて発売することができる」と明記しなければならない。

待ち期間を誘発する化学後発医薬品が登録申請され、技術審査評価に合格した場合、

<sup>127</sup> 「医薬品専利紛争早期解決メカニズム実施弁法（試行）」第七、八条。

<sup>128</sup> 「医薬品専利紛争早期解決メカニズム実施弁法（試行）」第八条。

<sup>129</sup> 「医薬品専利紛争早期解決メカニズム実施弁法（試行）」第九、十条。

国務院医薬品監督管理部門は、人民法院の発効した判決又は国務院専利行政部門の行政裁決を踏まえてそれ相応の処理を行う。

関連専利権の保護範囲に含まれている場合は、専利権の有効期間満了前に関連化学後発医薬品の登録申請を行政審査承認段階に移行する<sup>130</sup>。関連専利権の保護範囲に入らないと確認されたか又は双方が和解した場合、専利権が無効宣告された、待ち期間が過ぎても発効した判決又は行政判決が下されなかった又は調停書が発行されなかった場合は、行政審査承認段階に移行する。

国務院医薬品監督管理部門が承認保留の決定を下した後に、人民法院が原行政裁決を覆した場合、双方が和解した、関連専利権が無効宣告された、専利権者、利害関係者が訴訟又は行政裁決の請求を取り下げたとき、後発医薬品申請者は国務院医薬品監督管理部門に後発医薬品発売の承認を申請することができ、国務院医薬品監督管理部門は承認するかどうかの決定を下す。

#### 8、後発医薬品に係る専利への挑戦の奨励<sup>131</sup>

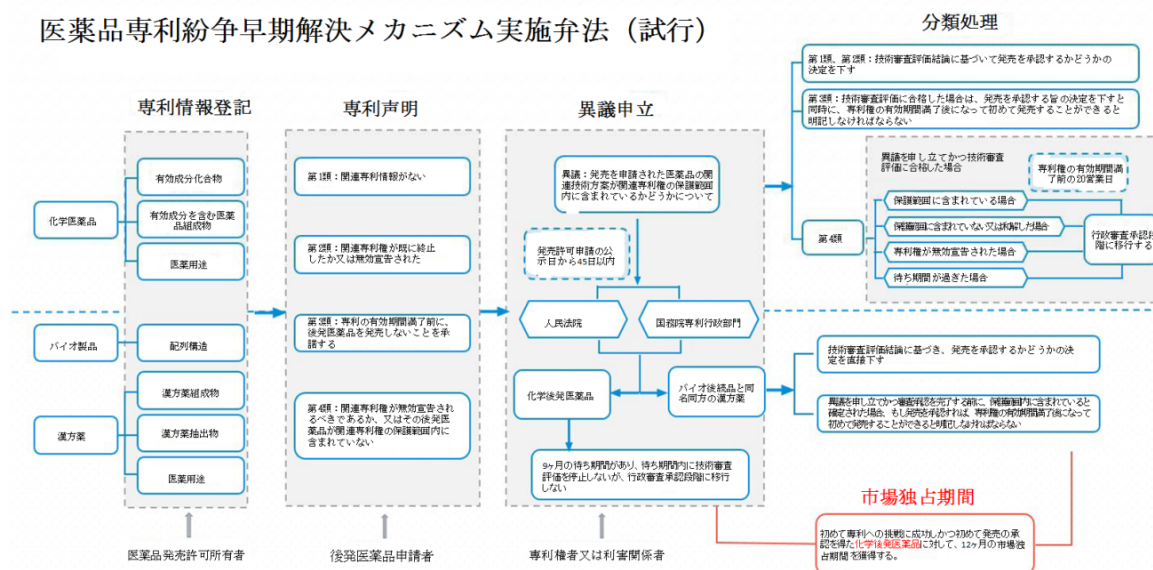
後発医薬品の質の高い発展を奨励するために、初めて専利への挑戦に成功しかつ初めて発売の承認を得た化学後発医薬品申請者に対して、当該医薬品が承認を得た日から12ヶ月以内に他の同種の化学後発医薬品の発売を承認しないと行った奨励措置を講じる。上記内容を次のようにまとめることができる。

---

<sup>130</sup> 「医薬品登録管理弁法」第百条では、「行政審査承認決定は20日以内に下さなければならない」と規定している。

<sup>131</sup> 「医薬品専利紛争早期解決メカニズム実施弁法（試行）」第十一条。

## 医薬品専利紛争早期解決メカニズム実施弁法（試行）



### (三) 前述の法的枠組みの下での企業対策及びリスク警告

#### 1、先発医薬品企業

先発医薬品企業は、パテントレイアウトを適切に行い、厳密かつ効率的な専利保護ネットワークを構築し、最終的に企業にとって有益なパテントポートフォリオを形成しなければならない。それと同時に、早期警告と予防・制御メカニズムを構築し、後発医薬品申請者から送信される声明及び声明の根拠に積極的に対応する。実際には、専利声明状況の不完全、声明の専利情報とプラットフォームの登記情報の不一致、声明種類の間違いといった現象が存在する。そのため、関連専利権者又は医薬品発売許諾所有者は後発医薬品申請者から送信される声明及び声明の根拠を詳しく分析するとともに、後発医薬品申請関連の技術方案が保護範囲に入るかどうかを初歩的に判断しなければならない。必要に応じて、医薬品専利紛争の早期解決メカニズムに従って訴訟を提起するか又は行政裁決を請求し、その合法的權益を守ることを検討することができる。それと同時に、パテントリンケージ制度は結晶形、中間体、製剤方法等の専利に適用されないため、これらの専利に関連する医薬品について、先発医薬品企業は後発医薬品が発売後にこのような専利権を侵害するかどうかの問題に注目しなければならない。

## 2、後発医薬品企業

権利侵害で告発されるリスクを最大限に回避するために、後発医薬品企業にとって、プロジェクト立ち上げ前の調査は不可欠である。研究開発プロジェクト立ち上げ前に、情報調査研究の準備を十分に行わなければならない。専利権侵害リスク評価は最も重要なプロセスの一つであり、現行の有効な専利を確認すると同時に、その他の権利付与されていない専利を考慮・分析し、これらの専利権付与が製品発売の障害となるかどうかを確定し、製品開発の進捗を踏まえて、専利回避又は挑戦等の計画を策定しなければならない。

プロジェクト立ち上げ確定後、後発医薬品企業は発売審査承認過程における専利紛争対策を積極的に立てなければならない。発売審査承認過程において先発医薬品企業の起こした専利訴訟又は裁定請求に遭った場合は、積極的に対応しなければならない。専利権者がその権利行使を怠りかつ権利侵害リスクが比較的高い場合、後発医薬品企業は非侵害確認を提起することで後発医薬品発売後の不確定性を回避することができる。

なお、専利紛争の早期解決は一度行えば永久に楽にできることではない。パテントリンケージ制度は専利紛争を早期解決し、後発医薬品発売の確定性を向上させることを目的としているが、パテントリンケージ制度はあらゆる専利種類をカバーしているわけではない。規定によると、医薬品結晶形及び製造方法に係る専利等その他の種類の専利は専利情報登記プラットフォームに登録されないため、リンケージ制度を適用できない。換言すれば、リンケージ制度で全てのプラットフォームに掲げた専利に関連する紛争を解決したとしても、依然として別の専利権侵害紛争に遭遇する可能性がある。

総じて言えば、中国医薬品パテントリンケージ制度の枠組みが基本的に確立されており、その具体的な規則については関係部門が次第に明確化し、かつ実情に応じてその調整を模索する必要がある。合法的権益への効果的な保護、権利侵害リスクの低減を図るために、企業はこれに注目し続けなければならない。

## 九、グラフィックユーザーインターフェイスの意匠権侵害の問題研究

### (一) グラフィカルユーザーインターフェイスの意匠の基本的な紹介

#### 1、グラフィカルユーザーインターフェイスの知的財産保護の概要

グラフィカルユーザーインターフェイス (Graphical User Interface、GUI という) は、グラフィカルに表示されるユーザーとマシン間のインターフェイスを指す。その機能は、ユーザーがグラフィック認識を通じてコンピューター言語が表現したいことを理解できるようにすることである。GUI 意匠とは、GUI を備えた製品の意匠を指す。この2つは関連しているが、同じではない。

技術革新の進展のおかげで、GUI はコンピューターや電子製品で広く普及している。近年、イノベーションエンティティが GUI 設計への投資を増やし続けるにつれて、GUI の知的財産権の保護を強化するという彼らの要求が強くなっている。一般的に、GUI 製品の意匠は、著作権、商標権、専利権の3つの方法で保護できる。ただし、その保護条件、重点、保護の強さについて、知的財産権の種類により異なる。その中でも、著作権は自動生成の原則に従っており、設計が完成すると、オリジナリティの要件を満たしている限り保護することができる。特徴的な商用マークのある GUI の場合、商標権として保護できるが、出願は商標局に提出する必要があるし、登録は、審査を経て要件を満たした後にのみ承認できる。専利保護の取得を希望する出願人は、国家知識産権局にも出願する必要があるし、審査を経て要件を満たした後にのみ許可を取得できる。

著作権及び商標権による保護と比較して、専利権の保護はより強力な排他性とより強力な保護を持ち、専利保護対象の範囲はより広く、より多くの GUI 意匠を保護できる。専利保護に関する限り、GUI には、GUI の設計の保護だけでなく、GUI の実現又は操作方法の保護も含まれる。異なる対象物について、異なる保護効果を考慮して、発明専利又は意匠を出願することができる。国際的な観点から、意匠の出願は GUI 保護の一般的な方法です。専利保護において、意匠保護は発明専利保護と比較して以下の利点がある。第一に、意匠権を取得するための期限が短く、通常、証書を取得するのは数ヶ月から1年以内である。第二に、クレームを書く必要がない。このため、出願書類の作成が容易



になると同時に、意匠の保護範囲がより直観的に決定される。

## 2、GUI に関連する中国の法律又はポリシー

2014 年 3 月 12 日、国家知識産権局が発行した第 68 号公告（即ち「68 号令」）は、専利審査指南に重要な修正を加えた。初めて、グラフィカルユーザーインターフェイスを備えた製品を意匠保護の対象になった。

2019 年 9 月 23 日、国家知識産権局が発行した「第 328 号公告」は、「68 号令」の規定を再調整した。各セクションに散在する関連する GUI 規制を、「専利審査指南 2010」の第一部分第三章第 4.4 節の 1 つのセクションに体系的にまとめた。「68 号令」と比較して、「328 号公告」の改正はより包括的であり、システムはより完全である。この改正により、GUI 製品設計の製品名と簡単な説明の要件が更に標準化され、GUI 図面の制限が緩和され、GUI と最終製品の間に関連性が弱る。

2020 年の専利法の 4 回目の改正では、意匠の定義が改訂された。つまり、第二条第四項には、「意匠とは、物品の全体又は一部の形状、模様又はその結合及び色彩と形状、模様との結合に対する、優れた美観に富み、かつ工業上の応用に適した新たなデザインを指す。」と規定されている。この規定は部分意匠を保護対象に入れることで、設計要点がその適用される製品に関わらない GUI 意匠に対し、部分意匠として GUI 図面のみを出願・保護することができる。

2021 年 08 月 03 日、国家知識産権局は「専利審査指南改正草案（意見募集稿）」を公布した。この改正草案では、部分意匠として GUI を出願する場合の書類要件を更に規定し、出願書類にその適用される製品を添付してもしなくてもよい。このバージョンが意見募集稿のため、最終確認が必要とされる。

中国での一連の法改正に続いて、社会も明白なフィードバックを示し始めた。中国が 2014 年にグラフィカルユーザーインターフェイス製品を含む意匠の保護を開始して以来、この分野での専利出願の数は急速に増加している。更に、GUI 意匠の分野でも多くの「最初のケース」が出ている。例えば、2016 年 4 月、北京知的財産権法院が審理した奇虎 360 公司对北京江民新科技術有限公司の意匠権侵害紛争事件<sup>132</sup>は、中国で最初の

---

<sup>132</sup> (2016) 京 73 民初 276 号判決書

GUI 侵害訴訟となった。2016 年 6 月 21 日、上海知的財産権法院が審理した蘇州達家迎  
信息技术有限公司対上海沢槽網絡科技有限公司の意匠権侵害紛争事件<sup>133</sup>は、この法院で  
最初の GUI に関わる意匠権侵害紛争事件である。2021 年 6 月 16 日、最高人民法院が審  
理した江蘇国泰新点軟件有限公司対広聯達科技股份有限公司の意匠権侵害に関する行  
政紛争事件<sup>134</sup>は、この法院で最初の GUI に関わる意匠権侵害判決の行政紛争事件である。

## (二) GUI 意匠出願前に注意が必要な事項

### 1、保護対象のスコープに注意

専利法及び関連法規により、GUI 製品の意匠に対する保護の範囲が拡大された。これ  
は主に 3 つの側面に反映される。1 つは、新しい専利法が意匠の保護範囲をプラス側か  
ら拡大すること、つまり、部分意匠が法的なレベルで公式に認められることである。2  
つは、「328 号公告」により付与しない意匠の主題の範囲を制限されてくることである。  
具体的には、「328 号公告」によれば、製品機能の実現とは関係なく、ヒューマンコンピ  
ュータインタラクションを伴うグラフィカルユーザーインターフェースや、ウェブサイ  
トページのグラフィックレイアウトにおけるヒューマンコンピュータインタラクショ  
ンに関連する状況も保護の範囲に含まれる。3 つは、「専利審査指南改正草案（意見募集  
稿）」では、GUI 意匠はその適用される製品を含まず、GUI 図面のみを添付することを可  
能にし、かつ GUI 図面は GUI 図面の全体であってもよく、「検索バー」といった GUI 図  
面の部分であってもよいとしている。

### 2、GUI 意匠出願の要件に注意すること

(1) 商品名の制限。GUI の製品意匠名は、GUI の主な目的とそれが適用される製品を  
示す必要がある。一般に、「グラフィカルユーザーインターフェース」という単語を含  
むキーワードが必要であり、動的製品にも「ダイナミック」というキーワードが必要で  
ある。このような制限は、授権段階でも権利確認段階でも、保護オブジェクトを明確に  
するのに役立つ。

<sup>133</sup> (2020) 滬 73 民初 494 号判決書

<sup>134</sup> (2021) 最高法知行終 78 号判決書

(2) 製品図面の提出。製品図面は、最初に「専利審査指南 2010」（2019 年改正）の第一部分第三章第 4.2 節に定める要件を満たす必要がある。次に、さまざまな設計製品に応じて、さまざまな状況で図面を提供する必要がある。例えば、意匠ポイントが GUI のみにある場合は、少なくとも 1 つの正投影ビューを提出する必要がある。

部分意匠の場合、「専利審査指南改正草案（意見募集稿）」に基づき、その適用される製品を添付してもよく、その適用される製品を添付せずに GUI 図面のみを提出してもよい。この部分の規定は最終バージョンと異なる可能性があるため、最終確認が必要とされる。

(3) 簡単な説明書の作成。GUI を含む製品意匠の場合、出願人は、簡単な説明書に、GUI の用途を記載が必要であり、かつその用途は製品名に反映されている用途と対応することが必要がある。

### 3、GUI 意匠の審査の要点に注意すること

「68 号令」は、「グラフィカルユーザーインターフェースを含む製品意匠の場合、関連する製品その他の部分の設計が通常設計である場合、グラフィカルユーザーインターフェースは全体的な視覚効果に大きな影響を与える」と規定している。規定によると、GUI 特許性の審査中に、出願人が GUI 以外の部分は通常設計であることを明示的に提出する場合、GUI が全体的な視覚効果に大きな影響を与えることを考慮する必要がある。

明らかに、部分意匠の審査において、適用される製品の影響は希薄化され、又は考慮されない可能性がある。

#### (三) GUI 意匠侵害判断のルール

意匠を備える権利侵害の判断について、国家知識産権局は、専利権改正草案の立法に関する質疑応答で「部分意匠」の保護範囲の決定に関する問題を回答する際に、(1) 部分意匠で応用される製品（即ち製品全体）の種類、(2) 部分意匠自体の大きさ、(3) 製品全体における部分意匠の位置、比例関係といった要素を考慮することができることを示唆した<sup>135</sup>。部分意匠の権利侵害の判断については、専利出願により明確に保護される

<sup>135</sup> [https://www.cnipa.gov.cn/art/2017/4/1/art\\_317\\_153280.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2017/4/1/art_317_153280.html)、公布日 2017 年 2 月 1 日

意匠をより重視し、製品種類の影響及び部分以外の要素を希薄化するが、具体的な判断ルールについては司法解釈及び実践により確認及び明確化を行う必要がある。

意匠全体の権利侵害の判断については、通常、次の3つのステップに従う必要がある。まず、意匠の保護範囲を決定する。次に、イ号製品と意匠製品が同じ種類又は類似の種類の商品に属しているかどうかを確定する。最後に、イ号製品の設計が、関連する意匠権と同じであるか類似しているかを比較する。これらの手順を以下に簡単に紹介する。

## 1、GUI 意匠の保護の範囲の決定

意匠権の保護範囲は、図面又は写真に示されている製品の意匠を準としており、意匠の簡単な説明とその設計の要点、無効審判及び訴訟手続きにおける専利権者の意見書等は、意匠権の保護範囲を理解するために使用できる。意匠の保護範囲を決定する際には、授權公告に示されている意匠のすべての意匠要素で構成される完全な意匠内容を包括的に考慮しなければならない。GUI 意匠権の保護は、同様上記の原則に従う。

簡単な説明書には、意匠の要点、図面の省略、及び意匠の色の保護の説明であり、その権利の保護範囲の決定に直接関係している。GUI 意匠の場合、保護の範囲を決定する際、簡単な説明は特に重要である。これは、従来の設計と比較して、GUI 意匠がより変化し、インターフェイス機能、対話方法、専門用語も含まれるためである。図面だけから、GUI 意匠を全面的かつ正確に把握し難い。従って、GUI 意匠の保護範囲を決定する際には、GUI の用途、製品に示した領域、人間とコンピューターの対話モード、状態の変化、及び提供されたキャリアが通常的设计であるかどうかに関する簡単な説明書の説明に注意を払う必要がある。

## 2、商品の種類が同一又は類似かの判断

意匠権侵害を判断する際には、意匠権の保護範囲を決定する前提で、最初に、イ号製品と意匠製品と同じ又は類似の種類の商品に属するかどうかを決定する。

中国の現在の専利法の枠組みの下で、GUI 意匠の保護の対象は GUI 意匠を備えた製品である。一般的に、同じカテゴリーの製品だけが同じ消費者グループを有する、類似の侵害製品は専利製品の市場シェアを占める可能性が高いため、権利侵害の決定では分野の距離にもっと注意が払われる。タオルやカーペットの意匠のような異なる製品や非類

似製品を比較して判断する必要はない。

設計要点も適用される製品に関わる專利については、他の製品と同様に、意匠の保護範囲も製品種類によって厳しく制限され、例えば、携帯電話とタブレットは類似しない種類と認められる可能性がある。これに対し、GUI 意匠対象が徐々に拡大していく流れの中で、設計要点が GUI 図面のみにある意匠について、專利の適用される製品と被疑侵害製品の差異が希薄になり、例えば、携帯電話と車載スクリーンは類似製品と認定される可能性がある。

### 3、意匠の類否判断

#### (1) 基本的な判断ルール

意匠が同一であるか類似であるかを判断する場合、登録された意匠及びイ号の設計の特徴、並びに意匠の全体的な視覚効果に基づいて総合的に判断をする。意匠が同じか類似かを判断する際には、製品の通常設計特徴が一般消費者の視覚効果に与える影響が比較的小さいため、より一般消費者の注意を引くことができる他の設計特徴に注意を払う必要がある。一般的に、設計要点（既存の設計と区別される設計の特徴）は、意匠と既存の設計と区別する設計上の特徴であり、一般消費者に大きな視覚的影響を与える可能性がある。全体的な比較する際に、意匠の要点を特定し、消費者に与えた視覚効果を確認することに注意を払う必要がある。

意匠の登録は全面的な実体審査を行わないため、当事者が記載した意匠の要点は実体審査なしで登録されることである。実際には、意匠の要点を誇張したり、意匠設計の高さを上げたりする出願人もいる。また、簡単な説明が単純すぎたり、リストされた意匠の要点が抽象的すぎたりするという問題もある。設計の要点は、権利侵害の判断において特定の対照役割を果たしている。設計の要点は、專利権者の革新的な意匠の一部である。設計の要点の変更は、製品意匠の全体的な視覚効果に大きな影響を与えることがよくある。従って、出願人は、設計の要点を述べる際には注意が必要である。イ号製品が原告の意匠権のすべての意匠要素を使用している場合、通常、被告の製品と原告の意匠は同一又は類似の意匠であると判断できる。

#### (2) GUI 意匠の同一又は類似の判断の一般的なルール

全体的保護の原則に従うことを前提として、全体的な視覚効果に対する設計の要点の重要な影響に注意すべきである。これに関して、「68 号令」第五条は、GUI を含む製品意匠について、関連する意匠のその他の部分の設計が通常設計である場合、GUI が全体的な視覚効果への影響に対してより重要であると明確に規定している。ただし、上記の規則では、実際には設計要点が GUI 部分にあることのみが規定されている。設計要点に製品全体の形状と GUI の両方が含まれている場合、製品の設計と GUI 意匠の両方が全体的な視覚効果に与える影響は比較して判断する。

意匠の要点が GUI 設計にある状況では、GUI 部分が全体的な視覚効果により大きな影響を与える前提は、非 GUI の設計特徴が通常設計であることである。実際には、非 GUI の設計特徴が通常設計に属するかどうかを判断することは、そのような事件の争点である。「専利権侵害判定指南 2017」の第八十八条第二項によると、非 GUI の設計特徴が通常設計である場合、GUI は全体的な視覚効果により大きな影響を及ぼす。通常設計の組み合わせが独特の視覚効果をもたらすことができない限り、通常設計は一般に意匠の全体的な視覚効果に重大な影響を与えない。

従って、権利者が GUI 意匠の設計要点は GUI 部分であると主張する場合、製品の非 GUI の設計特徴が通常設計であるかどうかを調べるのが侵害の判断に対して重要である。これが「全体観察・総合判断」の原則を正しく理解し、適用するための鍵である。

### (3) 静的 GUI の類否判断

GUI 保護の要件を満たすためには、侵害の判断において、まず、GUI 意匠における設計要点を特定し、全体的な視覚効果における GUI 部分の重さを合理的に決定する必要がある。次に、権利侵害を比較する場合、GUI 部分と製品の他の部分との位置、サイズ、配布関係等関係を結合して、イ号製品の設計の対応するコンテンツと比較する必要がある。最後に、イ号製品の GUI 設計が意匠権と同じ又は類似している場合、イ号製品のその他の部分の関係が全体的な視覚効果に大きな影響を与えるかどうかを検討する必要がある。イ号製品のその他の部分が通常設計であるか、全体的な視覚効果に大きな影響を与えない場合、イ号製品は意匠権の保護範囲内にあると判断できる。それどころか、イ号設計が保護範囲内にあると判断することは不適切である。

### (4) 動的 GUI の類否判断

動的インターフェースの革新は、最初のインターフェースから最後のインターフェースまでの動的変更プロセス全体にあり、これは全体的な設計計画として切り離せない。GUI 設計の登録審査段階では、現在、アニメーションビデオを出願書類として受け入れていないため、動的 GUI の場合、動的パターンでのアニメーションの完全な変更プロセスを一意に決定できる図面を提出する必要がある。動的 GUI の保護範囲を決定するには、簡単な説明の記載と組み合わせて、動的変更プロセスを一意に決定できる製品意匠図面全体によって決定する必要がある。まず、すべての図面が動的な変更プロセスを明確に示している。次に、保護範囲がすべての図面で構成されている。

図面の比較は、次の3つの状況に分けることができる。①製品の他の部分を検討する、イ号設計と意匠権の各図面が同じ又は類似している場合は、侵害を該当する。②イ号設計に部分的な図面が欠けているが、意匠権と一致する変更プロセスが依然として一意に決定でき、全体的な視覚効果が同じ又は類似している場合、侵害も決定できる。③イ号設計に重要な図面がなく、かつ、意匠権の変更プロセスとの整合性を確認できない場合は、侵害とはならない。

動的 GUI を出願する際、権利者が提出した意匠図面が、変更されたすべてのフレームを使い果たすことはできないため、保護範囲を決定する際には、権利者の「1つの状態での全体的な製品意匠図面」と「キーフレーム」を考慮する必要がある。動的 GUI の保護の目的は、GUI の変更の効果である。侵害の比較では、さまざまな図面間関係を分離すべきではないが、イ号製品の設計の変更が動的 GUI で決定された変更効果を反映できるかどうかを比較する必要がある。キーフレーム図面の重要な役割を判断で強調する必要があるが、全体的な保護の原則に従う必要があり、製品のその他の部分と全体的な視覚効果を見逃すことができない。製品の意匠の図面全体での GUI の状態（比率、位置、分布等）、対応するキーフレーム間の類似度、及びアニメーション変更プロセスの一貫性を一意に判断できるかどうかは、いずれも強調して考慮する必要がある要素である。

動的 GUI の場合、動的変更プロセスの保護に重点が置かれ、保護範囲が狭いことに注意すべきである。GUI 設計者が特定のキーフレームを個別に保護したい場合は、静的 GUI の意匠を出願する必要がある。

#### (四) 見通し

一般に、中国の現在の GUI 意匠の保護は、ますます包括的な保護を示している。中国には、この点で2つの最も重要な変更がある。第一に、中国は意匠権の保護期間を更に延長した。この動きは、意匠権の価値を大幅に高めるでしょう。第二に、中国の新しい「専利法」は、部分意匠制度を正式に導入した。これは、GUI 自体に対する侵害行為を実施するのが専利法システムの下で効果的に規制できることを意味します。これは、ソフトウェア業界の発展に非常に有益であり、GUI の革新的な設計をより完全に保護することができる。



## 十、分業化による他人の専利権侵害行為に関する責任研究

### (一) 産業分業の細分化は専利権侵害判定規則に対する挑戦

経済・社会の発展に伴い、産業の効率化を図るため、情報通信技術を中心とした各種産業における分業のさらなる細分化が現在の状況であり、今後の発展の流れとなっている。傾向として、企業一社ではしばしば専利技術案全体の一部だけを実施しており、それ以外の部分は別の企業により実施される。そこで、一つの専利技術案は、複数の企業によって実施され、例えば、一方の企業がステップ A を実施し、他社がステップ B を実施することで、特定の専利機能を実現する。

この産業分業の発展に関しては、専利権者は出願日に予測することが難しく、又は専利案の特徴をよりよく反映するために、クレームはしばしばステップ A 及び B を含むように書かれる。権利侵害判断の原則である「オールエレメントルール」の下では、専利権者は複数の主体による専利技術の段階的な実施行為を効果的に規制することはできない。具体的な分析は次のとおりである。

2010 年 1 月 1 日に実施された「最高人民法院による専利権侵害をめぐる紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」第七条は、権利侵害判断における「オールエレメントルール」を確立し、「権利侵害で訴えられた技術方案が専利権の保護範囲に入っているかを判断する際に、人民法院は権利者が主張した請求項に記載された全ての技術的特徴を審査しなければならない。権利侵害で訴えられた技術方案に、請求項に記載された全ての技術的特徴と同一或いは均等なものが含まれている場合、人民法院はそれが専利権の保護範囲に入っていると認定しなければならない。請求項に記載された全ての技術的特徴と比べて、権利侵害で訴えられた技術方案の技術的特徴に、請求項に記載された技術的特徴が 1 つ以上不足している、或いは同一でもなく、同等でもない技術的特徴が 1 つ以上ある場合には、人民法院はそれが専利権の保護範囲に入っていないと認定しなければならない。」と規定している。

当該司法解釈の規定によれば、上記の例では、ステップ A を実施した主体の侵害行為は、クレームのステップ B の特徴を欠いているため、専利保護の範囲に含まれない。

同様に、ステップ B を実施した主体の侵害行為は、同様に、クレームのステップ A の

特徴を欠いているため、専利保護の範囲に含まれない。従って、権利侵害判断の「オールエレメントルール」の下では、そのような複数主体による専利技術の実施行為を効果的に規制することは不可能である。

## (二) 現在の司法実務における規制方法の調査

### 1、共同侵害における法律制度の限界

学術理論や司法実務では、有益な探索が行われていた。例えば、民法における伝統的な共同侵害の法制度に基づいて、複数の主体による専利技術の段階的な実施行為を規制する。ただし、共同侵害の法制度には、専利侵害判定の適用に限界がある。

共同侵害の法制度は、2021年1月1日から施行された民法典に規定されている。民法典第千六百六十八条と第千六百六十九条<sup>136</sup>はそれぞれ共同不法行為及び教唆・幫助行為を規定しており、これらの規定は実際、2010年7月1日に施行された「権利侵害責任法」から導入された。

複数企業の行為全体が共同不法行為として認定できる場合、複数企業の行為全体は侵害の比較中に分解されることができる。例えば、共同犯罪者の行為にはステップAとBが含まれるため、「オールエレメントルール」に基づいて、共同不法行為が専利の保護範囲に含まれると判断される。しかし、伝統的な共同侵害法制度では、複数の企業は主観的な共同故意（又は少なくとも共同過失）があるから、共通の加害者として認められる。ところが、司法実務では、複数の主体間の主観的な共同故意又は過失への判断が慎重に行う。通常の専利権侵害判定において、被告人が主観的な故意や過失を持っていることを証明する必要がないことと比較して、明らかに専利権者の立証責任が大きくなる。そして、実務では、専利権者が企業の主観的な故意又は過失を証明することも困難である。ひいては、複数企業の故意又は過失に共通性があることを証明し難くなる。

---

<sup>136</sup> 第千六百六十八条 二人以上が共同で権利侵害行為を実施し他人に損害を与えた場合、連帯責任を負わなければならない。

第千六百六十九条 他人による権利侵害行為を教唆、幫助した場合、行為者と連帯責任を負わなければならない。

民事行為能力の無い者、民事行為を行うことを制限されている者による権利侵害行為の実施を教唆、幫助した場合は、権利侵害責任を負わなければならない。当該の民事行為能力の無い者、民事行為を行うことを制限されている者の後見人は後見人としての責任を十分に果たしていなかった場合、相応の責任を負わなければならない。

教唆・幫助行為に関して、伝統的な共同侵害法制度は、教唆・幫助行為の成立の認定の前提として「直接侵害行為」が必要である。上記の例では、ステップ A 又は B を実装した企業はいずれも請求項に記載のすべてのステップを実施していないため、直接の侵害がない。よって、教唆や幫助の侵害責任もない。「直接侵害」という前提に加えて、教唆・幫助侵害責任は、行為者が主観的な故意又は過失を持っていることも必要とする。専利権侵害判断において共同侵害法制度をどのように適用するかについては、最高人民法院による専利権侵害をめぐる紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈（二）（2020年改正）法積〔2020〕19号<sup>137</sup>は、上記の2つの成立要件を明確にして、「直接侵害」を適切に拡大し、例えば、非生産、経営目的等で不法行為責任を負わない消費者を含めるように合意に達した。

## 2、現在の司法実務における専利権者の権利と利益を保護するための探索

伝統的な共同侵害法制度には、複数の企業による専利技術の段階的な実施行為を規制する上で一定の限界性があったが、個々の事件の特定の状況に基づいて専利権者の権利と利益を保護する司法実務の事例がいくつかある。以下、近年の典型的な2つの事例を具体的に紹介する。一つ目は、単一の主体が製造試験プロセスで専利のすべてのステップを実施したと推定される。二つ目は、代替できない実質的な役割規則を適用して専利権侵害を認定する。即ち、イ号製品は、方法専利の実質的な内容を搭載（書き込み）させるという行為又は当該行為の結果は、当該方法専利の請求項のオールエレメントが実施されることに代替できない実質的な役割を果たした。そこで、専利権侵害を構成すると認定される。

(1) 西安西電捷通無線網絡通信股份有限公司 V. ソニー移動通信製品（中国）有限公司の発明専利権侵害事件

西電捷通公司是、発明専利 ZL02139508. X を所有しており、ソニー移動公司による製

---

<sup>137</sup> 法積〔2020〕19号第二十一条 関連する製品が専ら専利の実施に用いられる材料、設備、部品、中間物などであることを明らかに知っているにもかかわらず、生産・経営の目的で、当該製品を第三者に提供して専利権侵害行為を実施させ、当該提供者の行為が民法典第百六十九条に定められた、他人による侵害の援助を幫助する行為に該当すると権利者が主張した場合、人民法院は支持しなければならない。関連する製品、方法に専利権が付与されたことを明らかに知っているにもかかわらず、専利権者の許諾を得ずして、生産・経営の目的で、他人に専利権侵害行為の実施を積極的に誘導し、当該誘導者の行為が民法典第百六十九条に定められた、他人へ侵害の実施を教唆する行為に該当すると権利者が主張した場合、人民法院は支持すべきである。

造及び販売の WAPI 標準に準拠した移動端末が専利権侵害を構成していると訴えた。二審判決である（2017）京民終 454 号は、WAPI 規格はこの専利の請求項 1 に係る技術案をカバーしている<sup>138</sup>、と認定した。請求項 1 に係る技術案は、移動端末 MT によって実施されるステップだけでなく、無線アクセスポイント AP 及び認証サーバー AS によって実施されるステップも含む。

ソニー移動公司によって製造販売された移動端末は、関連する専利の請求項 1 における移動端末 MT によって実施されたステップのみを実行でき、無線アクセスポイント AP 及び認証サーバー AS によって実施されたステップを実行しない。

二審判決は、一審判決の結論を支持して、ソニー中国公司が事件に関与した携帯電話に対して WAPI テストを実施したことを前提として、このテストが、関わる専利の保護範囲に含まれ、専利権侵害を構成すると認定した。具体的には、二審判決によると、本件標準における関係技術方案は、本件専利の請求項 1 の構成のすべてをカバーしたものである。そのため、ソニー中国公司が製造、販売したイ号製品は、AP、AS とともに動作する際に、西電捷通公司の本件専利への侵害となる。また、移動通信機器メーカーにおける共通の慣行によれば、WAPI 機能測定は型式確認のテスト項目であり、型式確認、認証前の検査段階において行い、しかも一定のサンプルを抽出してテストするのが一般的である。ソニー中国公司は、2009 年前後から、スマートフォンが WAPI 検査に合格しない限り、工信部に承認される通信機器型式及びネットワークライセンスを取得できない

---

<sup>138</sup> 【請求項 1】

アクセス認証プロセスは、  
移動端末 MT は、移動端末 MT の証明書を無線アクセスポイント AP に送信し、アクセス認証を要求するステップ 1 と、  
無線アクセスポイント AP は、移動端末 MT の証明書及び無線アクセスポイント AP の証明書を認証サーバー AS に送信し、証明書認証を要求するステップ 2 と、  
認証サーバー AS は、無線アクセスポイント AP 及び移動端末 MT の証明書を認証するステップ 3 と、  
認証サーバー AS は、無線アクセスポイント AP への認証結果及び移動端末 MT への認証結果を証明書認証応答により無線アクセスポイント AP に送信し、ステップ 5 を実行し；移動端末 MT の認証が失敗した場合、無線アクセスポイント AP は移動端末 MT のアクセスを拒否するステップ 4 と、  
無線アクセスポイント AP は、無線アクセスポイント AP の証明書認証結果及び移動端末 MT の証明書認証結果をアクセス認証応答により移動端末 MT に送信するステップ 5 と、  
移動端末 MT は、受信した無線アクセスポイント AP の証明書認証結果を判断し；無線アクセスポイント AP の認証に成功した場合、ステップ 7 を実行し；そうでない場合、移動端末 MT は無線アクセスポイント AP へのログインを拒否するステップ 6 と、  
移動端末 MT と無線アクセスポイント AP との間のアクセス認証プロセスが完了し、双方が通信を開始するステップ 7 とを含む、  
ことを特徴とする無線 LAN への移動装置の安全なアクセス及びデータ暗号化通信の方法。

ことを自認し、開発段階において一部の型式のイ号製品に対して WAPI 機能測定を行ったことも認めた。このように、少なくとも設計開発又はサンプル検査段階において、ソニー中国会社が許諾なしに本件専利の技術方案を完全に実施したと判断できる。これにより、ソニー中国会社がイ号製品の製造において、許諾なしに本件専利を実施し、西電捷通会社の本件専利を侵害したことも認定できる。ソニー中国会社が、本件に係る 35 機種スマートフォンがいずれも WAPI 機能を有すると認めていることから、ソニー中国会社が本件に係る 35 機種スマートフォンに於いて本件専利の方法を実施したと合理的に推定される。

(2) 深セン郭駿科技有限公司 V. 深セン市吉祥騰達科技有限公司、済南歴下弘康電子産品経営部、済南歴下昊威子産品経営部の発明専利権侵害事件

深セン郭駿会社は、強制的な Portal 技術に関わる発明専利 ZL02123502.3 を所有しており、深セン騰達会社による製造及び販売のルーターが専利権侵害を構成すると訴えた。係争専利の請求項 1 は、例えば、ルーターによって実施されるステップ A 及び B を含み、更に、ユーザ機器によって実施されるステップ C を含む<sup>139</sup>。

深セン騰達会社が製造・販売するルーターは、使用中にステップ C を実行しないため、請求項のオールエレメントを充足しているわけではない。

二審判決である (2019) 最高法知民終 147 号は、一審判決を支持して、深セン騰達会社に対して、以下のように認定した。「業として、イ号製品の製造過程において、方法専利の実質的な内容をイ号製品に搭載（書き込み）させるという行為又は当該行為の結果は、当該方法専利の請求項のオールエレメントが実施されることに代替できない実質的な役割を果たした、即ち、End User が当該イ号製品を使用する際、当該方法専利が

---

<sup>139</sup> 【請求項 1】

ネットワーク事業者ポータル Web サイトの簡易アクセス方法、その特徴は以下の処理ステップを含み：

A. アクセスサーバのベース層ハードウェアは、認証前のポータル業務クライアント装置からの第 1 個目上り HTTP メッセージを、「仮想 Web サーバ」に直接提出し、当該「仮想 Web サーバ」の機能がアクセスサーバの高層ソフトウェアである「仮想 Web サーバ」モジュールにより実現され、  
B. 「仮想 Web サーバ」はユーザがアクセスしたい Web サイトを仮想し、ポータル業務クライアント装置との TCP コネクションを確立し、「仮想 Web サーバ」がアクセスサーバのベース層ハードウェアにリダイレクト情報のメッセージを送信し、アクセスサーバのベース層ハードウェアが正常な転送フローに従って、ポータル業務クライアント装置に本当のポータル Web サイト Portal\_Server にリダイレクトするためのメッセージを発信し、  
C. リダイレクトするためのメッセージを受信してから、ポータル業務クライアント装置のブラウザが本当のポータルサイト Portal\_Server に自動でアクセスを行う。

自然に再現されると、被疑侵害者が当該方法専利を実施し、専利権者の権利を侵害したとして認定すべきである。」二審判決は具体的に、以下の三点のように分析する。第一、騰達会社が方法専利を実施していないが、業として、イ号製品を製造、販売、販売の申出を行った。イ号製品が当該方法専利を直接的に実施する機能を有し、End User が当該イ号製品を使用し、当該方法専利が再現される過程において、代替できない実質的な役割を果たした。第二、騰達会社がイ号製品を製造、販売、販売の申出をする行為から得た不当な利益と係争専利の存在と密に関連する。第三、End User がイ号製品を使用し、方法専利を実施したが、法律上の侵害行為に該当しないが、End User から専利権者のイノベーションのための投資が報われない。専利権者のイノベーションのための投資が報われない場合、イノベーション活動を中止するリスクがある。

### (三) 専利権者によるクレームの作成において注意が必要な事項

中国の既存の法制度の下では、以下のような観点を持つ人が多数である。即ち、専利権侵害の判定に「オールエレメントルール」を適用し、共同侵害制度の伝統的な法制度の下で専利共同侵害の問題を解釈することで、専利権の過大の保護と公的権利の侵害を避けるようになる。権利者の利益を保護するという観点から、専利権者と公衆の利益のバランスをとるために、それぞれの事件の状況によって決定される。

この慣行の下で、複数の主体が全体的な専利技術案を段階的に実施する場合、専利権者の権利保護訴訟はより大きな不確実性に直面する。従って、専利権者は、クレームを作成する際に、業界における分業に関する将来の発展を予見し、複数の異なる主体の観点からクレームに実行ステップを記述しないことで、侵害が出たときにクレームのすべての技術的特徴は、単一の侵害者によって実装されたすべてのステップをカバーできる。

例えば、深セン郭駿科技有限公司 V. 深セン市吉祥騰達科技有限公司の事件において、係争専利の請求項 1 は、3つのステップを含むものとして作成された。そのうち、ステップ A は、アクセスデバイスがユーザー端末から最初の要求を受信することであり、ステップ B は、アクセスデバイス内のユーザー端末への要求に対して特定の処理を実行し、ユーザー端末に最初の応答を送信することであり、ステップ C は、ユーザー端末が最初の応答に基づき 2 番目の要求を Web サイトに送信することである。係争専利のステ

ップCが「アクセスデバイスの最初の応答が、ユーザー端末が2番目の要求をWebサイトサーバーに送信することに用いられる」と書き直された場合、書き直されたクレームのすべてのステップは、アクセスデバイスによって実装できる。侵害の判断において、単一の主体であるルーター製造業者の行動は、すべての技術的特徴を実行し、オールエレメントルールに基づいて係争特許の保護範囲に含まれたと主張することができる。

## 十一、意匠・実用新案権に関わる判例研究

### (一) 意匠権侵害に関わる判例研究

#### 1、物品の種類が同一又は類似か否かの判断

「最高人民法院による専利権侵害をめぐる紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」(法釈〔2009〕21号)第八条には、「登録意匠に係わる物品の種類と同一又は類似する物品において、登録意匠と同一又は類似する意匠を用いた場合、人民法院は権利侵害で訴えられた設計が、専利法第五十九条第二項に定めた意匠権の保護範囲に入っていると認定しなければならない。」と規定されている。そこで、イ号意匠が意匠権の保護範囲に入るかどうかの判断は、イ号意匠と登録意匠に関わる物品が同一又は類似の種類に属するかどうかの確定を前提にしている。上記司法解釈の第九条には、「人民法院は意匠に係わる物品の用途を基に、物品の種類を同一又は類似を認定しなければならない。物品の用途確定にあたって、意匠の簡単な説明、意匠の国際分類表、物品の機能、及び物品の販売や実際の利用状況等の要素を参酌することができる。」と規定されている。

最高人民法院による(2012)民申字第41号再審民事裁定書は、意匠が、物品と独立して存在できず、物品の形態に該当するものでなければならない、と認定する。意匠は、物品をキャリアとしなければならないので、物品と一緒に保護されるべきである。上記再審民事裁定書において、係争意匠に係る製品は、食器を美しく仕上げるための「食器用シール」である一方、イ号製品は、飲み物や食べ物等を入れるためのグラスである。イ号製品には係争意匠と類似する模様(図案)が印刷されているが、当該図案は、インク印刷されたものであり、グラスから離脱して独立に存在できないため、独立した物品の形態に該当しなく、物品として単独で販売されることもできない。イ号製品と係争意匠に係る製品とは、用途が異なり、同一種類の物品も類似種類の物品も該当しない。更に、最高人民法院による(2013)民申字第1658号再審民事判決は、「意匠の国際分類表(ロカルノ分類)」について、専利管理部門が意匠出願や文献資料を管理するツールであるので、物品の種類を確定するための唯一の根拠ではなく、ただ物品の種類判断要素の



一つだけである、と示した。物品の種類が同一又は類似か否かの判断基準は、同一又は類似する用途の有無である。物品の販売実績や実際の使用状況等は、用途の認定にあたって参考として用いられる。

## 2、意匠の類否判断における「全体観察・総合判断」原則

「最高人民法院による専利権侵害をめぐる紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」（法釈〔2009〕21号）第十一条には、「意匠の同一又は類似の認定にあたって、人民法院は、登録意匠、権利侵害で訴えられた設計の設計特徴に基づき、意匠全体の視覚効果を以って総合的に判断しなければならない。権利侵害で訴えられた設計と登録意匠とが、全体の視覚効果において相違のない場合、人民法院は二者の同一を認定し、全体の視覚効果において実質的な相違のない場合、二者の類似を認定しなければならない。」と規定されている。

2021年6月1日施行の改正専利法では部分意匠制度が導入されており、部分意匠について意匠権侵害を判断する際、上記した「全体観察・総合判断」原則が依然として適用されているかどうかは、今後司法実務上で明確に見極める必要がある。

「全体観察・総合判断」原則に基づいて意匠の類否判断を行う場合、まず、登録意匠とイ号意匠との一致点・相違点を全面的に纏める。そして、一般消費者の視点から、両者が実質的に相違するか否かを総合的に判断する。総合判断にあたって、「主に技術的な機能で決まるような設計特徴、及び全体の視覚効果に影響を与えないような物品の材料や、内部構造等の特徴」を除外するとともに、「物品の正常使用時に容易に直接観察できる部分」と「登録意匠におけるその他の設計特徴に対して、既存設計と区別される登録意匠の設計特徴」に判断の重きを置く。例えば、(2013)滬一中民五(知)初字第145号民事判決書において、法院は、意匠の類否判断を行う際に、主に技術的な機能で決まるような設計特徴、及び全体の視覚効果に影響を与えないような物品の材料や、内部構造等の特徴を考慮しなかった。一審判決は具体的に、「当法廷がイ号製品と原告による登録意匠を対比した結果、両者が正面図、背面図、左側面図、右側面図、上面図、底面図及び立体図において基本的に一致しており、原告による登録意匠の正面図、背面図及び立体図における、螺合に供するねじ穴等の技術的な機能で決まるような設計特徴

だけについて相違がある。従って、イ号製品（意匠）と登録意匠が同一又は類似か否かを判断する際、ねじ穴の数を考慮すべきではない。また、当該ねじ穴の数に関わる相違は、細かいものであり、製品全体の視覚効果に影響を与えない」と認定している。

（2018）滬 73 民終 310 号民事判決書において、法院は意匠の類否判断を行う際、「物品の正常使用時に容易に直接観察できる部分」に判断の重きを置き、「登録意匠とイ号意匠である椅子は、基本的な形状、サイズ、比例関係や全体の色等の設計特徴について基本的に同一であるので、両者が全体の設計スタイル及び設計要点において類似すると考えられる。その一方で、両者がシートバックの構成、シートバックとシートとの接続部や、シートの後部等の部分について相違があるが、これらの相違が椅子の背面に位置したり細かいものに該当したり面積がより小さくなったりするので、いずれも一般消費者が容易に観察できない部分であり、全体の視覚効果にわずかな影響しか与えない。このため、イ号意匠と登録意匠とは、実質的相違点を有していない。」と認定している。

（2021）最高法知行終 78 号行政判決書において、法院は GUI 意匠の類否判断にあたって、「物品の正常使用時に容易に直接観察できる部分」と「登録意匠におけるその他の設計特徴に対して、既存設計と区別される登録意匠の設計特徴」の全体の視覚効果に対する影響に判断の重きを置き、「既存設計と区別される登録意匠の設計特徴において、被疑侵害インターフェースと係争専利の正面図で示されるインターフェースとの 3 つの顕著な区別は、一般消費者が容易に観察できる正面に位置し、設計効果を実現する具体的な外観を反映する領域であり、購入及び使用の際に必然的に一般消費者の注目を集めることとなり、そのツールアイコンの数や具体的な配置によって視覚印象が異なり、意匠の全体の視覚効果により影響を持ち、いずれも部分の細やかなニュアンスに該当しない。」と認定している。

### 3、意匠の類否判断における設計スペースへの考量

「最高人民法院による専利権侵害をめぐる紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」（法積〔2009〕21号）第十条は、意匠類否の判断主体を一般消費者として明確に定めており、この第十条には、「人民法院は、登録意匠に係わる物品の一般消費者の知識水準と認知能力を以って、意匠の同一又は類似の判断を行わなければな

らない。」と規定されている。

「最高人民法院による専利権侵害をめぐる紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈（二）」（2020年改正）（法釈〔2020〕19号）第十四条には、「人民法院は一般消費者が意匠について有する知識水準、認知能力を認定するとき、通常、被疑侵害行為が発生したときに権利を付与された意匠が属する同一又は類似の種類の商品の設計スペースを考慮しなければならない。設計スペースが比較的大きい場合、人民法院は、一般消費者の通常の注意力では設計間の細かな違いを容易には確認することができないと認定する。設計スペースが比較的小さい場合、人民法院は、一般消費者の通常の注意力をもって設計間の細かな違いをより容易に確認できると認定する。」と規定されている。これにより、被疑侵害行為が発生したときに権利を付与された意匠が属する同一又は類似の種類の商品の設計スペースは、判断者が有する知識水準、認知能力として、意匠の類否判断において考慮される。

最高人民法院による（2010）行提字第5号民事判決書によると、設計スペースは、設計者が特定の商品に関わる意匠を創作するときの自由度である。設計者が特定の商品に関わる意匠を創作するときの自由度は通常、従来の設計、技術、法律や観念等様々な要素に制約又は影響される。特定の商品に関わる設計スペースの大きさは、当該商品来判断する一般消費者が同一又は類似の種類の商品に関わる意匠についての知識水準、認知能力に密につながっている。設計スペースが大きい商品分野にとっては、設計者による創作の自由度がより高いので、当該商品分野での意匠が極めて多種多様であり、当該意匠に係る物品の一般消費者が設計上のより細かい相違を注意しない。逆に、設計スペースが大きく限られた分野では、創作の自由度がより低いので、当該分野での意匠は必ずより多くの同一又は類似のところが存在しており、当該意匠に係る物品の一般消費者は通常、異なる意匠間のより小さな相違に着付ける。

そこで、設計スペースは、意匠に係る物品の一般消費者の知識水準及び認知能力の特定に対して極めて重要である。意匠の類否判断にあたって、一般消費者の知識水準及び認知能力を特定するために、設計スペース、即ち設計者による創作の自由度を考慮することが可能である。設計スペースを考慮する場合、設計スペースの大きさが相対概念であることを注意すべきである。設計スペースが極めて大きい商品分野と、設計スペース

が大きく限られた製品分野との間には、大きい設計スペースから小さい設計スペースへの遷移状態がある。また、同じ製品の設計スペースについて、設計スペースの大きさは可変である。設計の増加、技術の進歩、法律の改正及び概念の変化等に伴い、設計スペースは大から小へ、又は小から大へ変わりうる。

最高人民法院による（2019）最高法民再 142 号再審判決書において、係争意匠に係る美容用マッサージ製品は通常、「一つのハンドル+二つのマッサージヘッド」という基本構造を有するが、製品機能の実現に影響しないことを前提として、当該構造は、より多くの代替設計があるので、より大きい設計スペースを有する。従って、イ号意匠にとっては、登録意匠と区別されるように、十分に顕著な変化が必要である。イ号意匠は、登録意匠と類似するボール状のマッサージヘッド及びハンドル設計が用いられるので、登録意匠との相違が局部の微妙なものに該当する。一審及び二審の判決は、両者間の一致点に係る無視できない役割を十分に考慮せず、両者の設計上の特徴的区別に係る役割を評価する際に設計スペースという概念を正確に適用できなかったため、全体の視覚効果に対する最終的な対比結果が間違っていた。

## （二）実用新案権侵害に関わる判例研究

### 1、実用新案と発明専利の進歩性の基準の違いについて

専利法における実用新案と発明専利の登録要件の違いは、主に進歩性の面に反映されている。実用新案は、先行技術と比較して実質的特徴及び進歩を有すべきである一方、発明専利については、「突出した」実質的特徴及び「顕著な」進歩が要求される。

実用新案と発明専利の違いについて、最高人民法院は、「握力計」との実用新案に関する（2011）知行字第 19 号事件において下記の通り判決した。

（1）実用新案と発明専利の進歩性基準の違いの重要な点は、技術分野の範囲にある。専利制度は、専利権者の正当な権利と利益を保護するだけでなく、国民の正当な権利と利益も十分に考慮することで、両者のバランスをとらなければならない。上記のバランスを実現するためには、合理的な専利登録基準を設定する必要がある。発明専利と実用新案は、進歩性基準が異なるため、技術比較で考慮される既存の技術分野も異なるは

ずである。これは、発明専利と実用新案の違いを反映する重要な側面である。

## (2) 実用新案における技術分野の特定について

実用新案の進歩性基準が低いことを考慮に入れると、進歩性を判断する際に考慮される先行技術分野の範囲は比較的狭く、一般に実用新案が対象となる技術分野の先行技術に焦点を当てるべきである。しかしながら、先行技術が明確な技術的示唆を与え、当業者に類似又は関連する技術分野で関連する技術的手段を見つけるように促す場合、類似又は関連する技術分野での先行技術も考慮され得る。

## 2、実用新案における非形状構造的特徴の限定効果について

専利法第二条第三項の規定によると、実用新案は、方法や材料等の非形状の構造的特徴を保護するためのものではなく、製品の形状、構造又はその組合せに対して行われる、実用に適した新たな技術方案を指す。しかし、中国の専利制度は、実用新案に対して、通常、実体審査を行わず、実際には、実用新案の保護要件を満たしていないかなりの数の実用新案出願が予備審査に合格し、登録査定を受け取ることができる。登録前の方式審査、登録後の専利無効審判手続き、及び専利権侵害手続き等のさまざまな段階で、行政機関と司法機関は、さまざまな価値の考慮に基づいて、実用新案の非形状構造的特徴に対してさまざまな基準と態度を採用することになる。

### (1) 専利出願段階

発明専利とは異なり、国家知識産権局は、専利審査段階で実用新案の予備審査のみを実施し、通常、実体審査は実施していない。予備審査は、新規性や進歩性等の実質的な欠陥の審査ではなく、主に出願書類における明らかな実質的な欠陥を見つけて修正するために利用される。「審査指南」第一部第二章は、実用新案の保護対象について審査基準を具体的に規定している。「審査指南」の規定によると、実用新案は、製品のみを保護しており、すべての方法は、実用新案の保護対象ではない。更に、形状と構造以外の製品特徴自体への改善（例えば材料）も、実用新案の保護対象ではない。

実用新案の保護対象とならない専利出願が審査で発見された場合、専利局は当該実用新案出願を却下し、行政機関及び司法機関もその後の復審手続及び行政訴訟手続において同じ基準を採用する。例えば、(2018)京行終 5541 号との復審審決取消訴訟判決にお

いて、北京高等人民法院は、係争実用新案出願の請求項1に係る技術案が、当該技術案に乗る製品の形状、構造、又はそれらの結合を限定せず、単にコンピュータソフトウェアを含む機能モジュールからなると認定している。各部材間の機能に何の限定をすることにもかかわらず、具体的な製品の形状、構造、又はそれらの結合に関わらない。よって、当該実用新案出願は、実用新案の保護対象に関する専利法第二条第三項の要件を満たしていない。

## (2) 専利無効段階

実用新案出願が付与された後に無効審判が請求された場合、無効審判手続きにおいて新規性・進歩性の審査により多くの注意が払われるため、新規性と進歩性における非形状構造的特徴の役割がより頻繁になり、より注目に値する問題である。「審査指南」第四部分第六章は、無効審判手続きにおける実用新案の審査を規定している。「審査指南」に基づき、無効審判手続きにおける実用新案の審査において、技術案における、材料特徴や方法特徴等の非形状の構造的特徴を含むすべての技術的特徴を考慮すべきである。

しかし、近年、法院は、進歩性審査における非形状構造的特徴の役割について、事件によって異なる認定をしている。例えば、(2018)京行終5611号との無効審決に関する行政判決書において、北京高等人民法院は、係争専利と先行技術との三つの区別特徴がいずれも本質的に方法特徴に該当しており、形状、構造、又はそれらの結合の改善を目的としていないと判断した。実用新案は、製品だけを保護し、製品の形状、構造又はそれらの結合に対して提案された改良された技術案だけを保護する。従って、実用新案における方法等の非形状及び構造的特徴が製品の形状、構造又はそれらの結合に影響を及ぼさない場合、非形状及び構造的特徴は最も近い先行技術と比較して区別特徴を構成しても、製品の形状、構造又はそれらの結合のために提案され改善ではなく、生成される技術的効果も製品の形状、構造又はそれらの結合の改善から生じるものではない。従って、これらの非形状及び構造の特徴から、実用新案が先行技術と比較して実質的特徴及び進歩を有することを認定できない。そうすると、先行技術に対応する技術的示唆がない場合、製品の形状、構造又はそれらの結合に影響を与えない特徴が実用新案に進歩性を有すると結論付けることができる可能性がある。これは明らかに我が国（中国）での実用新案及び関連制度の確立に関する本来の意図と一致していない。

### (3) 専利権侵害訴訟段階

実用新案の専利権者が実用新案に基づいて侵害訴訟を提起する場合は、「最高人民法院による専利権侵害をめぐる紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」におけるオールエレメントルールに従う。侵害事件における専利権の保護の範囲は、クレームに記載されたすべての技術的特徴によって決定されている。最高人民法院は、(2009)民申字第958号再審民事裁定書において、実用新案の保護範囲を判断する際に、実用新案に記載された、材料の技術的特徴を含むすべての技術的特徴を考慮すべきであると指摘した。

しかし、被告が実用新案に対する先行技術の抗弁を提起する場合、非形状の構造的特徴の限定について異なる基準が採用される。例えば、最高人民法院は、(2017)最高法民申3712号との実用新案権侵害事件の再審民事裁定書において、実用新案の保護対象が、形状、構造又はそれらの結合で構成される技術案であり、実用新案のクレームにおける非形状構造の技術的特徴が、実用新案のクレームの新規性と進歩性に貢献することはできない、と認定している。従って、非形状構造の技術的特徴を有する実用新案のクレームに対する先行技術の抗弁を審査する場合、原則として、先行技術が非形状構造の技術的特徴を開示しているかどうかは考慮されない。

逆に、非形状構造の技術的特徴を考慮すると、形状構造の技術的特徴をすべて開示した先行技術は、実用新案のクレームの保護範囲に含まれる。その結果、実用新案のクレームの保護範囲は、その技術的貢献と適応しない。係争実用新案のクレームにおける「熱圧」プロセスによる限定は、形状の範囲にも構造の範囲にも属していなく、実用新案の保護範囲に属していない。このため、先行技術的抗弁として用いられる標準には「熱圧」という非形状構造の技術的特徴が開示されなかったが、先行技術の標準に基づく先行技術の主張に影響を与えない。

## 十二、知的財産権行政差止命令等の知的財産権保護制度の設置に関する検討

知的財産権保護制度は知的財産権には極めて重要であり、本書は主に第一部分の知的財産権に関する行政差止命令制度及び第二部分の知的財産権に関する証拠開示制度の2つの保護制度について検討する。

### (一) 知的財産権行政差止命令制度

#### 1、世界各国の差止命令に関する規定

差止命令制度は英米法系における特殊で非慣習的な制度であり、「法院が発行した、当事者にある事又はある行為の実施を要求するか又はそのある事又はある行為の実施を禁止する命令」を指し<sup>140</sup>、一時的差止命令と永久的差止命令に分けられている。一時的差止命令は特殊な救済方式に属し、判決が言い渡される前に公布する差止命令である。当該措置を取るタイミングについて、連邦巡回区控訴法院は4つの考慮すべき実質的な要因を挙げている。(1) 合理的な勝訴可能性(出願人が裁判において勝訴する)、(2) 差止命令が発せられない場合、出願人に取り返しのつかない損害を受けるか否か、(3) 原告と被告の負担を量り、出願人により有利であるか否か、(4) 一時的差止命令が発せられない場合に公共利益に及ぼす影響<sup>141</sup>。いずれかの要因が満たされない場合、法院は差止命令の発行を拒否する。

大陸法系の国が使用する、「差止命令」に類似する概念は「保全」である。英米法系の差止命令制度に比べて、大陸法系の保全制度は複雑で、その下位分類概念は仮差押と仮処分であり、その中で差止命令と類似する制度は仮処分制度である。仮差押と仮処分の適用条件には相違があり、前者は金銭的請求に適用され、後者は金銭以外の請求に適用されるが、両方とも司法手続である。

2つの法系は行為保全の類型、申立条件、審査手続及び内容等について詳しい規定が設けられ、以下の共通性がある。①訴訟前保全と訴訟保全との区別をしないが、行為保全と財産保全を区別する。②いずれも申立人に担保の提供を要求する。③行為保全の審

<sup>140</sup> 薛波 著作：『元照英美法詞典』（縮刷版）、北京大学出版社2013年版、第696頁。

<sup>141</sup> Nutrition 21 v. United States, 930F. 2d 867, 869, (Fed. Cir.1991)



査手続と内容について規定している。④双方の当事者間の利益のバランスを重視する。無論、いくつかの相違も存在する。例えば、申立人が訴訟に勝つ可能性については、国によって要求される基準が異なる。

## 2、中国司法分野における差止命令制度

中国は知的財産権訴訟手続に関して差止命令制度がある。ただし、中国ではより頻繁に使用されている用語は「権利侵害行為の停止命令」である。一般的に当該用語は英米法系における訴訟前差止命令に相当すると認められる。中国の一部の法律法規に訴訟前差止命令に関する規定が存在する。例えば、中国の新しい専利法第七十二条には、「専利権者又は利害関係者が、他者が権利侵害行為や当該権利の実現を妨害する行為を実施している又は実施しようとしていることを証拠により証明し、それを速やかに制止しないとその合法的な権益が回復し難い損害を被る恐れがある場合、提訴前に、法に基づいて人民法院に財産保全措置、特定行為の履行命令又は特定行為の履行禁止命令を出すよう申請することができる。」と規定している。新しい著作権法第五十六条にも同様の規定がある。

中国の法律には保全に関する規定も同様に存在する。保全に関する規定は中国の「民事訴訟法」の関連規定に頻繁に見られる。例えば、民事訴訟法（2021改正）第百三条の規定によると、人民法院は、一方の当事者の行為又はその他の事由により、判決の執行が困難になるか又は当事者にその他の損害を与える可能性がある事件について、相手方当事者の申立てに基づき、財産に対する保全を行うこと、又は一定の行為を行うこと若しくは一定の行為を禁止することを命令する旨を裁定することができる。この規定に保全のほかに、差止命令の性質も備えている。中国では、このような現象がよくある。

中国の司法実務において、人民法院が下した行為保全に係る裁定の件数は比較的限られている。更に、主に中国の経済が比較的発達している地域に集中しており、関連事件の類型として、不正競争紛争が最も多く、専利紛争が最も少なく、しかも、主に時効性に対する要求が高いインターネット産業に集中している。

近年、中国法院の判決書・裁定書の番号に使用される「行保」のように、中国法院は関連差止命令を適用する際に「保全」という概念を統一して使用している。

### 3、中国行政分野における差止命令制度

中国の行政分野では差止命令に関する規定が少ない。一般的に、差止命令は司法分野の制度であるが、中国深センで制定された「深セン経済特区知的財産権保護条例」には関連規定が設けられている。当該条例第二十八条は、行政差止命令に関する直接的な規定であり、「権利者又は利害関係者が知的財産権侵害行為について苦情を申し立てた場合、市の主管部門又はその他の管理部門は、権利侵害事実の存在を証明できる証拠が存在する場合、先に差止命令を発行し、侵害被疑者に対して直ちに侵害被疑行為を停止するよう命じることができる。差止命令を発行する前に、権利者又は利害関係者に適切な担保を提供するよう要求することができる。調査を経て、侵害行為が成立しない場合は、直ちに差止命令を解除しなければならない」とされている。

当該行政差止命令は、制度上において司法手続における差止命令制度を参考にしたが、行政機関により高い自由裁量権を与えた。

海外では主に司法ルートを通じて知的財産権を保護するのと違って、中国は行政保護と司法保護を並行する双軌制を実行している。実務において、中国の知的財産権に対する行政保護が絶えず強化され、行政保護ルートは知的財産権保護に不可欠な一部となっている。

新たな情勢の下で、特にインターネット分野では、ライブ配信による権利侵害、展示販売会における権利侵害等の侵害行為には隠蔽性が強く、証拠が滅失しやすい状況があり、権利侵害行為を速やかに処理する必要がある。しかし、従来の司法差止命令の手段は「遠くの水が現在の渇きを癒すことができない」ように、すぐに役立たせない。この場合、効率が特に重要である。知的財産権行政保護の顕著な長所は効率の良さであり、これも関連する知的財産権行政保護を推進するための基本的な原動力である。行政差止命令の現実的な需要に対して、中国知的財産権の関連法律には既に行政差止命令を実施する根拠が存在している。例えば、商標法第六十条によると、工商行政管理部門は登録商標専用権侵害紛争を処理する際に、権利侵害行為が成立すると認定した場合、直ちに権利侵害行為を停止するよう命じることができる。当該工商行政管理部門の保護は行政保護であり、上記の分析のように、権利侵害行為の停止命令は、行政差止命令の性質を有している。専利法第六十九条における専利法執行部門に対する権限付与によると、専

利法執行部門も行政保護の能力を備えている。更に、著作権法第五十五条によると、著作権主管部門は、著作権及び著作隣接権を侵害する疑いのある場所及び物品に対して、封印又は差押を行うことができる。よって、著作権主管部門も行政保護の能力を備えている。

## (二) 証拠開示制度

証拠開示は訴訟における開廷審理前手続に属し、英米法系の概念に由来し、中国では「証拠展示、証拠公示」等にも翻訳されている。証拠開示の基本的な意味は、開廷審理前に当事者間で事件に関する情報を相互に取得することである。証拠開示制度は英米法系において広く適用されているが、大陸法系の国の証拠開示制度は純粋な制度ではなく、争点の整理等の準備手続に付随していることが多い。総じて言えば、証拠開示制度の目的は、より経済的かつ効率的に事件の事実を明らかにすることである。

中国の訴訟制度にも証拠開示に関する規定がなく、それに近い制度は証拠交換制度である。中国の証拠交換制度は、開廷審理を中心とした裁判方式の改革による産物であり、最終的には司法解釈の確認により法律規範のレベルにまで昇格した。中国の証拠交換制度は証拠交換の開始、適用範囲、手続と回数等の内容を規定しているが、完全な意味での証拠開示には、証拠の取得、事件情報の交流のために、当事者が開廷前にそれぞれ相手に証拠を提示するとともに、相手当事者及び当事者以外の者に対してその保有している証拠の提供を要求することも含まれる。比較したところ、中国の証拠交換制度は各当事者が相手に自分の準備した証拠を提示することのみを要求しており、証拠開示のもう一つの意味が含まれていない。

中国の行政手続において、現在、「知的財産権税関保護事件証拠開示操作規程」（試行署法発【2013】88号）のみは「証拠開示」手続に言及している。当該手続の本質は、税関は税関総署で届け出られた知的財産権に対して職権に基づく保護措置を実施するために、当事者が貨物が権利侵害を構成するかどうかの事実について挙証、証拠調べを行うよう手配することである。税関の証拠開示制度は、証拠をより多く収集し、証拠の真実性を確認することによって、事件の事実を究明することを目的としている。税関の証拠開示制度は行政処罰手続における聴聞制度と似ており、事実を明らかにする役割があ

る。

証拠開示の根本的な目的により、司法分野と行政分野の関連制度を総合的に考慮すれば、行政手続にも証拠開示制度を導入することができる。一般的に言えば、中国で関連する立法活動があれば、立法起草機関は事前に当該制度の導入必要性を評価する。現在、学界の提案により、行政分野における証拠開示制度は、次の4つの制度から組み合わせる。①行政機関の調査・証拠収集に関する職権の強化、②行政調査・証拠収集に協力しない相対者の法的責任の明確化、③証拠の提供を拒否する相対者の挙証責任に関する不利な結果が規定される文書提供命令制度の導入、④行政相対者の正当な権利を保護するための公聴手続の使用拡大。行政分野に証拠開示制度を導入するという以上の主張はまだ本格的に実施されていない。中国の行政分野における証拠開示制度が整備されつつある中で、ある程度注目し続ければよい。

### 十三、知的財産権侵害に係る懲罰的賠償制度の研究

知的財産権侵害事件において、被侵害者は通常、その権利侵害行為に対して一定の賠償責任を負わなければならない。中国の知的財産権関連法律（商標法、専利法、著作権法、反不正競争法等を含む）は、権利侵害に係る賠償額の確定について基本的に同じ算定方法を規定している。即ち、権利者が権利侵害により被った実際の損失、又は侵害者が権利侵害により取得した利益に基づき、又は商標使用許諾料の倍数を参照して合理的に確定する。上記3つの算定方法により金額の確定が困難な場合、法院は権利侵害行為の情状に応じて500万元以下の賠償を与える判決を言い渡す。この賠償額の算定方法は事実上、補填原則を用い、被害者の損失を補償するという目的のみを達成することができ、悪意ある権利侵害行為を懲罰して不法行為を抑制することができない。従って、国の知的財産権保護への強化につれて、知的財産権の司法分野では、懲罰的賠償制度が徐々に確立され、執行されつつある。

#### （一）知的財産権侵害に係る懲罰的賠償制度の確立

知的財産権侵害に係る懲罰的賠償制度は早くも2013年に改正された商標法で確立さ

れている。商標法（2013年）第六十三条の規定によると、商標権侵害の損害賠償額は権利侵害者が取得した利益、権利者の損失及び商標使用許諾料の合理的な倍数に応じて確定し、悪意を持って商標専用権を侵害しかつ情状が深刻な場合は、上記方法に基づいて金額の1-3倍を賠償額として確定する。2015年に改正された種子法にも同一の懲罰的賠償規則が確定されている。

2018年11月5日、習近平総書記は第1回中国国際輸入博覧会の基調講演で、中国は懲罰的賠償制度を導入すると宣言した。2019年11月11日に中国共産党中央弁公庁・国務院弁公庁が印刷配布した「知的財産権保護の強化に関する意見」では、「知的財産権侵害に係る懲罰的賠償制度を導入する」と明確に表明した。国務院が2019年10月22日に公布した「ビジネス環境最適化条例」では、「国は、知的財産権侵害に係る懲罰的賠償制度を確立する」と指摘した。党の十九回四中全会によって可決された「中国特色ある社会主義制度を堅持・改善し、国家統治体系及び統治能力の現代化を推進する若干の重大問題に関する決定」では、「公平を原則とする財産権保護制度を健全化し、知的財産権侵害に係る懲罰的賠償制度を確立し、企業の営業秘密保護を強化しなければならない」と強調した。この背景で、知的財産権侵害に係る懲罰的賠償制度の法改正及び政策制定の推進が加速している。

2019年に改正された商標法では、懲罰的賠償の基準が引き上げられ、懲罰的賠償基準が1-5倍に引き上げられた。その後、2019年に改正された反不正競争法、2020年に改正された専利法及び著作権法等の知的財産部門法にも懲罰的賠償条項が相次いで追加され、賠償基準もすべて補填原則に基づいて決定された1-5倍で算定される。2021年1月1日より施行される民法典第千八百八十五条では、「他人の知的財産権を故意に侵害し、情状が深刻な場合、被侵害者は相応の懲罰的賠償を請求する権利を有する」と明確に規定している。この条は知的財産権の懲罰的賠償制度を包括的に規定しており、懲罰的賠償の知的財産分野での全面的カバーの実現を表すものである。

2020年11月30日、習近平総書記は中央政治局第25回集団勉強会を主宰する際に、「知的財産権の懲罰的賠償制度を早急に実行せよ」と強調した。これは、知的財産権の懲罰的賠償制度の全面的実施段階が加速されることを表すものである。2021年3月3日、最高人民法院は「最高人民法院による知的財産権民事事件の審理における懲罰的賠

償の適用に関する解釈」（以下、「解釈」という）を公布し、懲罰的賠償の適用範囲、請求内容及び時間、故意及び情状深刻の認定、算定基数及び倍数、発効時間等の知的財産権裁判実践における重点及び難点問題について具体的に規定している。「解釈」の公布は、懲罰的賠償制度の実行における重要な措置である。

## （二）知的財産権侵害に係る懲罰的賠償制度の内容

最高人民法院が2021年3月3日に公布して実施する知的財産権侵害に係る懲罰的賠償の司法解釈で規定される具体的な内容には、以下のいくつかの点が含まれる。

### 1、適用範囲

「解釈」序文及び第一条の規定によると、商標専用権、著作権、専利権、植物新品種育成者権侵害及び不正競争紛争事件において懲罰的賠償制度を適用することができ、権利者は訴訟において、侵害者が懲罰的賠償責任の負担を命じることを請求する場合、法院は法により審査のうえ処理しなければならない。

この条は、懲罰的賠償の適用には、主観的要件「被告が故意に権利侵害すること」及び客観的要件「権利侵害の情状が深刻であること」を同時に具備しなければならないと明確にしている。「故意」と「悪意」との関係について、民法典の懲罰的賠償の主観的要件「故意」は、商標法第六十三条第一項、反不正競争法第十七条第三項に規定する「悪意」を含むと規定している。

### 2、請求内容及び時間

「解釈」第二条の規定によると、原告は懲罰的賠償を請求する場合、賠償額、算定方法及び根拠となる事実と理由を明確化しなければならない。請求は訴訟提起時に提出しなければならない。訴訟提起時に提出しなかった場合は、遅くとも第一審法廷弁論の終結前に懲罰的賠償請求を追加することができる。第二審で懲罰的賠償請求を追加する場合、当事者が自ら調停しない限り、別途訴訟を提起しなければならない。

### 3、故意と情状深刻の認定

「解釈」第三条と第四条では、懲罰的賠償の主観的な「故意」及び客観的な「情状深刻」の認定条件をそれぞれ規定している。

知的財産権侵害に係る故意の認定について、人民法院は、侵害された知的財産権の対

象の種類、権利状態及び関連製品の知名度、被告と原告又は利害関係者との間の関係等の要素を総合的に考慮しなければならない。「解釈」第三条では、故意と認定できる6つの状況が掲げられる。①被告が原告又は利害関係者からの通知、警告を受けたにもかかわらず、権利侵害行為を引き続き実施した場合、②被告又はその法定代表者、管理者が原告又は利害関係者の法定代表者、管理者、実際の支配者である場合、③被告が原告又は利害関係者と労働、労務、協力、許諾、販売、代理、代表等の関係を有し、かつ侵害された知的財産権に接触したことがある場合、④被告が原告又は利害関係者と業務上のやり取りがあるか又は契約の締結等のために交渉したことがあり、かつ侵害された知的財産権に接触したことがある場合、⑤被告が海賊版、登録商標詐称行為を実施した場合、⑥その他故意と認定できる場合。

知的財産権侵害の情状が深刻であることの認定について、人民法院は権利侵害の手段、回数、権利侵害行為の継続期間、地理的範囲、規模、結果、訴訟における権利侵害者の行為等の要素を総合的に考慮しなければならない。「解釈」第四条では、情状が深刻であると認定できる7つの状況が掲げられる。①権利侵害により行政処罰を受けたか、又は法院により責任を負う旨の判決を受けた後に、同一又は類似の権利侵害行為を再び実施した場合、②知的財産権侵害を業としている場合、③権利侵害に係る証拠を偽造、毀損又は隠蔽した場合、④保全裁定の履行を拒否した場合、⑤権利侵害により獲得した利益又は権利者の被った損害が大きい場合、⑥権利侵害行為が国家安全、公共利益又は人身の健康に危害を与える恐れがある場合、⑦その他情状が深刻であると認定できる場合。

#### 4、算定基数と倍数

「解釈」第五条の規定によると、懲罰的賠償額を確定するにあたって、それぞれ関連法律に基づき、原告の実際の損害額、被告の違法所得額又は権利侵害により獲得した利益を算定基数としなければならない。上記金額の算定が困難な場合、法により該権利使用許諾料の倍数を参照して懲罰的賠償額の算定基数として合理的に確定する。懲罰的賠償の算定基数は、原告の権利保護のための合理的な支出を含まない。

法院が法により、被告に対してその把握している権利侵害行為に関連する帳簿、資料の提出を命じ、被告が正当な理由なくその提供を拒否したか又は虚偽の帳簿、資料を提

出した場合、人民法院は原告の主張及び証拠を参考にして懲罰的賠償額の算定基数を確定することができる。

「解釈」第六条の規定によると、懲罰的賠償の倍数を確定するにあたって、被告の主観的過失の程度、権利侵害行為の情状深刻さ等の要素を考慮しなければならない。同一の権利侵害行為により既に行政過料又は刑事罰金が科されかつ執行が完了した場合は、懲罰的賠償の責任は減免できない。ただし、懲罰的賠償の倍数を確定する際の考慮要素とする。

### (三) 知的財産権侵害民事事件における懲罰的賠償の適用の典型事例

上記「解釈」公布後、懲罰的賠償制度の正確な実施を確保するために、最高人民法院は2021年3月15日に、広州天賜公司等と安徽ニューマン公司等の技術秘密侵害紛争事件<sup>142</sup>、鄂爾多斯公司与米琪公司との商標権侵害紛争事件<sup>143</sup>、小米科技公司等と中山奔騰公司等との商標権侵害及び不正競争紛争事件<sup>144</sup>、五糧液公司与徐中華等との商標権侵害紛争事件<sup>145</sup>、アディダスと阮国強等との商標権侵害紛争事件<sup>146</sup>、欧普公司与華昇公司等との商標権侵害紛争事件<sup>147</sup>等6つの知的財産権侵害民事事件における懲罰的賠償の適用の典型事例を発表した。

その内、広州天賜公司等と安徽ニューマン公司等の技術秘密侵害紛争事件は、最高人民法院が判決を言い渡した最初の知的財産権侵害に係る懲罰的賠償事件である。この事件の判決は、被疑侵害者の主観的悪意、権利侵害を業とする行為、挙証妨害行為及び被疑侵害行為の継続時間、権利侵害規模等の要素を十分に考慮した上で、最終的に法定の懲罰的賠償の最高倍数（5倍）の賠償額を確定し、知的財産権の司法保護を強化するための強力なシグナルを明確に伝えた。

小米科技公司等と中山奔騰公司等との商標権侵害及び不正競争紛争事件において、判決は、懲罰的賠償を認定するための「悪意」「情状深刻」要件、及び基数と倍数の確定

<sup>142</sup> 最高人民法院（2019）最高法知民終562号民事判決書を参照。

<sup>143</sup> 北京知識産権法院（2015）京知民初字第1677号民事判決書を参照。

<sup>144</sup> 江蘇省高級人民法院（2019）蘇民終1316号民事判決書を参照。

<sup>145</sup> 杭州鐵路運輸法院（2019）浙8601民初1364号及び浙江省杭州市中級人民法院(2020)浙01民終5872号民事判決書を参照。

<sup>146</sup> 浙江省温州市中級人民法院（2020）浙03民終161号民事判決書を参照。

<sup>147</sup> 広東省高級人民法院（2019）粵民再147号民事判決書を参照。



方法を全面的に分析して説明し、被疑侵害商品の販売特徴を考慮するとともに、懲罰倍数に影響を与える関連要素を全面的に分析し、権利侵害の主観的悪意の程度、情状のひどさ、権利侵害結果の深刻さに適する賠償額を確定し、懲罰的賠償制度の適用のために実践の見本を提供し、知的財産権を深刻に侵害する行為を厳しく取り締まる方向性を反映している。

2022年4月21日、最高人民法院から公布される「中国法院知的財産司法保護状況(2021年)」では、「2021年、全国の法院が受理・結審した知的財産権事件はいずれも60万件を突破し、2020年に比べてそれぞれ22.33%と14.71%増加した」と記載されている。最高人民法院は、知的財産訴訟制度の整備を積極的に推進し、「解釈」を打ち出し、民法典と付随する懲罰的賠償制度を整備し、懲罰的賠償の司法適用の操作可能性を強化し、懲罰的賠償の適用基準の統一を保証し、法により知的財産権を深刻に侵害する行為を処罰し、賠償が低く、コストが高いといった難題を解こうと努力している。2021年、人民法院は895の事件において権利侵害者に懲罰的賠償を命じた。

中国の知的財産権に係る賠償は、補償を主とし、懲罰を補助としており、懲罰的賠償制度の確立と整備は、国の知的財産権保護の強化、知的財産関連法律・法規の遵守の整備、革新に有利な知的財産の法的環境の最適化を反映している。しかし、賠償額を引き上げることで権利侵害に対する処罰を強化することは、賠償額が高ければ高いほど、知的財産権保護が大きく、効果が高いことを意味するものではない。懲罰的賠償制度の実施は、悪意ある権利侵害及び情状深刻の構成要件を厳しく遵守し、この制度が実践中に濫用されないようにしなければならない。

## 添付資料

### 資料一、知的財産権関連の主な法律制度の概要

次に、中国における知的財産権紛争関連の現行法律、行政法規、部門規則及び司法解釈を列挙し、法律文書全文のリンク先 URL（中国語）を付け加える。

法令	制定機関	制定・執行年	リンク
〔専利件（発明専利・実用新案・意匠）関連〕			
専利法	全国人民代表大会	1984 年制定 2020 年第四回改正	<a href="http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202011/82354d98e70947c09dbc5e4eeb78bdf3.shtml">http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202011/82354d98e70947c09dbc5e4eeb78bdf3.shtml</a>
専利代理条例	国務院	1991 年制定 2018 年改正	<a href="http://www.gov.cn/zheingce/content/2018-11/19/content_5341736.htm">http://www.gov.cn/zheingce/content/2018-11/19/content_5341736.htm</a>
専利法実施細則	国務院	2001 年制定 2010 年改正 2020 年改正中	<a href="http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/zfjcj/201902/t20190228_291527.html">http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/zfjcj/201902/t20190228_291527.html</a>
専利紛争事件審理の法律適用問題に関する若干規定	最高人民法院	2001 年制定 2013 年改正 2015 年改正	<a href="http://ipc.court.gov.cn/zh-cn/news/view-32.html">http://ipc.court.gov.cn/zh-cn/news/view-32.html</a>  <a href="http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-13244.html">http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-13244.html</a>

国家知識産権局行政復議規定	国家知識産権局	2012 年制定	<a href="https://www.cnipa.gov.cn/art/2013/3/25/art_515_146741.html">https://www.cnipa.gov.cn/art/2013/3/25/art_515_146741.html</a>
専利実施強制許諾弁法	国家知識産権局	2012 年制定	<a href="http://www.gov.cn/flfg/2012-03/20/content_2095402.htm">http://www.gov.cn/flfg/2012-03/20/content_2095402.htm</a>
専利代理管理弁法	国家知識産権局	2019 年施行	<a href="http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2019-10/21/content_5442904.htm">http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2019-10/21/content_5442904.htm</a>
国防専利条例	国務院	2005 年制定	<a href="http://www.mod.gov.cn/policy/2009-07/13/content_3098769.htm">http://www.mod.gov.cn/policy/2009-07/13/content_3098769.htm</a>
専利権侵害をめぐる紛争事件の審理における法律適用の若干の問題に関する解釈	最高人民法院	2009 年制定	<a href="http://www.court.gov.cn/jianshe-xiangqing-1">http://www.court.gov.cn/jianshe-xiangqing-1</a>
専利審査指南	国家知識産権局	2006 年制定 2010 年改正 2013 年改正 2019 年改正 2020 年改正	<a href="https://www.cnipa.gov.cn/art/2019/12/31/art_526_145920.html">https://www.cnipa.gov.cn/art/2019/12/31/art_526_145920.html</a>  <a href="http://www.moj.gov.cn/Department/content/2010-04/28/594_205855.html">http://www.moj.gov.cn/Department/content/2010-04/28/594_205855.html</a>  <a href="http://www.gov.cn/gon">http://www.gov.cn/gon</a>

			<a href="http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2019-12/31/content_5465485.htm">gbao/content/2013/content_2541892.htm</a> <a href="http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2019-12/31/content_5465485.htm">http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2019-12/31/content_5465485.htm</a> <a href="https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/12/14/art_74_155606.html">https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/12/14/art_74_155606.html</a>
専利行政執法弁法	国家知識産権局	2001 年制定 2010 年改正	<a href="http://www.gov.cn/flf/g/2011-01/13/content_1783921.htm">http://www.gov.cn/flf/g/2011-01/13/content_1783921.htm</a>
専利権質権設定登録弁法	国家知識産権局	2010 年制定	<a href="http://www.moj.gov.cn/Department/content/2011-02/25/594_205507.html">http://www.moj.gov.cn/Department/content/2011-02/25/594_205507.html</a>
専利実施許諾契約届出管理弁法	国家知識産権局	2011 年制定	<a href="http://www.gov.cn/gzdt/2011-07/06/content_1900941.htm">http://www.gov.cn/gzdt/2011-07/06/content_1900941.htm</a>
専利行政法執行業務の強化に関する決定	国家知識産権局	2011 年制定	<a href="https://www.waizi.org.cn/law/9812.html">https://www.waizi.org.cn/law/9812.html</a>
発明専利出願優先審査管理弁法	国家知識産権局	2012 年制定 2017 年改正	<a href="http://www.gov.cn/xinwen/2017-08/02/content_5215464">http://www.gov.cn/xinwen/2017-08/02/content_5215464</a>

			.htm
専利標識の表示弁法	国家知識産権局	2012 年制定	<a href="http://www.gov.cn/flfg/2012-03/13/content_2090398.htm">http://www.gov.cn/flfg/2012-03/13/content_2090398.htm</a>
「職務発明者の合法的権益の保護を一層強化し、知的財産権の運用・実施を促進することに関する若干の意見」の印刷公布に関する通知	国家知識産権局	2013 年制定	<a href="http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810765/n812151/n812381/c1082197/content.html">http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810765/n812151/n812381/c1082197/content.html</a>
新状況下の知的財産権強国の加速建設に関する若干意見	国務院	2015 年制定	<a href="http://www.gov.cn/zheingce/content/2015-12/22/content_10468.htm">http://www.gov.cn/zheingce/content/2015-12/22/content_10468.htm</a>
専利行政法執行操作ガイドライン（試行）	国家知識産権局	2016 年制定	<a href="http://www.acpaa.cn/upload/file/201603/8364a6d9-ec19-4d65-a89c-b68797bff2e1.pdf">http://www.acpaa.cn/upload/file/201603/8364a6d9-ec19-4d65-a89c-b68797bff2e1.pdf</a>
専利権侵害紛争事件の審理における法律応用の若干問題に関する解釈（二）	最高人民法院	2016 年制定 2021 年改正	<a href="http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-18482.html">http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-18482.html</a>  <a href="http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-282671.html">http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-282671.html</a>
専利紛争行政調停ガイドライン（試行）	国家知識産権局	2016 年制定	<a href="http://www.acpaa.cn/upload/file/201605/aa43d2fc-53cf-4470-a55d-">http://www.acpaa.cn/upload/file/201605/aa43d2fc-53cf-4470-a55d-</a>

			3f564338fc18. pdf
専利権侵害行為の認定ガイドライン (試行)	国家知識産権局	2016 年制定	<a href="http://www.acpaa.cn/upload/file/201605/aa43d2fc-53cf-4470-a55d-3f564338fc18.pdf">http://www.acpaa.cn/upload/file/201605/aa43d2fc-53cf-4470-a55d-3f564338fc18.pdf</a>
専利権行政法執行証拠規則 (試行)	国家知識産権局	2016 年制定	<a href="http://www.acpaa.cn/upload/file/201605/aa43d2fc-53cf-4470-a55d-3f564338fc18.pdf">http://www.acpaa.cn/upload/file/201605/aa43d2fc-53cf-4470-a55d-3f564338fc18.pdf</a>
専利権利帰属紛争事件の取扱い業務の強化に関する通知	国家知識産権局	2016 年制定	<a href="http://www.law-lib.com/law/law_view.asp?id=534835">http://www.law-lib.com/law/law_view.asp?id=534835</a>
「専利費用減納弁法」の公布に関する通知	財政部、国家発展と改革委員会	2016 年制定	<a href="http://www.gov.cn/xinwen/2016-08/04/content_5097534.htm">http://www.gov.cn/xinwen/2016-08/04/content_5097534.htm</a>
「専利侵害紛争行政裁決事件処理ガイドライン」の公布に関する通知	国家知識産権局	2019 年制定	<a href="http://www.gov.cn/fuwu/2020-01/02/content_5465900.htm">http://www.gov.cn/fuwu/2020-01/02/content_5465900.htm</a>
「専利紛争行政調停事件処理ガイドライン」、「専利の偽り行為と専利標識の付け方の規範ではない行為に対する取り締まりガイドライン」、「専利行政保護複議とその対応ガイド」の公布に関する通知	国家知識産権局	2020 年制定	<a href="https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/7/21/art_2073_153183.html">https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/7/21/art_2073_153183.html</a>

専利の権利化・有効性確認に係る行政 事件審理の法律適用問題に関する若干 規定（一）	最高人民法院	2020 年制定	<a href="http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-254761.html">http://www.court.gov. cn/fabu-xiangqing- 254761.html</a>
〔植物新品種権関連〕			
植物新品種保護条例	国務院	1997 年制定 2014 年改正	<a href="http://www.eco.gov.cn/policy/industry_regulations/1210.html">http://www.eco.gov.cn /policy/industry_regu- lations/1210.html</a>
植物新品種保護条例実施細則 （農業部分）	農業部	1999 年制定 2007 年改正 2010 年改正 2014 年改正	<a href="http://www.moa.gov.cn/gk/zcfg/nybgz/201405/t20140516_3906803.htm">http://www.moa.gov.cn /gk/zcfg/nybgz/201405 /t20140516_3906803.ht m</a>
植物新品種保護条例実施細則 （林業部分）	国家林業局	1999 年制定 2011 年改正	<a href="http://www.forestry.gov.cn/main/3951/20170315/204751.html">http://www.forestry.g ov.cn/main/3951/20170 315/204751.html</a>
植物新品種紛争事件の若干の問題に 関する解釈	最高人民法院	2001 年制定 2021 年改正	<a href="http://ipc.court.gov.cn/zh-cn/news/view-418.html">http://ipc.court.gov. cn/zh-cn/news/view- 418.html</a>  <a href="http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-282671.html">http://www.court.gov. cn/zixun-xiangqing- 282671.html</a>
植物新品種紛争事件の審判作業の展開 の通知	最高人民法院	2001 年制定	<a href="https://www.gaodun.com/guoshui/668154.html">https://www.gaodun.co m/guoshui/668154.html</a>
農業植物新品種権侵害事件処理規定	農業部	2002 年制定	<a href="http://www.moj.gov.cn/Department/content/2003-02/14/594_204558.html">http://www.moj.gov.cn /Department/content/2 003- 02/14/594_204558.html</a>

植物新品種權侵害の紛争事件の法律の具体的適用問題に関する若干規定	最高人民法院	2007 年制定 2021 年改正	<a href="http://ipc.court.gov.cn/zh-cn/news/view-417.html">http://ipc.court.gov.cn/zh-cn/news/view-417.html</a>  <a href="http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-282671.html">http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-282671.html</a>
林業植物新品種保護行政法執行弁法	国家林業局	2015 年制定	<a href="http://www.gov.cn/xinwen/2016-01/12/content_5032259.htm">http://www.gov.cn/xinwen/2016-01/12/content_5032259.htm</a>
〔商標權関連〕			
商標法	全国人民代表大会	1982 年制定 1993 年改正 2001 年改正 2013 年改正 2019 年改正	<a href="http://www.moj.gov.cn/Department/content/2019-06/11/592_236648.html">http://www.moj.gov.cn/Department/content/2019-06/11/592_236648.html</a>
商標評審規則	国家工商行政管理総局	1995 年制定 2002 年改正 2005 年改正	<a href="http://sbj.cnipa.gov.cn/zcfg/sbxzgz/200906/t20090603_232865.html">http://sbj.cnipa.gov.cn/zcfg/sbxzgz/200906/t20090603_232865.html</a>
特殊標識管理条例	国務院	1996 年制定	<a href="http://sbj.cnipa.gov.cn/zcfg/sbflfg/200304/t20030417_232845.html">http://sbj.cnipa.gov.cn/zcfg/sbflfg/200304/t20030417_232845.html</a>
商標代理管理弁法	国家工商行政管理総局	1999 年制定 2010 年改正	<a href="http://www.gov.cn/flfg/2010-08/03/content_1670626">http://www.gov.cn/flfg/2010-08/03/content_1670626</a>



			.htm
登録商標権の財産保全に関する解釈	最高人民法院	2001 年制定 2021 年改正	<a href="http://jszx.court.gov.cn/main/ExecuteDivision/1366.jhtml">http://jszx.court.gov.cn/main/ExecuteDivision/1366.jhtml</a>  <a href="http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-282671.html">http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-282671.html</a>
商標法実施条例	国务院	2002 年制定 2014 年改正	<a href="http://www.gov.cn/zhengce/2014-04/30/content_2670953.htm">http://www.gov.cn/zhengce/2014-04/30/content_2670953.htm</a>
商標民事紛争事件審理の法律適用の若干問題に関する解釈	最高人民法院	2002 年制定 2021 年改正	<a href="http://sbj.cnipa.gov.cn/zcfg/sbsfjs/200210/t20021012_232857.html">http://sbj.cnipa.gov.cn/zcfg/sbsfjs/200210/t20021012_232857.html</a>  <a href="http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-282671.html">http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-282671.html</a>
商標事件の審理の管轄及び法律適用範囲の問題に関する解釈	最高人民法院	2002 年制定 2021 年改正	<a href="http://sbj.cnipa.gov.cn/zcfg/sbsfjs/200201/t20020109_232853.html">http://sbj.cnipa.gov.cn/zcfg/sbsfjs/200201/t20020109_232853.html</a>  <a href="http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-">http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-</a>

			282671.html
オリンピック標識保護条例	国务院	2002 年制定	<a href="http://www.gov.cn/zhengce/content/2018-06/30/content_5302468.htm">http://www.gov.cn/zhengce/content/2018-06/30/content_5302468.htm</a>
団体商標、証明商標の登録及び管理弁法	国家工商行政管理総局	2003 年制定	<a href="http://sbj.cnipa.gov.cn/zcfg/sbxzgz/200906/t20090603_232861.html">http://sbj.cnipa.gov.cn/zcfg/sbxzgz/200906/t20090603_232861.html</a>
マドリッド商標国際登録実施弁法	国家工商行政管理総局	2003 年制定	<a href="http://sbj.cnipa.gov.cn/zcfg/sbxzgz/200906/t20090603_232860.html">http://sbj.cnipa.gov.cn/zcfg/sbxzgz/200906/t20090603_232860.html</a>
商標専用権侵害の違法犯罪取締作業の関係協力の強化に関する暫定規定	国家工商行政管理局、公安部	2006 年制定	<a href="http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/g/200603/20060301651326.html">http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/g/200603/20060301651326.html</a>
登録商標、企業名称と先行権利が衝突する民事争議事件の審理に関する若干問題の規定	最高人民法院	2008 年制定 2021 年改正	<a href="http://spw.sbj.cnipa.gov.cn/zcfg/200904/t20090408_226592.html">http://spw.sbj.cnipa.gov.cn/zcfg/200904/t20090408_226592.html</a>  <a href="http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-282671.html">http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-282671.html</a>
馳名商標認定に関連する民事争議事件管轄問題の通知	最高人民法院	2009 年制定	<a href="http://www.law-lib.com/law/law_view.asp?id=296197">http://www.law-lib.com/law/law_view.asp?id=296197</a>

馳名商標保護に及ぶ民事紛争事件 の応用法律若干問題の解釈	最高人民法院	2009 年制定 2021 年改正	<a href="http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-62">http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-62</a>  <a href="http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-282671.html">http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-282671.html</a>
馳名商標認定事業細則	国家工商行政管理総局	2009 年制定	<a href="http://industry.shqp.gov.cn/industry/gsj/20190416/493886.html">http://industry.shqp.gov.cn/industry/gsj/20190416/493886.html</a>
商標の権利付与・権利確定に係わる 行政事件の審理における若干問題に 関する最高人民法院の意見	最高人民法院	2010 年制定	<a href="http://zscq.court.gov.cn/sfjs/201004/t20100426_4532.html">http://zscq.court.gov.cn/sfjs/201004/t20100426_4532.html</a>
法律事務所の商標代理業務への従事 に関する管理弁法	国家工商行政管理総局	2012 年制定	<a href="http://www.gov.cn/gongbao/content/2013/content_2355040.htm">http://www.gov.cn/gongbao/content/2013/content_2355040.htm</a>
新規小売又は卸売役務の商標登録 出願関連事項にする通達	国家工商行政管理総局	2012 年制定	<a href="http://sbj.cnipa.gov.cn/tzgg/201212/t20121214_232947.html">http://sbj.cnipa.gov.cn/tzgg/201212/t20121214_232947.html</a>
馳名商標の認定と保護規定	国家工商行政管理総局	2014 年制定	<a href="http://spw.sbj.cnipa.gov.cn/zcfg/201407/t20140714_226601.html">http://spw.sbj.cnipa.gov.cn/zcfg/201407/t20140714_226601.html</a>
最高人民法院「商標法改正決定後の 商標事件管轄と法律適用問題の解釈」	最高人民法院	2014 年制定 2021 年改正	<a href="http://gongbao.court.gov.cn/Details/94eb4328d7777b749e596a371930da.html">http://gongbao.court.gov.cn/Details/94eb4328d7777b749e596a371930da.html</a>  <a href="http://www.court.gov">http://www.court.gov</a>

			cn/zixun-xiangqing-282671.html
商標の権利付与・権利確定に係わる 行政事件審理の若干問題に関する規定	最高人民法院	2016年制定 2021年改正	http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-34732.html  http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-282671.html
登録商標専用権抵当登記手続の規定	国家知識産権局	2020年制定	http://www.gov.cn/gongbao/content/2020/content_5525107.htm
〔著作権関連〕			
著作権法	全国人民代表大会	1990年制定 2001年改正 2010年改正 2020年改正	http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202011/848e73f58d4e4c5b82f69d25d46048c6.shtml
国際著作権条約の実施に関する規定	国務院	1992年制定	http://www.ncac.gov.cn/chinacopyright/contents/479/17535.html
作品自発登記試行弁法	国家版權局	1994年制定	http://gbdsj.gd.gov.cn/zwgk/zcfg/content/post_1757997.html
出版管理行政処罰実施弁法	ニュース出版総署	1997年制定	http://www.nppa.gov.cn/nppa/contents/310/24244.shtml

文字作品出版報酬規定	国家版權局	1999 年制定	<a href="http://www.shcipp.gov.cn/shzwcw/gweb/xxnr_view.jsp?pa=aaWQ9MTY4NDA3JnhoPTEmdHlwZT0xz">http://www.shcipp.gov.cn/shzwcw/gweb/xxnr_v iew.jsp?pa=aaWQ9MTY4N DA3JnhoPTEmdHlwZT0xz</a>
コンピューターネットワーク著作権 紛争事件の審理の法律適用の若干問題 に関する解釈	最高人民法院	2000 年制定 2006 年改正	<a href="http://jxfy.chinacourt.gov.cn/article/detail/2011/05/id/2200797.shtml">http://jxfy.chinacour t.gov.cn/article/deta il/2011/05/id/2200797 .shtml</a>
インターネット情報サービス管理弁法	国務院	2000 年制定 2011 年改正	<a href="http://www.gov.cn/gongbao/content/2011/content_1860864.htm">http://www.gov.cn/gon gbao/content/2011/con tent_1860864.htm</a>
コンピューターソフトウェア保護条例	国務院	2001 年制定 2011 年改正 2013 年改正	<a href="http://www.gov.cn/zhengce/2013-02/08/content_2602615.htm">http://www.gov.cn/zhe ngce/2013- 02/08/content_2602615 .htm</a>
出版管理条例	国務院	2001 年制定 2011 年改正 2013 年改正 2014 年改正 2016 年改正	<a href="http://www.nppa.gov.cn/nppa/contents/309/5966.shtml">http://www.nppa.gov.c n/nppa/contents/309/5 966.shtml</a>
映画管理条例	国務院	2001 年制定	<a href="http://www.gov.cn/banqishi/2005-08/21/content_25117.htm">http://www.gov.cn/ban shi/2005- 08/21/content_25117.h tm</a>
音楽映像製品管理条例	国務院	2001 年制定 2011 年改正 2013 年改正 2016 年改正	<a href="http://www.gov.cn/zhengce/2020-12/26/content_5574258.htm">http://www.gov.cn/zhe ngce/2020- 12/26/content_5574258 .htm</a>

著作権法実施条例	国務院	2002 年制定 2011 年改正 2013 年改正	<a href="https://www.djrd.gov.cn/html/flfg/xzfg/18/02/4714.html">https://www.djrd.gov.cn/html/flfg/xzfg/18/02/4714.html</a>
インターネット出版暫定規定	ニュース出版総署、 情報産業部	2002 年制定	<a href="http://www.gov.cn/gongbao/content/2003/content_62636.htm">http://www.gov.cn/gongbao/content/2003/content_62636.htm</a>
著作権民事紛争事件審理の法律適用の 若干問題に関する最高人民法院の解釈	最高人民法院	2002 年制定 2021 年改正	<a href="http://ipc.court.gov.cn/zh-cn/news/view-408.html">http://ipc.court.gov.cn/zh-cn/news/view-408.html</a>  <a href="http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-282671.html">http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-282671.html</a>
コンピューターソフトウェア著作権 登録弁法	国家版權局	2002 年制定	<a href="http://www.gov.cn/gongbao/content/2003/content_62202.htm">http://www.gov.cn/gongbao/content/2003/content_62202.htm</a>
著作権行政処罰実施弁法	国家版權局	2003 年制定 2009 年改正	<a href="http://www.ncac.gov.cn/chinacopyright/contents/481/17575.html">http://www.ncac.gov.cn/chinacopyright/contents/481/17575.html</a>
著作権集団管理条例	国務院	2004 年制定	<a href="http://www.gov.cn/zwgek/2005-05/23/content_270.htm">http://www.gov.cn/zwgek/2005-05/23/content_270.htm</a>
インターネット著作権行政保護弁法	国家版權局、情報産業部	2005 年制定	<a href="http://www.ncac.gov.cn/chinacopyright/contents/518/133418.html">http://www.ncac.gov.cn/chinacopyright/contents/518/133418.html</a>
情報ネットワーク伝達権保護条例	国務院	2006 年制定	<a href="http://www.gov.cn/zwgek/2006-05/29/content_294000.html">http://www.gov.cn/zwgek/2006-05/29/content_294000.html</a>

			htm
著作権質権登記弁法	国家版權局	2010 年制定	<a href="http://www.gov.cn/gongbao/content/2011/content_1831555.htm">http://www.gov.cn/gongbao/content/2011/content_1831555.htm</a>
インターネットカフェに関わる著作権紛争事件の裁判に関する通知	最高人民法院	2010 年制定	<a href="http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-2478.html">http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-2478.html</a>
情報ネットワークの伝播権を侵害する民事紛争事件の審理における適用法律の若干問題に関する規定	最高人民法院	2012 年制定 2021 年改正	<a href="http://zscq.court.gov.cn/sfjs/201304/t20130408_183103.html">http://zscq.court.gov.cn/sfjs/201304/t20130408_183103.html</a>  <a href="http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-282671.html">http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-282671.html</a>
インターネット転載における版權に関する秩序の規範化についての通知	国家版權局	2015 年制定	<a href="http://www.ncac.gov.cn/chinacopyright/contents/483/249606.html">http://www.ncac.gov.cn/chinacopyright/contents/483/249606.html</a>
涉外著作権契約に対する登記作業の性質の明確化に関する通知	国家版權局	2015 年制定	<a href="http://www.ncac.gov.cn/chinacopyright/contents/483/254449.html">http://www.ncac.gov.cn/chinacopyright/contents/483/254449.html</a>
ネット出版サービス管理規定	国家新聞出版广电总局、工業と情報化部	2016 年制定	<a href="http://www.nppa.gov.cn/nppa/contents/310/24153.shtml">http://www.nppa.gov.cn/nppa/contents/310/24153.shtml</a>
著作権及びその隣接権の保護強化に関する意見	最高人民法院	2020 年制定	<a href="http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-272221.html">http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-272221.html</a>

〔集積回路配置設計権関連〕			
集積回路配置設計保護条例	国務院	2001 年施行	<a href="http://www.gov.cn/gongbao/content/2001/content_60794.htm">http://www.gov.cn/gongbao/content/2001/content_60794.htm</a>
集積回路配置設計保護条例実施細則	国家知識産権局	2001 年制定	<a href="http://ipc.court.gov.cn/zh-cn/news/view-412.html">http://ipc.court.gov.cn/zh-cn/news/view-412.html</a>
集積回路配置設計行政執行法弁法	国家知識産権局	2001 年制定	<a href="http://ipc.court.gov.cn/zh-cn/news/view-413.html">http://ipc.court.gov.cn/zh-cn/news/view-413.html</a>
集積回路配置設計事件の審理作業の展開に関する通知	最高人民法院	2001 年制定	<a href="http://ipc.court.gov.cn/zh-cn/news/view-414.html">http://ipc.court.gov.cn/zh-cn/news/view-414.html</a>
〔不正競争関連〕			
反不正競争法（反不正当竞争法）	全国人民代表大会	1993 年制定 2017 年改正 2019 年改正	<a href="http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fgs/201906/t20190625_302771.html">http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fgs/201906/t20190625_302771.html</a>
消費者權益保護法	全国人民代表大会	1993 年制定 2009 年改正 2013 年改正	<a href="http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fgs/201906/t20190625_302783.html">http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fgs/201906/t20190625_302783.html</a>
製品品質法	全国人民代表大会	1993 年制定 2000 年改正 2009 年改正 2018 年改正	<a href="http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fgs/201906/t20190625_302770.html">http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fgs/201906/t20190625_302770.html</a>
広告法	全国人民代表大会	1994 年制定 2015 年改正 2018 年改正	<a href="http://www.npc.gov.cn/zgrdw npc/xinwen/2018-">http://www.npc.gov.cn/zgrdw npc/xinwen/2018-</a>



			11/05/content_2065663 .htm
商業秘密侵害行為の禁止に関する 若干規定	国家工商行政管理総局	1995 年制定 1998 年改正	<a href="http://www.beijing.gov.cn/zhengce/zhengcefagui/qtwj/201904/t20190426_776416.html">http://www.beijing.gov.cn/zhengce/zhengcefagui/qtwj/201904/t20190426_776416.html</a>
知名商品特有の名称、包装、装飾 の模倣の不正競争行為の禁止に関する 若干規定	国家工商行政管理総局	1995 年制定	<a href="http://www.beijing.gov.cn/zhengce/zhengcefagui/qtwj/201904/t20190426_776415.html">http://www.beijing.gov.cn/zhengce/zhengcefagui/qtwj/201904/t20190426_776415.html</a>
原産地表記管理規程	国家輸出入検査検疫局	2001 年制定	<a href="http://www.law-lib.com/law/law_view.asp?id=73376">http://www.law-lib.com/law/law_view.asp?id=73376</a>
原産地表記管理規定実施弁法	国家輸出入検査検疫局	2001 年制定	<a href="http://www.law-lib.com/law/law_view.asp?id=73377">http://www.law-lib.com/law/law_view.asp?id=73377</a>
輸出入貨物原産地条例	国務院	2004 年制定	<a href="http://www.gov.cn/zwzk/2005-05/23/content_240.htm">http://www.gov.cn/zwzk/2005-05/23/content_240.htm</a>
地理標識製品保護規定	国家品質監督検査検疫 総局	2005 年制定	<a href="https://www.cnipa.gov.cn/art/2019/7/31/art_105_67811.html">https://www.cnipa.gov.cn/art/2019/7/31/art_105_67811.html</a>
不正競争民事事件の審理の法律適用 の若干問題に関する解釈	最高人民法院	2007 年施行 2021 年改正	<a href="http://ipc.court.gov.cn/zh-cn/news/view-427.html">http://ipc.court.gov.cn/zh-cn/news/view-427.html</a>  <a href="http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-">http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-</a>

			282671.html
中華人民共和国独占禁止法	全国人民代表大会	2007年制定	<a href="http://www.gov.cn/flfg/2007-08/30/content_732591.htm">http://www.gov.cn/flfg/2007-08/30/content_732591.htm</a>
独占協議行為の禁止についての規定	工商行政管理機関	2011年制定	<a href="http://www.gov.cn/flfg/2011-01/07/content_1779945.htm">http://www.gov.cn/flfg/2011-01/07/content_1779945.htm</a>
市場の支配的地位の濫用行為の禁止についての規定	工商行政管理機関	2010年制定	<a href="http://www.gov.cn/flfg/2011-01/07/content_1779980.htm">http://www.gov.cn/flfg/2011-01/07/content_1779980.htm</a>
独占行為により生ずる民事紛争事件の審理における法律適用に係る若干の問題に関する規定	最高人民法院	2012年制定 2021年改正	<a href="http://zscq.court.gov.cn/sfjs/201304/t20130408_183102.html">http://zscq.court.gov.cn/sfjs/201304/t20130408_183102.html</a>  <a href="http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-282671.html">http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-282671.html</a>
工商総局の「フリーライト」を取り締まる特別執法行動を展開することに関する通知	国家工商総局	2013年制定	<a href="http://www.gov.cn/zwgk/2013-03/07/content_2347857.htm">http://www.gov.cn/zwgk/2013-03/07/content_2347857.htm</a>
インターネット商品取引管理弁法	工商行政管理機関	2014年制定	<a href="http://www.scio.gov.cn/zhzc/8/5/document/1432793/1432793.htm">http://www.scio.gov.cn/zhzc/8/5/document/1432793/1432793.htm</a>

市場支配的地位の濫用行為の禁止に関する暫定規定	国家市場監督管理総局	2019 年制定	<a href="http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fgs/201907/t20190701_303057.html">http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fgs/201907/t20190701_303057.html</a>
営業秘密侵害の民事事件の審理における法律適用に関する若干問題の規定	最高人民法院	2020 年制定	<a href="http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-254751.html">http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-254751.html</a>
〔ドメインネーム関連〕			
コンピュータネットワークドメインネーム民事紛争事件の審理の法律適用の若干問題に関する解釈	最高人民法院	2001 年制定 2021 年改正	<a href="http://zscq.court.gov.cn/sfjs/201004/t20100414_4091.html">http://zscq.court.gov.cn/sfjs/201004/t20100414_4091.html</a>  <a href="http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-282671.html">http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-282671.html</a>
インターネットドメインネーム管理弁法	工業と情報化部	2017 年制定	<a href="http://www.gov.cn/gongbaobao/content/2017/content_5241917.htm">http://www.gov.cn/gongbaobao/content/2017/content_5241917.htm</a>
〔科学技術契約関連〕			
科学技術進歩法	全国人民代表大会	1993 年制定 2007 年改正	<a href="http://www.gov.cn/flfg/2007-12/29/content_847331.htm">http://www.gov.cn/flfg/2007-12/29/content_847331.htm</a>
高等学校知的財産権保護管理規定	教育部	1999 年制定	<a href="http://old.moe.gov.cn//publicfiles/business/htmlfiles/moe/moe_621/200409/2722.html">http://old.moe.gov.cn//publicfiles/business/htmlfiles/moe/moe_621/200409/2722.html</a>
国家科学技術奨励条例	国務院	1999 年制定 2003 年改正	<a href="http://www.gov.cn/zheingce/content/2020-">http://www.gov.cn/zheingce/content/2020-</a>

		2013 年改正 2020 年改正	10/27/content_5555074 .ht
技術契約認定登録管理弁法	科学技術部、財政部、 国家税務総局	2000 年制定	http://www.gov.cn/gongbao/content/2000/content_60268.htm
衛生知的財産権保護管理規定	衛生部	2000 年制定	http://www.gov.cn/gongbao/content/2001/content_60738.htm
全国法院知的財産権審判作業会議の 技術契約紛争事件の審理の若干問題 に関する要約	最高人民法院	2001 年制定	http://www.law-lib.com/law/law_view.asp?id=73835
技術契約認定規則	科学技術部	2001 年制定	http://kjj.suzhou.gov.cn/szkj/jshtrd/202002/525ce0799f1847baaf16a7e71cdd21b7.shtml
科学技術普及法	全国人民代表大会	2002 年制定	http://nsfc.gov.cn/publish/porta10/tab609/info73540.htm
中小企業促進法	全国人民代表大会	2002 年制定	http://www.mofcom.gov.cn/article/jiguanzx/201904/20190402851412.shtml
技術契約紛争事件審理の法律適用 における若干問題に関する解釈	最高人民法院	2004 年制定 2021 年改正	http://zscq.court.gov.cn/sfjs/201004/t20100413_4051.html  http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-

			282671.html
国際科技協力事業の知的財産権管理に関する暫定規定	科学技術部	2006年制定	<a href="http://www.law-lib.com/law/law_view.asp?id=182950">http://www.law-lib.com/law/law_view.asp?id=182950</a>
国家科技重大特定知的財産権管理の暫定規定	科学技術部、財政部、 国家知識産権局、 国家発展と改革委員会	2010年制定	<a href="http://www.gov.cn/gongbao/content/2010/content_1754120.htm">http://www.gov.cn/gongbao/content/2010/content_1754120.htm</a>
科学技術成果転化促進法	全国人民表大会	1996年制定 2015年改正	<a href="http://nsfc.gov.cn/publish/portal0/tab609/info73541.htm">http://nsfc.gov.cn/publish/portal0/tab609/info73541.htm</a>
科学技術秘密保持規定	科学技術部、国家秘密保持局	2015年制定	<a href="http://www.gjbmj.gov.cn/n1/2017/0209/c409089-29070219.html">http://www.gjbmj.gov.cn/n1/2017/0209/c409089-29070219.html</a>
大学知的財産権情報サービスセンターの建設実施方法	国家知識産権局、教育部	2017年制定	<a href="http://www.moe.gov.cn/jyb_xxgk/moe_1777/moe_1779/201803/t20180313_329805.html">http://www.moe.gov.cn/jyb_xxgk/moe_1777/moe_1779/201803/t20180313_329805.html</a>
<b>〔技術輸出入関連〕</b>			
対外貿易法	全国人民代表大会	1994年制定 2004年改正 2016年改正	<a href="http://zfs.customs.gov.cn/zfs/flgf/hggzfl/3113080/index.html">http://zfs.customs.gov.cn/zfs/flgf/hggzfl/3113080/index.html</a>
技術輸出入管理条例	国務院	2001年制定	<a href="http://www.mofcom.gov.cn/article/swfg/swfgbf/201101/20110107353335.shtml">http://www.mofcom.gov.cn/article/swfg/swfgbf/201101/20110107353335.shtml</a>

輸出入貨物原産地条例	国務院	2004 年制定	<a href="http://www.gov.cn/zwgk/2005-05/23/content_240.htm">http://www.gov.cn/zwgk/2005-05/23/content_240.htm</a>
輸出入商品検査法実施条例	国務院	2005 年制定 2013 年改正 2016 年改正 2017 年改正 2019 年改正	<a href="http://www.gov.cn/zheingce/2020-12/27/content_5573554.htm">http://www.gov.cn/zheingce/2020-12/27/content_5573554.htm</a>
技術輸出入契約登録管理弁法	対外経済貿易合作部	2009 年制定	<a href="http://www.gov.cn/flfkg/2009-02/04/content_1221640.htm">http://www.gov.cn/flfkg/2009-02/04/content_1221640.htm</a>
輸出禁止輸出制限技術管理弁法	対外経済貿易合作部、 科学技術部	2009 年制定	<a href="http://www.gov.cn/flfkg/2009-04/30/content_1301179.htm">http://www.gov.cn/flfkg/2009-04/30/content_1301179.htm</a>
対外技術援助プロジェクト管理弁法 (試行)	商務部	2015 年制定	<a href="http://www.mofcom.gov.cn/article/fgsjk/201512/20151202649880.shtml">http://www.mofcom.gov.cn/article/fgsjk/201512/20151202649880.shtml</a>
〔企業名称関連〕			
企業名称登記管理規定	国家工商行政管理総局	1991 年制定 2012 年改正 2020 年改正	<a href="http://www.gov.cn/zheingce/content/2021-01/19/content_5581091.htm">http://www.gov.cn/zheingce/content/2021-01/19/content_5581091.htm</a>
会社登記管理条例	国務院	2005 年制定 2014 年改正 2016 年改正	<a href="http://www.gov.cn/gongbao/content/2016/content_5139456.htm">http://www.gov.cn/gongbao/content/2016/content_5139456.htm</a>

企業名称登記管理実施弁法	国家工商行政管理総局	1999 年制定 2004 年改正	<a href="http://www.samr.gov.cn/djzcyj/zcfg/gz/200406/t20040614_281796.html">http://www.samr.gov.cn/djzcyj/zcfg/gz/200406/t20040614_281796.html</a>
企業登記手続き規定	国家工商行政管理総局	2004 年制定	<a href="http://www.moj.gov.cn/Department/content/2004-12/07/594_203765.html">http://www.moj.gov.cn/Department/content/2004-12/07/594_203765.html</a>
商標と企業名称における若干の問題 解決に関する意見	国家工商行政管理総局	1999 年制定	<a href="http://www.people.com.cn/zixun/flfgk/item/dwjf/falv/7/7-3-19.html">http://www.people.com.cn/zixun/flfgk/item/dwjf/falv/7/7-3-19.html</a>
<b>〔税関保護〕</b>			
中国対外貿易法	全国人民代表大会	1994 年制定 2004 年改正	<a href="http://www.gov.cn/flfg/2005-06/27/content_9851.htm">http://www.gov.cn/flfg/2005-06/27/content_9851.htm</a>
知的財産権税関保護条例	国務院	2003 年制定 2010 年改正	<a href="http://www.gov.cn/zwgk/2010-03/27/content_1566452.htm">http://www.gov.cn/zwgk/2010-03/27/content_1566452.htm</a>
税関行政処罰実施条例	国務院	2004 年制定	<a href="http://www.gov.cn/zwgk/2005-05/23/content_248.htm">http://www.gov.cn/zwgk/2005-05/23/content_248.htm</a>
知的財産権の法律執行の協力の強化 に関する暫定規定	公安部、税関総署	2006 年制定	<a href="http://www.law-lib.com/law/law_view.asp?id=151707">http://www.law-lib.com/law/law_view.asp?id=151707</a>

権利侵害貨物の法による没収・競売に関する公告についての解説	税関総署	2007 年制定	<a href="http://www.gov.cn/zwhd/2007-11/23/content_813670.htm">http://www.gov.cn/zwhd/2007-11/23/content_813670.htm</a>
中華人民共和國税関行政再審弁法	税関総署	2007 年制定	<a href="http://www.gov.cn/flfg/2007-09/29/content_764737.htm">http://www.gov.cn/flfg/2007-09/29/content_764737.htm</a>
税関行政処罰事件処理手順規定	税関総署	2007 年制定	<a href="http://www.mofcom.gov.cn/article/bh/201406/20140600640429.shtml">http://www.mofcom.gov.cn/article/bh/201406/20140600640429.shtml</a>
税関企業分類管理弁法	税関総署	2008 年制定	<a href="http://www.gov.cn/flfg/2008-02/02/content_878896.htm">http://www.gov.cn/flfg/2008-02/02/content_878896.htm</a>
税関輸出入貨物集中申告管理規定	税関総署	2008 年制定	<a href="http://www.gov.cn/ziliao/flfg/2008-01/28/content_871138.htm">http://www.gov.cn/ziliao/flfg/2008-01/28/content_871138.htm</a>
知的財産権税関保護条例に関する実施弁法	税関総署	2009 年制定	<a href="http://www.gov.cn/flfg/2009-03/11/content_1256461.htm">http://www.gov.cn/flfg/2009-03/11/content_1256461.htm</a>
〔行政法〕			
行政処罰法	全国人民代表大会	1996 年制定 2009 年改正 2017 年改正 2021 年改正	<a href="http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202101/49b50d96743946bda545ef0c333830b4.shtml">http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202101/49b50d96743946bda545ef0c333830b4.shtml</a>



行政法執行機関の犯罪建議事件移送の規定	国務院	2001 年制定	<a href="http://www.gov.cn/gongbao/content/2001/content_60972.htm">http://www.gov.cn/gongbao/content/2001/content_60972.htm</a>
〔知的財産権一般〕			
知的財産権の司法保護事業を更なる強化に関する最高人民法院の通知	最高人民法院	2004 年制定	<a href="https://www.customslawyer.cn/portal/fgk/detail/id/30654.html">https://www.customslawyer.cn/portal/fgk/detail/id/30654.html</a>
知的財産権の審判事業を全面強化させ、革新的な国家の建設に伴う司法保障の提供に関する最高人民法院の意見	最高人民法院	2007 年制定	<a href="http://www.law-lib.com/law/law_view.asp?id=186266">http://www.law-lib.com/law/law_view.asp?id=186266</a>
直前の経済形勢で知的財産権の審判は整体局面に奉仕する若干問題に関する意見	最高人民法院	2009 年制定	<a href="http://www.npc.gov.cn/zgrdw/npc/xinwen/fztd/sfjs/2009-04/24/content_1499653.htm">http://www.npc.gov.cn/zgrdw/npc/xinwen/fztd/sfjs/2009-04/24/content_1499653.htm</a>
国家知的財産戦略の徹底実施における若干問題に関する意見	最高人民法院	2009 年制定	<a href="http://zscq.court.gov.cn/zncs/201004/t20100414_4107.html">http://zscq.court.gov.cn/zncs/201004/t20100414_4107.html</a>
専利、商標等の権利付与、権利確定をめぐる知的財産行政事件の審理業務分担に関する規定	最高人民法院	2009 年制定	<a href="http://zzzy.chinacourt.gov.cn/article/detail/2009/07/id/1620315.shtml">http://zzzy.chinacourt.gov.cn/article/detail/2009/07/id/1620315.shtml</a>
基層人民法院の第一審知的財産権民事事件管轄基準の発行に関する通知	最高人民法院	2010 年制定	<a href="http://zzzy.chinacourt.gov.cn/article/detail/2012/02/id/1625613.shtml">http://zzzy.chinacourt.gov.cn/article/detail/2012/02/id/1625613.shtml</a>

地方各級人民法院の第一審知的財産権民事事件管轄基準の調整に関する通知	最高人民法院	2010 年制定	<a href="http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-172">http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-172</a>
「知的財産権裁判の機能を十分に発揮させ、社会主義文化の大きな発展・繁栄を推進し経済の自主的協調的發展を促進する上での若干の問題に関する意見」配布の通達	最高人民法院	2011 年制定	<a href="http://zzzy.chinacourt.gov.cn/article/detail/2013/01/id/1626944.shtml">http://zzzy.chinacourt.gov.cn/article/detail/2013/01/id/1626944.shtml</a>
戦略的な新興産業の知的財産権事業を強化に関する国家知識産権局の若干意見	国家知識産権局	2012 年制定	<a href="http://www.gov.cn/zwqk/2012-05/02/content_2127881.htm">http://www.gov.cn/zwqk/2012-05/02/content_2127881.htm</a>
「裁判の機能を十分に発揮させ、科技体制の深化改革及び国家創造体系の加速建設のため司法保障を提供する意見」の配布	最高人民法院	2012 年制定	<a href="http://zscq.court.gov.cn/sfzc/201304/t20130426_183678.html">http://zscq.court.gov.cn/sfzc/201304/t20130426_183678.html</a>
知的財産権サービス業の育成と發展の加速に関する指導的意見	国家知識産権局	2012 年制定	<a href="https://www.cnipa.gov.cn/art/2013/2/17/art_424_45051.html">https://www.cnipa.gov.cn/art/2013/2/17/art_424_45051.html</a>
最高人民法院による「信用喪失被執行者の名簿情報の公表に関する最高人民法院の若干規定」	最高人民法院	2013 年制定 2017 年改正	<a href="http://www.mdxfy.gov.cn/sfgk/zxxxgk/2018-10-17/1663.html">http://www.mdxfy.gov.cn/sfgk/zxxxgk/2018-10-17/1663.html</a>
全国人民代表大会常務委員会による北京、上海、広州三地における知識産権法院設立に関する決定	全国人民代表大会	2014 年制定	<a href="http://www.npc.gov.cn/zgrdw npc/xinwen/2014-09/01/content_1877042.htm">http://www.npc.gov.cn/zgrdw npc/xinwen/2014-09/01/content_1877042.htm</a>

最高人民法院による北京、上海、広州 知識産権法院における事件管轄に 関する規定	最高人民法院	2014 年制定 2021 年改正	<a href="http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-13655.html">http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-13655.html</a>  <a href="http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-282671.html">http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-282671.html</a>
インターネット取引管理弁法	国家工商行政管理総局	2014 年制定	<a href="http://www.scio.gov.cn/zhzc/8/5/document/1432793/1432793.htm">http://www.scio.gov.cn/zhzc/8/5/document/1432793/1432793.htm</a>
インターネット小売第三者プラット フォームにおける取引規則の制定 手続に関する規則（試行）	商務部	2014 年制定	<a href="http://www.gov.cn/gongbao/content/2015/content_2821636.htm">http://www.gov.cn/gongbao/content/2015/content_2821636.htm</a>
産業知的財産権同盟の建設に関する指針	国家知識産権局	2015 年制定	<a href="http://www.chycci.gov.cn/news.aspx?id=8903">http://www.chycci.gov.cn/news.aspx?id=8903</a>
最高人民法院による人民法院の インターネットにおける裁判文書の 公布に関する規定	最高人民法院	2016 年制定	<a href="http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-25321.html">http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-25321.html</a>
全国法院における知的財産権民事、 行政及び刑事事件裁判の「三合一」 の推進に関する意見	最高人民法院	2016 年制定	<a href="http://gongbao.court.gov.cn/Details/8622d4b6e92256eb4cdfb4dcdd6585.html">http://gongbao.court.gov.cn/Details/8622d4b6e92256eb4cdfb4dcdd6585.html</a>
インターネット法院による事件審理 に係る若干の問題に関する規定	最高人民法院	2018 年制定	<a href="http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-116981.html">http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-116981.html</a>
知的財産法廷における若干の問題に 関する規定	最高人民法院	2018 年制定	<a href="http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-137481.html">http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-137481.html</a>

知的財産権紛争の行為保全事件の 審査における法律適用の若干問題 に関する規定	最高人民法院	2018 年制定	<a href="http://gongbao.court.gov.cn/Details/3485741fc1d04e68f9df633dc791e6.html">http://gongbao.court.gov.cn/Details/3485741fc1d04e68f9df633dc791e6.html</a>
技術調査官が知的財産権訴訟事件 に参加することに関する若干規定	最高人民法院	2019 年制定	<a href="http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-154952.html">http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-154952.html</a>
2020 年度全国知的財産権侵害と 模造劣悪商品の製造・販売の撲滅業務 の要点公布に関する通知	国務院	2020 年制定	<a href="http://www.samr.gov.cn/zfjcj/tzgg/202006/t20200608_316277.html">http://www.samr.gov.cn/zfjcj/tzgg/202006/t20200608_316277.html</a>
知的財産権に係る民事訴訟の証拠 に関する若干の規定	最高人民法院	2020 年制定	<a href="http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-272241.html">http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-272241.html</a>
電子商取引プラットフォーム関連 知的財産権紛争事件の審理に関する 指導意見	最高人民法院	2020 年制定	<a href="http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-254931.html">http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-254931.html</a>
ネットワーク関連知的財産権侵害紛争 における法律適用の問題についての回答	最高人民法院	2020 年制定	<a href="http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-254921.html">http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-254921.html</a>
知的財産権侵害行為への制裁強化 に関する意見	最高人民法院	2020 年制定	<a href="http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-255591.html">http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-255591.html</a>
知的財産権の司法保護の全面的な 強化に関する意見	最高人民法院	2020 年制定	<a href="http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-226491.html">http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-226491.html</a>
〔一般民商法〕			
民法典	全国人民代表大会	2020 年制定	<a href="http://www.moj.gov.cn/Department/content/2">http://www.moj.gov.cn/Department/content/2</a>

			020- 06/01/592_3249871.htm 1
〔訴訟法〕			
刑事訴訟法	全国人民代表大会	1979年制定 1996年改正 2012年改正 2018年改正	<a href="http://www.gov.cn/xinwen/2018-10/27/content_5334920.htm#1">http://www.gov.cn/xinwen/2018-10/27/content_5334920.htm#1</a>
行政訴訟法	全国人民代表大会	1989年制定 2014年改正 2017年改正	<a href="http://www.moj.gov.cn/Department/content/2017-07/05/592_201206.html">http://www.moj.gov.cn/Department/content/2017-07/05/592_201206.html</a>
民事訴訟法	全国人民代表大会	1991年制定 2007年改正 2012年改正 2017年改正	<a href="http://www.moj.gov.cn/Department/content/2018-12/25/357_182594.html">http://www.moj.gov.cn/Department/content/2018-12/25/357_182594.html</a>
仲裁法	全国人民代表大会	1994年制定 2009年改正 2017年改正	<a href="http://www.law-lib.com/law/law_view.asp?id=609978">http://www.law-lib.com/law/law_view.asp?id=609978</a>
行政復議法	全国人民代表大会	1999年制定 2009年改正 2017年改正	<a href="http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fgs/201908/t20190819_306102.html">http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fgs/201908/t20190819_306102.html</a>
仲裁法の適用の若干の問題に関する解釈	最高人民法院	2006年制定	<a href="https://xnzcw.xining.gov.cn/baicaoyuan/121.html">https://xnzcw.xining.gov.cn/baicaoyuan/121.html</a>
刑事訴訟法の適用に関する解釈	最高人民法院	2020年制定	<a href="http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-286491.html">http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-286491.html</a>

民事訴訟法の適用に関する解釈	最高人民法院	2015 年制定	<a href="http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-13241.html">http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-13241.html</a>
行政訴訟法の適用に関する解釈	最高人民法院	2018 年制定	<a href="http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-80342.html">http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-80342.html</a>
<b>〔刑事法〕</b>			
刑法	全国人民代表大会	1979 年制定 最近修正案（十一）： 2020 年改正	<a href="https://www.66law.cn/tiaoli/9.aspx">https://www.66law.cn/tiaoli/9.aspx</a>  <a href="http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202012/850abff47854495e9871997bf64803b6.shtml">http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202012/850abff47854495e9871997bf64803b6.shtml</a>
違法出版物刑事事件審理の具体的法律適用の若干問題に関する解釈	最高人民法院	1998 年制定	<a href="http://jxfy.chinacourt.gov.cn/article/detail/2011/05/id/2200775.shtml">http://jxfy.chinacourt.gov.cn/article/detail/2011/05/id/2200775.shtml</a>
偽造悪質商品生産販売刑事事件の処理に係る法律の具体的適用問題についての解釈	最高人民法院、最高人民檢察院	2001 年制定	<a href="http://www.law-lib.com/law/law_view.asp?id=15241">http://www.law-lib.com/law/law_view.asp?id=15241</a>
知的財産権侵害の刑事事件の法律適用の具体的適用の若干問題に関する解釈	最高人民法院、最高人民檢察院	2004 年制定	<a href="http://www.law-lib.com/law/law_view.asp?id=87670">http://www.law-lib.com/law/law_view.asp?id=87670</a>
知的財産権侵害の刑事事件の法律適用の具体的適用の若干問題に関する解釈（二）	最高人民法院、最高人民檢察院	2007 年制定	<a href="http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-1083.html">http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-1083.html</a>

公安機関の管轄する刑事事件の立件訴追基準に関する規定	最高人民検察院、公安部	2008年制定	<a href="http://www.law-lib.com/law/law_view.asp?id=291514">http://www.law-lib.com/law/law_view.asp?id=291514</a>
公安機関の管轄する刑事事件の立件訴追基準に関する規定（二）	最高人民検察院、公安部	2010年制定	<a href="https://www.66law.cn/laws/101220.aspx">https://www.66law.cn/laws/101220.aspx</a>
知的財産権侵害刑事事件の処理における法律適用の若干問題に関する意見	最高人民法院、最高人民検察院、公安部、司法部	2011年制定	<a href="http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-2903.html">http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-2903.html</a>
最高人民法院、最高人民検察院、公安部、国家安全部、司法部、全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会刑事訴訟法の実施における若干の問題に関する規定	最高人民法院、最高人民検察院、公安部、国家安全部、司法部、全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会	2012年制定	<a href="http://www.law-lib.com/law/law_view.asp?id=406191">http://www.law-lib.com/law/law_view.asp?id=406191</a>
公安機関の管轄する刑事事件の立件訴追基準に関する規定（三）	最高人民検察院、公安部	2012年制定	<a href="https://www.spp.gov.cn/flfg/sfjs/201208/t20120830_2447.shtml">https://www.spp.gov.cn/flfg/sfjs/201208/t20120830_2447.shtml</a>
知的財産権侵害の刑事事件の法律適用の具体的適用の若干問題に関する解釈（三）	最高人民法院、最高人民検察院	2020年制定	<a href="http://scfy.chinacourt.gov.cn/article/detail/2020/09/id/5511615.shtml">http://scfy.chinacourt.gov.cn/article/detail/2020/09/id/5511615.shtml</a>
【その他】			
労働契約法	全国人民代表大会	2007年制定 2012年改正	<a href="http://cdhrss.chengdu.gov.cn/cdrs/c109727/2017-">http://cdhrss.chengdu.gov.cn/cdrs/c109727/2017-</a>

			12/05/content_8762e34e775e455fa9b0ef0361dbd24a.shtml
労働契約法実施条例	国務院	2008 年制定	<a href="https://www.djrd.gov.cn/html/flfg/xzfg/18/04/5147.html">https://www.djrd.gov.cn/html/flfg/xzfg/18/04/5147.html</a>
労働紛争調解仲裁法	全国人民代表大会	2007 年制定	<a href="http://www.gov.cn/flfg/2007-12/29/content_847310.htm">http://www.gov.cn/flfg/2007-12/29/content_847310.htm</a>
最高人民法院による被執行者の高額消費の制限及び関連の消費に関する若干規定	最高人民法院	2010 年制定 2015 年改正	<a href="http://bjlzy.chinacourt.gov.cn/article/detail/2018/09/id/3490944.shtml">http://bjlzy.chinacourt.gov.cn/article/detail/2018/09/id/3490944.shtml</a>
無形文化遺産法	全国人民代表大会	2011 年制定	<a href="http://www.gov.cn/flfg/2011-02/25/content_1857449.htm">http://www.gov.cn/flfg/2011-02/25/content_1857449.htm</a>
独占行為に起因する民事紛争事件の審理における応用法律の若干問題に関する規定	最高人民法院	2012 年制定 2021 年改正	<a href="http://zscq.court.gov.cn/sfjs/201304/t20130408_183102.html">http://zscq.court.gov.cn/sfjs/201304/t20130408_183102.html</a>  <a href="http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-282671.html">http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-282671.html</a>



情報ネットワークの伝播権を侵害する民事紛争事件の審理における適用法律の若干問題に関する規定	最高人民法院	2012 年制定	<a href="http://zscq.court.gov.cn/sfjs/201304/t20130408_183103.html">http://zscq.court.gov.cn/sfjs/201304/t20130408_183103.html</a>  <a href="http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-282671.html">http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-282671.html</a>
事業者集中における制限条件の付加に関する規則（試行）	商務部	2014 年制定	<a href="http://www.mofcom.gov.cn/article/fgsjk/201412/20141202649875.shtml">http://www.mofcom.gov.cn/article/fgsjk/201412/20141202649875.shtml</a>
知的財産権濫用による競争排除・制限行為の禁止に関する規定	国家市場監督管理総局	2015 年制定 2020 年改正	<a href="http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fgs/202011/t20201103_322857.html">http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fgs/202011/t20201103_322857.html</a>
ネット広告管理暫定弁法	国家工商行政管理総局	2016 年制定	<a href="http://www.gov.cn/gongbao/content/2016/content_5120707.htm">http://www.gov.cn/gongbao/content/2016/content_5120707.htm</a>
最高人民法院による労働紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈（一）	最高人民法院	2020 年制定	<a href="http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-282121.html">http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-282121.html</a>

## 資料二、中国における知的財産権関連の高額賠償の典型的事例の概要

### 一、専利類事例

(一) ブルック社が迪盈特会社等を訴え、615 万元の賠償金の支払いが命じられた事件

#### ● 基本情報

事件番号	(2015)京知民初字第1579号
審理法院	北京知識産権法院
裁判期日	2017.4.17
賠償金額	615 万元
計算方法	権利侵害による利得
当事者	原告：ブルック（成都）工程株式会社（以下、「ブルック社」と略称） 被告：北京市迪盈特輸出入貿易株式会社（以下、「迪盈特会社」と略称） 被告：安平県万悦金網製品株式会社（以下、「万悦会社」と略称）
訴因	発明専利の権利侵害紛争
業界	土木建築業

#### ● 事件経緯の概要

ブルック社は、専利番号 ZL99800172.4、名称が「礫落下に対する保護用及び表面土層保護用の編成金網、並びにこの金網の製造方法及び製造装置」である中国の発明専利（以下、「係争専利」と略称）の専利権者である。ブルック社は、迪盈特会社、万悦会社が製造、販売及び販売申出をした高強度金網製品が係争専利権を侵害しているとして法院に訴え、侵害の差止め、経済損失及び合理的な支出 625 万元の賠償等を命じる判決を請求した。法院は、被告の両社が侵害を構成すると認定し、被告の両社に侵害を停止し、ブルック社に 600 万元の経済損失と 15 万元の合理的な支出を賠償するよう判決した。

● 判決書抜粋

「最高人民法院所による専利紛争事件審理の法律適用問題に関する若干規定」第二十条第二項は、専利法第六十五条における**権利侵害者が権利侵害により取得した利益は、当該権利侵害製品の市場での販売総数に権利侵害製品の単位数量あたりの合理的な利益を乗じて得た額に応じて計算することができ、権利侵害者が権利侵害により取得した利益は、一般に権利侵害者の営業利益に応じて計算し、完全に権利侵害を業とする権利侵害者については、販売利益に応じて計算することができる、と規定している。**

…… (省略)

被告である迪盈特会社及び被告である万悦会社が、その販売数量を証明できる真実かつ有効なデータを提供できない場合、当法院は、原告ブルック社の主張に基づき、ウェブサイトに記載された供給能力を被告である迪盈特会社、被告である万悦会社による**生産、販売した係争侵害製品の数量認定のための根拠とし、即ち、一週あたり 5,000 平方メートル、一年あたり 50 週間生産することで計算すると、生産量は年間 25 万平方メートルに相当する。販売価格については、本件において公証購入した製品の価格は係争侵害製品の実際販売価格を直接に体现しているため、当法院は、2 回の公証購入の平均価格 (1 平方メートルあたり 55 元) を増値税なしの製品価格とし侵害利益を計算した。利益率の計算については、原料コストはキログラムあたり 9 元、金網の重さは平方メートルあたり 1.65 キロ、原料ロスは約 5%、設備は 6 台で 1 台あたり 3 交代生産、月給は 1 人あたり 6,000 元、設備の価値は 40 万元、減価償却年数は 10 年、販売及び管理費用は 15%、そのような原告であるブルック社が提出したデータは、当業界、二つの被告企業及び係争侵害製品の基本状況に合致しており、被告である迪盈特会社、被告である万悦会社がその他の真実かつ有効なデータを提供しなかった場合、当法院は、原告であるブルック社が提出した上述のデータを被告である迪盈特会社、被告である万悦会社が係争侵害製品の生産、販売による利益率を認定するための根拠とした。ただし、営業利益を計算する際には、販売、管理費用、都市建設税並びに教育費付加及び地方教育付加のみを控除する一方、所得税については控除しない。**従って、当法院は、下記の通り被告である迪盈特会社、被告である万悦会社の侵害利得を計算した。

**単位製品の原料コスト=単位重量の原料コスト×単位製品重量×(1+損失率)**

= $9 \times 1.65 \times (1+5\%) = 15.59$  元/平方メートル、

**単位製品の人件費**= (一人当たりの月給×設備台数×設備ごとの労働者数) / 月間生産量  
= $(6,000 \times 6 \times 3) / 20,000 = 5.4$  元/平方メートル、

**単位製品の設備損失コスト**= 設備価値×設備数量/減価償却年限/年間生産量  
= $400,000 \times 6 / 10 / 250,000 = 0.96$  元/平方メートル、

**単位製品のコスト**= 原料コスト+人件費+設備損失コスト= $15.59+5.4+0.96=21.95$  元/  
平方メートル、

2年間の侵害期間で計算すると、

**粗利益**= (販売価格-単位製品のコスト) × 2年間の生産量 =  $(55-21.95)$   
× $500,000 = 16,525,000$  元、

**販売、管理費用**= 販売価格×2年間の生産量× $15\% = 55 \times 500,000 \times 15\% = 4,125,000$  元。

**営業税及び付加**= 2年間の生産量×[増値税なしの価格/ (1-増値税税率)] × 増値税税率 × (都市建設税、教育費付加及び地方教育付加の比率) =  $500,000 \times [55 / (1-17\%)] \times 17\% \times 10\% = 563,253$  元、

**営業利益**= 粗利益-販売、管理費用-営業税及び付加 =  $16,525,000 - 4,125,000 - 563,253 = 11,836,747$  元。

完売しなかったことを考慮しても、被告である迪盈特会社及び被告である万悦会社が侵害による利益は、原告であるブルック社が主張した賠償金額を超えているので、当法院は、原告であるブルック社が主張した賠償金額を全部支持する。

## (二) ブリヂストンが盛泰会社等を訴え、1003 万元の賠償金の支払いが命じられた事件

### ● 基本情報

事件番号	(2015)京知民初字第1622号
審理法院	北京知識産権法院
裁判期日	2018.09.14
賠償金額	1,003万

計算方法	権利侵害による利得
当事者	第一審原告：株式会社ブリヂストン（以下、「ブリヂストン」と略称） 第一審被告：北京永興基業タイヤ株式会社（以下、「永興基業会社」と略称） 第一審被告：盛泰グループ株式会社（以下、「盛泰会社」と略称）
訴因	意匠の権利侵害紛争
業界	ゴム及びプラスチック製品業

#### ●事件経緯の概要

ブリヂストンは、専利番号 ZL200830129915.8、名称が「タイヤ」である中国意匠（以下、「係争専利」と略称）の専利権者である。ブリヂストンは、盛泰会社が係争専利の専利権を侵害するタイヤを製造、販売、販売申出していること、永興基業会社が係争専利の専利権を侵害するタイヤを販売、販売申出していることを理由とし、法院に訴え、侵害の差止め、経済損失及び合理的な支出 2,733 万元の賠償を命じる判決を請求した。法院は、被告の両社が侵害を構成すると認定し（そのうち、永興基業会社はその製品の合法的な出所を証明できるため、賠償責任を負わなくなる）、被告の両社が侵害を停止し、盛泰会社がブリヂストンに経済損失 1,000 万元及び合理的な支出 3 万元を賠償するよう判決した。

#### ●判決書抜粋

本件の既存証拠により、被告である盛泰会社の「2014 年～2016 年度の資産状況情報」において、被告である盛泰会社の 2014 年から 2016 年までの利益総額は、それぞれ 45,705.36 万元、46,033.67 万元、-15,609.49 万元である。被告である盛泰会社の公式ウェブサイトには、被告である盛泰会社の製品に 36 種類のタイヤが含まれていると明記されることにより、各タイヤの年間利益は約 705 万元であると推計することができる。2014 年 9 月から 2018 年 6 月まで、被告である盛泰会社は係争権利侵害製品を生産、販売し続けていたので、被告盛泰会社が係争権利侵害製品の生産、販売による利益は約人民元 2,700 万元である。本件に係る専利が意匠であることに鑑み、当法院は、

係争権利侵害製品による利益の実現において当該意匠が果たした役割等の要素に基づき、株式会社ブリヂストンが提起した侵害賠償請求を一部支持する。

……（省略）

また、原告であるブリヂストンは、被告である盛泰会社及び被告である永興基業会社が本件の訴訟中に生じた弁護士費用、公証費用、係争権利侵害製品の購入費用等の合理的な費用を負担するよう主張した。当法院は、原告が確かに本件において公証証拠保全を行ったこと、原告が弁護士に出廷して訴訟に参加するよう委託したこと、本件の複雑性等の要素に応じて、被告である盛泰会社が支払うべき合理的な支出額を適宜的に確定し、原告である株式会社ブリヂストンの対応する訴訟要求を一部支持する。

### （三）西電捷通がソニーを訴え、910.34 万元の賠償金の支払いが命じられた事件

#### ● 基本情報

事件番号	(2017)京民終454号
審理法院	北京市高级人民法院
裁判期日	2018.03.28
賠償金額	910.34 万元
計算方法	専利許諾使用料の倍数
当事者	第一審原告、第二審被上訴人：西安西電捷通無線網絡通信股份有限公司（以下、「西電捷通会社」と略称） 第一審被告、第二審上訴人：ソニー移動通信産品（中国）株式会社（以下「ソニー中国会社」）
訴因	発明専利の権利侵害紛争
業界	コンピュータ、通信、その他の電子機器製造業

#### ● 事件経緯の概要

西電捷通会社は、専利番号 ZL02139508.X、名称が「無線 LAN モバイル機器の安全アクセス及びデータ秘密保持通信方法」である中国の発明専利（以下、「係争専利」と略称）

の専利権者である。西電捷通会社は、ソニー中国会社が係争専利権を侵害する携帯電話製品を生産、販売、使用したことを理由として法院に訴え、ソニー中国会社に経済損失及び合理的な支出合計 3,336 万元の賠償を命じる判決を請求した。第一審法院は、侵害を構成すると認定し、ソニー中国会社に対し、西電捷通会社に経済損失 862.92 万元、合理的な支出 47.42 万元を賠償するよう判決した。ソニー中国会社が上訴したが、第二審法院は原判決を維持した。

●判決書抜粋

第一審法院は、西電捷通会社が提出した事件部外者と締結した 4 件の専利使用許諾契約において約定された 1 元/件の専利歩合料が、**本件における係争専利の許諾使用料を確定する基準として用いられることができる**と判断した。

判決が以下の通り、……（省略）

2、ソニー中国会社が西電捷通会社に 8,629,173 元の経済損失を賠償すること。

3、ソニー中国会社が西電捷通会社に合理的な支出 474,194 元を賠償すること。

当法院は、

……（省略）

（二）賠償金額の確定について

専利法第六十五条には、「専利権侵害の賠償金額は、権利者が権利侵害により受けた実際の損失に応じて確定する、実際の損失を確定することが困難な場合、権利侵害者が権利侵害により取得した利益によって確定することができる。**権利者の損失又は権利侵害者が取得した利益を確定することが困難な場合、当該専利許諾使用料の倍数を参照して合理的に確定する。**賠償金額には、権利者が権利侵害行為を制止するために支払った合理的な支出も含むものとする。権利者の損失、権利侵害者が取得した利益及び専利許諾使用料を確定することがいずれも困難な場合、人民法院は専利権の種類、権利侵害行為の性質及び情状等の要素に基づき、1 万元以上 100 万元以下の賠償を確定することができる。」と規定されている。本件において、ソニー中国会社の行為は係争専利権の侵害になるものを構成するため、侵害停止及び損害賠償の民事責任を負うものとする。原告の損失又は被告が取得した利益について、両方の当事者はいずれも関連証拠を提

出して証明していない。従って、西電捷通会社による、係争専利の許諾使用料の3倍で賠償金額を確定する主張について、第一審法院が係争専利の種類、侵害行為の性質及び情状、専利許諾の性質、範囲、期間等の要素を考慮し、係争専利許諾使用料の倍数を参照してソニー中国会社による係争専利権侵害の賠償金額を合理的に確定することには事実及び法的根拠があり、当法院はこれを支持する、と考える。

#### (四) 源徳盛会社が品創会社を訴え、100 万元の賠償金の支払いが命じられた事件

##### ● 基本情報

事件番号	(2020) 最高法知民終 357 号
審理法院	最高人民法院
裁判期日	2020. 07. 24
賠償金額	100 万元
計算方法	法定賠償
当事者	第一審原告、第二審被上訴人：源徳盛プラスチック電子（深セン）株式会社（以下、「源徳盛会社」と略称） 第一審被告、第二審上訴人：中山品創プラスチック制品有限公司（以下、「品創会社」と略称） 第一審被告：A 氏
訴因	実用新案の権利侵害紛争
業界	一般設備製造業

##### ● 事件経緯の概要

源徳盛会社は、専利番号 ZL201420522729.0、名称が「一体型自撮り装置」である中国実用新案（「係争専利」）の専利権者であり、品創会社が製造、販売する自撮り棒製品がその係争専利権を侵害しているとして法院に訴え、品創会社に侵害行為の差止め、経済損失及び合理的な支出として合計 300 万元の賠償を命じる判決を請求した。第一審法院は、品創会社が権利侵害を構成すると認定し、係争専利権の種類、権利侵害行為の性質、



権利侵害の情状、品創会社の経営規模、主観的悪意及び源徳盛会社が権利保護のために支出した必要かつ合理的な費用等の要素を総合的に考慮し、品創会社に源徳盛会社の経済損失及び合理的な支出として合計 100 万元を賠償するよう判決した。源徳盛会社は上訴し、第二審法院は原判決を維持した。

● 判決書抜粋

……（省略）本件において、源徳盛会社は品創会社の権利侵害行為により受けた経済損失を証明する証拠を提出しておらず、品創会社もその権利侵害による利益を証明する証拠を提出しておらず、参照できる專利許諾使用料の基準もないため、專利権の種類、権利侵害行為の性質及び情状等の要素に基づいて賠償金額を確定するものとする。……

（省略）

1、権利侵害行為の性質……（省略）品創会社のこのような製造行為により、大量の権利侵害製品が異なるレベルの販売市場に流出し、権利者が法によりその專利権を保護する難しさが増し、権利者の権利保護コストが増加する一方で、個人事業主を経営主体とする小売業者のような一部の販売端末にもいくつかの困惑をもたらした。

2、権利侵害の情状……（省略）権利侵害者が、発効した判決により、その実施した関連行為が他人の專利権を侵害したと認定された後も、引き続き当該專利権を侵害する関連行為を実施した場合、当該権利侵害者に他人の專利権を侵害する故意があると認定するものとする。故意に権利を侵害したり、繰り返し権利を侵害したりするような他人の專利権を深刻に侵害する行為については、法律に規定された範囲内においてより高い金額で法定賠償金額を確定するものとする。

従って、本件における係争專利権の安定性を総合的に考慮した上で、品創会社は侵害行為の発生源である製造者として、故意に侵害し、繰り返し侵害する行為は源徳盛会社の有する係争專利権を深刻に侵害しており、経済損失の賠償金額について、当法院は、法律に規定された幅内で高い方から法定賠償金額を確定すべきである、と判断した。

……（省略）

強調する必要があるのは、厳格な保護を堅持することは、中国の知的財産権司法保護の基本的な位置づけである、專利権のイノベーションレベルの高さ、権利侵害行為の情

状の軽重等に基づき、保護範囲と保護強度を合理的に確定し、科学技術成果類知的財産権の保護範囲と強度がそのイノベーションの高さと貢献度に適応するようにし、イノベーションを奨励し、故意に権利侵害を制裁し、公平で秩序がある市場競争秩序を維持するという目的を達成することは、厳格な保護を実行するためのあるべき意義である。権利侵害現象を根源から抑制するために、一方では、専利権者は、その専利権侵害行為に対する権利保護の過程において、できるだけ根源を遡って権利を保護しなければならない。即ち、できるだけ権利侵害行為の根源にある製造者に権利を主張し、その専利権侵害行為を根源から制止しなければならない。他方、前述したように、人民法院は専利権侵害事件の審理において、侵害行為の性質を区別し、侵害者が負うべき法的責任を合理的に確定し、専利権者が侵害製品の製造段階から侵害行為を制止するよう積極的に誘導しなければならない。

#### (五) 隆成会社が童覇会社を訴え、100 万元の賠償金の支払いが命じられた事件

##### ● 基本情報

事件番号	(2013) 民提字 116 号
審理法院	最高人民法院
裁判期日	2013. 12. 07
賠償金額	100 万
計算方法	約定による賠償
当事者	第一審原告、第二審被上訴人、再審請求人：中山市隆成日用製品株式会社（以下、「隆成会社」と略称） 第一審被告、第二審上訴人、再審被請求人：湖北童覇兒童用品株式会社（以下、「童覇会社」と略称）
訴因	実用新案の権利侵害紛争
業界	文教、工美、スポーツ及び娯楽用品製造業

##### ● 事件経緯の概要

隆成会社は、専利番号 ZL01242571.0、名称が「前輪位置決め装置」である中国実用新案（以下、「係争専利」と略称）の権利者である。隆成会社は、童覇会社が ZL01242571.0 号専利を侵害したことを理由として訴訟を提起したことがある。その後、第二審中に両方が調停合意に達し、第二審法院が調停書を作成した。その調停書の主な内容は、「童覇会社は隆成会社の専利権を侵害しないことを保証し、隆成会社の実用新案権を侵害する行為を発見した場合には、隆成会社に 100 万元を自発的に賠償する」である。童覇会社は、その後も引き続き大規模に隆成会社の係争専利権を侵害しており、隆成会社は再び童覇会社を訴えた。第一審法院は、侵害の成立を認定したが、前件の調停書は将来発生していない行為の責任について事前判決及び強制執行の効力を有していないとして、法定賠償方法を採用して童覇会社に隆成会社に 14 万元の賠償を命じる判決を下した。隆成会社、童覇会社はいずれも上訴し、第二審法院は第一審判決を維持した。隆成会社が再審を請求したところ、再審法院は、童覇会社が前件の調停合意を締結した後もなお侵害行為があると認定し、調停合意において両方が約定した賠償金額に基づき、童覇会社に隆成会社に 100 万元を賠償するよう判決した。

#### ●判決書抜粋

本法院は、挙証の困難、訴訟にかかる膨大な時間・労働・経済的コスト等の要素を考慮して、双方当事者は私法自治の範囲内で権利侵害賠償金額について約定することが完全に可能であり、このような約定には権利侵害行為が発生した後の事後約定と、権利侵害行為が発生する前の事前約定との両方が含まれると考える。従って、本件は調停合意において双方が約定した賠償金額の確定方法を適用しており、専利法第六十五条の関連規定と抵触しない。なお、最高人民法院による「著作権民事紛争事件の審理における法律適用の若干の問題に関する解釈」第二十五条第三項は、双方当事者が権利者の実際の損失又は権利侵害者の違法所得に基づき、賠償金額について合意に達した場合には、法院は許可するものとするはずであると規定している。この規定は、当事者が係争侵害責任の賠償金額について行った「事後約定」に対する法院の認可である。

以上から、本件は、隆成会社と童覇会社とが調停合意において約定した賠償金額の確定方法を適用することができる。

## 二、商標類事例

### (一) 炎黄盈動が亜馬遜通を訴えて、7,600 万元の賠償金の支払いが命じられた事件

#### ● 基本情報

事件番号	(2018)京民初127号
審理法院	北京市高級人民法院
裁判期日	2020.05.06
賠償金額	7,600万
計算方法	権利侵害による利得
当事者	原告：北京炎黄盈動科技發展有限責任公司 被告：北京光環新網科技股份有限公司 亜馬遜通技術服務（北京）有限公司
訴因	商標権侵害紛争
業界	ネットワークアプリ及びクラウドコンピューティングサービス

#### ● 事件経緯の概要

北京炎黄盈動科技發展有限責任公司（以下、「炎黄盈動」という）は2003年に設立され、「AWS」は炎黄盈動の中核的ブランドである。2004年、炎黄盈動は第42類のコンピュータソフトウェア保守等複数の役務について「AWS」商標の登録を出願し、2008年に登録になった。

世界クラウドコンピューティングの大手として、アマゾンには2006年にクラウドコンピューティングの研究開発を始め、AWSブランドを発表し、世界中の190以上の国でAWSをそのクラウドコンピューティングのブランドとしている。アマゾンのAWSが中国市場に進出したのは2014年であり、コンプライアンスを満たすために、アマゾンは中国で関連電気通信ライセンスを持っているローカルパートナーと技術提携を展開し、サービスを提供する2つのAWS区域として、中国（北京）区域と中国（寧夏）区域を設けた。2016年8月、亜馬遜通技術服務（北京）有限公司（以下、「亜馬遜通」という）は北京光環新網科技股份有限公司（以下、「光環新網」という）と契約書を締結した。アマゾ

ンは北京及びその周辺地域のインフラに基づいて、中国境界内で北京区域のアマゾンクラウド技術及び関連サービス（AWS クラウドサービス）を提供し、運営することを光環新網に許諾した。

2018年7月、炎黄盈動は、許諾を得ずに無断で「AWS」標識を使用した行為は、商標権侵害を構成するとして、亜馬遜通、光環新網を起訴した。炎黄盈動は、起訴において、亜馬遜通と光環新網は許諾を得ずに炎黄盈動が保有している登録商標「AWS」標識を使用してクラウドコンピューティングサービスを経営し、その商標専用権を侵害したと主張し、法院に被告がその商業行為において「AWS」又はそれに類似する標識の使用を停止し、経済損失3億元を賠償するとともに、「中国知的財産権報」に声明を掲載して権利侵害の影響を解消する旨の判決を言い渡すよう請求した。法院は審理を経て、アマゾンは引き続き「AWS」標識を使用してはならず、原告に対する7,646万円の賠償及び本件の訴訟によって支出した26万円の合理的な費用、合計7,672万円を賠償する旨の最終的な判決を言い渡した。

#### ●判決書抜粋

本件において、炎黄盈動社は、直接挙証してその侵害被疑行為によって蒙った経済損失を証明できなかったが、炎黄盈動社は、光環新網社の上場レポートに開示された財務データによって、その訴訟主張について初歩的な挙証を行なった。なお、本件訴訟において、炎黄盈動社は法により申立を提出し、光環新網社が侵害被疑行為によって取得した利益を確定するために、光環新網社がその財務帳簿等の資料を提供することを要求したが、光環新網社はこれに関連する証拠を一切提供しなかった。従って、当法院は記録されている証拠を総合して、光環新網社が訴えられた権利侵害行為による利得状況を確定した。

光環新網社の「2017年次報告書」によると、その「クラウドコンピューティング及びそのサービス」の営業収入は、約28.71億元であり、その内、営業コストは約25.78億元で、粗利率は10.19%であり、利益に換算すると約2.92億元であった。光環新網社の「2018年次報告書」によると、その2018年におけるクラウドコンピューティング事業の経営利益は4.7263億元であった。

上記の証拠によると、2017年から2018年にかけて、光環新網社の侵害被疑行為に関連する業務によって取得した利益は合計で7.6463億元であった。本件の立件日は2018年7月2日であったが、当法院が2019年8月22日に本件を開廷審理する日まで、光環新網社と亜馬遜通社は係争権利侵害行為を停止しなかったため、当法院は光環新網社の2017年、2018年の2つの完全年度における「クラウドコンピューティング及びそのサービス」領域の利益、7.6463億元を損害賠償額計算の基礎として参考にする。

上記経営利益の取得は、技術、サービス、営業等複数の面によって決まり、商標ブランドによる貢献を考慮に入れても、「AWS」以外のその他の商標が含まれるため、本件における損害賠償額を計算する時、完全に光環新網社の全ての利得で確定することは適宜ではない。当法院は係争登録商標の使用状況、権利侵害行為の継続時間、権利侵害の規模、光環新網社の上場レポートにおける開示データ、全ての事業経営における関連商標の利益貢献率等の要素を総合的に考慮した上で、斟酌して上記利益の5%に相当する38,231,500元を、光環新網社と亜馬遜通社の侵害被疑行為による利得、つまりその負うべき損害賠償の基数とする。

なお、亜馬遜通社の関連会社が関連商標の出願登録過程において炎黃盈動社の係争登録商標が先行登録されている事実を知り得たにもかかわらず、亜馬遜通社は2016年8月以降も光環新網社と共同して本件における侵害被疑行為を実施したことに鑑み、亜馬遜通社は主観的に法により取得した他人の合法的権利を無視し、客観的に炎黃盈動社が商標使用行為を通じたのれんの累積、市場空間開拓のチャンスを小さくし、公衆に炎黃盈動社は他人の関連サービスブランドの代理業者である、又は他人ののれんに便乗する目的で関連商標を使用したという誤認を生じさせ、炎黃盈動社の市場における風評を深刻に損害し、悪意による商標専用権侵害行為に該当し、かつ情状が深刻なものである。

本件訴訟過程において、光環新網社と亜馬遜通社は手続的権利を濫用し、明らかに成り立たない管轄権異議を申し立て、その管轄権異議裁定について上訴し、わざと訴訟プロセスを遅らせ、更に権利侵害行為の影響を悪化させ、商標権者の損失を拡大したため、当法院は、2013年商標法第六十三条における懲罰的賠償に関連する規定を適用し、前記損害賠償基数の2倍に相当する76,463,000元で、光環新網社と亜馬遜通社が最終的に負うべき損害賠償額を確定した。光環新網社及び亜馬遜通社の関連抗弁主張には根拠

が欠如し、審理法院はそれを採用しなかった。

## (二) 小米科技が中山米家を訴えて、5,000 万元の賠償金の支払いが命じられた事件

### ● 基本情報

事件番号	(2019) 蘇民終 1316 号
審理法院	江蘇省高級人民法院
裁判期日	2019. 12. 31
賠償金額	5,000 万
計算方法	権利侵害による利得
当事者	一審原告、二審被上訴人：小米科技有限責任公司、小米通訊技術有限公司 一審被告、二審上訴人：中山奔騰電器有限公司、中山独領風騷生活電器有限公司(旧名中山米家生活電器有限公司)、A 氏 一審被告：江蘇蘇寧易購電子商務有限公司
訴因	商標権侵害及び不正競争紛争
業界	生活家電

### ● 事件経緯の概要

本件の原告である小米科技社、小米通訊社とも、2010 年に設立され、小米科技社は 2010 年 4 月に「小米」商標（出願/登録番号：8228211）の登録を出願し、2011 年 4 月に登録を許可された。指定された使用商品は、ポータブルコンピュータ、テレビ電話、携帯電話等を含む。

本件の被告である中山奔騰社は 2009 年に設立され、2011 年 11 月に「小米生活」商標の登録を出願し、2015 年に登録を許可された。指定された商品は、主に電気炊飯器、ガスストーブ、給湯器、電気圧力鍋等を含む。当該商標は、2018 年に、不正手段で登録したことを理由に、国家工商行政管理総局商標評審委員会に無効宣告を裁定された。

原告の小米科技社、小米通訊社は南京市中級人民法院に訴訟を提起し、被告の中山奔

騰社等が原告「小米」の登録商標専用権を侵害し、不正競争行為を実施したと主張した。南京市中級人民法院は、法により判決を下したが、被告の中山奔騰社等は判決に不服があり、江蘇省高級人民法院に上訴を提起した。江蘇省高級人民法院は、最終判決を下し、第一審判決で確定した懲罰倍数を2倍から3倍に調整し、権利侵害による被告の利得は合計2,039万元余りであり、3倍で計算すると6,118万元余りになり、原告による5,000万元賠償の訴訟請求を全額支持するという第一審判決は、妥当であると認定した。

## ●判決書抜粋

### 1、本件における賠償額の確定について

第一審において、小米科技社、小米通迅社は、権利侵害による利得額を賠償根拠とし、懲罰的賠償を適用すると主張し、5,000万元の賠償を主張した。これに対し、当法院は次のように判断した。

まず、オンラインストアにおける商品のレビュー件数を、商品の取引量を認定する参考根拠とすることができる。係争京東網、淘宝网等の電子商取引プラットフォームの一般評価規則によると、ユーザーが商品の取引を完了させる度に一定の期限内で商品を1回評価することができ、要するに評価件数は取引回数と緊密な対応関係があるとともに、第一審法院が取得した中山奔騰社、独領風騷社のオンラインストアの実際の売上高データと比較すると、2者の間に2ヶ月以上の時間差があるが、2ヶ月分の平均売上高を控除しても、レビュー件数で計算した売上高は同期の実際の販売量及び売上高より低かったため、レビュー件数を販売量の参考根拠とすることには合理性がある。

次に、係争23店舗の売上高を本件における権利侵害による利得額の計算範囲に含めることができるが、販売店の売上高全額を本件における権利侵害による利得額としてはならず、中山奔騰社、独領風騷社の直営店と代理店の売上高をそれぞれ計算しなければならない。……（省略）

一部の代理店の中山奔騰社からの仕入れの納品書に記載されている商品単価から見れば、中山奔騰社、独領風騷社の直営店の価格と比較すれば、大体3~4割引の範囲内にあり、公式サイトにおける「オンラインストアのキャンペーンがない場合は、オンラインストアの小売価格（価格は会社傘下の淘宝オンラインストアに準ずる）の3.5割引



で供給する」という内容を交えて、当法院は事情を斟酌して販売店の売上高の4割引で本件における権利侵害による利得額を計算した。当法院は上記分析を踏まえ、係争23オンラインストアの合計売上高が61,158,213.3元であると確定した。

具体的な計算は以下の通りである。

まず、4直営店の売上高について。京東網における索菲亜生活電器旗艦店(旧名小米生活公式旗艦店)と淘宝网におけるBeves奔騰電器公式店(旧名小米生活公式店)の売上高は第一審法院が電子商取引プラットフォームから取得したデータに準じ、2店舗の売上高はそれぞれ13,836,546.66元、6,499,201.67元であった。京東網における「小米生活米家専売店」と1号店における「小米生活公式旗艦店」はレビュー件数で計算し、売上高はそれぞれ7,679元、9,353,000元であった。上記4直営店の売上高は合計で29,765,427.3元であった。19の代理店の売上高については、レビュー件数に単価をかけることによって計算し、合計で2,321,310元であり、4割引で計算すると31,392,786元であった。

次に、格力社、美的社の年次報告書に記載された小型家電業界の粗利率の中間数33.35%を参照して本件における侵害被疑商品の利益率とするという第一審判決は妥当である。3上訴人は、広東省中山市中小企業の家電の利益率は大凡10%であり、格力社、美的社が上場会社であるのに対し、上訴人は小型民営企業であり、格力社、美的社の利益率を参照して確定することができないと主張し、家電業界における一部の上場会社の年次報告書、2016年～2018年における中山奔騰社の監査報告書及び納税申告資料、「小米グループ」の2017年～2018年における財務諸表等の証拠を提供した。これに対して、当法院は次のように判断した。①経営規模の大きさは利益率と直接的な対応関係がなく、通常、権利侵害商品を生産する総合コストが比較的到低く、特にオンライン販売のコストは更に低い。②中山奔騰社は、2017年、2018年におけるその平均粗利率が約13.88%であると述べたが、前記情報によると、その提出した監査報告書及び納税申告書に記載されている売上高は第一審法院が既に究明した事実と明らかに一致しないため、監査報告書及び納税資料の証明力を採用しなかった。③「小米グループ」の財務分析報告書は、直接小米科技社、小米通迅社の利益率を認定する根拠にならない。権利侵害損害賠償の利益率が小米科技社、小米通迅社の粗利益又は営業利益を超えてはならないという3上

訴人の主張は、事実及び法律上の根拠が欠如しているため、当法院はそれを採用しなかった。

## 2、本件は懲罰的賠償の適用条件に適合している

第一審法院は、3 上訴人に主観的な権利侵害の悪意があり、権利侵害の情状が劣悪で、権利侵害の結果が深刻である等の要素を総合的に考慮し、懲罰的賠償を適用したことに事実及び法律上の根拠があった。なお、当法院は、具体的な懲罰倍数を確定する際に、以下の事実及び関連要素も考慮する必要があると判断した。①2018年8月8日、係争「小米生活」登録商標は国家商評委に無効を宣告された。2019年9月9日、北京知的財産権法院は行政判決を下し、中山奔騰社の訴訟請求を棄却した。2019年6月12日、第一審法院は本件に対する判決を下したが、小米科技社、小米通説社の第一審、第二審において提供した証拠によると、第二審の審理期間まで、中山奔騰社、独領風騷社は侵害被疑商品の宣伝、販売を引き続き実施しており、明らかな悪意のある権利侵害であった。②小米科技社、小米通説社が第一審において提出した複数の公証書の記載によると、両社は店舗における全ての権利侵害商品の売上高を計算しておらず、係争のほとんどのオンラインストアで公証の下で商品を1機種しか購入せず、当該機種の商品のレビュー件数で売上高を計算した。中山奔騰社、独領風騷社は複数の電子商取引プラットフォーム、数多くの店舗を通じてオンラインで販売した。オンラインショップのページに表示された権利侵害商品は様々で、数量が多く、権利侵害規模が大きかった。

この情状も懲罰的金額確定の勘案要素としなければならない。③係争「小米」商標は馳名商標であり、比較的高い知名度、好評度及び市場影響力を持つが、侵害被疑商品「小米生活」Mi001 クッキングヒーターのネジと接続、MW-806 手持ち型ハンギングアイロン機はそれぞれ2018年、2019年に上海市市場監督管理局に不合格製品に認定された。なお、係争店舗の商品レビューから、一部のユーザーも侵害被疑商品にある程度の品質トラブルがあることを掲載したことが分かる。従って、中山奔騰社、独領風騷社が侵害被疑商品に「小米生活」商標を使用した行為は、ある程度、消費者の「小米」という馳名商標に対する信頼性を低下させ、当該商標の良い評判が損害されることにつながったため、係争権利侵害行為に対する司法処罰を強化しなければならない。

上記分析を踏まえ、第二審で別に究明した事実を交えて、権利侵害制裁及び権利救済

における民事損害賠償の役割を十分に発揮し、権利侵害行為の再発を効果的に抑止し、権利者が十分な損害賠償を取得することを確保する為に、当法院は、権利侵害による利得額を賠償基数とし、斟酌してその3倍で本件における損害賠償額を確定し、第一審判決において確定した倍数の懲罰倍数基準を適切に調整した。

前記の計算方式によると、売上高が 61,158,213.3 元であり、33.35%の利益率で計算すると、権利侵害による利得額は 20,396,264.1 元になり、3倍で計算すると 6,118,892.4 元である。従って、小米科技社、小米通説社の 5,000 万元賠償の訴訟請求を全額支持するという第一審判決は、妥当である。合理的な支出については、小米科技社、小米通説社は、権利侵害行為を制止するために弁護士費用、公証費等の費用として合計 414198 元支出したと主張し、対応する伝票、公証書等の関連証拠によって裏付けられており、かつ金額が合理的であったため、第一審判決が併せて支持したことも、妥当である。

### (三) 広州紅日が紅日 E 家を訴えて 5,000 万元の賠償金の支払いが命じられた事件

#### ● 基本情報

事件番号	(2019) 粵民終 477 号
審理法院	広州省高級人民法院
裁判期日	2020.04.15
賠償金額	5,000 万
計算方法	権利侵害による利得
当事者	一審原告、二審被上訴人：広州市紅日燃具有限公司 一審被告、二審上訴人：広東智美電器股份有限公司、江西省紅日家電有限公司、河北広諾商貿有限公司、陝西愛博貿易有限責任公司、鄭州凱聖瑞商貿有限公司 一審被告：中山市喜瑪拉雅電器有限公司、中山市千代電器有限公司、A 氏、B 氏
訴因	商標権侵害及び不正競争紛争
業界	キッチン・バス製品

## ● 事件経緯の概要

広州紅日社は、1993年から継続的に「紅日」商号を使用し、その生産した「紅日」ブランドのキッチン・バス製品は業界において高い評価を得、複数の栄誉を獲得した。「紅日及びその図」の登録商標も馳名商標保護を取得したことがある。2016年以降、智美社と4つの代理店は、広州紅日社の知名度を知りながら、共同で広州紅日社の元の販売ルートと拠点を利用し、同種類製品を生産する「紅日E家」を「紅日」と並行して販売し、様々な宣伝やマーケティング手段に合わせて、公衆に2者は同一ブランドであるという誤認を生じさせ、「紅日E家」は「紅日キッチン・バス」の昇級版であるとさえ詐称した。

広州知識産権法院は、第一審において、智美社及び4つの省級代理店は商標権侵害及び不正競争を構成し、かつ権利侵害の悪意が明らかで、利得が巨額なものであると認定し、広州紅日社の5,000万元の賠償請求を全額支持した。智美社等は不服として、広東省高級人民法院に上訴した。2020年4月15日、広東省高級人民法院は、第二審において、上訴を棄却し、原判決を維持し、5,000万元の罰金に処する旨の判決を言い渡した。

## ● 判決書抜粋

第一審法院は、主に以下の要素を考慮し、具体的に以下のように分析した。

1、**広州紅日社の販売損失。** 広州紅日社と販売店の業務備忘録及び双方の帳簿合わせによって、2016年の江西、河北、陝西、河南、新疆の5省・区における売上高が7,074.1万減少したことを十分に証明することができた。第一審法院はその証拠を採用した。当年度の売上高の減少は睿尚社等の権利侵害によることを証明するために、広州紅日社はまた2014、2015年度の業務備忘録と処理備忘録を提出した。これらの証拠によって、本件における紛争が発生する前に、広州紅日社の5省・区における販売任務が基本的に達成できることを証明することができる。双方の上記挙証状況を総合的に考慮し、睿尚社等による権利侵害行為は広州紅日社の5省・区における当年度の売上高が減少した主な原因になるはずである。

睿尚社等による権利侵害行為は2016年からその発展過程があった。また、究明された事実によると、江西紅日社、河北広諾社、鄭州凱聖瑞社は2017年に広州紅日社と代

理関係を終止させ、広州紅日社が証拠を収集した権利侵害行為の多くも 2017 年に発生した。これは、2017 年の権利侵害は 2016 年より深刻で、それ相応に広州紅日社にもたらした損失も一層大きいことを示している。

要するに、睿尚社は本件における行為保全の裁定が出された後にも権利侵害行為を実施したため、広州紅日社の販売損失に 2018 年の状況も考慮に入れなければならない。睿尚社による権利侵害行為は行為保全裁定が出された後に、いずれにせよ多少収束し、また、広州紅日社は 2017 年から江西紅日社、河北広諾社、陝西愛博社、鄭州凱聖瑞社との代理関係を終止させた後に、徐々にその代理チャンネルを改めて構築したため、2018 年における権利侵害行為による広州紅日社への損失は 2017 年より小さかったはずである。

以上は、広州紅日社の 5 省・区における販売損失に対する分析である。しかし、広州紅日社は全国において代理チャンネルを設けているため、権利侵害行為がこの 5 省・区に限ることを証明する証拠はない。逆に、智通財富網、排骨網、中国輿情網、新華網、上高網及び睿尚社の WeChat 公式アカウントの内容によって高く裏付けられ、いずれも紅日 E 家は全国において 500 以上の拠点があると記載されていた。睿尚社は中央テレビ局にコマーシャルを流したし、その公式サイトに、その営業戦略は全国に及ぶと公言した。これらは全て、権利侵害範囲は 5 省・区に限らないことを示しているため、第一審法院はそれを考慮に入れた。なお、広州紅日社の権利侵害実施店舗に対する証拠収集状況、「現代家電」と「艾肯家電」の監視データ及び関連メディアの報道によると、上記 5 省・区は広州紅日社製品の主要市場であり、それ相応に権利侵害の主要区域でもある。第一審法院は広州紅日社の全国市場における販売損失を評価する際にこれも考慮に入れた。

**2、睿尚社、江西紅日社、河北広諾社、陝西愛博社、鄭州凱聖瑞社による権利侵害規模。**中国質量認証中心網の検索結果によると、喜瑪拉雅社と千代社を含め、睿尚社の紛争製品の製造外注先は 10 社にも達した。中国能效標識網の検索結果によると、睿尚社が登録した紛争製品は 149 機種にも達した。

睿尚社の公式サイトと WeChat 公式アカウントは、紅日 E 家は 500 以上の拠点を持つと公言しただけでなく、系統的な物流貯蔵センター、3 基地による生産保障、1,000 名以上の優秀な技術者、30 万 m<sup>2</sup>の近代化工場、6 本の自動化生産ラインを保有していると

も公言した。

睿尚社の WeChat 公式アカウントに掲載された「変革で勝ち賢い目を世界に向け」という文章において、西安楊凌地区に位置する紅日 E 家の 3 店舗の年間売上高は 1,000 万元にも達していると記載した。河北広諾社の WeChat 公式アカウントに掲載された「紅日 E 家『張り切って買しましょう GO クレイジー-河北』の円満な成功、おめでとう！！！」という文章に、イベントにおいて、1,000 以上の家庭が紅日 E 家のおしゃれなキッチン製品を選択し、現場の取引金額は 600 万元余りで、平均単価は 4,000 元余りであった……（省略）と記載した。

睿尚社は、上記の公言はマーケティング手法に過ぎず、信用できないものではないと弁解したが、第一審法院は次のように判断した。「中華人民共和国広告法」及び「中華人民共和国反不正競争法」の関連規定によると、虚偽宣伝と虚偽広告に対し民事責任、行政責任ひいては刑事責任を負う必要がある。法院は国家司法機関であり、法廷は荘厳な場所であり、睿尚社はその宣伝データが虚偽のものであるという主張を堅持する場合、その直面する上記の法律責任を十分に考慮しなければならない。また、権利と義務、利益とリスクは対等のものである。

義務がない権利はないし、リスクがない利益もない。宣伝は睿尚社等に利益をもたらし、虚偽宣伝は睿尚社等に高額利益をもたらす以上、睿尚社等是对応する責任とリスクを負わなければならない。宣伝データが信用できないと当たり障りなく弁解して可能な高額賠償責任を避けてはならない。そのため、睿尚社等による権利侵害規模を考慮する際にその宣伝した内容を考慮に入れるべきである。

**3、睿尚社、江西紅日社、河北広諾社、陝西愛博社、鄭州凱聖瑞社の権利侵害における悪意。（略）**

**4、業界の利益率。** 広州紅日社はキッチン用電器業界の利益率を証明するために、業界における有名企業の係争製品の粗利率を提出しただけでなく、中国産業情報網で発表した「2016 年における中国キッチン用家電業界市場の現状分析及び発展動向予測」も提出した。後者によると、キッチン用家電業界全体の粗利率は約 41%である。第一審法院は、上記の中国産業情報網で発表されたデータは重要な参考価値があると判断した。

睿尚社が提出したデータによると、2017 年におけるその実質業務の売上高は

29,024,537.66 元であった。その内、訴えられた製品の売上高は 25,765,391.03 元であった。言い換えれば、訴えられた製品の売上高の総売上高に占める比率は 89%にも達し、睿尚社は基本的に権利侵害をその事業としていることを証明することができる。睿尚社の権利侵害による利得をはかりにかける時に、その販売利益で計算することができる。

5、広州紅日社が支払った広告費。訴えられた権利侵害行為は、市場混同をもたらしただけでなく、広州紅日社の紅日キッチン・バスは時代に遅れた製品であり、紅日 E 家に淘汰されるという誤認を容易に生じさせ、広州紅日社ののれん利益をも損害した。権利侵害の対策として、広州紅日社はその公式サイトに厳正な声明を掲載した他に、各種のルート(空港、中央人民放送局、高速鉄道切符、陝西衛星テレビ、知名ネットワークメディア等を含む)を通じてマイナスな影響を解消、又は相殺する広告を流し、紅日製品に対する宣伝を拡大した。第一審法院は次のように判断した。広州紅日社の上記行為は自力救済行為であり、必要性和合理性があり、その広告費は権利侵害による直接損失に該当し、賠償を得るべきである。2017 年に支払った高額な広告費を証明するために、広州紅日社は広告契約書、広告費監査報告書、広告費発票、関連ネットワークメディア報道等の証拠を提出した。その内、広州白雲国際空港、中央人民放送局、高速鉄道切符と陝西衛星テレビへの広告配信のみで取り決められた広告費は 1,400 万元近くであった。上記の証拠は相互に裏付け、広州紅日社の主張を十分に証明することができる。発票の金額を加算した結果、広州紅日社の当年度における広告費は合計で 1,745 万元であり、第一審法院はそれを全額支持する。

睿尚社、江西紅日社、河北広諾社、陝西愛博社、鄭州凱聖瑞社は悪意による権利侵害を構成し、かつ情状が深刻であるため、広州紅日社のその他の損失を考慮せず、広告費損失のみを基準として 3 倍の懲罰的賠償を適用して計算するとしても、確定する賠償額は 5,000 万元を超えた。上記の要素を総合的に考慮し、睿尚社に対する広州紅日社の 5,000 万元の損失賠償の訴訟請求は十分な根拠があり、第一審法院はそれを全額支持した。

#### (四) 施耐德電気が施耐德電梯を訴えて、4,000 万元の賠償金の支払いが命じられた事件

● 基本情報

事件番号	(2019) 蘇 05 知初 643 号
審理法院	江蘇省蘇州市中級人民法院
裁判期日	2020. 11. 17
賠償金額	4,000 万
計算方法	権利侵害による利得
当事者	原告：施耐德電気（中国）有限公司 被告：蘇州施耐德電梯有限公司
訴因	商標権侵害及び不正競争紛争
業界	電気製品

● 事件経緯の概要

施耐德電気（中国）有限公司（以下、「施耐德電気社」という）は、1995年7月10日に設立され、登録資本金が4,450万USDの、外国法人のみが出資した有限責任公司である。施耐德電気社は第G715396号、第4168148号等のシリーズ商標の普通実施許諾者であり、中国語の「施耐德」は商標でも会社の商号でもあり、施耐德電気社は当該2件の権利に対する権益を享有する。長期に亘った使用と広範な宣伝を経て、会社名称、「施耐德」商号及び「Schneider」「施耐德」ブランドは知名度を持ち、周知されるようになった。

旧名が蘇州施耐特電梯有限公司であった蘇州施耐德電梯有限公司（以下、「施耐德電梯社」という）は、2010年3月12日に常熟で登記、設立され、エレベーター等の製品を取り扱い、2012年3月12日に蘇州施耐德電梯有限公司に変更された。同社の経営範囲はエレベーター、エスカレーター等を含む。同社は、前後して第7類について「施耐德」と「SCHNEIDER」商標を出願したが、いずれも法により棄却された。同社は2010年1月11日にwww.schneider-elevator.cnとwww.schneider-elevator.comのドメイン名登録を申請しかつそれを使用するようになり、その使用においてSchneider及び施耐德電梯等の文字を強調して使用した。

施耐德電気社は、被告の施耐德電梯社がその商標権、企業名称変更権を侵害し、不正



競争を構成していると判断したため、法により訴訟を提起した。江蘇省蘇州市中級人民法院は審理を経て、施耐德電梯社のビジネス活動における関連行為が商標権侵害及び不正競争を構成していると判断し、施耐德電梯社が上記の権利侵害行為を停止し、企業名称を変更し、声明を掲載して影響を解消し、原告の経済損失及び合理的な支出の計 4,000 万元余りを賠償する旨の判決を言い渡した。

#### ●判決書抜粋

2010 年 3 月設立から本件開廷まで、被告施耐德電梯社の権利侵害期間は 10 年にも達し、被告は上記権利侵害期間における権利侵害行為に対し賠償責任を負うべきであり、かつ被告の権利侵害の故意が明らかであり、権利侵害の情状が深刻であったため、当法院は法により被告に対し懲罰的賠償を適用した。

「最高人民法院による商標民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」第十四条によると、侵害により取得した利益は、侵害商品の販売量に当該商品の単位利益を乗じて算出することができる。また、本件原告は、直接エレベーター製品を生産しないが、被告の市場競争優位性のほとんどが施耐德ブランドの知名度と影響力によることは否認できない。特に 2012 年、被告が企業商号を施耐德に変更した後、営業収入は 2011 年の 358.88 万元から、2012 年の 2,355.732 万元、2013 年の 8,815.201 万元に飛躍し、その後の数年も常に 1 億元以上の安定的レベルを維持した。被告は、不正に係争馳名商標の市場における好評を利用し、有名ブランドに取り入り、便乗する故意が明らかであったため、賠償額を計算する際に、施耐德ブランドの被告の営業収入と利益に対する貢献度も考慮しなければならない。当法院は記録されている証拠により、2012 年から今までの被告の営業収入が 8 億元にも達し、利益率については被告の財務監査報告書及び納税申告表の直近数年の利益率状況を交えて、平均利益率が 5%を上回ったと認定した。また、エレベーター業界の関連会社の年次報告書によると、業界の平均粗利益は 29%であり、関連費用を控除しても、利益率は 5%より高いはずであるため、当法院は被告の利益率が 5%を下回らないと確定した。ブランドの貢献度については、本件の実況及び係争商標が馳名商標であることを合わせて、ブランドの貢献度が 50%を占めると確定し、以上により算出された金額は 2,000 万元であり、更に法により 1 倍の

懲罰的賠償を適用し、最終的に被告が本件において負うべき賠償額は4,000万元であると確定した。

(五) 米国ワイスが広州恵氏を訴えて、3,000万元の賠償金の支払いが命じられた事件

● 基本情報

事件番号	(2019) 浙 01 民初 412 号
審理法院	浙江省杭州市中級人民法院
裁判期日	2020. 12. 25
賠償金額	3,000 万
計算方法	権利侵害による利得
当事者	原告：恵氏責任有限公司 (WYETH LLC) 恵氏 (上海) 貿易有限公司 被告：広州恵氏宝贝母嬰用品有限公司 広州正愛日用品有限公司 杭州单恒母嬰用品有限公司 青島恵氏宝贝母嬰用品有限公司 A 氏 B 氏
訴因	商標権侵害及び不正競争紛争
業界	ベビー用品

● 事件経緯の概要

「恵氏」及び「Wyeth」商標をめぐる起った商標権侵害と不正競争紛争の発端は、広州恵氏がその運営するサイト及び京東網、貝貝網ストアにおいてボディーシャンプー、シャンプー等の侵害被疑製品の宣伝を行い、宣伝の中で「恵氏」及び「Wyeth」商標を使用したことである。広州恵氏社が委託生産した、「恵氏」及び「Wyeth」商標を使用し

た侵害被疑製品は京東、一号店、淘宝、阿里巴巴卸売網及び天猫等のネットワークプラットフォームで、青島恵氏社、正愛社及び単恒社等の主体によって広範に販売されていた。

米国ワイス社は次のように主張した。広州恵氏による侵害被疑製品の生産、販売及び宣伝・普及等の経営活動、及びドメイン名における「恵氏」及び「Wyeth」商標の使用行為は恵氏という馳名商標に対する複製と模倣を構成し、ワイス社が恵氏商標に対し保有する登録商標専用権、及び恵氏上海が恵氏商標に対し保有する合法的権益を侵害した。また、青島恵氏が「恵氏」を企業名称の商号として登記し、かつ事業で当該企業名称を使用した行為はワイス社及び恵氏上海に対し不正競争を構成している。そのため、各被告が直ちに権利侵害を停止し、広州恵氏及び青島恵氏が直ちに企業名称を変更し、変更後の企業名称を使用し、変更後の企業名称には「恵氏」という文字を含んではならない旨の判決を言い渡すよう杭州市中級人民法院に請求した。この他、ワイス社及び恵氏上海は、懲罰的賠償を適用し、被告の利得の 3 倍で計算すると明確に主張し、経済損失 3,000 万元及び合理的費用 55 万元の賠償を要求した。

杭州市中級人民法院は審理を経て、「ワイス社が保有している係争登録商標専用権は法律に保護されるべきである。侵害被疑の『恵氏』標識はワイス社の第 561819 号、第 5641776 号商標と類似商標を構成する。6 被告の被疑行為はワイス社、恵氏上海の登録商標専用権に対する侵害を構成している。被告は主観的に『恵氏』商標の知名度に取り入る故意があり、権利侵害の悪意が明らかで、権利侵害の情状が深刻であったため、懲罰的賠償方式を採用して各被告の賠償額を計算する」と判断した。

#### ●判決書抜粋

1、原告が主張した 3,000 万元の賠償額について、当法院は次のように判断した。

第一に、被告による権利侵害の悪意が明らかであった。まず、ワイス社は 1986 年に中国市場に進出した。1979 年 10 月以来、前後して商標局に対し第 5 類「薬剤、軟膏、ベビー及び回復患者向け食品」等の区分について「WYETH」、「恵氏」、「WYETH」「恵氏」等の商標登録を出願し、2002 年に中国ハイエンド乳児用調製粉乳でランキング 1 位を占め、乳児用調製粉乳市場全体でランキング 2 位を占めた。次に、「Wyeth」と「恵氏」

商標自体は固有な意味がない造語であり、比較的強い顕著性と識別性を有する。ワイス社及びその関連会社の長期的、持続的な宣伝、普及及び使用を経て、B氏が恵氏中国有限公司を設立する前に、ワイス社及びそのベビーフードに使用される「Wyeth」と「恵氏」商標は既に比較的高い知名度と広範な影響力を持っていた。

常識から判断すれば、ワイス社のベビーフードと比較的高い関連性があるベビー用品の経営に従事しようとするB氏は、ワイス社の商号及び「恵氏」商標を知っていたはずである。

更に、B氏はワイス社の商号及び商標の知名度を知っていたはずにも関わらず、まず会社の唯一の株主、董事として、「恵氏」を商号とし、2009年10月に香港で恵氏中国有限公司を設立し、当該会社の名義で訴外人から前記の既に無効にされた6件の「Wyeth」、「恵氏」商標を譲り受けた。それと同時に、A氏とB氏は「恵氏」を商号とし、2010年7月に広州恵氏社を設立し、当該会社の名義で上記6件の「Wyeth」、「恵氏」商標を譲り受け、かつこれらの商標をワイス社の所属するベビーフード業界と密接な関連性があるベビー用品等の商品に使用した。2012年12月19日、ワイス社が訴えた商標権侵害及び不正競争紛争事件により、広州市中級人民法院は、広州恵氏社がその宣伝・普及過程においてワイス社との関連を暗示し、関連公衆に誤認させる恐れがある不正競争行為を停止し、経済損失を賠償する旨の判決を言い渡した。当法院は、上記の事実は相互に裏付けられ、A氏とB氏は恵氏中国有限公司を設立し、複数の「Wyeth」、「恵氏」等の商標を譲り受け、登録し、広州恵氏社を設立してベビー用品の経営を始めた時から、ワイス社の知名企業としての商号とブランドに取り入る悪意があり、他人ののれんに乗って商標権侵害及び不正競争行為を実施し、不法利益を貪り取る主観的な意図があったことを十分に証明できると判断した。

**第二、被告による権利侵害の情状が深刻であった。**まず、被告による権利侵害行為の継続時間が長く、及ぶ地域が広く、権利侵害の規模が大きかった。長年にわたって、A氏とB氏は生産経営規模を継続的に拡大し、正愛社と青島恵氏社の設立に投資し、当該会社及び関連会社単恒社を通じて侵害被疑製品を販売した。広州恵氏社及び正愛社は更に、続々と第3、5、16類に複数の「恵氏」、「恵氏」商標を登録出願し、譲り受け、本件におけるその他の被告にベビー用品等の販売を許諾した。広州恵氏社の「代理店名簿」

によると、そのオフライン代理店は909箇所あり、120の地級市に及ぶ。本件における権利侵害行為は2012年に始まり、本件の訴訟過程まで継続し、権利侵害による利得は極めて大きかった。次に、広州恵氏社の上記6件の「恵氏」及び「Wyeth」商標は北京市高級人民法院が2018年5月10日に下した最終判決で無効宣告を確認された後も、各被告はワイス社のベビーフードと類似するベビー用品にワイス社が先行登録し、比較的高い知名度がある「恵氏」及び「Wyeth」商標と同一又は類似する商標を使用した。最高人民法院が2020年3月9日に、広州恵氏社に対し直ちにその経営活動に「Wyeth」及び「恵氏」標識の使用を停止する旨の判決を言い渡した後も、広州恵氏社は引き続き権利侵害製品の販売を委託した。更に、各被告がワイス社のベビーフードののれんに取り入り、権利侵害ベビー用品を販売する行為は、子供の健康と安全に関わっている。

要するに、広州恵氏社、正愛社、単恒社、青島恵氏社、A氏、B氏は長期にわたって、相互に協力・連携して共同でワイス社の登録商標専用権侵害及び不正競争行為を故意に実施し、その情状が深刻で、かつ明らかな主観的悪意があるため、懲罰的賠償の方式で各被告の賠償額を計算する。

## 2、本件における懲罰的賠償基数の確定

ワイス社、恵氏上海が主張した計算方式を審査した上で、当法院は次のように判断した。①各被告のオンライン販売状況から見れば、2012年から2020年4月にかけて、広州恵氏社が生産した製品の各オンラインストアでの売上高は4,000万元を超えた。その内、正愛社のオンラインストアの売上高は5万元を超え、単恒社のオンラインストアの売上高は3,000万元を超え、青島恵氏社のオンラインストアの売上高は50万元を超えた。同業界におけるトイレタリーの粗利率58.58%~61.07%を参照し、その低いレベルに準じて、本件の被告である正愛社、単恒社、青島恵氏社のオンラインストアの売上高に50%の粗利率をかけて計算しても、広州恵氏社の権利侵害による利得は少なくとも1,500万元( $3,000 \times 50\% = 1,500$ )を超えた。②広州恵氏社の代理店の販売状況から見れば、「恵氏の基本代理契約書」で取り決めた市級代理店の代理契約書締結後1年目の仕入れ指標は60万元であり、同社の「代理店名簿」の記載によると、同社は909のオフライン代理店があり、その地域マネージャー陳煥遠の陳述によると、同社は90ぐらいの市級代理店があり、同社が北京知的財産権法院に提供した写真によると、同社は少なくと

も 42 の地級市の代理店を持つ。低いレベルの 42 の代理店で計算しても、同業界の粗利率をかけて、広州恵氏社の 1 年間における権利侵害による利得は少なくとも 1,260 万元 ( $42 \times 60 \times 50\% = 1,260$ ) であった。③広州恵氏社の地域マネージャー陳煥遠の陳述から見れば、同社の 1 年間の売上高は約 600 万で、同業界の粗利率をかけると、同社の 1 年間における権利侵害による利得は約 3,000 万 ( $6,000 \times 50\% = 3,000$ ) であった。要するに、当法院は、上記のどの方式で計算しても、広州恵氏社の本件における権利侵害による利得が 1,000 万元を超えたため、これで被告に対する懲罰的賠償の基数を確定すると判断した。

### 3、懲罰的賠償の倍数について

各被告による権利侵害の主観的悪意の程度、係争権利侵害行為の性質、継続時間、規模範囲、ワイス社の商標の顕著性と知名度、権利侵害行為がベビーフードに関わる等の事実を総合的に考慮した上で、当法院は「広州恵氏社の権利侵害による利得の 3 倍で賠償額を計算するため、広州恵氏社、A 氏、B 氏が連帯してワイス社、恵氏上海に対し経済損失 3,000 万元及び権利侵害を制止するために支出した合理的費用 55 万元を賠償するというワイス社、恵氏上海の訴訟主張を支持する。正愛社、青島恵氏社、単恒社はそれぞれその権利侵害行為について上記の賠償額に対しそれ相応の連帯責任を負う」との判決を言い渡した。

### 三、著作権類事例

#### (一) 蝸牛が天象互動を訴えて、3,000 万元の賠償金の支払いが命じられた事件

##### ● 基本情報

事件番号	(2018) 蘇民終 1054 号
審理法院	江蘇省高級人民法院
裁判期日	2019. 12. 31
賠償金額	3,000 万
計算方法	権利侵害による利得
当事者	一審原告、二審被上訴人：蘇州蝸牛数字科技股份有限公司 一審被告、二審上訴人：成都天象互動科技有限公司 一審被告、二審上訴人：北京愛奇芸科技有限公司
訴因	著作権侵害紛争
業界	携帯電話ゲーム

##### ● 事件経緯の概要

「太極パンダ」は、蘇州蝸牛数字科技股份有限公司が研究開発したアクション類 RPG 携帯電話ゲームであり、2014 年 9 月に正式サービスを開始した。「花千骨」は同じタイトルのテレビドラマから改作され、成都天象互動科技有限公司が開発し、北京愛奇芸科技有限公司が運営する仙俠題材の携帯電話ゲームである。

2015 年 6 月、蝸牛社は、「花千骨」に「太極パンダ」に類似する元素がたくさん存在することを発見し、「太極パンダ」ゲームの中核的要素—ゲーム規則を含み、「花千骨」が「太極パンダ」の中のゲーム元素を全面的に剽窃、使用したと判断した。そのため、著作権侵害及び不正競争を理由として、法院に天象社と愛奇芸を起訴し、2 被告会社が権利侵害を停止し、3,000 万元を賠償する等の旨の判決を言い渡すよう請求した。第一審法院は、2 被告は権利侵害を構成したと認定し、2 被告は連帯して蝸牛社の経済損失 3,000 万元を賠償する旨の判決を言い渡した。天象社と愛奇芸社は上訴を提起した。第二審法院は、天象社と愛奇芸社が権利侵害を構成するという第一審法院の認定は妥当で

あると判断し、第一審法院の判決を維持した。

●判決書抜粋

「天象社、愛奇芸社が賠償すべき損失部分について、蝸牛社は侵害側の違法所得を計算根拠とし、被侵害側の損失を参考とすることを主張した。権利侵害による利得部分については、双方の契約書の取り決めにより、その相互に発行した増値税専用発票の総額の4倍は、天象社、愛奇芸社の権利侵害の総収入である。一方、「取引案（改訂稿）」に表示された「花千骨」の2015年6月～2016年3月のチャージ総額及び「2回目の返答公告」に表示された「花千骨」の2015年、2016年の収入利益率により、当該ゲームの権利侵害による利得を計算することができる。

……（省略）

本件においては、権利者の実際損失又は権利侵害者の違法所得を認定する確実な証拠がないため、第一審法院は記録されている証拠を交えて、以下の事実要素を総合的に考慮し、権利侵害者の違法所得を推計する方式で酌量して本件における賠償額を確定した。

(1) 計算時点：天象社の主張によると、天象社が2016年1月19日に正式サービスを開始したバージョン1.8.0の「花千骨」ゲームは複数回のイテレーション（開発サイクル）・更新を経て、係争「太極パンダ」ゲームと比較的大きな区別を持つようになった。蝸牛社もその意見を認めたため、「花千骨」ゲームの正式サービス開始時期、つまり2015年6月から2016年1月までの期間を推計期間とした。

(2) 双方の銀行口座の資金及び発行した増値税専用発票に記載された取引データ。2015年7月から2016年1月にかけて、天象社は2015年11月5日に2口に分けて愛奇芸社に合計7,154,113.68円を支払い、いずれも決済金用と明記した。

前記の期間内において、天象社は愛奇芸社に増値税専用発票を計26枚発行した。その税込金額は計16,917,299.33円であった。天象社が認証し、愛奇芸社が発行した増値税専用発票は47枚で、その税込金額は計40,871,859.22円であった。双方の「携帯電話オンラインゲーム協力契約書」における1～6の分配比率及び方式に関する取り決めから分かるように、天象社が愛奇芸社に対し実際に支払った分配金額に4をかける金額は、双方のゲーム運営において天象社が担当する運営チャンネル部分のゲームの総収入



(3%の作者コスト、自社運営部分のチャンネルコスト及び貸倒を差し引く)であり、2者が相互に発行した増値税専用発票総額に4をかける金額は、双方がゲーム運営について実際に取得した分配総収入(3%の作者コスト、自社運営部分のチャンネルコスト及び貸倒を差し引く)である。前記銀行口座資金のやり取り状況の金額に4をかけて28,616,454.72元になる。天象社が愛奇芸社向けに発行した増値税専用発票の総額に4をかけて67,669,197.32元になる。天象社が認証し、愛奇芸社が発行した増値税専用発票の総額に4をかけて163,487,436.88元になる。2項目の合計は231,156,634.2元であった。

「携帯電話オンラインゲーム協力契約書」に、「双方が運営収入の照合を完了した後、毎月、甲乙の実際の払込金額(双方の銀行口座に払い込んだ費用)及び分配比率によって、双方が相手方に支払うべき金額を確認した後、7勤務日以内に支払い側に等額の6%の増値税専用発票を発行する。また、対応する発票を受け取った後の45勤務日以内に、支払った分配金を双方が指定した専用口座に払い込む」と取り決めている。しかし、記録されている証拠によると、前記の銀行口座データと増値税専用発票のデータに大きな差異があった。天象社、愛奇芸社は、双方の増値税発票の発行状況のみを計算根拠としてはならないと述べた。訴訟において、第一審法院は天象社、愛奇芸社に対し、第一審法院の取得した証拠における関連増値税発票が本件と関係がないという部分について説明し、証拠を提供するよう命じたが、天象社も愛奇芸社も双方説明したが、証拠は提供しなかった。「取引案(改訂稿)」に開示された天象社の状況によると、天象社と愛奇芸社は係争ゲームのIPの分配以外にその他の重要な業務取引がなく、また、係争「花千骨」ゲームのチャージ状況を考慮し、第一審法院は、斟酌して前記増値税発票のデータである231,156,634.22元を双方ゲームの分配総額の基本考量とした。つまり、天象社が担当する運営チャンネル部分のゲームの未分配総収入は163,487,436.88元で計算し、愛奇芸社が担当する運営チャンネル部分のゲームの未分配総収入は67,669,197.32元で計算した。

(3) 「2回目の返答公告」に提示された収入利益率及び具体的な推計利益。

1) 収入利益率データ。「2回目の返答公告」によると、「花千骨」の2015年度の対象会社における収入利益率は13.9%であり、2016年1~3月の対象会社における収入利益

率は 32.68%であった。この収入利益率は天象社の財務報告書のみを対象とする計算ではないが、天象社の収入の利益計算にとって依然として比較的大きな参考になる。このデータは、「花千骨」の IP 側、開発側の分配コスト、サーバーコスト、期間原価及び所得税金額等のコストを計算したものであり、かつ「2 回目の返答公告」に開示された対象会社の業績承諾期間の予測収入利益率が 52.68%であることを考慮し、その他の同種類ゲームの平均収入利益を考量し、第一審法院は、13.9%の収入利益率で計算されたものが公正データであると判断した。本件において愛奇芸が運営するゲームの収入利益率について直接参考になる計算根拠がないため、第一審法院は斟酌して前記の天象社のデータを参照して推計した。

2) 推計利益。前記双方の増値税発票に表示されたゲームの総分配金額を基数とし、13.9%の収入利益率で推計した天象社、愛奇芸社が各自で担当する運営チャンネル部分のゲーム総収入の利益は 32,130,772 元であった。参考に供されることは、32.68%で計算すれば、利益額は 75,541,988 元に達し、2 者とも蝸牛社が訴訟において請求した 3,000 万円を超えた。なお、13.9%の収入利益率は分配コストを考慮に入れたものであるため、このデータで算出した前記ゲームの収入利益額には、天象社と愛奇芸社の相手から取得する分配利益が含まれておらず、要するに、その部分の利益も入れると、双方の「花千骨」ゲームの運営からの利益総額データを構成する場合は、更に前記金額を超えることを指摘されたい。

3) その他の考量。「取引案（修正稿）」に、『花千骨』ゲームは正式サービス開始の 4 ヶ月以内に高額なチャージを取得したのは、ある程度、同期にヒットとなった同じタイトルのテレビドラマと緊密な関連性がある」と言及している。天象社も、「花千骨」ゲームの収入を全て権利侵害収入と見なしてはならないと主張した。これに対し、第一審法院は、「本件において、侵害被疑期間中に『花千骨』ゲームが取得した高額なチャージがそのゲーム自身の遊び方や規則の魅力のみによるものではなく、『花千骨』IP の貢献も考慮しなければならないことは言うまでもない。しかし、原作を利用しなければ、天象社、愛奇芸社は『花千骨』という新作を製作することができない、又は少なくとも同じタイトルのテレビドラマがヒットとなる時期の比較的短い期間内に、そのゲームを勢いによって市場に投入することができない。そのゲームが高額の全体収入を得た前提

は、係争権利侵害の改作行為を実施したことであるため、『花千骨』IPの利益貢献を考慮に入れるとしても、適度でよい。具体的な計算から言えば、13.9%の収入利益率は既にIP側の分配コストを差し引いたものであり、ある程度IPの貢献を考慮したと見なすことができる」と判断した。蝸牛社側の賠償総額に関する訴訟主張と合わせて、第一審法院は、前記の推計利益について更に分担・換算する必要がないと判断した。

上記をまとめると、上記推計により、天象社、愛奇芸社が開発、運営する「花千骨」ゲームの取得利益は明らかに蝸牛社が主張した賠償額を超えたため、第一審法院はそれを踏まえ、「天象社、愛奇芸社の権利侵害行為の性質、権利侵害の情状等の要素を総合的に考慮し、天象社、愛奇芸社が連帯して3,000万元を賠償するよう請求するという蝸牛社の訴訟主張を支持する。」と判断した。

## (二) 網易が華多を訴えて、2,000万元の賠償金の支払いが命じられた事件

### ● 基本情報

事件番号	(2018) 粵民終 137 号
審理法院	広東省高級人民法院
裁判期日	2019. 12. 10
賠償金額	2,000 万
計算方法	権利侵害による利得+酌量賠償
当事者	一審原告、二審上訴人：広州網易計算機系統有限公司 一審被告、二審被上訴人：広州華多網絡科技有限公司
訴因	著作権侵害及び不正競争紛争
業界	ゲームライブ配信

### ● 事件経緯の概要

広州網易計算機系統有限公司はゲーム「夢幻西游2」の権利者である。広州華多網絡科技有限公司は、無断でYY、虎牙プラットフォームでライバー（ネット配信者）を組織し「夢幻西游2」ゲームのライブ配信を行なった。網易社は、華多社が著作権侵害及び

不正競争を構成していると主張した。交渉の結果、合意に達せず、網易社は2014年11月24日に訴訟を提起し、華多社が権利侵害停止、謝罪、1億元賠償の判決を言い渡すよう請求した。第一審法院は、2被告は権利侵害を構成していると認定し、華多社が網易社の経済損失及び権利擁護の合理的な費用計2,000万元を賠償する旨の判決を言い渡した。網易社は上訴を提起した。第二審法院は、第一審法院の賠償計算期間に対する認定が間違っていたが、訴えられたゲームライブ配信の違法所得に対する推計方法が合理的であると判断し、華多社が2,000万元を賠償する旨の判決を維持した。

●判決書抜粋

1. 本件における賠償計算期間

…… (省略)

2. 華多社の権利侵害による違法所得

…… (省略)

本件において、賠償額確定の比較的理想な経路は、華多社が権利侵害行為の継続期間におけるその夢幻西游ライブ配信業務の収入及び当該業務に関連する直接的で、必要な経営コスト（ライバーに対する分配を含む）等の財務資料を提供し、当事者双方の確認又は法院が委託した第三者監査人の監査を経て、華多社の権利侵害による利得状況を算出し、それを踏まえ、係争知的財産権の権利侵害による利得における価値貢献の比率に関する当事者双方の挙証と結びつけて、係争知的財産権要素に属しない価値貢献部分を取り除き、最終的に本件における賠償額を確定することである。網易社はその実際損失について挙証できず、本件における証拠で華多社が係争ゲームのライブ配信業務を組織し、展開したことにより獲得した利益も直接計算し難いことに鑑みて、関連証拠を総合して、権利侵害行為の継続期間における関連ゲームのライブ配信業務の収入状況に基づいて華多社の利得を合理的に推計し、更にそれを踏まえ、インターネット環境における新興産業発展の特徴及び関連要素を合わせて、本件における賠償額を総合的に確定する必要がある。

第一審法院は、華多社に対しその権利侵害期間における収入及び利益状況を提供するよう命じた。華多社は自社で作成した「ライバー分配収入リスト」「YYゲームライブ配

信のコスト・利益財務諸表」及び広州徳永会計師事務所有限公司が発行した「華多社の特別監査報告書」を提出し、華多社の統計期間における夢幻西游ライブ配信業務で約500万元余りの赤字が出たことを証明しようとした。審査の結果、上記証拠は、全面的でない、真実でない状況があった。①「ライバー分配収入リスト」は華多社が一方的にサーバーのデータに基づいて作成したもので、華多社はその真実性を裏付けるその他の証拠を提供しなかった。そのリストによると、2012年11月から2014年11月にかけて計321名のライバーが係争ゲームのライブ配信を行い、計2,685,030.94元のプレゼント分配収入を取得した。しかし、(2015)粵広蘿崗第1828、第1829号公証書の記載によると、証人趙某(ライバー「冥想」)は2012年11月から2014年10月にかけて華多社が経営するライブ配信プラットフォームで係争ゲームのライブ配信を行い、YY90068チャンネルにおいて累計で取得したコミッション収入は少なくとも2,160,978.4+1,584,037.7=3,745,016.1元(未決済の金元宝及びその他の少額の収入を含まない)であった。華多社は、そのライバーがその他のゲームのライブ配信も行ったと弁解した。しかし、ライブ配信プラットフォームの経営者としての華多社は、そのプラットフォームにおける当該ライバーのライブ配信内容の関連証拠を持っているはずであるが、それを証明する如何なる証拠も提出できなかったため、挙証不能の結果を負わなければならない。また、趙某の収入にその他のゲームのライブ配信の収入が含まれたとしても、上記収入が全て夢幻西游のライブ配信専用チャンネルYY90068から取得したことに鑑みて、夢幻西游ライブ配信の人気ライバーとして、常識から判断すれば、趙某のライブ配信収入のほとんどは夢幻西游のライブ配信から得られる又は夢幻西游と関連している。特に、趙某は同期間における夢幻西游「人気10ライバー」の1人に過ぎず、その1人の収入が上記リストにおける全てのライバーの同一期間内の総収入を遥かに超え、2者の金額の格差が大きすぎて、華多社の「そのライバーはその他のゲームのライブ配信を行った」という口頭による弁解によって合理的に解釈できるものではない。当法院は、上記リストに一部の上位ライバーの分配収入を隠す状況が存在することを信じる理由があり、そのリストに基づいて得られた監査結論は信じられないと判断した。②華多社は、2013年、2014年の2年のゲームライブ配信業務の平均経営利益率は-86.21%であると述べ、これにより、その利益率で計算すると、夢幻西游ライブ配信業務の赤字

は 514,392,261 元に達していると主張した。しかし、夢幻西游は華多社のライブ配信プラットフォームの最も人気のあるライブ配信内容の 1 つであり、夢幻西游のライブ配信収入はそのゲームライブ配信業務収入において比較的高い比率を占めたはずである。華多社のゲームライブ配信業務全体が赤字になっていても、夢幻西游のライブ配信業務は必ずしも赤字というわけではない。一步譲って言えば、華多社が経営した夢幻西游のライブ配信業務が赤字であっても、華多社は訴えられた権利侵害行為から商業利益を取得しておらず、賠償責任を負う必要がないことを示すものではない。ゲームライブ配信プラットフォーム（サイト）はゲームライバー、ライブ配信視聴者、スポンサー等の主体に、集合や価値交換の場所を提供する。付加価値サービスはライブ配信プラットフォームが利益を得る主な部分である。視聴者がバーチャル道具を買い、ライバーにプレゼントを買った場合、ライブ配信プラットフォームはゲームライバーと一定の比率で分配する。また、巨大なライブ配信視聴者のトラフィックを取得した後、広告、ゲーム連携運営や電子商取引等はライブ配信プラットフォームの重要な営利ルートになることもよくある。インターネット経済時代において、「巨額のお金を使ってトラフィックを得る」ことは、多くのゲームライブ配信プラットフォームが急速に拡張し、市場を占領する重要な手段になっている。市場シェアは、つまり商業利益であり、後続の利益、市場融資を取得する重要な資源である。市場原理と業界特徴を脇に置いてゲームライブ配信業務の赤字を見ることは、一方的で、合理的ではない。これを理由に賠償の必要がないという抗弁も、支持されるべきではない。

上記証拠によって華多社が夢幻西游ライブ配信業務の経営から得た利益を計算することができないため、本件におけるその他の証拠を総合して、2011 年 10 月から 2014 年 12 月までの華多社の利得状況を推計しなければならない。網易社は公開ルートから華多社の関連会社である観聚時代社（YYINC.）の 2012～2014 年財務年次報告書を取得、提出し、上記報告書の関連データに基づいて華多社の利得を推計できると主張した。

上記報告書は上場会社の財務年次報告書であり、証明力が強い。観聚時代社の関連会社の中に、ゲームライブ配信業務に従事している会社が他にもあることを証明するその他の証拠がないため、上記報告書に記載された関連データは華多社のゲームライブ配信業務を運営する収入及び利益状況を推計する根拠とすることができる。

上記報告書によると、2012～2014年にいずれもゲームライブ配信業務の営業収入が直接統計されておらず、2012年の報告書に「その他のインターネット付加価値サービス営業収入は主に会員講読料及びチャンネル内のイベントの営業収入から得られる」と記載され、2013年の報告書に「その他のインターネット付加価値サービス項目の営業収入は主に会員講読料とゲームライブ配信を含む」と記載され、2014年の報告書に「ゲームライブ配信業務の営業収入は会社の純営業収入の約4.2%を占める」と記載されていた。……（省略）

その内、2014年の財務年次報告書の統計項目とデータは比較的全面的であり、ゲームライブ配信業務の営業収入は約 $367,837 \times 4.2\% = 15,449$  万元であった。これにより推計すると、ゲームライブ配信業務の営業収入の「その他のインターネット付加価値サービス項目」の営業収入に占める比率は約 $15,449 \div 60,982 = 25\%$ である。2013年の財務年次報告書では、ゲームライブ配信業務の営業収入の会社の純経営収入に占める比率について記載しなかったが、近い年度のゲームライブ配信業務の「その他のインターネット付加価値サービス項目」の営業収入に占める比率は大体同じであることから合理的に推測すると、2013年のゲームライブ配信業務の営業収入は約 $2,0521 \times 25\% = 5,130$  万元であった。網易社は第二審において広東正中珠江会計事務所が発行した「特別説明報告書」を提出した。その報告書に、観聚時代社の2014年度に公示された4部の四半期財務諸表の関連データが収集、開示されており、この統計によると、2013年、2014年のゲームライブ配信業務の営業収入はそれぞれ4,960万元、15,330万元で、上記の推計結果と近く、上記推計の信頼性を裏付けている。これと同様に2012年のゲームライブ配信業務の営業収入については、上記の推計方法で計算すると、約 $8,365 \times 25\% = 2,091$  万元であった。華多社がゲームライブ配信業務を経営して得た利益については、第一審法院は同年度の全体の粗利益率によって同年度のゲームライブ配信業務の粗利益を計算しており、ゲームライブ配信業務とその他の業務の利益との平均計算になりかねないが、華多社がゲームライブ配信業務を経営する直接的で、必要な実際のコストデータを入手できない状況において、この方法を採用してもよい。これによって、華多社の2012～2014年におけるゲームライブ配信業務の経営から得た粗利益は約 $2,091 \times 49.2\% + 5,130 \times 51.6\% + 15,449 \times 49.7\% = 11,354$  万元であった。上記金額には、夢幻西游以外のその他の

ゲームのライブ配信から得た利益が含まれる。華多社が真実で全面的な財務資料又はライブ配信のデータの提供を拒否することで、正確なデータを入手して華多社の異なるゲームのライブ配信におけるそれぞれの利得状況を計算することができないため、第一審法院は、関連要素を合わせて、斟酌して夢幻西游のライブ配信業務の華多社の全てのゲームライブ配信業務における利益の比率が 1/3 であると確定した。この酌量比率は、この時間帯における係争ゲームの知名度及びライブ配信の人気度と一致し、比較的合理的である。ただし、上記年度財務諸表に、「営業収入コスト」に「収入分配費用」が含まれていると明記され、「収入分配費用」には「チャンネル所有者、YY 音楽チャンネルにおける実演者及び YY プラットフォームにおける各種チャンネルイベントにおいて利益を得る権利がある人に支払う費用」が含まれる。つまり、ライバー分配部分は既に営業収入コストの 1 つとして粗利益を計算した時に控除された。上記推計されたゲームライブ配信業務の粗利益は、実はライブ配信プラットフォームがライバーと分配した後の利得である。それを踏まえ、華多社とライバーの分配比率（45%のライバー分配を控除した）を合わせて華多社の権利侵害による利得を推計するという第一審法院の計算方法は間違っており、ライバー分配を二重控除した状況が存在し、それを是正しなければならない。要約すると、華多社の 2012～2014 年における夢幻西游ライブ配信業務の経営による利得は約  $11,354 \times 1/3 = 3,785$  万元であった。当該推計金額には、華多社の 2011 年 10～12 月における権利侵害による利得が含まれていない。網易社は、当該時間帯における権利侵害による利得の計算に供される証拠を提供しなかった。当時のゲームライブ配信産業が盛んになったばかりの実際の利得状況を考慮に入れ、当法院は、2011 年 10 月から 2014 年 12 月にかけて華多社が夢幻西游ライブ配信業務を経営して得た利益は合計で約 4,000 万元であったと総合的に推計する。知的財産権侵害の損害賠償の精細化裁判は、各当事者の関連証拠の十分な開示に頼り、関連証拠が実際損失又は権利侵害による利得の的確な計算に不十分で、かつ権利者の実際損失又は権利侵害者の権利侵害による利得が明らかに法定賠償の上限を超えたことを証明する証拠がある場合は、法により自由裁量権を行使し、係争知的財産権の市場価値に依存して、市場法則、業界特徴、経験常識等の要素を合わせて、賠償計算に必要な必須データを合理的に推測した上で、法により賠償額を酌量することができる。本件において、2012～2014 年に華多社が夢幻西游ラ



ライブ配信業務を経営して得た利益に対する当法院の推計結果は、正確に計算して得たものではなく、既存証拠を踏まえ、公開財務諸表に開示された統計データ及び一部の合理的な推測データから推計して得たものであり、その目的は酌量した賠償額が華多社の当該時間帯における真実の利得と一致することを最大限に保証することである。

前記の推計は、華多社の権利侵害による利得は明らかに著作権法第四十九条に規定されている「法定賠償」上限を超えたことを十分に示している。当法院はこの推計結果を踏まえ、以下の要素を総合的に考慮し、本件における賠償額を確定した。

(1) 係争ゲームの類型、知名度。係争ゲームは、複数人による大型オンラインロールプレイング類ゲームであり、その実行中に表示されるゲームの連続的動画画面は準映画作品を構成し、独創性が高い。係争ゲームは正式サービス開始以来、「2011年度最人気の民族オンラインゲーム」「2012年中国における最人気の年度オンラインゲーム」等をはじめとする様々な榮譽を取得し、年度オンラインゲームトップ10に何回も選ばれ、最大同時接続オンラインプレイヤー数は百万人を超え、知名度が高いゲームである。特に、本件における権利侵害行為が実施された期間は、係争ゲームが大人気の段階にあり、係争ゲームのライブ配信によるライブ配信プラットフォームに対するトラフィック誘導作用は明らかであった。

(2) 権利侵害行為の性質、情状。華多社が網易社の許諾を得ずに、大量のライバーを組織して係争ゲームのライブ配信を実施し利益を取得した行為は、網易社の法により享有する著作権を侵害した。華多社は長年に亘って権利侵害行為を実施し、特に網易社が書状を発送し、華多社に対し権利侵害停止を要求した状況においても、関連行為の停止を拒否し、権利侵害の主観的故意が明らかであった。華多社が経営するライブ配信プラットフォームは国内最大のゲームライブ配信プラットフォームの1つであり、ライバーが多く、係争ゲームのライブ配信の最大オンラインプレイヤー数が10万人にも達し、権利侵害の規模が大きかった。

(3) 係争ゲームのライブ配信に関連する使用許諾市場の状況。網易社は上訴において、「英雄聯盟」と「球球大作戦」試合のライブ配信に関する使用許諾料に基づいて、「夢幻西游」ゲーム画面のライブ配信に関する使用許諾料は、おおよそ1200万元/年～3億元/年であると見積もるべきであると主張した。これに対し、当法院は次のように

判断した。網易社は係争ゲーム又はその他のゲームの全体画面について商業ライブ配信の許諾を実施したことを挙証しなかった。網易社の上記主張における電子競技試合のライブ配信は本件の関わったライブ配信モデルと異なり、前者は後者を含むゲーム著作権者、試合組織者が電子競技試合全体をライブ配信内容とする対外使用許諾であり、2者の許諾内容、方式、範囲は明らかに異なる。本件において、上記電子競技試合のライブ配信に関する使用許諾料を直接参照して賠償額を確定するのは適宜ではなく、法院による賠償額の酌量にある程度の参考のみを提供することができる。

(4) 係争ゲーム要素のゲームライブ配信プラットフォームの利得への貢献度。ゲーム自身はゲームライブ配信の基礎であり、ゲームライブ配信が利益を得る必須な要素でもあるが、ゲームライブ配信の利得は、ゲーム自身の価値貢献のみによるものではない。人気が高いゲームライバー、運営が安定的であるライブ配信プラットフォームは、いずれもゲームライブ配信の利益を得る重要な要素である。網易社は訴えられたゲームライブ配信行為の全ての利得を得るべきであると主張したが、その主張は実質上ゲームライブ配信産業の新興期における関連市場育成へのライブ配信プラットフォームの価値貢献を考慮に入れていないし、ゲームライバー自身の能力等ゲーム以外の要素の価値貢献も無視している。それを全額支持すると、ゲームの著作権者はその著作権の価値を超える不当な利益を得ることになる。本件において、ゲームライバーに帰属する利得部分は既に利益分配の形で取り除かれたが、既存証拠ではゲームライブ配信プラットフォームの利得におけるゲーム要素の貢献比率をはっきり示すことができない。著作物の創作者、伝達者、使用者の各方面の利益のバランスを取る原則に基づいて、特にゲーム及びその派生産業の発展を促進する視点から考慮すれば、係争ゲーム要素の訴えられたゲームライブ配信プラットフォームの利得に対する価値貢献を合理的に認定しなければならない。

(5) 権利者の権利擁護費用。網易社は、権利侵害行為を調査、制止するために、本件の第一審、第二審過程において大量の証拠を提出し、多くのマンパワー、物量と時間のコストを消費し、専門家補助者に報告書の作成及び出頭を依頼し、対応する権利擁護費用を支出したため、これを考慮しなければならない。

要するに、第一審法院は賠償額の確定において賠償計算期間に対する認定が間違っ

おり、ゲームライバーの分配部分を二重控除しており、訴えられたゲームライブ配信プラットフォームの利得における係争ゲーム要素の貢献度を考慮しておらず、不当なところがあったが、第一審法院の訴えられたゲームライブ配信の違法所得に対する推計方法は合理的なものであった。華多社が提供した財務資料によってその経営した係争ゲームライブ配信業務の利得を直接計算することができない状況において、本件における事実と証拠に基づいて、2011年10月から2014年12月までの華多社の利得は約4,000万元であると推計した。それを踏まえて、係争ゲーム以外の要素のライブ配信の利得に対する価値貢献部分を取り除くとともに、その他の要素を総合的に考慮し、本件において、斟酌して華多社が網易社の経済損失及び合理的な権利擁護費用計2,000万元を賠償すると判定することができる。第一審法院が最終的に確定した賠償額には明らかに不当がなく、その判決における賠償額を維持することができる。網易社が上訴において第一審判決の賠償額が低すぎると主張し、華多社が上訴において第一審判決の賠償額が合理的ではないと主張したが、「いずれも十分な理由と根拠が欠如しているため、当法院はこれを支持しない。」とした。

### (三) 騰訊が暴風を訴えて、100万元/期の賠償金の支払いが命じられた事件

#### ● 基本情報

事件番号	(2017)京73民終1263号
審理法院	北京知識産権法院
裁判期日	2017.11.15
賠償金額	100万/期
計算方法	酌量賠償
当事者	一審原告、二審被上訴人：深セン市騰訊計算機系統有限公司 一審被告、二審上訴人：暴風集团股份有限公司
訴因	著作物情報ネットワーク伝達権侵害紛争
業界	娯楽番組

#### ● 事件経緯の概要

大型成長専門音楽オーディション番組「中国好声音（シーズン3）」のエンディングによると、本番組の映像の独占権利者は訴外人である燦星社であり、騰訊社は当該番組の情報ネットワーク伝達権の独占的許諾の被許諾者である。騰訊社は、暴風社が許諾を得ずに、そのサイトで「中国好声音（シーズン3）」を配信していたことを発見し、交渉しても合意に達しなかったため、暴風社が許諾を得ずに配信した5回の番組についてそれぞれ法院に起訴し、各事件において暴風社が騰訊社の経済損失及び訴訟の合理的支出200万円を賠償する旨の判決を言い渡すよう請求した。第一審法院は、審理を経て、暴風社の行為が騰訊社の情報ネットワーク伝達権を侵害していることを確認し、斟酌して100万円/回で賠償する旨の判決を言い渡した。第二審法院はこれを維持した。

#### ●判決書抜粋

第一審法院は次のように判断した。

究明した事実によると、騰訊社が取得した権利範囲と暴風集团社の具体的な使用状況は、ライセンス内容、使用範囲、ライセンス期間においていずれもある程度の差異があり、騰訊社が提出した広告契約書によっても、騰訊社が暴風集团社の係争行為によって被った広告損失の具体的な金額を直接推算することができない。従って、権利者の実際損失、権利侵害者の権利侵害行為による違法所得の両方とも確定し難い状況において、本件において法定賠償方式を適用して賠償額を確定しなければならない。本件における具体的な状況を踏まえ、以下の要素を交えて斟酌して賠償額を定める。①バラエティーショー「中国好声音（シーズン3）」はかなり高い知名度と影響力を持つ。②騰訊社が支払ったライセンス料及び番組の広告収入状況によって、「中国好声音（シーズン3）」は極めて高い商業価値を持つことを証明できる。③暴風集团社は、「中国好声音（シーズン3）」が国家版權局の公布した36の重点的映画・テレビ作品警報リストに挙げられた後、騰訊社が中国版權保護センターに委託して何回も警報通知を発したにもかかわらず、他人の合法的權益を無視し、依然として係争番組がヒットとなる期間において権利侵害行為を実施した。その権利侵害の主観的悪意は非常に明らかであった。④暴風集团サイトの知名度が高く、ユーザー数が多く、スポンサーのカバー範囲が広く、かつ係争番組のオープニングに単独でコマーシャルを流し、関連再生ページにもコマーシャルを流

したことから、権利侵害行為の実施によるその違法利得額は大きかったと推計しなければならない。要するに、第一審法院は、関連証拠及び認定された事実に基づいて、暴風集団社の係争行為によって騰訊社の被った経済損失が著作権法における法定賠償額の上限である50万元を明らかに超えたことを十分に確信でき、権利者の経済損失を補い、悪意による権利侵害行為に懲罰を与えるために、斟酌して本件における賠償額を100万元に定めた。

……（省略）

第二審法院は次のように判断した。裁量的賠償方法で損害賠償額を確定することができ、具体的な内容は以下のとおりである。

(1) 騰訊社は係争著作物の著作権者ではなく、係争著作物の情報ネットワーク伝達の独占的使用許諾契約書の被許諾者である。騰訊社は、係争著作物の情報ネットワーク伝達を他人に許諾しなかったが、許諾を取得したその対価は正常許諾料の重要な参考になる。

既存証拠により、騰訊社は実際に使用許諾契約書の支払い義務を履行しており、騰訊社が係争著作物の独占的使用許諾権を取得した正常な許諾料は750万元/回であり、許諾期間は3年であったことが証明されている。暴風集団社は、上記の購入金額は3年のライセンス期間に均等に割り当てられるべきであると主張したが、当法院は、「許諾費用を分担する時間要素は平均するものではない。このようなシリーズ化バラエティーショーは封切り時の価値が最も高く、その後放送回数が増加及び時間の推移に伴い価値が逡減する。暴風集団社が係争番組を放送した時期は係争番組の封切り、かつヒットとなった期間に当たることを合わせて、騰訊社は事実上独占放送権を享有することができず、その独占購入契約書の目的を達成できなかった。従って、暴風集団社が主張した計算方式は成り立たない」と判断した。

(2) 係争著作物の情報ネットワーク伝達のモデルは、「ネチズン(ネットユーザー)無料+広告有料」である。このような経営モデルは正当性があり、法律に保護されるべきである。記録されている証拠によると、係争番組の情報ネットワーク伝達によって極めて高い広告利益が生じ、当該番組は極めて高い商業的価値を持っている。

(3) 暴風集団社の権利侵害行為に明らかな悪意があった。

騰訊社は、係争著作物を放送する前に、係争著作物の情報ネットワーク伝達権侵害を避けるための措置を講じるようわざわざ暴風集団社に告知した。騰訊社が係争著作物を放送した直後、国家著作権局も係争著作物を含む重点映画・テレビ作品の警報リストを公布し、暴風集団社を含む関連サイトに措置を講じるよう要求した。上記状況も合わせて見れば、暴風集団社の伝達行為は明らかに確信犯に該当し、かつ大規模な権利侵害であったため、行為の性質は劣悪であった。

(4) 暴風集団社の権利侵害行為の継続時間が長く、影響範囲が広がった。

暴風集団社は、その権利侵害期間は2014年8月29日から2014年8月30日までのみであり、権利侵害行為の継続期間が非常に短かったと主張した。これに対し、当法院は、次のように判断した。番組の正式公開時間について、騰訊社が提出した公証書によると、番組下部のネチズンのコメント時間から、番組のアップロード日は少なくとも2014年7月24日前であったと推測することができる。番組の撤去日について。第一に、既存証拠では、暴風集団社が係争番組を撤去した日は2014年8月30日であることを十分に証明することができない。第二に、係争番組が確かに2014年8月30日に撤去されたとしても、暴風集団社の権利侵害期間は、係争番組の正式公開日、つまり2014年7月24日から2014年8月30日までになるはずで、権利侵害期間は1ヶ月以上にも達し、かつ上記権利侵害期間は係争番組のヒットとなった期間に当たり、話題性、クリック率はいずれも比較的高いレベルに位置したことから、暴風集団社の権利侵害行為は深セン騰訊社に深刻な経済損失をもたらした。

なお、暴風集団社は、その権利侵害伝達範囲は武漢地区に限ったと主張したが、これについてそれ相応の証拠を提出しなかった。

これに対し、当法院は次のように判断した。本件における公証保全は武漢地区で行われたが、インターネットの相互接続の特徴によって、暴風集団社がそのサイトで提供した内容は、全国範囲内のユーザーが全て選定した時間、選定した地点で取得できると推測することができる。従って、暴風集団社の当該主張を採用しない。更には、暴風集団社が陳述した、係争番組の伝達によって得た実際利益の計算方式及び金額も成り立たない。

従って、当法院は、「第一審法院が各要素を総合的に確認した、暴風集団社の係争行

為によって騰訊社の被った経済損失著作権の法定賠償額の上限を明らかに超えたという認定は正確なもので、これを踏まえて斟酌して確定した 100 万元の賠償額も妥当であると判断し、それを維持する。」と判断した。

#### 四、その他の種類の事例（営業秘密等）

##### （一）新和成が福抗を訴えて、3,500 万元の賠償金の支払いが命じられた事件

###### ● 基本情報

事件番号	(2017) 浙民終 123 号
審理法院	浙江省高級人民法院
裁判期日	2018. 05. 21
賠償金額	3,500 万
計算方法	権利侵害による利得
当事者	一審原告、二審被上訴人：浙江新和成股份有限公司 一審被告、二審上訴人：福建省福抗薬業股份有限公司 一審被告、二審上訴人：福建省海欣薬業股份有限公司 一審被告、二審上訴人：A 氏
訴因	技術秘密侵害紛争
業界	製薬

###### ● 事件経緯の概要

浙江新和成股份有限公司は、浙江省新昌県に位置し、世界における主なビタミン E 製品のメーカーである。ビタミン E は 1938 年に発明され、その人工合成の基本ステップは既存技術であるが、近代化生産の中で、製品が比較的高い純度、比較的高い産出率と比較的低い生産コストを有することを確保することは、本業界における競合者の優勝劣敗を決める中核的な技術である。新和成の自主的知的財産権はビタミン E 生産の工程規程と操作規程であり、これは本件における技術秘密保護の権利基礎である。1997 年、自然人である A 氏は新和成に入社し、前後してビタミン E 生産工場の係長と工場長等の職務を務め、本件における紛争技術を熟知していた。

2008 年、福抗薬業股份有限公司は、ビタミン E 生産プロジェクトの導入を決め、この分野の技術的備蓄がないため、仲介人を通じて A 氏と連絡を取った。同年 5 月、福抗は A 氏とビタミン E の技術譲渡契約書を締結し、80 万元の対価で、A 氏が把握していた新



和成の本件技術を譲り受けると取り決めた。2010年10月、A氏は福抗に転職し、副総経理を担当するようになった。2011年、専門的にビタミンE製品を生産するために、福抗の一部の株主は出資して海欣薬業股份有限公司を設立した。福抗の本プロジェクトの技術成果と要員は海欣に移転した。A氏は、新和成でこの仕事に勤めた際に身につけたビタミンEの技術及び窃盗したビタミンE生産の後続工程の技術を海欣のビタミンEの生産設備と施設の設計、施工に用いた。

A氏、福抗と海欣は新和成の本件技術秘密侵害事件において、主観的な意思疎通、行為の分担があり、結果として共同損害をもたらしたため、新和成は上記の3つの民事主体を共同被告として共同訴訟を提起した。主な訴訟請求は以下のとおりである。①3被告が直ちに権利侵害行為を停止し、専門的に権利侵害に用いる設備、施設と技術資料を廃棄する旨の判決を言い渡すよう法院に請求する。②3被告が連帯して5,000万元の権利侵害損失及び100万元の合理的支出を賠償する旨の判決を言い渡すよう請求する。紹興市中級人民法院は、法により審理した後、2017年1月に次のような第一審判決を下した。①福抗、海欣とA氏は新和成の技術秘密侵害行為を直ちに停止し、侵害停止の期間は、当該技術秘密が公知となるまでとする。②海欣は新和成に対し権利侵害損失3,522万元を賠償し、福抗とA氏は海欣の権利侵害賠償に対し連帯責任を負う。2018年5月、浙江省高級人民法院は最終判決において、上訴を棄却し、原判決を維持した。

#### ●判決書抜粋

本件は、権利侵害者の権利侵害による利得によって補償的賠償額を確定することができる。「最高人民法院による専利権侵害をめぐる紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」第二十条第二項の規定によると、「専利法第六十五条に規定する権利侵害者が権利侵害によって取得した利益は、当該権利侵害製品の市場販売総数と権利侵害製品の合理的な利潤との積により計算する。権利侵害者が権利侵害により取得した利益は、一般に権利侵害者の営業利潤により計算し、完全に権利侵害を業とする権利侵害者に対しては、販売利潤により計算することができる。」本件において、新和成社が主張した営業秘密は、ネロリドール生産技術及び専用設備、フィトールケトン生産技術及び専用設備の2部分から構成され、後者が前者をカバーし、前者の範囲より大きい

ことに鑑みて、原審被告が侵害したフィトールケトンの生産技術と専用設備の技術秘密で権利侵害による利得を計算する。第一審法院が馬尾税関と福清市国家税務局から入手した海欣社の輸出情報と発票情報によると、海欣社が販売する製品はほとんどビタミンE オイル及び粉であり、その発行した伝票によると、その国内売上高は約 111,209,652 元、マイナス部分を控除した金額は約 61,454,182 元であった。海欣社は、マイナス部分について合理的な説明をしなかった。新和成社が提供した天健会計事務所の「証明報告書」によると、新和成社の VE 粗油の粗利率は 2013 年において 49.5%、2014 年において 54.93%、2015 年において 34.13%、2016 年 1～8 月において 55.00%であった。50%VE 粉は 2013 年において 60.94%、2014 年において 55.08%、2015 年において 33.99%、2016 年 1～8 月において 50.38%であった。上場企業として、新和成社の財務制度は透明なものでなければならず、この報告書に記載された粗利率は海欣社の営業利益率より低いはずである。海欣社がその営業利益率を提出しない状況において、この利益率で原審被告の利得の最低額を推計することができる。計算(税関部分是对应する人民币と USD の為替レートで計算される)により、発票のマイナス部分を控除していない総利益は約 50,636,099 元、発票のマイナス部分を控除した総利益は約 30,317,384 元(発票における非ビタミンE 製品は控除済み。海欣社の協力を得なかったため、計算に多少の相違がある)であった。これまでの刑事事件において認定されたフィトールケトンの秘密に関わる重み 51%で計算すると、海欣社が営業秘密侵害によって得た営業利益はそれぞれ約 25,824,410 元、15,461,865 元であった。

本件においては、懲罰的賠償方法を適用して最終的な賠償額を確定しなければならない。中共中央・国務院が 2016 年 11 月 4 日に公布し、施行した「財産権保護制度の整備と法による財産権保護に関する中共中央、国務院の意見」では、「情状が深刻な悪意による権利侵害行為に対し懲罰的賠償を実施し、かつ権利者が権利侵害行為を制止するために支払った合理的な支出を権利侵害者が負担し、知的財産権侵害のコストを引き上げる」と規定している。本件は懲罰的賠償の構成要件に適合している。その理由は以下の通りである。

第一に、本件における海欣社の行為は故意の権利侵害に該当する。海欣社の複数名の株主とビタミンE プロジェクトを担当するメンバーは、A 氏が新和成社の元社員である

こと、係争の一部の技術秘密はA氏が無断で福抗社に売却したものであること、A氏が新和成社の秘密を知っていることを知っていながら、A氏を副総経理に採用し、係争技術秘密を含むビタミンEイソフィトールの工程フローチャート、設備条件図及び操作規程の設計を担当させた。同社は、A氏を通じて誠泰社が新和成社に反応釜等の専用設備を設計したことを知得し、その会社に同じ機能を有する専用設備の設計を依頼した。本件の刑事事件の審理中ひいては発効後にも、海欣社はずっとビタミンE製品の販売を停止しなかった。その販売収入は発票におけるマイナス部分を控除しても、6,000万元以上あったが、第一審法院が差し押さえた海欣社の口座によると、その直近2年の口座収入はわずか数百万円であった。第二に、海欣社の行為方式は大規模な製造、販売であり、使用した技術は新和成社の中核的技術秘密に関わり、その販売したビタミンE製品の発票記載金額は1億元を超え、マイナス部分を控除しても6,000万以上に達した。海欣社は控除部分について合理的な説明を提出しなかった。第三に、海欣社の販売地域範囲が広く、本件に関連する刑事事件の審理中及び判決後も大量に新和成社の所在県に販売した。例えば、国邦医薬化工集团有限公司は新昌県で登録した企業であり、海欣社は2014年、2015年、2016年にそれぞれ国邦社向けに2,762,100元、4,061,250元、2,549,800元のビタミンEオイルを販売した。第四に、継続時間が長かった。ロット生産から本件判決の直前まで、海欣社はずっと販売を継続した。第五に、海欣社が使用した技術は新和成社の秘密ポイントに記載された技術と同じであった。第六に、海欣社は管轄権異議申立、複数回の忌避申立等の手段を取って、不誠実な訴訟行為を実施し、意図的に訴訟を引き伸ばした。

第一審法院は上記の要素を総合的に考慮し、海欣社が負うべき賠償額は3,500万元であり、福抗社、A氏は海欣社の上記行為の実施に対し共同で過失があり、共同権利侵害に該当し、連帯賠償責任を負うと決定した。

## (二) 藍星社が華爾順社を訴えて、1,000万元の賠償金の支払いが命じられた事件

### ● 基本情報

事件番号	(2014) 魯民三終字第 19 号
------	--------------------

審理法院	山東省高級人民法院
裁判期日	2014.07.11
賠償金額	1,000 万
計算方法	権利侵害による利得
当事者	一審原告、二審被上訴人：威海藍星玻璃股份有限公司 一審被告、二審上訴人：武漢華爾順冶金工程技術有限公司 一審被告、二審上訴人：A 氏
訴因	営業秘密侵害紛争
業界	ガラス製錬

#### ● 事件経緯の概要

藍星社は燃料コストを低減するため、2005年4月から相次いで研究開発経費1,400万元余りを投入して固体燃料で重油を代替する技術の研究開発を行った結果、ガラス溶融窯で固体燃料を用いて重油を代替するための重大な技術革新を成し遂げた。この技術を実施した当初(即ちこの専利願書がまだ公開されていない2007年1月31日までに)、営業秘密を守るために、藍星社は厳格な秘密保持制度を制定した。2006年9月、設備が正常に動作できないため、A氏が藍星社のガラス窯の石炭噴出装置の現場に立ち入って設備を調整した。A氏はこれをきっかけに藍星社のこのガラス窯の石炭噴出方法と装置技術等の営業秘密を把握した。藍星社はA氏に、営業秘密を保持するよう要求した。しかし、A氏はその後、藍星社の秘密保持要求に違反し、その妻が設立した華爾順社の名義でこの技術を複数のガラス製造企業にひそかに売却し、1,000万元余りの不正利益を得た。そのため、藍星社はA氏と華爾順社を訴えて、藍星社の営業秘密を侵害した行為により藍星社にもたらした経済損失1,000万元を賠償することを命じるよう法院に請求した。山東省威海市中級人民法院と山東省高級人民法院はいずれもこれを支持した。

#### ● 判決書抜粋

2009年、藍星社はこの技術を普及させようとした時、A氏が藍星社で把握した技術を営利目的で他社に転売していることを発見し、威海市公安局経偵支隊に通報し、立

件調査を請求した。この事件は威海市公安局経偵支隊の捜査、威海経済技術開発区人民検察院の公訴、威海経済技術開発区人民法院の審理を経て、(2011)威経技区刑初字第17号刑事判決(以下、「発効刑事判決」という)によって次のように認定された。

「A氏は藍星社での設備調整の機会を利用して『固体燃料によるガラス溶融の方法と燃料供給システム』を把握し、約束に違反して勝手に萍郷ガラス工場等の多くのガラス製造企業に売却し、不法に1,000万元余りの利益を取得した。これは特に深刻な結果をもたらしており、その行為が営業秘密侵害罪に該当するため、懲役3年を言い渡す」。A氏はこの判決を不服として、威海市中級人民法院に上訴したが、審理の結果、A氏の上訴が却下され、原判決が維持された。

…… (省略)

A氏、華爾順社は連帯して、藍星社の経済損失を賠償しなければならない。上記の分析によると、A氏は藍星社の営業秘密を侵害した行為を行ったため、これにより藍星社に与えた経済的損失に対する賠償責任を負わなければならない。A氏は華爾順社の名義で萍郷ガラス工場等の企業と契約を締結し、営業秘密を転売して、利益を取得したため、華爾順社は藍星社に与えた経済的損失について連帯賠償責任を負わなければならない。賠償額については、発効した刑事判決書によって認定された事実によると、藍星社に与えた損失額が1,000万元であった。

…… (省略)

原審法院が確定した賠償額が適切かどうかについては、「不正競争民事事件の審理における法律適用に関する若干問題に関する最高人民法院の解釈」第十七条では、反不正競争法第十条に規定する営業秘密侵害行為の損害賠償額を確定するにあたって、専利権侵害の損害賠償額の確定方法を参照してよい」と規定している。

専利法第六十五条には、「専利権侵害の賠償金額は、権利者が権利侵害によって受けた実際の損失に応じて確定する。実際の損失を確定することが困難である場合、権利侵害者が権利侵害によって得た利益に応じて確定する」と規定している。本件では、発効した刑事判決はA氏の侵害行為によって藍星社が1,000万元余りの損失を受けたと認定した。A氏、華爾順社は原審で関連証拠を提出して、公安機関が発行した収入状況表に記載された収入がすべてガラス窯の噴出プロジェクトの技術収入状況に

関するものではないと主張した。当法院では、「収入状況表に記載されている収入は2,600余万元であるが、発効した刑事判決がこの2,600余万元に設備収入が含まれていると認定しているため、すべて営業秘密に関する損失金額と認定できず、またA氏も刑事事件において純収入が1,000万元余りであると供述している。そのため、A氏、華爾順社が本件で提出した関連証拠は発効した刑事判決の認定を覆すことができず、原審法院による1,000万元の賠償額の判決は妥当である。」と判断した。

### 集積回路配置図設計事件(1件)

#### (一) 鉅泉社が銳能微社を訴えて、320万元の賠償金の支払いが命じられた事件

##### ● 基本情報

事件番号	(2014)滬高民三(知)終字第12号
審理法院	上海市高級人民法院
裁判期日	2014.09.23
賠償金額	320万
計算方法	権利侵害による利得
当事者	一審原告、二審上訴人：鉅泉光電科技(上海)股份有限公司 一審被告、二審上訴人：深セン市銳能微科技有限公司 一審被告：上海雅創電子零件有限公司
訴因	集積回路配置図設計の専有権侵害紛争
業界	チップ製造

##### ● 事件経緯の概要

鉅泉社は2008年3月1日にATT7021AUという集積回路の回路配置を完成し、同年7月2日に回路配置登録証書を取得した。銳能微社は原告の前述の保護された回路配置を複製し、雅創社と商業目的で同回路配置を含む集積回路を販売した。そのため、鉅泉社は法院に訴訟を起し、両被告に直ちに侵害行為の停止、謝罪、1,500万元の賠償を命じるよう請求した。一審法院は両被告が権利侵害を構成していると認定し、銳

能微社に鉅泉社の経済的損失と権利擁護のための合理的支出を賠償するよう命じた。  
二審法院はこの判決を維持した。

#### ●判決書抜粋

第一に、鋭能微社が関連財務資料の提供を拒否した行為については、原審法院は「鋭能微社がそのサイトページに表示した1,000万枚の販売数量を本件賠償額の計算根拠とするべき」という鉅泉社の主張を採用した。即ち、鋭能微社は法により、立証できない場合の不利な結果を負担した。

第二に、原審法院が保全した一部の増値税専用発票によると、2010年9月までのRN8209チップの販売価格が4.20元～4.80元であり、鉅泉社は鋭能微社の販売利益が50%であると主張し、鋭能微社はその販売利益が1元であると主張したが、双方とも証拠を提出しなかった。この場合、失当を避けるため、原審法院は鉅泉社が主張した侵害被疑製品の販売価格、販売利益を本件賠償額の計算根拠としないことにした。

第三に、紫図鑑定センターの鑑定結論によると、鋭能微社の対応する回路配置は鉅泉社の「デジタル地軌とアナログ地軌に接続する回路配置」と「独立ブースタ回路の回路配置」と同じである。紫図鑑定センターの鑑定報告は、鉅泉社が主張した「その他の独創性部分」では双方が異なる又は実質的に類似していないことを明らかにしたため、その他のモジュールにおいても同じ部分が存在するとして「鋭能微社がすべての利益をもって賠償するべき」という鉅泉社の主張は、明らかに根拠が欠乏している。当法院が前に述べたように、「デジタル地軌とアナログ地軌に接続する回路配置」と「独立ブースタ回路の回路配置」が侵害被疑チップに果たす役割は確かにコアと主要なものではなく、占める配置面積も確かに比較的小さいため、原審法院が賠償額を確定するにあたってそれを鋭能微社の侵害情状として考慮したことは妥当である。

第四に、鉅泉社の「デジタル地軌とアナログ地軌に接続する回路配置」と「独立ブースタ回路の回路配置」を直接複製することによって、鋭能微社は自力開発よりも少ないコストで、チップ研究開発時間を短縮し、そしてそれによって市場競争優勢を

獲得したため、完全にこの2つの回路配置がチップに占める割合に従って賠償額を確定することもできない。

要するに、原審法院が本件の実際の状況を踏まえて、鋭能微社が合理的な支出を含む経済的損失320万円を鉅泉社に賠償すると判決したことは妥当である。



[特許庁委託事業]

知的財産権侵害関連裁判マニュアル

2023年3月

禁無断転載

[調査受託]

北京市万慧達法律事務所

独立行政法人 日本貿易振興機構

北京事務所

知的財産権部